

表ト-1-1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟	負圧計	{6048-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計
第2加工棟	負圧計	{6048-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)	—
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)	—
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-7} 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)	—
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-8} 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)	—
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6081} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6082} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6083} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6084} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6087} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6088} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6089} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6090} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6091} 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6092} 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6093} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6094} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2

表ト-1-1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第2加工棟)


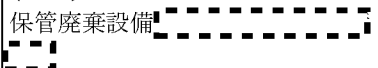

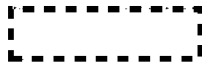



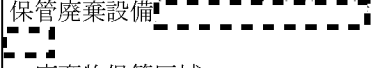

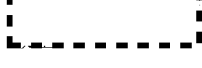
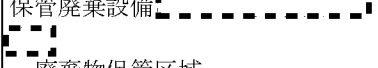
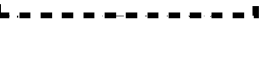


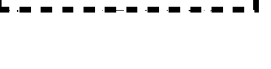




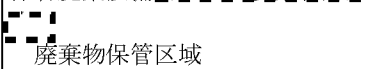


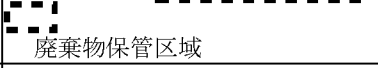


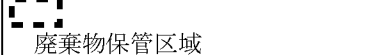

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6095} 第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6096} 第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6097} 第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6098} 第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6099} 第1廃液処理設備 配管	第1廃液処理設備 配管
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6100} 分析廃液処理設備 反応槽	分析廃液処理設備 凝集沈殿装置
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	分析廃液処理設備 貯槽
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6101} 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6102} 分析廃液処理設備 配管	分析廃液処理設備 配管
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	{6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	{6104} 開発室廃液処理設備 遠心分離機	開発室廃液処理設備 遠心分離機
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	{6105} 開発室廃液処理設備 貯槽	開発室廃液処理設備 貯槽
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	{6106} 開発室廃液処理設備 配管	開発室廃液処理設備 配管
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6107} 第2廃液処理設備 集水槽	第2廃液処理設備 集水槽
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6108} 第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2 配管
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6109} 第2廃液処理設備 凝集槽	第2廃液処理設備 凝集槽
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6110} 第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6110-2} 第2廃液処理設備 タンク No. 1	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1

表トー 1 - 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6111} 第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6111-2} 第2廃液処理設備 タンク No. 2	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6112} 第2廃液処理設備 加圧脱水機	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6113} 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6114} 第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6115} 第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2 ろ過装置 No. 3
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6117} 第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6118} 第2廃液処理設備 配管	第2廃液処理設備 配管
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6119} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6120} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6121} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6122} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	{6123} 第2廃液処理設備貯留設備 配管	廃液処理設備貯留設備 配管
以下、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請～第4次申請)において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) フィルタボックス	{6019-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統) フィルタユニット(設備排気用)	気体廃棄設備 No. 1 局所排気設備(系統Ⅷ) フィルタユニット(設備排気用)
第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) ダクト	{6027-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統) ダクト

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表トー１－１（２）放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応（第１加工棟）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
以下、先行申請した設計及び工事の計画（第１次申請～第４次申請）において、全部又は一部の条項について適合性を確認するとしているもの			
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6155} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6156} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6157} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6158} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6159} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6160} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6161} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6162} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 
第１加工棟 	保管廃棄設備	{6163} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第１加工棟保管廃棄設備 

(1) 添付書類１に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1-1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
<建物・構築物>			
第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	{1004} 第1廃棄物貯蔵棟 —	第1廃棄物貯蔵棟 —
<設備・機器>			
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	排風機	{6049} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1排風機	気体廃棄設備 No.2 部屋排気系統 (系統1) No.1排風機
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	排風機	{6050} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統2) No.2排風機
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	排風機	{6051} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統3) No.3排風機
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	排風機	{6052} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統3) No.4排風機
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	排風機	{6053} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統4) No.5排風機
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	排風機	{6054} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統4) No.6排風機
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6055} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 部屋排気系統 (系統1) No.1フィルタユニット
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6056} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統2) No.2フィルタユニット
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6057} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統3) No.5フィルタユニット
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6058} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統4) No.8フィルタユニット
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6059} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統3) No.3フィルタユニット
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6060} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統3) No.4フィルタユニット

表トー 1 - 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6061} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所 排気系統) No.6 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統4) No.6 フィルタユニット
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6062} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所 排気系統) No.7 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統4) No.7 フィルタユニット
第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	排気ダクト(高性能 エアフィルタ(フィ ルタボックス)~排 風機、損傷によって、 安全機能を維持すべ き第2 類設備・機器 及び避難経路に影響 する区間) 排気ダクト(上記以 外)	{6063} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋 排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.2 部屋排気系統 (系統1) ダクト
第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	排気ダクト(高性能 エアフィルタ(フィ ルタボックス)~排 風機、損傷によって、 安全機能を維持すべ き第2 類設備・機器 及び避難経路に影響 する区間) 排気ダクト(上記以 外)	{6064} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所 排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統2) ダクト
第1 廃棄物貯蔵棟 系統3	排気ダクト(高性能 エアフィルタ(フィ ルタボックス)~排 風機、損傷によって、 安全機能を維持すべ き第2 類設備・機器 及び避難経路に影響 する区間) 排気ダクト(上記以 外)	{6065} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所 排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統3) ダクト
第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	排気ダクト(高性能 エアフィルタ(フィ ルタボックス)~排 風機、損傷によって、 安全機能を維持すべ き第2 類設備・機器 及び避難経路に影響 する区間) 排気ダクト(上記以 外)	{6066} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所 排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.2 局所排気系統 (系統4) ダクト
第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	閉じ込め弁	{6067} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋 排気系統) 閉じ込め弁	—

表トー 1 - 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	閉じ込め弁	{6068} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所 排気系統) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	閉じ込め弁	{6069} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所 排気系統) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	閉じ込め弁	{6070} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所 排気系統) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-2} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷 塔給気) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-3} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィ ルタ冷却給気) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-4} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込め弁	—
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	閉じ込めダンパー	{6072} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋 排気系統) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	閉じ込めダンパー	{6073} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所 排気系統) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	閉じ込めダンパー	{6074} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所 排気系統) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	閉じ込めダンパー	{6075} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所 排気系統) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-2} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷 塔給気) 閉じ込めダンパー	—

表トー 1 - 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	給気ファン	{6077} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	気体廃棄設備 No.2 給気系統 給気ユニット
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	給気ファン	{6077-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	給気ファン	{6077-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 第1 廃棄物貯蔵室	給気ファン	{6077-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	給気ファン	{6078} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	気体廃棄設備 No.2 給気系統 給気ファン
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	給気ダクト	{6079} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.2 給気系統 ダクト
第1 廃棄物貯蔵棟	負圧計	{6080} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	—
第1 廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2	{6080-2} 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	{6124} W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	{6125} W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	{6126} W1 廃液処理設備 タンク No.1	W1 廃液処理設備 タンク No.1
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	{6127} W1 廃液処理設備 タンク No.2	W1 廃液処理設備 タンク No.2
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	{6128} W1 廃液処理設備 タンク No.3	W1 廃液処理設備 タンク No.3

表トー 1 - 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第1 廃棄物貯蔵棟)

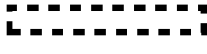
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6129} W 1 廃液処理設備 ろ過機	W 1 廃液処理設備 ろ過機
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6130} W 1 廃液処理設備 圧搾脱水機	W 1 廃液処理設備 脱水機
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6131} W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6132} W 1 廃液処理設備 受水槽	W 1 廃液処理設備 受水槽
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6133} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6134} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6135} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6136} W 1 廃液処理設備 配管	W 1 廃液処理設備 配管
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	保管廃棄設備	{6153} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	保管廃棄設備 (廃棄物保管区域)
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6138} 焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	失火検知機構	{6138-2} 失火検知機構 —	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	過加熱防止機構	{6138-3} 過加熱防止機構 —	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	圧力逃がし機構	{6138-4} 圧力逃がし機構 —	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	可燃性ガス配管	{6138-5} 可燃性ガス配管 —	—
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6139} 焼却設備 バグフィルタ	焼却設備 バグフィルタ
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6140} 焼却設備 投入プッシャ	焼却設備 投入プッシャ
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6141} 焼却設備 前処理フード	焼却設備 前処理フード
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード	焼却設備 フィルタ処理フード

表ト-1-1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却炉	{6143} 焼却設備 投入リフタ	焼却設備 投入リフタ
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却炉	{6144} 焼却設備 急冷塔	焼却設備 急冷塔
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	湿式除染機 湿式除染機本体
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機	{6146} 湿式除染機 水洗除染タンク	湿式除染機 水洗除染タンク
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機	{6147} 乾式除染機 —	乾式除染機 乾式除染機本体
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイストクレーン	{6148} ホイストクレーン 2トンチェンブロック	搬送設備 2トンチェンブロック
第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	{6149} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	搬送設備 1トンチェンブロック

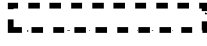
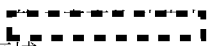
(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1-1 (4) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(第3廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
<建物・構築物>			
第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	{1005} 第3廃棄物貯蔵棟 —	第3廃棄物貯蔵棟 —
<設備・機器>			
第3廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備	{6154} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	— (第3廃棄物貯蔵棟として認可)
第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	{6151} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	— (第3廃棄物貯蔵棟として認可)

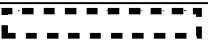

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1-1 (5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応 (第5 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
<建物・構築物>			
第5 廃棄物貯蔵棟	第5 廃棄物貯蔵棟	{1006} 第5 廃棄物貯蔵棟 —	—
<設備・機器>			
第5 廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備	{6137} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	—

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1-1 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応 (第2 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
<建物・構築物>			
第2 廃棄物貯蔵棟	第2 廃棄物貯蔵棟	{1014} 第2 廃棄物貯蔵棟 —	第2 廃棄物倉庫 —
<設備・機器>			
第2 廃棄物貯蔵棟 		{6137-2} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	— (第2 廃棄物倉庫として認可)

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	4 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	1 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	2 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	2 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	3 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	2 台	改造 老朽化のため、更新する。
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	4 台	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	3 台	変更なし

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No. 1 系統V (局所排気 系統) フィルタユニット (設備排気用)	2 台	改造 火災対策のため、カバーを金属性材料に変更する。 今後使用する見込みはないため、1 台を撤去する。 後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、2 台を接続設備から切り離す。
第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気 系統) フィルタユニット (設備排気用)	6 台	改造 火災対策のため、カバーを金属性材料に変更する。 設備・機器の移設・撤去に伴い2 台を撤去、1 台を更新する。
第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気 系統) フィルタユニット (設備排気用)	4 台	改造 火災対策のため、カバーを金属性材料に変更する。
第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No. 1 系統I (部屋排気 系統) ダクト	1 式	改造 防火区画壁を貫通しないルートに一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No. 1 系統II (部屋排気 系統) ダクト	1 式	改造 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No. 1 系統III (部屋排気 系統) ダクト	1 式	改造 設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気 系統) ダクト	1 式	改造 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No. 1 系統V (局所排気 系統) ダクト	1 式	改造 後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、ダクトを接続設備から切り離す。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。 不要な熱交換器を撤去する。

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) ダクト	1 式	改造 設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) ダクト	1 式	改造 防火区画壁を貫通しないルートに一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) ダクト	1 式	改造 メンテナンススペース確保のため、ルートを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。 不要な熱交換器を撤去する。
第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No. 1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No. 1 系統II (部屋排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No. 1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No. 1 系統V (局所排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁	1 台	改造 ダクトの撤去・新設に伴い、更新する。
第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No. 1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No. 1 系統III 系統VI (給気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更なし

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 閉じ込め弁	1台	変更なし
第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	1台	変更なし
第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 ダクトの撤去・新設に伴い、更新する。 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	1台	変更なし
第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I系統II系統V (給気系統) 閉じ込めダンパー	2台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ、系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー	1台	改造 開度監視インターロックを追加する。
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC)	1台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	1台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 給気ユニット (203SU)	1台	変更なし
第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC)	1台	変更なし
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) ダクト	1式	改造 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) ダクト	1式	改造 設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) ダクト	1式	改造 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト	1式	改造 メンテナンススペース確保のため、ルートを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計	5台	改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、負圧制御盤に警報及び移報機能の追加、移報の集約を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計	3台	改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤 (警報盤) を移設及び新設する。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ 差圧計	1台	変更なし
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計	5台	改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、負圧制御盤に移報機能の追加、移報の集約を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) —	1式	改造 新規基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) —	1 式	改造 新規制基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) —	1 式	改造 新規制基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) —	1 式	改造 新規制基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	1 台	改造 耐震補強を行う。
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4	1 台	変更なし
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	1 式	変更なし
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	1 台	改造 老朽化対策のため、更新する。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	1 台	改造 老朽化対策のため、更新する。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1 台	変更なし
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 配管	1 式	改造 老朽化対策のため、更新する。

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	1台	変更なし
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機	1台	変更なし
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽	1台	変更なし
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	1式	変更なし
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	1台	変更なし
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	1台	改造 耐震補強を行う。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 1	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1台	改造 耐震補強を行う。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 2	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	1台	変更なし
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	1台	改造 耐震補強のため、一部不要機器の撤去を行う。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管	1式	改造 老朽化対策のため、配管を更新する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。

表ト-1-2 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	1台	改造 誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管	1式	変更なし
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	1台	部分撤去
第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	1式	部分撤去

表ト-1-2 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第1加工棟)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
以下、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請～第4次申請)において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	改造 (保管廃棄能力の変更)
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	改造 (廃棄物保管区域の形状変更)
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	変更なし
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	変更なし
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	改造 (廃棄物保管区域の形状変更)
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	変更なし
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	変更なし
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	改造 (保管廃棄能力の変更)
第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	改造 (保管廃棄能力の変更)

表ト-1-2 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>			
第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 —	1	改造 ①外部扉の改造 ②W1防護壁の新設 ③火災区画等の改造 ④グレーチング及び扉の改造
<設備・機器>			
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1排風機	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2排風機	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3排風機	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4排風機	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5排風機	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6排風機	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1フィルタユニット	1台	変更なし

表ト-1-2 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気 系統) No. 2 フィルタユニット	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気 系統) No. 5 フィルタユニット	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気 系統) No. 8 フィルタユニット	1 台	改造 耐震補強のため、既設 アンカーボルトを撤 去し、新設のアンカー ボルトで壁面に固定 する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気 系統) No. 3 フィルタユニット	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気 系統) No. 4 フィルタユニット	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気 系統) No. 6 フィルタユニット	1 台	改造 火災対策のため、カバ ーを金属性材料に変 更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気 系統) No. 7 フィルタユニット	1 台	改造 火災対策のため、カバ ーを金属性材料に変 更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気 系統) ダクト	1 式	改造 メンテナンススペ ース確保のため、ダク トのサイズを一部変 更する。 耐震補強のため、ダク トの支持構造物の位 置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気 系統) ダクト	1 式	改造 メンテナンススペ ース確保のため、ダク トのサイズを一部変 更する。 耐震補強のため、ダク トの支持構造物の位 置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気 系統) ダクト	1 式	改造 老朽化のため、ダク トの一部を更新する。 耐震補強のため、ダク トの支持構造物の位 置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気 系統) ダクト	1 式	改造 耐震補強のため、ダク トの支持構造物の位 置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気 系統) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気 系統) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気 系統) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし

表ト-1-2 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気 系統) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給 気) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ 冷却給気) 閉じ込め弁	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物貯蔵室 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁	6 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気 系統) 閉じ込めダンパー	1 台	改造 開度監視インターロ ックを追加する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気 系統) 閉じ込めダンパー	1 台	改造 開度監視インターロ ックを追加する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気 系統) 閉じ込めダンパー	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気 系統) 閉じ込めダンパー	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	1 台	改造 開度監視インターロ ックを追加する。
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給 気) 閉じ込めダンパー	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ 冷却給気) 閉じ込めダンパー	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物貯蔵室 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	6 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給 気) 給気フィルタ	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ 冷却給気) 給気フィルタ	1 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物貯蔵室 W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	6 台	変更 なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統 3 系統4 (給気系統) 給気ファン	1 台	変更 なし

表ト-1-2 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	1 式	改造 老朽化のため、ダクトを一部更新する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	1 台	改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、制御機能を警報盤に集約する。
第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) —	1 式	改造 新規制基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	1 台	変更 なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽	1 台	改造 老朽化対策のため、設備を更新する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.1	1 台	変更 なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.2	1 台	変更 なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No.3	1 台	改造 老朽化対策のため、設備を更新する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 ろ過機	1 台	変更 なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 圧搾脱水機	1 台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1 台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 受水槽	1 台	改造 施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.1	1 台	改造 施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.2	1 台	改造 施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No.3	1 台	改造 施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管	1 式	変更 なし
第1廃棄物貯蔵棟 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	変更 なし

表ト-1-2 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 焼却炉	1台	改造 耐震補強を行う。 老朽化対策のため、焼却炉の点検口を更新する。 火災爆発対策のため、可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)を2系統で設置し、緊急遮断弁と連動させる。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	失火検知機構 —	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	過加熱防止機構 —	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	圧力逃がし機構 —	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	可燃性ガス配管 —	1式	改造 火災爆発対策のため、屋外の可燃性ガス配管に緊急遮断弁を2系統で設置し、感震計と連動させる。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 バグフィルタ	1台	改造 耐震補強を行う。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 投入プッシャ	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 前処理フード	1台	改造 開口部の形状を変更する。 耐震補強を行う。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 フィルタ処理フード	1台	改造 耐震補強を行う。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 投入リフタ	1台	改造 耐震補強を行う。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 急冷塔	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機 湿式除染部	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	湿式除染機 水洗除染タンク	1台	改造 火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	乾式除染機 —	1台	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ホイストクレーン 2トンチェンブロック	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室W1廃棄物搬入室	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	1式	変更なし

表ト-1-2 (4) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第3廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>			
第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟 —	1	改造 ①外部扉の改造 ②W3防護壁の新設
<設備・機器>			
第3廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	変更 なし
第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	1式	変更 なし

表ト-1-2 (5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第5廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
<建物・構築物>			
第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 —	1	新設 ①杭工事 ②基礎・壁・柱・はり・ 屋根スラブ工事 ③屋根防水工事 ④建具工事
<設備・機器>			
第5廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	新設 ①保管廃棄設備 廃棄物保管区域工事

表ト-1-2 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容 (第2廃棄物貯蔵棟)

設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
<建物・構築物>			
第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 —	1	撤去
<設備・機器>			
第2廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	1	撤去

表ト-1-3 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No. 1）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、 系統 V、給気系統)	系統 I	部屋 排気	第 2 粉末受入室 第 2-1 貯蔵室 第 2 ペレット保管室 第 2-1 混合室 第 2-1 ペレット室 第 2-1 ペレット検査室 第 2 出入管理室 第 2-1 燃料棒加工室	排風機 (301-F)	{6001}
				フィルタユニット (FU-401)	{6009}
				ダクト	{6020}
				閉じ込め弁	{6028}
				閉じ込めダンパー	{6037}
				閉じ込めダンパー (ワンスルー運転 切替用)	{6037-2}
				閉じ込めダンパー (リサイクル運転 切替用)	{6037-3}
				系統 II	部屋 排気
	フィルタユニット (FU-402)	{6010}			
	ダクト	{6021}			
	閉じ込め弁	{6029}			
	系統 V	局所 排気	第 2-1 混合室 第 2-1 ペレット室 第 2-1 燃料棒加工室 第 2 出入管理室 第 2 廃棄物処理室 第 2 洗濯室	排風機 (305-F)	{6005}
	フィルタユニット (FU-405)			{6013}	
	フィルタユニット (設備排気用)			{6017}	
	ダクト			{6024}	
	閉じ込め弁			{6032}	
	閉じ込めダンパー			{6041}	
	系統 I 系統 II 系統 V	給気	第 2 粉末受入室 第 2-1 貯蔵室 第 2 ペレット保管室 第 2-1 混合室 第 2-1 ペレット室 第 2-1 ペレット検査室 第 2 出入管理室 第 2 廃棄物処理室 第 2-1 燃料棒加工室	閉じ込め弁	{6036}
				閉じ込めダンパー	{6045}
				給気ユニット (201AC)	{6046}
ダクト				{6047}	
系統 I 系統 II 系統 V				—	第 2-1 貯蔵室 第 2-1 ペレット室 第 2 廃棄物処理室 第 2-1 燃料棒加工室
{6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統 III、系統 VI、 給気系統)	系統 III	部屋 排気	第 2 開発室 第 2 分析室 第 2 放射線管理室	排風機 (303-F)	{6003}
				フィルタユニット (FU-403)	{6011}
				ダクト	{6022}
				閉じ込め弁	{6030}
				閉じ込めダンパー	{6039}
	系統 VI	局所 排気	第 2 開発室 第 2 分析室 第 2 放射線管理室	排風機 (306-F)	{6006}
				フィルタユニット (FU-406)	{6014}
				フィルタユニット (設備排気用)	{6018}
				ダクト	{6025}
				閉じ込め弁	{6033}
	系統 III 系統 VI	給気	第 2 開発室 第 2 分析室 第 2 放射線管理室	閉じ込め弁	{6036-2}
	閉じ込めダンパー			{6045-2}	
	給気ユニット (202AC)			{6046-2}	
	ダクト			{6047-2}	
	系統 III 系統 VI	—	第 2 開発室 第 2 分析室 第 2 放射線管理室	差圧計	{6048-2}

表ト-1-3 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No. 1）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)	系統IV	部屋 排気	第2フィルタ室	排風機 (304-F)	{6004}
				フィルタユニット (FU-404)	{6012}
				ダクト	{6023}
				閉じ込め弁	{6031}
				閉じ込めダンパー	{6040}
	系統IV	給気	第2フィルタ室	閉じ込め弁	{6036-3}
				閉じ込めダンパー	{6045-3}
				給気ユニット (203SU)	{6046-3}
				ダクト	{6047-3}
				差圧計	{6048-3}
{6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、 給気系統)	系統VII	部屋 排気	第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	排風機 (307-F)	{6007}
				フィルタユニット (FU-407)	{6015}
				ダクト	{6026}
				閉じ込め弁	{6034}
				閉じ込めダンパー	{6043}
				閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6043-2}
				閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6043-3}
				排風機 (308-F)	{6008}
	系統VIII	局所 排気	第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	フィルタユニット (FU-408)	{6016}
				フィルタユニット (設備排気用)	{6019}
				ダクト	{6027}
				閉じ込め弁	{6035}
				閉じ込めダンパー	{6044}
				閉じ込め弁	{6036-4}
	系統VII系統VIII	給気	第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	閉じ込めダンパー	{6045-4}
				給気ユニット (204AC)	{6046-4}
				ダクト	{6047-4}
				差圧計	{6048-4}
	系統VII系統VIII	-	第2-2貯蔵室 第2-2ペレット室 第2-1作業支援室 第2-2燃料棒加工室		

表ト-1-4 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No. 2）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、 系統3、系統4、給 気系統)	系統1	部屋 排気	W1 廃棄物処理室 W1 出入管理室	No.1 排風機	{6049}
				No.1 フィルタユニット	{6055}
				ダクト	{6063}
				閉じ込め弁	{6067}
				閉じ込めダンパー	{6072}
	系統2	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.2 排風機	{6050}
				No.2 フィルタユニット	{6056}
				ダクト	{6064}
				閉じ込め弁	{6068}
				閉じ込めダンパー	{6073}
	系統3	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.3 排風機	{6051}
				No.4 排風機	{6052}
				No.5 フィルタユニット	{6057}
				No.3 フィルタユニット	{6059}
				No.4 フィルタユニット	{6060}
				ダクト	{6065}
				閉じ込め弁	{6069}
	系統4	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.5 排風機	{6053}
				No.6 排風機	{6054}
				No.8 フィルタユニット	{6058}
				No.6 フィルタユニット	{6061}
				No.7 フィルタユニット	{6062}
				ダクト	{6066}
				閉じ込め弁	{6070}
	系統1系統2 系統3系統4	給気	W1 廃棄物処理室	閉じ込め弁	{6071}
				閉じ込めダンパー	{6076}
				給気フィルタ	{6077}
				給気ファン	{6078}
	系統4	急冷塔 給気	急冷塔	ダクト	{6079}
				閉じ込め弁	{6071-2}
				閉じ込めダンパー	{6076-2}
	系統3	フィルタ 冷却 給気	フィルタユニット	給気フィルタ	{6077-2}
閉じ込め弁				{6071-3}	
閉じ込めダンパー				{6076-3}	
系統1系統2 系統3系統4	自然給 気	W1 廃棄物処理室	給気フィルタ	{6077-3}	
			閉じ込め弁	{6071-4}	
			閉じ込めダンパー	{6076-4}	
系統1系統2 系統3系統4	—	W1 廃棄物処理室	給気フィルタ	{6077-4}	
			差圧計	{6080}	

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー 遮水板</p> <p>{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)</p> <p>(構成設備)</p> <p>{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F) {6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F) {6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F) {6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401) {6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402) {6013} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405) {6017} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6020} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) ダクト {6021} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) ダクト {6024} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクト {6028} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6029} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6032} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込め弁 {6037} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6037-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6037-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) {6038} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6041} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC) {6047} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) ダクト {6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー {8065} 緊急設備 遮水板</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 1 及び図リ一他 - 1 3 に示す。</p>

表トー2P設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトルートの変更 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)</p> <p>火災による損傷の防止対策として、系統Ⅰ (部屋排気系統) ダクトを、火災区域2P-1及び火災区域2P-2間の防火区画壁を貫通しないルートに変更する。なお、ルート変更後の貫通部の開口部の閉止については第2加工棟の工事にて実施する。</p> <p>今後使用する見込みのないダクト撤去のため、第2-1混合室の系統Ⅴ (局所排気系統) ダクト及びフィルタユニット (設備排気用) 1台を撤去する。</p> <p>②局所排気接続設備の一部閉止</p> <p>後半申請の施設からの波及的影響を受けないようにするため、系統Ⅴ (局所排気系統) のダクトをフィルタユニット (設備排気用) 2台及び接続設備から切り離す。切り離れた開口部には、閉止板又はメッシュ板を設置する。</p> <p>③ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)</p> <p>系統Ⅰ (部屋排気系統)、系統Ⅱ (部屋排気系統)、系統Ⅴ (局所排気系統) 及び系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>④防火ダンパーの新設又は更新 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)</p> <p>火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを新設又は更新する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種管理区域の火災区域境界貫通部 ・局所排気系統において、排風機側に設置する2段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部 <p>⑤金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)</p> <p>火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑥ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)</p> <p>閉じ込めダンパー ({6037-3} 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) を除く) に開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑦不要機器の撤去 (位置を図トー2P設-2-1-1に示す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続焼結炉 No.1 に接続している系統Ⅴ (局所排気系統) ダクト上の老朽化した不要な熱交換器を撤去する。 ・火災区域境界及び防火区画境界に該当しない壁又は床の貫通部に設けられた老朽化した不要な防火ダンパーを撤去する。 <p>⑧差圧計の改造</p> <p>監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤 (警報盤) に警報及び移報機能を追加し、第2-1ペレット室の負圧制御盤 (警報盤) に移報を集約する。</p>
<p>設置場所</p>	<p>第2加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>
<p>員数</p>	<p>1式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>

表トー 2 P 設- 2- 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表 1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表 1) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表 1) に示す。
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止		[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第 1 類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第 1 類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第 2 類: フィルタユニット (設備排気用) から排風機までの区間 耐震重要度分類 第 3 類: 上記以外の区間 {6020}ダクト、{6021}ダクト、{6024}ダクト、{6047}ダクト、{6017}フィルタユニット (設備排気用)、{6028}閉じ込め弁、{6029}閉じ込め弁、{6032}閉じ込め弁、{6036}閉じ込め弁、{6037}閉じ込めダンパー、{6037-2}閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)、{6037-3}閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)、{6038}閉じ込めダンパー、{6041}閉じ込めダンパー、{6045}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー 各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図トー 2 P 設- 2- 1- 1 に示す。 ○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6001}排風機 (301-F) ・┌───────────┐ └───────────┘ {6002}排風機 (302-F) ・┌───────────┐ └───────────┘ {6005}排風機 (305-F) ・┌───────────┐ └───────────┘ {6009}フィルタユニット (FU-401) ・┌───────────┐ └───────────┘ {6010}フィルタユニット (FU-402) ・┌───────────┐ └───────────┘ {6013}フィルタユニット (FU-405) ・┌───────────┐ └───────────┘ アンカーボルトで壁に固定する。 {6048}差圧計 下記設備・機器を耐震重要度分類 第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046}給気ユニット (201AC)

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル (制御盤と機器を接続する信号線、制御線) を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p> <p>フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>{6017} フィルタユニット (設備排気用) は、{6013} フィルタユニット (FU-405) と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6013} フィルタユニット (FU-405) の閉じ込めの機能を維持する。</p>
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F5] 閉じ込めの機能の維持のため、第 2 排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ - 他 - 1 3 に示す。</p>	
安全避難通路等	—	

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1] 第 1 種管理区域の室内の負圧を {6048} 差圧計によって監視し、差圧計が -19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 3 に示す。</p> <p>[18. 1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態を示す以下の情報に係る移報信号を {7037} 警報集中表示盤に転送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {6001} 排風機 (301-F)、{6002} 排風機 (302-F)、{6005} 排風機 (305-F) 及び {6046} 給気ユニット (201AC) の運転状態 ・ リサイクル系統の運転の有無 ・ {6048} 差圧計による第 2-1 ペレット室の負圧異常 <p>[18. 2-F1] 第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・ 局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・ 給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>[18. 2-F1] 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。</p> <p>(系統 V (局所排気系統) の排風機異常時) ・ 系統 V (局所排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・ 部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にとともに、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p>

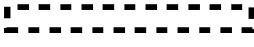


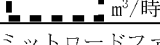

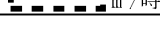
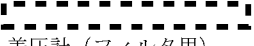
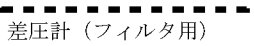
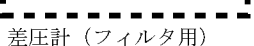
表ト-2 P 設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>(系統Ⅰ (部屋排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統Ⅰ (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>(系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>(給気系統の給気ユニット異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>(部屋排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2-2ペレット室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>前記のインターロック系統図を図ト-2 P 設-2-1-4に示す。</p>
<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>廃棄施設</p>	<p>—</p>	<p>[20.1-F3]</p> <p>部屋排気系統及び局所排気系統に、{6009}フィルタユニット (FU-401)、{6010}フィルタユニット (FU-402) 及び{6013}フィルタユニット (FU-405) を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6017}フィルタユニット (設備排気用) を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20.1-F1]</p> <p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。なお、系統Ⅰ (部屋排気系統) においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。</p> <p>[20.1-F5]</p> <p>フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>[20.1-F4]</p> <p>ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p>
<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>遮蔽</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

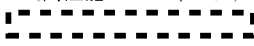
表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	換気設備	<p>[23. 1-F1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 1.3×10^4 (m³) 気体廃棄設備 No.1 全体の換気能力： 1.3×10^5 m³/時以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2]</p> <p>フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{6005}排風機(305-F)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。 非常用電源設備 系統図を図リ-他-11に示す。</p>
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		<p>[99-F7]</p> <p>F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。</p>
添付図		<p>図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-1-1、図ト-2 P設-2-1-2、図ト-2 P設-2-1-3、図ト-2 P設-2-1-4、図リ-他-11、図リ-他-13</p>

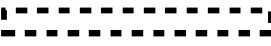
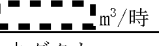

表ト-2P設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6001}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6002}気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6005}気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6009}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	第2加工棟 第2フィルタ室	4台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6010}気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	第2加工棟 第2フィルタ室	1台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6013}気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	第2加工棟 第2フィルタ室	3台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)

表ト-2P設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6017}気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (設備 排気用)	第2加工棟 系統V	2台	型 式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) (据付ボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6020}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統I	1式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ポリウムダンパー その他の性能 : -
{6021}気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統II	1式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ポリウムダンパー その他の性能 : -
{6024}気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統V	1式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板)、 ステンレス鋼 (SUS304) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ポリウムダンパー その他の性能 : -
{6028}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統I	1台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6029}気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統II	1台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6032}気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統V	1台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036}気体廃棄設備 No.1 系統I系統II系統V (給 気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6037}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統I	1台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6037-2}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替 用)	第2加工棟 系統I	1台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表ト-2P設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6037-3}気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	第2加工棟 系統I	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6038}気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統II	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6041}気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統V	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045}気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 給気系統	2台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046}気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047}気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048}気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V 差圧計	第2加工棟	5台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計、警報盤 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045}緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	22台 ⁽¹⁾	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品

*SS400 以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P 設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)
の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトルートの変更	{6020}ダクト	(ダクト) 鋼(溶融亜鉛めっき鋼板)	1式	図ト-2 P 設-2-1-5
②局所排気接続設備の一部閉止	{6024}ダクト	(閉止板) 金属製 (メッシュ板) 金属製	1式	図ト-2 P 設-2-1-1(7)
③ダクト支持構造物の改造	{6020}ダクト {6021}ダクト {6024}ダクト	(支持構造物) SS400 (アンカーボルト) SS400*	1式	—
④防火ダンパーの新設又は更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	22台	図ト-2 P 設-2-1-1
⑤金属製カバーの設置	{6017}フィルタユニット(設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	2台	図ト-2 P 設-2-5
⑥ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6037}閉じ込めダンパー {6037-2}閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用) {6038}閉じ込めダンパー {6041}閉じ込めダンパー	(コントロールモータ) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1台 1式	図ト-2 P 設-2-1-4(3)
⑧差圧計の改造	{6048}差圧計	(配線) 難燃ケーブル	1式	図ト-2 P 設-2-1-3

*SS400以上の強度を有する材料

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー 遮水板
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) (構成設備・機器)</p> <p>{6003} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)</p> <p>{6006} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)</p> <p>{6011} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)</p> <p>{6014} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)</p> <p>{6018} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)</p> <p>{6022} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト</p> <p>{6025} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト</p> <p>{6030} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁</p> <p>{6033} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁</p> <p>{6036-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁</p> <p>{6039} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー</p> <p>{6042} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー</p> <p>{6045-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー</p> <p>{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)</p> <p>{6047-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) ダクト</p> <p>{6048-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計</p> <p>{8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>{8065} 緊急設備 遮水板</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設ー 2ー 2ー 1 及び図リー他ー 1 3 に示す。</p>
変更内容		<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトの撤去・新設 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。)</p> <p>系統Ⅲ (部屋排気系統)、系統Ⅵ (局所排気系統) 及び系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) のダクトについて、第 2 加工棟 3 階 第 2 開発室及び第 2 分析室の設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。また、これに伴い不要となった系統Ⅵ (局所排気系統) のフィルタユニット (設備排気用) 2 台を撤去するとともに、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、フィルタユニット (設備排気用) 1 台を更新する。</p> <p>系統Ⅵ (局所排気系統) のダクトにおいて、酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する経路 (第 2 加工棟 3 階各室から 4 階排風機までの区間) については、耐腐食性を有する材料を使用する。</p>

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

<p>変更内容</p>	<p>②ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅲ (部屋排気系統)、系統Ⅵ (局所排気系統) 及び系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>③防火ダンパーの更新 (仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを更新する。 ・第 1 種管理区域の火災区域境界貫通部 ・局所排気系統において、排風機側に設置する 2 段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</p> <p>④金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知 を追加する。</p> <p>⑥フィルタユニットの更新 老朽化のため、系統Ⅵ (局所排気系統) のフィルタユニット (FU-406) 2 台を更新する。アンカーボルトは既設のものを用いる。</p> <p>⑦差圧計の改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤 (警報盤) を移設及び新設する。</p>	
<p>設置場所</p>	<p>第 2 加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)</p>	
<p>員数</p>	<p>1 式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)</p>	
<p>一般仕様</p>	<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表 1) に示す。</p>
	<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表 1) に示す。</p>
	<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表 1) に示す。</p>
	<p>その他の構成機器</p>	<p>各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表 1) に示す。</p>
	<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表 1) に示す。</p>
	<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第 1 類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第 1 類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第 2 類: フィルタユニット (設備排気用) から排風機までの区間 耐震重要度分類 第 3 類: 上記以外の区間</p>

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>{6022}ダクト、{6025}ダクト、{6047-2}ダクト、{6018}フィルタユニット (設備排気用)、{6030}閉じ込め弁、{6033}閉じ込め弁、{6036-2}閉じ込め弁、{6039}閉じ込めダンパー、{6042}閉じ込めダンパー、{6045-2}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-2 P設-2-2-1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6003}排風機 (303-F) {6006}排風機 (306-F) {6011}フィルタユニット (FU-403) {6014}フィルタユニット (FU-406)</p> <p>アンカーボルトで壁に固定する。 {6048-2}差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046-2}給気ユニット (202AC)</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>		<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表1) に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル(制御盤と機器を接続する信号線、制御線)を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p> <p>フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>{6018}フィルタユニット(設備排気用)は、{6014}フィルタユニット(FU-406)と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6014}フィルタユニット(FU-406)の閉じ込めの機能を維持する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F5] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-2}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-2-3に示す。</p> <p>[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態を示す以下の情報に係る移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{6003}排風機(303-F)、{6006}排風機(306-F)及び{6046-2}給気ユニット(202AC)の運転状態 ・{6048-2}差圧計による第2分析室の負圧異常 <p>[18.2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。</p>

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>○送排風機の起動停止インターロック (起動時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 <p>(停止時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。 <p>[18.2-F1] 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。</p> <p>(系統Ⅵ (局所排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統Ⅵ (局所排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>(系統Ⅲ (部屋排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統Ⅲ (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>(給気系統の給気ユニット異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>(部屋排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2分析室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>前記のインターロック系統図を図ト-2 P設-2-2-4に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、{6011}フィルタユニット (FU-403) 及び{6014}フィルタユニット (FU-406) を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6018}フィルタユニット (設備排気用) を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p>



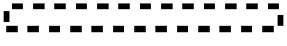
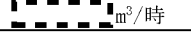

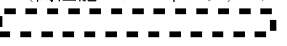

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25m) から屋外に放出する。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	<p>[23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 1.3×10^4 (m³) 気体廃棄設備 No.1 全体の換気能力： 1.3×10^5 m³/時以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23.1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	非常用電源設備	<p>[24.1-F2] {6006} 排風機 (306-F) は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び {8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する⁽¹⁾。 非常用電源設備 系統図を図リ-他-11に示す。</p>
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-2-1、図ト-2 P設-2-2-2、図ト-2 P設-2-2-3、図ト-2 P設-2-2-4、図リ-他-11、図リ-他-13

(1) 長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、ウランの閉じ込めを行った上で、当該排風機を待機状態とする。

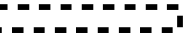

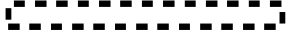
表ト-2 P 設-2-2 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)

構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6003}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構成材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6006}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構成材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6011}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構成材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP 法)
{6014}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構成材 : (フィルタボックス) 鋼 (SUS316L) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP 法)
{6018}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (設備 排気用)	第2加工棟 系統VI	6台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構成材 : (フィルタボックス) (据付ボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP 法)
{6022}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統III	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構成材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6025}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VI	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構成材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -

表ト-2 P設-2-2 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)

構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6030}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統III	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6033}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VI	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6039}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統III	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6042}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VI	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 閉じ込めダンパ ー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 給気ユニット (202AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI給気系 統 差圧計	第2加工棟	3台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045}緊急設備 防火ダ ンパー	第2加工棟	8台 ⁽¹⁾	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主 管理制度適合品

*SS400 以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-2 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の改造の仕様

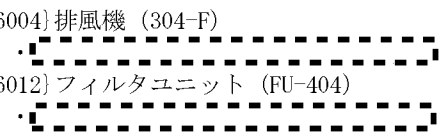
改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトの撤去・新設	{6022}ダクト {6025}ダクト {6047-2}ダクト {6018}フィルタユニット (設備廃棄用) {6033}閉じ込め弁 {6042}閉じ込めダンパー	(ダクト) 鋼(溶融亜鉛めっき鋼板、塩化ビニル塗装溶融亜鉛めっき鋼板) (フィルタユニット) 難燃性合板(※改造④で金属製カバーを設置する) (閉じ込め弁) 金属製、手動作動式 (閉じ込めダンパー) 金属製、自動作動式	1式 1台 1台 1台	図ト-2 P設-2-2-1
②ダクト支持構造物の改造	{6022}ダクト {6025}ダクト {6047-2}ダクト	(支持構造物) SS400 (アンカーボルト) SS400*	1式	—
③防火ダンパーの更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	8台	図ト-2 P設-2-2-1
④金属製カバーの設置	{6018}フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	6台	図ト-2 P設-2-5
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6039}閉じ込めダンパー {6042}閉じ込めダンパー {6045-2}閉じ込めダンパー	(コントロールモータ) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1台 1式	図ト-2 P設-2-2-4(3)
⑥フィルタユニットの更新	{6014}フィルタユニット (FU-406)	(フィルタユニット) 金属製 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維製、 捕集効率99.97%以上(DOP法) (プレフィルタ) ガラス繊維製	2台	図ト-2 P設-2-2-2(4)
⑦差圧計の改造	{6048-2}差圧計	(制御盤) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	1台 1式	図ト-2 P設-2-2-3

*SS400以上の強度を有する材料

表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー 遮水板
設備・機器名称 機器名		{6048-7} 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) (構成設備・機器) {6004} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F) {6012} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404) {6023} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) ダクト {6031} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6036-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁 {6040} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU) {6047-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト {6048-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー {8065} 緊急設備 遮水板 本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図ト-2 P設-2-3-1 及び図リ-他-1 3 に示す。
変更内容		改造 新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。 ①ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統IV (部屋排気系統) 及び系統IV (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。 ②防火ダンパーの更新 (仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを更新する。 ・第 1 種管理区域の火災区域境界貫通部 ③ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。
設置場所		第 2 加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)
員数		1 式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表 1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表 1) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表 1) に示す。
	核燃料物質の状態	—

表トー2 P設ー2ー3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	<p>○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー</p> <p>下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。</p> <p>耐震重要度分類 第1類： 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p> <p>耐震重要度分類 第2類： フィルタユニット (設備排気用) から排風機までの区間</p> <p>耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間</p> <p>{6023}ダクト、{6047-3}ダクト、{6031}閉じ込め弁、{6036-3}閉じ込め弁、{6040}閉じ込めダンパー、{6045-3}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図トー2 P設ー2ー3ー1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6004}排風機 (304-F)</p>  <p>{6012}フィルタユニット (FU-404)</p> <p>アンカーボルトで壁に固定する。</p> <p>{6048-3}差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6046-3}給気ユニット (203SU)</p>
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象)</p> <p>[8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害)</p> <p>[8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	

表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10. 1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [11. 3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル(制御盤と機器を接続する信号線、制御線)を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。 フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。 [12. 1-F5] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13に示す。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-3}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-3-3に示す。 [18. 1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態を示す以下の情報に係る移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。 ・{6004}排風機(304-F)及び{6046-3}給気ユニット(203SU)の運転状態 ・{6048-3}差圧計による第2フィルタ室の負圧異常

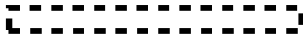
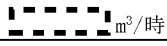
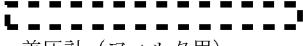
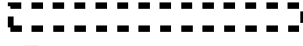

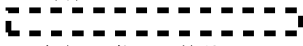
表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18. 2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・部屋排気系統の排風機の起動後に、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止する。</p> <p>[18. 2-F1] 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。 (系統IV (部屋排気系統) の排風機異常時) ・部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 (給気系統の給気ユニット異常時) ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (部屋排気系統の起動時) ・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック ・第2フィルタ室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>前記のインターロック系統図を図ト-2 P設-2-3-4に示す。</p>
<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>廃棄施設</p>	<p>廃棄施設</p>	<p>[20. 1-F3] 部屋排気系統に{6012}フィルタユニット (FU-404) を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20. 1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25m) から屋外に放出する。</p>

表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20. 1-F5] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計（フィルタ用）を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>[20. 1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 1.3×10^4 (m³) 気体廃棄設備 No. 1全体の換気能力： 1.3×10^5 m³/時以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計（フィルタ用）を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	<p>図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-3-1、図ト-2 P設-2-3-2、図ト-2 P設-2-3-3、図ト-2 P設-2-3-4、図リ-他-1 3</p>

表ト-2 P設-2-3 (別表1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6004}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6012}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6023}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統IV	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6031}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統IV	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-3}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6040}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 IV系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-3}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-3}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047-3}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048-3}気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計	第2加工棟	1台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa

表ト-2 P設-2-3 (別表1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{8045}緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	2台 ⁽¹⁾	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法(単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主 管理制度適合品

*SS400以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-3 (別表2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)の
改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクト支持構造物の改造	{6023}ダクト {6047-3}ダクト	(支持構造物) SS400 (アンカーボルト) SS400*	1式	-
②防火ダンパーの更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	2台	図ト-2 P設-2-3-1
③ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6040}閉じ込めダンパー {6045-3}閉じ込めダンパー	(コントロールモーター) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1台 1式	図ト-2 P設-2-3-4(3)

*SS400以上の強度を有する材料

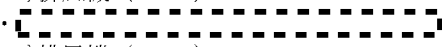
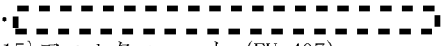

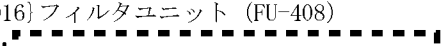
表トー 2 P 設ー 2ー 4 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー 遮水板</p> <p>{6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) (構成設備・機器) {6007} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F) {6008} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F) {6015} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) {6016} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) {6019} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6026} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト {6027} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト {6034} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6035} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁 {6043} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6043-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6043-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) {6044} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC) {6047-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト {6048-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー {8065} 緊急設備 遮水板</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設ー 2ー 4ー 1 及び図リ一他ー 1 3 に示す。</p>
変更内容		<p>改造 新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトのルート変更 (仕様を本表 (別表 2) に示す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災による損傷の防止対策として、系統Ⅶ (部屋排気系統) のダクトを、火災区域 2 P-1 及び火災区域 2 P-2 間の防火区画壁を貫通しないルートに変更する。なお、ルート変更後の貫通部の開口部の閉止については第 2 加工棟の工事にて実施する。 ・第 2-2 混合室内の系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトについて、耐震補強のためルートを変更する。 ・第 2-2 ペレット室の系統Ⅷ (局所排気系統) 及び系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) のダクトについて、可変風量バルブのメンテナンススペースを確保するためルートを変更する。

表トー2P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>変更内容</p>	<p>②ダクト支持構造物の改造 (仕様を本表 (別表2) に示す。) 系統VII (部屋排気系統)、系統VIII (局所排気系統) 及び系統VII系統VIII (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>③防火ダンパーの新設・更新 (仕様を本表 (別表2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを新設又は更新する。 ・第1種管理区域の火災区域境界貫通部 ・局所排気系統において、排風機側に設置する2段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</p> <p>④金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加 (仕様を本表 (別表2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ファンの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑥不要機器の撤去 (位置を図トー2P設-2-4-1に示す。) 連続焼結炉 No.2-1 に接続している系統VIII (局所排気系統) ダクト上の老朽化した不要な熱交換器を撤去する。</p> <p>⑦差圧計の改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤 (警報盤) に移報機能を追加し、第2-2ペレット室の負圧制御盤 (警報盤) に移報を集約する。</p>	
<p>設置場所</p>	<p>第2加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>	
<p>員数</p>	<p>1式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>	
<p>一般仕様</p>	<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>その他の構成機器</p>	<p>各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p>
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止</p>	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p> <p>[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第1類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第2類: フィルタユニット (設備排気用) から排風機までの区間 耐震重要度分類 第3類: 上記以外の区間</p>

表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>{6026}ダクト、{6027}ダクト、{6047-4}ダクト、{6019}フィルタユニット (設備排気用)、{6034}閉じ込め弁、{6035}閉じ込め弁、{6036-4}閉じ込め弁、{6043}閉じ込めダンパー、{6043-2}閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)、{6043-3}閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)、{6044}閉じ込めダンパー、{6045-4}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-2 P設-2-4-1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6007}排風機 (307-F)  {6008}排風機 (308-F)  {6015}フィルタユニット (FU-407)  {6016}フィルタユニット (FU-408)  アンカーボルトで壁等に固定する。 {6048-4}差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046-4}給気ユニット (204AC)</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p>

表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル(制御盤と機器を接続する信号線、制御線)を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p> <p>フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>{6019}フィルタユニット(設備排気用)は、{6016}フィルタユニット(FU-408)と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6016}フィルタユニット(FU-408)の閉じ込めの機能を維持する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F5] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13に示す。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>
	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-4}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-4-3に示す。</p> <p>[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態を示す以下の情報に係る移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{6007}排風機(307-F)、{6008}排風機(308-F)及び{6046-4}給気ユニット(204AC)の運転状態 ・リサイクル系統の運転の有無 ・{6048-4}差圧計による第2-1ペレット室の負圧異常

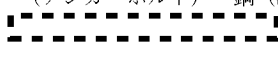

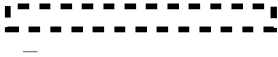




表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18. 2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>[18. 2-F1] 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。 ○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。 (局所排気系統の排風機異常時) ・局所排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 (部屋排気系統の排風機異常時) ・部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 (給気系統の給気ユニット異常時) ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後) ・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 (部屋排気系統の起動後) ・給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック ・室内負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>前記のインターロック系統図を図ト-2 P設-2-4-4に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、{6015}フィルタユニット (FU-407) 及び{6016}フィルタユニット (FU-408) を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6019}フィルタユニット (設備排気用) を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるよう過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p>

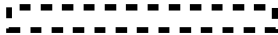


表トー 2 P 設- 2 - 4 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20. 1-F1] 第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25m) から屋外に放出する。なお、系統VII (部屋排気系統) においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。</p> <p>[20. 1-F5] フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>[20. 1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第 2 加工棟の第 1 種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。</p> <p>第 2 加工棟の容積：約 1.3×10^4 (m³) 気体廃棄設備 No. 1 全体の換気能力： 1.3×10^5 m³/時以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2] {6008} 排風機 (308-F) は、{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び {8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。 非常用電源設備 系統図を図リ-他- 1 1 に示す。</p>
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		<p>[99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第 2 加工棟 3 階及び 4 階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1 階及び 2 階の火災区域と 3 階及び 4 階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。</p>
添付図		<p>図トー 2 P 設- 1、図トー 2 P 設- 1- 1、図トー 2 P 設- 1- 2、図トー 2 P 設- 2- 4- 1、図トー 2 P 設- 2- 4- 2、図トー 2 P 設- 2- 4- 3、図トー 2 P 設- 2- 4- 4、図リ-他- 1 1、図リ-他- 1 3</p>

表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6007}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6008}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6015}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	第2加工棟 第2フィルタ室	4台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6016}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	第2加工棟 第2フィルタ室	3台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6019}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (設備 排気用)	第2加工棟 系統VIII	4台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (据付ボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6026}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VII	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6027}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VIII	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板)、 ステンレス鋼 (SUS304) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -

表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6034}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6035}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VIII	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043-2}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替 用)	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043-3}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替 用)	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6044}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VIII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 閉じ込めダンパ ー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 給気ユニット (204AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m ³ /時
{6047-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュウムダンパー その他の性能 : -
{6048-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧 計	第2加工棟	5台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa

表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{8045}緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	13台 ⁽¹⁾	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法(単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品

*SS400以上の強度を有する材料



(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-4 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の
改造の仕様

改造項目	対象機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトのルート変更	{6026}ダクト {6027}ダクト {6047-4}ダクト {6019}フィルタユニット (設備排気用)	(ダクト) 鋼(溶融亜鉛めっき鋼板) (フィルタユニット) 難燃合板(※改造④で金属カバーを設置する)	1式	図ト-2 P設-2-4-5
②ダクト支持構造物の改造	{6026}ダクト {6027}ダクト {6047-4}ダクト	(支持構造物) SS400 (アンカーボルト) SS400	1式	-
③防火ダンパーの更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	13台	図ト-2 P設-2-4-1
④金属製カバーの設置	{6019}フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	4台	図ト-2 P設-2-5
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6043}閉じ込めダンパー {6043-2}閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6044}閉じ込めダンパー {6045-4}閉じ込めダンパー	(コントロールモーター) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1台 1式	図ト-2 P設-2-4-4
⑦差圧計の改造	{6048-4}差圧計	(配線) 難燃ケーブル	1式	図ト-2 P設-2-4-3

*SS400以上の強度を有する材料


表トー 2 P 設- 3 - 1 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	
変更内容	改造 (耐震補強のため、アンカーボルトの追加、部材の追加を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集沈殿槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、堰、流し
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集沈殿槽 No. 1 を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集沈殿槽 No. 1 を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2P設-3-1 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2、図ト-2P設-3-3


表トー 2 P 設ー 3ー 2 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6082} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2P設-3-2 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設- 3 - 3 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6083} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-3 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	

表トー 2 P 設ー 3ー 4 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6084} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-4 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3ー 5 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6087} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-3-5 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3ー 6 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6088} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	液体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-3-6 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3ー 7 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6089} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-3-7 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3 - 8 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6090} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-3-8 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3ー 9 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6091} 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	有孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心ろ過機 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-3-9 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設 - 3 - 1 0 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6092} 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	有孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心ろ過機 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-3-10 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設- 3 - 1 1 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6093} 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水槽 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-11 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設- 3 - 1 2 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6094} 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-12 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設- 3 - 1 3 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6095} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	液体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-13 第1廃液処理設備 処理水槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3ー 1 4 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6096} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-14 第1廃液処理設備 処理水槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	


表トー 2 P 設- 3 - 1 5 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6097} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	液体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-15 第1廃液処理設備 処理水槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	

表トー 2 P 設ー 3ー 1 6 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6098} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-3-16 第1廃液処理設備 処理水槽 No.4 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-3-1、図ト-2P設-3-2	



表ト-2 P設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6099} 第 1 廃液処理設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第 3 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2 P設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-3、図ト-2 P設-3-1	


表ト-2P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6100} 分析廃液処理設備 反応槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (反応槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、堰、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 反応槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 反応槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-4-1、図ト-2 P設-4-2	

表トー 2 P 設- 4- 2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水貯槽を据付ボルトで {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-2P設-4-2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-4-1、図ト-2P設-4-2	

表トー 2 P 設 - 4 - 3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6101} 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表ト-2P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-4-1、図ト-2P設-4-3



表トー 2 P 設- 4 - 4 分析廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6102} 分析廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類第 3 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 周辺に堰を設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2 P設-4-4 分析廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-3、図ト-2 P設-4-1	


表トー 2 P 設 - 5 - 1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集沈殿槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、防水パン、流し、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集沈殿槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集沈殿槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 周辺に防水パンを設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-5-1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-5-1、図ト-2 P設-5-2


表トー２P設－５－２ 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6104} 開発室廃液処理設備 遠心分離機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローター型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	防水パン
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6103}開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機を据付ボルトで {6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 周辺に防水パンを設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-5-2 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-5-1、図ト-2P設-5-2	

表ト-2 P 設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6105} 開発室廃液処理設備 貯槽	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、防水パン、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 周辺に防水パンを設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-5-1、図ト-2P設-5-2	


表ト-2 P 設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名		{6106} 開発室廃液処理設備 配管
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室
員数		1 式
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第 3 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 周辺に防水パンを設けることにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-3、図ト-2P設-5-1	


表ト-2 P 設-6-1 第2 廃液処理設備 集水槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6107} 第 2 廃液処理設備 集水槽	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-1 第2廃液処理設備 集水槽 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	

表ト-2 P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6108} 第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18. 1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-3	


表トー２P設－６－３ 第２廃液処理設備 凝集槽 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6109} 第 2 廃液処理設備 凝集槽	
変更内容	改造（誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。）	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法：（水槽） （架台）
	その他の構成機器	液面高検知器、架台
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-6-3 第2廃液処理設備 凝集槽 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2	


表ト-2 P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6110} 第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	
変更内容	改造 (耐震補強のため、部材の追加を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、図ト-2P設-6-4	


表ト-2 P設-6-5 第2廃液処理設備 タンク No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6110-2} 第 2 廃液処理設備 タンク No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-5 第2廃液処理設備 タンク No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	


表ト-2 P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6111} 第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	
変更内容	改造 (耐震補強のため、アンカーボルトの追加、部材の追加を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面と壁面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、図ト-2P設-6-5	


表トー 2 P 設- 6 - 7 第 2 廃液処理設備 タンク No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6111-2} 第 2 廃液処理設備 タンク No. 2	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-7 第2廃液処理設備 タンク No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	

表トー 2 P 設一 6 - 8 第 2 廃液処理設備 加圧脱水機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6112} 第 2 廃液処理設備 加圧脱水機	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	加圧脱水型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-8 第2廃液処理設備 加圧脱水機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、図ト-2P設-6-6	


表トー 2 P 設-6-9 第2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6113} 第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : ██████████
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度 : ██████████
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表ト-2P設-6-9 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、図ト-2P設-6-7


表トー 2 P 設- 6 - 1 0 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6114} 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-10 第2廃液処理設備ろ過装置 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	


表トー 2 P 設- 6 - 1 1 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6115} 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	
変更内容	改造 (耐震補強のため、一部不要機器の撤去を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-11 第2廃液処理設備ろ過装置 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	

表ト-2P設-6-12 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6117} 第 2 廃液処理設備 受水槽 No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	

表ト-2P設-6-12 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-7	


表ト-2 P設-6-13 第2廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6118} 第 2 廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、配管を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第 3 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-13 第2廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-3、図ト-2P設-6-1	


表トー 2 P 設 - 7 - 1 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6119} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-7-1 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] 第2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7


表トー 2 P 設 - 7 - 2 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6120} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	

表ト-2 P設-7-2 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] 第2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7	


表トー 2 P 設 - 7 - 3 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6121} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-7-3 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] 第2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7

表トー 2 P 設 - 7 - 4 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6122} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
		[10. 1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-7-4 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.4 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] 第2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7



表トー 2 P 設 - 7 - 5 第 2 廃液処理設備貯留設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6123} 第 2 廃液処理設備貯留設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類第 3 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10. 1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2P設-7-5 第2 廃液処理設備貯留設備 配管 仕様


技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-3、図ト-2P設-6-1	

追第2次 表ト-2-1 気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	気体廃棄設備No.1 (第2加工棟) フィルタボックス ⁽¹⁾	
設備・機器名称 機器名	{6019-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)		
変更内容	部分撤去 ⁽²⁾ (第2加工棟第2-1作業支援室 ⁽³⁾ の試験開発設備を撤去することに伴い、関連する気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) のうち第2-1作業支援室 ⁽³⁾ 内の1台を部分撤去する。)		
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽³⁾		
員数	1台		
一般仕様	型式	セルフコンテンド型	
	主要な構造材	ガラス繊維	
	寸法 (単位: mm)	(プレフィルタ) 概略寸法: 	(高性能エアフィルタ) 概略寸法: 
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—	
	安全機能を有する施設の地盤	—	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	材料及び構造	—	
	閉じ込めの機能	—	
	遮蔽	—	
	換気	—	
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—	
	安全機能を有する施設	—	
	搬送設備	—	
	警報設備等	—	
	安全避難通路等	—	
	核燃料物質の貯蔵施設	—	
	廃棄施設 ⁽⁵⁾	—	
	放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—		
通信連絡設備	—		
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。		
添付図	図ト-1-1、図ト-1-2、図ト-1-3		

- (1) 本設備・機器は部分撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) のうち撤去しない部分のフィルタユニット (設備排気用) の耐震補強等を行い、その適合性を確認する (今回申請)。
- (3) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (4) 本設備・機器は高所に位置しているため、その撤去跡に人が触れるおそれはない。

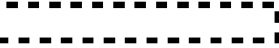
追第2次 表ト-2-2 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト 仕様

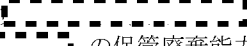
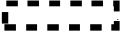

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	気体廃棄設備No.1 (第2加工棟) ダクト ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{6027-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	
変更内容	部分撤去 ⁽²⁾ (第2加工棟第2-1作業支援室 ⁽³⁾)の試験開発設備を撤去することに伴い、関連する気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトのうち第2加工棟第2-1作業支援室 ⁽³⁾ 内の1式を部分撤去する。また、撤去しない部分のダクトとの取り合いとなる開口部に仮設の閉止板 ⁽⁴⁾ を設置する。))	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽³⁾	
員数	1式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	—
	遮蔽	—
	換気 ⁽⁴⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設 ⁽⁴⁾	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図ト-1-1、図ト-1-2、図ト-1-3、図ト-1-4、図ト-1-5	

- (1) 本設備・機器は部分撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行い、その適合性を確認する (今回申請)。
- (3) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (4) 撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No.1 全体の適合性を確認する (今回申請)。なお、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備 No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる (外観、系統、室内負圧、処理能力)。
- (5) 本設備・機器は、高所に位置しているため、その撤去跡に人が触れるおそれはない。

追第3次 表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6155} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	




追第3次 表ト-2-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-2 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6156} 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟 〰〰〰〰〰〰	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 〰〰〰〰〰〰
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : 〰〰〰〰〰〰 ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 〰〰〰〰〰〰 の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-2 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-3 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6157} 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 ██████████	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : ██████████
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ██████████ ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 ██████████ の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-4 保管廃棄設備¹⁾ 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6158} 保管廃棄設備 ¹⁾ 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 ¹⁾	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : ¹⁾
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ¹⁾ ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 ¹⁾ 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 ¹⁾ の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	




追第3次 表ト-2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置を含む。）を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-5 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6159} 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟 〰〰〰〰〰〰〰〰	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 〰〰〰〰〰〰〰〰
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : 〰〰〰〰〰〰〰〰 ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 〰〰〰〰〰〰〰〰) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-5 保管廃棄設備、 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備、 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備、 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-6 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6160} 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 [redacted]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : [redacted]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : [redacted] ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 [redacted] の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6161} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-7 保管廃棄設備^① 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備^① 廃棄物保管区域では、^②の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備^① 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6162} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-9 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6163} 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を [redacted] に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟 [redacted]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : [redacted]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : [redacted] ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 [redacted] の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



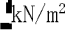

追第3次 表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯 防護壁又は防護柵 漏水検知器 遮水板 堰、密閉構造扉
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1004} 第 1 廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-2} 消火設備 消火器 {8031} 緊急設備 避難通路 {8032} 緊急設備 非常用照明 {8032-2} 緊急設備 誘導灯 {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防 護壁) {8056} 緊急設備 漏水検知器 {8065-2} 緊急設備 遮水板 {8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉
建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	<p>(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、第 1 廃棄物貯蔵棟に以下の改造を行う。 また、第 1 廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-W1建-1-6 及び図 ト-W1建-I-1~図ト-W1建-I-5 に、改造工事完了後の第 1 廃 棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図ト- W1建-II-1 及び図ト-W1建-II-2 に示す。</p> <p>①外部扉の改造⁽¹⁾ (仕様を別表ト-W1建-1-1 に示す。) 設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s。以下「F1 竜巻」という。) による損 傷の防止対策として既設の外部に面した鋼製扉 (以下「外部扉」という。) を F1 竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉 (以下「F1 竜巻対策扉」 という。) に改造する。</p> <p>②W1 防護壁の新設 (仕様を別表ト-W1建-1-2 に示す。) 第 1 廃棄物貯蔵棟 1 階東面の大扉を F1 竜巻による飛来物 (以下「F1 飛来物」という) の衝撃荷重から防護するために、鉄筋コンクリート造 の {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁) を屋外に新設する。</p> <p>③火災区画等の改造 (仕様を別表ト-W1建-1-3 に示す。) 火災区域 W1 は、当該火災区域内に第 1 種管理区域とそれ以外の区域 (第 2 種管理区域又は非管理区域) が存在するため、第 1 種管理区域と それ以外の区域を別の火災区画に設定し、火災区画上の扉を防火戸に改 造する。</p> <p>④グレーチング及び扉の改造 (仕様を別表ト-W1建-1-4 に示す。) 内部溢水対策として、溢水を受ける地下貯槽ピットへの流入経路とな るグレーチングを設置する。また、既設扉を密閉構造扉 (エアタイト扉) に改造する。</p> <p>(付属設備) 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。</p>	

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

設置場所	第1廃棄物貯蔵棟（第1廃棄物貯蔵棟の位置を図ト-1-1-1に示す。）	
員数	（建物）1 （付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）	
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造、3階建て（一部中2階付き） （付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）
	主要な構造材	（建物）別表ト-W1建-1-1～別表ト-W1建-1-6に示す。
	寸法（単位：mm）	（建物）概略寸法：  建築面積：約260 m ² 延べ床面積：約830 m ² 床面積：1階 約245 m ² 中2階 約90 m ² 2階 約247 m ² 3階 約248 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟（建物本体）の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、杭基礎の支持層は、加工事業許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>【杭】</p> <p>○杭仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約GL-15 m ・杭配置 図ト-W1建-7 ・土質柱状図 図ト-W1建-1(1) <p>第1廃棄物貯蔵棟の1階の床は1-2通り間/C-D通り間を除いて土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 長期  kN/m² 短期  kN/m² ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層） <p>{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>{8064-2}緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設ける。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1] 以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設ける。 ・ {8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・ {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・ {8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ・ {8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ {8031} 緊急設備 避難通路 ・ {8032} 緊急設備 非常用照明 ・ {8032-2} 緊急設備 誘導灯 ・ {8056} 緊急設備 漏水検知器</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1] 第1廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第2類とする。 第1廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。 ○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽²⁾ ○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。⁽³⁾ {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁) は耐震重要度分類を第1廃棄物貯蔵棟と同じ第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 [6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第1廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。 ・ {8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・ {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ・ {8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ・ {8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ {8032} 緊急設備 非常用照明 ・ {8032-2} 緊急設備 誘導灯 {8056} 緊急設備 漏水検知器は、耐震重要度分類を第2類とし、第1廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。(検知帯は除く。)</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第1廃棄物貯蔵棟は、F1竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第1廃棄物貯蔵棟のF1竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1竜巻防護境界」という。）の壁は、F1竜巻の荷重に耐えると同時に、F1飛来物が到達する可能性のある部分は、F1飛来物の貫通を防止する厚さを確保する。 F1竜巻防護境界の扉はF1竜巻対策扉とするとともに、F1飛来物が到達する可能性のある東面1階のF1竜巻対策扉の前には{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）を設け、F1飛来物の衝撃荷重からF1竜巻対策扉を防護する。</p> <p>○F1竜巻対策扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ト-W1建-2に示す。 ・構造、寸法 仕様を図ト-W1建-19～図ト-W1建-24に示す。 ・材料 主な材料を別表ト-W1建-1-1に示す。 <p>○{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ト-W1建-2に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ト-W1建-16に示す。 ・材料 主な材料を別表ト-W1建-1-2に示す。 <p>(落雷) —⁽⁴⁾</p> <p>(極低温（凍結）) —⁽⁵⁾</p> <p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) [8.1-F4] {6080-2}気体廃棄設備 No.2の給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(航空機落下) —</p>
-------------------	------------------------	--

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発))⁽⁶⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とするか、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係を図ト-W1建-26～図ト-W1建-29に示す。 (電磁的障害) —⁽⁷⁾ (交通事故 (自動車)) —⁽⁸⁾</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1] 第1廃棄物貯蔵棟は、周辺監視区域内に設置し、別表ト-W1建-1-5に示す材料を用い、鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁で人の不法な侵入を防止する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (第2種管理区域) とそうでない区域 (第1種管理区域) とに区分する。 第1廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W1建-31に示す。 [10.1-B2] 第1廃棄物貯蔵棟の液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれのある部分は、漏えいの拡大を防ぐ構造とする。 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分 (床面からの高さ2 m まで) は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料⁽¹⁰⁾で仕上げる。 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域境界の床、壁、出入口の扉は、液体状の核燃料物質等の第1種管理区域外への漏えい、及び第1種管理区域外から第1種管理区域内への水の侵入を防止する。 なお、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。 [10.1-B3] 第1廃棄物貯蔵棟は、耐腐食性を有する鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。 [10.1-F4] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、{6049}～{6054}気体廃棄設備 No.2 排風機により、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。 {6049}～{6054}気体廃棄設備 No.2 排風機の仕様は、表ト-W1設-2-1に示す。</p>

表ト-W1 建-1 第1 廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-2} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する⁽⁹⁾。固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-2} 消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC 粉末消火器 10 型：21 本 ・二酸化炭素消火器：1 本 <p>{8010-2} 消火設備 消火器の配置を図リ-他-1（5）、図リ-他-1（6）に示す。</p> <p>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数（{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型）：44 台 ・煙感知器（スポット型）：4 台 <p>○設備の員数（{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機（P 型受信機）：1 台 <p>{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-他-1（3）、図リ-他-1（4）に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W1 建-1-5 に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含むため、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区域（W1）・火災区画 W1（I）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上（扉両面）：1 時間）
-------------------	--------------------	---

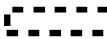
表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区域 (W1)・火災区画 W1 (II) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上：2 時間) 特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面)：1 時間) <p>第1 廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W1建-3 2 に示す。</p> <p>電気設備間の接続にケーブルを使用する場合、使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8032} 緊急設備 非常用照明、{8032-2} 緊急設備 誘導灯については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>分電盤の配置図を図リ-他-1 (7) に、配線用遮断器の結線図を図リ-他-1 1 (5) に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B2]</p> <p>溢水防護区画を設定し、第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域から第1 種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1 種管理区域外から第1 種管理区域への溢水の流入を防止する。</p> <p>溢水防護区画を図ト-W1建-5 に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第1 廃棄物貯蔵棟のW1 廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設けることにより溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ {8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉 ・位置 <ul style="list-style-type: none"> 堰、密閉構造扉及び流入経路の位置を図ト-W1建-5 に示す。 ・構造、寸法 <ul style="list-style-type: none"> 堰、密閉構造扉及び流入経路の構造、寸法を図ト-W1建-1 7 に示す。 ・材料 <ul style="list-style-type: none"> 堰、密閉構造扉及び流入経路で使用する材料を別表-W1建-1-4 に示す。 <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタルその他の不燃材料 (防水機能付) によりシールし、溢水の拡大を防止する。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>○設備の員数（{8056}緊急設備 漏水検知器） ・検知帯：1式</p> <p>{8056}緊急設備 漏水検知器の配置を図リ-他-6に示す。</p> <p>震度5弱相当の地震時に、第1廃棄物貯蔵棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。なお、給水ポンプは第2加工棟と共用する。</p> <p>[12.1-F5] 閉じ込めの機能の維持のため、W1-2排風機に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の浸入のおそれがある配管側に{8065-2}緊急設備 遮水板を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備） ・{8065-2}遮水板：1式</p> <p>{8065-2}緊急設備 遮水板の配置を図リ-他-13に示す。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1] 第1廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8031}緊急設備 避難通路を設置する。{8031}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8031}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8032}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第百二十六条に基づき防火対象物には{8032-2}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備） ・{8032}非常用照明：11台 ・{8032-2}誘導灯：20台</p> <p>{8031}緊急設備 避難通路、{8032}緊急設備 非常用照明及び{8032-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-他-1（7）～図リ-他-1（8）に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。</p> <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の配置を、図リ-他-9に示す。</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を検知することができるように設け、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室内の負圧は、気体廃棄設備 No.2の{6080}差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。</p> <p>{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。</p> <p>[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）が警報を発した場合、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-B1] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ2 mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料⁽¹⁰⁾で仕上げる。</p>
	遮蔽	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図ト-1-1-1に示す。</p> <p>○第1廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁等の厚さ 図ト-W1建-2 5 ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上 <p>[22.2-B1] 壁、屋根により外部放射線を低減する。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	換気設備	<p>[23.1-B1]</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6049}～{6054}気体廃棄設備 No.2 排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の容積：約1.3×10^3 (m³) 気体廃棄設備 No.2 全体の換気能力：約3.5×10^4 m³/時以上 {6049}～{6054}気体廃棄設備 No.2 排風機の仕様は、表ト-W1設-2-1に示す。</p>
	非常用電源設備	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))には、停電時に備えてバッテリーを内蔵している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))には、停電時に備えてバッテリーを内蔵している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>{8032}緊急設備 非常用照明、{8032-2}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・{8032}緊急設備 非常用照明 ・{8032-2}緊急設備 誘導灯 <p>{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))には、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)には、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))には、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リ-他-11(3)、図リ-他-11(5)に示す。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1] 第1廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。 {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))及び{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送が可能とする。 マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。 {8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。 {8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))の配置を図リ-他-1(1)、図リ-他-1(2)に示す。 ○設備の員数(通信連絡設備) ・{8007-3}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)):11台 ・{8007-14}所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)):4台 通信連絡設備の系統図を図リ-他-12(1)、図リ-他-12(2)に示す。</p> <p>[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の配置を、図リ-他-10(2)に示す。</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第1廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図ト-W1建-3に示す。</p> <p>[99-B4] 第1廃棄物貯蔵棟は、F3竜巻荷重に対して終局に至らないことを確認している。</p>
<p>添付図</p>		<p>図ト-1-1-1~図ト-W1建-32、図リ-他-1、図リ-他-9、図リ-他-10(2)、図リ-他-11(3)~図リ-他-11(5)、図リ-他-12(1)、図リ-他-12(2)</p>

- (1) 第1廃棄物貯蔵棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を0.2として、地震地域係数 Z (大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.25を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を1.0として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s

と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。

- (4) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (5) 第 1 廃棄物貯蔵棟に極低温（凍結）の影響を受けるおそれのある水配管はない。
- (6) 第 1 廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (7) 第 1 廃棄物貯蔵棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (8) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第 1 廃棄物貯蔵棟と一般道路との位置関係を図ト-W1 建-30 に示す。
- (9) 粉末消火器の必要能力単位 7 となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は 63 となる。
- (10) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

別表ト-W1建-1-1 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	位置	断面（単位：mm）使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	1階 鋼製の外部扉-ホール 扉番号：76		20	図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-20 図ト-W1建-21 (配置図、建具表、姿図、部材表)
	鋼製の外部扉-ホール 扉番号：71		11	図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-20 図ト-W1建-24 (配置図、建具表、姿図、部材表)
	中2階 鋼製の外部扉-W1廃棄物処理室 扉番号：77		14	図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-20 図ト-W1建-22 (配置図、建具表、姿図、部材表)
			鋼製の外部扉-W1-1 排風機室 扉番号：78	14

別表ト-W1建-1-2 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（W1防護壁の新設）

項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
W1防護壁の新設	第1廃棄物貯蔵棟 東側	基礎	1	図ト-W1建-2 図ト-W1建-16 (工事概要図、詳細図、配筋図)
		壁部		

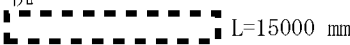

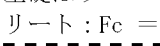


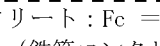

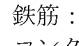
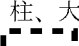
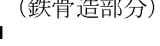


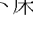
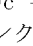
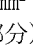
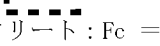
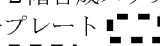


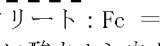

別表ト-W1建-1-3 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（火災区画等の改造）

改造項目	位置	仕様（単位：mm）	員数	対応図
火災区画等の改造	鋼製扉-W1 出入管理室（1階） 扉番号：74		1	図ト-W1建-4 図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 （工事概要図、配置図、建具表）
	鋼製扉-ホール（1階） 扉番号：71		1	
	鋼製扉-ホール（1階） 扉番号：76		1	
	鋼製扉-W1 廃棄物処理室（中2階） 扉番号：75		1	
	鋼製扉-W1 廃棄物処理室（中2階） 扉番号：77		1	
	鋼製扉-W1-1 排風機室（中2階） 扉番号：78		1	

別表ト-W1建-1-4 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（グレーチング及び扉の改造）

改造項目	位置	仕様（単位：mm）	員数	対応図
グレーチングの改造	溢水対策1 W1 廃棄物処理室（1階）		1	図ト-W1建-5 図ト-W1建-17 （工事概要図、溢水対策）
扉の改造	溢水対策2 W1 廃棄物処理室（中2階） 扉番号：77		2	
	溢水対策3 W1 廃棄物処理室 排気筒（中2階） 扉番号：75			

別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟（既設） 材料一覧

<p>建 物</p>	<p>基礎：独立基礎（PHC杭） 地上部：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（1階、中2階：1-2通り間、B-C通り間） 床：鉄筋コンクリート造、土間コンクリート 壁：鉄筋コンクリート造、けい酸カルシウム板間仕切壁、コンクリートブロック造 屋根：鉄筋コンクリート造</p>
<p>主要な 構造材等 （既設材料）</p>	<p>① 杭  L=15000 mm</p> <p>② 基礎・基礎ばり コンクリート：Fc =  N/mm² 鉄筋：</p> <p>③ 柱、大ばり（鉄筋コンクリート造部分） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>④ 小ばり（鉄筋コンクリート部分） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑤ 柱、大ばり（鉄骨造部分） </p> <p>⑥ 小ばり（鉄骨造部分） </p> <p>⑦ 床（鉄筋コンクリート床スラブ） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑧ 床（1階土間コンクリート部分） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑨ 床（中2階合成スラブ部分） デッキプレート  mm 山高さ  mm 鉄筋：</p> <p>⑩ 壁（鉄筋コンクリート） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑪ 壁（けい酸カルシウム板間仕切壁） 軽量鉄骨下地・けい酸カルシウム板貼り</p> <p>⑫ 壁（コンクリートブロック造） 鉄筋： コンクリートブロック</p> <p>⑬ 屋根スラブ（鉄筋コンクリート） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑭ 第1種管理区域の床及び室内壁の塗装（核燃料物質等による汚染の防止） ・床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について（通知）（昭和54年消防予184号）」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数26以上の合成樹脂塗料 ・壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料（認定番号NM-8585）、塗料塗装/準不燃材料（認定番号QM-9816）、塗料塗装/難燃材料（認定番号RM-9364）</p>
<p>主要な 構造材の 寸法</p>	<p>① 杭：図ト-W1建-7、図ト-W1建-15（1） ② 基礎・基礎ばり：図ト-W1建-15（1） ③ 柱、大ばり（鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W1建-15（2）、図ト-W1建-15（3） ④ 小ばり（鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W1建-15（4） ⑤ 柱、大ばり（鉄骨造部分）：図ト-W1建-15（2）、図ト-W1建-15（3） ⑥ 小ばり（鉄骨造部分）：図ト-W1建-15（4） ⑦ 床（鉄筋コンクリート床スラブ）：図ト-W1建-15（5） ⑧ 床（1階土間コンクリート部分）：図ト-W1建-15（5） ⑨ 床（中2階合成スラブ部分）：図ト-W1建-15（5） ⑩ 壁（鉄筋コンクリート）：図ト-W1建-15（5） ⑪ 屋根スラブ（鉄筋コンクリート）：図ト-W1建-10、図ト-W1建-15（5）</p>

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(1/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	W1廃棄物処理室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-2	W1出入管理室と屋外 (D通り/2-2_3 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-1 (1)参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-3	居室と屋外 (D通り/2_3 ⁽¹⁾ -2_3 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-4	階段と屋外 (D通り/2_3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-5	階段と屋外 (3通り/C-D ⁽¹⁾ -D通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-6	ホールと屋外 (3通り/C-C-D ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉(扉:71)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火 設備)		図ト-W1建-II-1 図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-24	工事なし 改造
		外壁1-7	W1廃棄物搬出入室と屋外 (3通り/B-C通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉(扉:76)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火 設備)		図ト-W1建-II-1 図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-21	工事なし 改造
		外壁1-8	W1廃棄物処理室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-9	W1廃棄物処理室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
		外壁1-10	W1廃棄物処理室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし
中2階	外壁・外部扉	外壁M2-1	W1廃棄物処理室と屋外 (D通り/1-2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉(扉:77)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火 設備)	図ト-W1建-II-1 図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-22	工事なし 改造	
		外壁M2-2	排気筒と屋外 (D通り/1_2 ⁽¹⁾ -2通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	
		外壁M2-3	W1-1排風機室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし	

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(2/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-4	W1-1 排風機室と屋外 (3通り/C-D 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉(扉:78)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火 設備)	-	図ト-W1建-II-1	工事 なし
		外壁 M2-5	吹抜と屋外 (3通り/B-C 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-18 図ト-W1建-19 図ト-W1建-23	改造
		外壁 M2-6	W1 廃棄物処理室と屋外 (3通り/A-B 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし
		外壁 M2-7	W1 廃棄物処理室と屋外 (A 通り/1-3 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし
		外壁 M2-8	W1 廃棄物処理室と屋外 (1通り/A-D 通り間) 図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし
2階	外壁・外部扉	外壁 2-1	第1 廃棄物貯蔵室と屋外 (D 通り/1-1,2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 2-2	排気筒と屋外 (D 通り/1,2 ⁽¹⁾ -2 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 2-3	第1 廃棄物貯蔵室と屋外 (D 通り/2-3 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 2-4	第1 廃棄物貯蔵室、W1-2 排 風機室と屋外 (3通り/A-D 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 2-5	第1 廃棄物貯蔵室、W1-2 排 風機室と屋外 (A 通り/1-3 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 2-6	第1 廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし
3階	外壁・外部扉	外壁 3-1	第1 廃棄物貯蔵室と屋外 (D 通り/1-1,2 ⁽¹⁾ 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 3-2	排気筒と屋外 (D 通り/1,2 ⁽¹⁾ -2 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし
		外壁 3-3	第1 廃棄物貯蔵室と屋外 (D 通り/2-3 通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(3/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	
3階	外壁・外部扉	外壁3-4	W1廃棄物貯蔵室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし	
		外壁3-5	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし	
		外壁3-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事 なし	
	1階	内壁・内部扉	内壁1-1	図ト-W1建-I-1 参照	コンクリートブ ロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック		図ト-W1建-II-1	工事 なし
			内壁1-2	図ト-W1建-I-1 参照	コンクリートブ ロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック		図ト-W1建-II-1	工事 なし
					シャワーユニット	既製品		図ト-W1建-II-1	工事 なし
			内壁1-3	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし
					自動扉(扉:82)	鉄		図ト-W1建-18	工事 なし
			内壁1-4	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし
					扉(扉:74)	鉄(特定防火 設備)		図ト-W1建-18 図ト-W1建-19	改造
内壁1-5			図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし	
内壁1-6			図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし	
				扉(扉:83)	鉄		図ト-W1建-18	工事 なし	
内壁1-7	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし			
内壁1-8	図ト-W1建-I-1 参照	コンクリートブ ロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック		図ト-W1建-II-1	工事 なし			
内壁1-9	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし			
		扉(扉:84)	鉄		図ト-W1建-18	工事 なし			
内壁1-10	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事 なし			

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(4/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	
1階	外壁・外部扉	内壁1-11	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-II-1	工事なし	
				シャッタ(SS-1)	鉄		図ト-W1建-18	工事なし	
		内壁1-12	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし	
				扉(扉:72)	鉄		図ト-W1建-18 図ト-W1建-19	工事なし	
		内壁1-13	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-1	工事なし	
				扉(扉:73)	鉄(特定防火設備)		図ト-W1建-18 図ト-W1建-19	工事なし	
		内壁1-14	図ト-W1建-I-1 参照	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板		図ト-W1建-II-1	工事なし	
				扉(扉:85)	鉄		図ト-W1建-18	工事なし	
	内壁1-15	図ト-W1建-I-1 参照	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-II-1		工事なし		
	内壁1-16	図ト-W1建-I-1 参照	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-II-1		工事なし		
	中2階	外壁・外部扉	内壁M2-1	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし
					扉(扉:75)		鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-18 図ト-W1建-19	改造
			内壁M2-2	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし
			内壁M2-3	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし
			内壁M2-4	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし
			内壁M2-5	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし
内壁M2-6			図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし		
内壁M2-7			図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし		
内壁M2-8	図ト-W1建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-II-1	工事なし				

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(5/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-II-2	工事なし
		内壁3-1	図ト-W1建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-II-2	工事なし
1階	床	S1-1	図ト-W1建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
		S1-2	図ト-W1建-I-3 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図ト-W1建-I-3	工事なし
		S1-3	図ト-W1建-I-3 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図ト-W1建-I-3	工事なし
中2階	床	SM2-1	図ト-W1建-I-3 参照	合成スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
		SM2-2	図ト-W1建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
		SM2-3	図ト-W1建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
		SM2-4	図ト-W1建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
		SM2-5	図ト-W1建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
		SM2-6	図ト-W1建-I-3 参照	合成スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-3	工事なし
2階	床	S2-1	図ト-W1建-I-4 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-4	工事なし
		S2-2	図ト-W1建-I-4 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-4	工事なし
		S2-3	図ト-W1建-I-4 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-4	工事なし
3階	床	S3-1	図ト-W1建-I-4 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-4	工事なし
		S3-2	図ト-W1建-I-4 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-4	工事なし
		S3-3	図ト-W1建-I-4 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-4	工事なし
R階	屋根	SR-1	図ト-W1建-I-5 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-I-5	工事なし

- (1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_bはa通りとb通りの間) を示す。
- (2) 安全機能のない部位のため、「-」とする。
- (3) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「-」とする。







表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 遮水板</p> <p>{6080-2} 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)</p> <p>(構成設備・機器)</p> <p>{6049} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機 {6055} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット {6063} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト {6067} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6072} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6050} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機 {6056} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット {6064} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) ダクト {6068} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6073} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6051} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機 {6052} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機 {6057} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット {6059} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット {6060} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット {6065} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) ダクト {6069} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6074} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6053} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機 {6054} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機 {6058} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット {6061} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット {6062} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット {6066} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) ダクト {6070} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6075} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6071} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込め弁 {6076} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー {6077} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ {6078} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン</p>

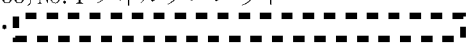
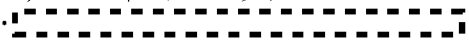
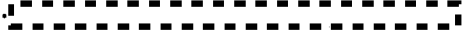


表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

<p>設備・機器名称 機器名</p>	<p>{6079} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト {6071-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁 {6076-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー {6077-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ {6071-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁 {6076-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー {6077-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ {6071-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁 {6076-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー {6077-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ {6080} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計 {8065-2} 緊急設備 遮水板</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図ト-W1設-2-1及び図リ-他-13に示す。</p>
<p>変更内容</p>	<p>改造 新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.2 を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトの更新 メンテナンススペース確保のため、系統1 (部屋排気系統) 及び系統2 (局所排気系統) のダクトのサイズを一部変更する。 老朽化のため、系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 及び系統3 (局所排気系統) のダクトの一部を更新する。</p> <p>②ダクト支持構造物の改造 (仕様を本表 (別表2) に示す。) 地震による損傷の防止対策として、ダクトの支持構造物について支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>③金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>④フィルタユニットの耐震補強 耐震補強のため、系統4 (局所排気系統) のNo.8フィルタユニットの既設アンカーボルトを撤去し、新設のアンカーボルトで壁面に固定する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常インターロックの追加 系統1 (部屋排気系統)、系統2 (局所排気系統) 及び系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) について、排風機及び給気ファンの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑤差圧計の改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、W1 廃棄物処理室内の警報盤を改造し、W1-1 排風機室にある制御盤の有する制御機能を警報盤に集約する。</p>
<p>設置場所</p>	<p>第1 廃棄物貯蔵棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>
<p>員数</p>	<p>1 式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>

表ト-W 1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表（別表1）に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	各構成設備・機器の寸法を本表（別表1）に示す。
	その他の構成機器	各構成設備・機器のその他の構成機器を本表（別表1）に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表（別表1）に示す。
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1]</p> <p>下記設備は{6138}焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 {6057} No.5 フィルタユニット {6059} No.3 フィルタユニット {6060} No.4 フィルタユニット</p> <p>当該架台は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の土間コンクリートに設置し、壁に固定する。</p> <p>下記設備は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置し、第1廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 {6058} No.8 フィルタユニット</p> <p>上記以外の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <p>○ダクト、フィルタユニット（設備排気用）、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー</p> <p>下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。</p> <p>耐震重要度分類 第2類： フィルタユニット（設備排気用）から排風機までの区間</p> <p>耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間</p> <p>{6063}ダクト、{6064}ダクト、{6065}ダクト、{6066}ダクト、{6061}No.6 フィルタユニット、{6062}No.7 フィルタユニット、{6067}閉じ込め弁、{6068}閉じ込め弁、{6069}閉じ込め弁、{6070}閉じ込め弁、{6071}閉じ込め弁、{6071-2}閉じ込め弁、{6071-3}閉じ込め弁、{6071-4}閉じ込め弁、{6072}閉じ込めダンパー、{6073}閉じ込めダンパー、{6074}閉じ込めダンパー、{6075}閉じ込めダンパー、{6076}閉じ込めダンパー、{6076-2}閉じ込めダンパー、{6076-3}閉じ込めダンパー、{6076-4}閉じ込めダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-W 1 設-2-1 に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6049} No.1 排風機  {6050} No.2 排風機  {6051} No.3 排風機  {6052} No.4 排風機  {6053} No.5 排風機  {6054} No.6 排風機 </p>

表ト-W 1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様		<p>{6055}No. 1 フィルタユニット </p> <p>{6056}No. 2 フィルタユニット </p> <p>据付ボルトで{6138}焼却設備 焼却炉 架台に固定する。</p> <p>{6057}No. 5 フィルタユニット </p> <p>アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。 アンカーボルト（床面）のナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。</p> <p>{6058}No. 8 フィルタユニット ・床面： ・壁面：</p> <p>負圧警報盤内に取付ボルトで固定する。</p> <p>{6080} 差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 据付ボルトで{6138}焼却設備 焼却炉 架台に固定する。</p> <p>{6059}No. 3 フィルタユニット {6060}No. 4 フィルタユニット</p> <p>アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6077} 給気フィルタ {6077-2} 給気フィルタ {6077-3} 給気フィルタ {6077-4} 給気フィルタ {6078} 給気ファン</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表（別表1）に示す。</p>

表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

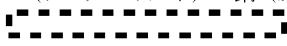

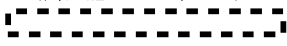

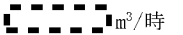
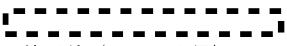
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に收容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p> <p>フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに收容した状態で使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F5] 閉じ込めの機能の維持のため、W1-2排風機に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図ト-W1設-13に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6080}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-W1設-2-3に示す。</p> <p>[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、気体廃棄設備の運転状態を示す以下の情報に係る移報信号を{7037}報集中監視盤に転送する。 ・{6053}No.5排風機の運転状態 ・{6080}差圧計によるW1廃棄物処理室の負圧異常</p> <p>[18.2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ファンを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ファンの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく仕様</p>	<p style="text-align: center;">警報設備等</p>	<p>○故障時の排風機起動機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急冷塔による焼却設備からの排気の冷却機能が喪失することにより、当該排気を処理するフィルタユニットが排熱により損傷することを防止するため、急冷塔の冷却機能を有する系統4（局所排気系統）のNo.5排風機の故障を検知した場合、自動で予備のNo.6排風機が起動する機構を設ける。 <p>[18.2-F1]</p> <p>給気系統と排気系統の起動停止インターロック及び故障時の排風機起動機構に係る系統図を図ト-W1設-2-4に示す。</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック</p> <p>（系統2（局所排気系統）の排風機異常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統2（局所排気系統）の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、系統1（部屋排気系統）の排風機及び給気系統の給気ファンの運転を自動停止する。 ・系統1（部屋排気系統）の排風機及び給気系統の給気ファンの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>（系統1（部屋排気系統）の排風機異常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統1（部屋排気系統）の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ファンの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ファンの停止にともない、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>（給気系統の給気ファン異常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統の給気ファンの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>（系統3（局所排気系統）の排風機異常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統3（局所排気系統）のNo.3排風機の故障を検知した場合、系統3（局所排気系統）のNo.4排風機が起動する。 ・系統3（局所排気系統）のNo.4排風機の故障を検知した場合、系統3（局所排気系統）のNo.3排風機が起動する。 <p>○ダンパー開度異常時インターロック</p> <p>（系統3（局所排気系統）の起動後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統4（局所排気系統）の排風機は、系統3（局所排気系統）の排風機の運転及び系統3（局所排気系統）の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>（系統4（局所排気系統）の起動後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統2（局所排気系統）の排風機は、系統4（局所排気系統）の排風機の運転、系統4（局所排気系統）の閉じ込めダンパー及び給気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>（系統2（局所排気系統）の起動後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統1（局所排気系統）の排風機は、系統2（局所排気系統）の排風機の運転及び系統2（局所排気系統）の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>（系統1（部屋排気系統）の起動後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気系統 給気ファンの排風機は、系統1（部屋排気系統）の排風機の運転及び系統1（部屋排気系統）の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ファンの運転を停止するとともに同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。
---	--	--






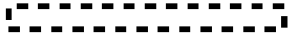

表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	給気系統と排気系統の送排風機異常、ダンパー開度異常及び室内負圧異常に係るインターロック系統図を図ト-W1設-2-4に示す。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、フィルタユニットを1段設置するとともに、系統3（局所排気系統）及び系統4（局所排気系統）の排気ダクトには設備排気用のフィルタユニットをさらに1段設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろし、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上（DOP法）</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	<p>[23.1-F1] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.2の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の容積：約1.3×10^3 (m³) 気体廃棄設備No.2の全体の換気能力：3.5×10^4 m³/時以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ファンの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23.1-F2] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	非常用電源設備	<p>[24.2-F2] 局所排気系統の{6049}No.1排風機、{6050}No.2排風機、{6051}No.3排風機、{6052}No.4排風機及び{6053}No.5排風機、は、{8001}非常用電源設備No.1非常用発電機及び{8003}非常用電源設備No.2非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。</p> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11に示す。</p>
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-W1設-1、図ト-W1設-1-2、図ト-W1設-2-1、図ト-W1設-2-2、図ト-W1設-2-3、図ト-W1設-2-4、図リ-他-11、図リ-他-13

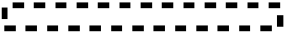



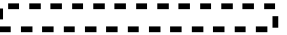
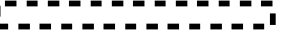
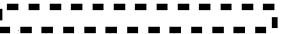
表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6049}気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6055}気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6063}気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6067}気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6072}気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6050}気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6056}気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6064}気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6068}気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6073}気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6051}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	1台	型式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6052}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	1台	型式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6057}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	1台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6059}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	1台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6060}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	1台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6065}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) ダクト	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (SS400、SGP、STPY) 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6069}気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

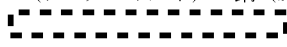

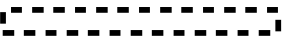
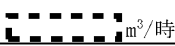

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No. 2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6074}気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6053}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) No. 5 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1台	型式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6054}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) No. 6 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1台	型式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6058}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (SS400) (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6061}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) No. 6 フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (金属製カバー) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6062}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) No. 7 フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (金属製カバー) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6066}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) ダクト	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (SS400)、鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6070}気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6075}気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071-2}気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071-3}気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071-4}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	6 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076-2}気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076-3}気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076-4}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	6 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	1 台	型 式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077-2}気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : 自然給気口 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6077-3}気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : 自然給気口 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077-4}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 W1 廃棄物貯蔵室	6 台	型 式 : 自然給気口 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6078}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込シロッコファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6079}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板) 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュウムダンパー その他の性能 : -
{6080}気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	第1 廃棄物貯蔵棟	1 台	型 式 : ダイヤフラム式 (微差圧用) 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 微差圧スイッチ その他の性能 : レンジ 0~200 Pa

*SS400 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.2 の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトの更新	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6079}ダクト	(ダクト) 鋼 (溶融亜鉛めっき鋼板、SS400、SGP、STPY)	1 式	図ト-W1設-2-1
②ダクト支持構造物の改造	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6066}ダクト {6079}ダクト	(支持構造物) SS400 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*)	1 式	—
③金属製カバーの設置	{6061}No.6 フィルタユニット {6062}No.7 フィルタユニット	(金属製カバー) 金属製	2 台	図ト-W1設-2-5
④フィルタユニットの耐震補強	{6058}No.8 フィルタユニット	(はり) SS400  (接合ボルト) JIS B 1051  (アンカーボルト) 鋼 (SS400*) 	1 式	図ト-W1設-2-2 (10)
⑤差圧監視盤の改造	{6080} 差圧計	(制御盤筐体) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (SS400*)  (電線管) 金属製 	1 式	図ト-W1設-2-3

*SS400 以上の強度を有する材料


表ト-W1設-3-1 W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6124} W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シングルドラム型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	簡易ボイラ、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-1 W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	


表ト-W1設-3-2 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6125} W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-2 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-3	


表ト-W1設-3-3 W1廃液処理設備 タンク No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6126} W1 廃液処理設備 タンク No.1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-3 W1廃液処理設備 タンク No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	


表ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6127} W1 廃液処理設備 タンク No.2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	


表ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 タンク No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6128} W1 廃液処理設備 タンク No.3	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 タンク No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	


表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備 ろ過機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6129} W1 廃液処理設備 ろ過機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備ろ過機仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	

表トーW1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6130} W1 廃液処理設備 圧搾脱水機	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	圧搾型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-4	


表トーW1設-3-8 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6131} W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表ト-W1設-3-8 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-5


表ト-W1設-3-9 W1廃液処理設備 受水槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6132} W1 廃液処理設備 受水槽	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F8] 非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう場所に設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	

表ト-W1設-3-9 W1廃液処理設備 受水槽 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	


表ト-W1設-3-10 W1廃液処理設備 貯留槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6133} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-10 W1廃液処理設備 貯留槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4] W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	


表ト-W1設-3-11 W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6134} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.2	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-11 W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4] W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	

表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽 No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6135} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.3	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	[18.1-F1] 満水となり槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する。	

表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4] W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	

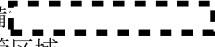
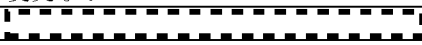





表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様

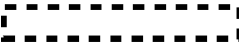
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6136} W1 廃液処理設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第 3 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F7] 耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	




表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固及び凝集沈殿によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中濃度限界以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-3-1	




表ト-W 1 設-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6153} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所		
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 :  (注) ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備  廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。  を収納する。  を収納する。
核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	


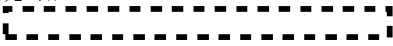

表ト-W 1 設- 1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20. 1-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20. 1-F2] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる。</p>	
添付図	図ト-W 1 設- 4 - 1	

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{6138} 焼却設備 焼却炉 {6138-2} 失火検知機構 {6138-3} 過加熱防止機構 {6138-4} 圧力逃がし機構 {6138-5} 可燃性ガス配管 {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) {8042-2} 緊急設備 感震計 {8056} 緊急設備 漏水検知器 {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)
変更内容		改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (老朽化対策のため、焼却炉の点検口を更新する。) 改造 (火災爆発対策のため、可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) を 2 系統で設置し、緊急遮断弁と連動させる。) 改造 (火災爆発対策のため、屋外の可燃性ガス配管に緊急遮断弁を 2 系統で設置し、感震計と連動させる。) 改造 (緊急遮断弁の設置に伴い第 1 廃棄物貯蔵棟の屋外に直接基礎 (べた基礎) を設置する。)
設置場所		第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室 第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 (可燃性ガス漏えい検知器) 屋外 第 1 廃棄物貯蔵棟東外壁面 (緊急遮断弁、可燃性ガス配管) 屋外 第 2 加工棟北外壁面 (感震計)
員数		1 台
一般仕様	型式	ガス燃焼式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (焼却炉)  (灰出フード) (架台)
	その他の構成機器	架台、灰出フード、水冷ユニット、圧力逃がし弁及びその導管、燃焼空気ブロウ用 閉じ込めダンパー、インターロックに関する機器を (別表 3) に示す。
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却炉 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の 1 階土間コンクリートに設置し、{6138} 焼却炉 架台の床レベルにおいて、第 1 廃棄物貯蔵棟に固定する。 {6138} 焼却炉を当該架台に固定する。 灰出フードは土間コンクリートに設置する。 {8042} 緊急遮断弁 (都市ガス) の基礎は、耐震重要度分類を第 1 類とする。 第 1 廃棄物貯蔵棟の屋外に直接基礎 (べた基礎) を設けて設置する。基礎は平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。当該基礎に架台を固定し、架台に {8042} 緊急遮断弁 (都市ガス) 及び {6138-5} 可燃性ガス配管を固定する。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。  ・基礎構造 直接基礎 (別表 4)

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]</p> <p>{6138} 焼却炉、架台、灰出フード部は、耐震重要度分類を第2類とする。</p> <p>強度部材を本表（別表1）に示す。</p> <p>下記設備は、設備と架台を一体として耐震評価を実施。</p> <p>{6138} 焼却炉、架台、灰出フード</p> <p>{6139} バグフィルタ、集塵灰フード</p> <p>{6140} 投入プッシャ</p> <p>{6141} 前処理フード</p> <p>{6142} フィルタ処理フード</p> <p>{6143} 投入リフタ</p> <p>架台をアンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定。</p> <p>○架台</p>  <p>{6138} 焼却炉を据付ボルトで架台に固定。</p> <p>○焼却炉</p>  <p>灰出フードをアンカーボルトで土間コンクリートに設置。</p> <p>○灰出フード</p>  <p>○緊急遮断弁 架台固定 （緊急遮断弁及びその基礎は、耐震重要度分類を第1類とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急遮断弁（都市ガス）用 1基 <p>架台は、専用基礎にアンカーボルトで固定。 緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、遮断弁及び配管一体で架台に固定する。</p> <p>○可燃性ガス配管 耐震重要度分類第2類における許容支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、配管サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、床、天井にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検知部：天井にアンカーボルトで固定する。 ・表示部：制御盤内にボルトで固定する。 <p>○失火検知器 設備にボルト又は溶接で固定する。</p> <p>○感震計（第2加工棟設置：耐震重要度分類第1類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検知部：床にアンカーボルトで固定する。 ・表示部：壁にアンカーボルトで固定する。
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>


表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(電磁的障害)</p> <p>[8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、{6138-2、6138-3、8042-2、8054}のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 {8042-2}感震計は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F6] 囲い式フードの負圧 (9.8 Pa 以上) を維持する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.5-F1] 可燃性ガス(都市ガス)を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>[11.5-F1] 当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 可燃性ガス漏えい検知器は、爆発防止インターロックを構成する機器であるためとする。独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。 なお、都市ガスは概ね9割がメタンガスであるため、メタンガスの漏えいで検知する。 ガスの比重を考慮し、上方に拡散するメタンガスを検知する検知器は天井付近に設置する。 ○設備の員数 ・{8054}可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス):3箇所 上記検知器は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器 第1廃棄物貯蔵棟 配置図を図り-他-8に示す。</p> <p>[11.5-F1] 屋内の都市ガス配管は、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留する都市ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。 ○設備の員数({6138-5}可燃性ガス配管) ・可燃性ガス配管(都市ガス):1式</p>

表ト-W 1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.7-F1]</p> <p>当該施設は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）を検知器で監視する。</p> <p>○設備の員数（{6138-2} 失火検知機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失火検知器：2 箇所 ・燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8056} 漏水検知器：1 箇所 <p>漏水検知器 第1 廃棄物貯蔵棟 配置図を図リ-他-6 に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.3-F1]</p> <p>当該施設内部で内部で異常燃焼等による圧力上昇が起こった場合であっても、炉体及びフィルタの損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。</p> <p>○設備の員数（{6138-4} 圧力逃がし機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力逃がし弁：1 基 ・圧力検出器：1 基
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>溢水の発生を検知すると警報を発する漏水検知器を溢水源の近傍に設置する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8056} 漏水検知器：1 箇所 <p>[18.1-F1、18.2-F1]</p> <p>当該施設は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）が起こると警報を発し、都市ガス供給を自動的に停止する失火検知機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-2} 失火検知機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失火検知器：2 箇所 ・燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所 	

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>警報設備等</p>		<p>[18.1-F1、18.2-F1] 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、 燃焼用バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制 御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとな ることで異常な温度上昇を防止する。 なお、アナログ信号線を使用した熱電対が断線し、炉内温度の監視が不 可となった場合は、警報を発生する。 ○設備の安全機構（{6138-3}過加熱防止機構） ・過加熱防止 設定温度（℃）： ・二次燃焼室 炉内温度を監視する熱電対：1 本 ・二次燃焼室 燃焼バーナ用電磁弁：1 箇所</p> <p>[18.1-F1、18.2-F1] 焼却炉内の圧力を監視し、圧力上昇を検知すると警報を発生し、圧力逃が し弁を自動的に開放することで、炉体及びフィルタの損傷を防止する。 ○設備の安全機構（{6138-4}圧力逃がし機構） ・圧力逃がし弁 1 基 ・圧力検出器：1 基</p> <p>[18.2-F1] 地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発生する感震計を設ける。 緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立 した2系統の多重化を行う。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制 御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとな ることで爆発を防止する。 感震計の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブル を使用し電磁干渉による影響を防止する。 ○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断） ・観測震度：震度5弱以上 ・{8042-2}感震計：1 箇所 ・{8042}緊急遮断弁（都市ガス）：1 箇所 上記 感震計、緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>[18.2-F1] 地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発生する感震計を設ける。 緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立 した2系統の多重化を行う。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制 御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとな ることで爆発を防止する。 感震計の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブル を使用し電磁干渉による影響を防止する。 ○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断） ・観測震度：震度5弱以上 ・{8042-2}感震計：1 箇所 ・{8042}緊急遮断弁（都市ガス）：1 箇所 上記 感震計、緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p>
--------------	--	---

表ト-W 1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18.2-F1] 地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。 緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 感震計の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 ○設備の安全機構(地震発生時 可燃性ガス遮断) ・観測震度:震度5弱以上 ・{8042-2}感震計:1箇所 ・{8042}緊急遮断弁(都市ガス):1箇所 上記 感震計、緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>[18.1-F1、18.2-F1] 可燃性ガス(都市ガス(主成分メタンガス))の漏えいを検知した場合は、警報を発する。 漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 ○設備の安全機構(可燃性ガス検知時 可燃性ガス遮断) ・{8054}可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス):3箇所 ・{8042}緊急遮断弁(都市ガス):1箇所 上記 検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>[18.2-F1] 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、燃烧用バーナの電磁弁が閉止し、燃烧用ブローア及び閉じ込めダンパーが停止し、焼却炉が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。 ○設備の安全機構(緊急停止ボタン) ・緊急停止ボタン:1基 ・燃烧用バーナ 電磁弁:2箇所 ・燃烧用ブローア及び閉じ込めダンパー:1式</p> <p>[18.2-F1] 可燃性ガスを使用する当該施設は、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。 ○電源遮断時の安全機構(停電時) ・{8042}緊急遮断弁(都市ガス):非通電時閉 ・圧力逃がし弁:非通電時開 ・燃烧用ブローア及び閉じ込めダンパー:非通電時閉</p>
-------------------	--------------	--

表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合にも当該施設の炉体温度を制御盤に表示し、設備の稼働状態を監視可能な状態とする。 ○非常用発電機 接続負荷 ・焼却炉 温度表示器 非常用電源設備 系統図を図リ-他-11に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-1-1、図ト-W1設-5-1-2、図ト-W1設-5-1-3、図リ-他-7、図リ-他-8、図リ-他-11	

表ト-W1設-5-1 (別表1) 焼却炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	はり (灰出フード) 柱 (灰出フード) はり (焼却炉架台) 柱 (焼却炉架台)	鋼 (SS400) 鋼 (SS400) 鋼 (SS400) 鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	焼却炉本体 アンカーボルト 据付ボルト	金属製 鋼 (SS400*) 鋼 (SS400*、強度区分 10.9、強度区分 12.9)

*SS400以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-1 (別表2) 焼却炉 架台 耐震補強の項目


補強項目	関連部材	断面等及び員数
壁面支持はりの追加	アンカーボルト (SS400*)	
	はり (SS400)	

表ト-W 1 設-5-1 (別表3) 焼却炉 インターロック機器の構成と改造仕様


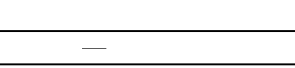
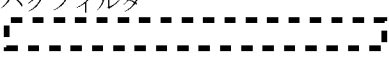
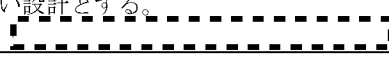
安全機構	構成機器と員数
{6138-2} 失火検知機構	失火検知器 : 2 箇所
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所
{6138-3} 過加熱防止機構	熱電対 : 1 本
	燃焼バーナ用電磁弁 : 1 箇所
{6138-4} 圧力逃がし機構	圧力逃がし弁 1 基
	圧力検出器 : 1 基
地震発生時	{8042-2} 感震計 : 1 箇所 (2 系統)
	{8042} 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所 (2 系統)
可燃性ガス漏えい検知時	{8054} 可燃性ガス漏えい検知器 : 3 箇所 (2 系統)
	{8042} 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所 (2 系統)
緊急停止ボタン	緊急停止ボタン : 1 基
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所
	燃焼用プロア : 1 基
	閉じ込めダンパー : 1 基

2 系統とは、制御回路を含めて独立した 2 系統 (A 系統/B 系統) とするため、1 箇所に 2 台設置する。

表ト-W 1 設-5-1 (別表4) 緊急遮断弁 (都市ガス) 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図リ-他-7

表ト-W1 設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6139} 焼却設備 バグフィルタ	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒スナップリング取付型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (バグフィルタ)  (集塵灰フード) 
	その他の構成機器	集塵灰フード
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] バグフィルタは {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 集塵灰フードは土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 バグフィルタ及び集塵灰フードは {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施。 バグフィルタを据付ボルトで当該架台に固定。 ○バグフィルタ  集塵灰フードをアンカーボルトで土間コンクリートに設置。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの負圧 (9.8 Pa 以上) を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-2	

表ト-W1設-5-2 (別表1) 焼却設備 バグフィルタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (バグフィルタ架台)	鋼 (SS400)
	はり (バグフィルタ架台)	鋼 (SS400)
	柱 (集塵灰フード)	鋼 (SS400)
	はり (集塵灰フード)	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード (集塵灰フード)	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	バグフィルタ本体	金属製
	アンカーボルト (集塵灰フード)	鋼 (SS400*)
	据付ボルト (バグフィルタ)	鋼 (SS400*)



*SS400以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-2 (別表2) 焼却設備 バグフィルタ 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット (集塵灰フード)	■

*アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。

表ト-W1設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6140} 焼却設備 投入プッシャ	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	空気駆動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施。 投入プッシャを据付ボルトで当該架台に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	

表ト-W1設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様



技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-3

(1)投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-3 (別表1) 焼却設備 投入プッシャ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	投入プッシャ本体 据付ボルト	鋼 (SS400)、ステンレス鋼 (SUS304) 鋼 (強度区分 10.9)

表ト-W1 設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6141} 焼却設備 前処理フード	
変更内容	改造 〔・開口部の形状を変更する。 ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。〕	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ドラムリフタ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-4	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-4 (別表1) 焼却設備 前処理フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 (SS400)
	はり	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)
	ドラムリフタ	金属製


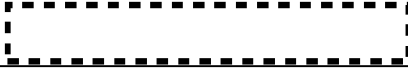
*SS400以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-4 (別表2) 焼却設備 前処理フード 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

*アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。

表ト-W1 設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	回転切断機
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-5

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-5 (別表1) 焼却設備 フィルタ処理フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 (SS400) 鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性) —
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)



*SS400以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-5 (別表2) 焼却設備 フィルタ処理フード 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

*アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。

表ト-W1 設-5-6 焼却設備 投入リフト 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6143} 焼却設備 投入リフト	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	

表ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフト 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-6


(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフトの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-6 (別表1) 焼却設備 投入リフト 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 (SS400)
	はり	鋼 (SS400)
	トラス	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)


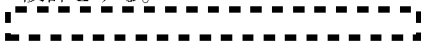
*SS400 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-6 (別表2) 焼却設備 投入リフト 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

*アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。

表ト-W1 設-5-7 焼却設備 急冷塔 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6144} 焼却設備 急冷塔	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	空冷式プレート型熱交換器
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] 急冷塔本体を密閉構造にする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	

表ト-W1設-5-7 焼却設備 急冷塔 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-7

表ト-W1設-5-7 (別表1) 焼却設備 急冷塔 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (急冷塔架台)	鋼 (SS400)
	はり (急冷塔架台)	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	急冷塔本体	鋼 (SS400)、ステンレス鋼 (SUS304、SUS316、SUS310S)
	アンカーボルト	鋼 (SS400*)


*SS400以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-7 (別表2) 焼却設備 急冷塔 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

*アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。


表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機
設備・機器名称 機器名	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	超音波洗浄槽式
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	配管
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-5、図ト-W1設-6-1	


表ト-W1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機
設備・機器名称 機器名	{6146} 湿式除染機 水洗除染タンク	
変更内容	改造 (火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード付水槽型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	配管、タンク
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 一段低い区域に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-W1設-5、図ト-W1設-6-2	


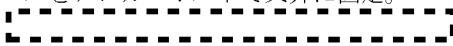

表ト-W1 設-7-1 乾式除染機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 乾式除染機
設備・機器名称 機器名	{6147} 乾式除染機 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手動ブラスト式(ブラスト材:ステンレスカットワイヤー等)
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	コンプレッサ、ダストコレクタ部、ブラスト部
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 据付ボルトで当該架台に固定。 当該設備は、耐震重要度分類 2 類である焼却炉 架台に据付けられているため、耐震重要度分類 2 類として評価する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	

表ト-W1設-7-1 乾式除染機 仕様

技術基準に基づく仕様	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-5、図ト-W1設-7-1

表ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6148} ホイストクレーン 2トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	
員数	1式 (1台)	
一般仕様	型式	2トン電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストッパ (車止め)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールをアンカーボルトで天井に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶 2 個を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック 仕様




技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-8-1、図ト-W1設-8-2	

表ト-W1設-8-1 (別表1) ホイストクレーン 2トンチェンブロック 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ (車止め)	鋼 (SS400*) 金属製

*SS400 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6149} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	
員数	1式(2台)	
一般仕様	型式	1トン電動式
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストッパ(車止め)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 レールをアンカーボルトで天井に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶2個を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

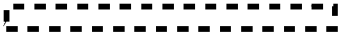
技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-8-1、図ト-W1設-8-3	

表ト-W1設-8-2 (別表1) ホイストクレーン 1トンチェンブロック 材料一覧


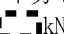

部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ (車止め)	鋼 (SS400*) 金属製

*SS400以上の強度を有する材料

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第3廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯 防護壁又は防護柵	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1005} 第3廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-3} 消火設備 消火器 {8033} 緊急設備 避難通路 {8036} 緊急設備 非常用照明 {8036-2} 緊急設備 誘導灯 {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)	
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、第3廃棄物貯蔵棟に以下の改造を行う。また、第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-W3建-1-4及び図ト-W3建-I-1-1～図ト-W3建-I-4に、改造工事完了後の第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)を図ト-W3建-II-1、図ト-W3建-II-2に示す。 ①外部扉の改造 ⁽¹⁾ (仕様を別表ト-W3建-1-1に示す。 F1 竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部扉をF1 竜巻対策扉に改造する。 ②W3 防護壁の新設(仕様は別表ト-W3建-1-2に示す。 第3廃棄物貯蔵棟1階北面の大扉をF1 飛来物の衝撃荷重から防護するために、鉄筋コンクリート造の{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵(W3 防護壁)を屋外に新設する。 (付属設備) 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。		
設置場所	第3廃棄物貯蔵棟(第3廃棄物貯蔵棟の配置を図ト-1-1-1に示す。)		
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、3階建て (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表ト-W3建-1-1～別表ト-W3建-1-4に示す。	
	寸法(単位:mm)	(建物) 概略寸法：  建築面積：約 270 m ² 延べ床面積：約 800 m ² 床面積：1 階 約 266 m ² 2 階 約 267 m ² 3 階 約 267 m ²	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	核燃料物質の状態	—	

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>[5.1-B1] 第3廃棄物貯蔵棟（建物本体）の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第3廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 また、杭基礎の支持層は、加工事業許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>【杭】 ○既存杭仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約GL-15 m ・杭配置 図ト-W3建-6 ・土質柱状図 図ト-W3建-1（1）</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の1階は土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p>【土間コンクリート】 ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 長期  kN/m² 短期  kN/m² ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層）</p> <p>{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>[5.1-F1] 以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3廃棄物貯蔵棟に設ける。 ・{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8033}緊急設備 避難通路 ・{8036}緊急設備 非常用照明 ・{8036-2}緊急設備 誘導灯</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1] 第3廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。 第3廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽²⁾</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第3廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。⁽³⁾</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁) は耐震重要度分類を第3廃棄物貯蔵棟と同じ第3類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第3廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・ {8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ・ {8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ {8036}緊急設備 非常用照明 ・ {8036-2}緊急設備 誘導灯
	津波による損傷の防止	—

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第3廃棄物貯蔵棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第3廃棄物貯蔵棟の F1 竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という）の壁は、F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある部分は、F1 飛来物の貫通を防止する厚さを確保する。 F1 竜巻防護境界の扉は、F1 竜巻対策扉とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある北面1階の F1 竜巻対策扉には{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵（W3 防護壁）を設け、F1 飛来物の衝撃荷重から F1 竜巻対策扉を防護する。</p> <p>○F1 竜巻対策扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ト-W3建-2に示す。 ・構造、寸法 仕様を図ト-W3建-16～図ト-W3建-19に示す。 ・材料 主な材料を別表ト-W3建-1-1に示す。 <p>○{8057}緊急設備 防護壁（W3 防護壁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ト-W3建-2に示す。 ・構造、寸法 構造、寸法を図ト-W3建-14に示す。 ・材料 主な材料を別表ト-W3建-1-2に示す。 <p>(落雷) —⁽⁴⁾</p> <p>(極低温（凍結）) —⁽⁵⁾</p> <p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p>
--	------------------------	--

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) —⁽⁶⁾</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発))⁽⁷⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対する離隔距離は危険距離以上とする。 また、想定する爆発源に対する離隔距離は危険限界距離以上とするか、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係を図ト-W1建-26～図ト-W1建-29に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽⁸⁾</p> <p>(交通事故 (自動車)) —⁽⁹⁾</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-B1] 第3廃棄物貯蔵棟は、周辺監視区域内に設置し、別表ト-W3建-1-4に示す材料を用い、鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁で人の不法な侵入を防止する。</p>
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (第2種管理区域) とそうでない区域 (第1種管理区域) とに区分する。 第3廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。 第3廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W3建-21に示す。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-3} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離20 m以下となるように配置する⁽¹⁰⁾。固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 ({8010-3} 消火設備 消火器) ・ABC粉末消火器10型：6本</p> <p>{8010-3} 消火設備 消火器の配置を図リ-他-2 (5)、図リ-他-2 (6)に示す。</p> <p>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。</p>


表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F2]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い設定する。</p> <p>○設備の員数（{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型）：38台 ・煙感知器（スポット型）：1台 <p>○設備の員数（{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機（P型受信機）：1台 <p>{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-他-2（3）、図リ-他-2（4）に示す。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続する。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-他-1 2（3）に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W3建-1-3に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区画W3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁及び特定防火設備（防火戸） 区画境界壁（鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） <p>第3廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W3建-2 2に示す。</p> <p>電気設備間の接続にケーブルを使用する場合、使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
------------	-------------	---

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F2]</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8036}緊急設備非常用照明、{8036-2}緊急設備 誘導灯については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>分電盤の配置図を図リ-他-2(7)に、配線用遮断器の結線図を図リ-他-11(5)に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-B1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。</p>
	安全避難通路等	<p>[13.1-F1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8033}緊急設備 避難通路を設置する。{8033}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8033}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8036}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物には{8036-2}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数(緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8036}緊急設備 非常用照明 : 7台 ・{8036-2}緊急設備 誘導灯 : 10台 <p>{8033}緊急設備 避難通路、{8036}緊急設備 非常用照明及び{8036-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-他-2(7)、図リ-他-2(8)に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。</p> <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の配置を、図リ-他-9に示す。</p>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-B1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設け、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続し、第5廃棄物貯蔵棟で火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）が警報を発した場合、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽		<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。</p> <p>周辺監視区域境界の位置を図ト-1-1-1に示す。</p> <p>○第3廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁等の厚さ 図ト-W3建-20 ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上 <p>[22.2-B1] 壁、屋根により外部放射線を低減する。</p>
	換気設備	—
非常用電源設備		<p>[24.2-F1] {8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、停電時に備えてバッテリーを内蔵している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）に給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、接続する第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）に給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>{8036}緊急設備 非常用照明、{8036-2}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

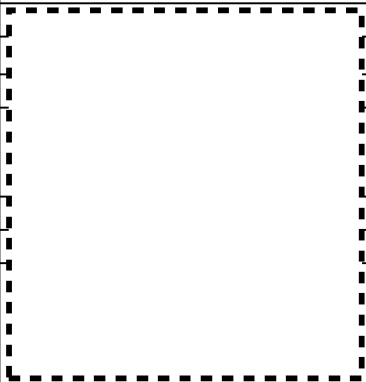
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8036}緊急設備 非常用照明 ・{8036-2}緊急設備 誘導灯 <p>{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の {8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リ-他-11（3）、図リ-他-11（5）に示す。</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。</p> <p>{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））及び {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の事業所内への放送が可能とする。</p> <p>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置する。</p> <p>PHS アンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする⁽¹¹⁾。</p> <p>{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の配置を図リ-他-2（1）、図リ-他-2（2）に示す。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-4}所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））：3台 <p>通信連絡設備の系統図を図リ-他-12（1）、図リ-他-12（2）に示す。</p> <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> <p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の配置を、図リ-他-10（2）に示す。</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様


<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第3廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図ト-W3建-3に示す。</p> <p>[99-B4] 第3廃棄物貯蔵棟は、F3竜巻荷重に対して終局に至らないことを確認している。</p>
<p>添付図</p>	<p>図ト-1-1-1~図ト-W3建-22、図リ-他-2、図リ-他-9、図リ-他-10(2)、図リ-他-11(3)、図リ-他-11(5)、図リ-他-12(1)~図リ-他-12(3)</p>

- (1) 第3廃棄物貯蔵棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分を支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (5) 水配管がないため極低温（凍結）の影響を受けるおそれはない。
- (6) 第3廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。第3廃棄物貯蔵棟は、気体廃棄設備がないため、第3廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (7) 第3廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (8) 第3廃棄物貯蔵棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (9) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第3廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を図ト-W1建-30に示す。
- (10) 粉末消火器の必要能力単位6となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は18となる。
- (11) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、隣接する第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

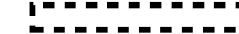








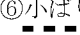
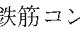

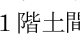

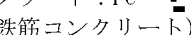

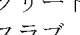

別表ト-W3建-1-1 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	部位		断面（単位：mm）使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	1階	鋼製の外部扉-廃棄物貯蔵室北側 扉番号：91		20	図ト-W3建-15
				2	図ト-W3建-16
				6	図ト-W3建-17
				1	図ト-W3建-18 （配置図、建具表、姿図、部材表）
	3階	鋼製の外部扉-廃棄物貯蔵室北側、南側 扉番号：92、93		3×2	図ト-W3建-15
				3×2	図ト-W3建-16
1×2	図ト-W3建-17 図ト-W3建-19 （配置図、建具表、姿図、部材表）				

別表ト-W3建-1-2 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（W3防護壁の新設）

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
W3防護壁の新設	第3廃棄物貯蔵棟北側	基礎		1	図ト-W3建-2 図ト-W3建-14 （工事概要図、詳細図、配筋図）
		壁部			

別表ト-W3建-1-3 第3廃棄物貯蔵棟（既設） 材料一覧

<p>建物</p>	<p>基礎：独立基礎（PHC杭） 地上部：鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造（バルコニー部） 床：鉄筋コンクリート造、土間コンクリート 壁：鉄筋コンクリート造 屋根：鉄筋コンクリート造</p>
<p>主要な構造材等（既設材料）</p>	<p>①杭  L=13500 mm</p> <p>②基礎・基礎ばり コンクリート：Fc =  N/mm² 鉄筋：</p> <p>③柱、大ばり（鉄骨鉄筋コンクリート造部分） 鉄骨： 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>④小ばり（鉄筋コンクリート部分） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑤柱、大ばり（鉄骨造部分） </p> <p>⑥小ばり（鉄骨造部分） </p> <p>⑦床（鉄筋コンクリート床スラブ） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑧床（1階土間コンクリート部分） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑨壁（鉄筋コンクリート） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑩屋根スラブ（鉄筋コンクリート） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p>
<p>主要な構造材の寸法</p>	<p>① 杭：図ト-W3建-6、図ト-W3建-13(1)(2) ② 基礎・基礎ばり：図ト-W3建-13(1)(2) ③ 柱、大ばり（鉄骨鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W3建-13(3)(4) ④ 小ばり（鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W3建-13(4) ⑤ 柱、大ばり（鉄骨造部分）：図ト-W3建-13(3)(4) ⑥ 小ばり（鉄骨造部分）：図ト-W3建-13(4) ⑦ 床（鉄筋コンクリート床スラブ）：図ト-W3建-13(5) ⑧ 床（1階土間コンクリート部分）：図ト-W3建-13(5) ⑨ 壁（鉄筋コンクリート）：図ト-W3建-13(5) ⑩ 屋根スラブ（鉄筋コンクリート）：図ト-W3建-8、図ト-W3建-13(5)</p>

別表ト-W3建-1-4 第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(1/2)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図ト-W3建-II-1	工事なし
				扉(扉:91)	鉄(特定防火設備)		図ト-W3建-15 図ト-W3建-16 図ト-W3建-18	改造
		外壁1-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-1	工事なし
		外壁1-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-1	工事なし
	外壁1-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-1		工事なし	
2階	外壁・外部扉	外壁2-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-1	工事なし
		外壁2-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-1	工事なし
		外壁2-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-1	工事なし
		外壁2-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-1	工事なし
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-2	工事なし
				扉(扉:92)	鉄(特定防火設備)		図ト-W3建-15 図ト-W3建-16 図ト-W3建-19	改造
		外壁3-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W3建-II-2	工事なし
		外壁3-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-2	工事なし	
			扉(扉:93)	鉄(特定防火設備)	図ト-W3建-15 図ト-W3建-16 図ト-W3建-19	改造		
	外壁3-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-II-2	工事なし		

別表ト-W3建-1-4 第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(2/2)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	床	S1-1	図ト-W3建-I-3 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図ト-W3建-I-3	工事なし
2階	床	S2-1	図ト-W3建-I-3 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-I-3	工事なし
3階	床	S3-1	図ト-W3建-I-4 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-I-4	工事なし
		S3-2	図ト-W3建-I-4 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-I-4	工事なし
R階	屋根	S2-1	図ト-W3建-I-4 参照	鉄筋コンクリート 天井スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-I-4	工事なし

(1) 安全機能のない部位のため、「-」とする。



表ト-W3設-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6154} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所		
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (50 L 缶、4 段積み以下、200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W3設-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 50 L ドラム缶及び 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる。</p>	
添付図	図ト-W3設-2	

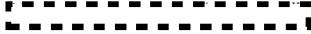
表ト-W3設-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6151} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	
員数	1式 (2台)	
一般仕様	型式	1トン電動式
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストッパ (車止め)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 レールを据付ボルトで天井に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶 2 個を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 
核燃料物質の貯蔵施設	—	


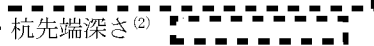
表ト-W3設-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-W3設-1、図ト-W3設-3	

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第 5 廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1006} 第 5 廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) (今回申請) {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-4} 消火設備 消火器 {8034} 緊急設備 避難通路 {8037} 緊急設備 非常用照明 {8037-2} 緊急設備 誘導灯	
	建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	(本体) 新設 撤去する第 2 廃棄物貯蔵棟の代替施設として第 5 廃棄物貯蔵棟を新設する。第 5 廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-4-1-4 に示す。 ①杭工事 杭を設置する。 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 基礎・壁・柱・はり・屋根スラブを設置する。 ③屋根防水工事 屋根防水を施工する。 ④建具工事 扉を設置する。 (仕様を別表ト-4-1-1 に示す。) (付属設備) 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。		
設置場所	第 5 廃棄物貯蔵棟		
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造 ⁽¹⁾ (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2 に示す。	
	寸法 (単位: mm)	(建物) 概略寸法:  建築面積: 約 65 m ² 延床面積: 約 65 m ²	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第 2 項、同第三十四条第 1 項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とする ⁽¹⁾ 。 貯蔵する液体廃棄物のうち、油類廃棄物は危険物第四類の廃油とする。 危険物としての貯蔵量は、最大 20000 L (指定数量の倍数 5 未満) とする。	
	核燃料物質の状態	—	
核燃料物質の臨界防止	—		
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 第 5 廃棄物貯蔵棟 (本体) の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第 5 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 また、杭基礎の支持層は、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群とする。	

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値 30 以上の洪積層（シルト混り砂～粘土質砂）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ⁽²⁾  ・杭伏図 図ト-4-1-5 ・土質柱状図 図ト-4-1-2 <p>第5廃棄物貯蔵棟は基礎（マットスラブ）が1階の床を兼用しており、基礎を介して杭に荷重を伝達する。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第5廃棄物貯蔵棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）） ・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8034} 緊急設備 避難通路 ・{8037} 緊急設備 非常用照明 ・{8037-2} 緊急設備 誘導灯
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。 第5廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>○仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：別表ト-4-1-1～別表ト-4-1-2に示す。 ・構造図を図ト-4-1-6及び図ト-4-1-7に示す。 <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする⁽³⁾。</p> <p>○二次設計</p> <p>建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第5廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る⁽⁴⁾。</p> <p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第5廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）） ・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8037} 緊急設備 非常用照明 ・{8037-2} 緊急設備 誘導灯
<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>	

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、F1竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第5廃棄物貯蔵棟の外壁、屋根はF1竜巻の荷重に耐えるとともに、F1飛来物の貫通を防止する厚さを有する。 外部扉はF1竜巻の風荷重に耐える扉（F1竜巻対策扉）とする⁽⁵⁾。</p> <p>○外部扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観、構造 鋼製扉の姿図、構造図を図ト-4-1-9に示す。 ・位置 外部扉の位置を図ト-4-1-3に示す。 ・材料 主な材料を別表ト-4-1-2に示す。 <p>(落雷) —⁽⁶⁾</p> <p>(極低温（凍結）) —⁽⁷⁾</p> <p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁸⁾</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発）)⁽⁹⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とする。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置を図ハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(交通事故（自動車）) —⁽¹¹⁾</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は、敷地内に設置し、別表ト-4-1-2に示す材料を用い、鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁で人の不法な侵入を防止する。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第5廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する⁽¹²⁾。 管理区域の設定範囲を、図ト-4-1-1 2に示す。</p> <p>[10.1-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、万一、液体状の核燃料物質の漏えいが発生した場合でも外部に繋がる流出経路がないピットを設けることにより、核燃料物質等の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>○ピットの仕様（設計確認値） ・容積：400 L以上</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 第5廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であるため、{8010-4}消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。 {8010-4}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第2項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-4}消火設備 消火器） ・ABC粉末消火器50型：2本 ・ABC粉末消火器10型：1本</p> <p>{8010-4}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p><u>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。(今回申請)</u> <u>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様及び配置を「リ. その他の加工施設」に示す。</u></p> <p>[11.1-F2]⁽¹⁵⁾ 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置し、<u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。(今回申請)</u></p> <p>○設備の員数（{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）） ・熱感知器（スポット型、防爆型）：3台</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リ-2-1-6に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1 2に示す。 <u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は「表ト-W3建-1」に示す。</u></p>


追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とし、不燃性材料で造る。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する。 第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト-4-1-2に示す。</p> <p>[11.3-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。 火災区画の燃焼時間は火災区画の耐火時間を超えない。</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面 図ト-4-1-13 第5廃棄物貯蔵棟 火災区画 ・火災区画ごとの材料及び厚さ： 図ト-4-1-8 第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト 図ト-4-1-11 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図・部材表</p> <p>○火災区画 W5の仕様 ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火戸） ・耐火時間：1.0時間以上 区画境界壁（鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの：1時間） 図ト-4-1-9 第5廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図、建具表</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟屋内にケーブルを使用する場合には、難燃性ケーブルを使用し、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、電気設備に関する技術基準を定める省令第六十九条第1項第一号に基づき、金属管に收容し、電気火災の発生を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設ける。第5廃棄物貯蔵棟に設置する分電盤は、分電盤を金属製とするとともに、屋外に設置することから防水性能を有するものとし、水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2] {8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 分電盤の配置図を図リ-2-1-6に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-8に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B1] 第5廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1] ⁽¹⁵⁾ 第5廃棄物貯蔵棟に容易に識別できる{8034}緊急設備 避難通路を設ける。{8034}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。1箇所扉が、非常口となる。 危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には防爆型の{8037}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に防爆型の{8037-2}緊急設備 誘導灯を設ける。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8037}非常用照明：3台（防爆型） ・ {8037-2}誘導灯：1台（防爆型） <p>{8034}緊急設備 避難通路、{8037}緊急設備 非常用照明及び{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>[13.1-F2] <u>加工施設には、{8037}非常用照明、{8037-2}誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。(今回申請)</u> <u>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様及び配置を「リ、その他の加工施設」に示す。</u></p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
<p>材料及び構造</p>		<p>—</p>
<p>搬送設備</p>		<p>—</p>
<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>		<p>—</p>
<p>警報設備等</p>		<p>[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設置し、<u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。(今回申請)</u></p> <p>[18.1-F2] <u>加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）が警報を発した場合、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。(今回申請)</u> <u>{7037}警報集中表示盤の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u></p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
技術基準に基づく仕様	遮蔽	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1に示す。</p> <p>○第5廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能⁽¹³⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚さ 図ト-4-1-1 4 ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上 <p>[22.2-B1] 壁、屋根により外部放射線を低減する。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	<p>[24.2-F1] {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p><u>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している事務棟(周辺監視区域)の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。(今回申請)</u></p> <p><u>{8007-16}通信連絡設備 電話交換機の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u></p> <p><u>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならない。(今回申請)</u></p> <p><u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は「表ト-W3建-1」に示す。</u></p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、<u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。(今回申請)</u></p> <p><u>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。(今回申請)</u></p> <p><u>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 {8003}非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。(今回申請)</u></p> <p><u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。</u></p> <p><u>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。(今回申請)</u></p> <p><u>{8005}非常用電源設備A 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。</u></p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-8、図リ-2-1-13に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能となるようにする。</p> <p><u>{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))及び{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送が可能とする。(今回申請)</u></p> <p><u>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。</u></p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能となるようにする。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p><u>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。(今回申請)</u></p> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の配置を図リ-2-1-6に、系統図を、図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10に示す。</p> <p>○設備の員数 (通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) : 1台 ・所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) : 1台 <p><u>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。</u></p> <p>[25.2-F1]</p> <p><u>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。(今回申請)</u></p> <p><u>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。</u></p>
<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>添付図</p>	<p>—</p>	<p>図ト-4-1-1~図ト-4-1-14、図リ-2-1-6、図リ-2-1-8~図リ-2-1-10、図リ-2-1-12、図リ-2-1-13、図リ-2-1-14、図ハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-6</p>

- (1) 第5廃棄物貯蔵棟の屋根は、加工事業変更許可申請書に示していた金属屋根に代えて、消防法に基づく危険物特定屋内貯蔵所とすることで、より堅固な鉄筋コンクリート製とする。
- (2) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (3) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (4) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (5) 第5廃棄物貯蔵棟の外部扉は東面に配置するため、F1 飛来物は到達しない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 水配管がないため極低温 (凍結) の影響を受けるおそれはない。
- (8) 第5廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。第5廃棄物貯蔵棟は気体廃棄設備がないため、第5廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9) 第5廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (10) 第5廃棄物貯蔵棟の建物、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第5廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を示したものを図ハ-2-1-5-6に示す。
- (12) 加工事業変更許可申請書の加工の方法の記載に基づき、第5廃棄物貯蔵棟では液体の放射性廃棄物の保管廃棄のみを行い、ドラム缶を開封して詰め替える等の取扱いは行わない。
- (13) 遮蔽評価において第5廃棄物貯蔵棟建物の屋根厚さを考慮していない。
- (14) 危険物特定屋内貯蔵所であり、危険物の規制に関する政令第二十条第一項第二号、危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第二項第一号に基づき、基準延床面積 150 m^2 に対して延床面積約 65 m^2 であることから A 火災用 1 能力単位以上の大型消火器 (50 型) を 1 本、貯蔵量の基準倍数 10 に対して貯蔵量


の倍数は5未満であることからB火災用1能力単位以上の小型消火器（10型）を1本設置必要とする。この必要数に裕度を見込んで{8010-4}消火設備 消火器として大型消火器（50型）を2本、小型消火器（10型）を1本設置する。

- (15) {8010-4}消火設備 消火器、{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置は、公設消防と協議済み。


追第4次 表ト-5-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6137} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	新設 ①保管廃棄設備 廃棄物保管区域工事	
設置場所	第 5 廃棄物貯蔵棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	受け皿付きスキッド
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物 (油類廃棄物)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 5 廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 液体廃棄物をドラム缶に収納し密閉した状態で、受け皿付きスキッド (容積 200 L 以上) を用いて保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 受け皿付きスキッドは不燃性材料である鉄製とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第4次 表ト-5-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F1]  の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2] 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。	
添付図	図ト-5-1-1	

追第4次 表ト-2-1 第2廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第 2 廃棄物貯蔵棟 非常用通報設備 火災警報設備 消火設備 消火器 非常用設備 非常灯	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名		(本体) {1014} 第 2 廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-8} 消火設備 消火器 {8038-3} 緊急設備 非常用照明
建物・構築物の区分		本体、付属設備	
変更内容		撤去 ①第 2 廃棄物貯蔵棟撤去工事	
設置場所		第 2 廃棄物貯蔵棟	
員数		1	
一般仕様	型式	補強コンクリートブロック造	
	主要な構造材	コンクリートブロック、カラー鉄板 (折板葺)	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—	
	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	—	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	—	
	火災等による損傷の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	安全避難通路等	—	
	安全機能を有する施設	—	
	材料及び構造	—	
	搬送設備	—	
	核燃料物質の貯蔵施設	—	
	警報設備等	—	
	放射線管理施設	—	
	廃棄施設	—	
	核燃料物質等による汚染の防止	—	
	遮蔽	—	
換気設備	—		
非常用電源設備	—		
通信連絡設備	—		
その他許可で求める仕様	[99-B3] [99-F3] 第 2 廃棄物貯蔵棟を撤去する。第 2 廃棄物貯蔵棟の付属設備である {8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8038-3} 緊急設備 非常用照明及び {8010-8} 消火設備 消火器を撤去する。		
添付図	図ト-4-1-1		

追第4次 表ト-3-1 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) [redacted]
設備・機器名称 機器名	{6137-2} 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域	
変更内容	撤去 ①放射性液体廃棄物の移動 ②保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域撤去工事	
設置場所	第 2 廃棄物貯蔵棟 [redacted]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [redacted]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力: [redacted]
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物 (油類廃棄物)
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域を撤去する。	
添付図	—	

4. 添付図一覧表

番号	名称
図ト-2 P設-1	第2加工棟の主要な部屋配置
図ト-2 P設-1-1 (1)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図ト-2 P設-1-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階及び4階)
図ト-2 P設-1-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表) (1/2)
図ト-2 P設-1-1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表) (2/2)
図ト-2 P設-1-2	第2加工棟の給排気設備全体系統図 (気体廃棄設備 No.1)
図ト-2 P設-1-3	第2加工棟廃液配管全体系統図
図ト-2 P設-2-1-1 (1)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)
図ト-2 P設-2-1-1 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I (部屋排気系統))
図ト-2 P設-2-1-1 (3)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統II (部屋排気系統))
図ト-2 P設-2-1-1 (4)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統V (局所排気系統))
図ト-2 P設-2-1-1 (5)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I 系統II 系統V (給気系統))
図ト-2 P設-2-1-1 (6)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-1-1 (7)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-1-2 (1)	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)
図ト-2 P設-2-1-2 (2)	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)
図ト-2 P設-2-1-2 (3)	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 排風機 (305-F)
図ト-2 P設-2-1-2 (4)	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)
図ト-2 P設-2-1-2 (5)	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)
図ト-2 P設-2-1-2 (6)	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)
図ト-2 P設-2-1-2 (7)	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) 給気ユニット (201AC)
図ト-2 P設-2-1-3	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) 差圧計及び監視配置図
図ト-2 P設-2-1-4 (1)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-2 P設-2-1-4 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

番号	名称
図ト-2 P設-2-1-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-2 P設-2-1-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-2 P設-2-1-5	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更)
図ト-2 P設-2-2-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)
図ト-2 P設-2-2-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ (部屋排気系統))
図ト-2 P設-2-2-1 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅵ (局所排気系統))
図ト-2 P設-2-2-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統))
図ト-2 P設-2-2-1 (5)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-2-1 (6)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-2-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)
図ト-2 P設-2-2-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)
図ト-2 P設-2-2-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)
図ト-2 P設-2-2-2 (4)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)
図ト-2 P設-2-2-2 (5)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)
図ト-2 P設-2-2-3	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 差圧計及び監視配置図
図ト-2 P設-2-2-4 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-2 P設-2-2-4 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2 P設-2-2-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-2 P設-2-2-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-2 P設-2-3-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)
図ト-2 P設-2-3-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅳ (部屋排気系統))
図ト-2 P設-2-3-1 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅳ (給気系統))

番号	名称
図ト-2 P設-2-3-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-3-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)
図ト-2 P設-2-3-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)
図ト-2 P設-2-3-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)
図ト-2 P設-2-3-3	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 差圧計及び監視配置図
図ト-2 P設-2-3-4 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-2 P設-2-3-4 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2 P設-2-3-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-2 P設-2-3-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-2 P設-2-4-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)
図ト-2 P設-2-4-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統))
図ト-2 P設-2-4-1 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統))
図ト-2 P設-2-4-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統))
図ト-2 P設-2-4-1 (5)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-4-1 (6)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2 P設-2-4-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)
図ト-2 P設-2-4-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)
図ト-2 P設-2-4-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)
図ト-2 P設-2-4-2 (4)	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)
図ト-2 P設-2-4-2 (5)	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)
図ト-2 P設-2-4-3	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 差圧計及び監視配置図
図ト-2 P設-2-4-4 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-2 P設-2-4-4 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2 P設-2-4-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)

番号	名称
図ト-2 P設-2-4-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-2 P設-2-4-5	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更)
図ト-2 P設-2-5	気体廃棄設備 No. 1 改造図 (金属製カバーの設置)


番号	名称
図ト-2 P設-3-1	第1 廃液処理設備 系統図
図ト-2 P設-3-2	第1 廃液処理設備 周辺配置図
図ト-2 P設-3-3	第1 廃液処理設備 補強詳細図
図ト-2 P設-4-1	分析廃液処理設備 系統図
図ト-2 P設-4-2	分析廃液処理設備 周辺配置図
図ト-2 P設-4-3	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2 P設-5-1	開発室廃液処理設備 系統図
図ト-2 P設-5-2	開発室廃液処理設備 周辺配置図
図ト-2 P設-6-1	第2 廃液処理設備 系統図
図ト-2 P設-6-2 (1)	第2 廃液処理設備 周辺配置図 (1 / 2)
図ト-2 P設-6-2 (2)	第2 廃液処理設備 周辺配置図 (2 / 2)
図ト-2 P設-6-3	第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2
図ト-2 P設-6-4	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1
図ト-2 P設-6-5	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
図ト-2 P設-6-6	第2 廃液処理設備 加圧脱水機
図ト-2 P設-6-7	第2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2 P設-7	第2 廃液処理設備 及び 第2 廃液処理設備貯留設備 周辺配置図

番号	名称
図ト-1-1-1	敷地内における主要な加工施設の位置
図ト-W1建-I-1	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁
図ト-W1建-I-2	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁
図ト-W1建-I-3	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ
図ト-W1建-I-4	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ
図ト-W1建-I-5	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ
図ト-W1建-II-1	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・中2階)
図ト-W1建-II-2	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階・3階)
図ト-W1建-1(1)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(土質柱状図)安全機能を有する施設の地盤
図ト-W1建-1(2)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階)地震による損傷の防止
図ト-W1建-1(3)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階)地震による損傷の防止
図ト-W1建-1(4)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(R階)地震による損傷の防止
図ト-W1建-1(5)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1通り、3通り軸組図)地震による損傷の防止
図ト-W1建-1(6)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(A通り、D通り軸組図)地震による損傷の防止
図ト-W1建-2(1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲
図ト-W1建-2(2)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W1建-2(3)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W1建-2(4)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(R階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W1建-2(5)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W1建-3(1)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ト-W1建-3(2)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(東南立面図)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ト-W1建-4(1)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階)火災による損傷の防止
図ト-W1建-4(2)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階)火災による損傷の防止
図ト-W1建-4(3)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面)火災による損傷の防止
図ト-W1建-4(4)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(断面)火災による損傷の防止
図ト-W1建-5(1)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階)溢水による損傷の防止
図ト-W1建-5(2)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階)溢水による損傷の防止
図ト-W1建-6(1)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階)人の不法な侵入の防止
図ト-W1建-6(2)	第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面)人の不法な侵入の防止
図ト-W1建-7	第1廃棄物貯蔵棟 杭伏図・地下貯槽ピット床伏図兼構造区分図
図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 1階・中2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-10	第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-11	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W1建-12	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り、D通り
図ト-W1建-13	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2通り

番号	名称
図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り
図ト-W1建-15(1)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面
図ト-W1建-15(2)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W1建-15(3)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり
図ト-W1建-15(4)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり
図ト-W1建-15(5)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W1建-16(1)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 土質柱状図
図ト-W1建-16(2)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図
図ト-W1建-16(3)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 配筋図
図ト-W1建-17(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表
図ト-W1建-17(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2
図ト-W1建-17(3)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策3
図ト-W1建-18	第1廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図
図ト-W1建-19	第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する建具
図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図
図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 76 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ト-W1建-22	第1廃棄物貯蔵棟 77 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 78 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ト-W1建-24	第1廃棄物貯蔵棟 71 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ト-W1建-25(1)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟)
図ト-W1建-25(2)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟 平面図 1階、中2階)
図ト-W1建-25(3)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟 平面図 2階、3階)
図ト-W1建-25(4)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟 断面図 1通り、2通り)
図ト-W1建-25(5)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟 断面図 3通り)
図ト-W1建-25(6)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟 断面図 A通り、B通り)
図ト-W1建-25(7)	直接線の評価で考慮した壁厚等(第1廃棄物貯蔵棟 断面図 C通り、D通り)
図ト-W1建-26	防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置
図ト-W1建-27	防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置
図ト-W1建-28	敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置
図ト-W1建-29	敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置
図ト-W1建-30	加工施設と町道の位置関係
図ト-W1建-31	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域図
図ト-W1建-32	第1廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画


番号	名称
図ト-W1設-1	第1廃棄物貯蔵棟の主要な部屋配置
図ト-W1設-1-1(1)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(1階及び焼却設備 焼却炉 架台上の設備及び中2階及び2階及び3階)
図ト-W1設-1-1(2)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(1/2)
図ト-W1設-1-1(3)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(2/2)
図ト-W1設-1-2	第1廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図(気体廃棄設備 No.2)
図ト-W1設-2-1(1)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1(部屋排気系統))
図ト-W1設-2-1(2)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統2(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(3)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統3(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(4)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(5)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1系統2系統3系統4(給気系統))
図ト-W1設-2-1(6)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(急冷塔給気)、系統3(フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4(自然給気))
図ト-W1設-2-1(7)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-W1設-2-1(8)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-W1設-2-2(1)	気体廃棄設備 No.2 系統1(部屋排気系統) No.1排風機
図ト-W1設-2-2(2)	気体廃棄設備 No.2 系統2(局所排気系統) No.2排風機
図ト-W1設-2-2(3)	気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統) No.3排風機
図ト-W1設-2-2(4)	気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統) No.4排風機
図ト-W1設-2-2(5)	気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統) No.5排風機
図ト-W1設-2-2(6)	気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統) No.6排風機
図ト-W1設-2-2(7)	気体廃棄設備 No.2 系統1(部屋排気系統) No.1フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(8)	気体廃棄設備 No.2 系統2(局所排気系統) No.2フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(9)	気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統) No.5フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(10)	気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統) No.8フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(11)	気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統) No.3フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(12)	気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統) No.4フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(13)	気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4(給気系統) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2(14)	気体廃棄設備 No.2 系統4(急冷塔給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2(15)	気体廃棄設備 No.2 系統3(フィルタ冷却給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2(16)	気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4(自然給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2(17)	気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4(給気系統) 給気ファン
図ト-W1設-2-3	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 差圧計及び監視配置図
図ト-W1設-2-4(1)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時)
図ト-W1設-2-4(2)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(故障時の排風機起動機構)
図ト-W1設-2-4(3)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機異常時)

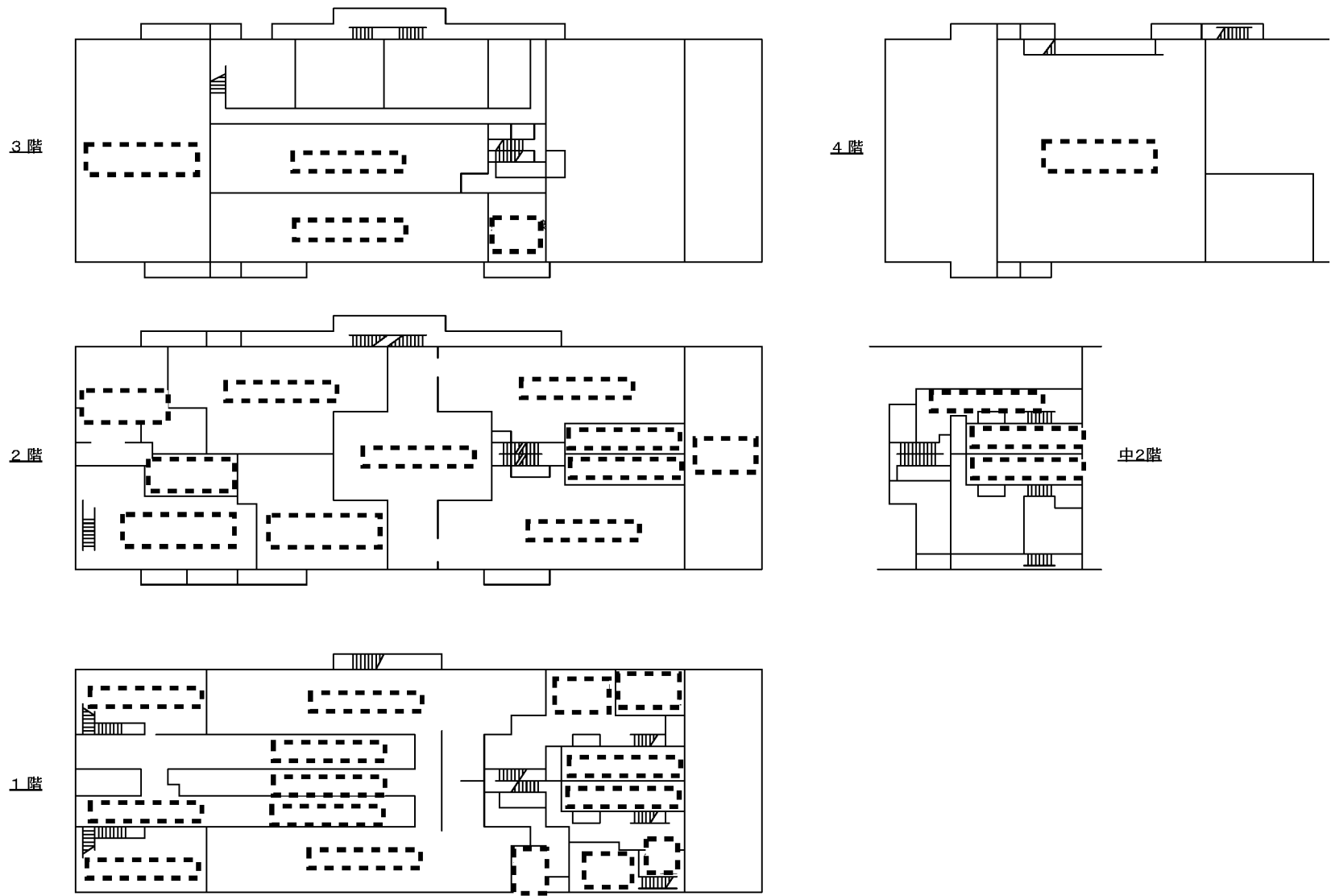
番号	名称
図ト-W1設-2-4(4)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-W1設-2-4(5)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-W1設-2-5	気体廃棄設備 No.2 改造図 (⑤金属製カバーの設置)

番号	名称
図ト-W1設-3-1(1)	W1 廃液配管全体系統図
図ト-W1設-3-1(2)	W1 廃液処理設備 系統図
図ト-W1設-3-2(1)	W1 廃液処理設備 配置図(1/3)
図ト-W1設-3-2(2)	W1 廃液処理設備 配置図(2/3)
図ト-W1設-3-2(3)	W1 廃液処理設備 配置図(3/3)
図ト-W1設-3-3	W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽
図ト-W1設-3-4	W1 廃液処理設備 圧搾脱水機
図ト-W1設-3-5	W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-W1設-4-1	保管廃棄設備  廃棄物保管区域
図ト-W1設-5(1)	焼却設備 系統図
図ト-W1設-5(2)	焼却設備 配置図(1/2)
図ト-W1設-5(3)	焼却設備 配置図(2/2)
図ト-W1設-5-1-1(1)	焼却設備 焼却炉
図ト-W1設-5-1-1(2)	焼却設備 焼却炉(灰出フード)
図ト-W1設-5-1-1(3)	焼却設備 焼却炉 架台(1/5)
図ト-W1設-5-1-1(4)	焼却設備 焼却炉 架台(2/5)
図ト-W1設-5-1-1(5)	焼却設備 焼却炉 架台(3/5)
図ト-W1設-5-1-1(6)	焼却設備 焼却炉 架台(4/5)
図ト-W1設-5-1-1(7)	焼却設備 焼却炉 架台(5/5)
図ト-W1設-5-1-2(1)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 失火検知器、漏水検知器機器配置図
図ト-W1設-5-1-2(2)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 ガス配管 安全系機器構成概要図
図ト-W1設-5-1-2(3)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図
図ト-W1設-5-1-3(1)	焼却設備 焼却炉 緊急遮断弁遮断 信号系統図(1/2)
図ト-W1設-5-1-3(2)	焼却設備 焼却炉 緊急遮断弁遮断 信号系統図(2/2)
図ト-W1設-5-1-3(3)	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 信号系統図
図ト-W1設-5-1-3(4)	焼却設備 焼却炉 炉体損傷防止 信号系統図
図ト-W1設-5-1-3(5)	焼却設備 焼却炉 圧力逃がし機構 信号系統図
図ト-W1設-5-2(1)	焼却設備 バグフィルタ
図ト-W1設-5-2(2)	焼却設備 バグフィルタ(集塵灰フード)
図ト-W1設-5-3	焼却設備 投入プッシャ
図ト-W1設-5-4	焼却設備 前処理フード
図ト-W1設-5-5	焼却設備 フィルタ処理フード
図ト-W1設-5-6	焼却設備 投入リフト
図ト-W1設-5-7	焼却設備 急冷塔
図ト-W1設-6-1	湿式除染機 湿式除染部
図ト-W1設-6-2	湿式除染機 水洗除染タンク
図ト-W1設-7-1	乾式除染機
図ト-W1設-8-1	ホイストクレーン 配置図
図ト-W1設-8-2	ホイストクレーン 2トンチェンブロック
図ト-W1設-8-3	ホイストクレーン 1トンチェンブロック

番号	名称
図ト-W3建-I-1	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁
図ト-W3建-I-2	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁
図ト-W3建-I-3	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ
図ト-W3建-I-4	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ
図ト-W3建-II-1	第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・2階)
図ト-W3建-II-2	第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3階・R階)
図ト-W3建-1(1)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(土質柱状図)安全機能を有する施設の地盤
図ト-W3建-1(2)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・2階)地震による損傷の防止
図ト-W3建-1(3)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)地震による損傷の防止
図ト-W3建-1(4)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1通り、4通り軸組図)地震による損傷の防止
図ト-W3建-1(5)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(A通り、C通り軸組図)地震による損傷の防止
図ト-W3建-2(1)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲
図ト-W3建-2(2)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・2階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W3建-2(3)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W3建-2(4)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(南西立面)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W3建-2(5)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ト-W3建-3(1)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ト-W3建-3(2)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北西立面図)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ト-W3建-4(1)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・2階)火災による損傷の防止
図ト-W3建-4(2)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)火災による損傷の防止
図ト-W3建-4(3)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(南西立面)火災による損傷の防止
図ト-W3建-4(4)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面)火災による損傷の防止
図ト-W3建-4(5)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(断面)火災による損傷の防止
図ト-W3建-5(1)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・2階)人の不法な侵入の防止
図ト-W3建-5(2)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)人の不法な侵入の防止
図ト-W3建-5(3)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(南西立面)人の不法な侵入の防止
図ト-W3建-5(4)	第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面)人の不法な侵入の防止
図ト-W3建-6	第3廃棄物貯蔵棟 杭伏図兼構造区分図
図ト-W3建-7	第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-8	第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-9	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W3建-10	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り
図ト-W3建-11	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り
図ト-W3建-12	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り
図ト-W3建-13(1)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1
図ト-W3建-13(2)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2

番号	名称
図ト-W3建-13(3)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W3建-13(4)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図ト-W3建-13(5)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W3建-14(1)	第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 土質柱状図
図ト-W3建-14(2)	第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 詳細図
図ト-W3建-14(3)	第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 配筋図
図ト-W3建-15	第3廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図
図ト-W3建-16	第3廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する建具
図ト-W3建-17	第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図
図ト-W3建-18	第3廃棄物貯蔵棟 91 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ト-W3建-19	第3廃棄物貯蔵棟 92、93 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ト-W3建-20(1)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟)
図ト-W3建-20(2)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 平面図 1階、2階)
図ト-W3建-20(3)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 平面図 3階)
図ト-W3建-20(4)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 1通り、2・3通り)
図ト-W3建-20(5)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 4通り)
図ト-W3建-20(6)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 A通り、B通り)
図ト-W3建-20(7)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 C通り)
図ト-W3建-21	第3廃棄物貯蔵棟 管理区域図
図ト-W3建-22	第3廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画

番号	名称
図ト-W3 設-1	本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び2階及び3階)
図ト-W3 設-2	保管廃棄設備  廃棄物保管区域
図ト-W3 設-3	ホイストクレーン 1トンチェンブロック





図ト-2 P設-1 第2加工棟の主要な部屋配置

1134



1F 平面図

  : 本申請に係る設備・機器


図トー2 P設ー1ー1 (1) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)

1135



3F 平面図

4F 平面図

 : 本申請に係る設備・機器

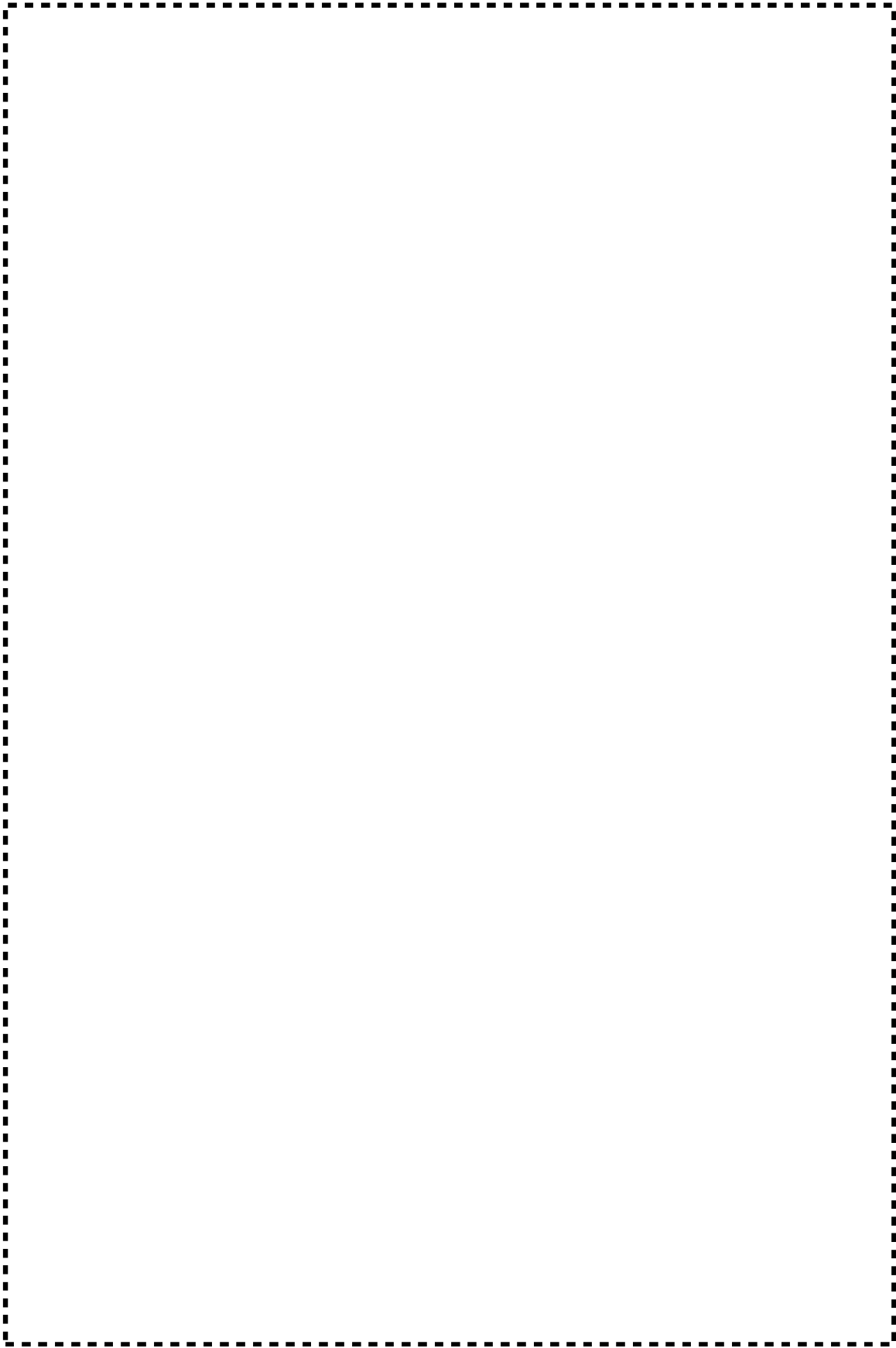
図トー2 P設ー1ー1 (2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階及び4階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	6011	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	6081	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	6012	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	6082	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	6013	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	6083	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	6014	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	6084	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	6015	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	6087	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	6016	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	6088	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	6089	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI (給気系統) 給気ユニット (202AC)	6090	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4
6009	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	6091	第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1
6010	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	6092	第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2

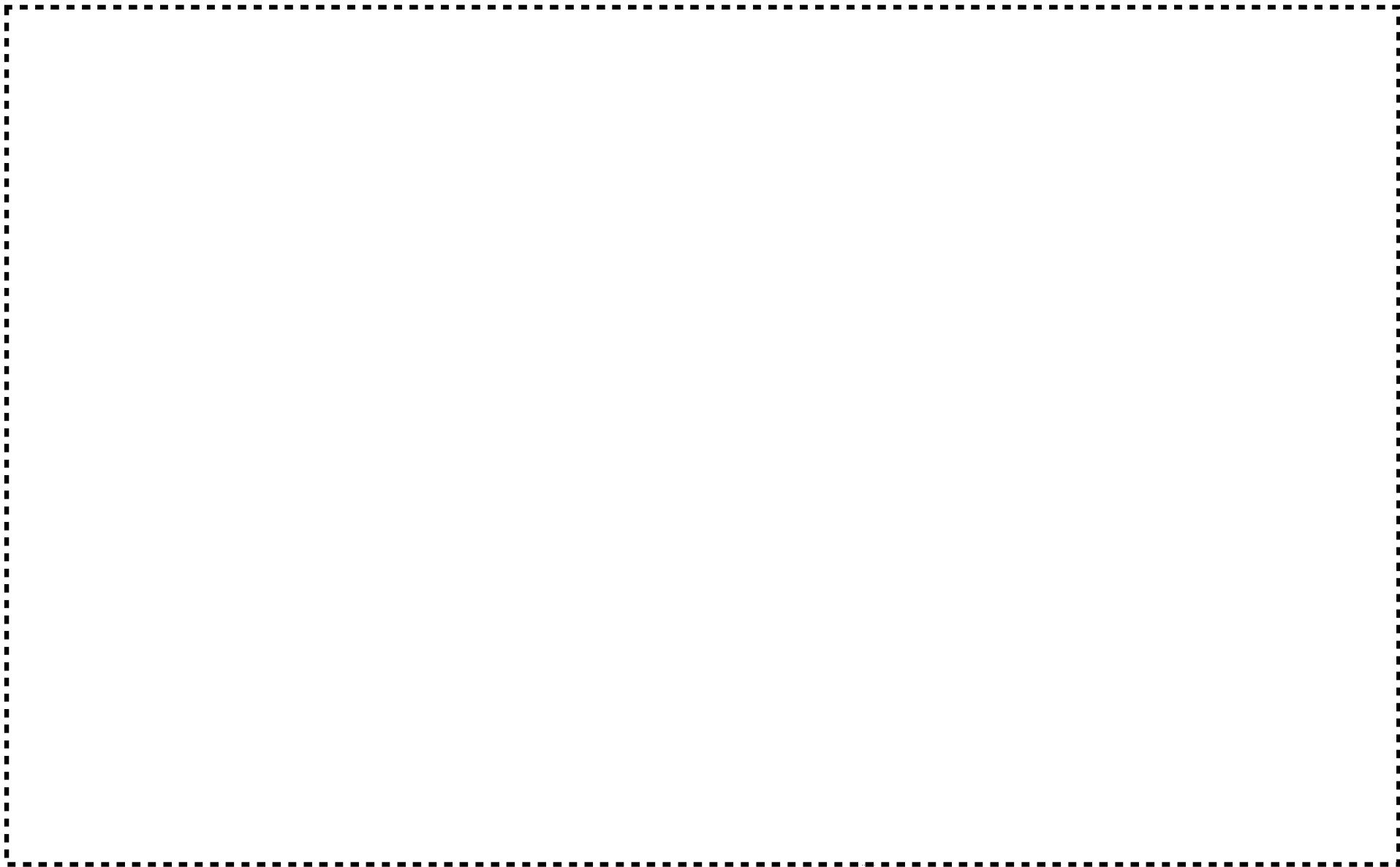
図トー 2 P 設ー 1 - 1 (3) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表) (1 / 2)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6093	第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	6104	開発室廃液処理設備 遠心分離機	6113	第2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
6094	第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	6105	開発室廃液処理設備 貯槽	6114	第2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1
6095	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	6107	第2 廃液処理設備 集水槽	6115	第2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2
6096	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	6108	第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	6117	第2 廃液処理設備 受水槽 No. 1
6097	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	6109	第2 廃液処理設備 凝集槽	6119	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1
6098	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	6110	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	6120	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2
6100	分析廃液処理設備 反応槽	6110-2	第2 廃液処理設備 タンク No. 1	6121	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3
6100-2	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	6111	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	6122	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4
6101	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	6111-2	第2 廃液処理設備 タンク No. 2		
6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	6112	第2 廃液処理設備 加圧脱水機		

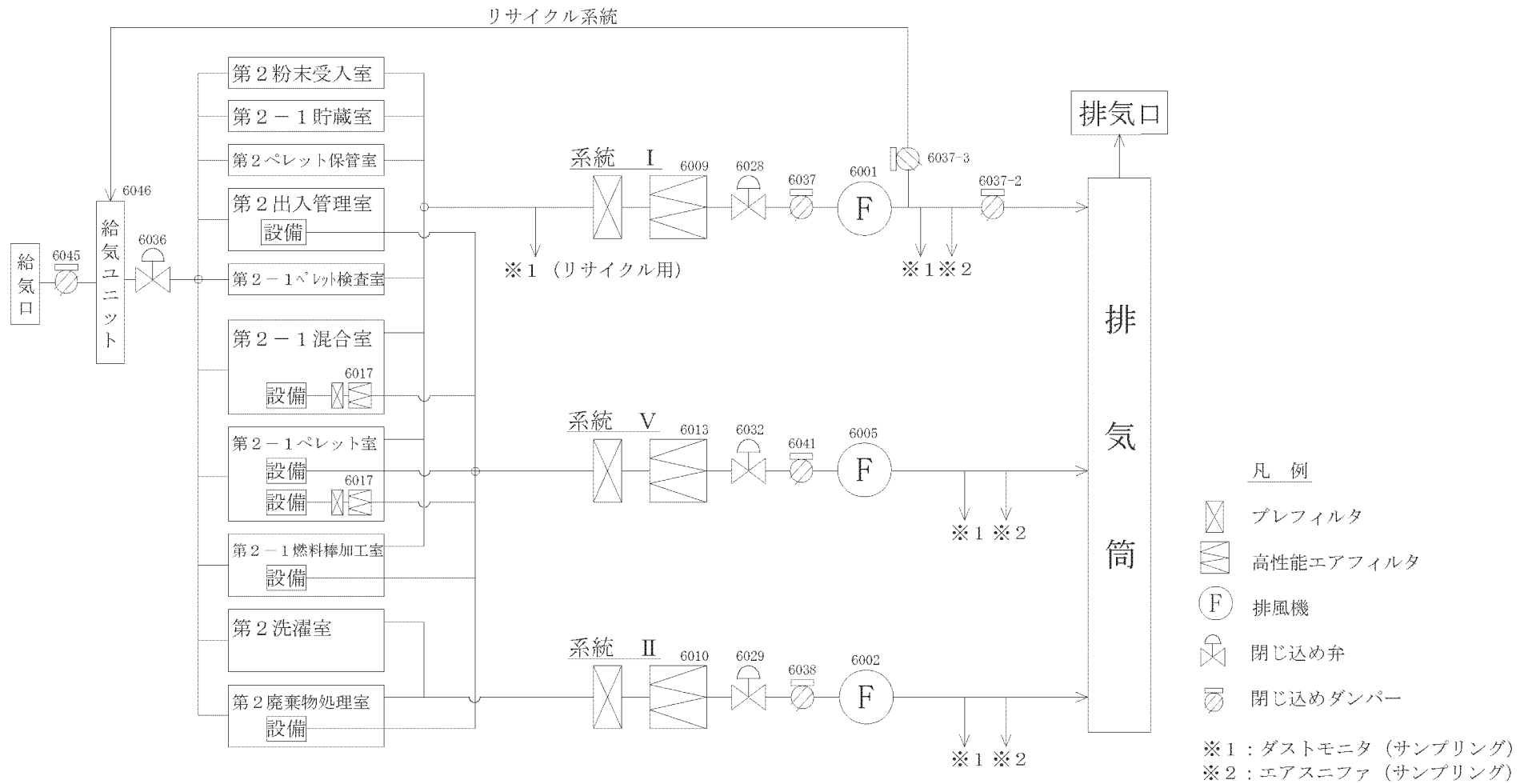
図トー2 P設-1-1 (4) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表) (2/2)



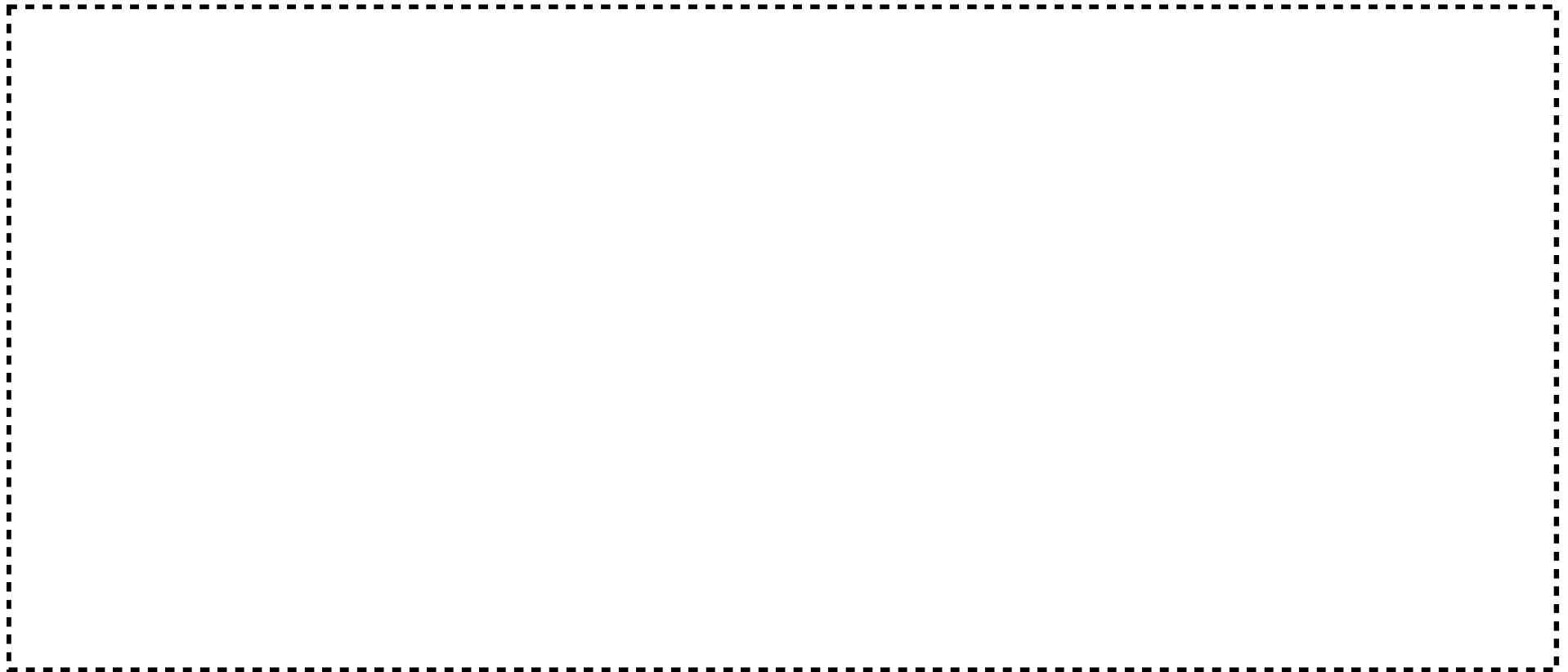
図ト-2 P設-1-2 第2加工棟の給排気設備全体系統図（気体廃棄設備 No.1）



図卜-2 P設-1-3 第2加工棟廃液配管全体系統図



図ト-2 P設-2-1-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



【凡例】

—	: 既設部	—●—	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—○—	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
~~~~~	: 撤去部	— —	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		—[ ]—	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅰ (部屋排気系統))

(1 / 5)



## 【凡例】

— : 既設部

— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

—●— : 防火ダンパー

—○— : 閉じ込めダンパー

—✕— : 閉じ込め弁

—■— : フィルタユニット (設備排気用)

1 類 : 耐震重要度分類第 1 類

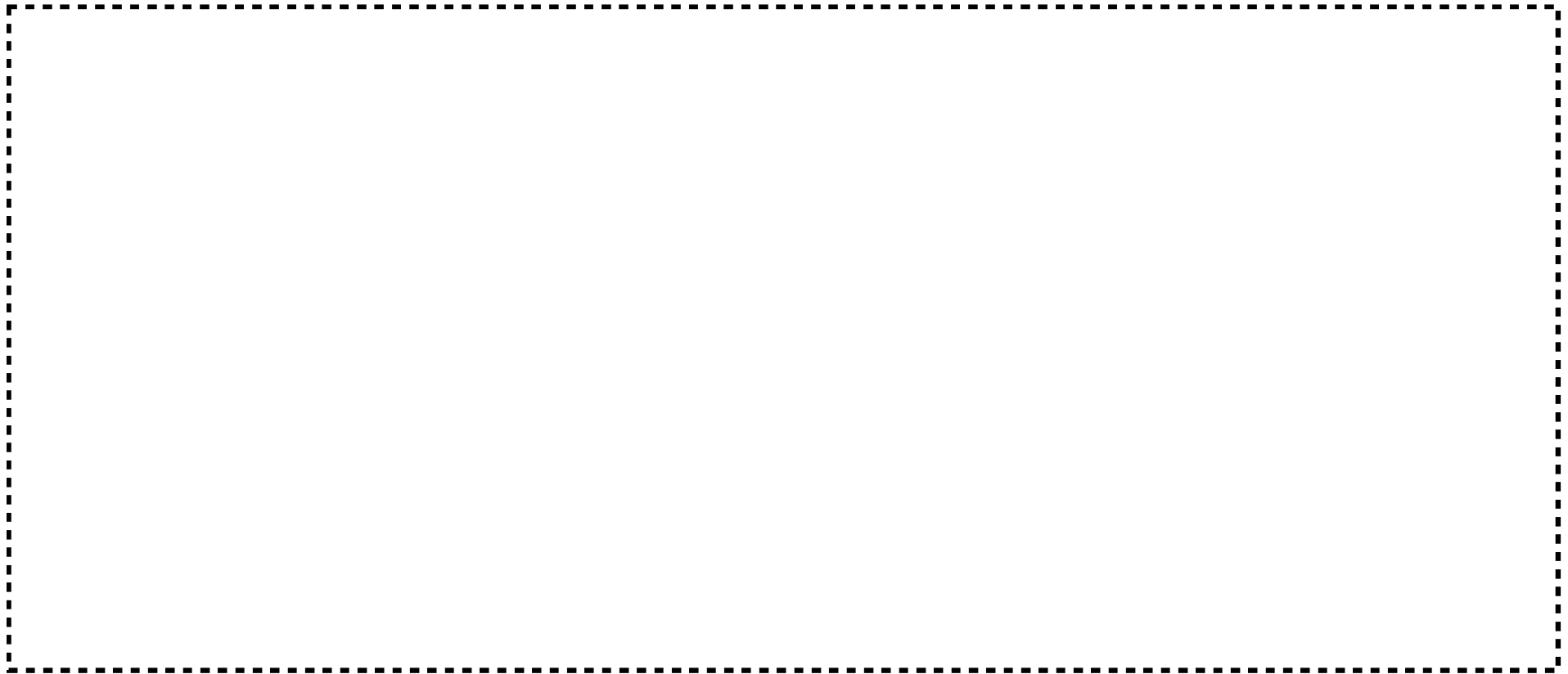
2 類 : 耐震重要度分類第 2 類

3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図トー 2 P 設ー 2ー 1ー 1 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統))

(2 / 5)





## 【凡例】

—	: 既設部	—■—	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—○—	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
.....	: 撤去部	—X—	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		—[ ]—	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I (部屋排気系統))



## 【凡例】

— : 既設部	● : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	○ : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
⋯ : 撤去部	✕ : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	☒ : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I (部屋排気系統))



## 【凡例】

— : 既設部	—●— : 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
— : 新設・移設・更新・改造部	—○— : 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
⋯ : 撤去部	—✕— : 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
	—□— : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統))



## 【凡例】

—	: 既設部	—●—	: 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—○—	: 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
~~~~~	: 撤去部	—X—	: 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
		—[]—	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2ー 1ー 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統))

(1 / 4)










【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1 類: 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	○	: 閉じ込めダンパー	2 類: 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部	⊗	: 閉じ込め弁	3 類: 耐震重要度分類第 3 類
		⊞	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統))
(2 / 4)



【凡例】

 : 既設部	 : 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
 : 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
 : 撤去部	 : 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
	 : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統))
(3 / 4)



【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	◇	: 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部	⊥	: 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
		⊞	: フィルタユニット (設備排気用)	

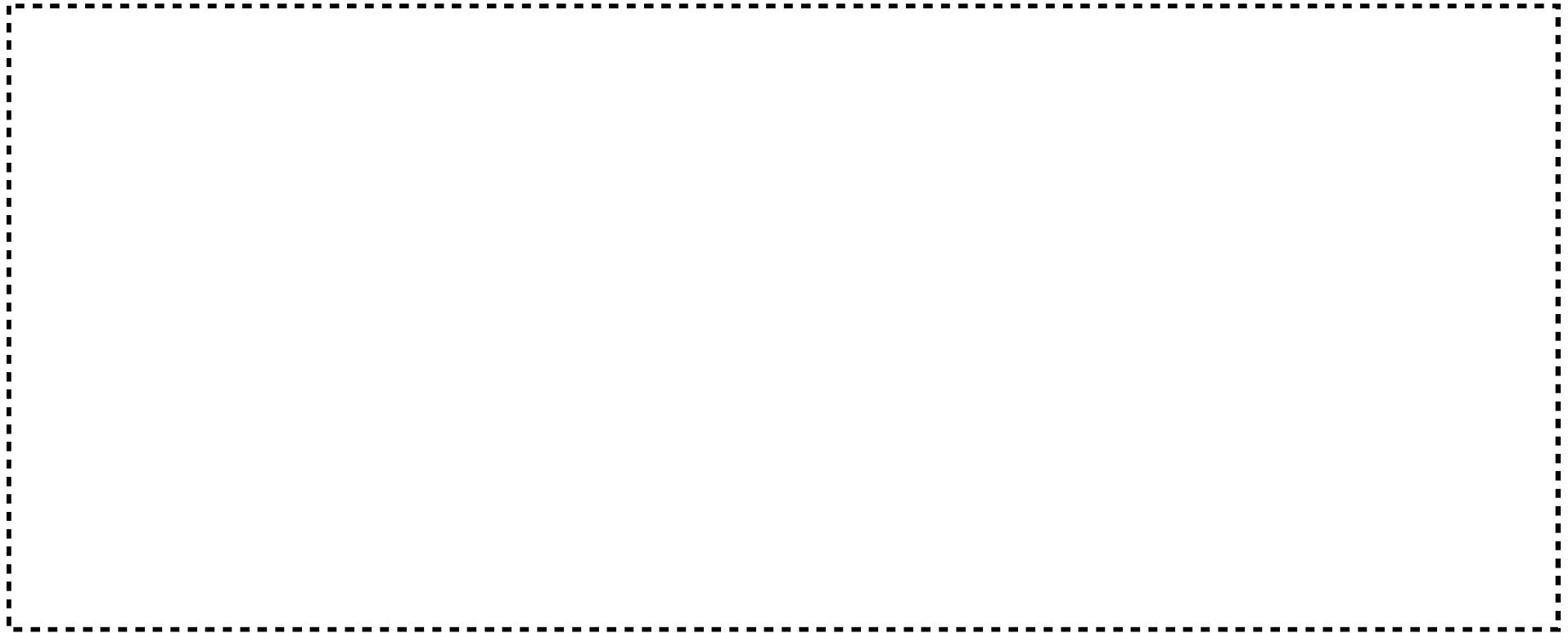
図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統))










【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1 類: 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	○	: 閉じ込めダンパー	2 類: 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部	⊥	: 閉じ込め弁	3 類: 耐震重要度分類第 3 類
		⊥	: フィルタユニット (設備排気用)	

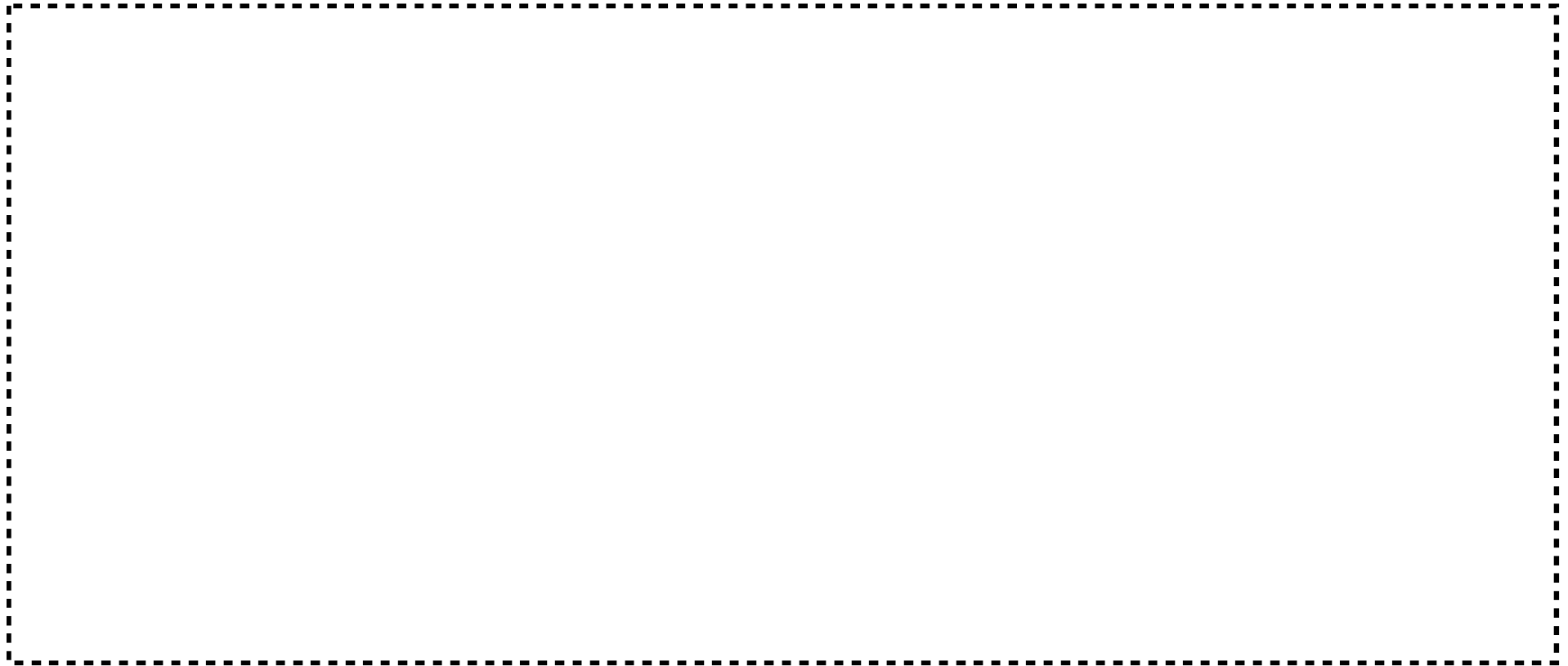
図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統))



【凡例】

	: 既設部		: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
	: 撤去部		: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
			: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー1ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))



【凡例】

—	: 既設部	—●—	: 防火ダンパー	1 類: 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—◇—	: 閉じ込めダンパー	2 類: 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部	—⊥—	: 閉じ込め弁	3 類: 耐震重要度分類第 3 類
		—≡—	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2ー 1ー 1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統))



【凡例】

—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

● : 防火ダンパー

○ : 閉じ込めダンパー

✕ : 閉じ込め弁

☒ : フィルタユニット（設備排気用）

1 類 : 耐震重要度分類第 1 類

2 類 : 耐震重要度分類第 2 類

3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統))



【凡例】

— : 既設部	● : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	⊗ : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
⋯ : 撤去部	⊕ : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	⊞ : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー1ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))

(5 / 5)



【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	○	: 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
⋯	: 撤去部	⊗	: 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
		⊠	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2ー 1ー 1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (1 / 4)



【凡例】

—	: 既設部	—●—	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—○—	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
⋯⋯⋯	: 撤去部	—✕—	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		—☒—	: フィルタユニット (設備排気用)	

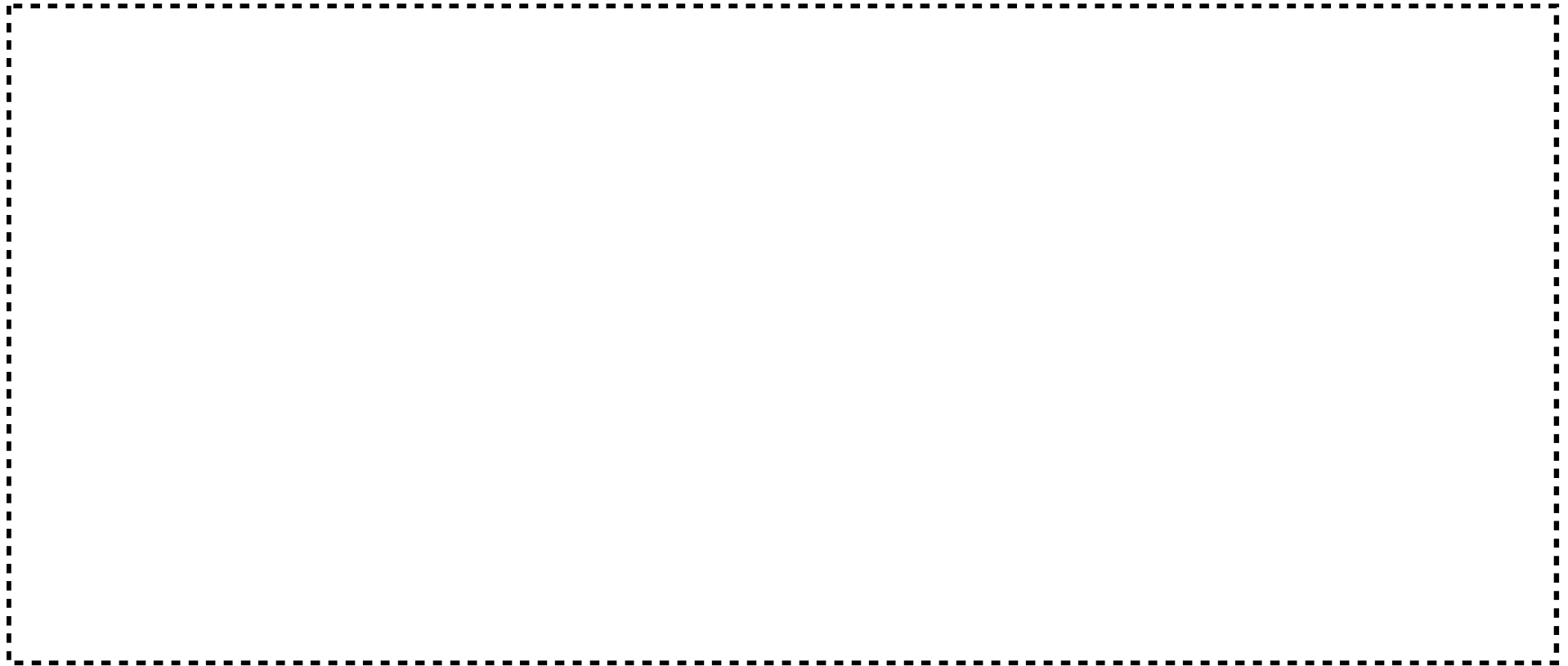
図トー2 P設ー2ー1ー1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統)) (2 / 4)



【凡例】

— : 既設部	—■— : 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
— : 新設・移設・更新・改造部	—○— : 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
..... : 撤去部	—X— : 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
	—□— : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2ー 1ー 1 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (3 / 4)



【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1 類	: 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	○	: 閉じ込めダンパー	2 類	: 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部	⊥	: 閉じ込め弁	3 類	: 耐震重要度分類第 3 類
		■	: フィルタユニット (設備排気用)		

図トー 2 P 設ー 2ー 1ー 1 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (4 / 4)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6001}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	{6021}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） ダクト	{6037-3}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）
{6002}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	{6024}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） ダクト	{6038}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー
{6005}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	{6028}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	{6041}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 閉じ込めダンパー
{6009}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-401）	{6029}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	{6045}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） 閉じ込めダンパー
{6010}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-402）	{6032}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 閉じ込め弁	{6046}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） 給気ユニット（201AC）
{6013}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-405）	{6036}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） 閉じ込め弁	{6047}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） ダクト
{6017}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	{6037}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{8045}	緊急設備 防火ダンパー
{6020}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） ダクト	{6037-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）		

図ト-2 P設-2-1-1 (6) 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（設備・機器一覧表）

管理番号	名称	{6017}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2003}	粉末投入台	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2004}	粉末混合機 No. 1	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2005}	大型供給瓶	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2006}	粉末取出し台	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2007}	粉末集塵機（粉末混合機）	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2008}	焙焼炉 No. 1 グローブボックス No. 1	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2009}	焙焼炉 No. 1 焙焼炉	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2010}	粉末搬送配管（粉末投入台～粉末混合機間）	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2011}	粉末搬送配管（大型供給瓶～プレス No. 1 間）	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2012}	粉末搬送配管（大型供給瓶～粉末取出し台間）	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2014}	粉末供給機	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2015}	粉末集塵機（プレス）	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2016}	プレス No. 1	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2017}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア ペレット抜取検査装置部	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2018}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2019}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2020}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2021}	ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 ボート搬送部	—	—

図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (7) 気体廃棄設備 No. 1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（局所排気系統 接続設備・機器一覧表）

(1 / 3)

管理番号	名称	{6017}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2022}	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 段積部	—	—
{2023}	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 移載部	—	—
{2024}	連続焼結炉 No.1	—	—
{2025}	ペレット搬送設備 No.1 解体装置 解体部	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2027}	センタレス研削設備 No.1 ペレット供給機	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2028}	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削部	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2029}	センタレス研削設備 No.1 ペレット洗浄部	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2030}	ペレット乾燥機 No.1	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2031}	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット搬送部	—	—
{2032}	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	—	—
{2033}	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット抜取検査部	—	—
{2034}	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置 外観検査装置部	—	—
{2039}	センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2040}	センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{3001}	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	○	—
{3002}	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	○	—
{3003}	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	○	—
{3004}	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	○	—

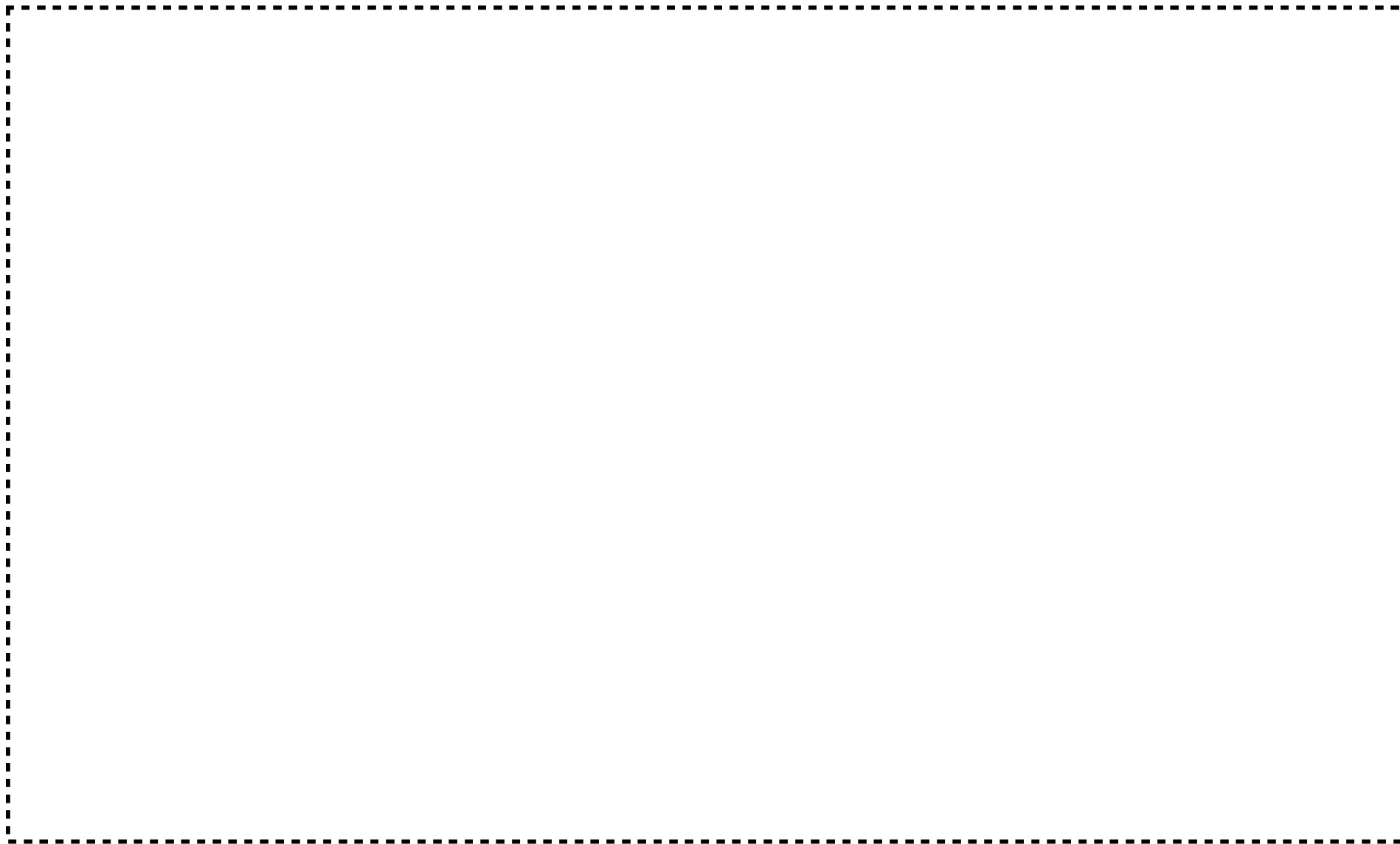
図ト-2 P設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の
設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

(2/3)

管理番号	名称	{6017}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{3006}	燃料棒解体装置 No. 1	○	—
{3008}	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	—	—
{3011}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	—	—
{3012}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	—	—
{6081}	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	—	—
{6082}	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	—	—
{6083}	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	—	—
{6084}	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	—	—
{6091}	第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	—	—
{6092}	第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	—	—
{6108}	第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	—	—
{6109}	第 2 廃液処理設備 凝集槽	—	—
{6112}	第 2 廃液処理設備 加圧脱水機	—	—
{6113}	第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	—	—

図ト-2 P 設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

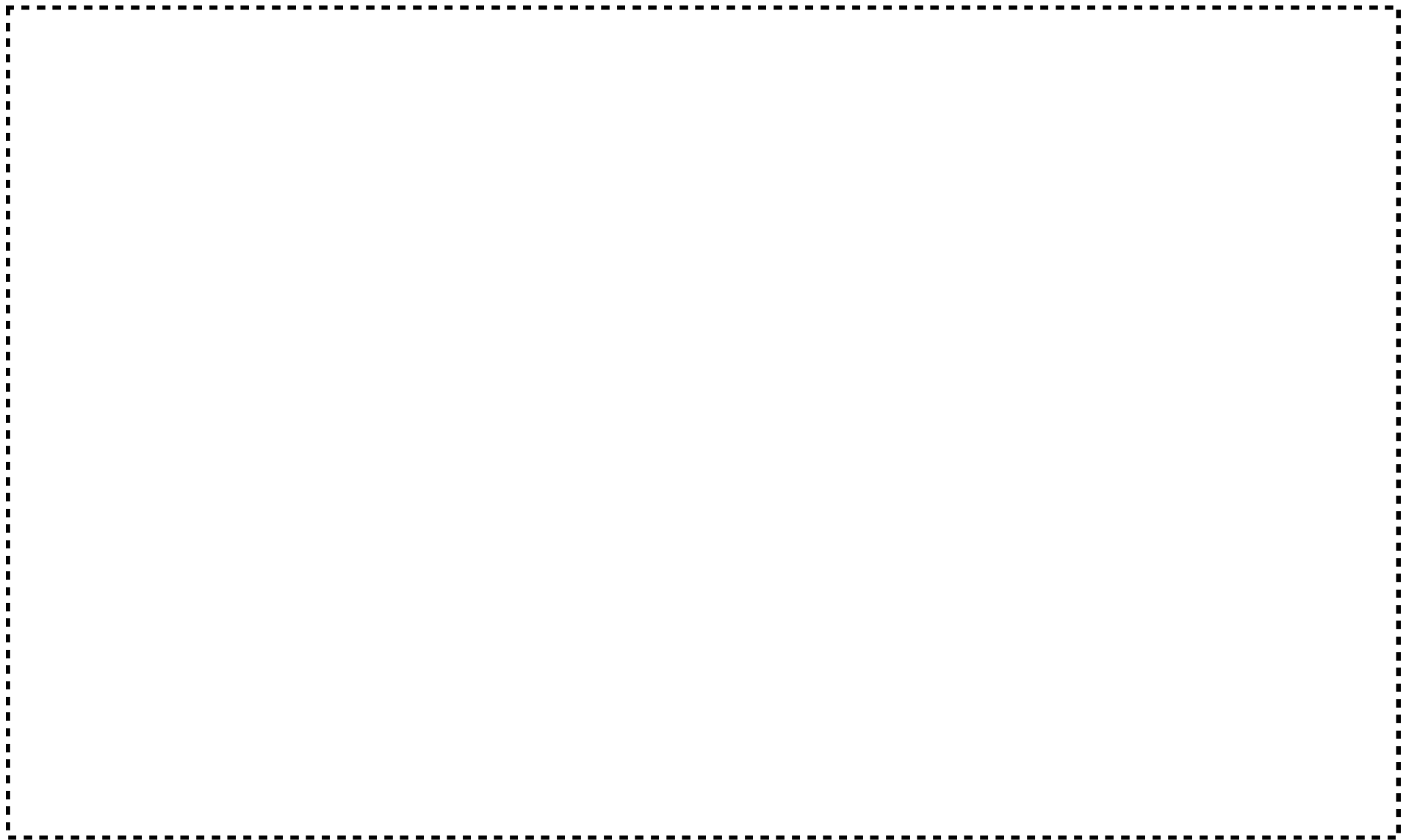
(3/3)



図ト-2 P設-2-1-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

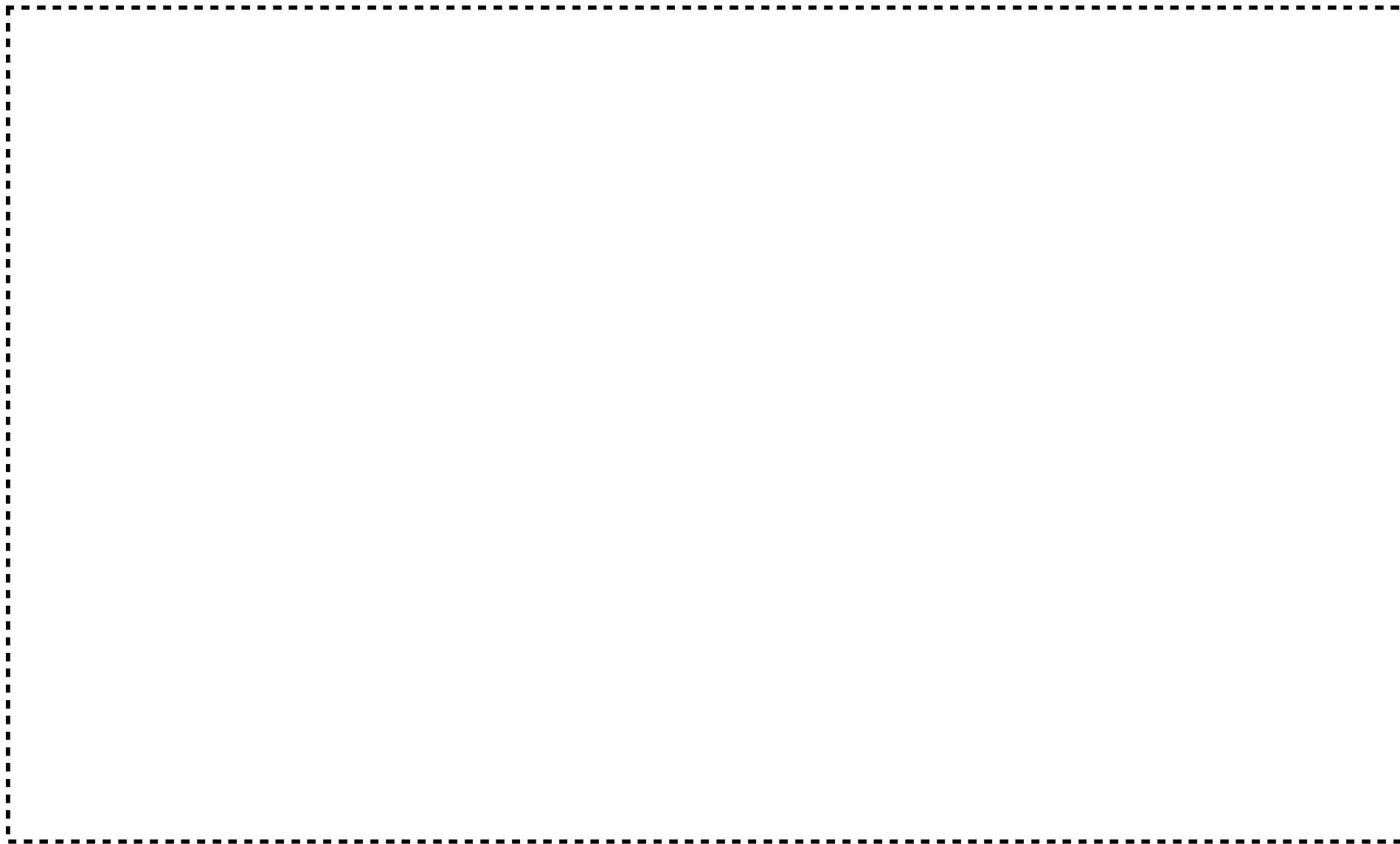


図ト-2 P設-2-1-2 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1165



図ト-2 P設-2-1-2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 排風機 (305-F)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

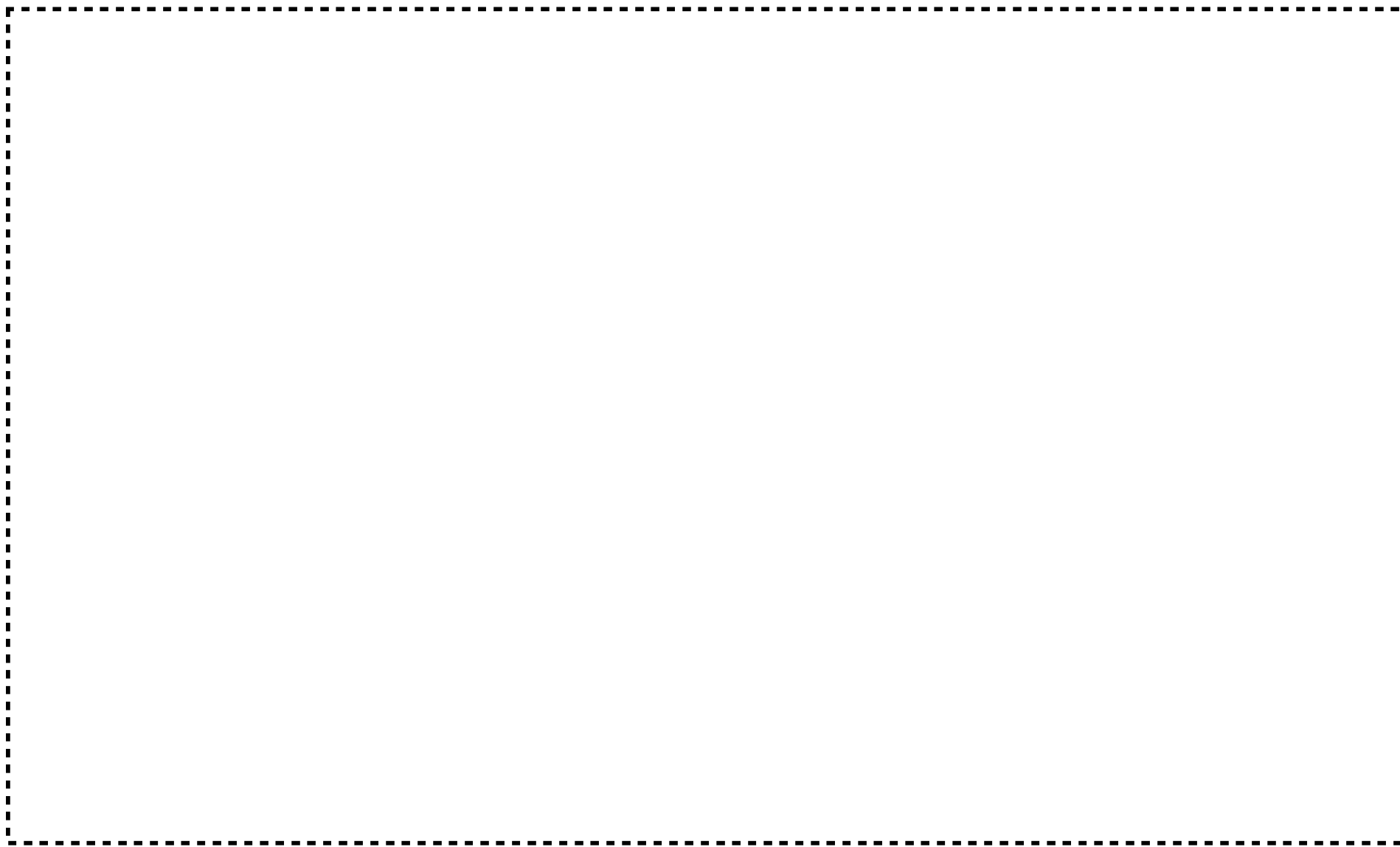
1166



図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 2 (4) 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)

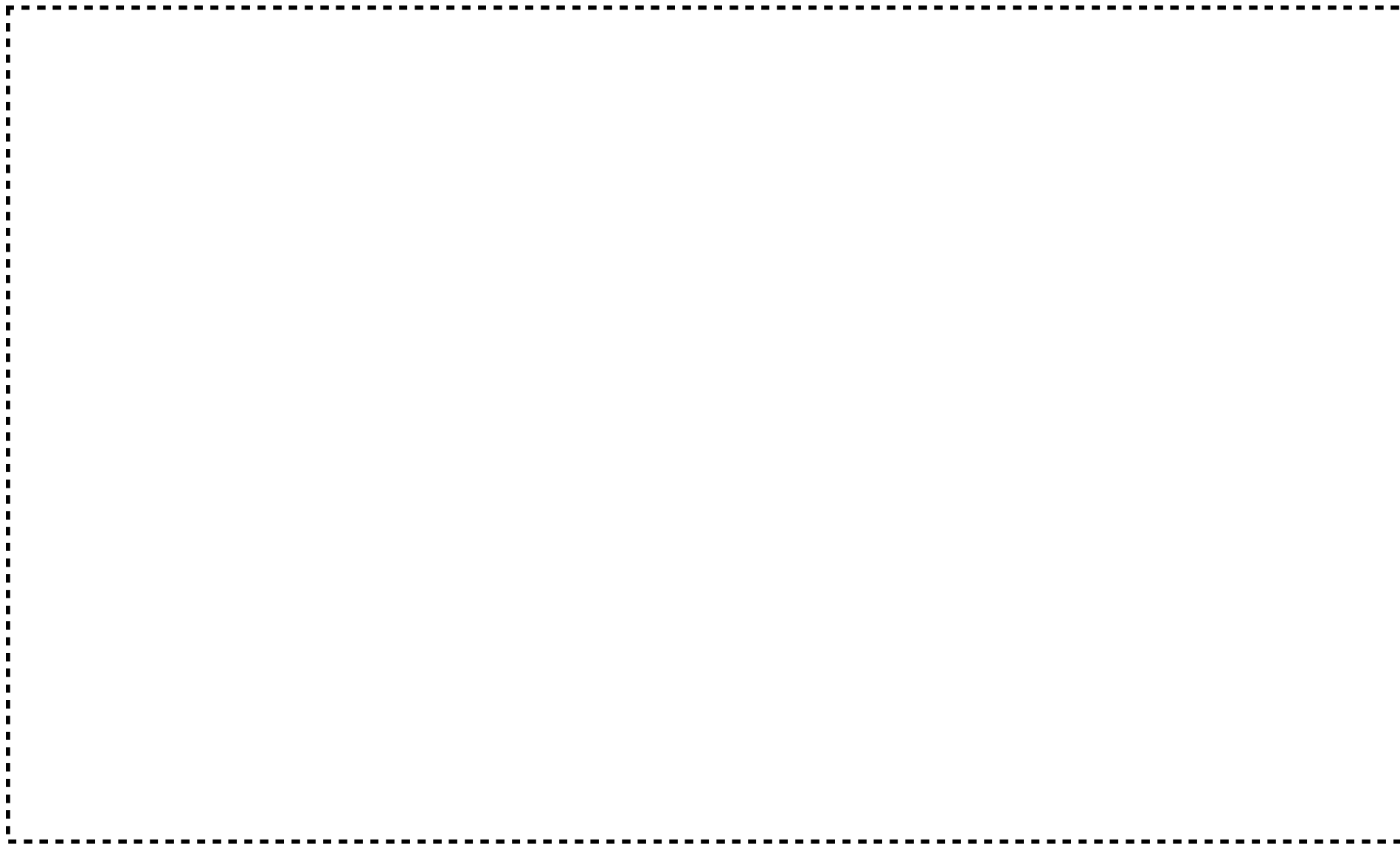
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 2 (5) 気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)

1168



図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 2 (6) 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

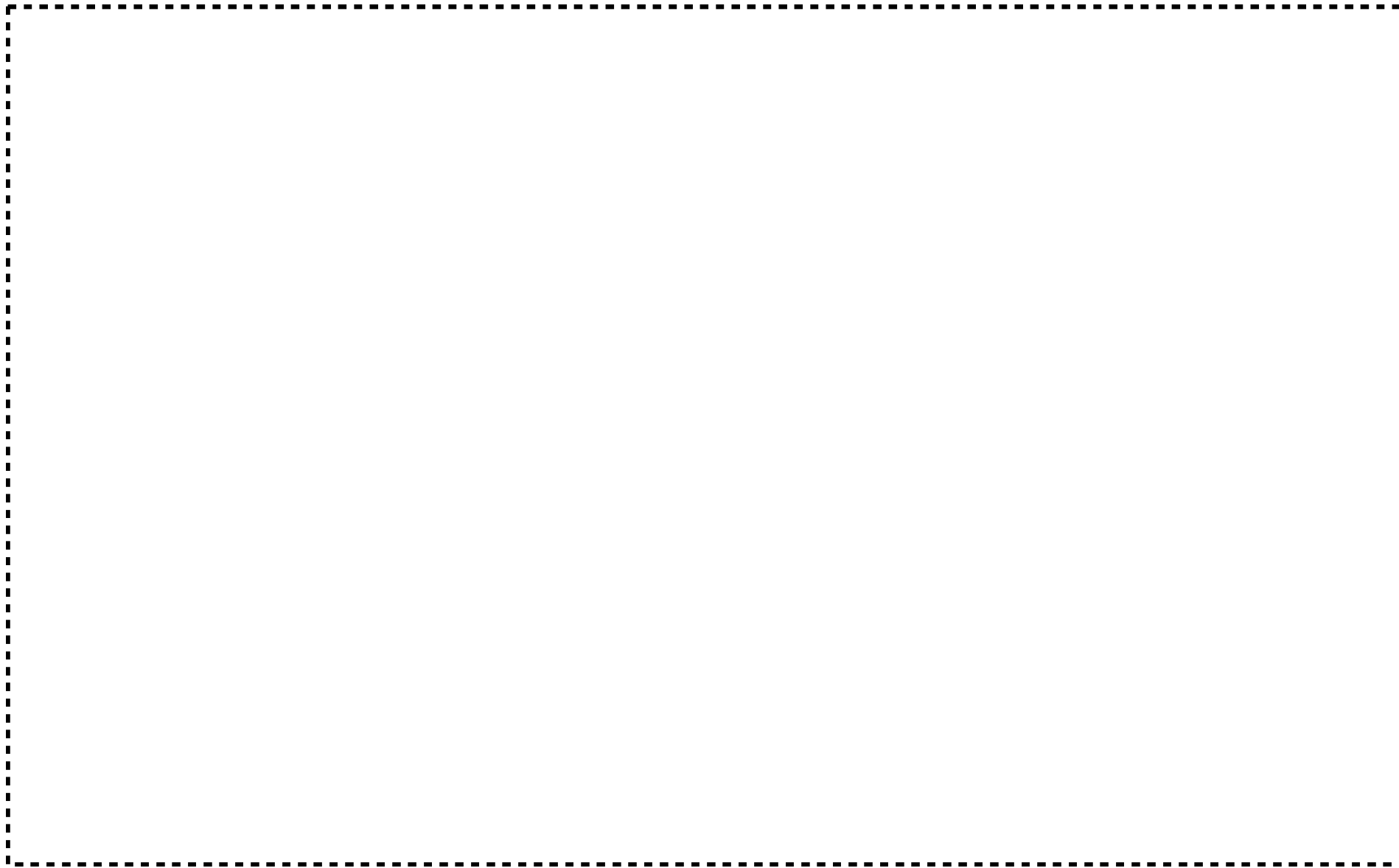
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-1-2 (7) 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)

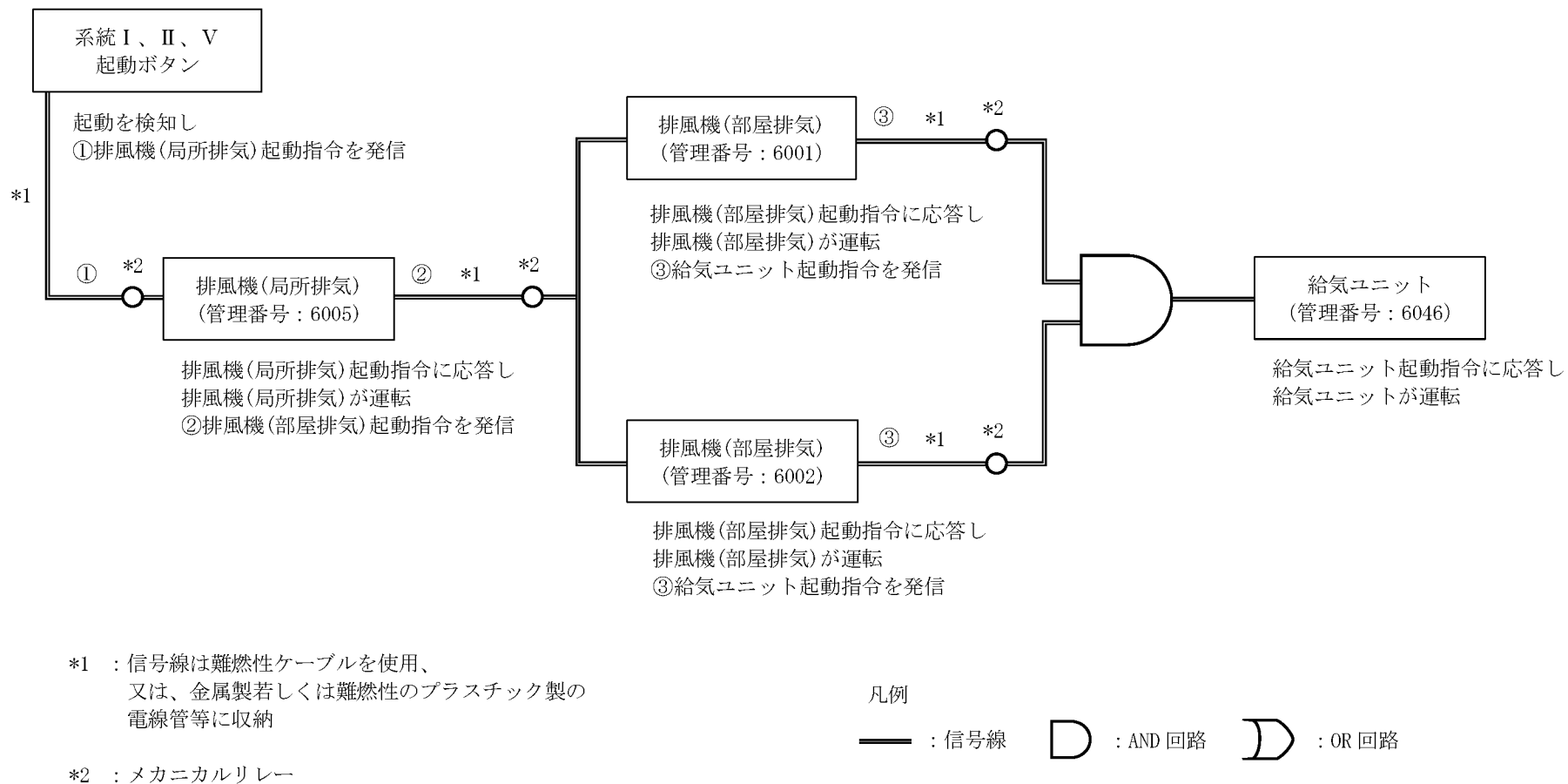
赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図卜-2 P設-2-1-3 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 差圧計及び監視配置図

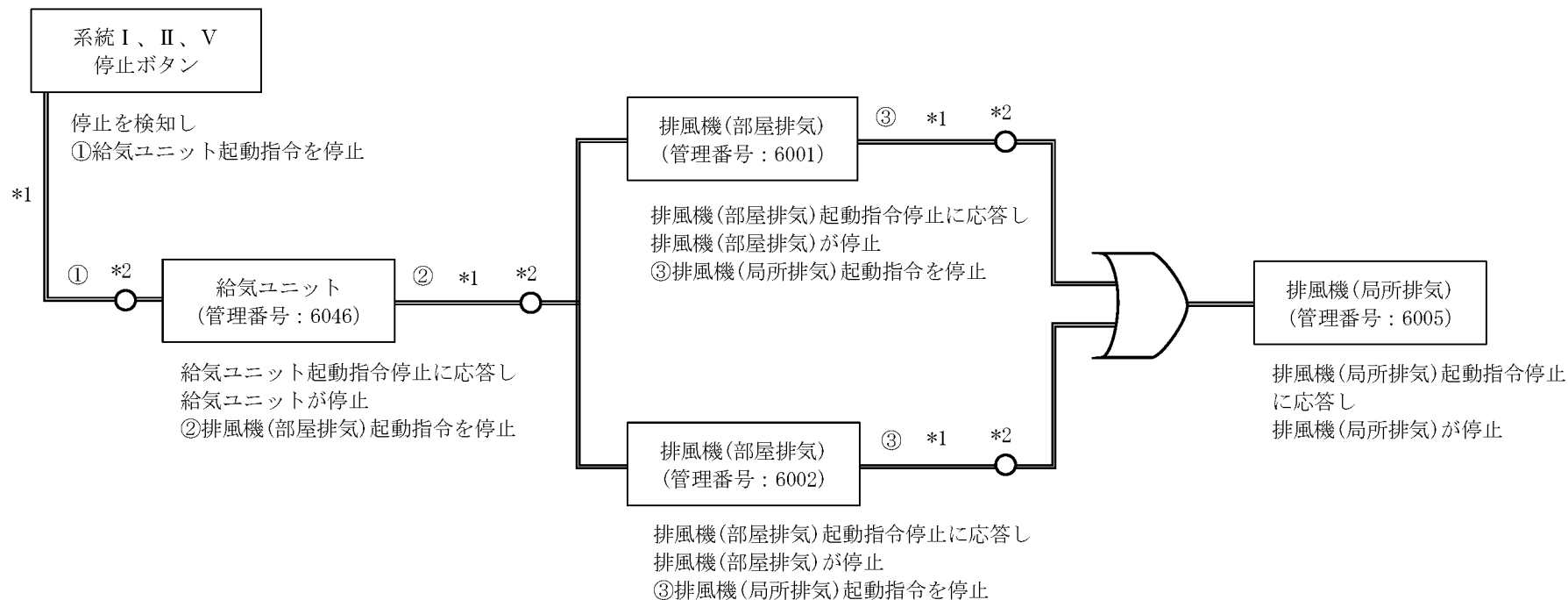
気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 起動時



1171

図ト-2 P設-2-1-4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)

気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 停止時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の
電線管等に収納

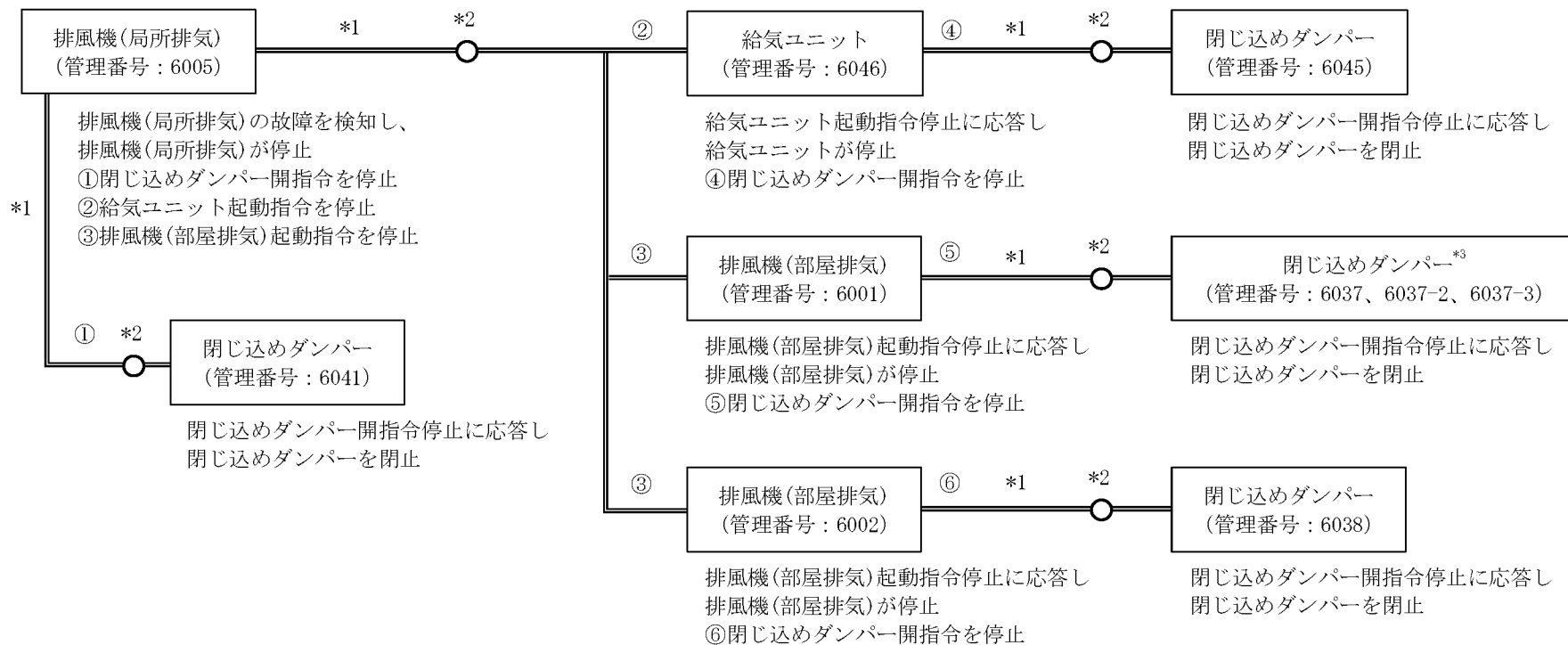
*2 : メカニカルリレー

凡例

— : 信号線 D : AND 回路 D : OR 回路

1172

図トー 2 P 設ー 2-1-4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

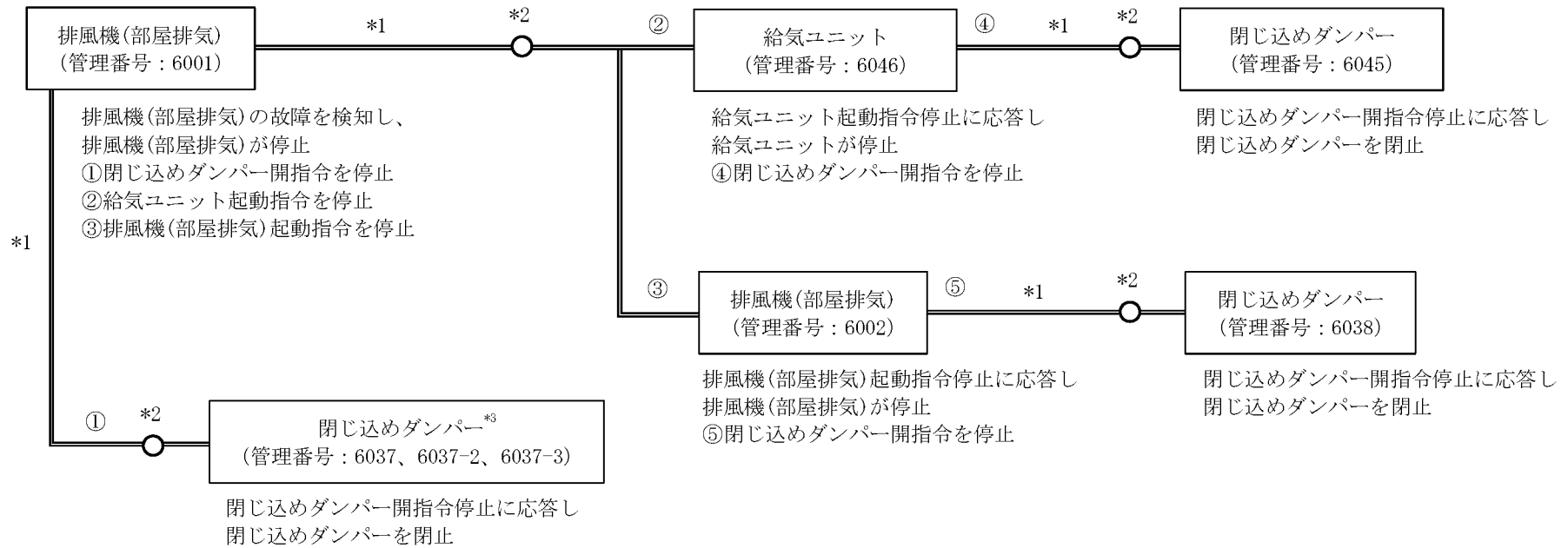
*3 : 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) (管理番号: 6037-2) 及び
閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) (管理番号: 6037-3) は
切替運転のため、開放しているダンパーを閉止

凡例

— : 信号線 D : AND 回路 D : OR 回路

図ト-2 P設-2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機異常時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

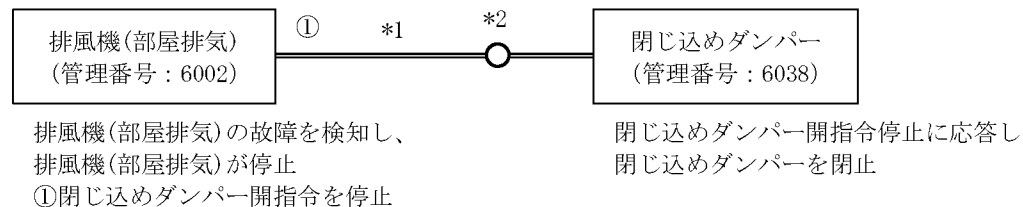
*3 : 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) (管理番号: 6043-2) 及び
閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) (管理番号: 6043-3) は
切替運転のため、開放しているダンパーを閉止

凡例

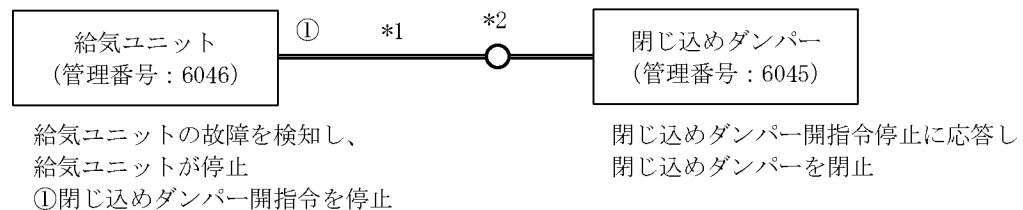
— : 信号線 D : AND 回路 D : OR 回路

図ト-2 P設-2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機異常時



気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット異常

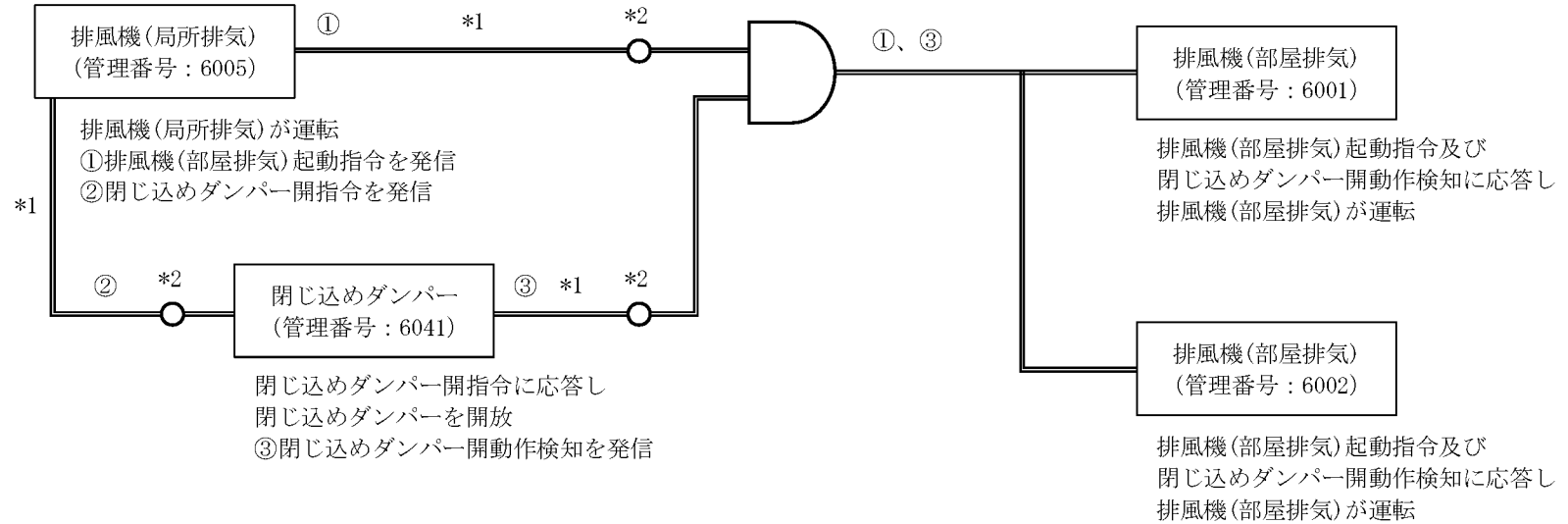


- *1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *2 : メカニカルリレー

凡例
 — : 信号線 D : AND 回路 DD : OR 回路

図ト-2 P設-2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後



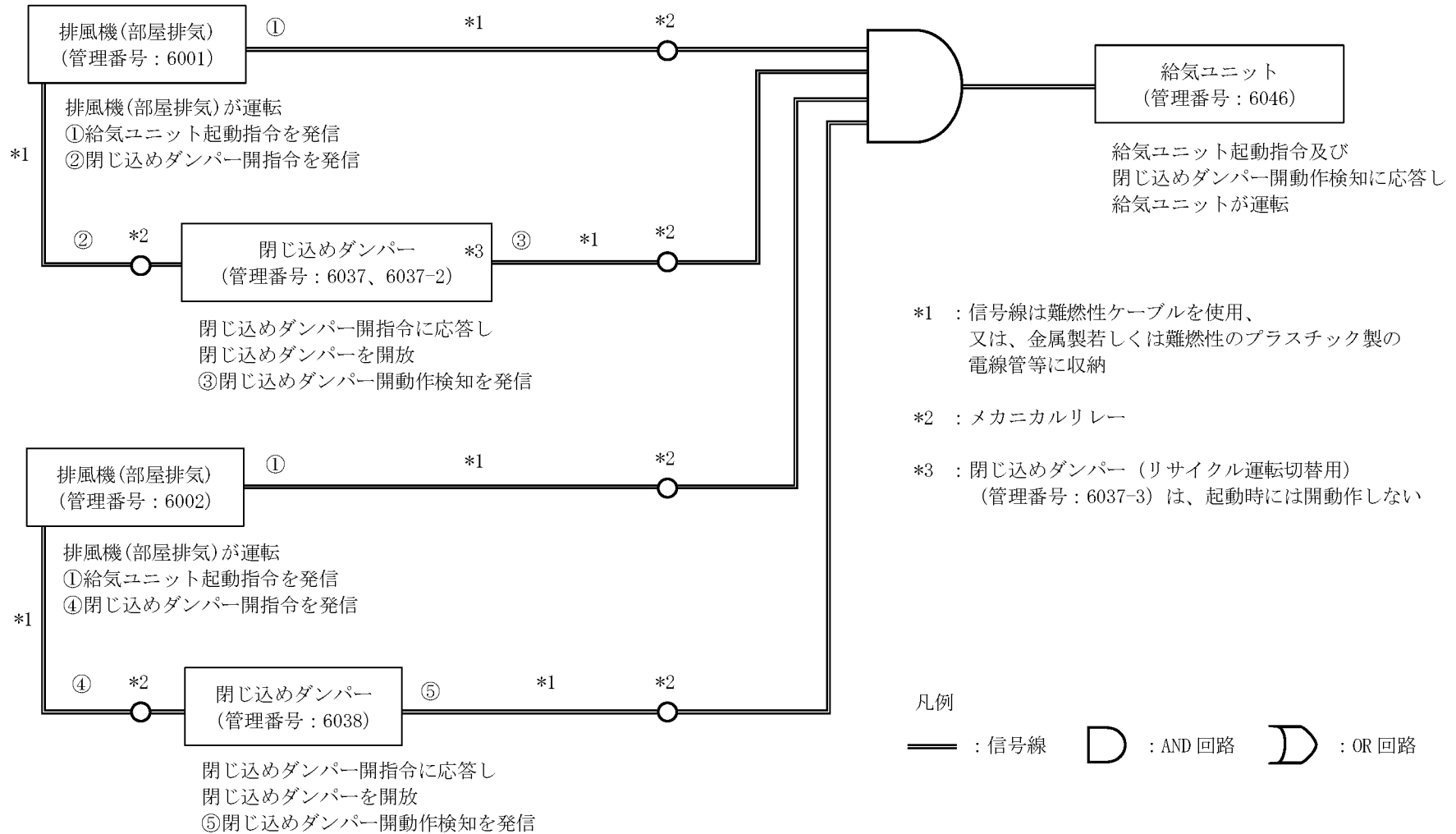
*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例
 — : 信号線 D : AND 回路 D : OR 回路

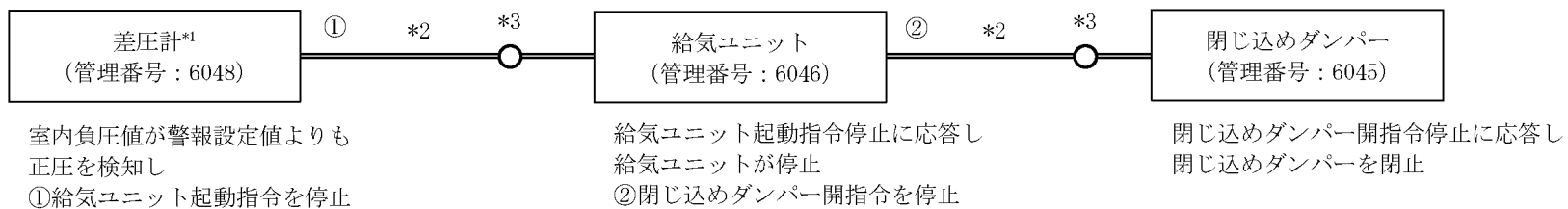
図ト-2 P設-2-1-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



1177

図ト-2 P設-2-1-4 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)



*1 : 第2-1ペレット室に設置する差圧計のみ
室内負圧異常時に給気ユニット起動指令を停止

*2 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の
電線管等に収納

*3 : メカニカルリレー

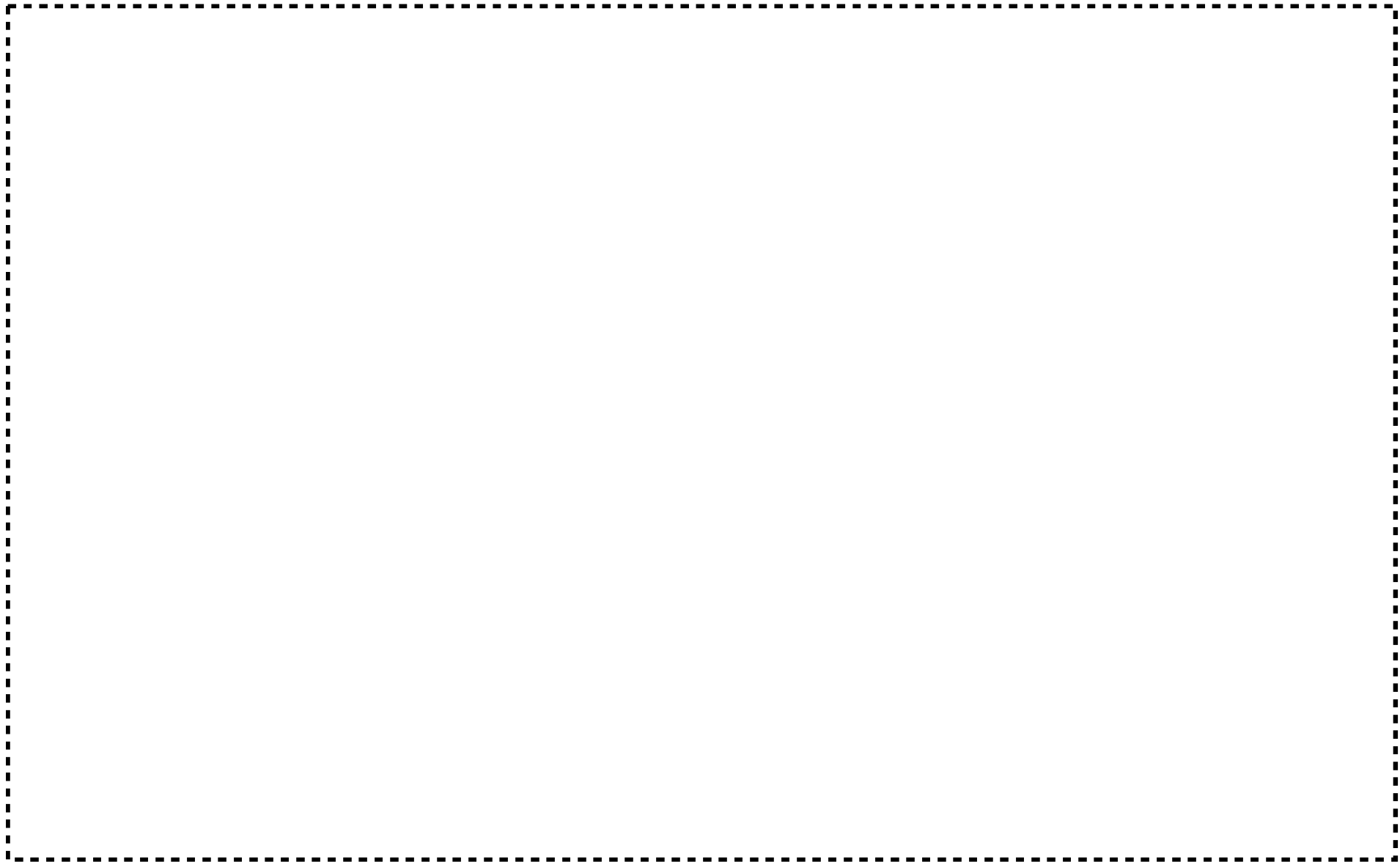
凡例

— : 信号線

D : AND回路

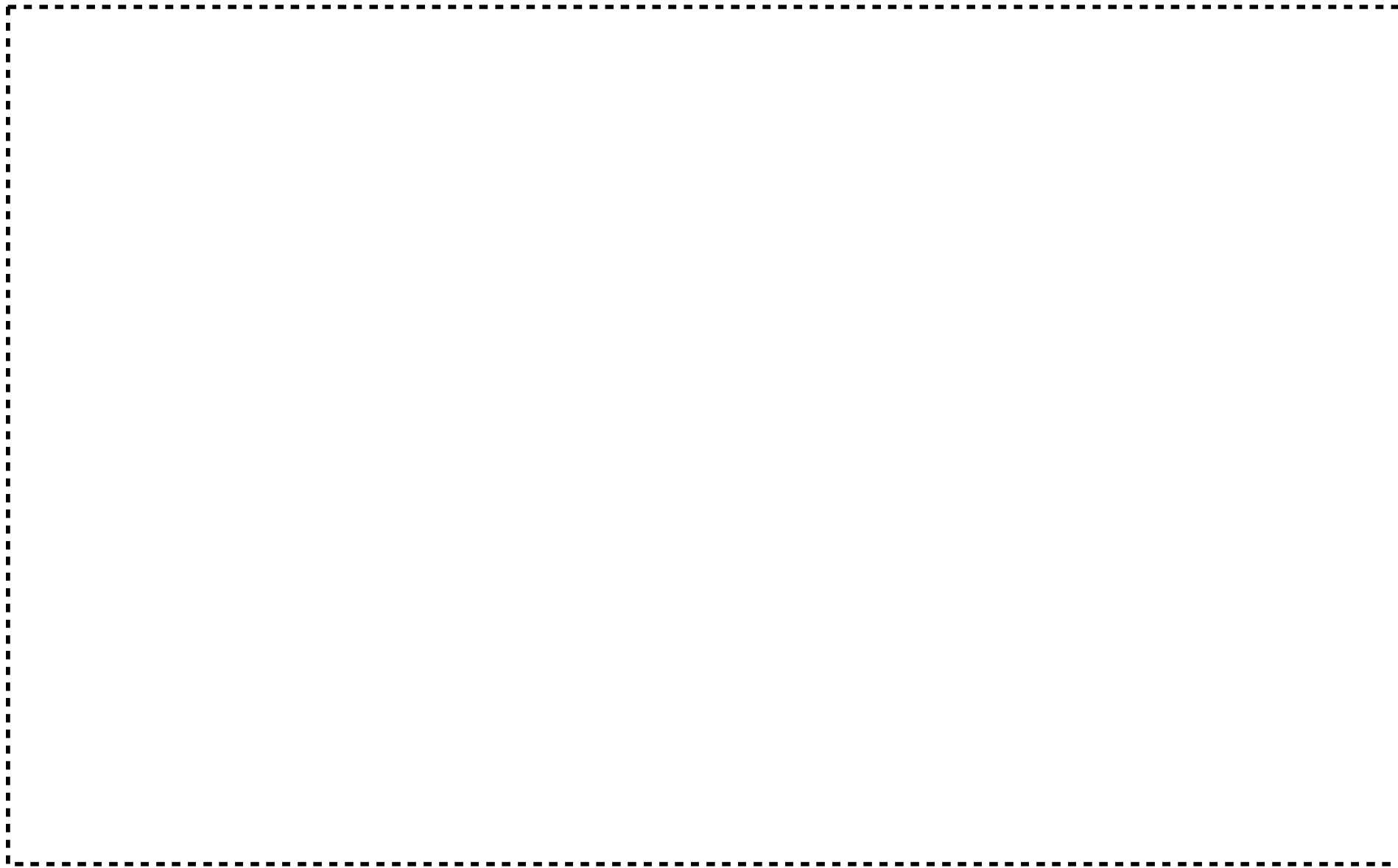
DD : OR回路

図ト-2 P設-2-1-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)

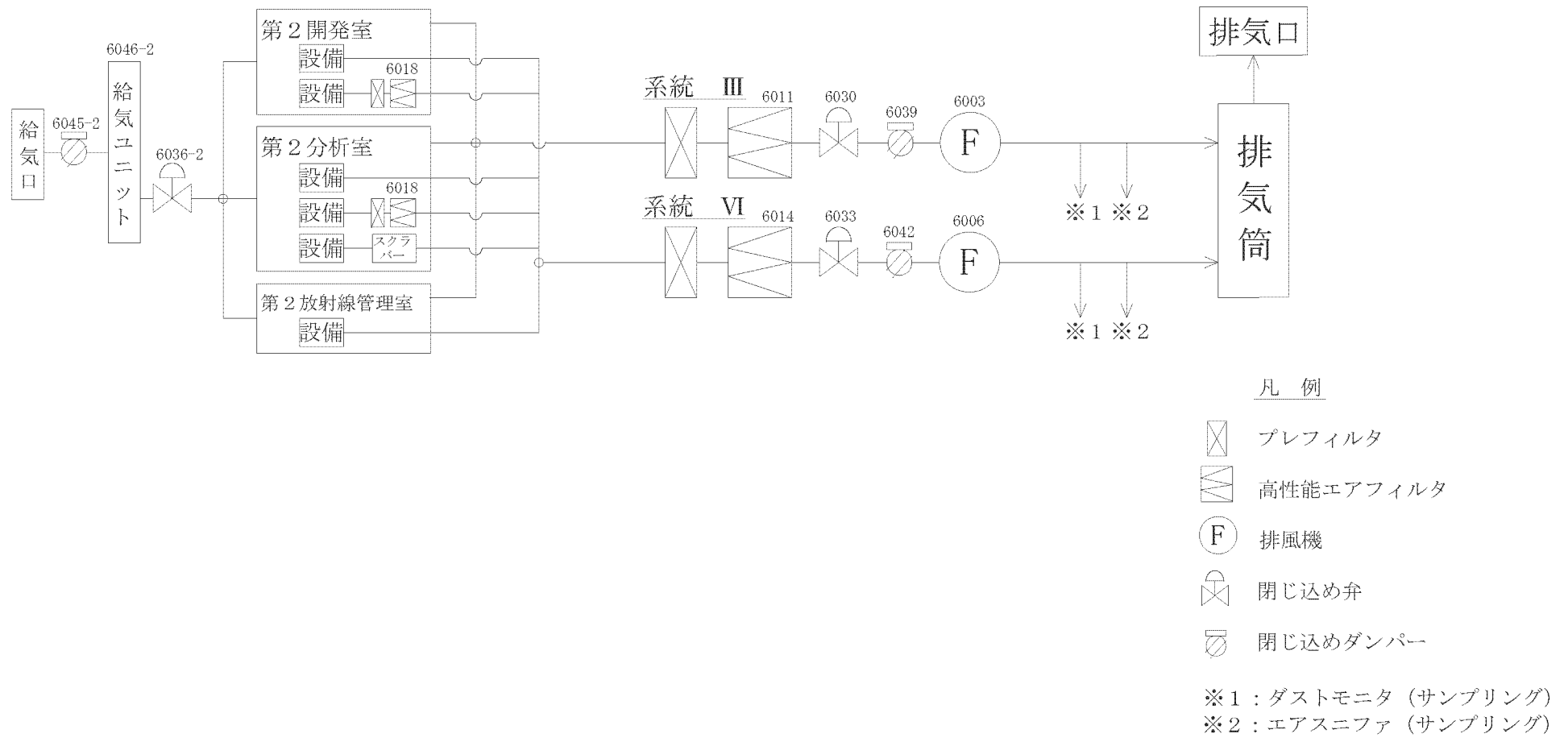


図トー2 P設ー2ー1ー5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (1 / 2)

1180



図ト-2 P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (2/2)



図ト-2 P設-2-2-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	◇	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
.....	: 撤去部	▽	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		■	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー2ー1 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ (部屋排気系統)) (1 / 2)






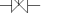



【凡例】

— : 既設部	● : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	○ : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
..... : 撤去部	⊕ : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	☒ : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー2ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ (部屋排気系統)) (2/2)



【凡例】		
	: 既設部	 : 防火ダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込めダンパー
	: 撤去部	 : 閉じ込め弁
		 : フィルタユニット (設備排気用)
		1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
		2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
		3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図トー 2 P 設ー 2ー 2ー 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (1 / 2)



【凡例】

—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

● : 防火ダンパー

○ : 閉じ込めダンパー

⊕ : 閉じ込め弁

☒ : フィルタユニット (設備排気用)

1類 : 耐震重要度分類第1類

2類 : 耐震重要度分類第2類

3類 : 耐震重要度分類第3類

図トー2 P設ー2ー2ー1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (2 / 2)



【凡例】

- | | | | | |
|---|----------------|---|--------------------|----------------|
| — | : 既設部 | ● | : 防火ダンパー | 1類: 耐震重要度分類第1類 |
| — | : 新設・移設・更新・改造部 | ○ | : 閉じ込めダンパー | 2類: 耐震重要度分類第2類 |
| ⋯ | : 撤去部 | ⊥ | : 閉じ込め弁 | 3類: 耐震重要度分類第3類 |
| | | ☒ | : フィルタユニット (設備排気用) | |

図トー2 P設ー2ー2ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (1 / 2)



【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	◇	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
~~~~~	: 撤去部	⊗	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		⊞	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設-2-2-1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統III、系統VI、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統III系統VI (給気系統)) (2/2)

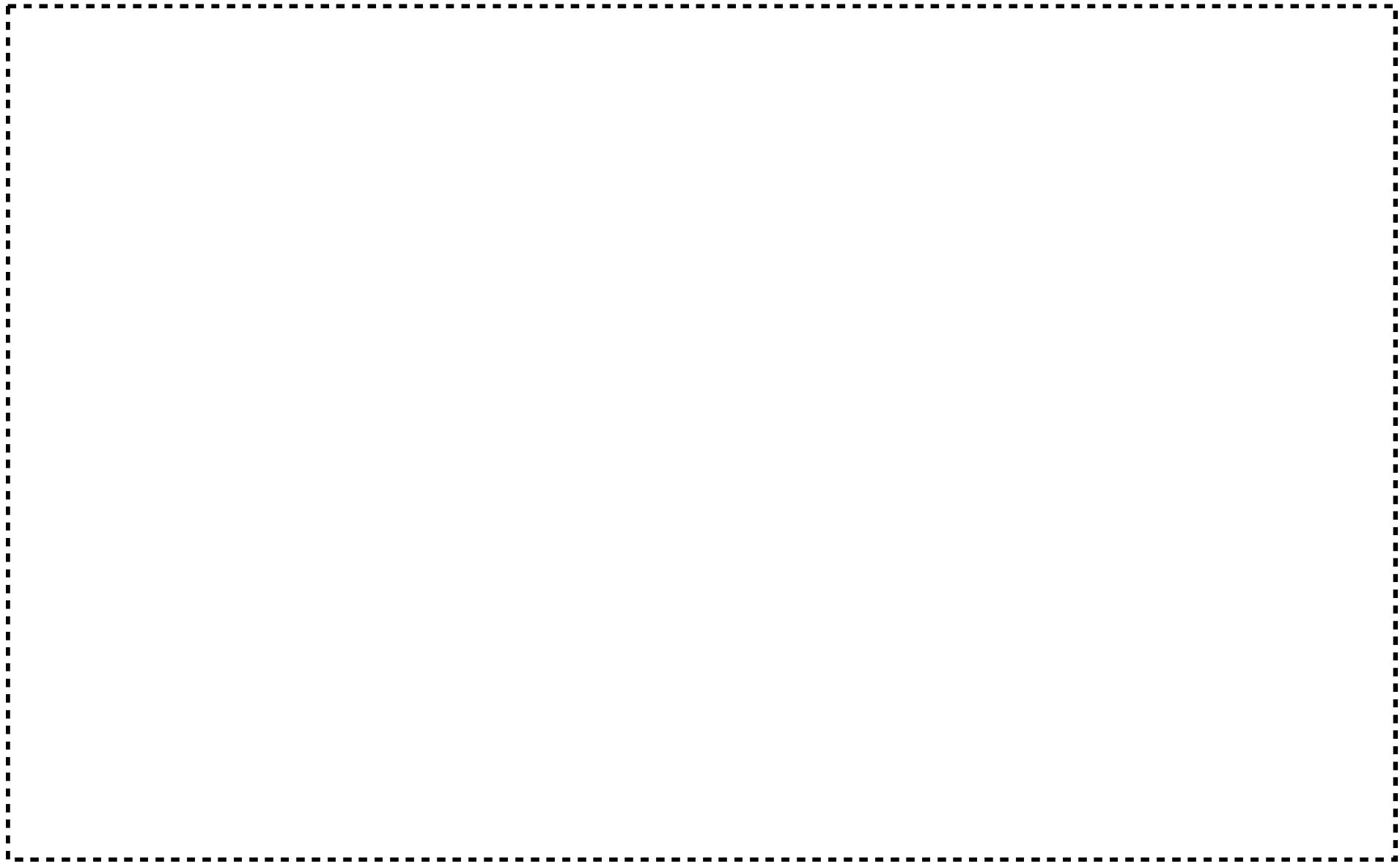
管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6003}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	{6042}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 閉じ込めダンパー		
{6006}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	{6045-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 閉じ込めダンパー		
{6011}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-403）	{6046-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 給気ユニット（202AC）		
{6014}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-406）	{6047-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） ダクト		
{6018}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	{8045}	緊急設備 防火ダンパー		
{6022}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） ダクト				
{6025}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） ダクト				
{6030}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 閉じ込め弁				
{6033}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 閉じ込め弁				
{6036-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 閉じ込め弁				
{6039}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー				

図トー2P設ー2ー2ー1（5） 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（設備・機器一覧表）

管理番号	名称	{6018}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{8013}	分析設備 粉末取扱フード No. 1	○	—
{8014}	分析設備 粉末取扱フード No. 2	○	—
{8015}	分析設備 粉末取扱フード No. 3	○	—
{8016}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	—	スクラバーに接続する。
{8017}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	—	スクラバーに接続する。
{8018}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	—	スクラバーに接続する。
{8019}	燃料開発設備 スクラップ処理装置	○	—
{8020}	燃料開発設備 試料調整用フード	○	—
{8021}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	○	—
{8022}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	○	—
{8023}	燃料開発設備 粉末取扱フード	○	—
{8024}	燃料開発設備 プレス	○	—
{8025}	燃料開発設備 加熱炉	—	—
{8026}	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	—	—
{8069}	燃料開発設備 —	—	—
{8070}	試験検査設備 —	—	—

図ト-2 P設-2-2-1 (6) 気体廃棄設備 No. 1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（局所排気系統 接続設備・機器一覧表）

1190



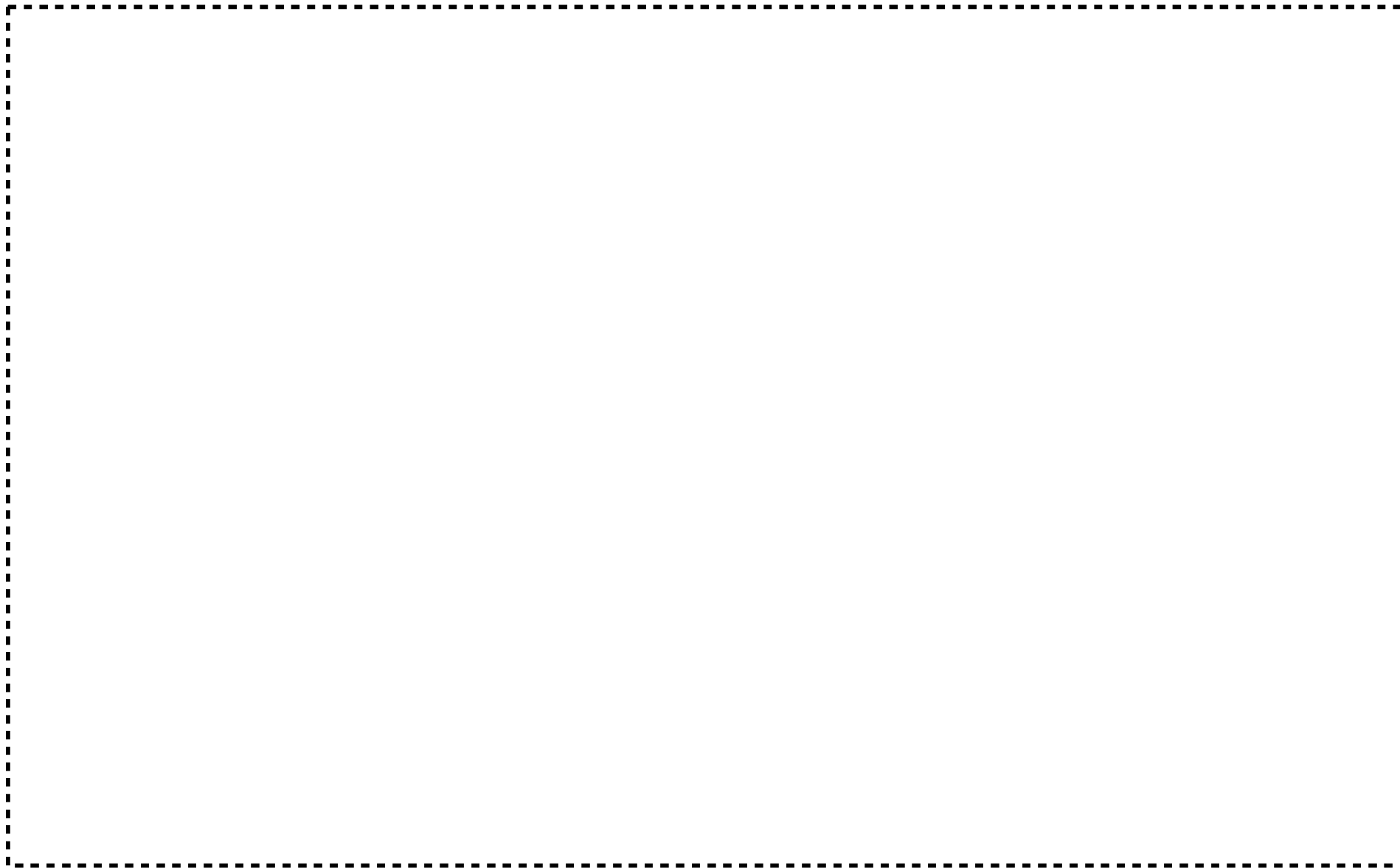
図ト-2 P設-2-2-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



1191

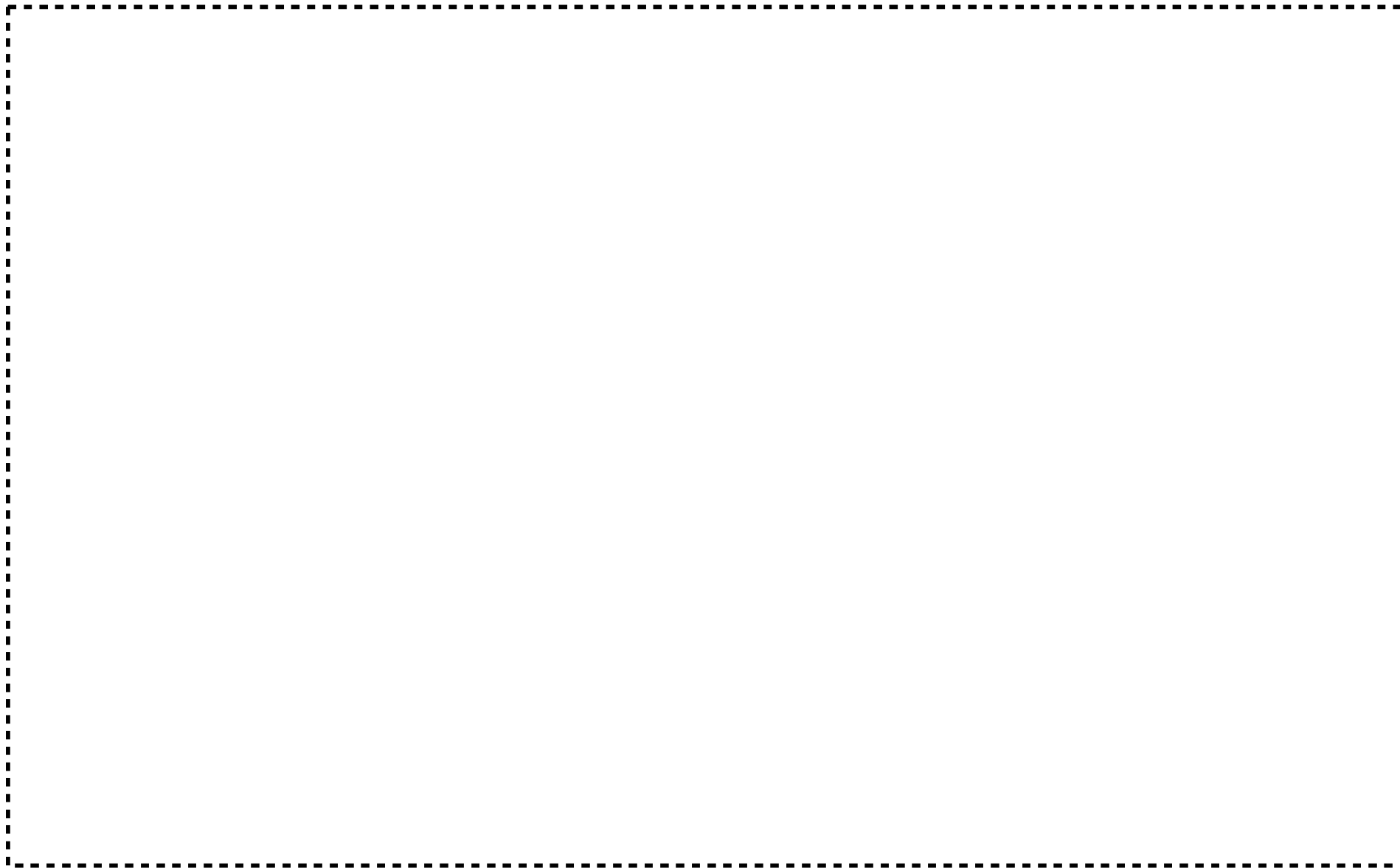


図卜-2 P設-2-2-2 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1192

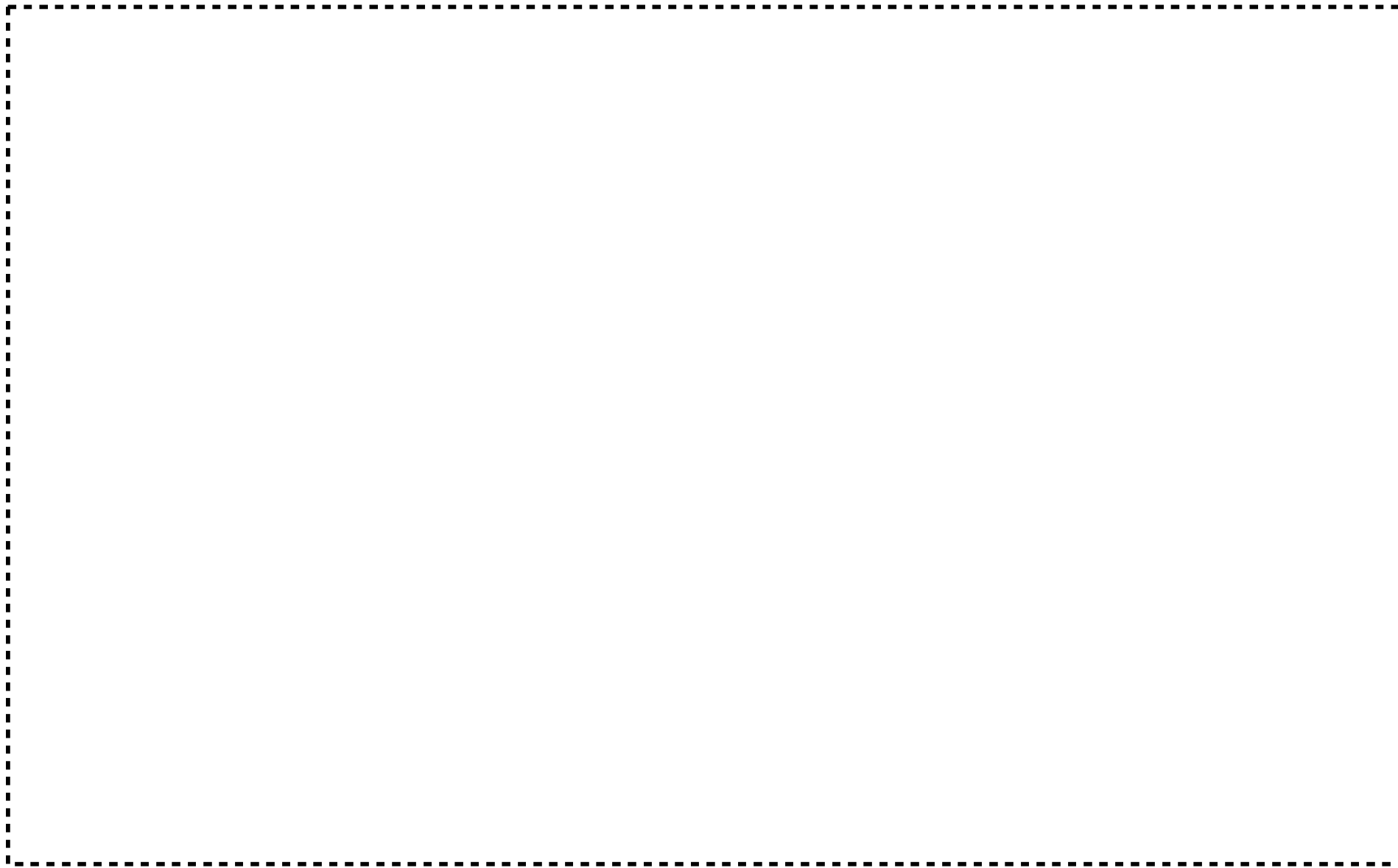


図トー 2 P 設ー 2 - 2 - 2 (3) 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

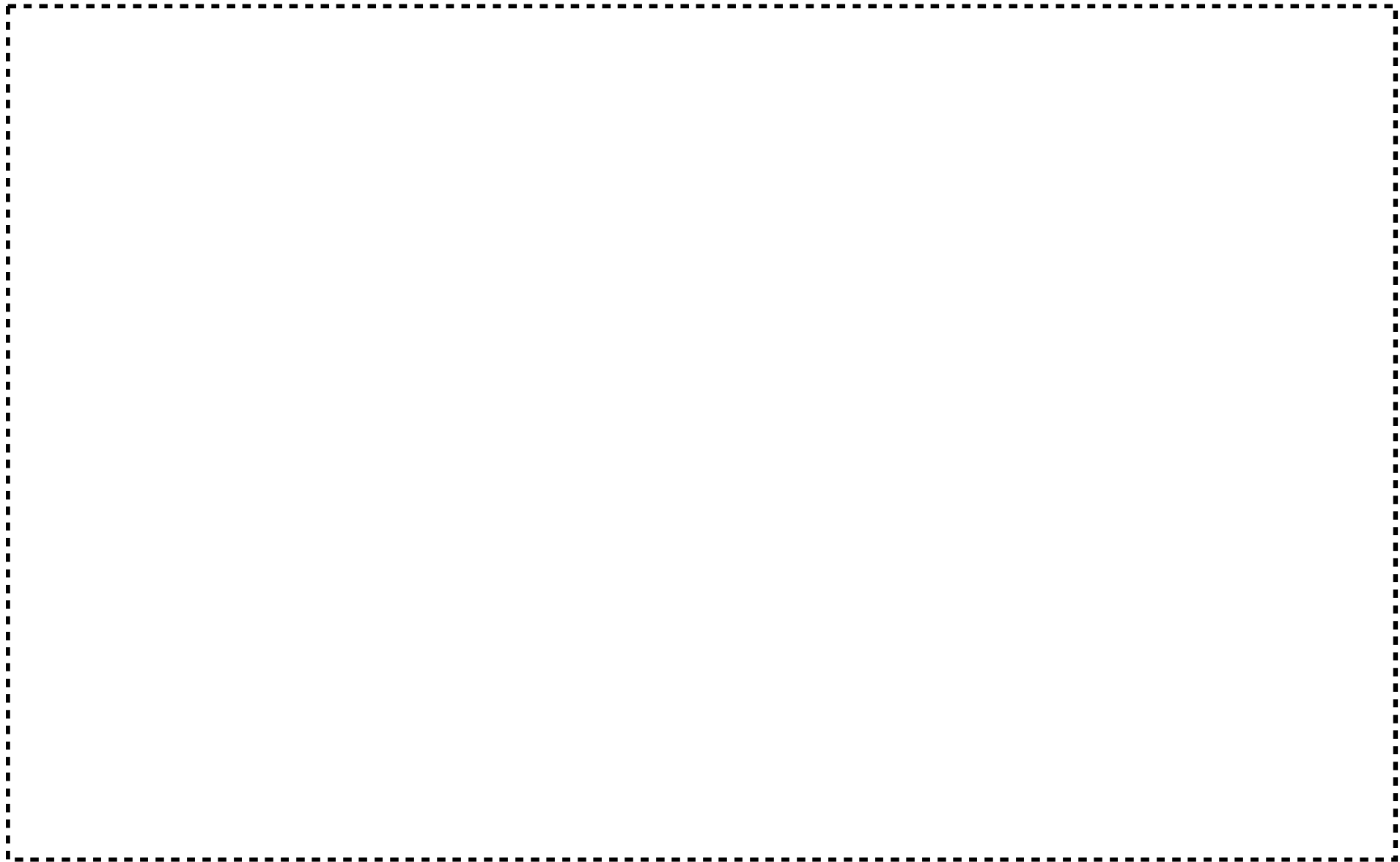
1193



図トー 2 P 設ー 2 - 2 - 2 (4) 気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

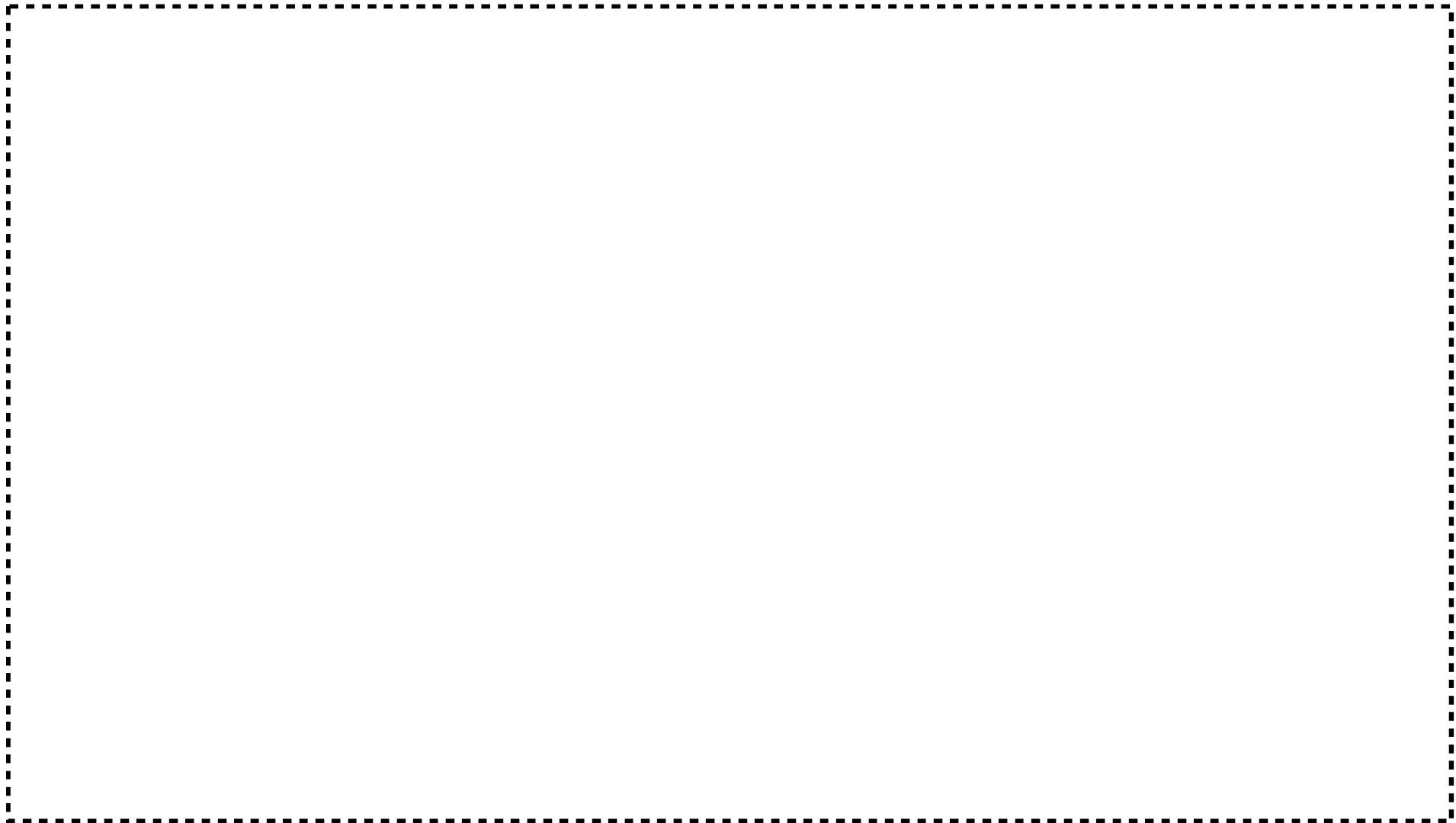
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-2-2 (5) 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC)

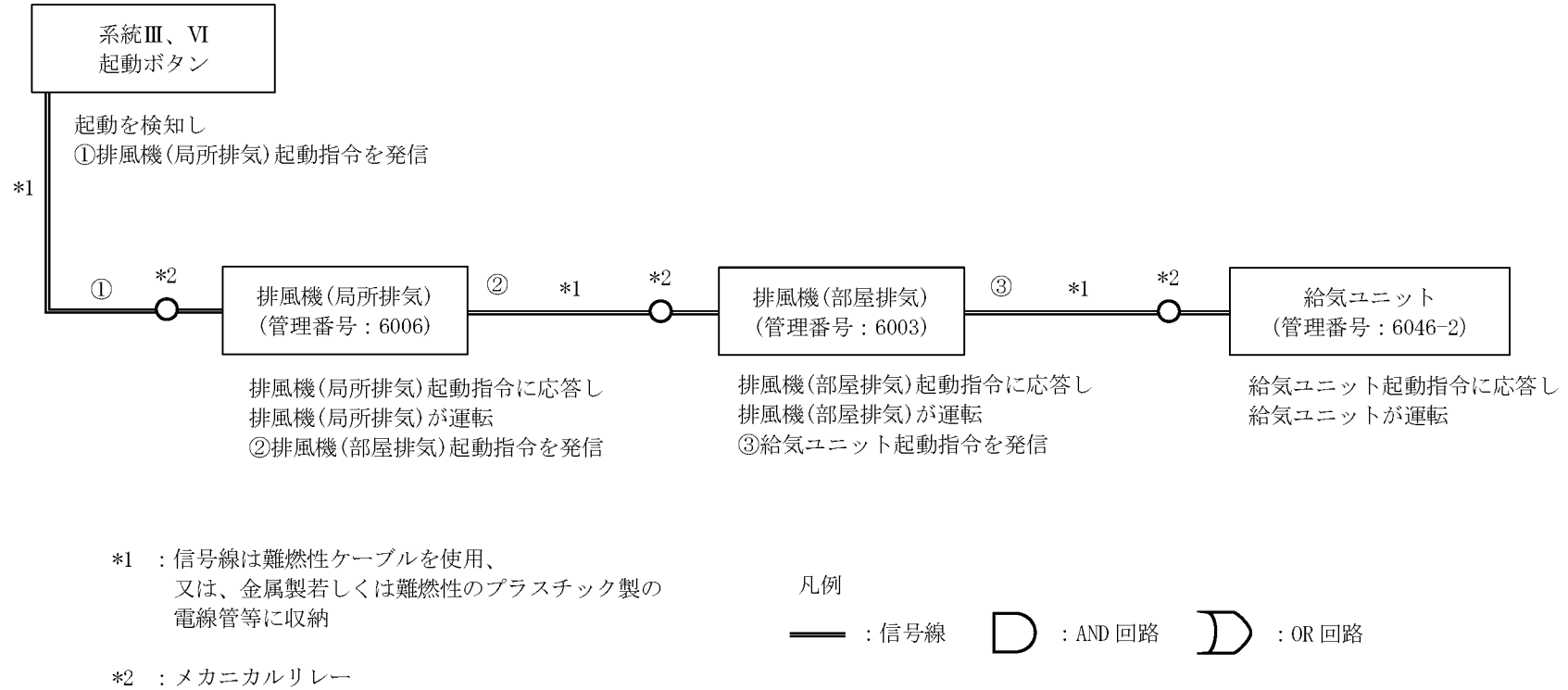
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-2 P設-2-2-3 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 差圧計及び監視配置図

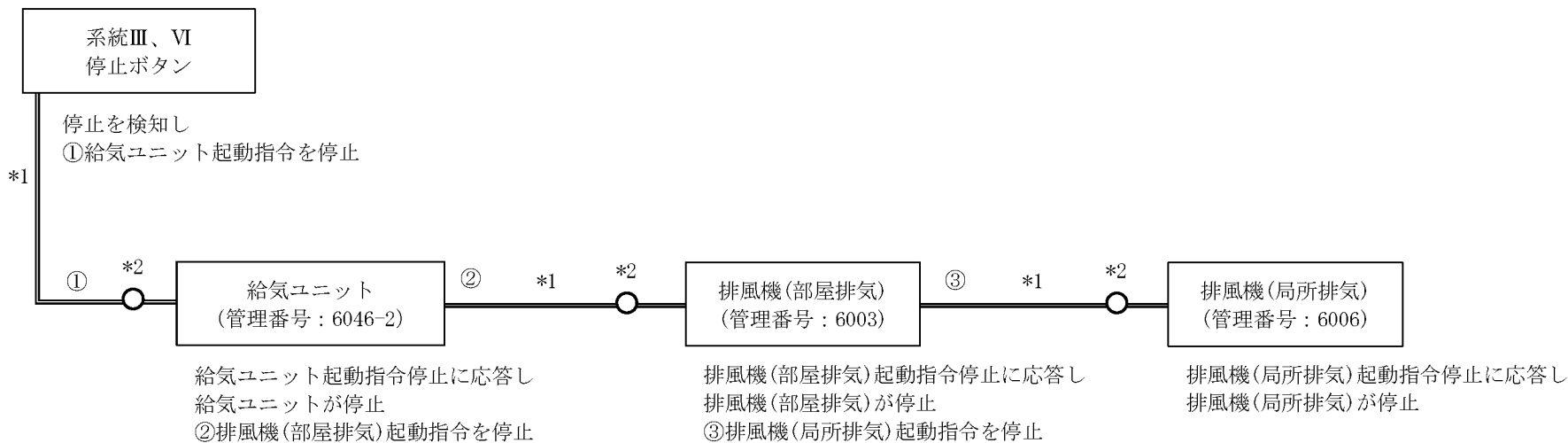
気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 起動時



1196

図トー 2 P 設- 2- 2- 4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)  
(1 / 2)

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 停止時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の  
電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

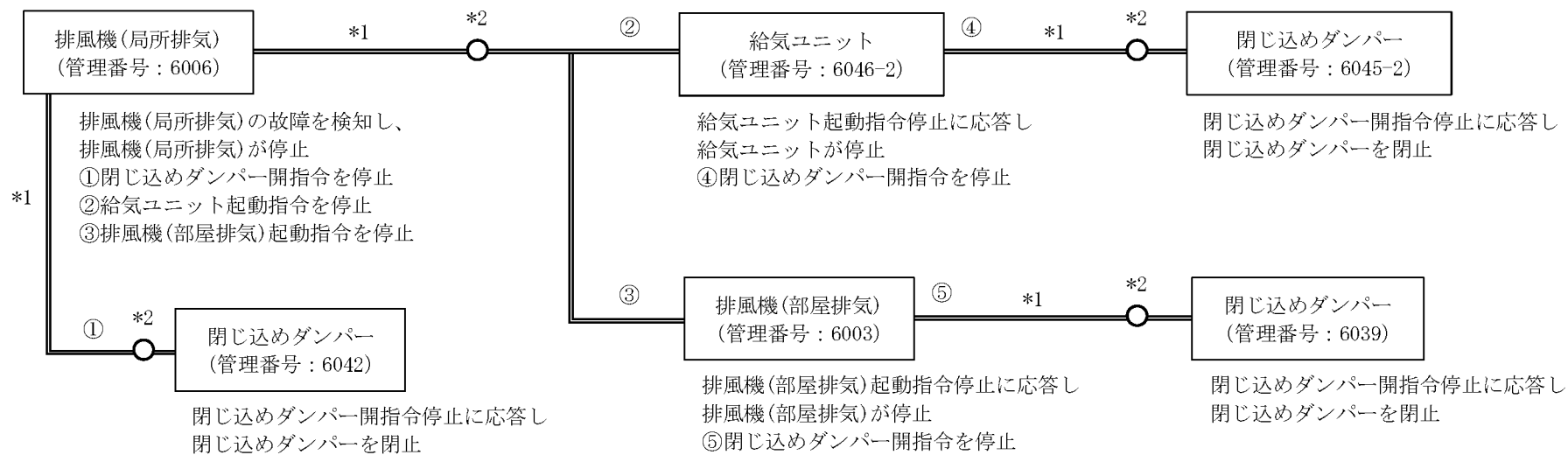
凡例

— : 信号線    D : AND 回路    DD : OR 回路

図ト-2P設-2-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)  
(2/2)

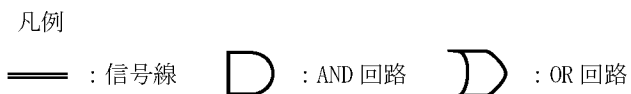
気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 排風機異常時

1198



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

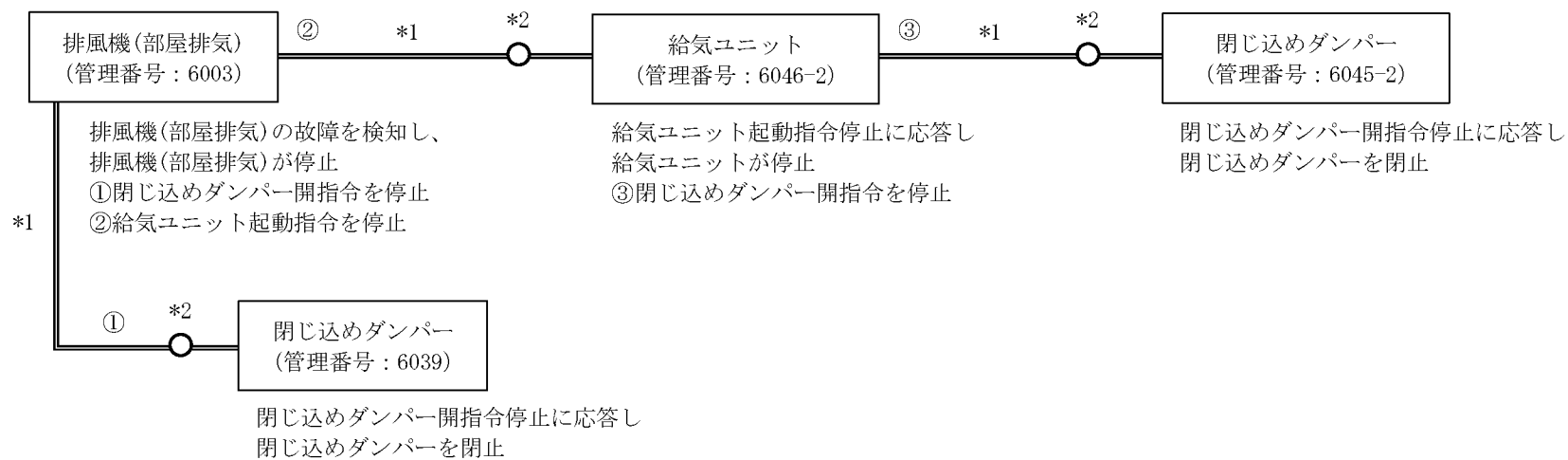
*2 : メカニカルリレー



図トー 2 P 設- 2- 2- 4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統III、系統VI、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)



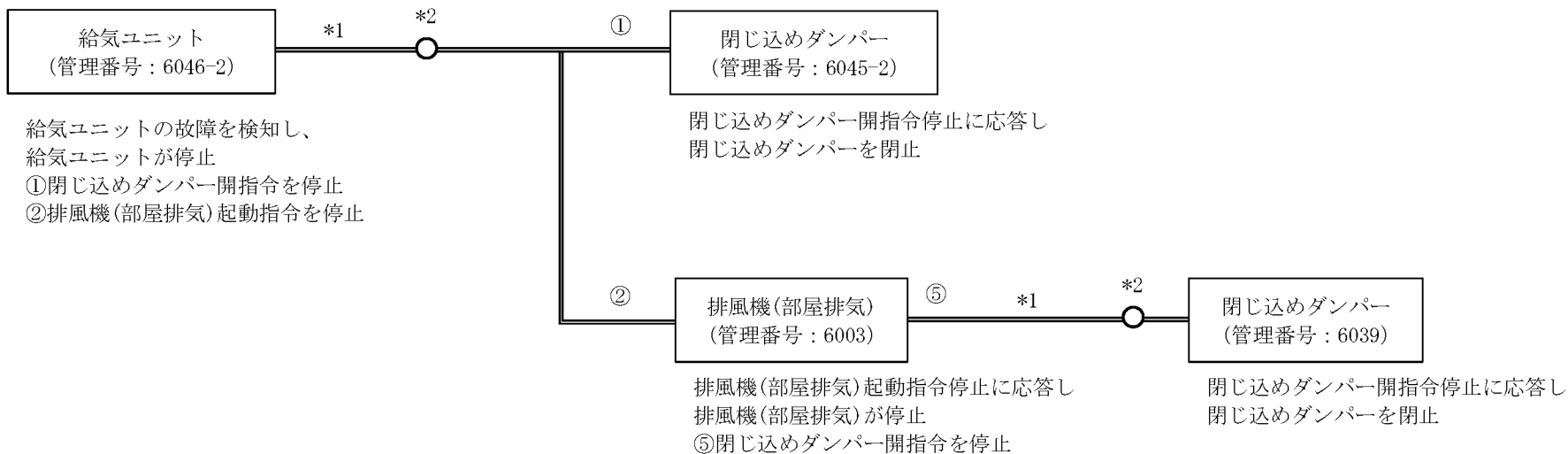
気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機異常時



1199

図ト-2 P 設-2-2-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット異常時



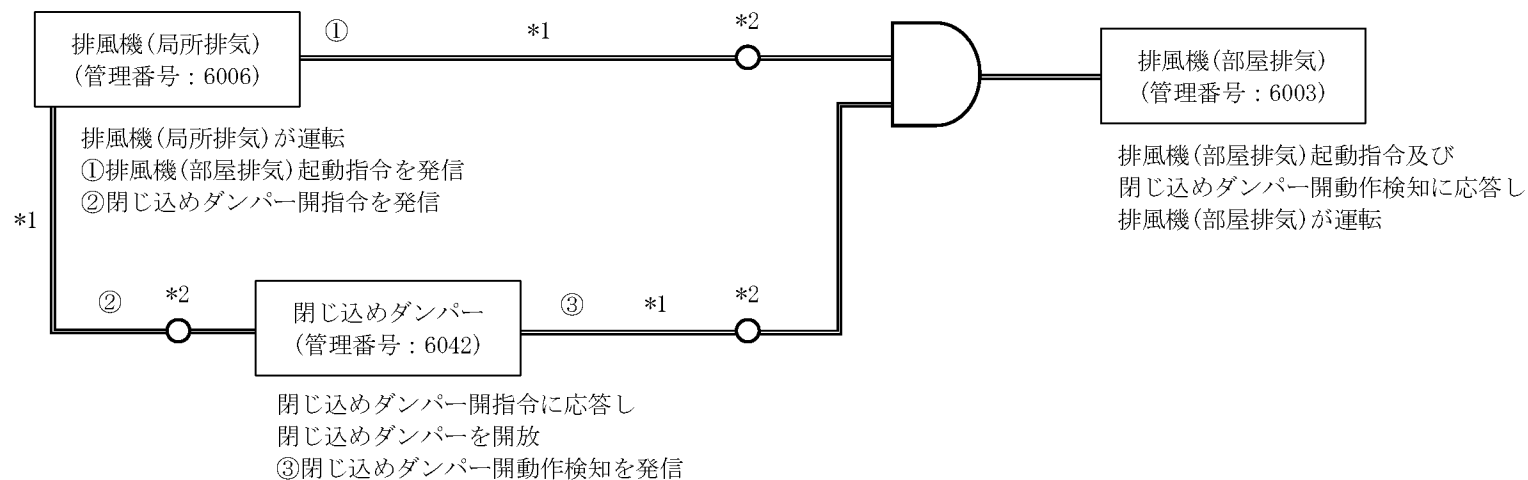
*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の  
電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例  
 — : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図ト-2 P 設-2-2-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後



1201

*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例

— : 信号線

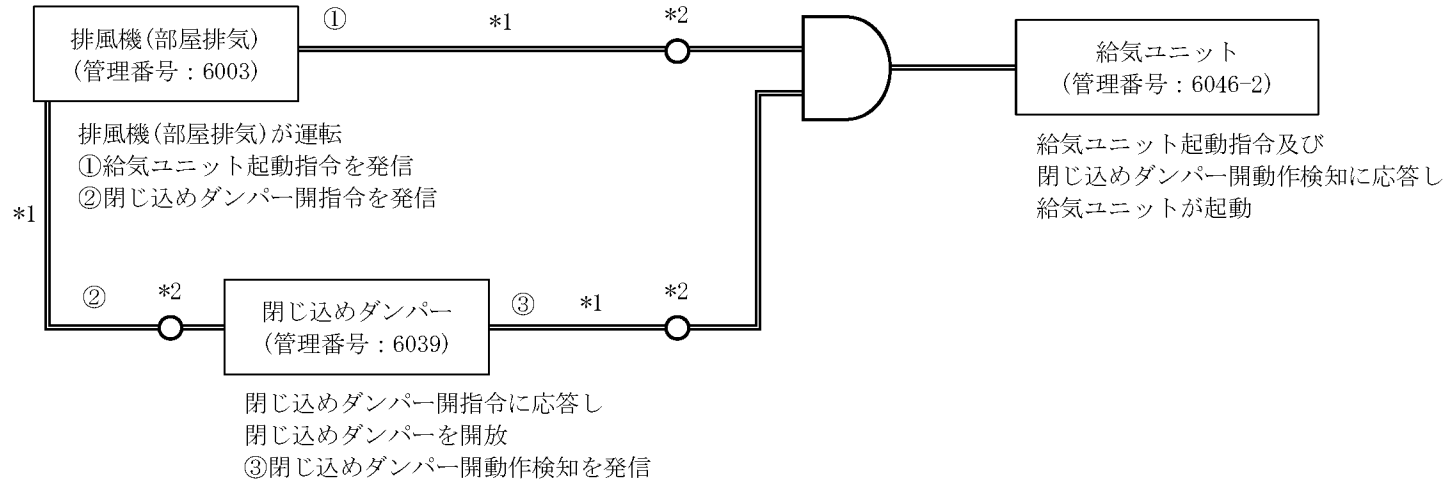
D : AND 回路

D : OR 回路

図トー 2 P 設- 2- 2- 4 ( 3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)

( 1 / 2 )

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



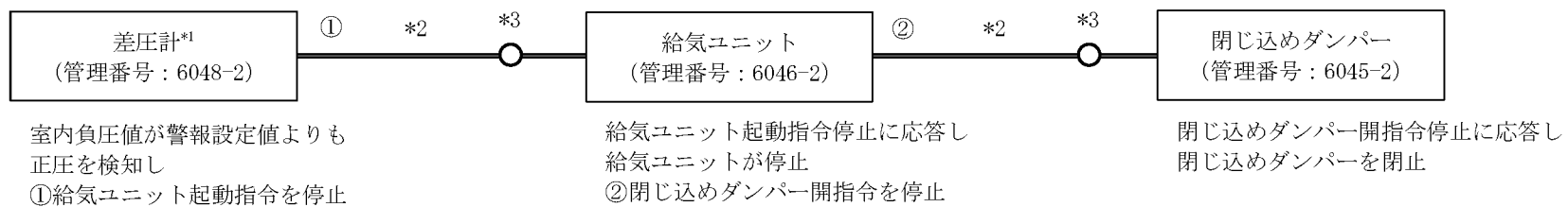
*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例

— : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図トー 2 P 設- 2- 2- 4 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)  
(2 / 2)



*1 : 第2分析室に設置する差圧計のみ  
 室内負圧異常時に給気ユニット起動指令を停止

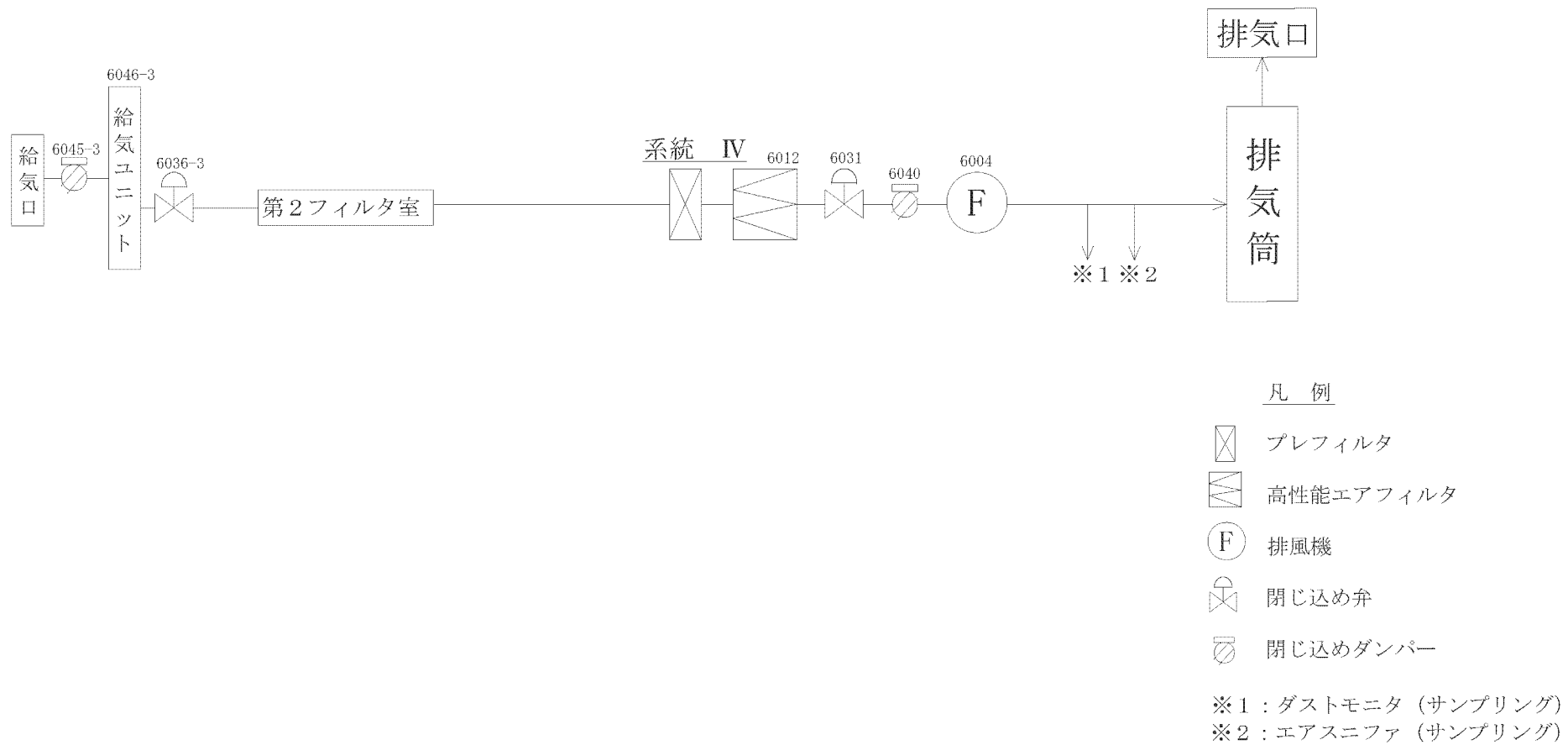
*2 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
 又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の  
 電線管等に収納

*3 : メカニカルリレー

凡例

— : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路




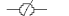

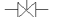

図ト-2 P設-2-2-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)



図トー2 P設ー2ー3ー1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



## 【凡例】

 : 既設部	 : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
 : 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
 : 撤去部	 : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	 : フィルタユニット (設備排気用)	

図ト-2 P設-2-3-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (部屋排気系統)) (1/2)



## 【凡例】

— : 既設部	—●— : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	—◇— : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
..... : 撤去部	—⊥— : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	—⊞— : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー3ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (部屋排気系統)) (2 / 2)





## 【凡例】

— : 既設部	—●— : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	—○— : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
..... : 撤去部	—✕— : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	—☒— : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2P設ー2-3-1(3) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (給気系統)) (1/2)



## 【凡例】

— : 既設部

— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

● : 防火ダンパー

◇ : 閉じ込めダンパー

⊕ : 閉じ込め弁

⊞ : フィルタユニット (設備排気用)

1 類 : 耐震重要度分類第 1 類

2 類 : 耐震重要度分類第 2 類

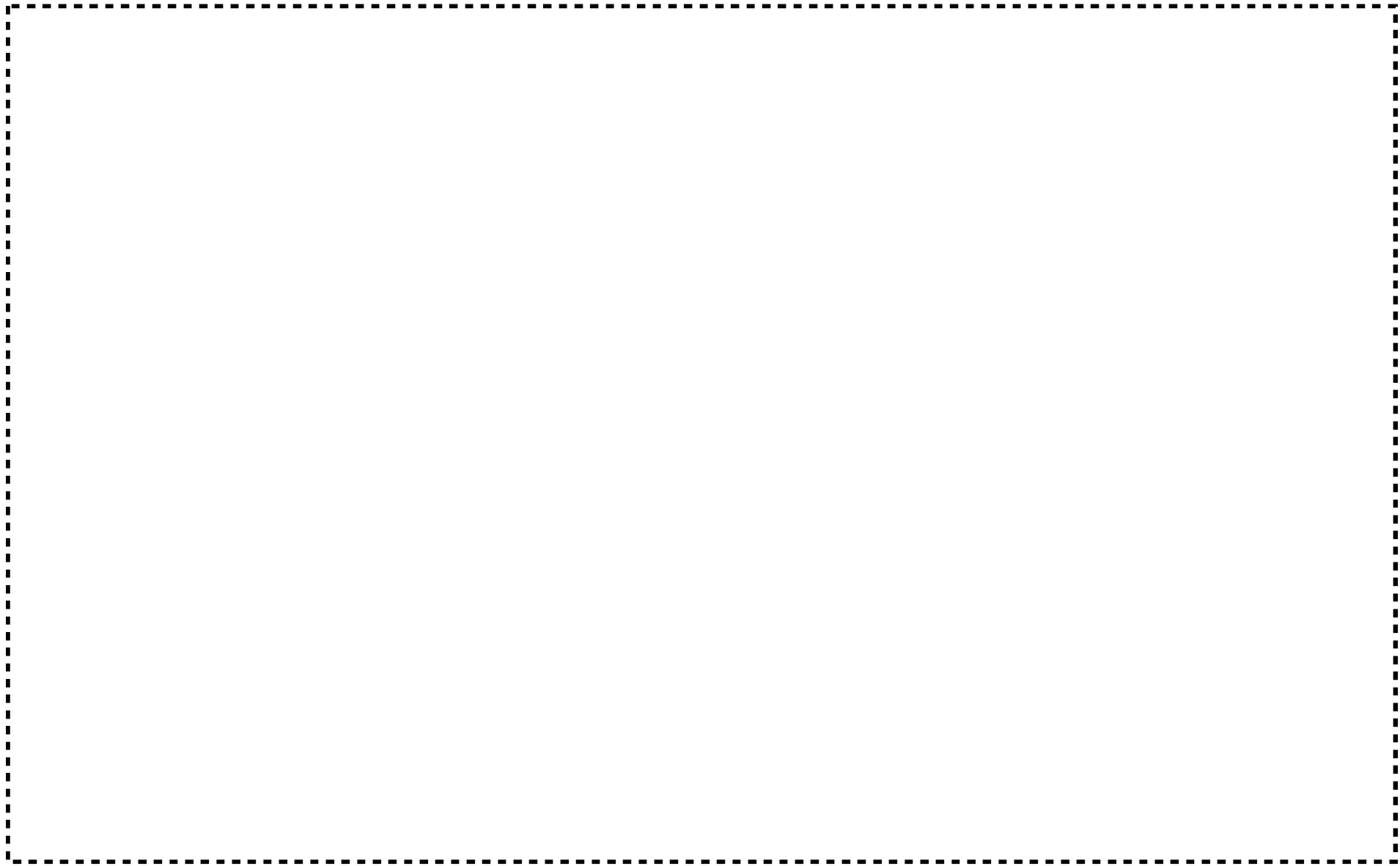
3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図トー 2 P 設 - 2 - 3 - 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (給気系統)) (2 / 2)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6004}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	{6036-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	{6047-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト
{6012}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	{6040}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{8045}	緊急設備 防火ダンパー
{6023}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) ダクト	{6045-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー		
{6031}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6046-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)		

図ト-2 P設-2-3-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

1210

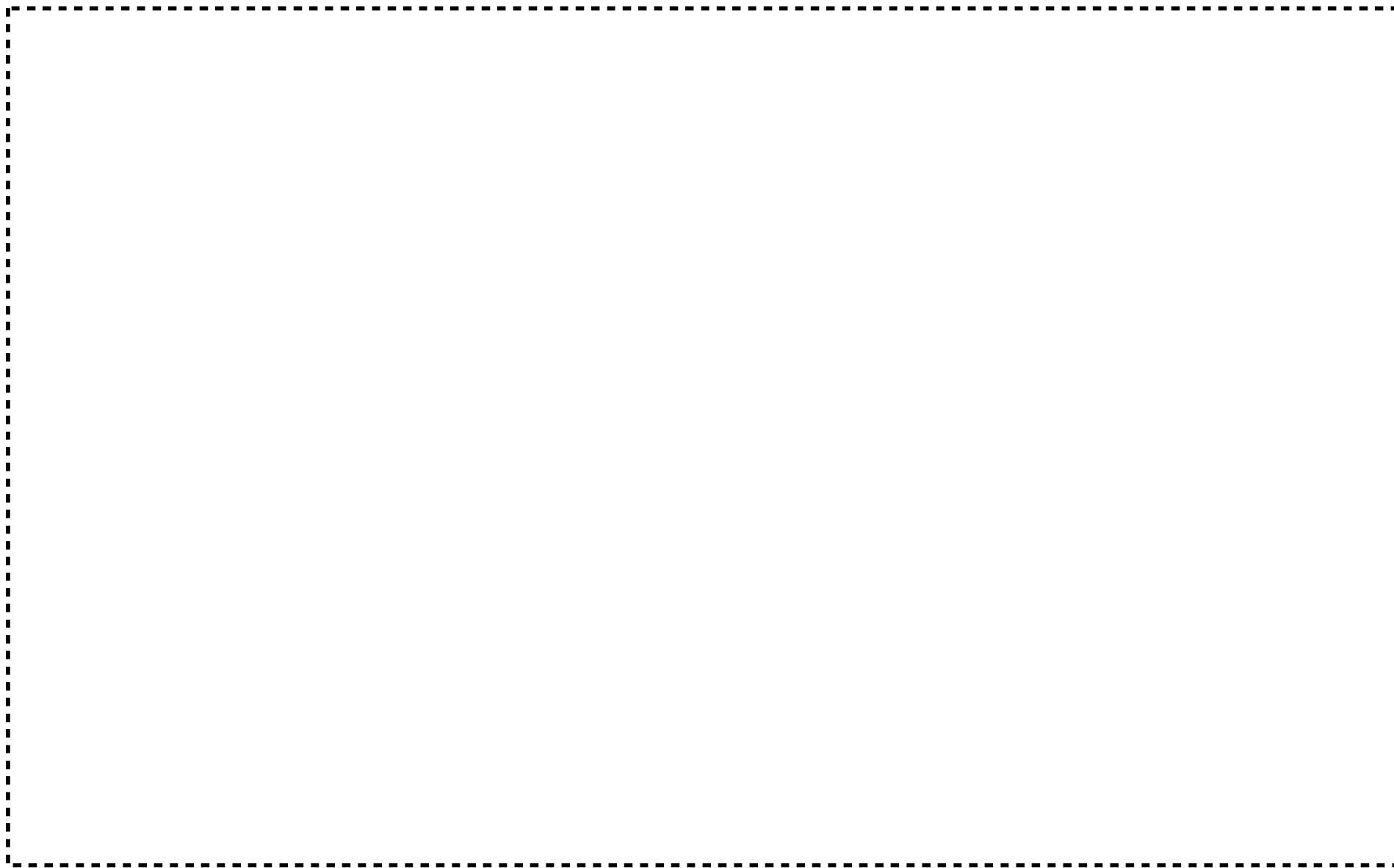


図ト-2 P設-2-3-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1211

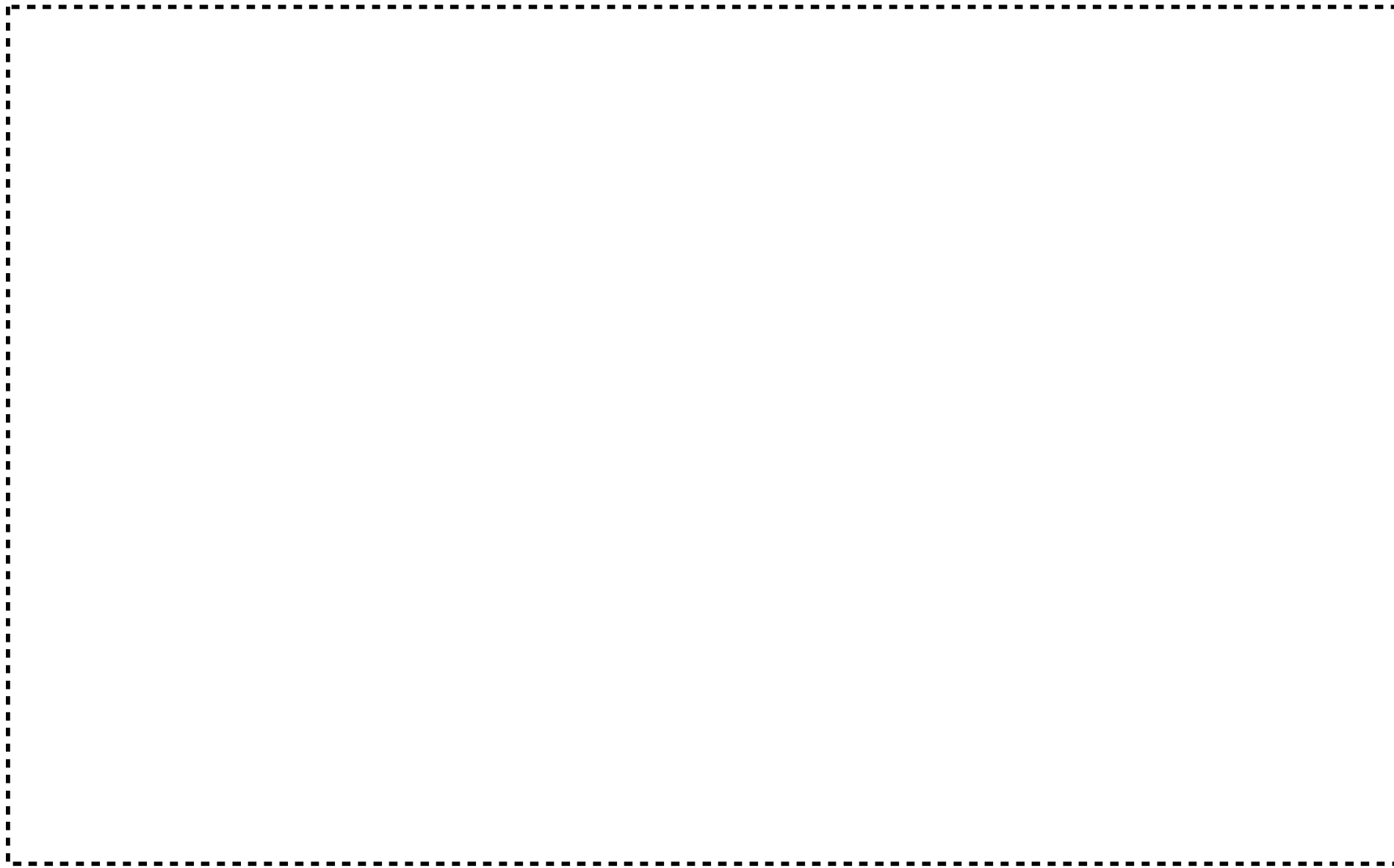


図トー2P設ー2-3-2(2) 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

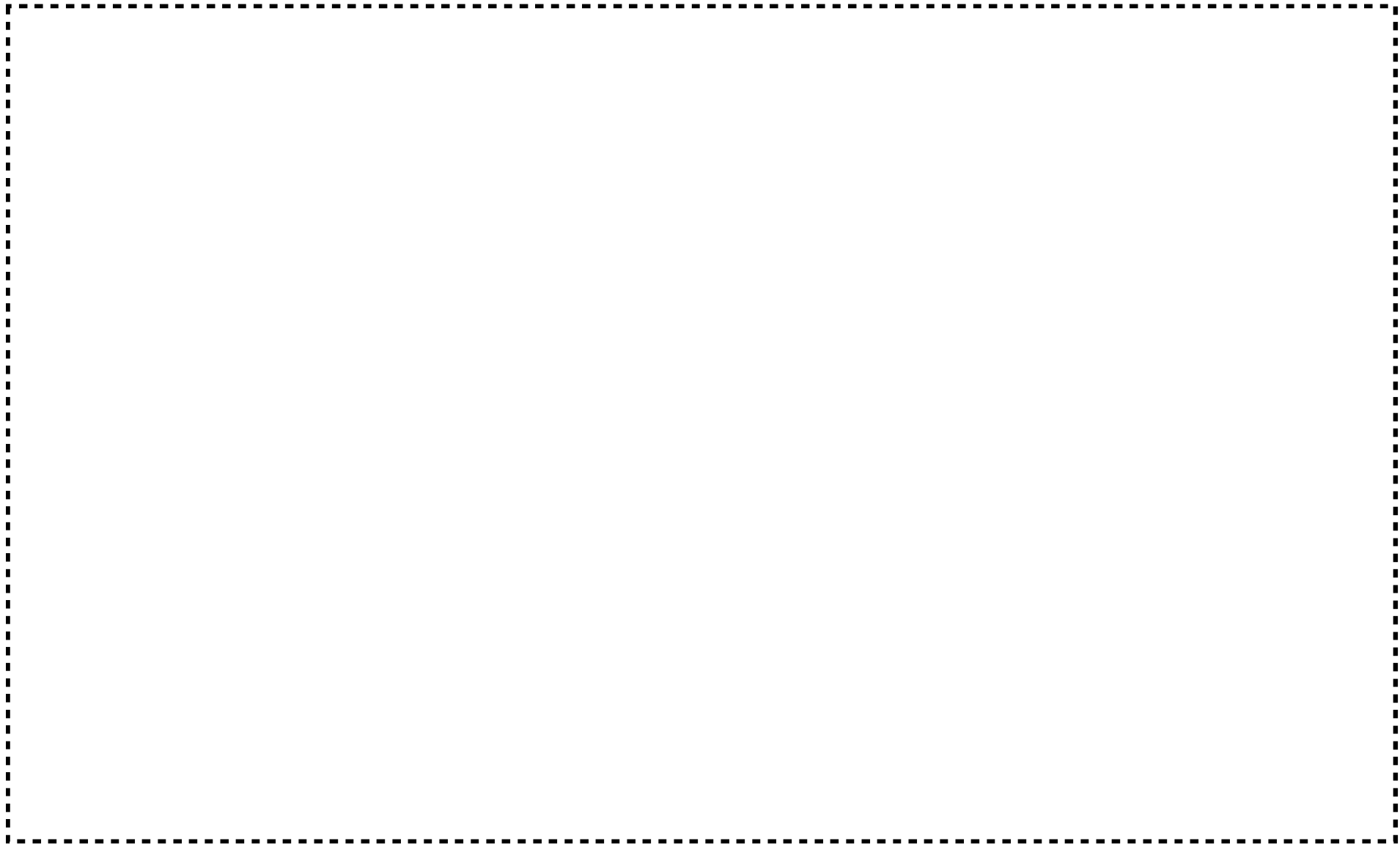
1212



図トー 2 P 設ー 2 - 3 - 2 (3) 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)

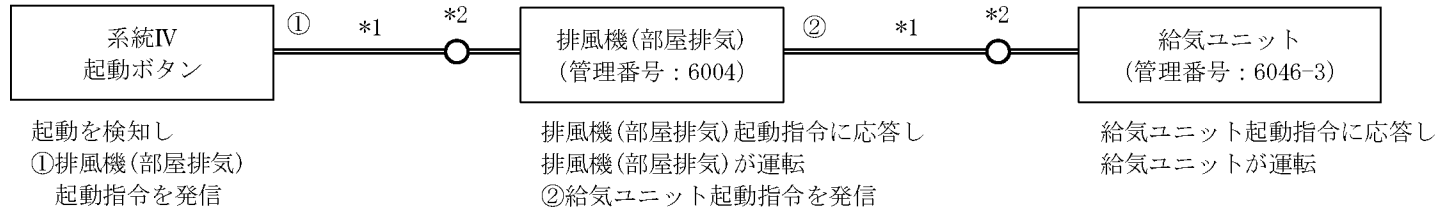
赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

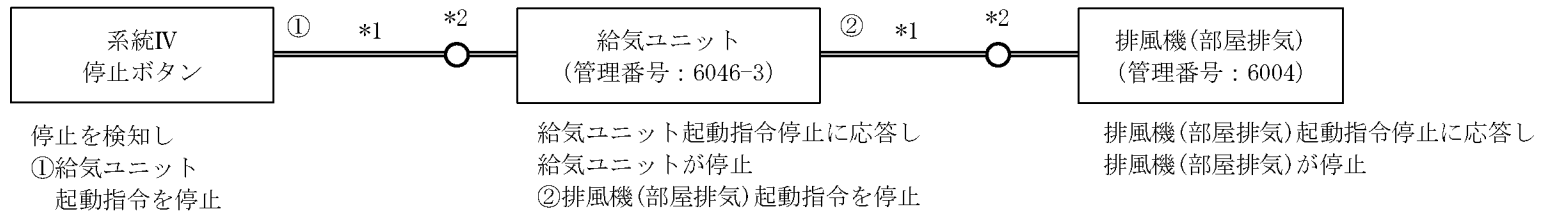


図卜-2 P設-2-3-3 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 差圧計及び監視配置図

気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 起動時



気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 停止時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の  
電線管等に収納

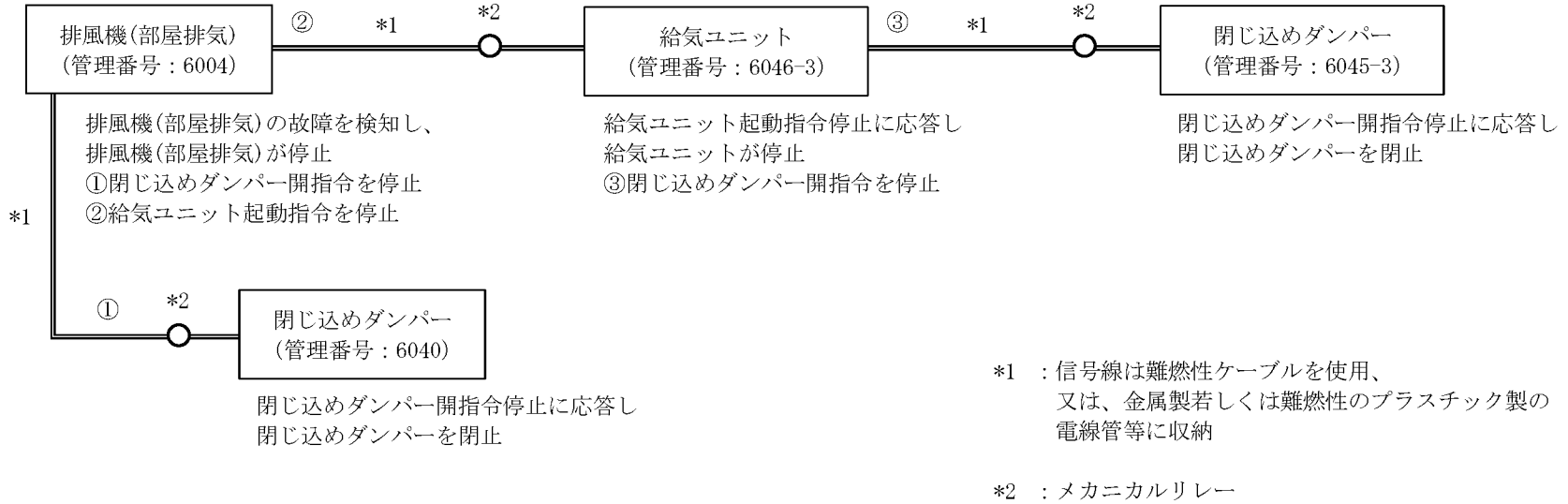
*2 : メカニカルリレー

凡例  
 : 信号線   
 : AND 回路   
 : OR 回路

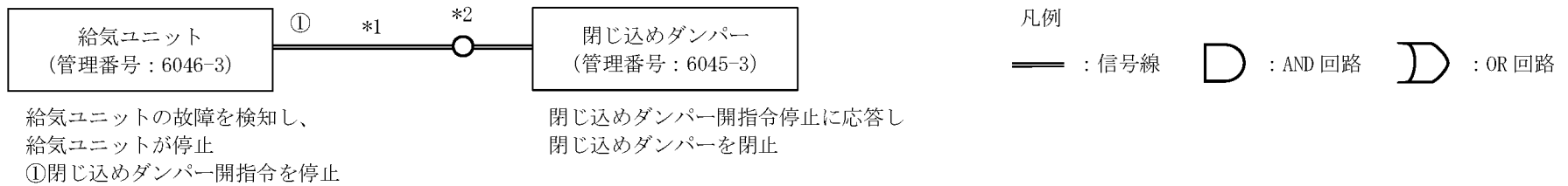
図トー 2 P 設ー 2ー 3ー 4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)



気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機異常時

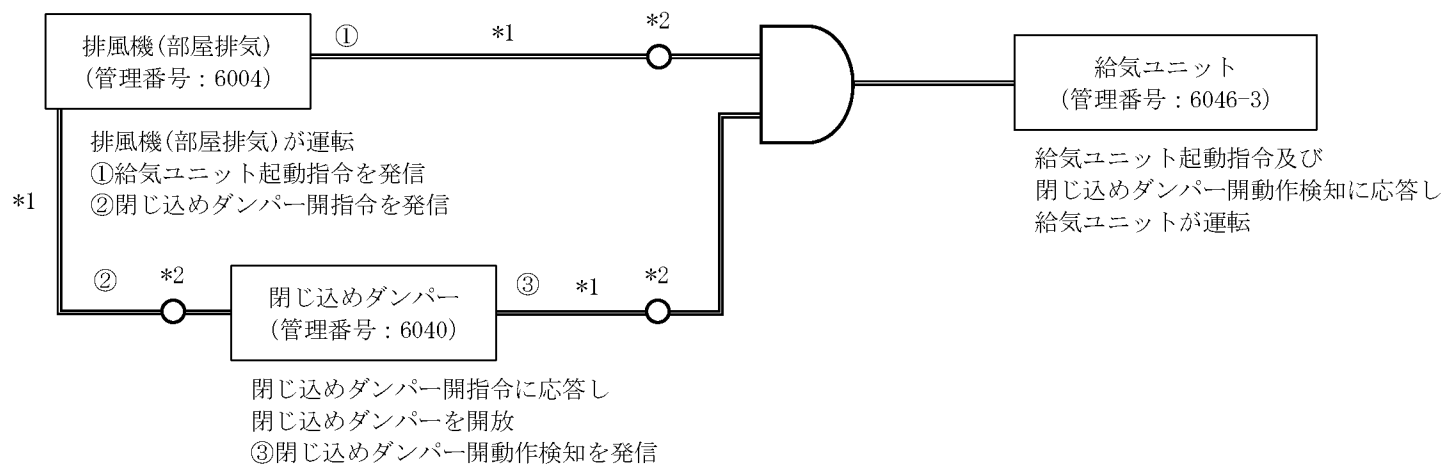


気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット異常時



図ト-2 P設-2-3-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



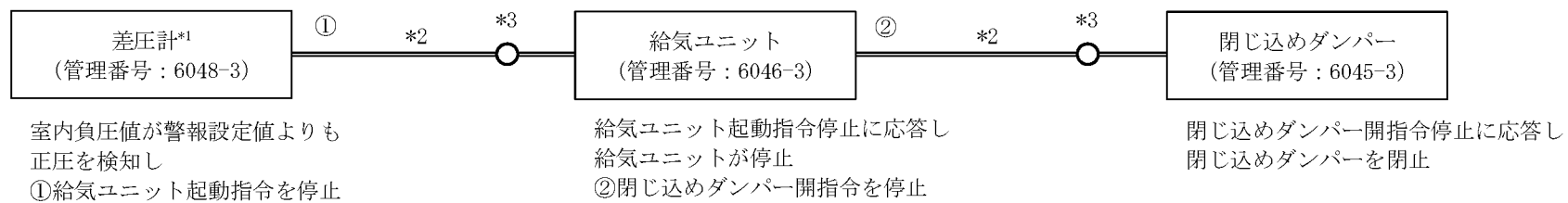
*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例

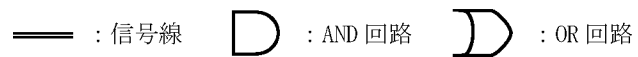
— : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図ト-2 P設-2-3-4 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)

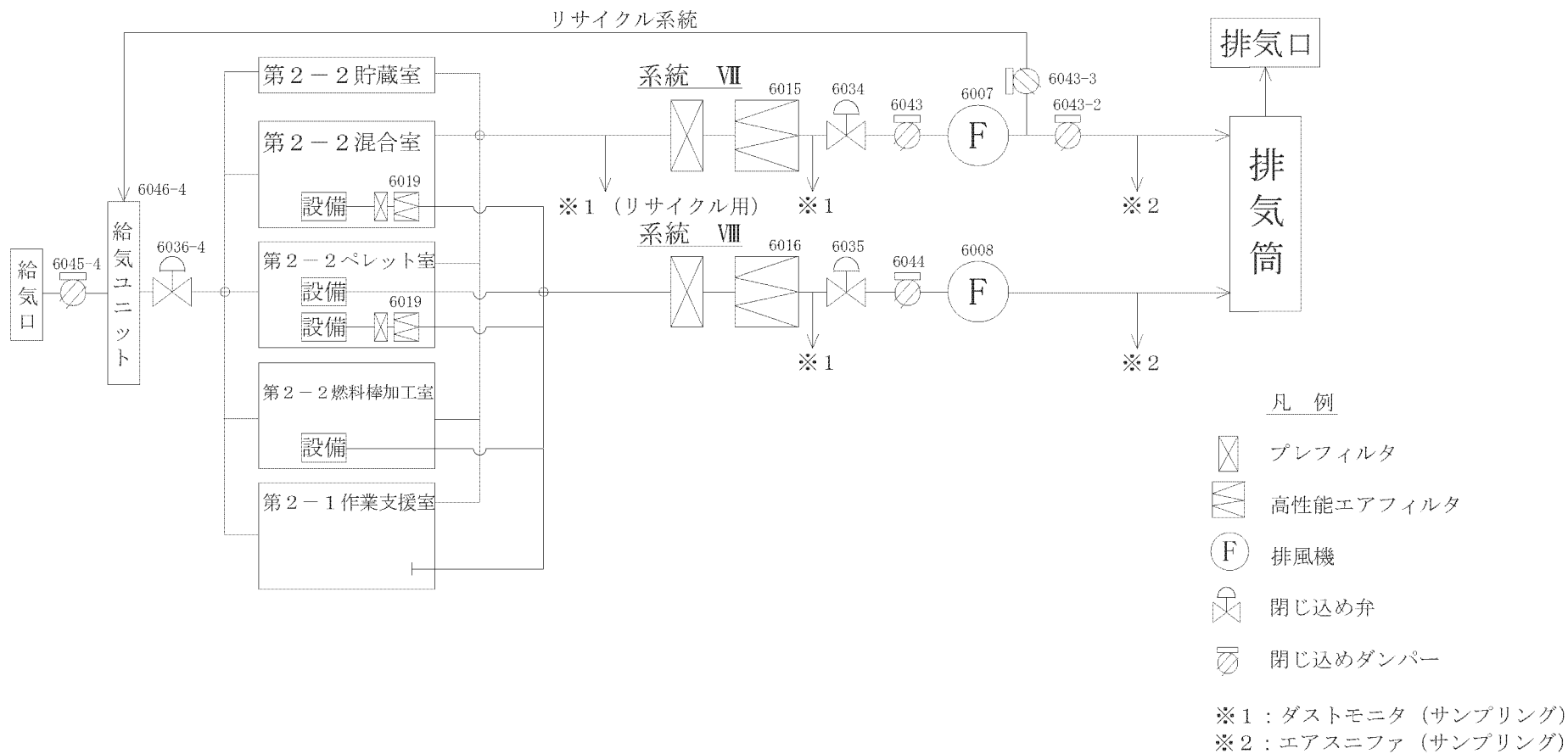


- *1 : 第2フィルタ室に設置する差圧計が室内負圧異常時に給気ユニット起動指令を停止
- *2 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *3 : メカニカルリレー

凡例



図ト-2 P設-2-3-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)



図ト-2 P設-2-4-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



## 【凡例】

—	: 既設部	●	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	⊗	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
.....	: 撤去部	⊕	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		⊞	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (1 / 4)



## 【凡例】

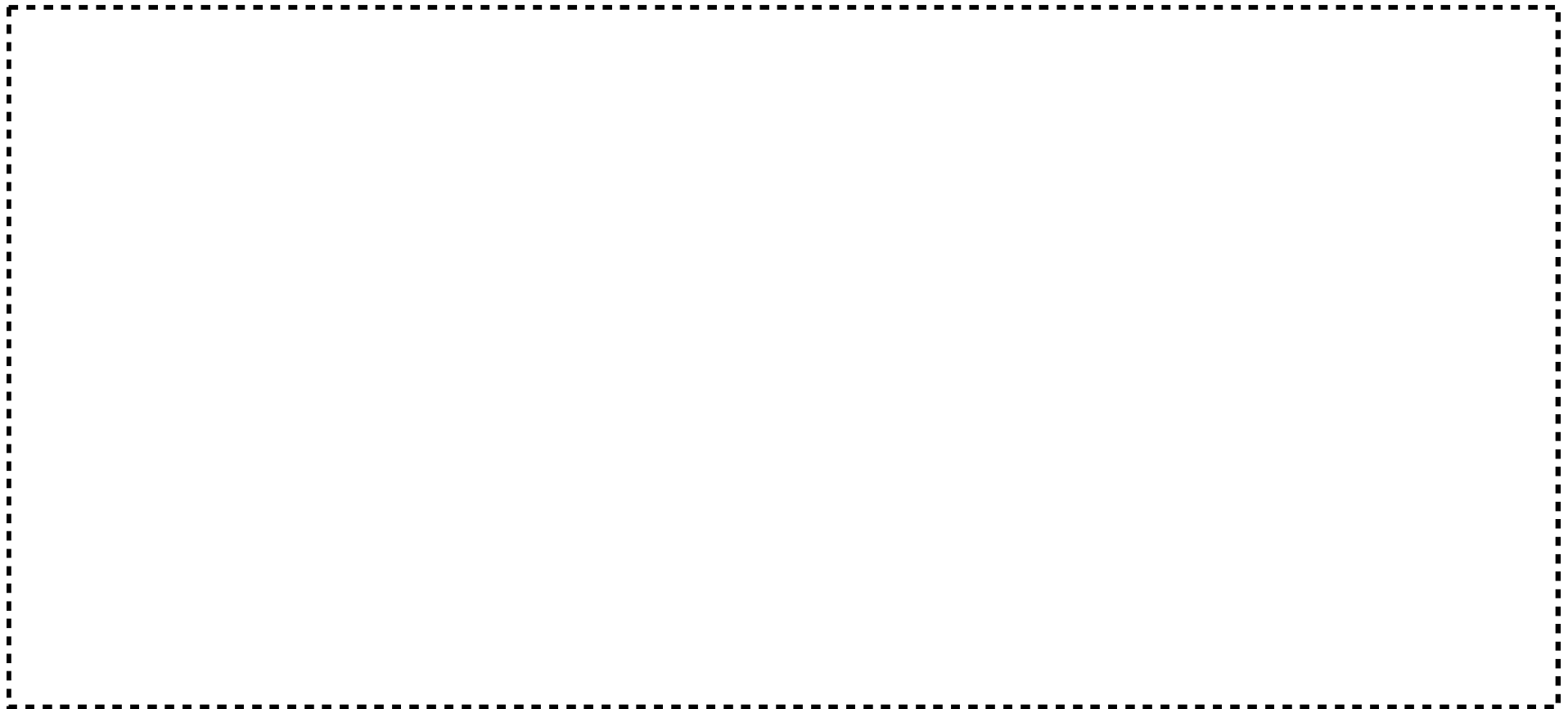
— : 既設部	—●— : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	—○— : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
⋯⋯⋯ : 撤去部	—⊕— : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	—⊞— : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (2 / 4)



【凡例】		
— (solid line) :	既設部	
— (dashed line) :	新設・移設・更新・改造部	
— (dotted line) :	撤去部	
— (circle with dot) :	防火ダンパー	1類：耐震重要度分類第1類
— (circle with cross) :	閉じ込めダンパー	2類：耐震重要度分類第2類
— (circle with cross and vertical line) :	閉じ込め弁	3類：耐震重要度分類第3類
— (rectangle with horizontal lines) :	フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (3 / 4)



## 【凡例】








— : 既設部	—●— : 防火ダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
— : 新設・移設・更新・改造部	—◇— : 閉じ込めダンパー	2類 : 耐震重要度分類第2類
⋯ : 撤去部	—⊥— : 閉じ込め弁	3類 : 耐震重要度分類第3類
	—☒— : フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (4 / 4)





## 【凡例】

	: 既設部		: 防火ダンパー	1 類: 耐震重要度分類第 1 類
	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込めダンパー	2 類: 耐震重要度分類第 2 類
	: 撤去部		: 閉じ込め弁	3 類: 耐震重要度分類第 3 類
			: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (1 / 4)



【凡例】

—	: 既設部	■	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	○	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
.....	: 撤去部	+	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		≡	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (2 / 4)



【凡例】

- |       |                |     |                    |                |
|-------|----------------|-----|--------------------|----------------|
| —     | : 既設部          | —●— | : 防火ダンパー           | 1類: 耐震重要度分類第1類 |
| —     | : 新設・移設・更新・改造部 | —◇— | : 閉じ込めダンパー         | 2類: 耐震重要度分類第2類 |
| ..... | : 撤去部          | —⊥— | : 閉じ込め弁            | 3類: 耐震重要度分類第3類 |
|       |                | —☒— | : フィルタユニット (設備排気用) |                |

図トー2 P設ー2ー4ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (3 / 4)



## 【凡例】

—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

● : 防火ダンパー

◇ : 閉じ込めダンパー

⊥ : 閉じ込め弁

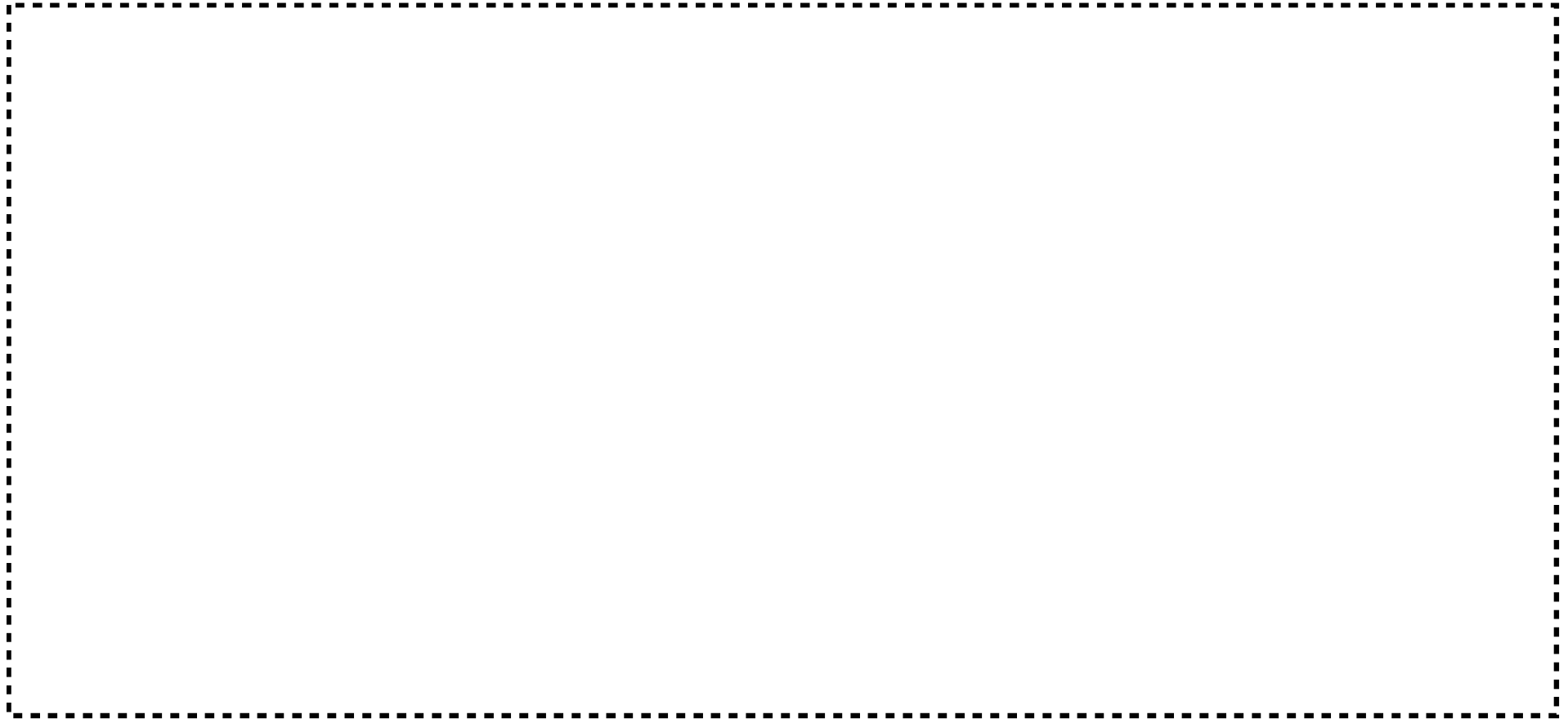
☒ : フィルタユニット（設備排気用）

1類：耐震重要度分類第1類

2類：耐震重要度分類第2類

3類：耐震重要度分類第3類

図トー2 P設ー2ー4ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (4 / 4)



## 【凡例】

—	: 既設部	—●—	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—○—	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
⋯⋯⋯	: 撤去部	—⊥—	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		——	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統)) (1 / 3)



## 【凡例】

—	: 既設部	—■—	: 防火ダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—◇—	: 閉じ込めダンパー	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
⋯⋯	: 撤去部	—X—	: 閉じ込め弁	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類
		—[ ]—	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統)) (2 / 3)



## 【凡例】

—	: 既設部	—●—	: 防火ダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—◇—	: 閉じ込めダンパー	2類: 耐震重要度分類第2類
⋯⋯⋯	: 撤去部	—⊥—	: 閉じ込め弁	3類: 耐震重要度分類第3類
		—☒—	: フィルタユニット (設備排気用)	

図トー2 P設ー2ー4ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統)) (3 / 3)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6007}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	{6027}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	{6043-3}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
{6008}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)	{6034}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6044}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6015}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	{6035}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6045-4}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ、系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー
{6016}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	{6036-4}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	{6046-4}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC)
{6019}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6043}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6047-4}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト
{6026}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト	{6043-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー

図ト-2 P設-2-4-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)



管理番号	名称	{6019}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2043}	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	○	—
{2044}	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	○	—
{2045}	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	○	—
{2046}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	○	—
{2047}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	○	—
{2048}	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	○	—
{2049}	供給瓶 No. 2-1 粉末取出配管部	○	—
{2050}	プレス No. 2-1	○	—
{2051}	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	○	—
{2052}	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	○	—
{2053}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	○	—
{2054}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	○	—
{2055}	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	○	—
{2058}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	○	—
{2059}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	○	—
{2060}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	○	—
{2061}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	—	—
{2062}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	—	—
{2063}	有軌道搬送装置	—	—
{2064}	連続焼結炉 No. 2-1	—	—
{2065}	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	—	—
{2066}	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	—	—

図トー 2 P 設一 2 - 4 - 1 (6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

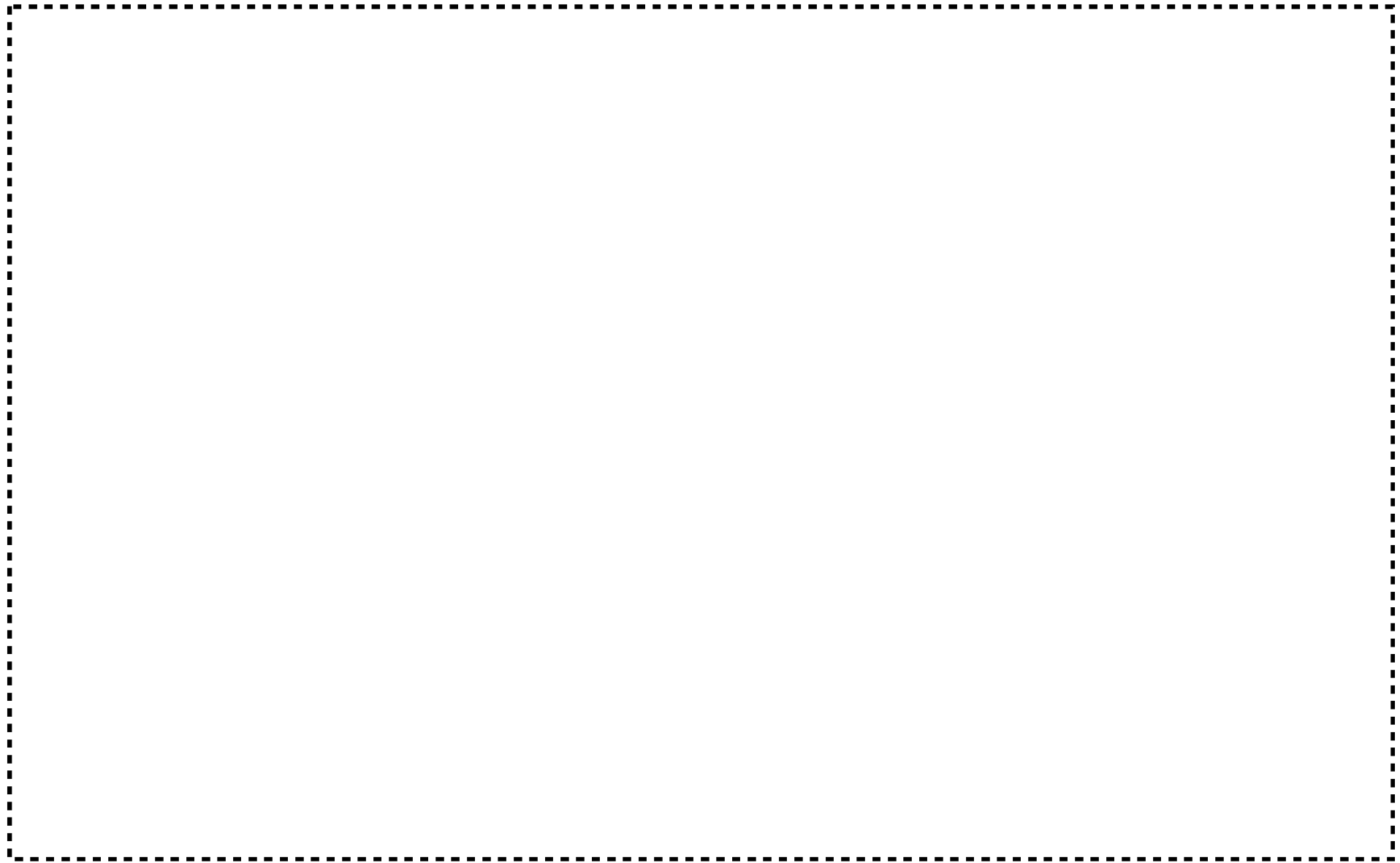
(1 / 2)

管理番号	名称	{6019}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2067}	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	○	—
{2068}	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	○	—
{2069}	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	○	—
{2070}	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	○	—
{2071}	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	○	—
{2072}	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	○	—
{2073}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	—	—
{2074}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	—	—
{2075}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	—	—
{2076}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	—	—
{2077}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	—	—
{2078}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	—	—
{2079}	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	—	—
{2080}	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	—	—
{2081}	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	—	—
{3025}	ペレット検査装置 No. 5	—	—
{3026}	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	—	—
3027	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	—	—
3028	燃料棒解体装置 No. 2	—	—

図トー 2 P 設ー 2ー 4ー 1 (6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

(2 / 2)

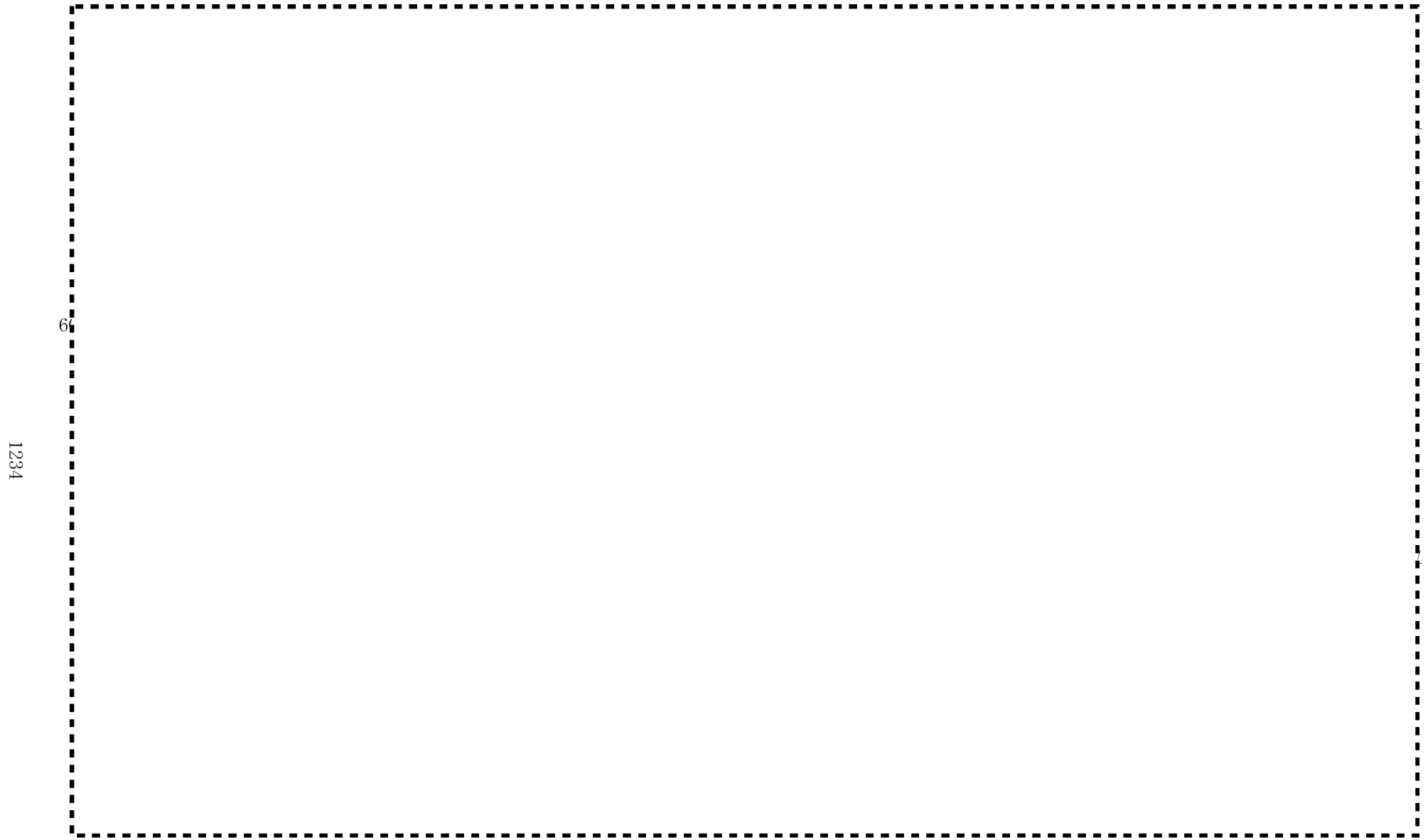
1233



図ト-2 P設-2-4-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

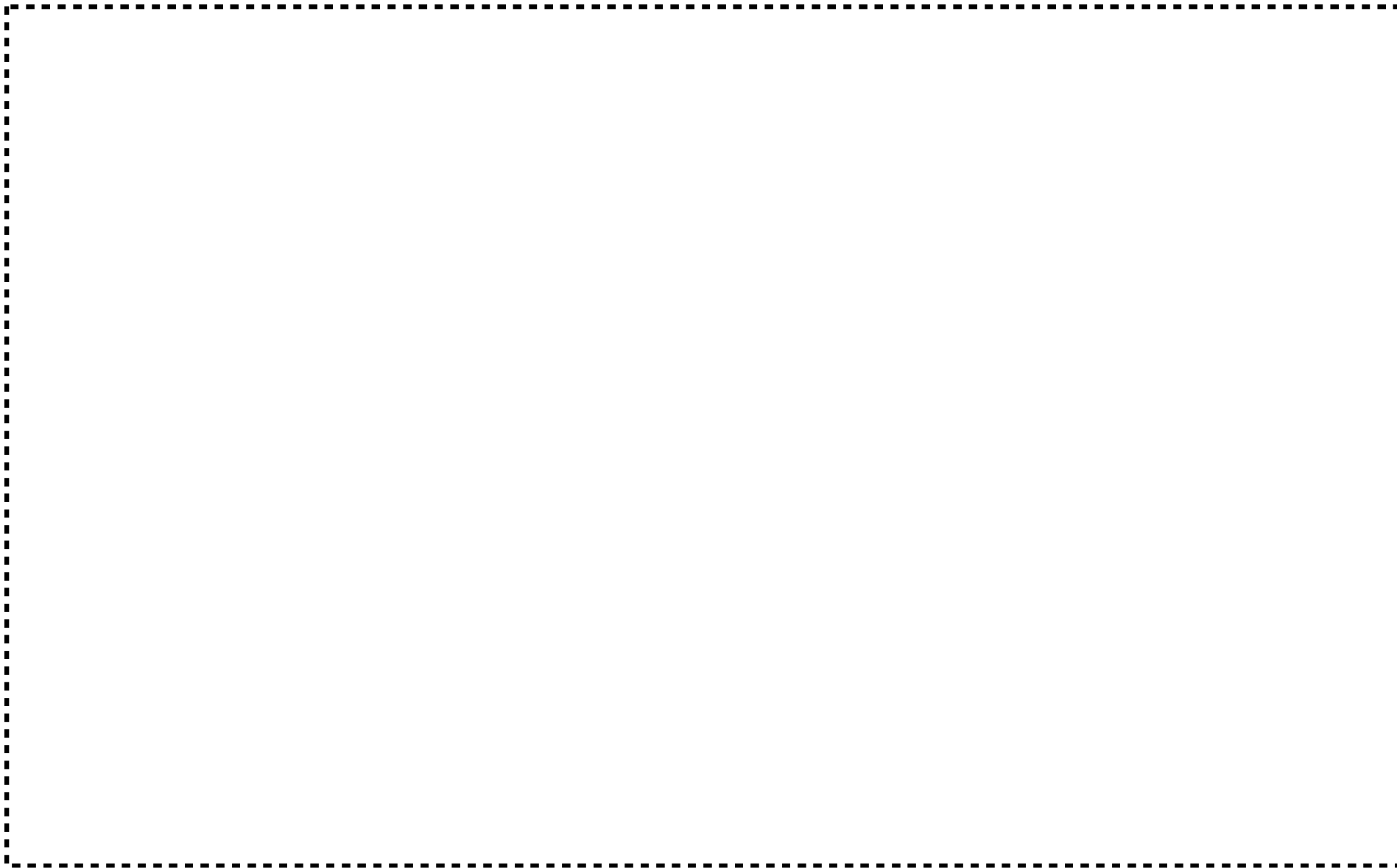


図ト-2 P設-2-4-2 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1235

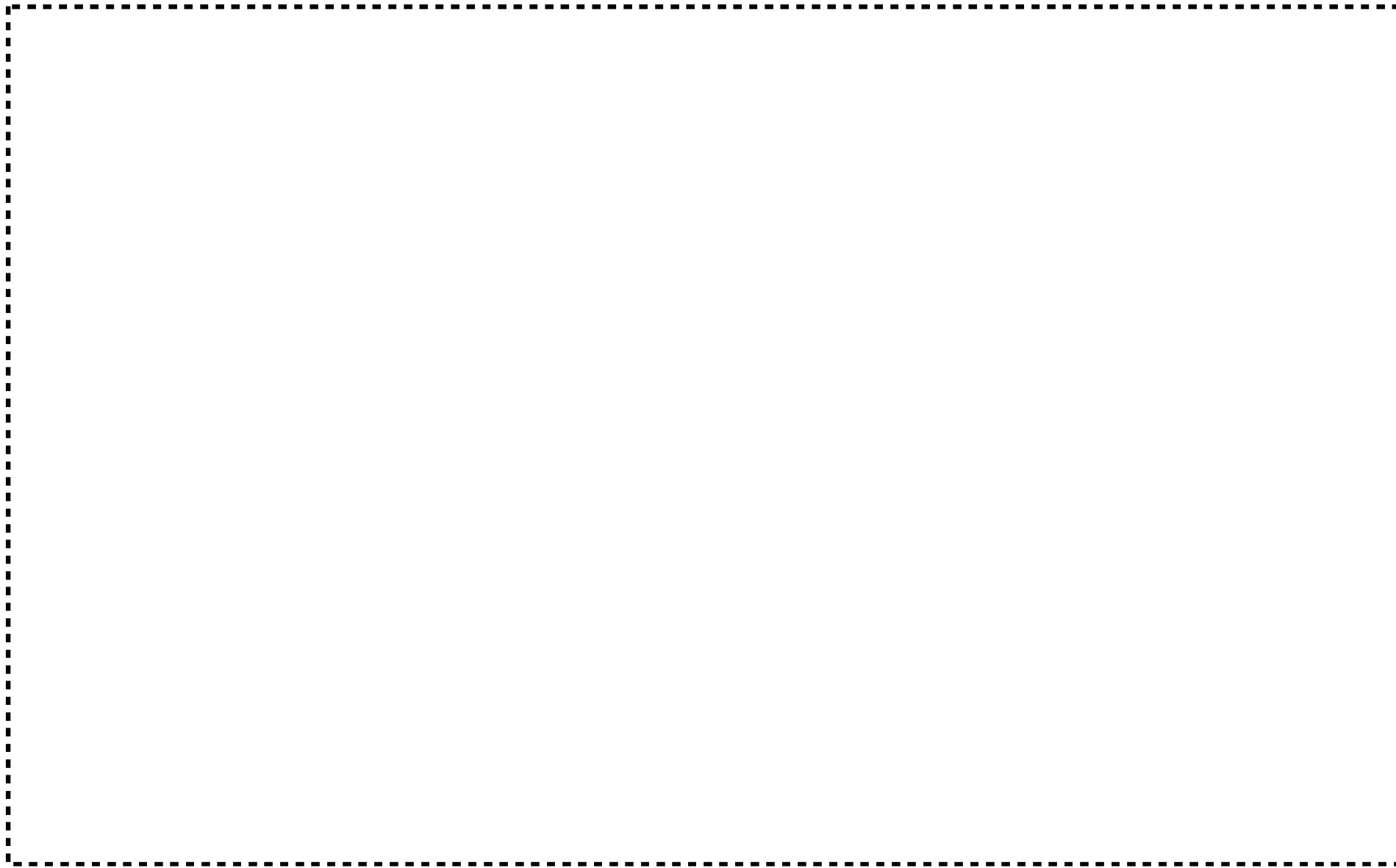


図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

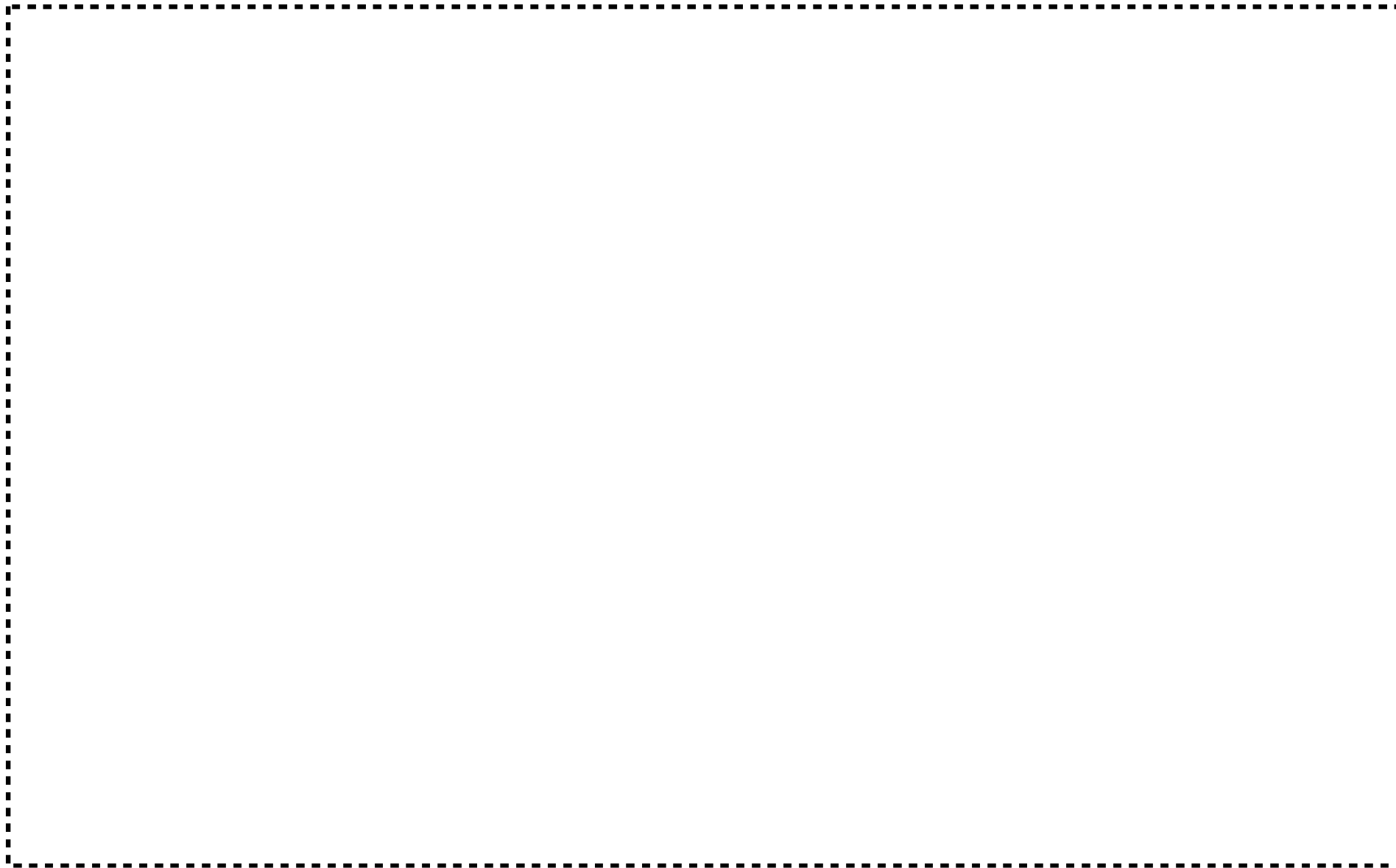
1236



図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

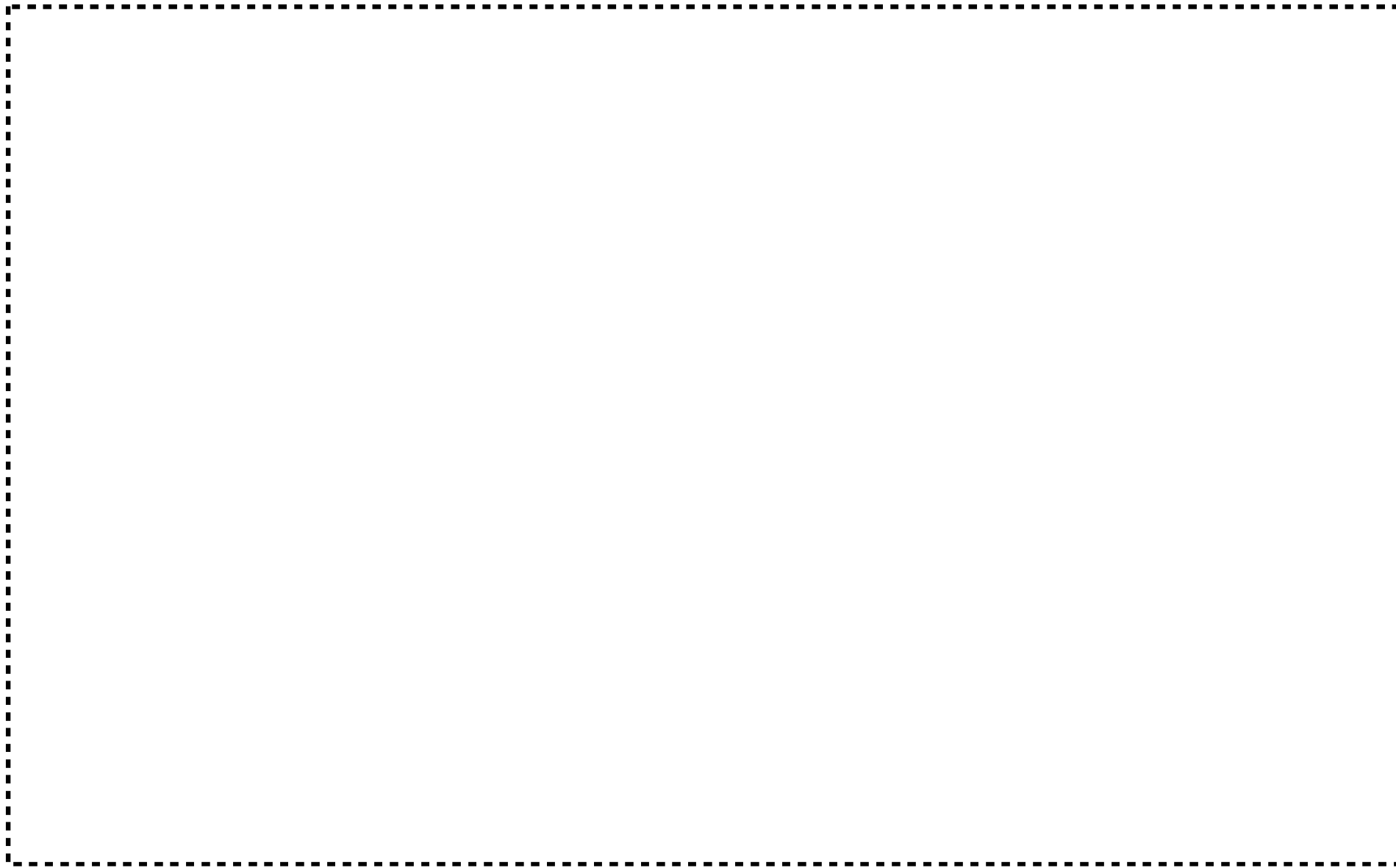


図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 2 (4) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1238



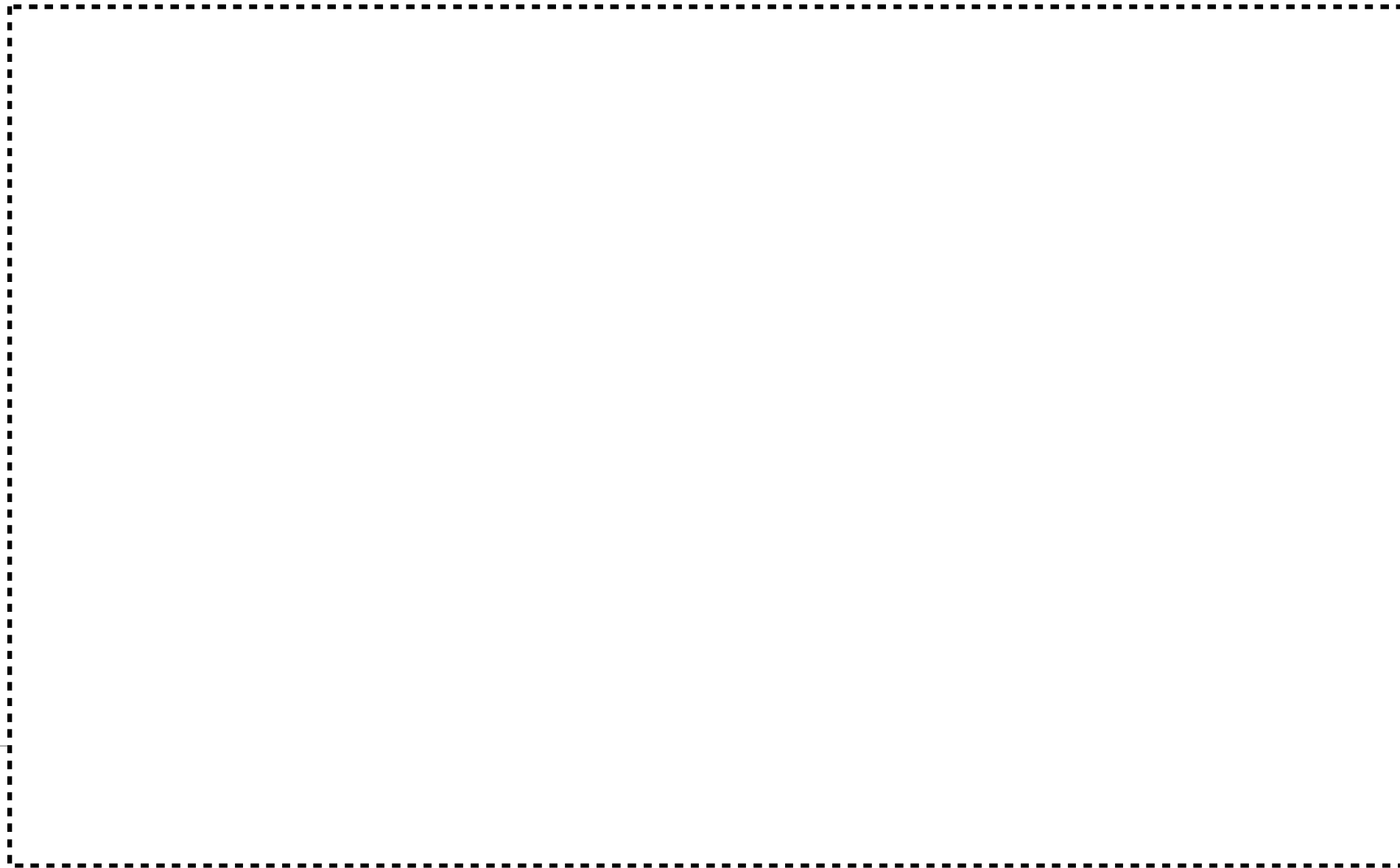
図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 2 (4) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



1239

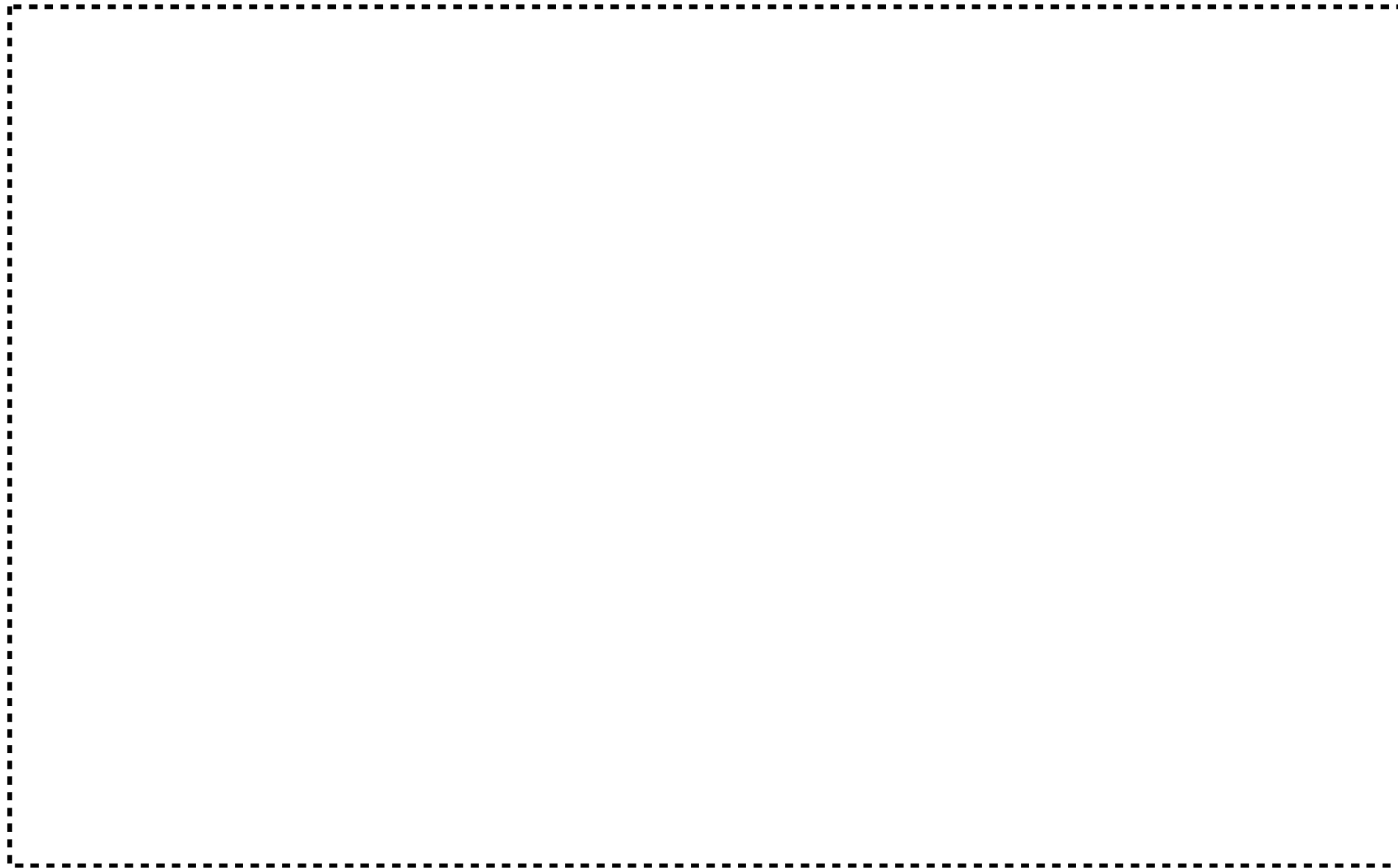


図トー2 P設ー2ー4ー2 (5) 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

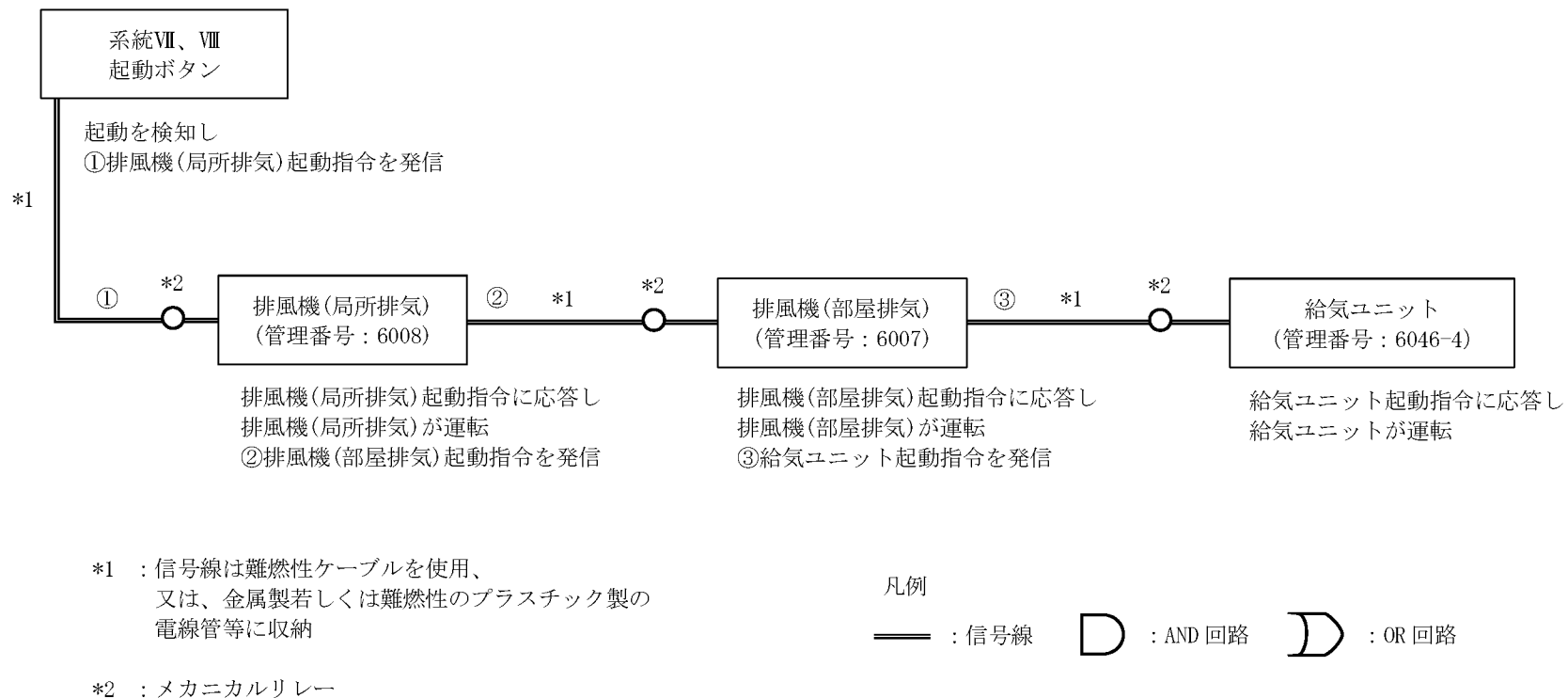
(単位 mm)

1240



図ト-2 P設-2-4-3 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 差圧計及び監視配置図

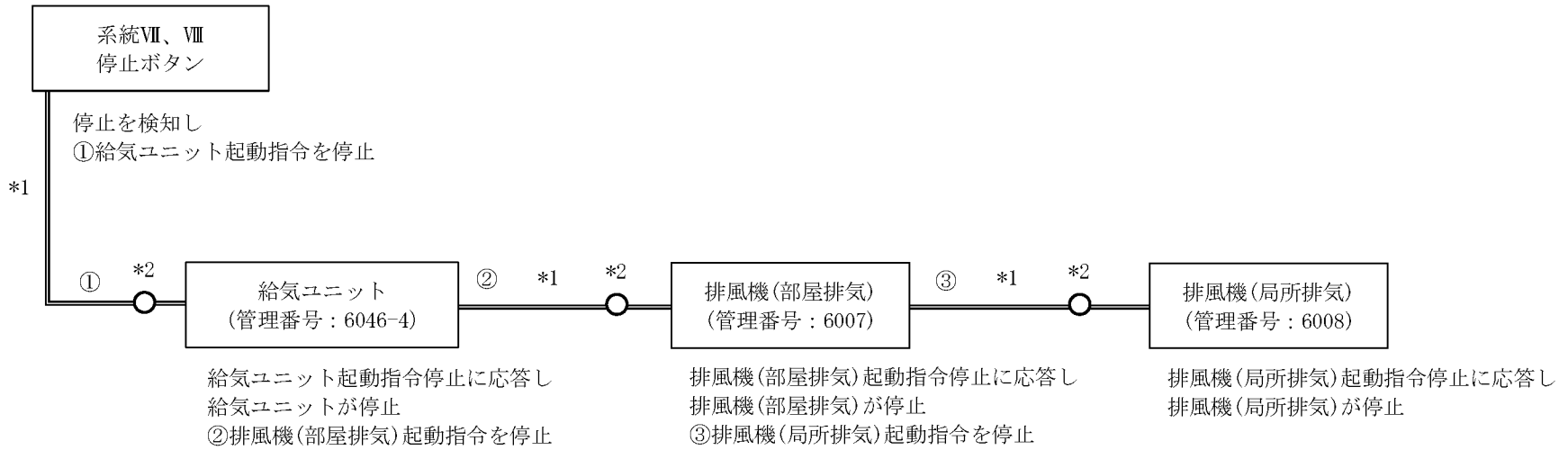
気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 起動時



1241

図ト-2 P設-2-4-4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)  
(1 / 2)

気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 停止時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の  
電線管等に収納

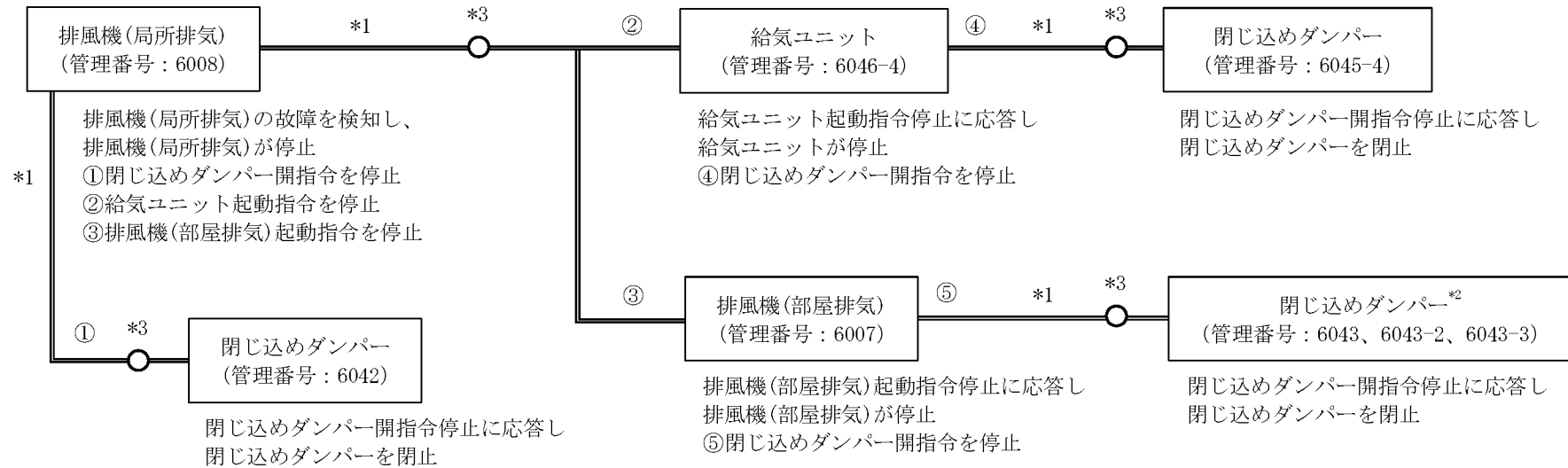
*2 : メカニカルリレー

凡例  
 — : 信号線    D : AND回路    D : OR回路

1242

図トー2P設-2-4-4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機異常時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の  
電線管等に収納

*2 : 閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）（管理番号：6043-2）及び  
閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）（管理番号：6043-3）は  
切替運転のため、開放しているダンパーを閉止

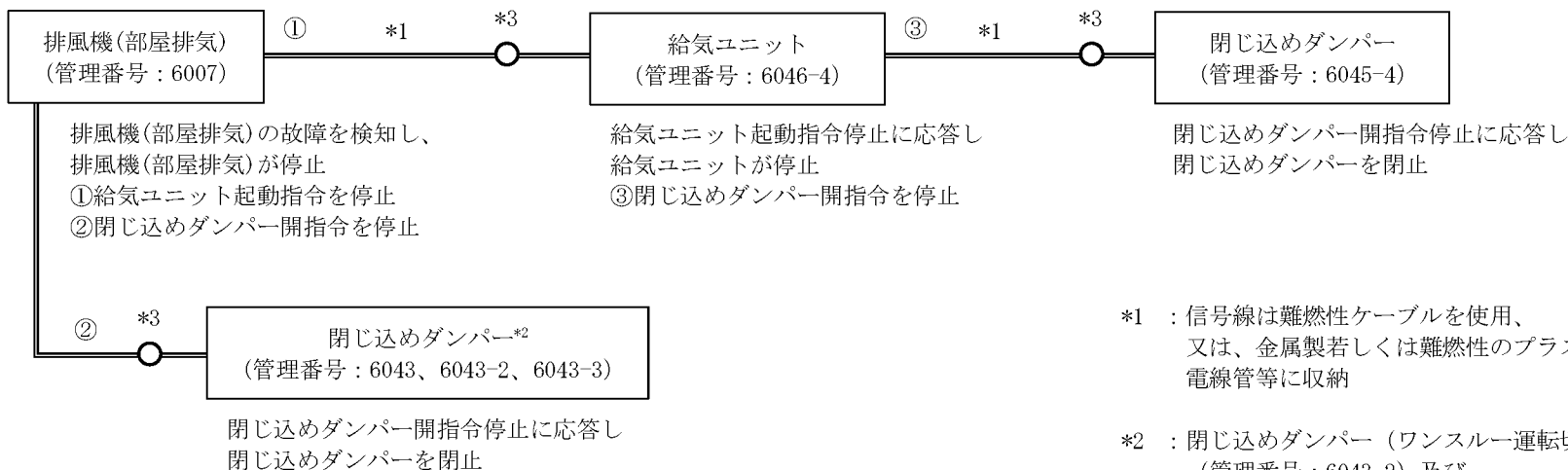
*3 : メカニカルリレー

凡例

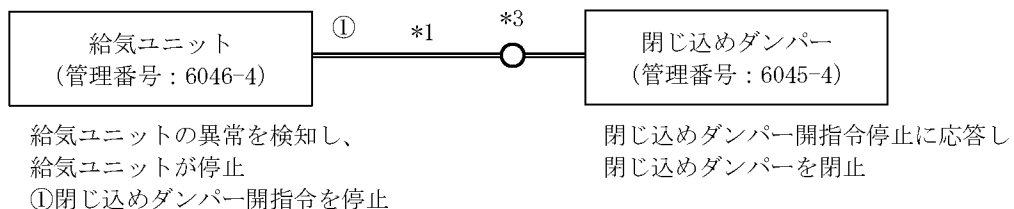
— : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図トー 2 P 設- 2- 4- 4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機異常時



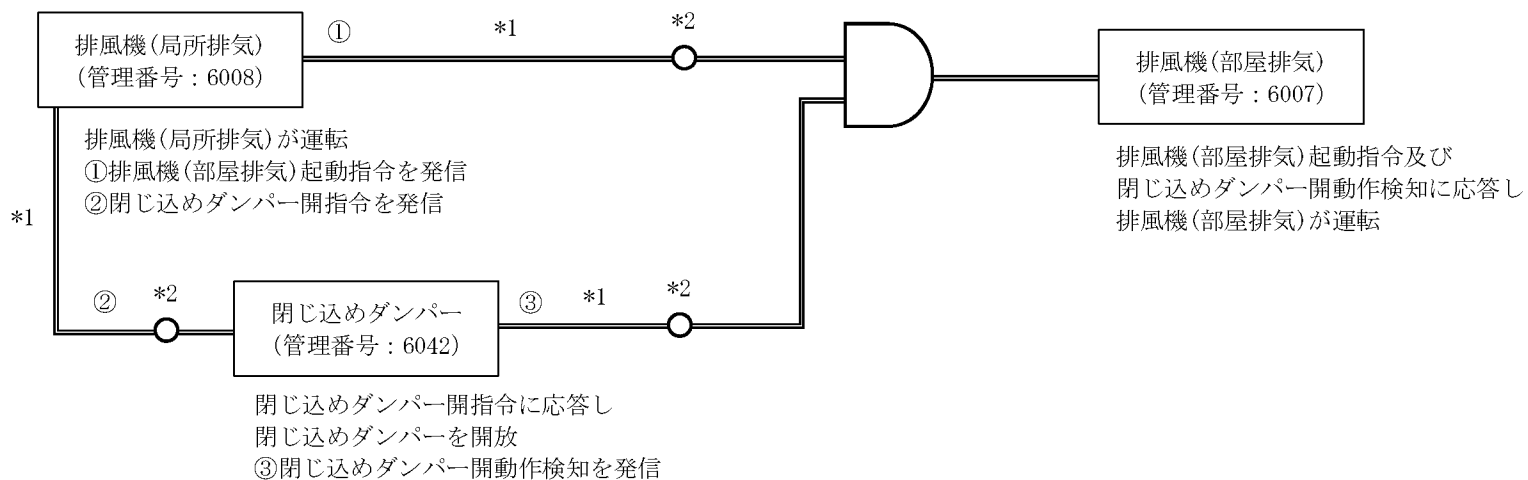
気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット異常時



凡例  
 — : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図トー2P設-2-4-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)

気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後

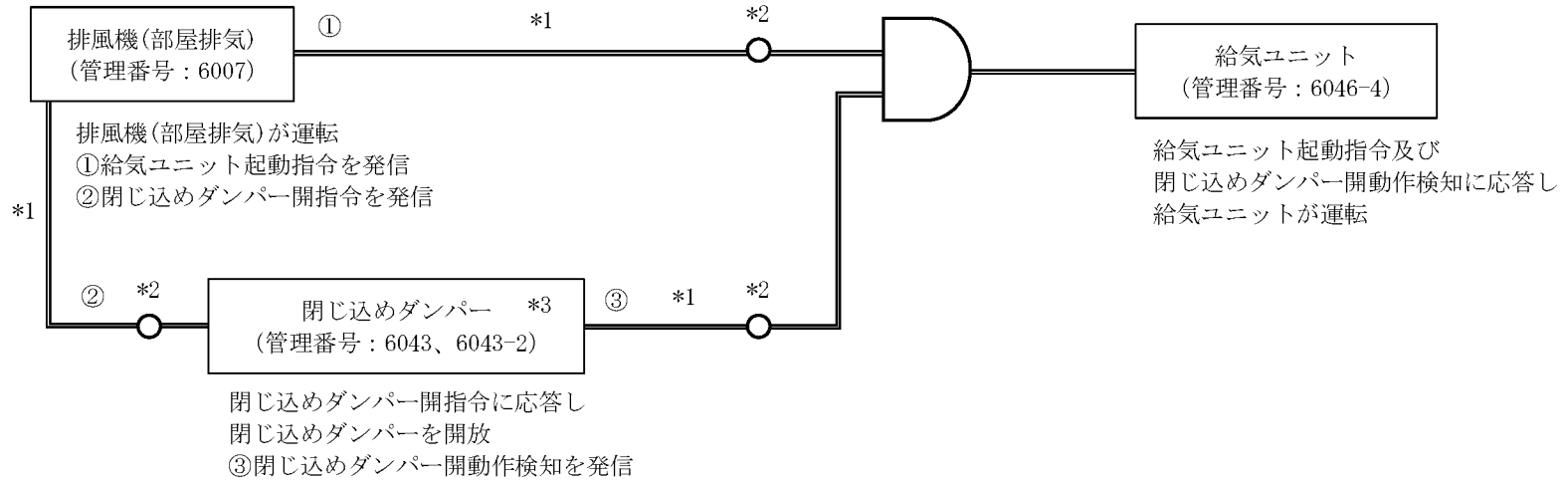


- *1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *2 : メカニカルリレー

- 凡例
- : 信号線
  - D : AND回路
  - D : OR回路

図トー2P設-2-4-4(3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)  
(1/2)

気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動時

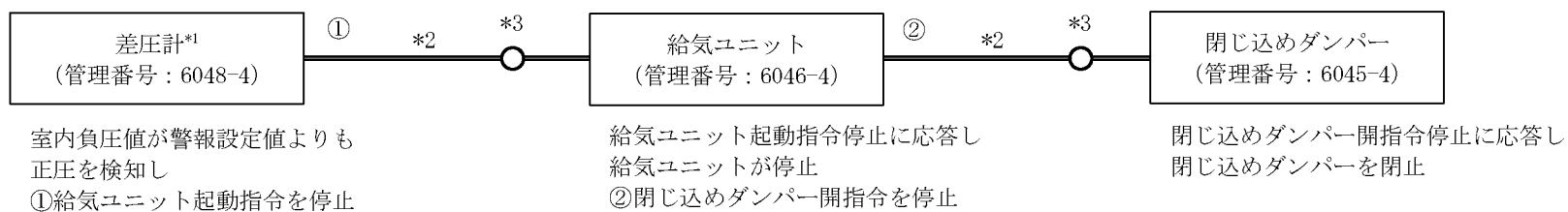


- *1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : 閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)(管理番号：6043-3)は、  
起動時には開動作しない

- 凡例
- : 信号線
  - D : AND 回路
  - D : OR 回路

図ト-2 P 設-2-4-4 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)  
(2/2)





*1 : 第2-2ペレット室に設置する差圧計のみ  
室内負圧異常を検知時に給気ユニット起動指令を停止

*2 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*3 : メカニカルリレー



図ト-2 P設-2-4-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)

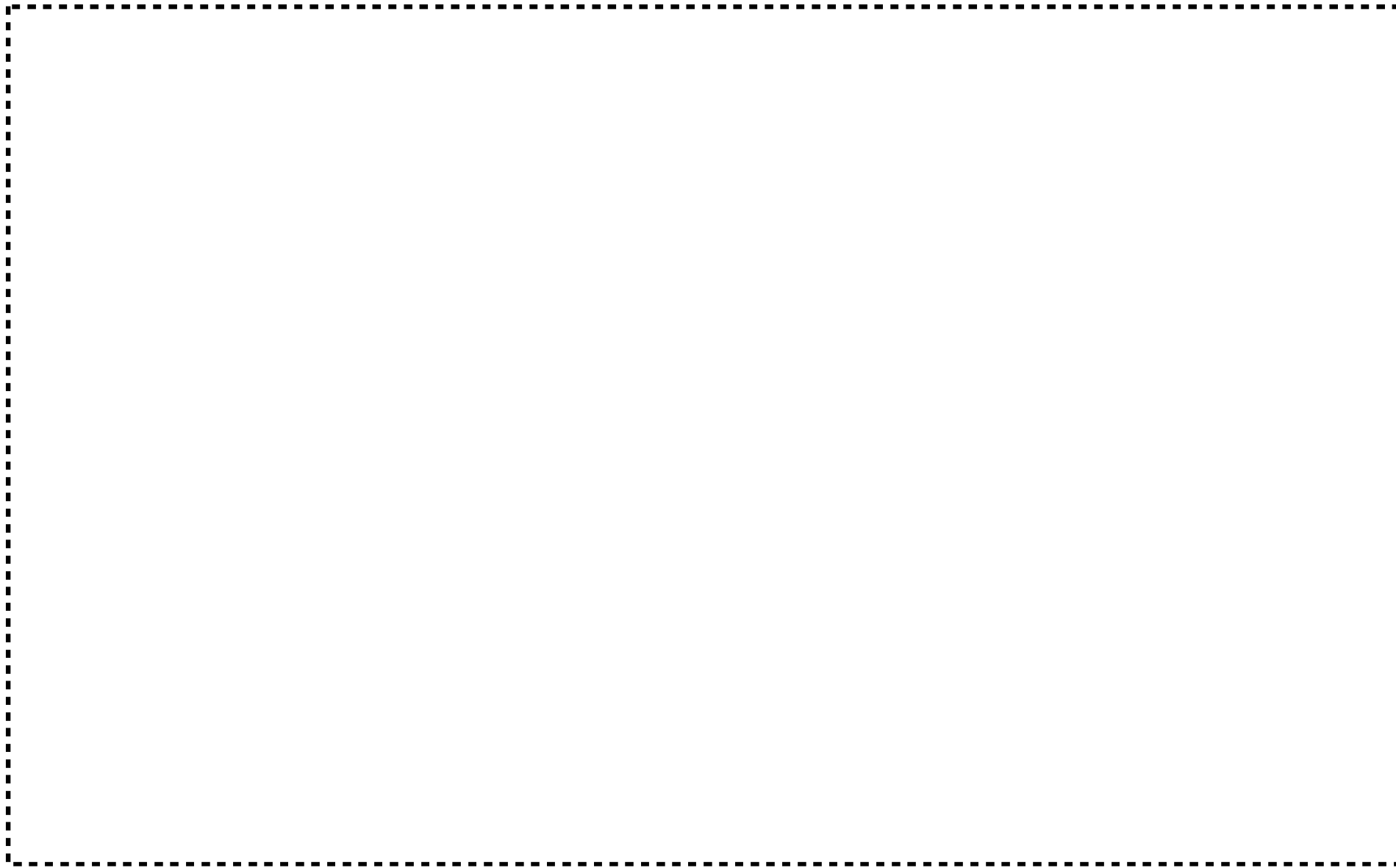


図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (1/5)

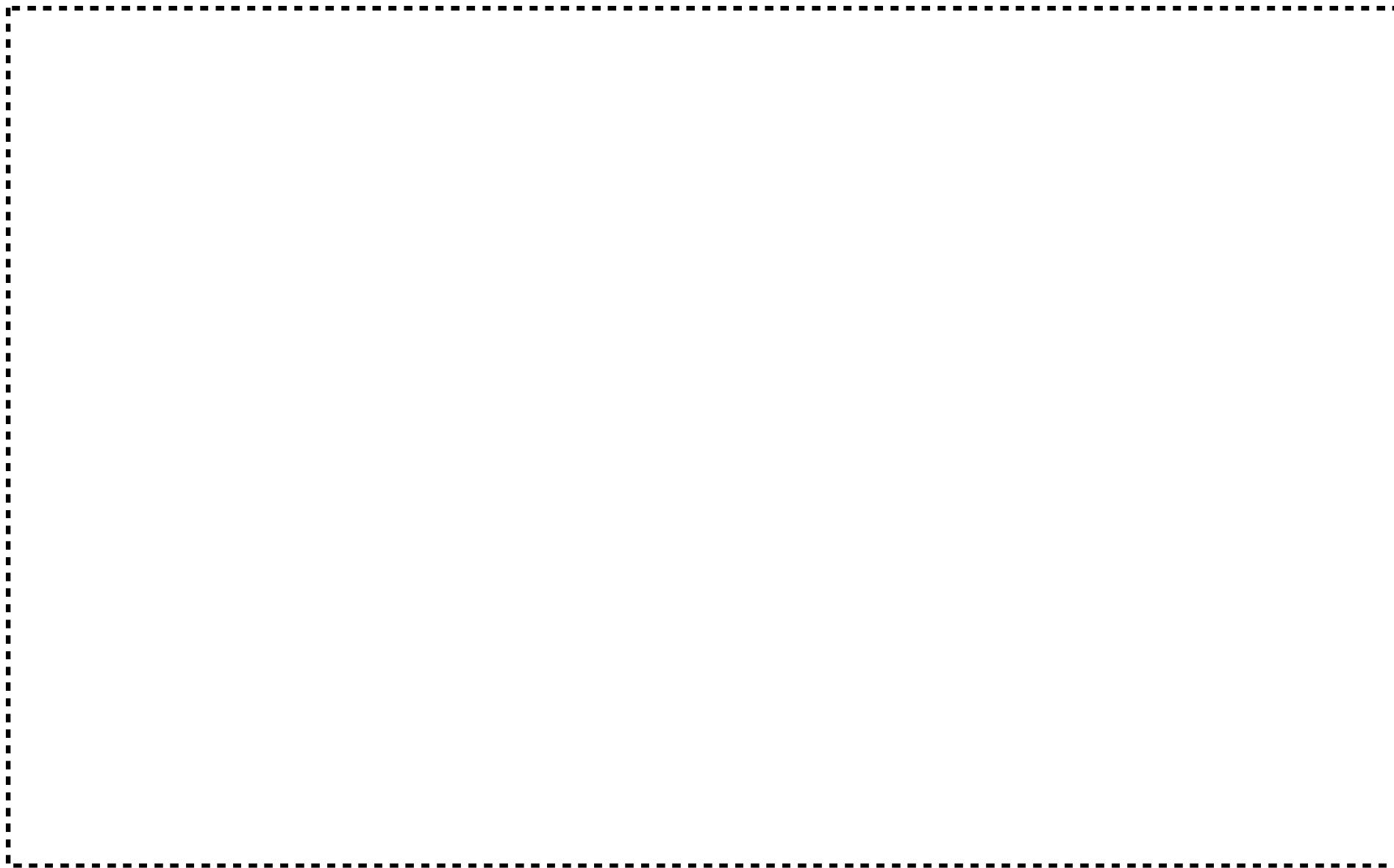


図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (2/5)

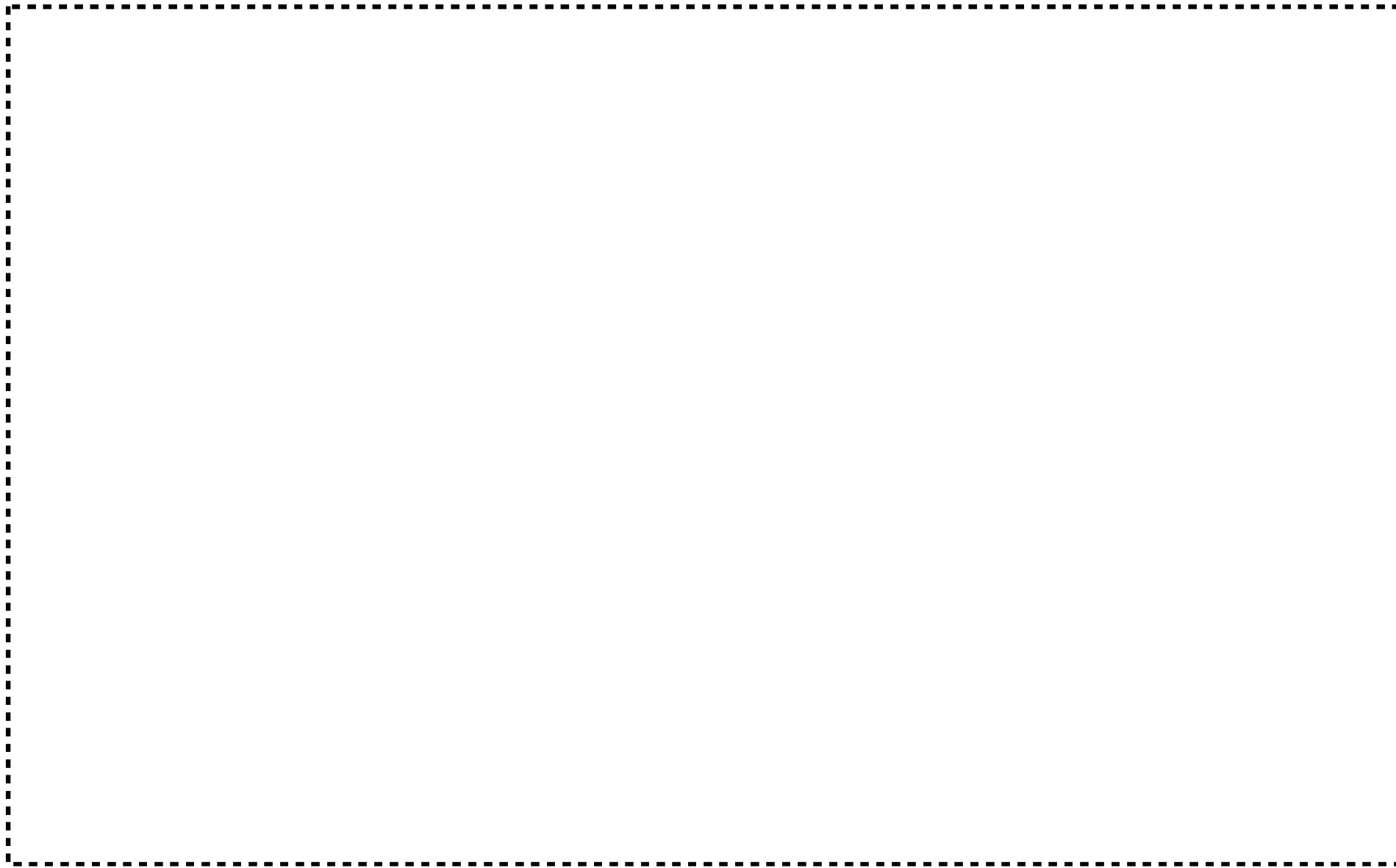
1250



図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (3/5)



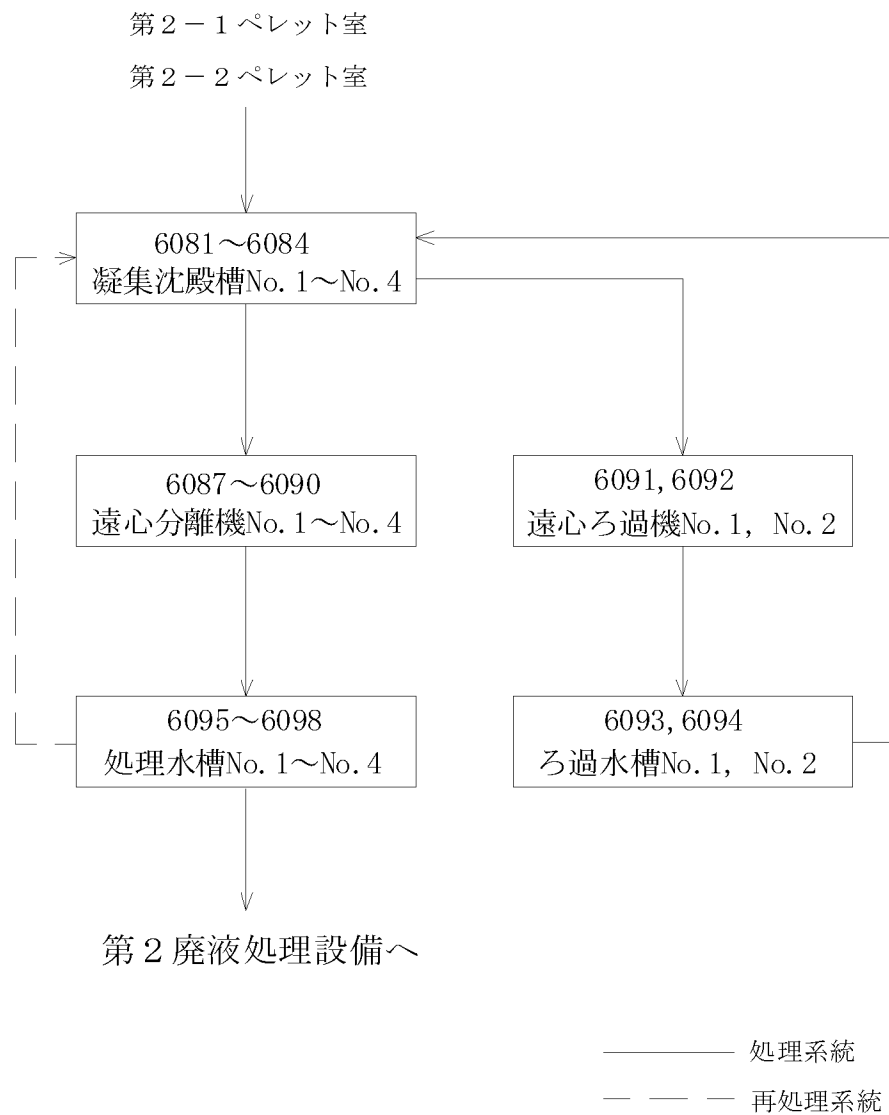
図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (4/5)



図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (5/5)



図トー 2 P 設ー 2ー 5 気体廃棄設備 No. 1 改造図 (金属製カバーの設置)



図ト-2 P設-3-1 第1 廃液処理設備 系統図





図卜-2 P設-3-2 第1 廃液処理設備 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

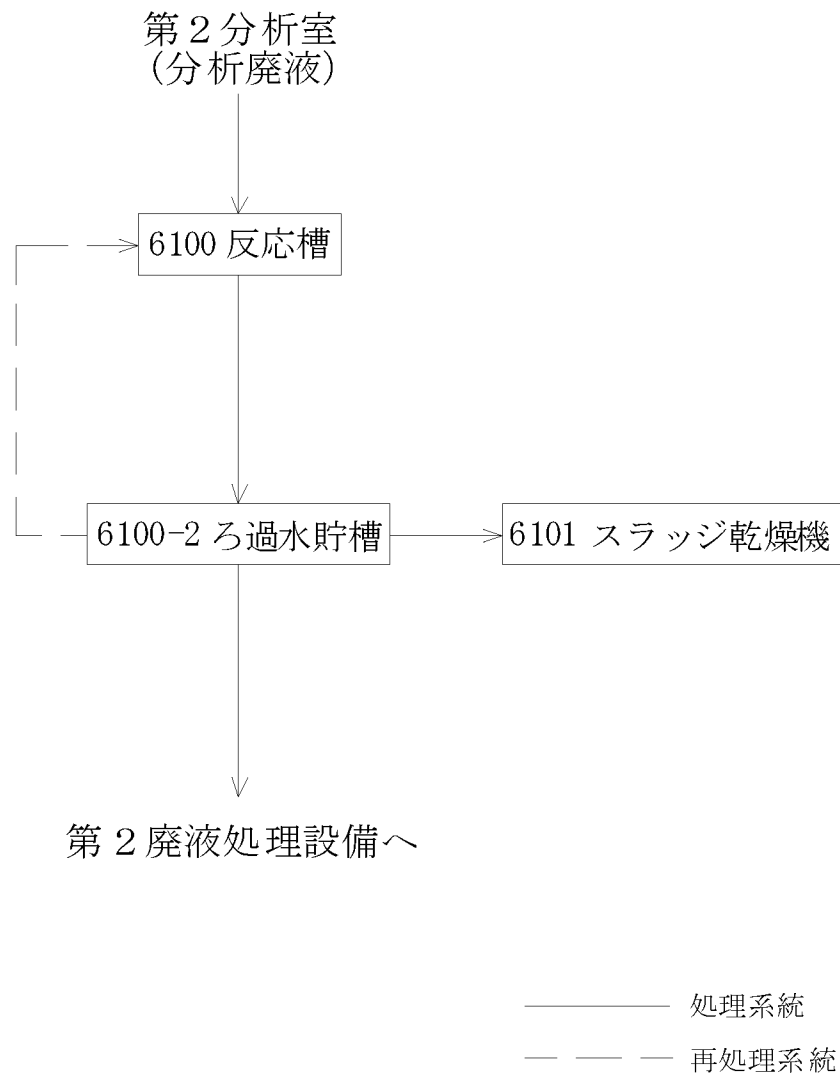
(単位 mm)



図ト-2 P設-3-3 第1 廃液処理設備 補強詳細図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



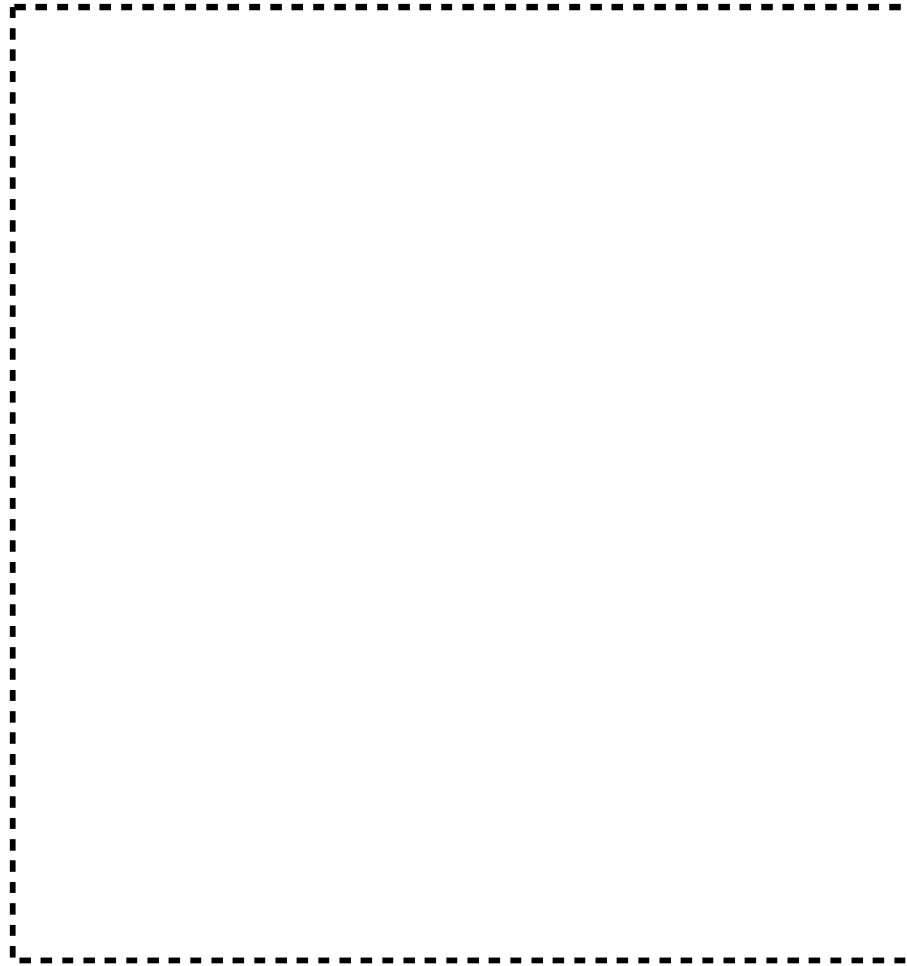
図ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 系統図



図卜-2 P設-4-2 分析廃液処理設備 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図トー 2 P 設 - 4 - 3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



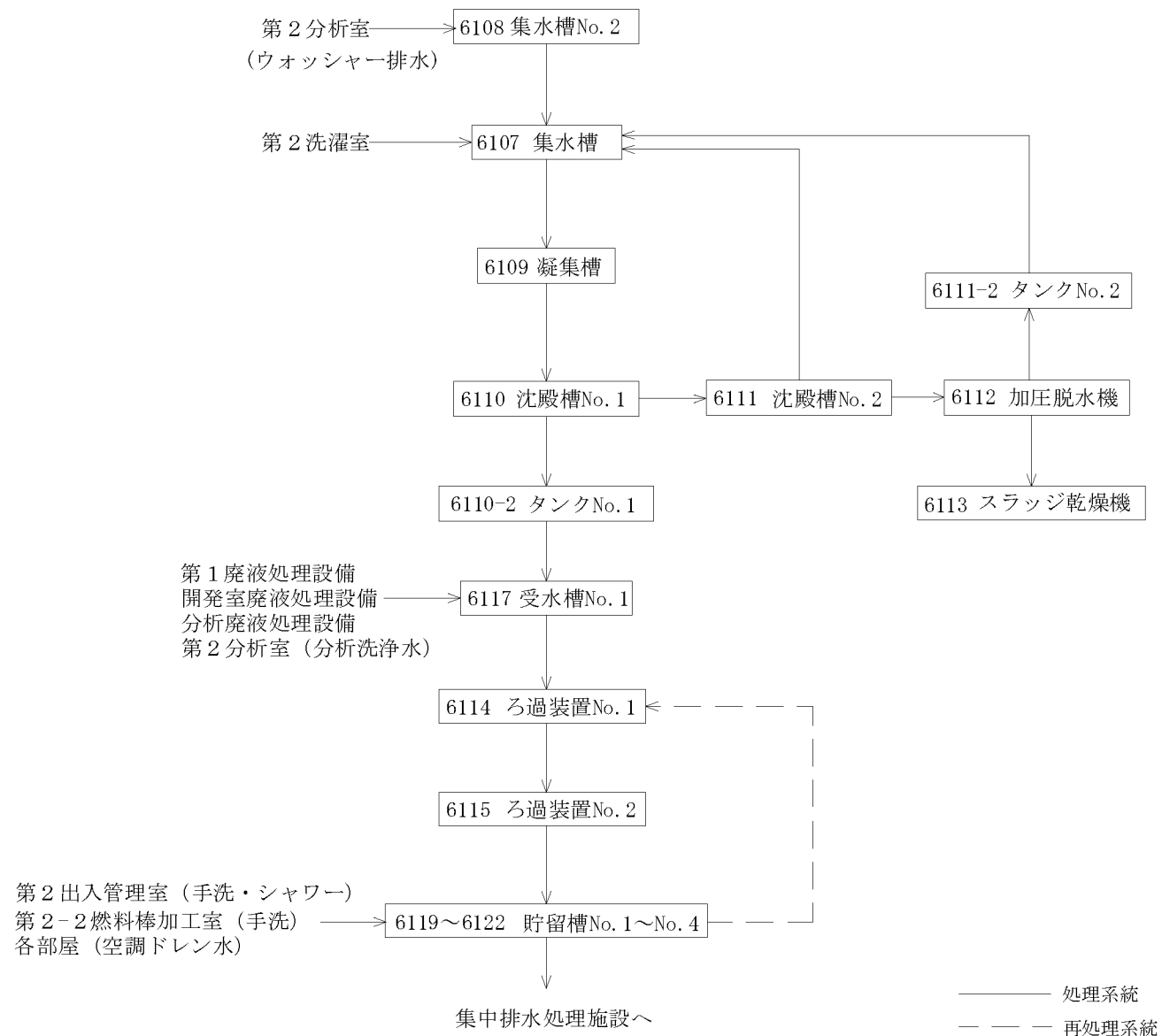
図卜-2 P設-5-1 開発室廃液処理設備 系統図



図卜- 2 P設- 5 - 2 開発室廃液処理設備 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-2 P設-6-1 第2 廃液処理設備 系統図

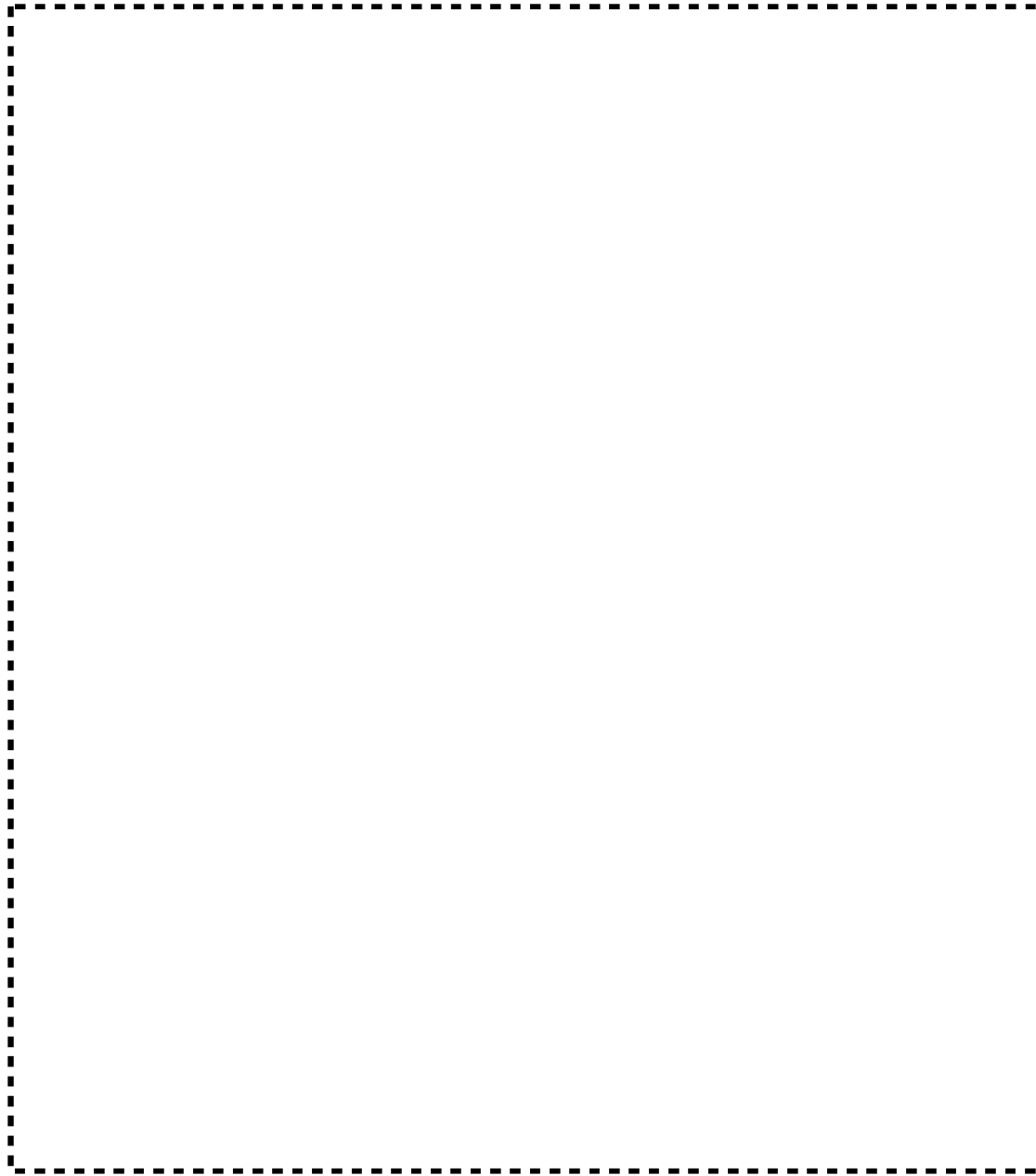




図ト-2 P設-6-2 (1) 第2廃液処理設備 周辺配置図 (1 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-2 P設-6-2 (2) 第2廃液処理設備 周辺配置図 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-2 P設-6-3 第2 廃液処理設備 集水槽 No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

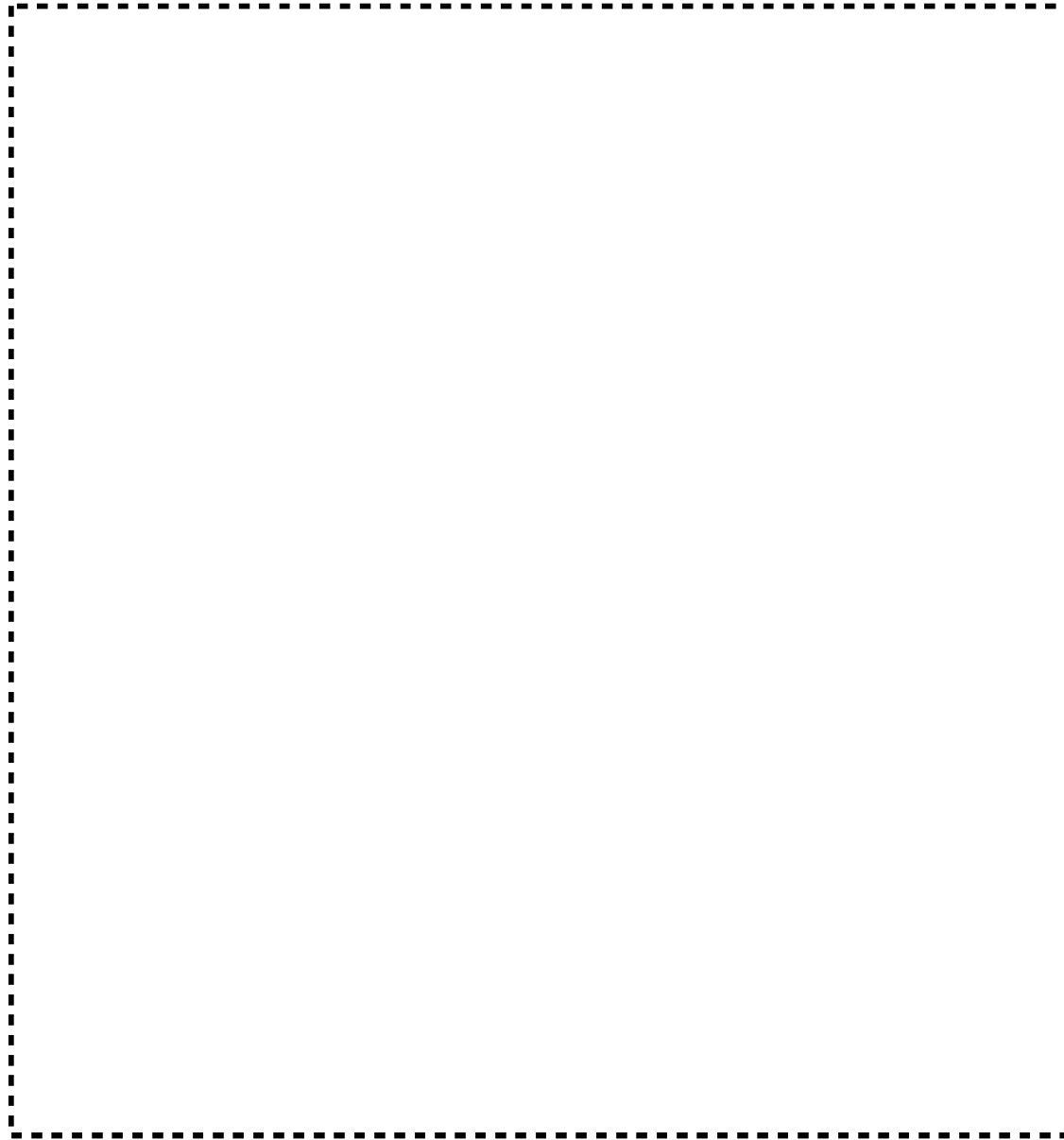
(単位 mm)



図ト-2 P設-6-4 第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-2 P設-6-5 第2 廃液処理設備 沈殿槽 No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図卜-2 P設-6-6 第2 廃液処理設備 加圧脱水機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

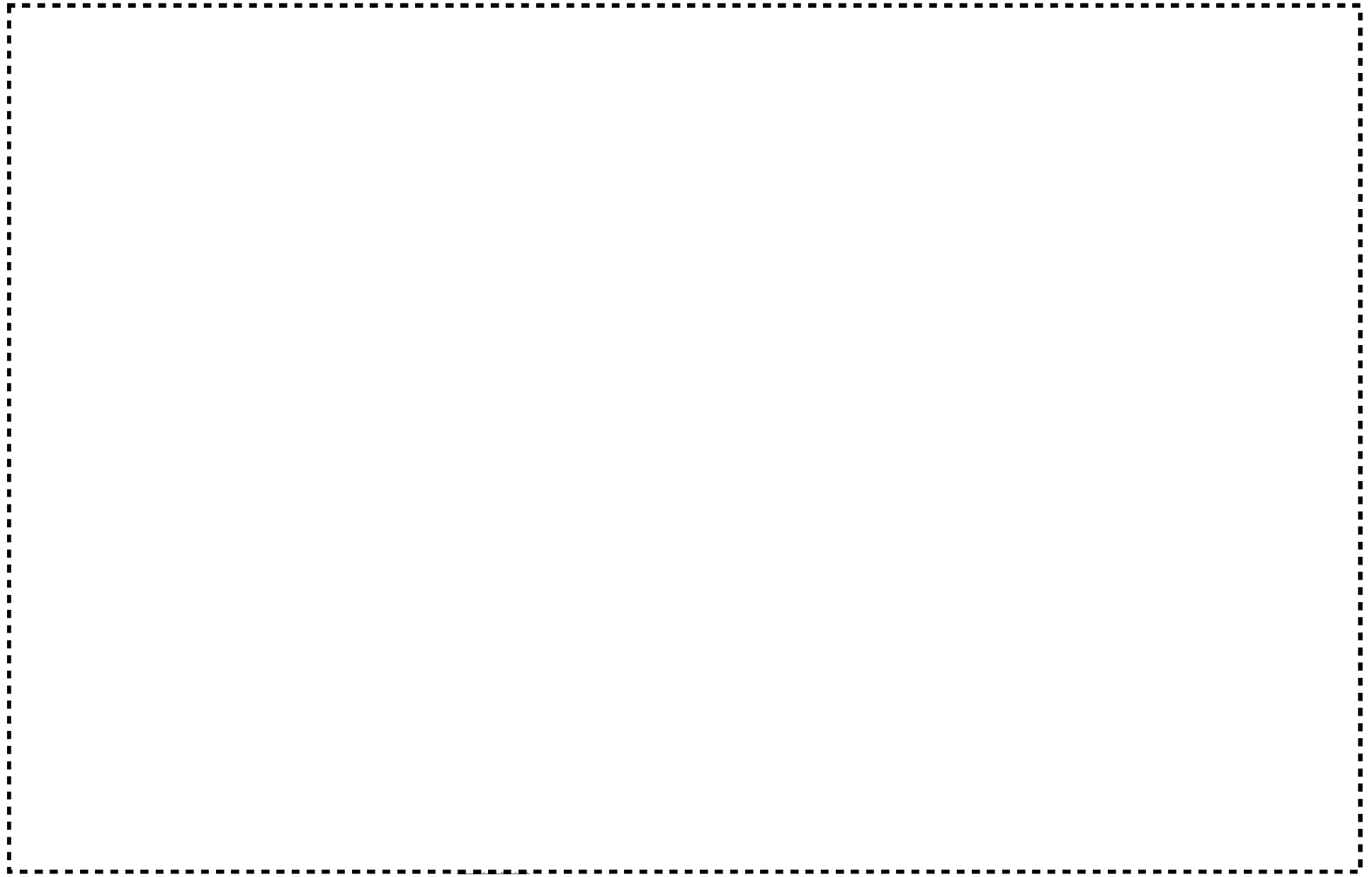
(単位 mm)



図トー 2 P 設 - 6 - 7 第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

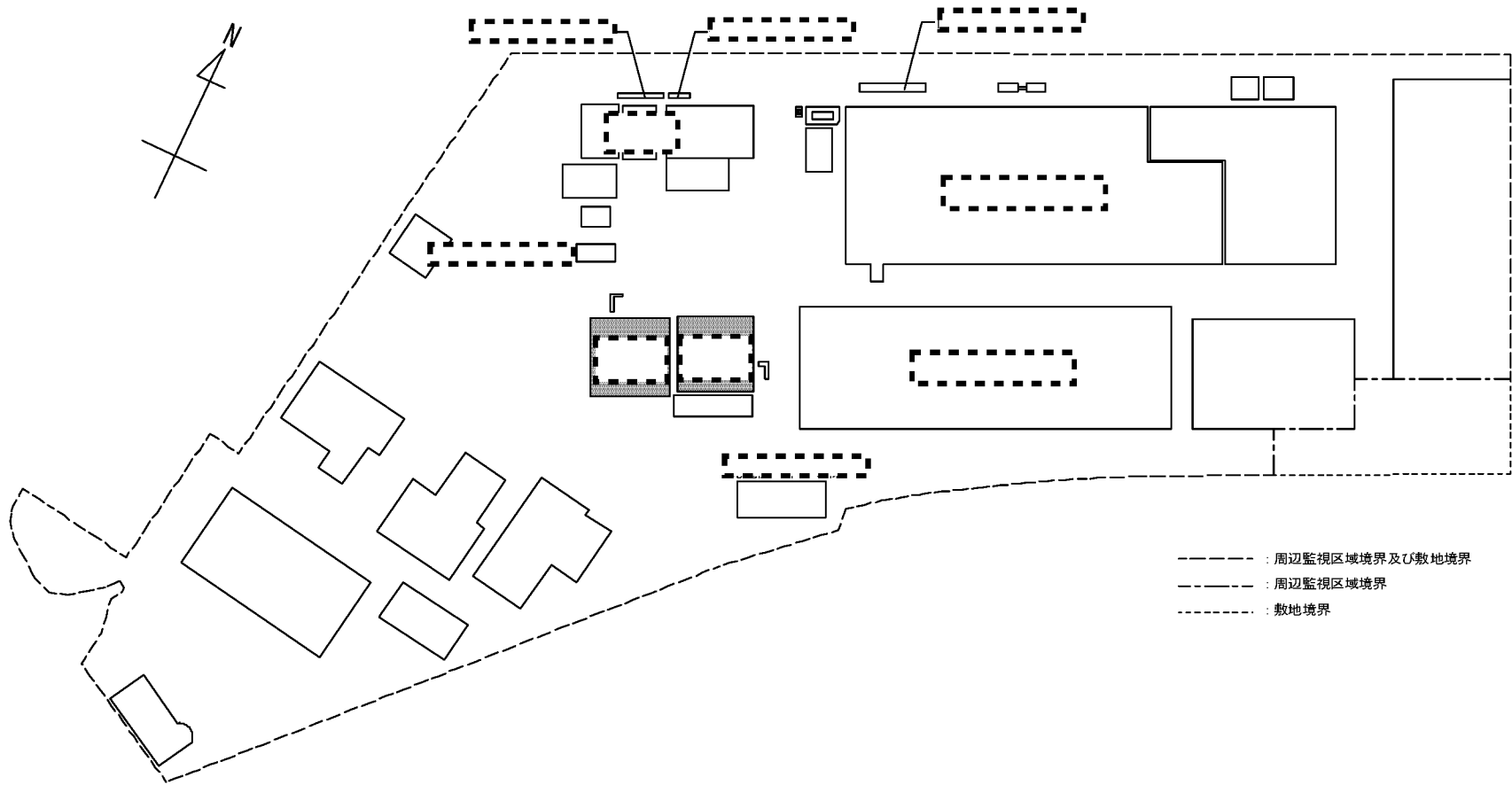


図トー 2 P 設ー 7 第 2 廃液処理設備 及び 第 2 廃液処理設備貯留設備 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)





図ト-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置

1272



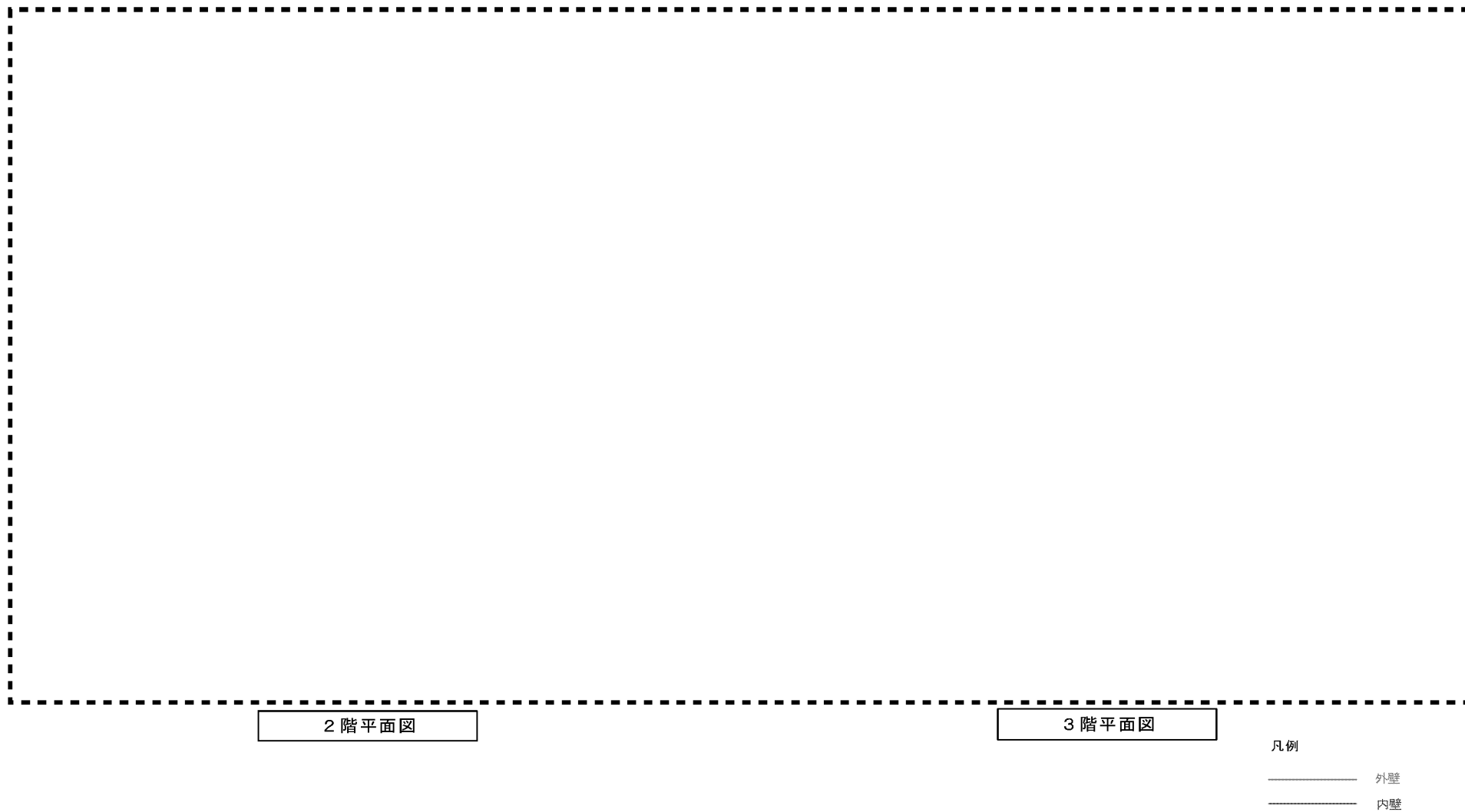
1 階平面図

中 2 階平面図

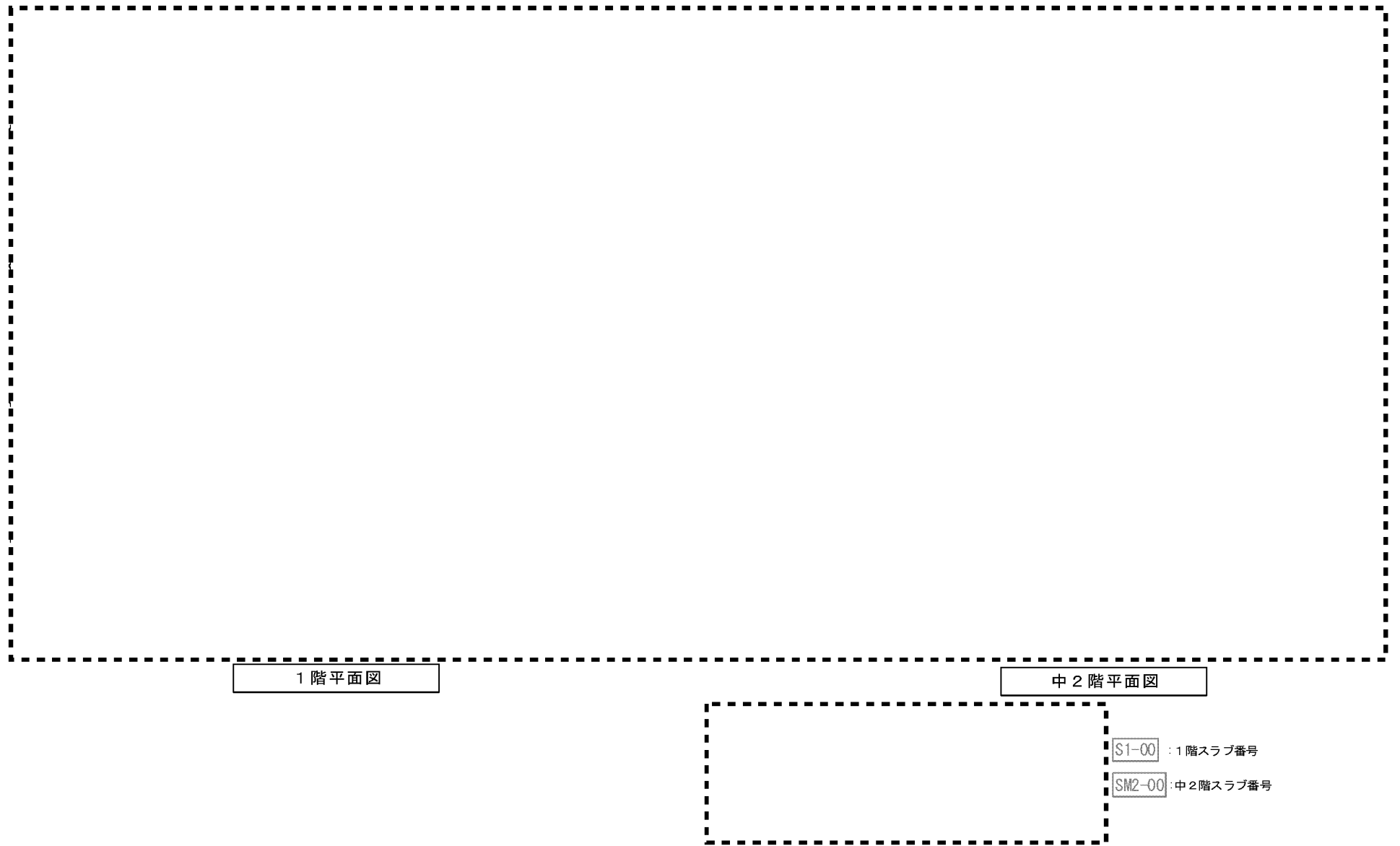
凡例

————— 外壁  
- - - - - 内壁

図卜-W1建-I-1 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁



図卜-W1建-I-2 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁



図ト-W1建-I-3 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ

1275



2階平面図

3階平面図



S2-00 : 2階スラブ番号

S3-00 : 3階スラブ番号

図ト-W1建-I-4 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ

1276



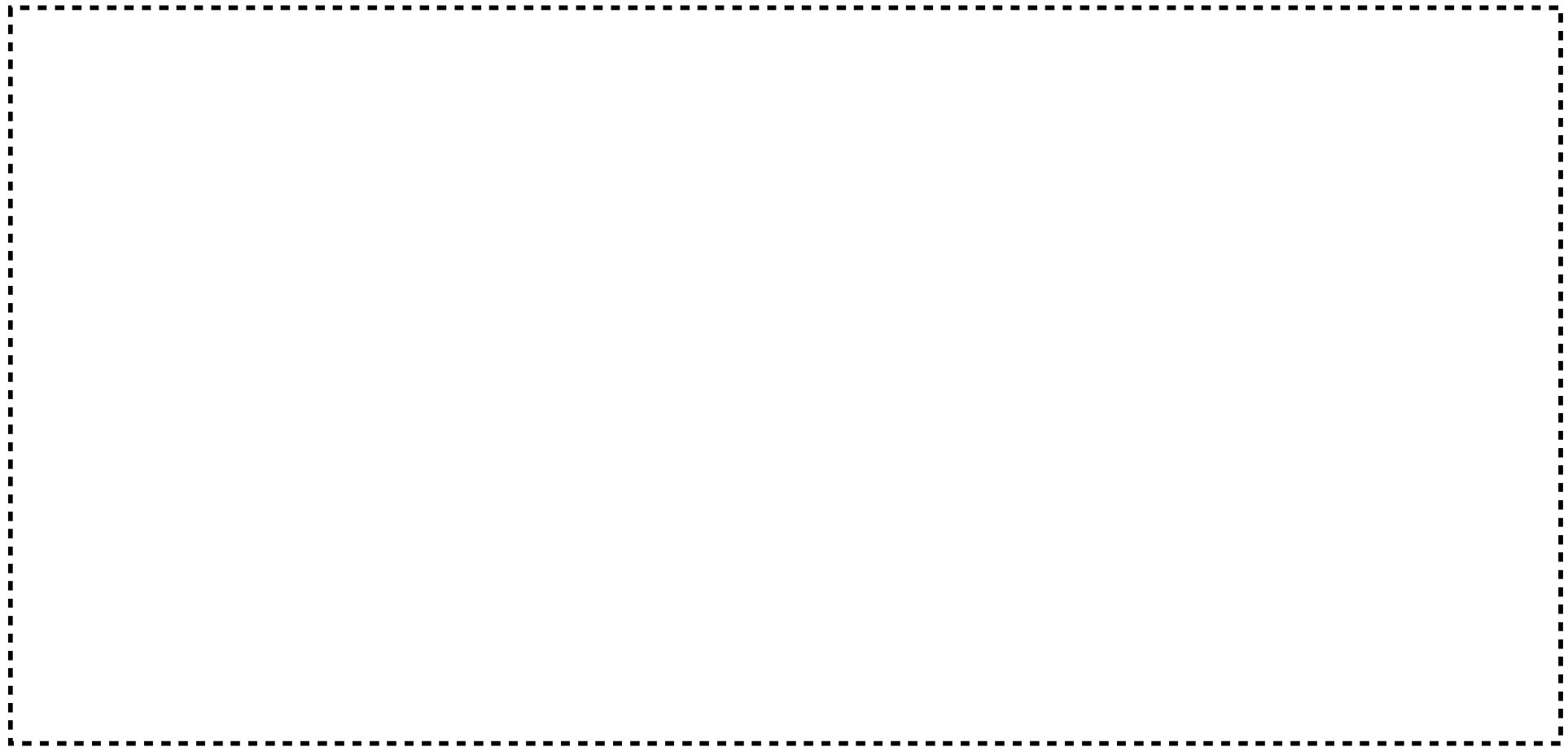
R階平面図



SR-00 : R階スラブ番号  
—— : 同厚スラブ内での境界を示す。






図ト-W 1 建-I-5 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ

1277



1階平面図

中2階平面図

- 凡例
-  鉄筋コンクリート造
  -  鉄骨造
  -  けい酸カルシウム板
  -  コンクリートブロック造
  -  壁範囲
- WOO : 鉄筋コンクリート壁の壁厚 (単位 : cm)

図ト-W1建-II-1 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階・中2階）

1278



2階平面図

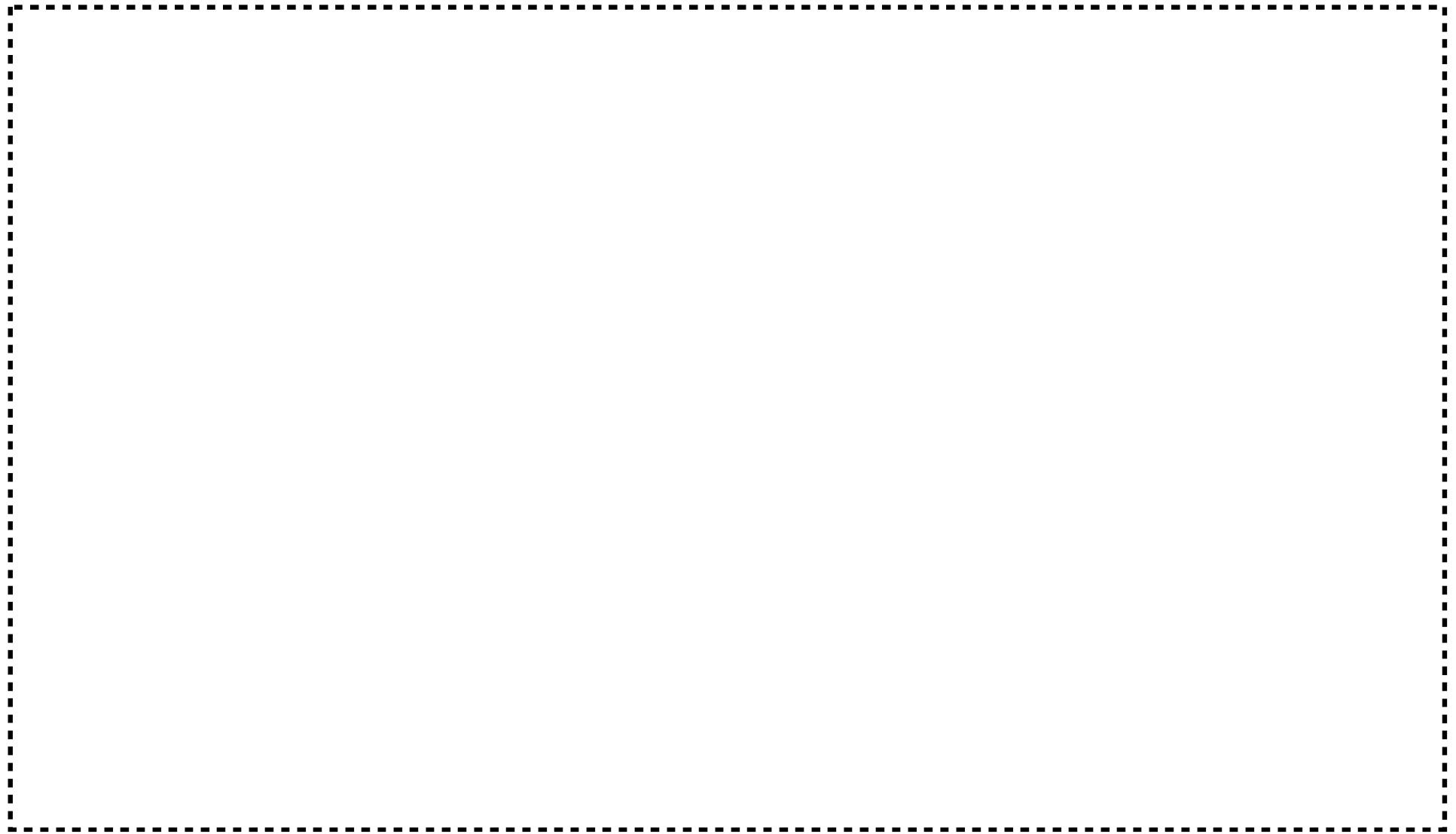
3階平面図

- 凡例
- 鉄筋コンクリート造
  - 壁範囲
  - WOO : 鉄筋コンクリート壁の壁厚 (単位 : cm)

図ト-W1建-II-2 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階・3階）



1279



図ト-W1建-1(1) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(土質柱状図) 安全機能を有する施設の地盤

1280



(単位：mm)

1 階平面図

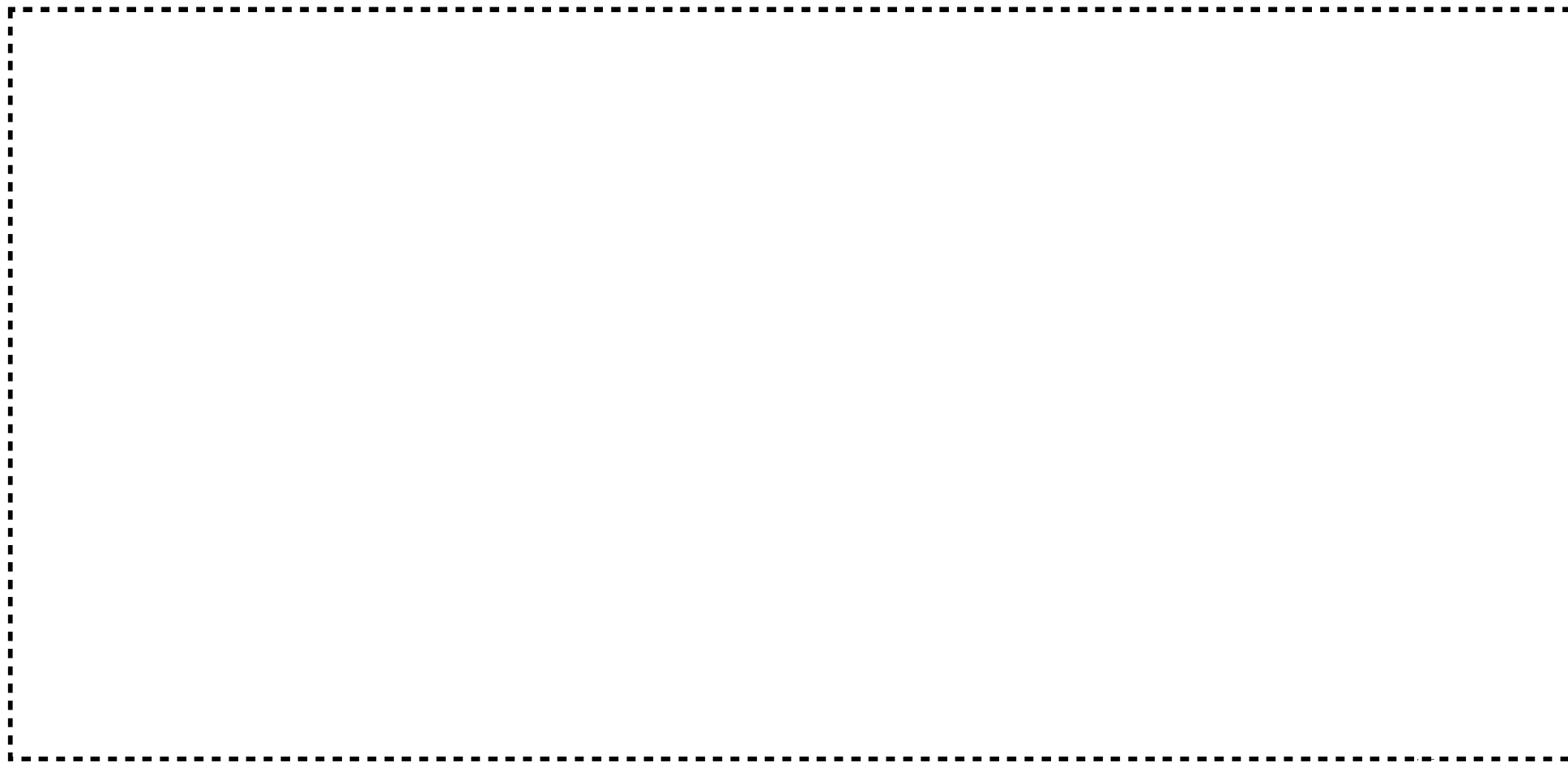
中 2 階平面図



既設耐震壁 W00 (単位：cm)


図ト-W1建-1(2) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (1階・中2階) 地震による損傷の防止

1281



2 階平面図

3 階平面図

 既設耐震壁 W00 (単位 : cm)

図ト-W1 建-1(3) 第1 廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (2 階・3 階) 地震による損傷の防止



R 階平面図



既設耐震壁 W00(単位 : cm)

図ト-W1建-1(4) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (R階) 地震による損傷の防止

1283



1 通り軸組図

3 通り軸組図

(単位 : mm)

既設耐震壁 W00 (単位 : cm)

図ト-W1建-1(5) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (1通り、3通り軸組図) 地震による損傷の防止

1284



A通り軸組図

D通り軸組図



既設耐震壁 W00(単位 : cm)

図ト-W1建-1(6) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (A通り、D通り軸組図) 地震による損傷の防止

1285



図ト-W1建-2(1) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- W1 防護壁はF1飛来物から鋼製建具 71、76を防護する。
- F1 竜巻防護境界

図ト-W1建-2(2) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止



1287



2階平面図

3階平面図

----- F1 竜巻防護境界

図ト-W1建-2(3) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止

1288



R階平面図

— F1 竜巻防護境界

図ト-W1建-2(4) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止

1289



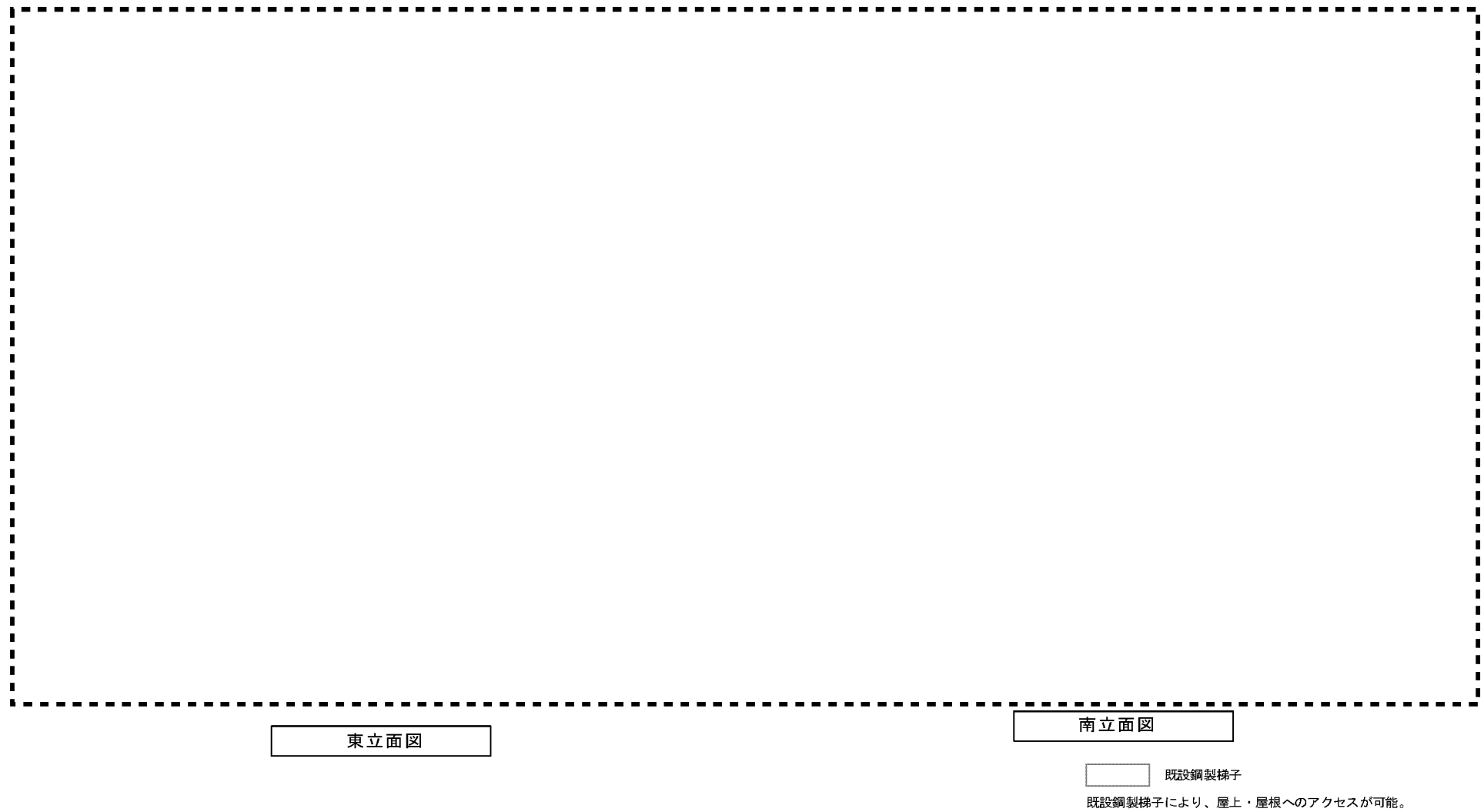
■ □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事  
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止  
【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止  
W1 防護壁はF1飛来物から鋼製建具 71、76を防護する。

図ト-W1 建-2(5) 第1 廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (北東立面) 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止

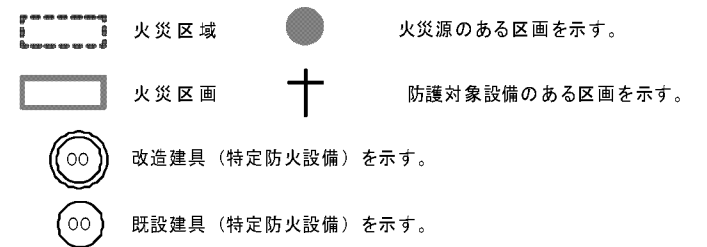
1290

⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

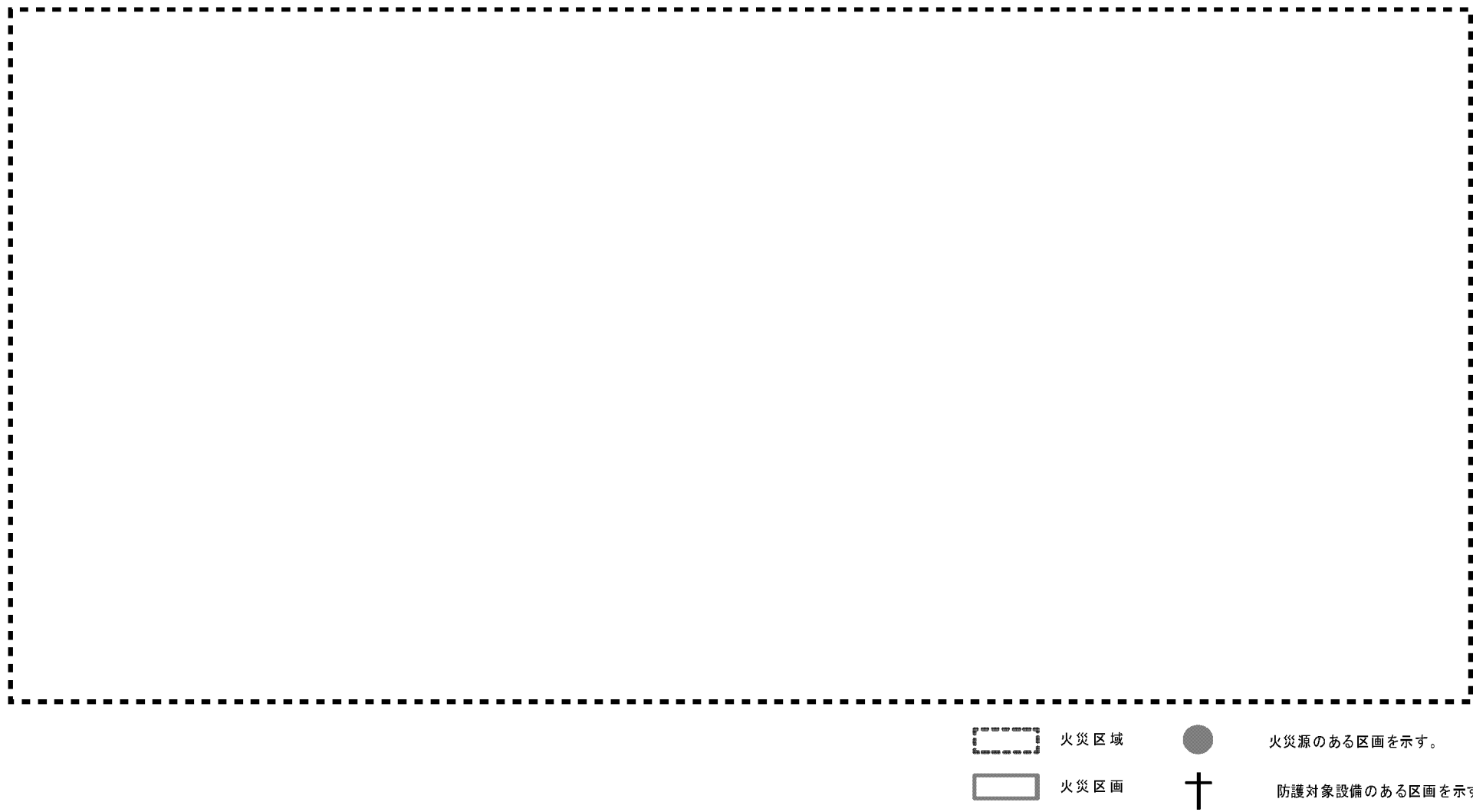
図ト-W1建-3(1) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止



図ト-W1 建-3(2) 第1 廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (東南立面図) 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止



図ト-W1建-4(1) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階) 火災による損傷の防止



図ト-W1建-4(2) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階) 火災による損傷の防止

1294



東立面図

北立面図

 : 改造建具を示す。

図ト-W1建-4(3) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面) 火災による損傷の防止



1295



B-C通り断面図






1-2通り断面図




 火災区域

 火災区画

図ト-W 1 建-4(4) 第1 廃棄物貯蔵棟 工事概要図(断面) 火災による損傷の防止



-  第1種管理区域
  -  溢水防護区画
  -  開口部
  -  溢水対策
  -  既設溢水対策
- 00 建具番号を示す。

-  下階への床面貫通部を示す。(ダクト)
-  下階への床面貫通部を示す。(配線)
-  下階への床面貫通部を示す。(配管)

図ト-W1建-5(1) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階) 溢水による損傷の防止



● 下階への床面貫通部を示す。(ダクト)      ● 下階への床面貫通部を示す。(配線)      ● 下階への床面貫通部を示す。(配管)

図ト-W1建-5(2) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(2階・3階) 溢水による損傷の防止

1298



1 階平面図

中 2 階平面図

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1建-6(1) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・中2階) 人の不法な侵入の防止


1299



東立面図

北立面図

(単位：mm)

 : 改造建具を示す。

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1建-6(2) 第1廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面) 人の不法な侵入の防止

1300



杭伏図





地下貯槽ピット床伏図

構造区分  
杭・基礎は鉄筋コンクリート造  
⊙ : 礎版(鉄筋コンクリート)

図ト-W 1 建-7 第1 廃棄物貯蔵棟 杭伏図・地下貯槽ピット床伏図兼構造区分図

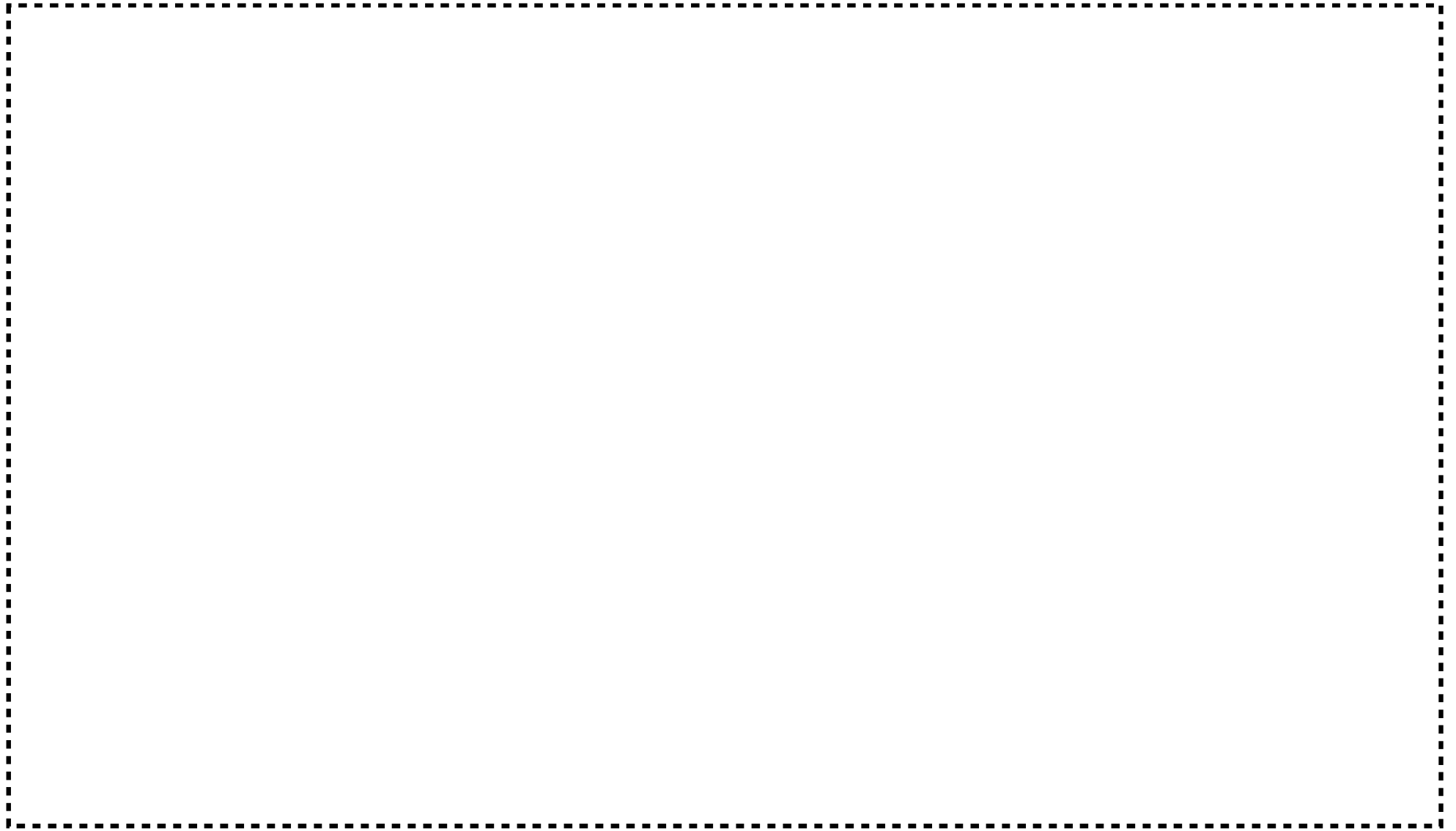


**構造区分**

-  : 柱 (鉄骨造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : スラブ (鉄筋コンクリート)
-  : 土間コンクリートを示す

(±00): 高低差を示す。  
特記なき柱、壁、はり、鉄筋コンクリート造

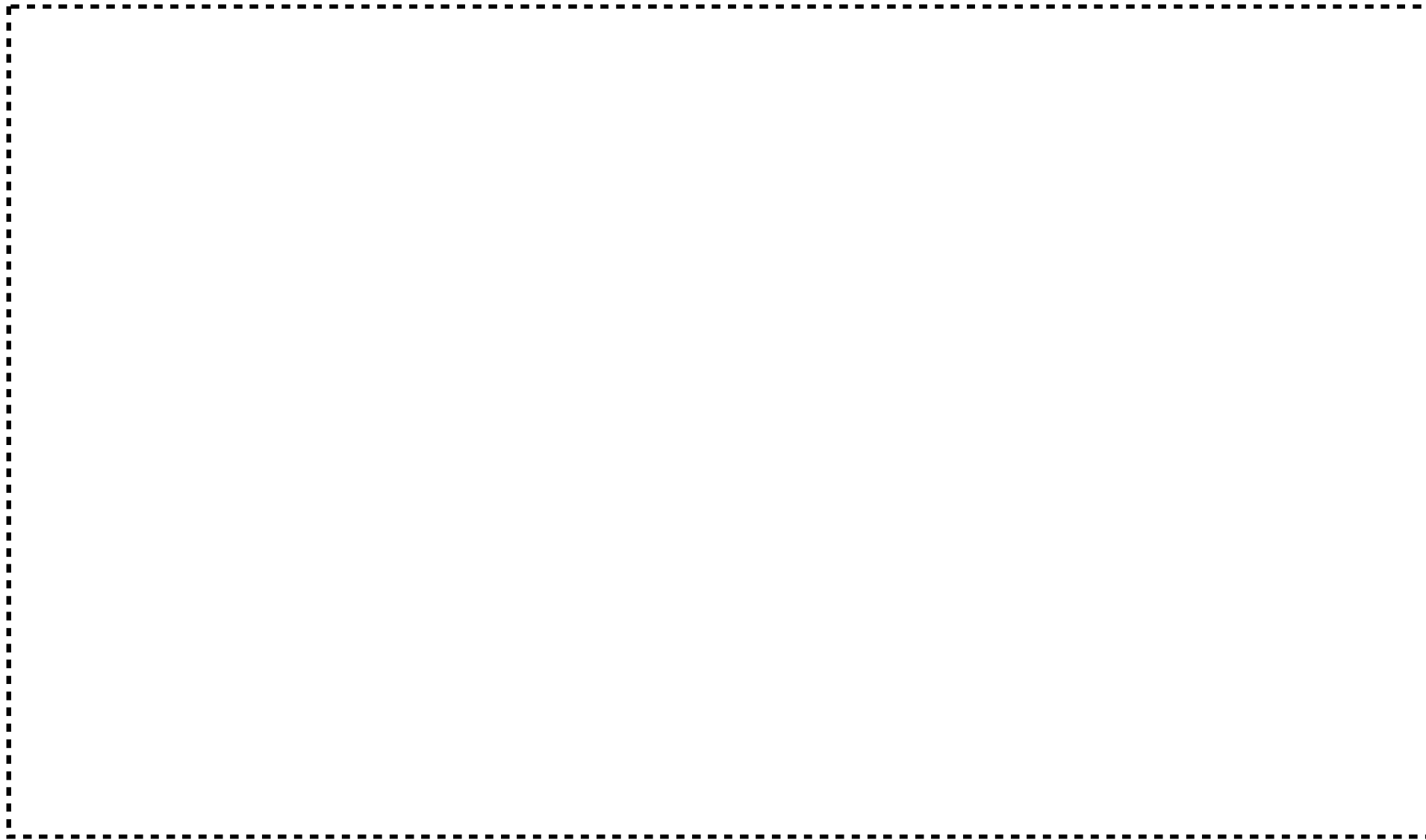
図ト-W1建-8 第1廃棄物貯蔵棟 1階・中2階はり伏図兼構造区分図



図ト-W1建-9 第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図



1303



図ト-W1建-10 第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図

1304



軸組図 A 通り

軸組図 B 通り

(単位：mm)

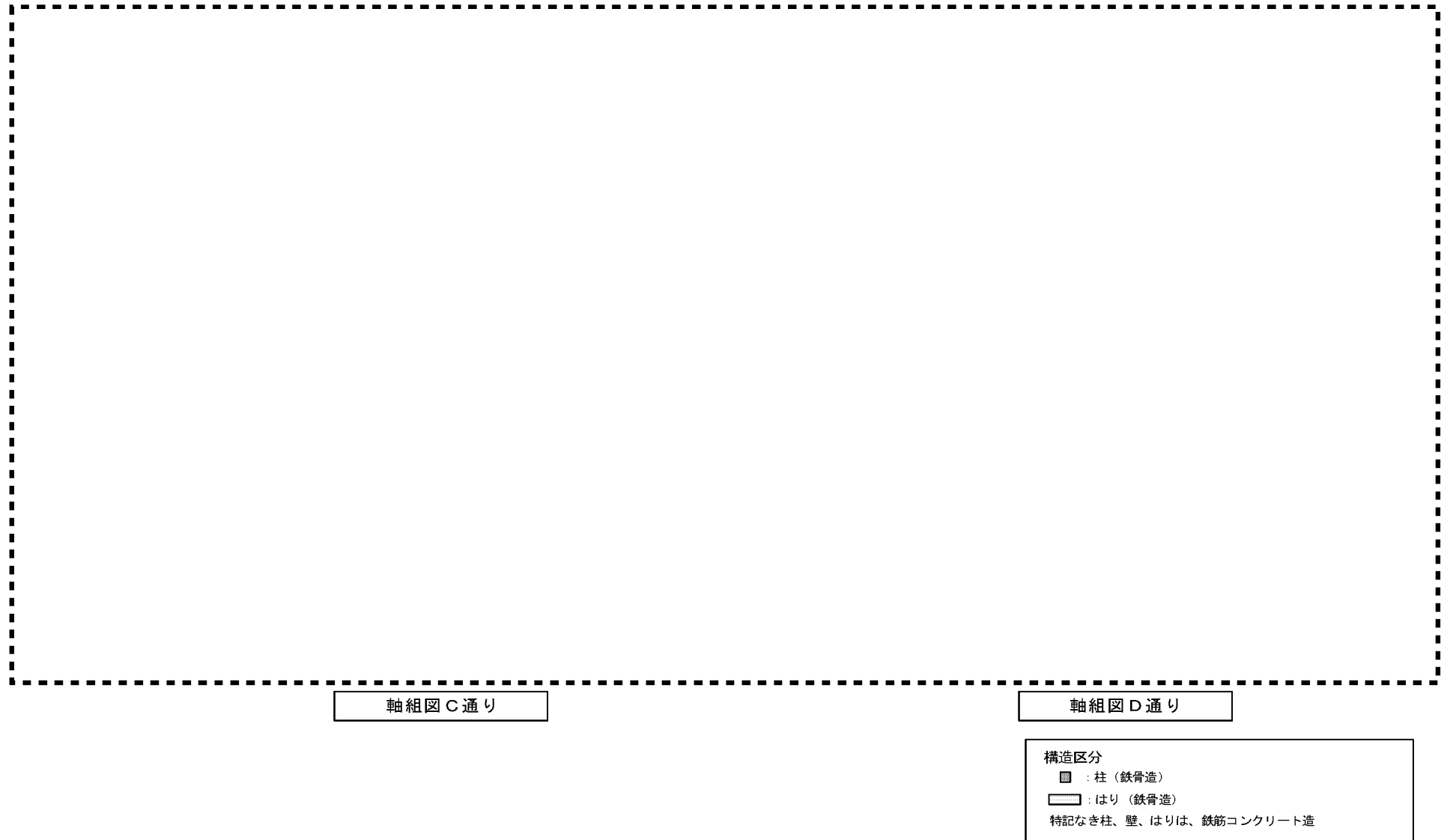
構造区分

- : 柱 (鉄骨造)
- : はり (鉄骨造)

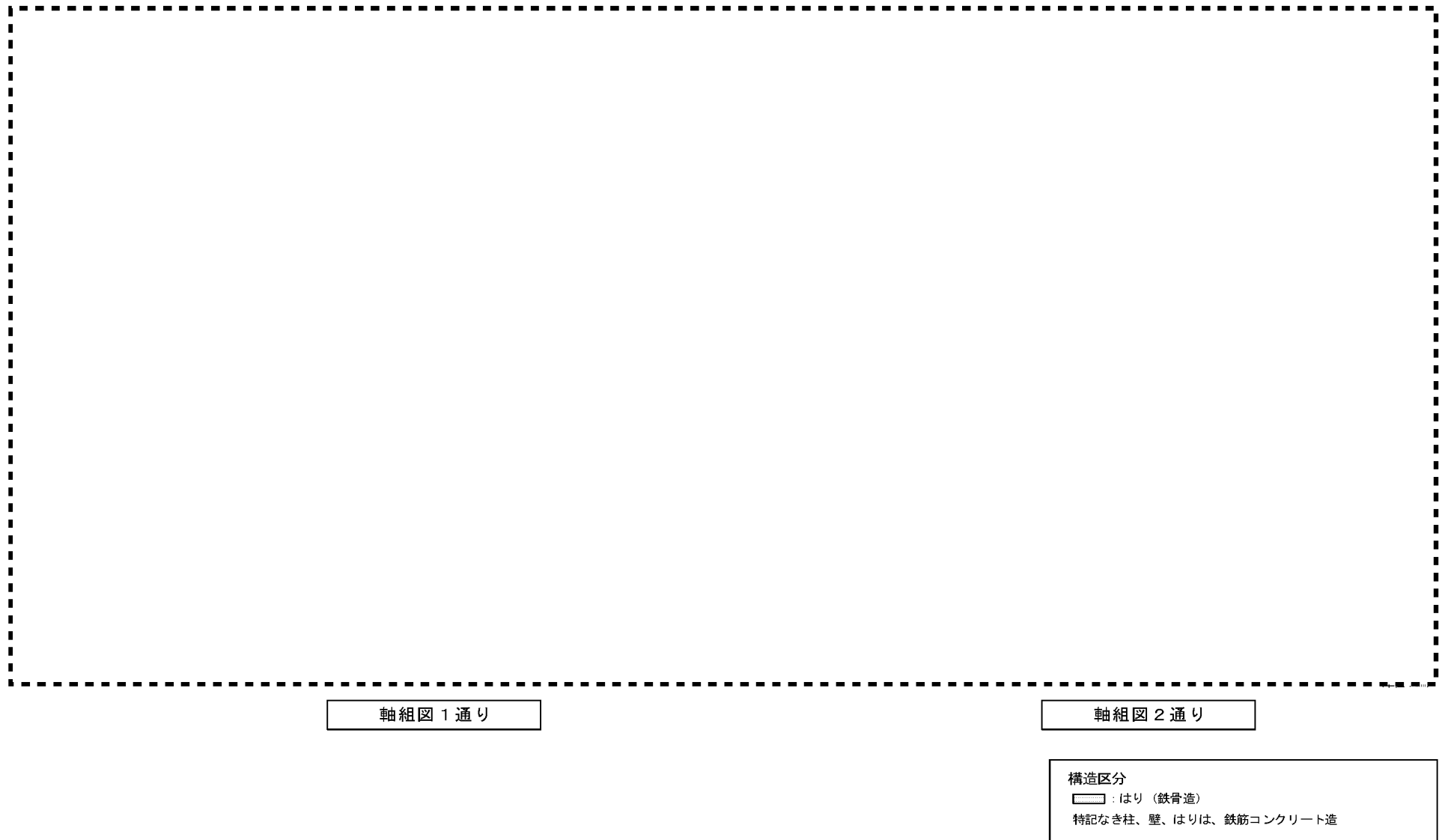
特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

図ト-W1建-11 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り

1305



図ト-W1建-12 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り、D通り



図ト-W1建-13 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2通り



軸組図 3 通り

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

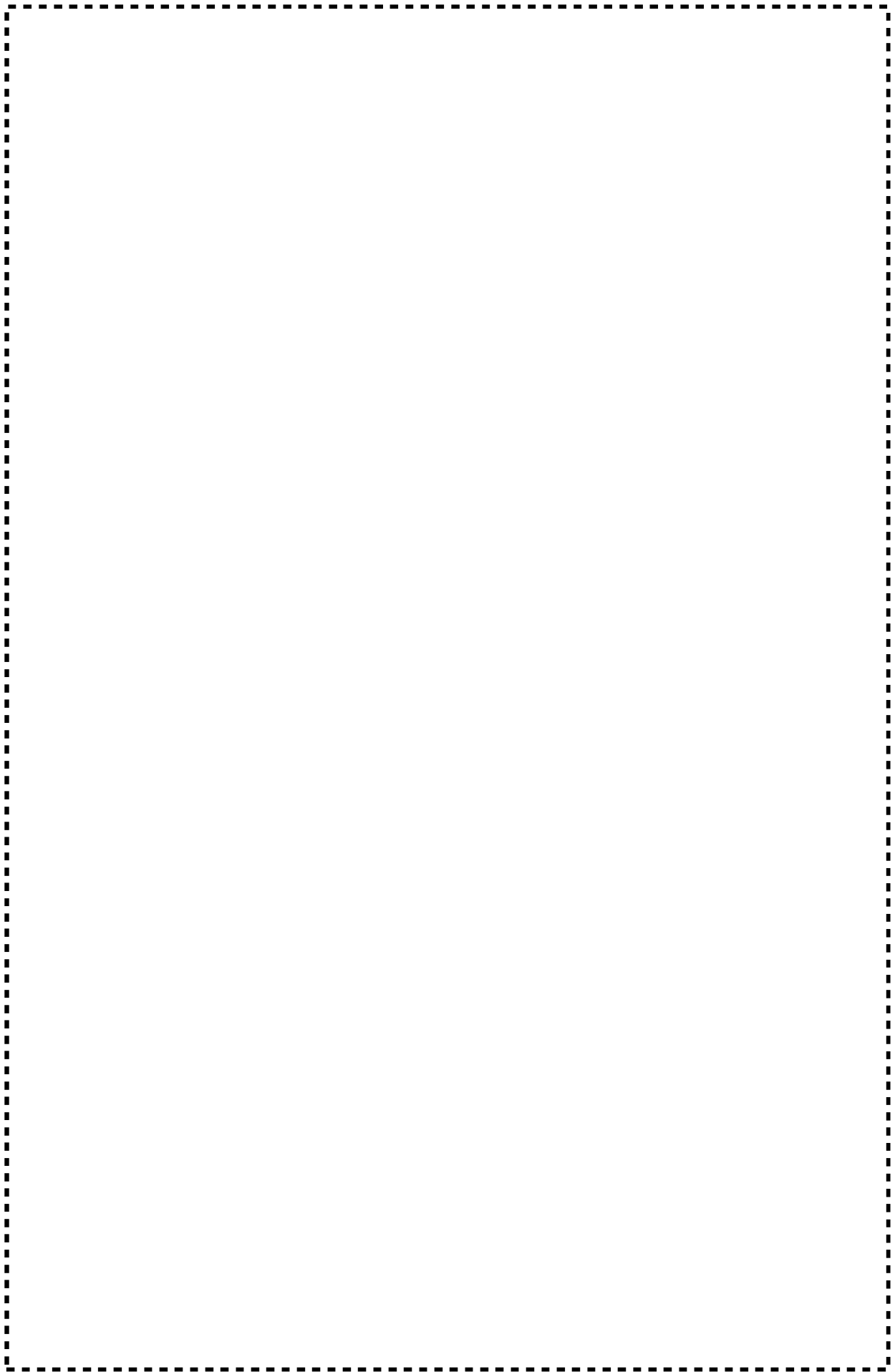
図ト-W1建-14 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り

1308

図卜-W1建-15(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面



図ト-W1建-15(2) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



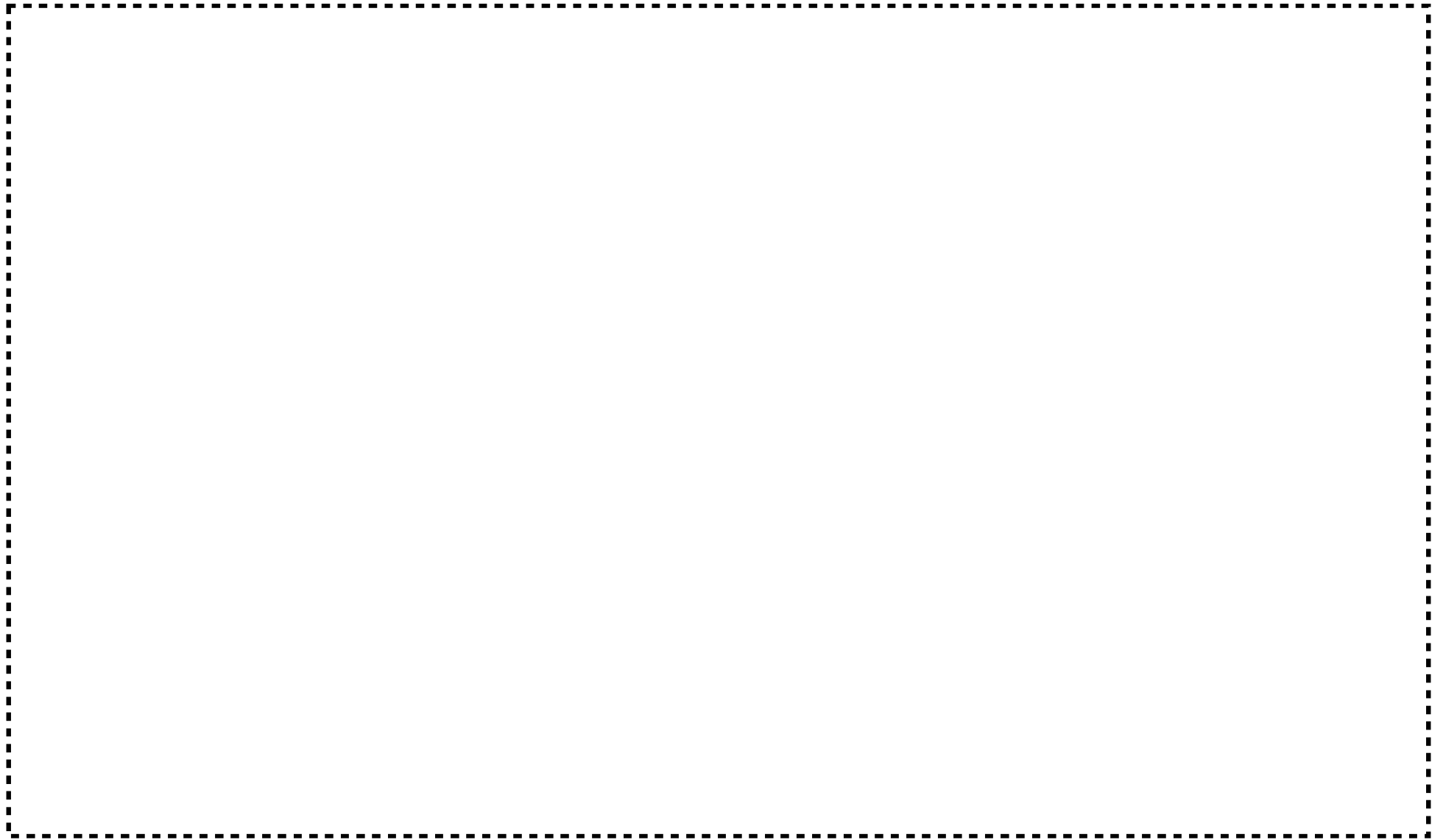
図ト-W1建-15(3) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ぶり



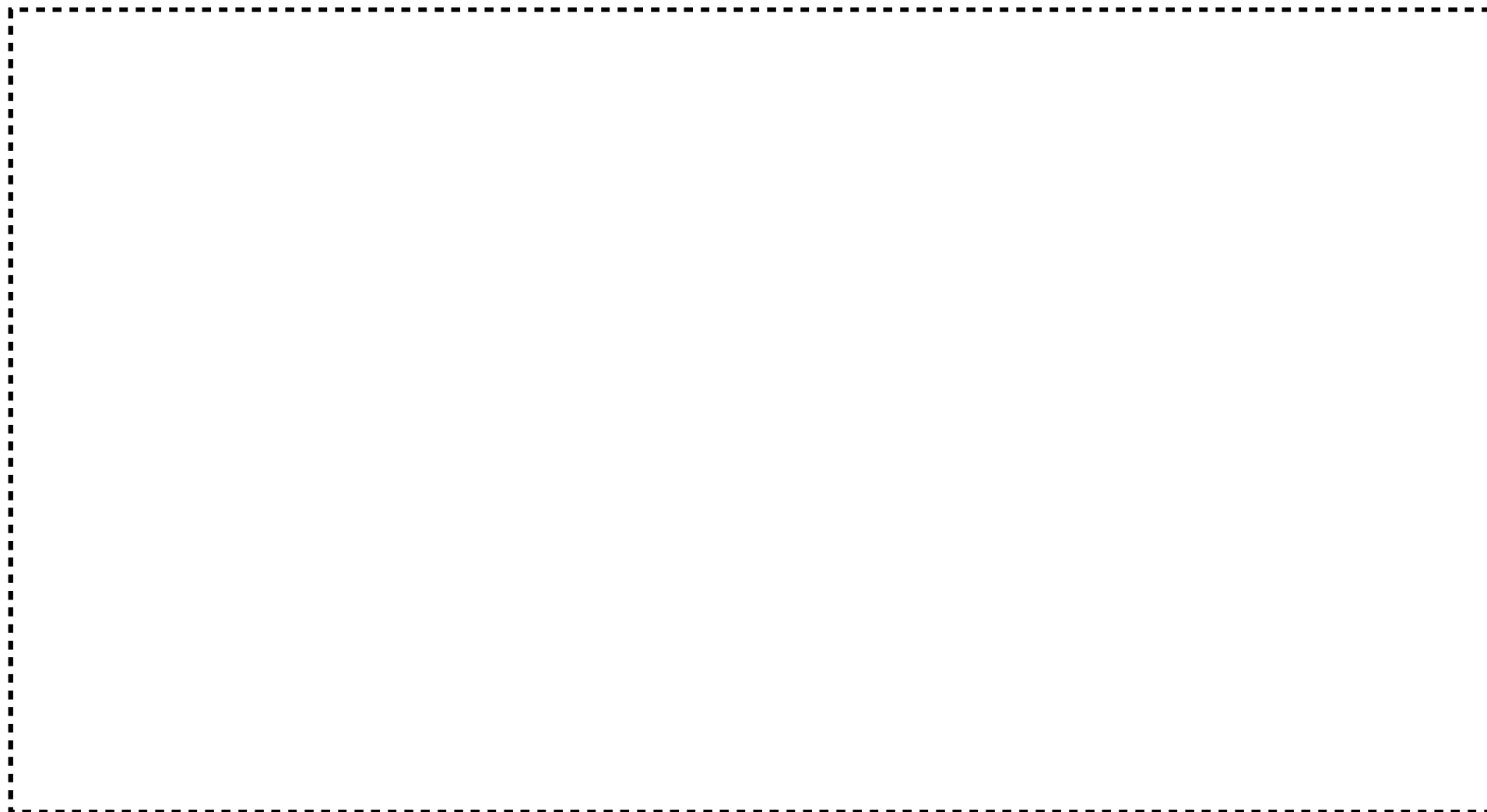
1311



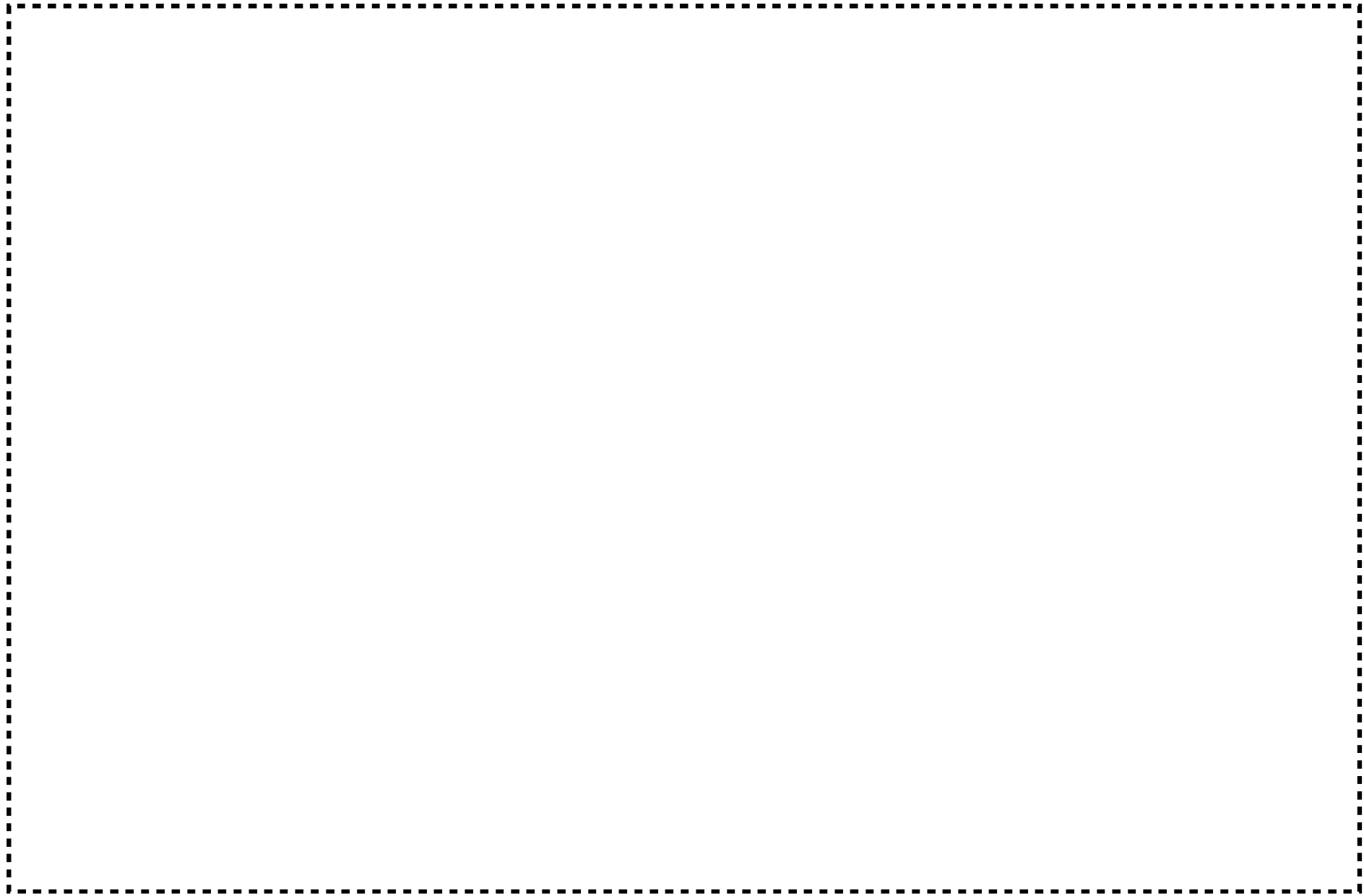
図ト-W1建-15(4) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ぶり



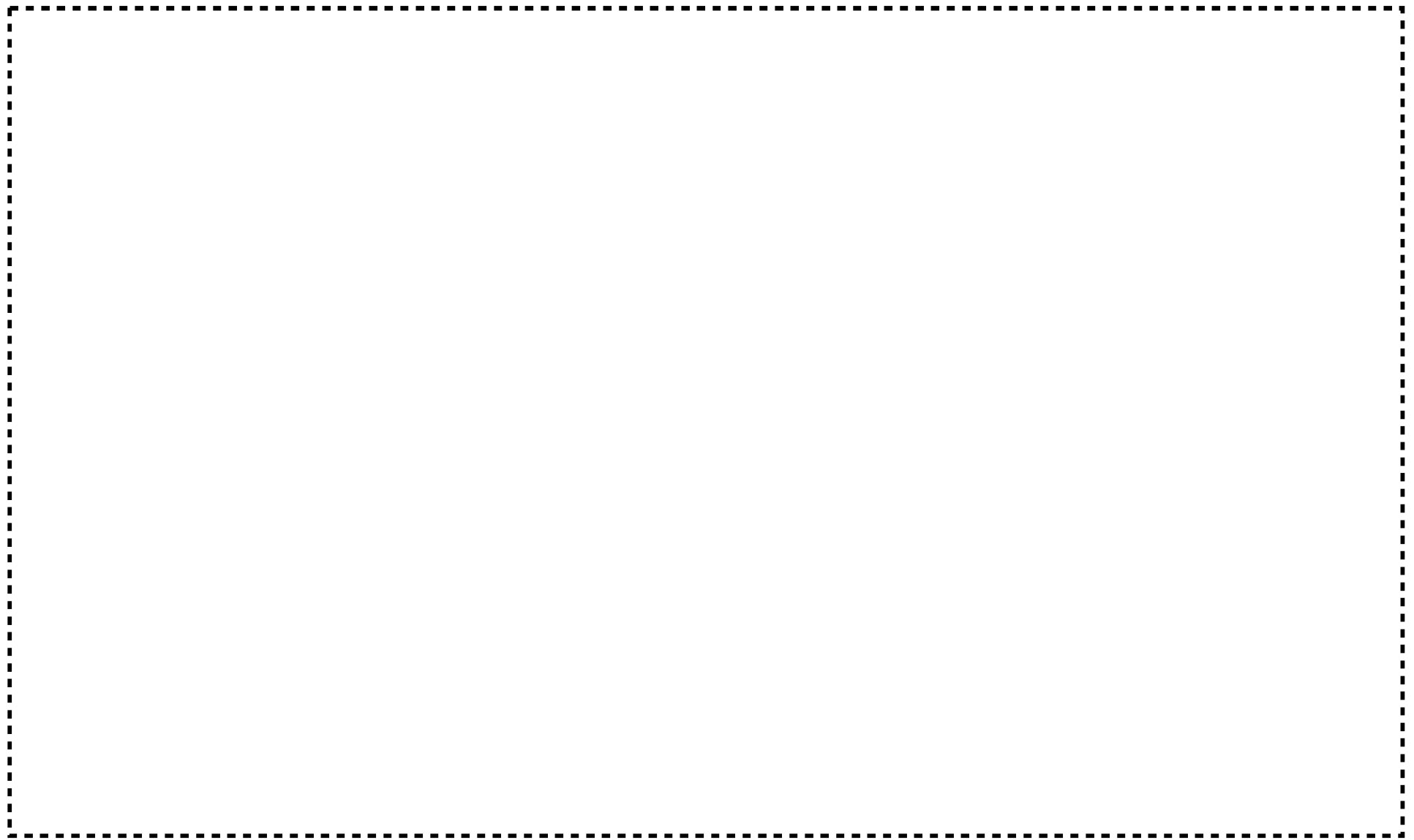
図ト-W1建-15(5) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁



図卜-W1建-16(1) 第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 土質柱状図

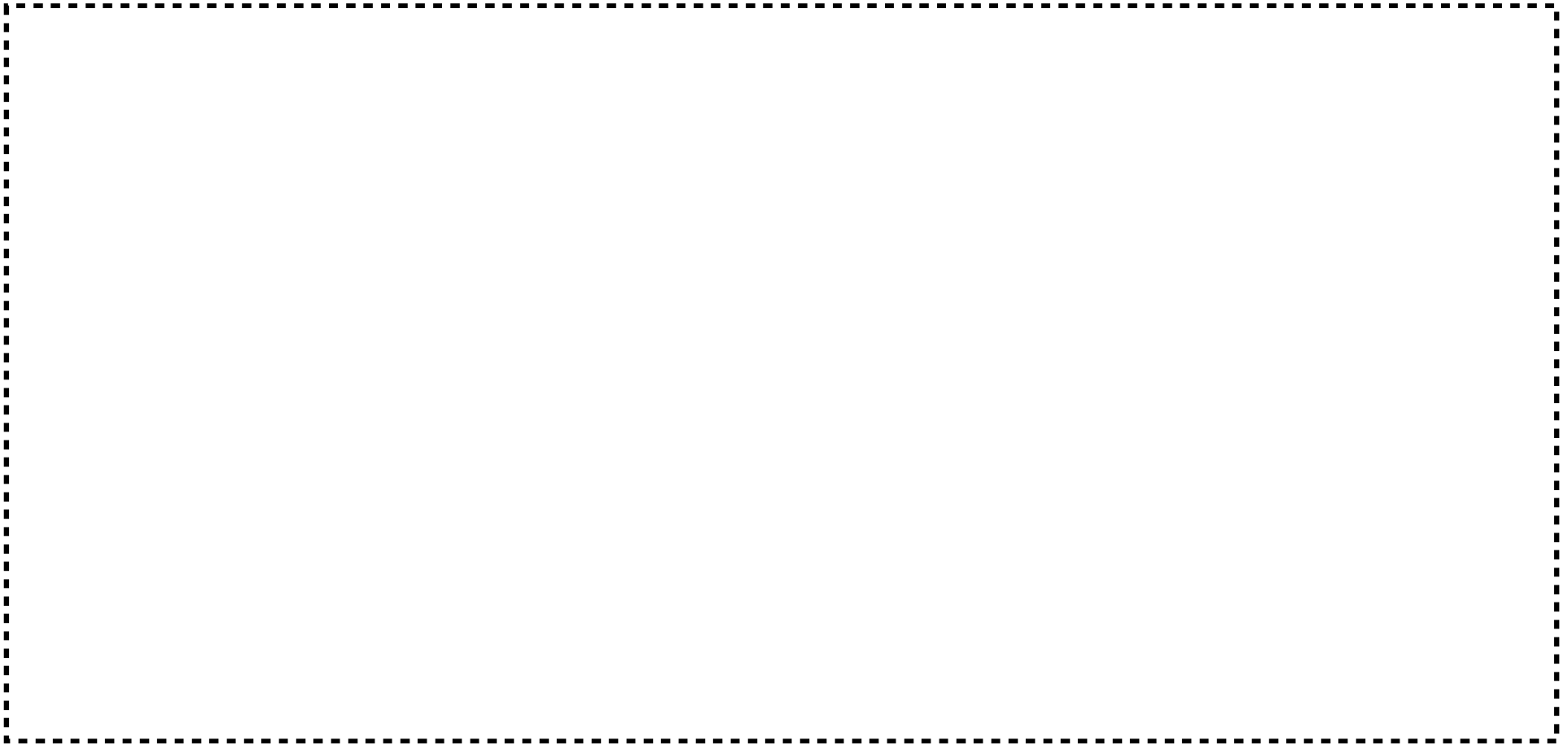


図卜-W 1 建- 1 6 ( 2 ) 第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 防護壁 詳細図



図卜-W 1 建- 1 6 ( 3 ) 第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 防護壁 配筋図

1316

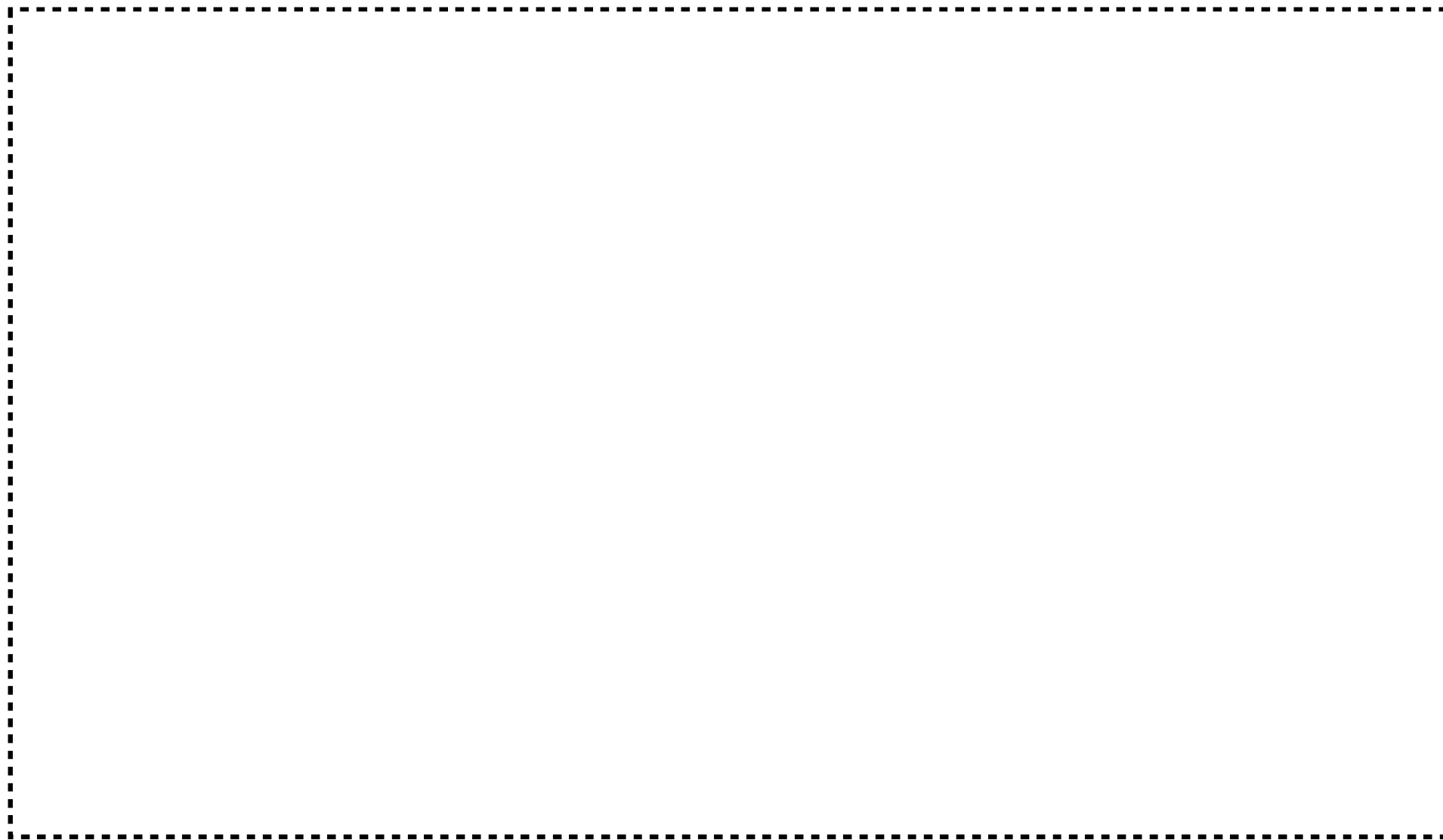


(単位：mm)

図卜-W1建-17(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表

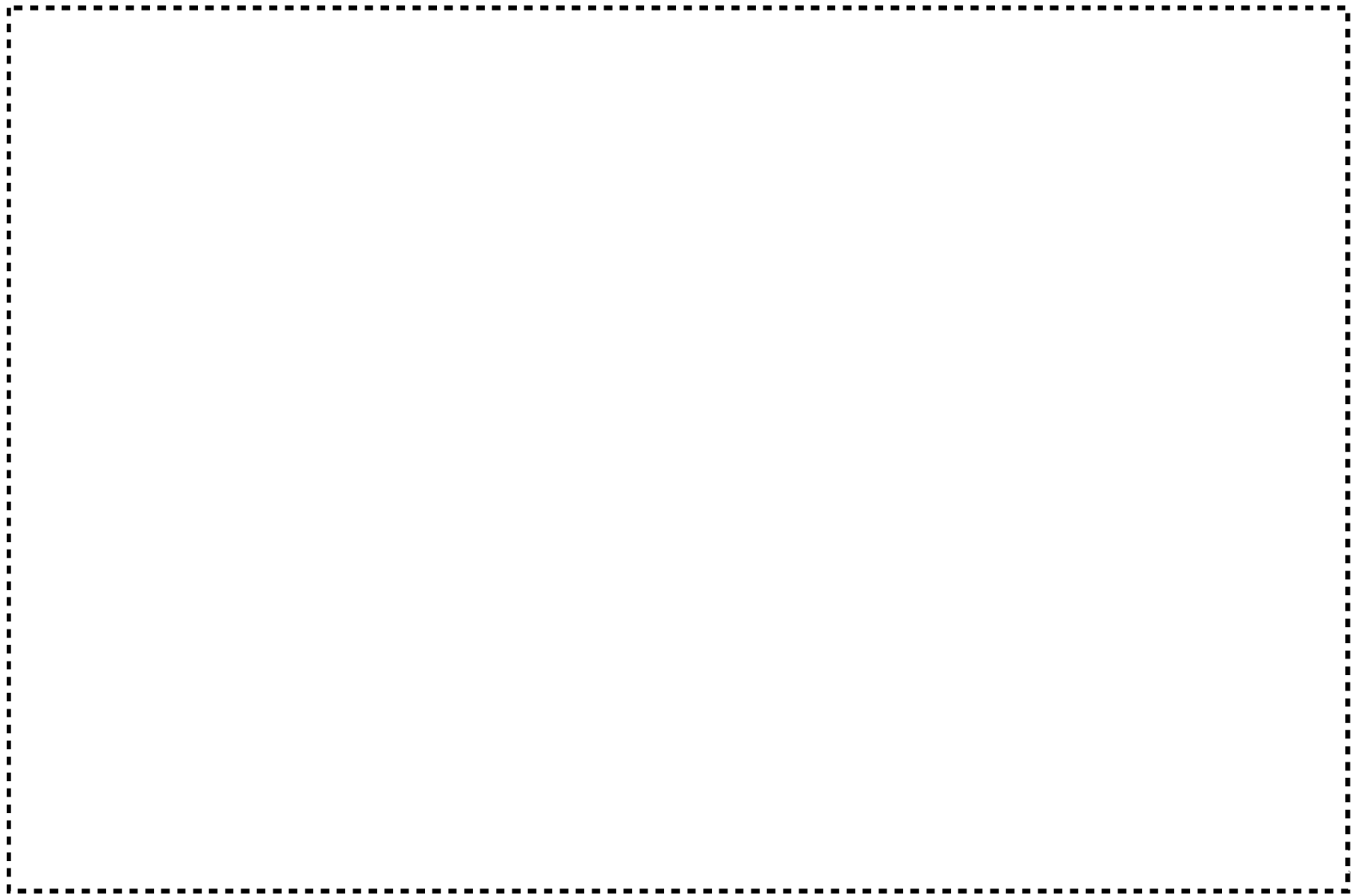


図卜-W1建-17(2) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2



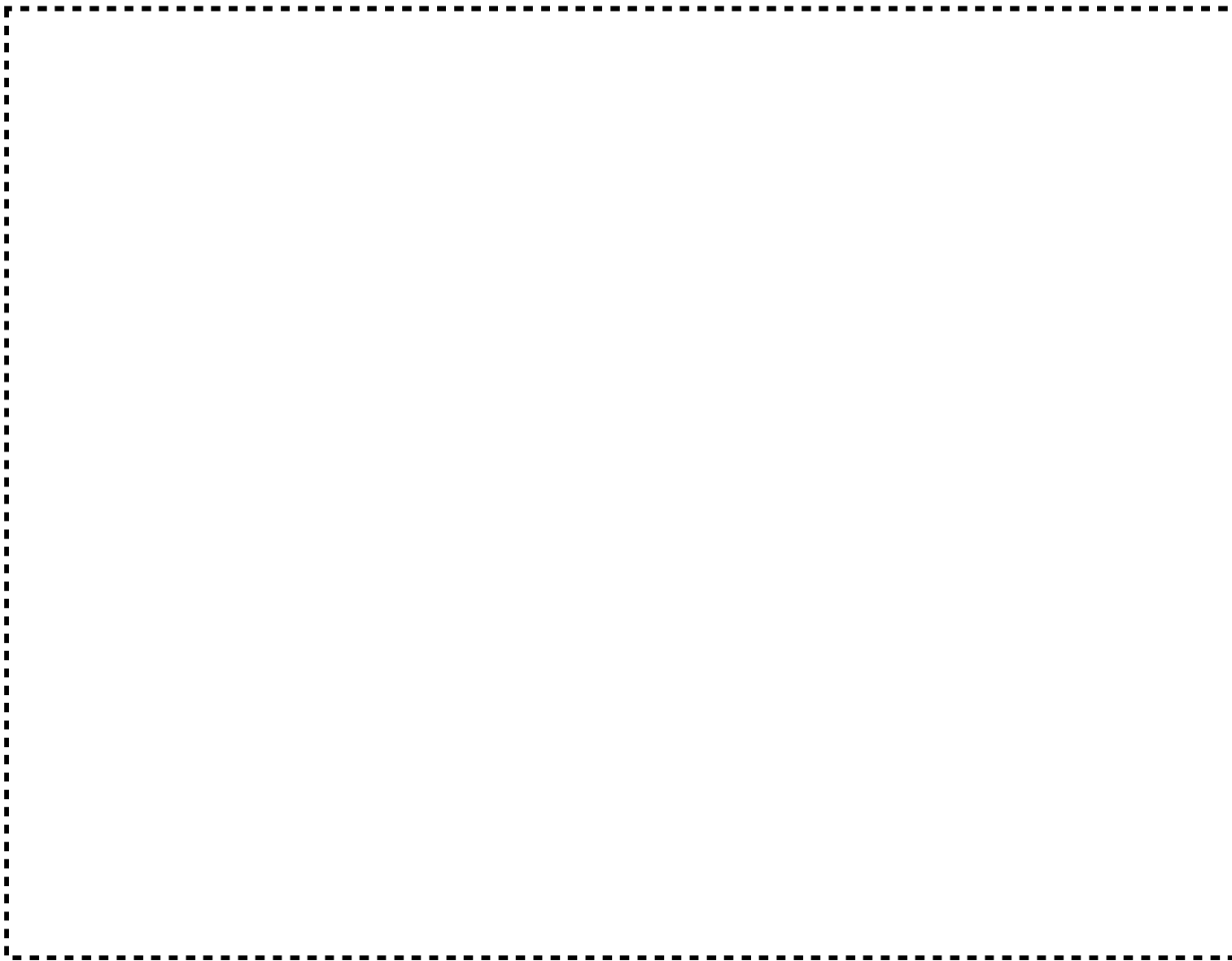
図卜-W1建-17(3) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策3





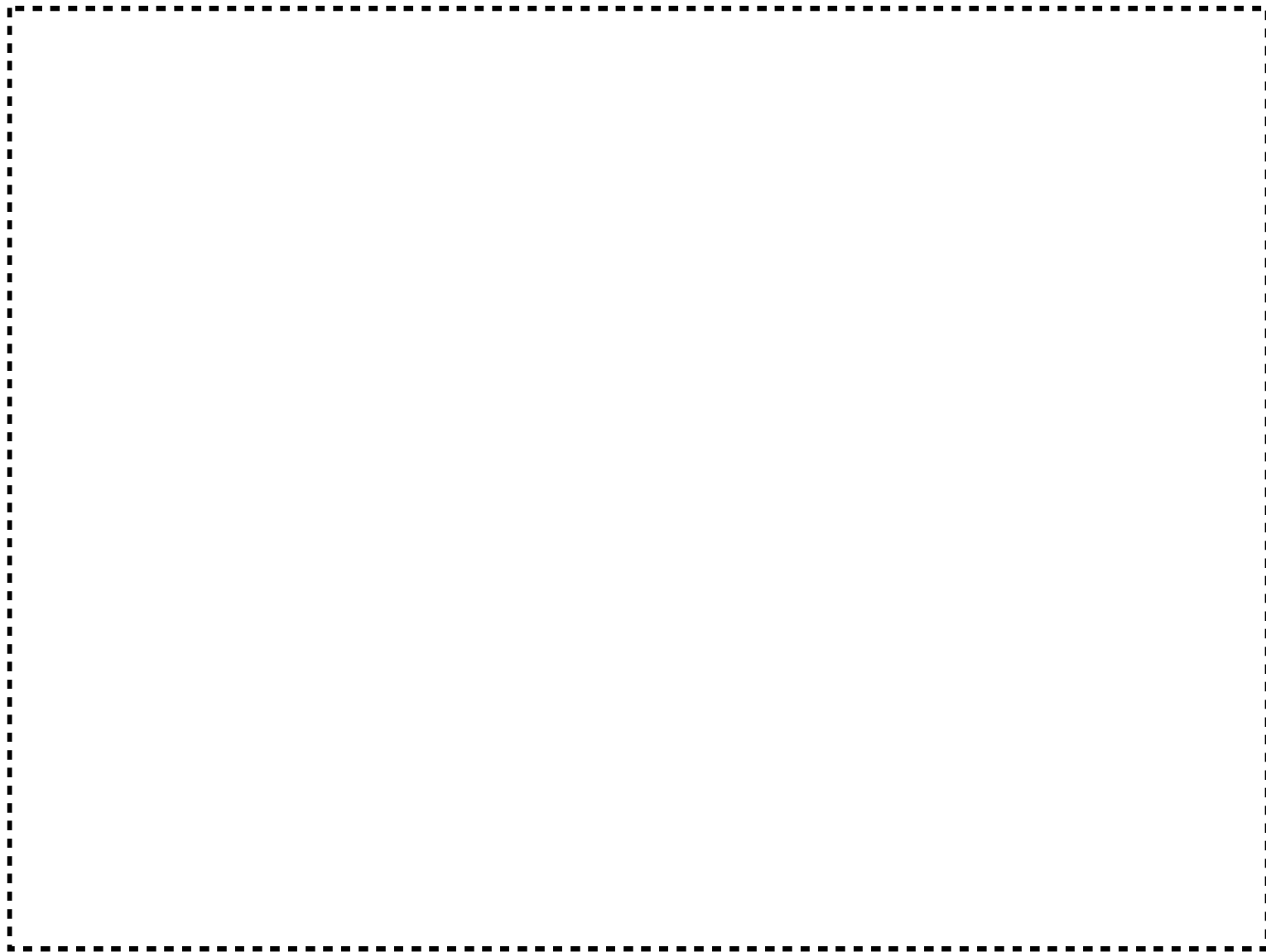
図卜-W 1 建- 1 8 第 1 廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図

1320

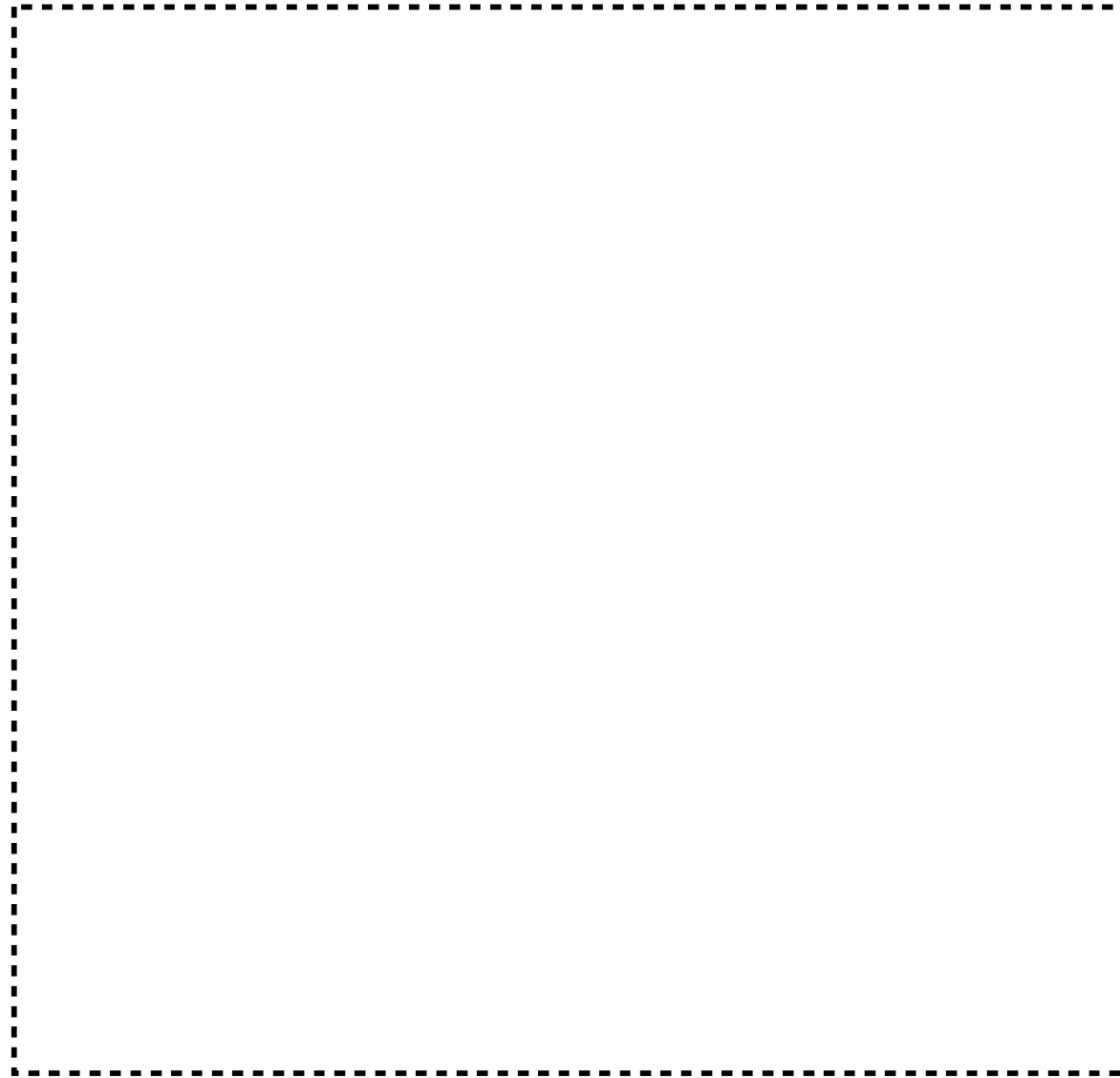


(単位：mm)

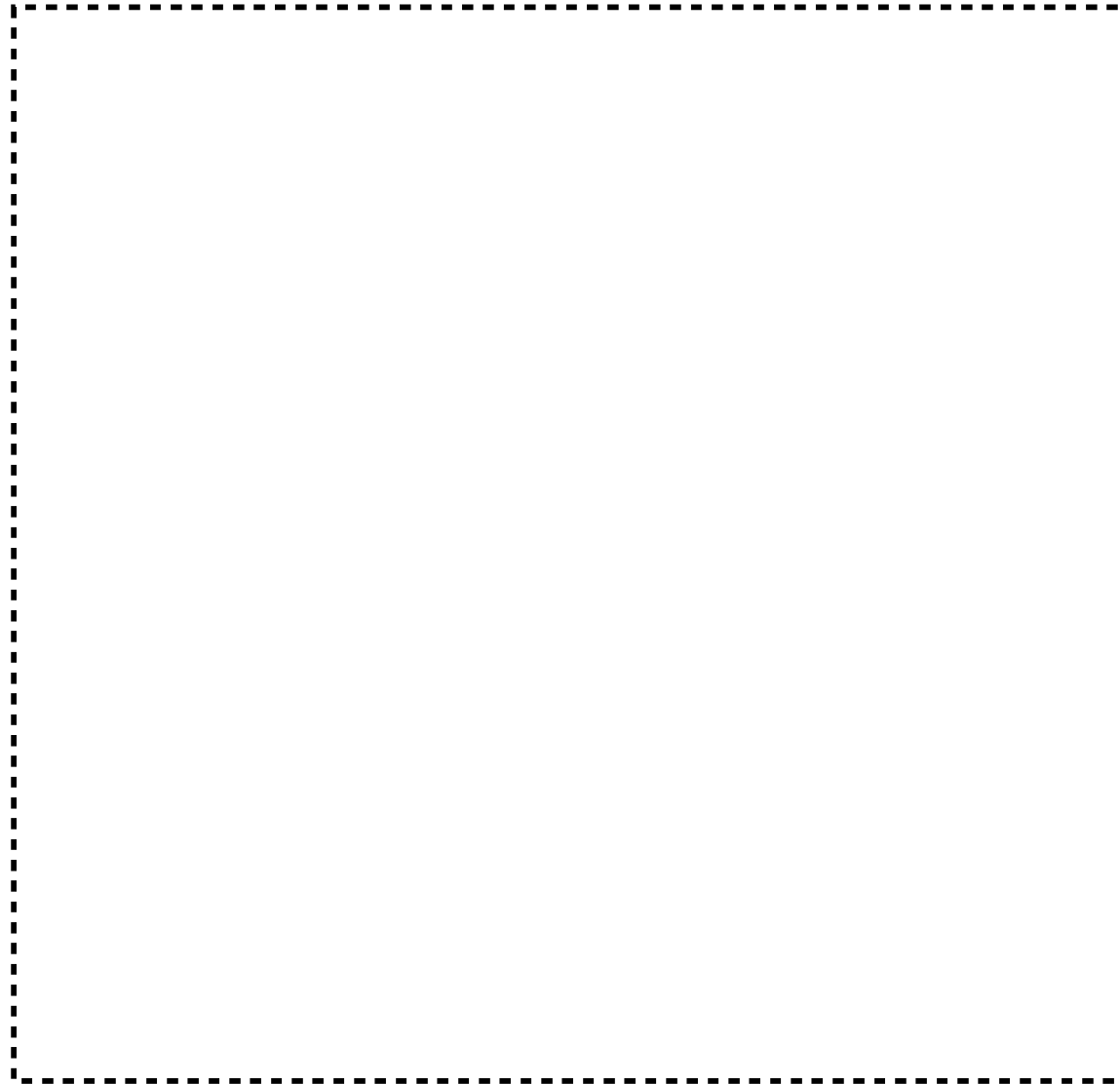
図ト-W1建-19 第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する建具



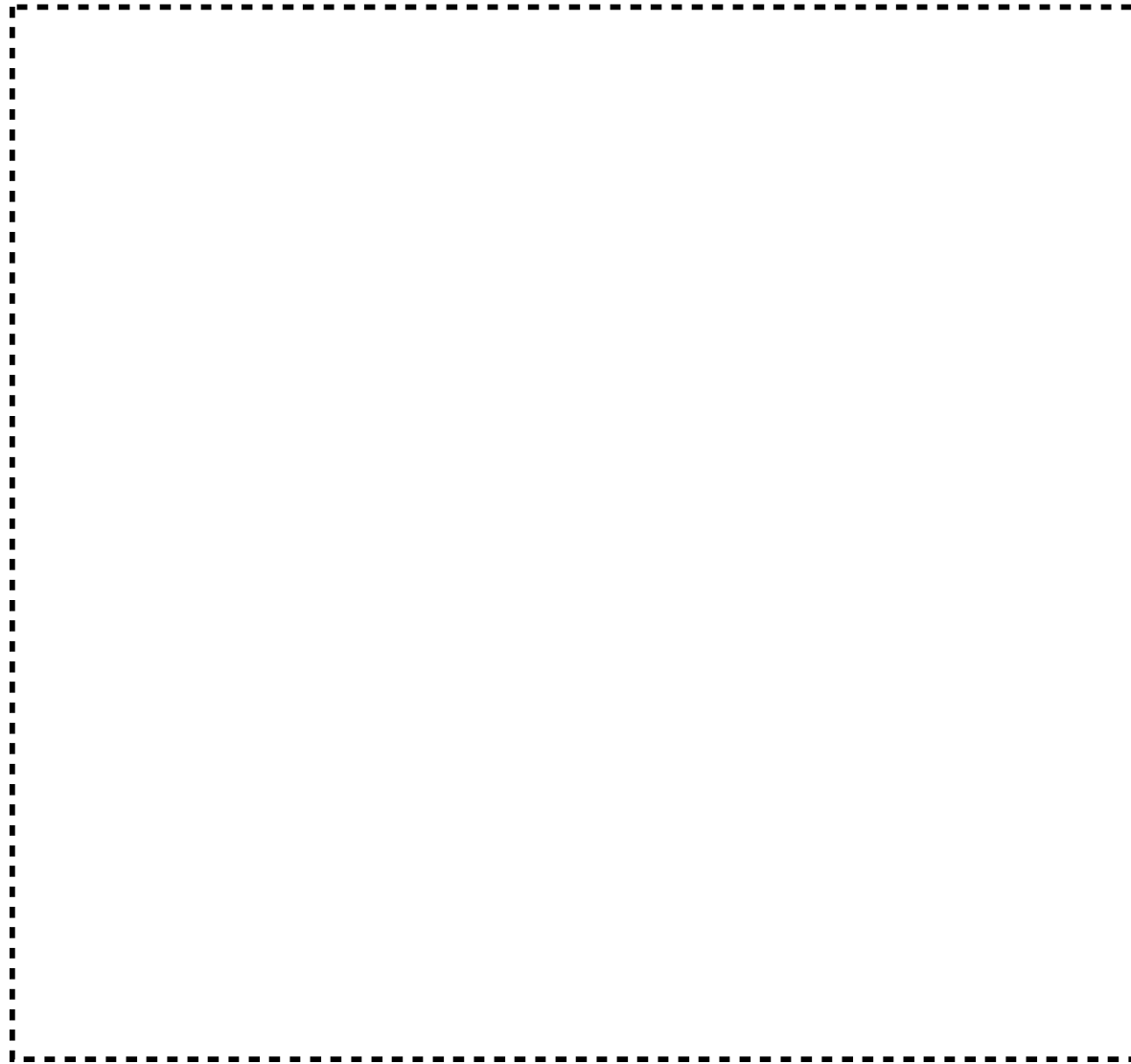
図卜-W 1 建-2 0 第 1 廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図



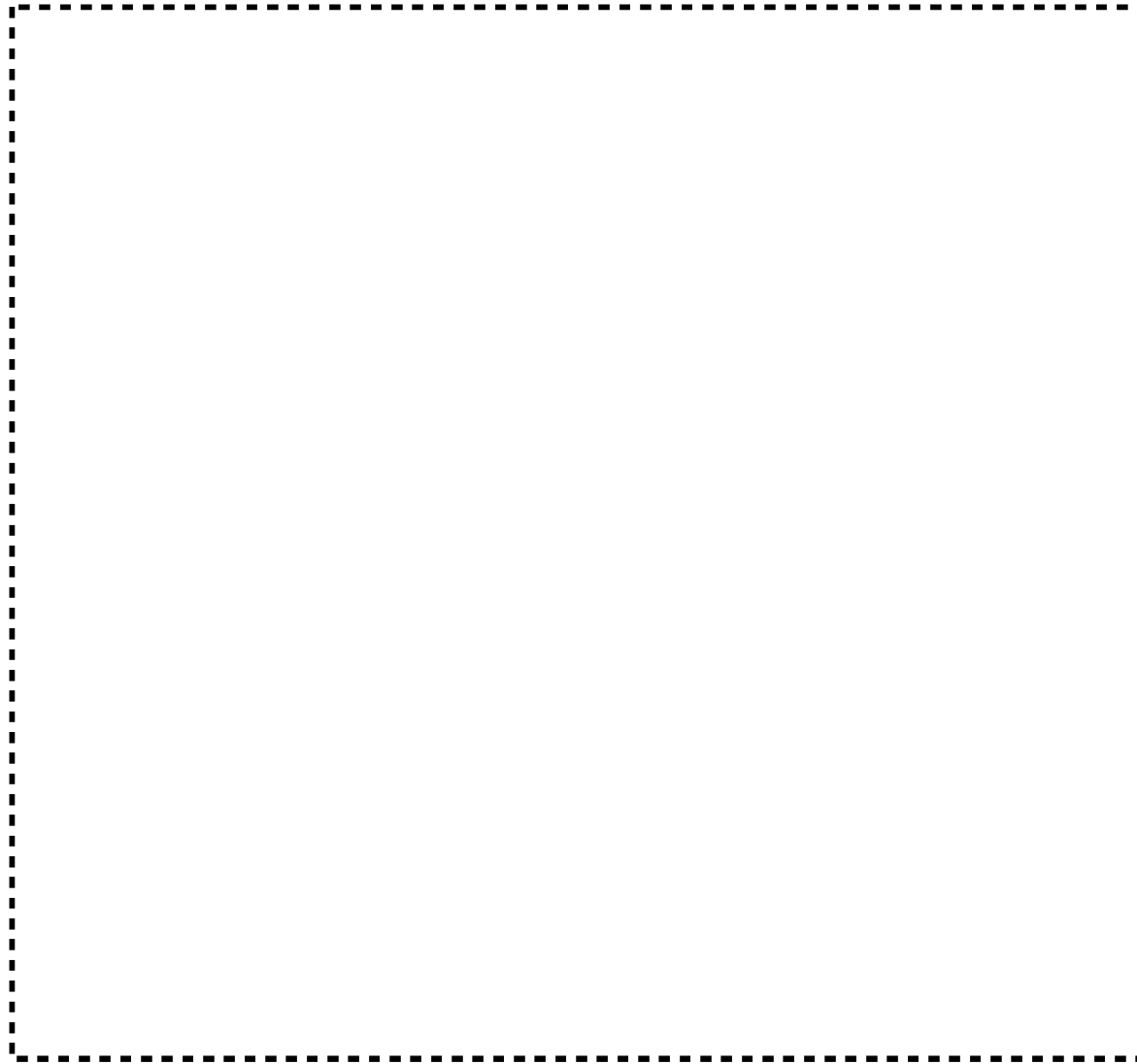
図卜-W1建-21 第1廃棄物貯蔵棟 76 改造鋼製建具詳細図 部材表



図卜-W1建-22 第1廃棄物貯蔵棟 77 改造鋼製建具詳細図 部材表



図卜-W 1 建- 2 3 第 1 廃棄物貯蔵棟 78 改造鋼製建具詳細図 部材表



図卜-W1建-24 第1廃棄物貯蔵棟 71 改造鋼製建具詳細図 部材表



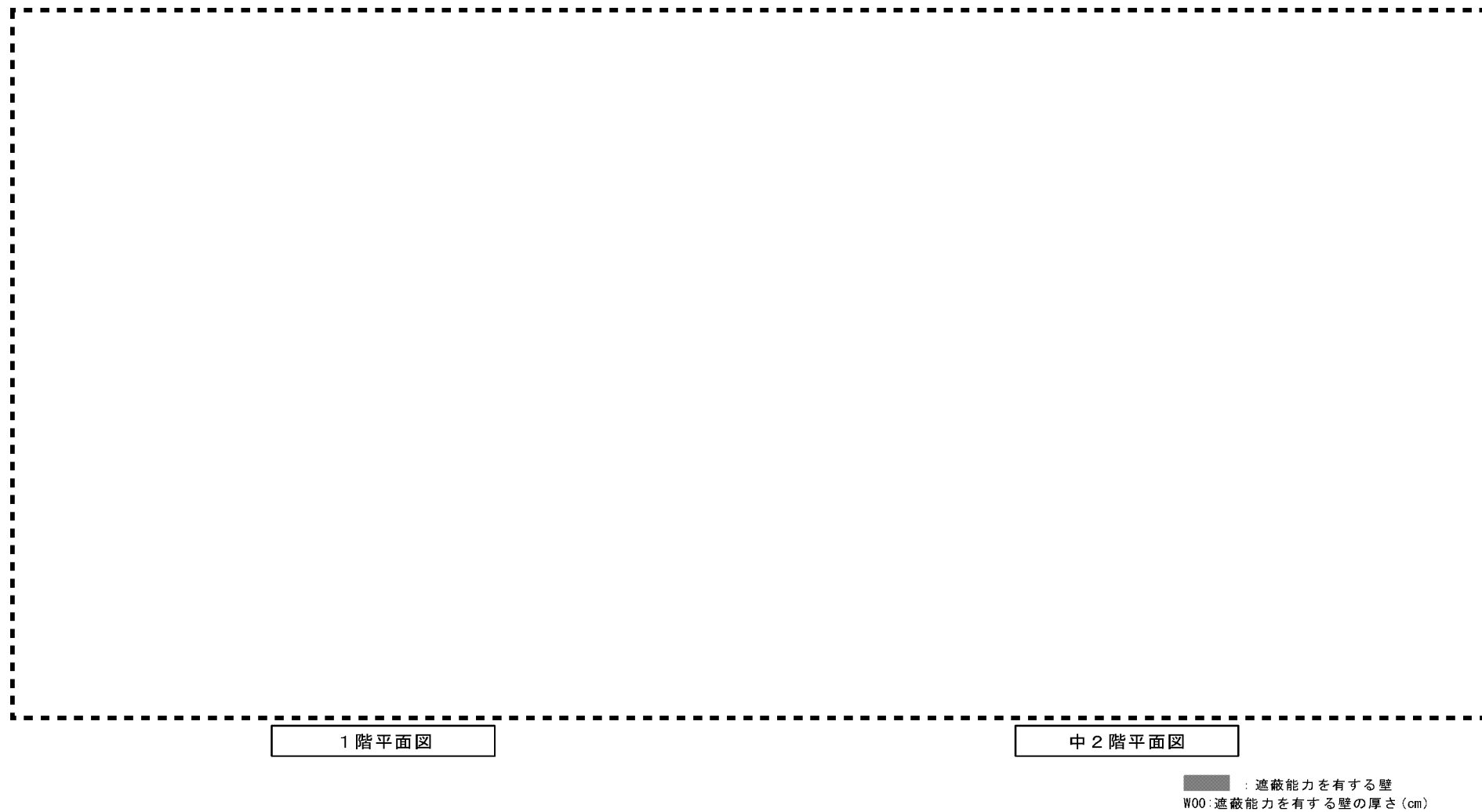
- $\frac{\circ\circ}{-}$  壁厚さを示す。
- $\frac{\circ\circ}{--}$  床厚さを示す。
- $\frac{\circ\circ}{---}$  屋根厚さを示す。

(注) 設計確認値

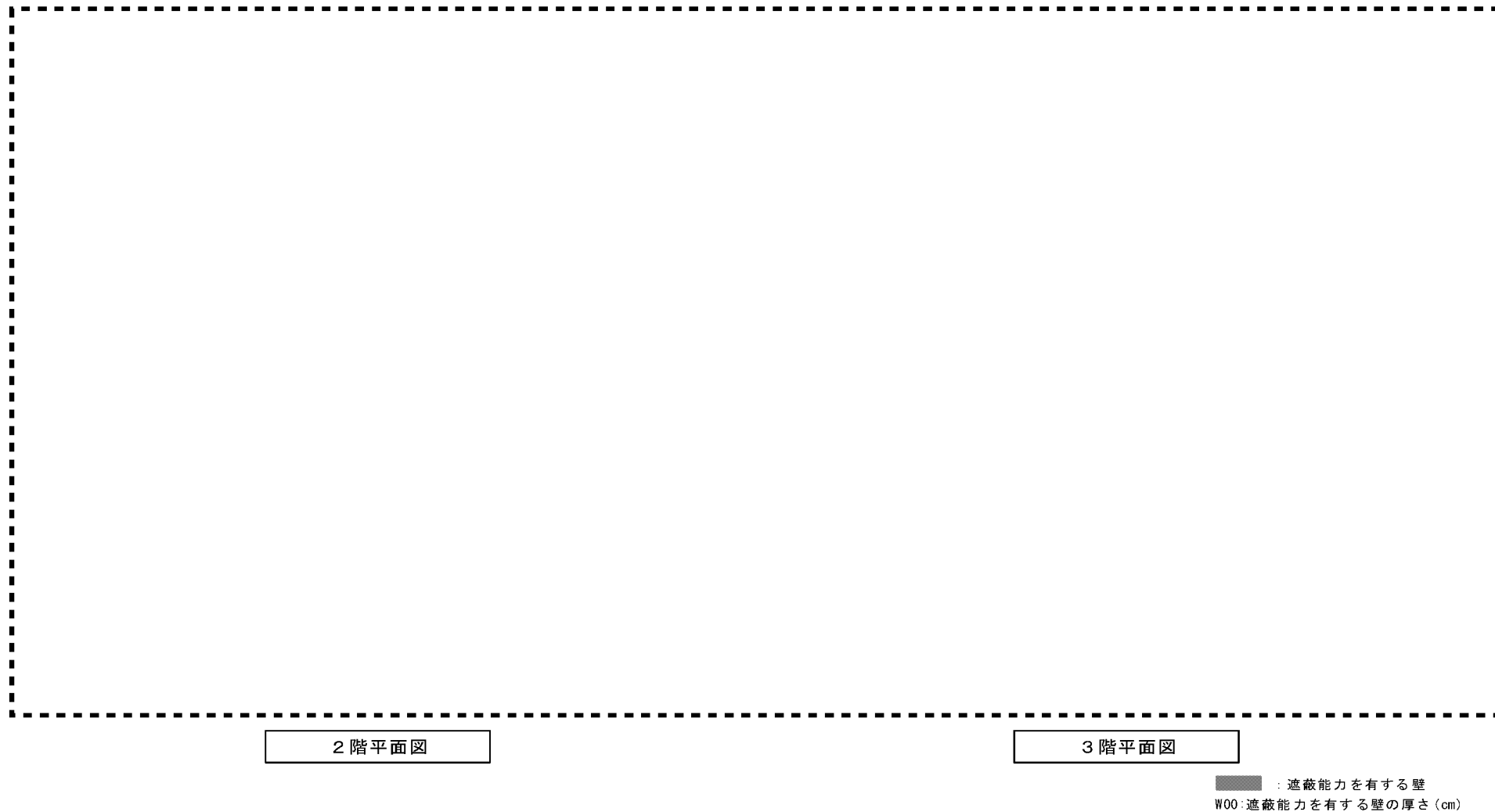
(単位 : cm)

図ト-W1建-25(1) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1廃棄物貯蔵棟)





図ト-W1建-25(2) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1廃棄物貯蔵棟 平面図 1階、中2階)



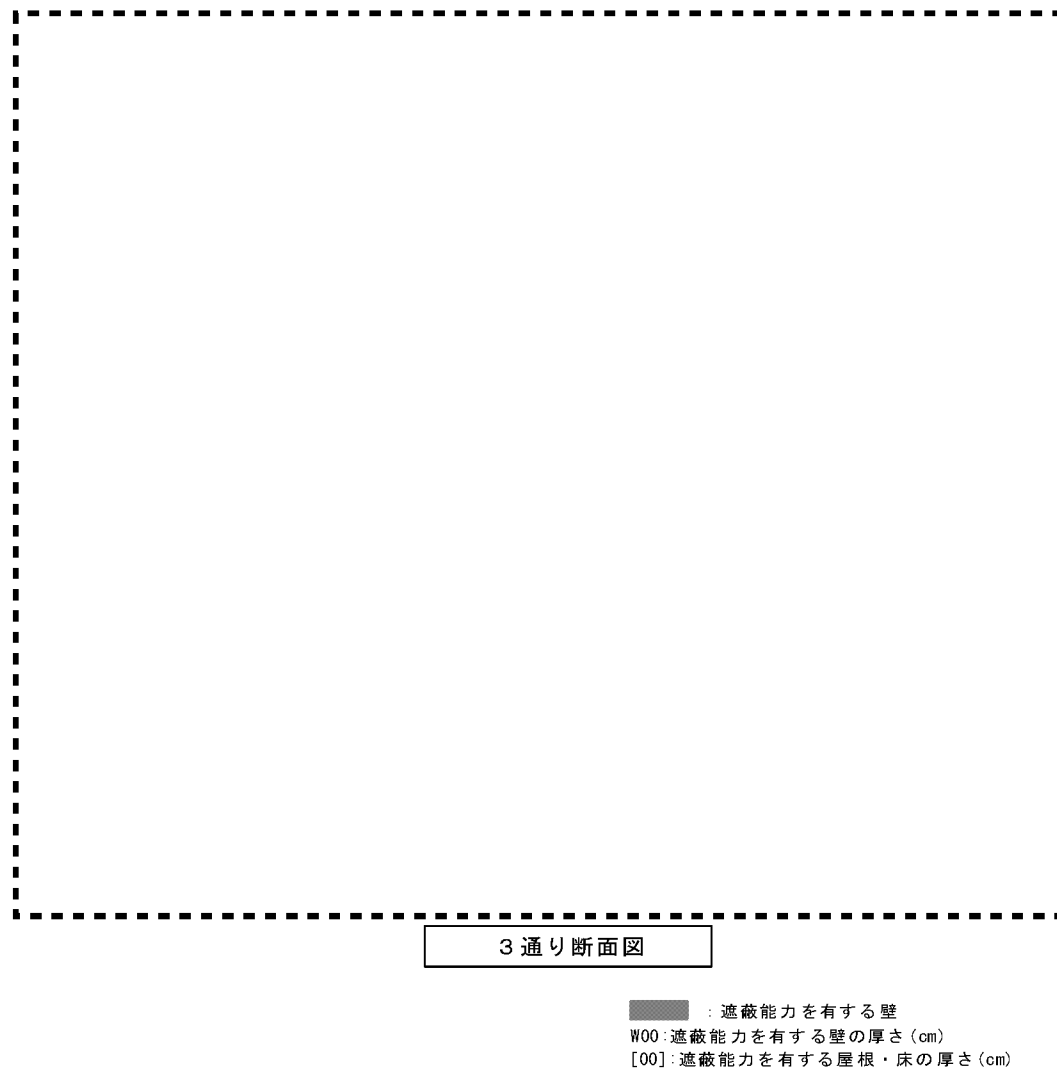
図ト-W1建-25(3) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1廃棄物貯蔵棟 平面図 2階、3階)

1329



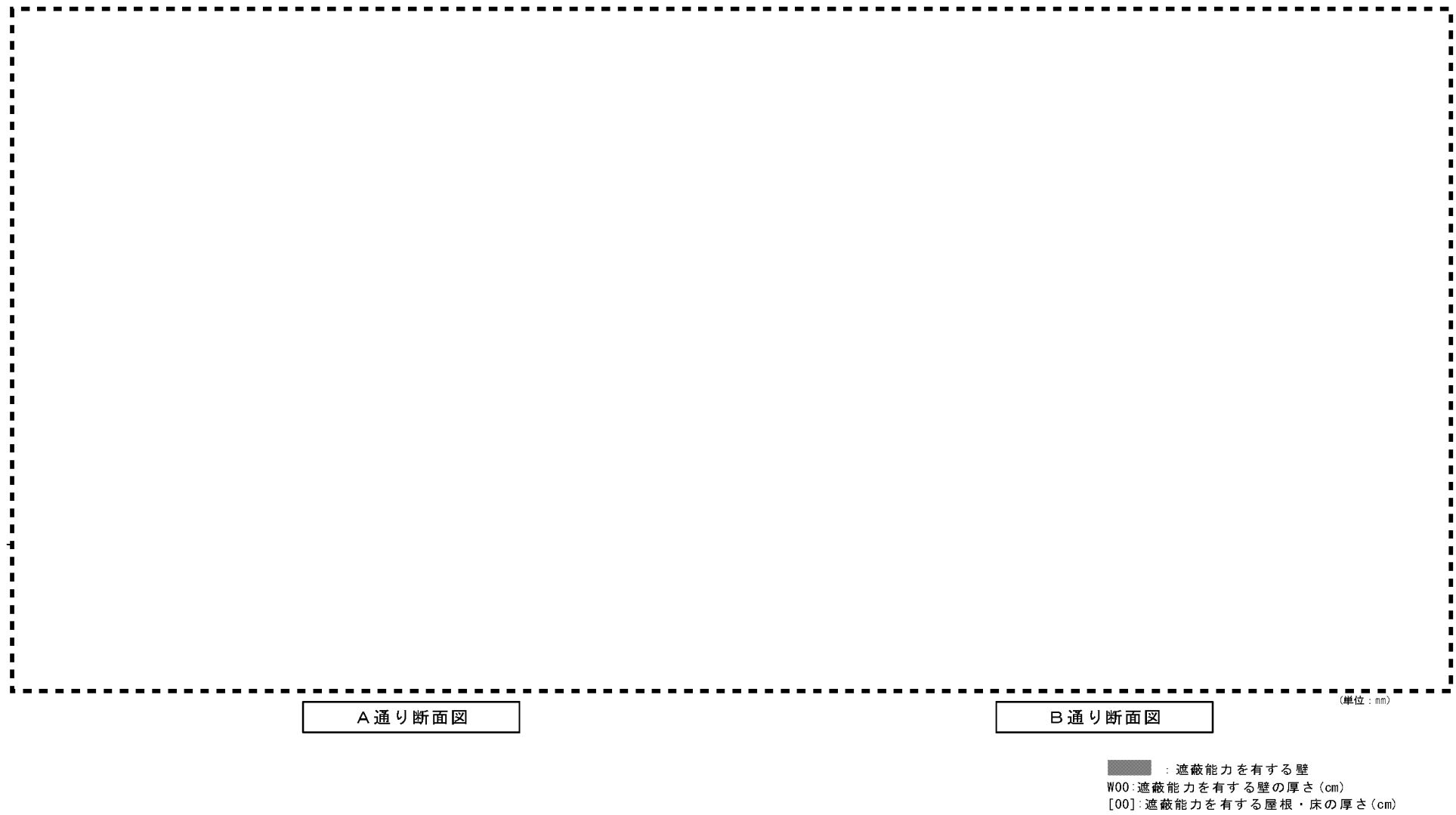
■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00 : 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00] : 遮蔽能力を有する屋根・床の厚さ (cm)

図ト-W1建-25(4) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1 廃棄物貯蔵棟 断面図 1 通り、2 通り)

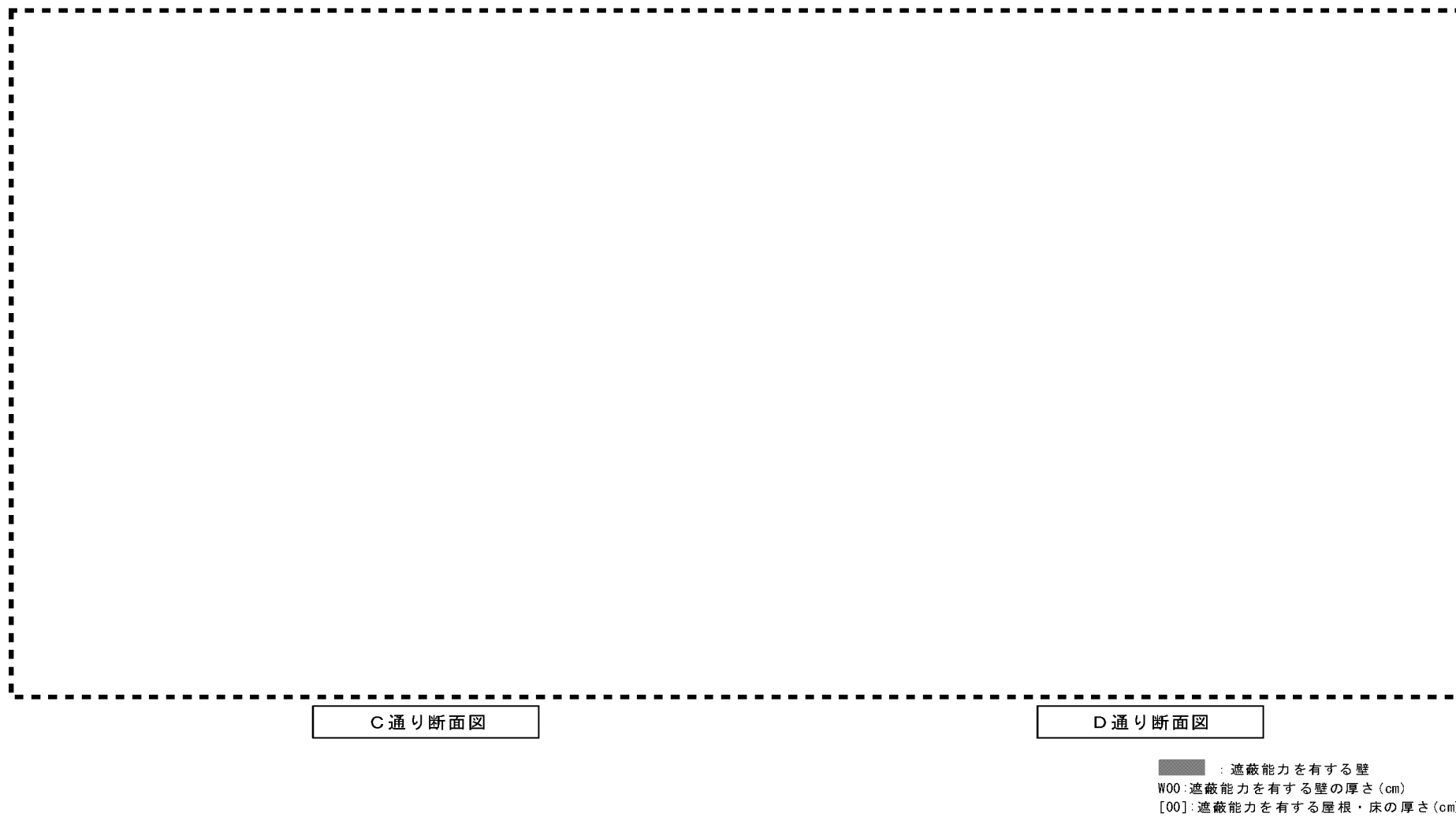


図ト-W1建-25(5) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1廃棄物貯蔵棟 断面図 3通り)

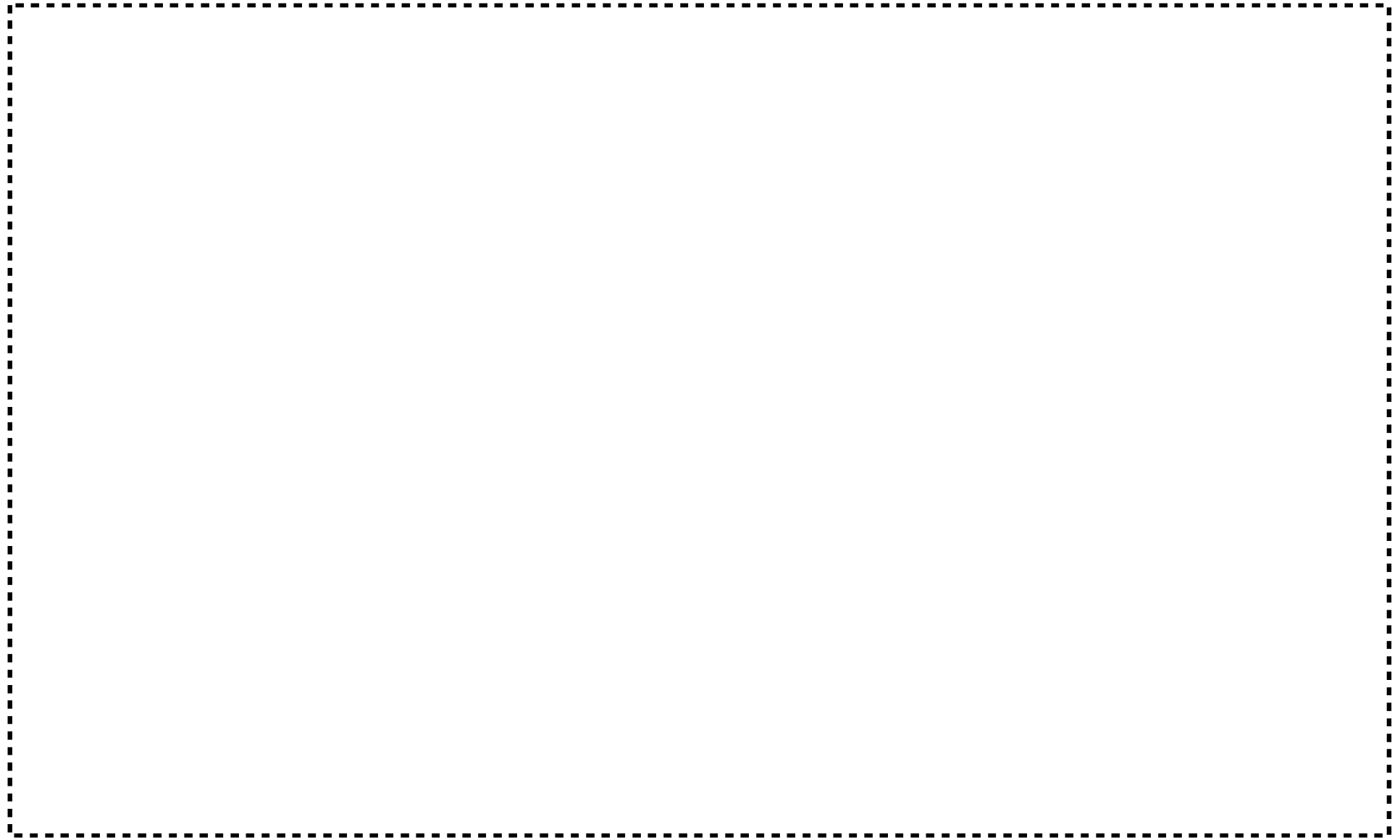
1331



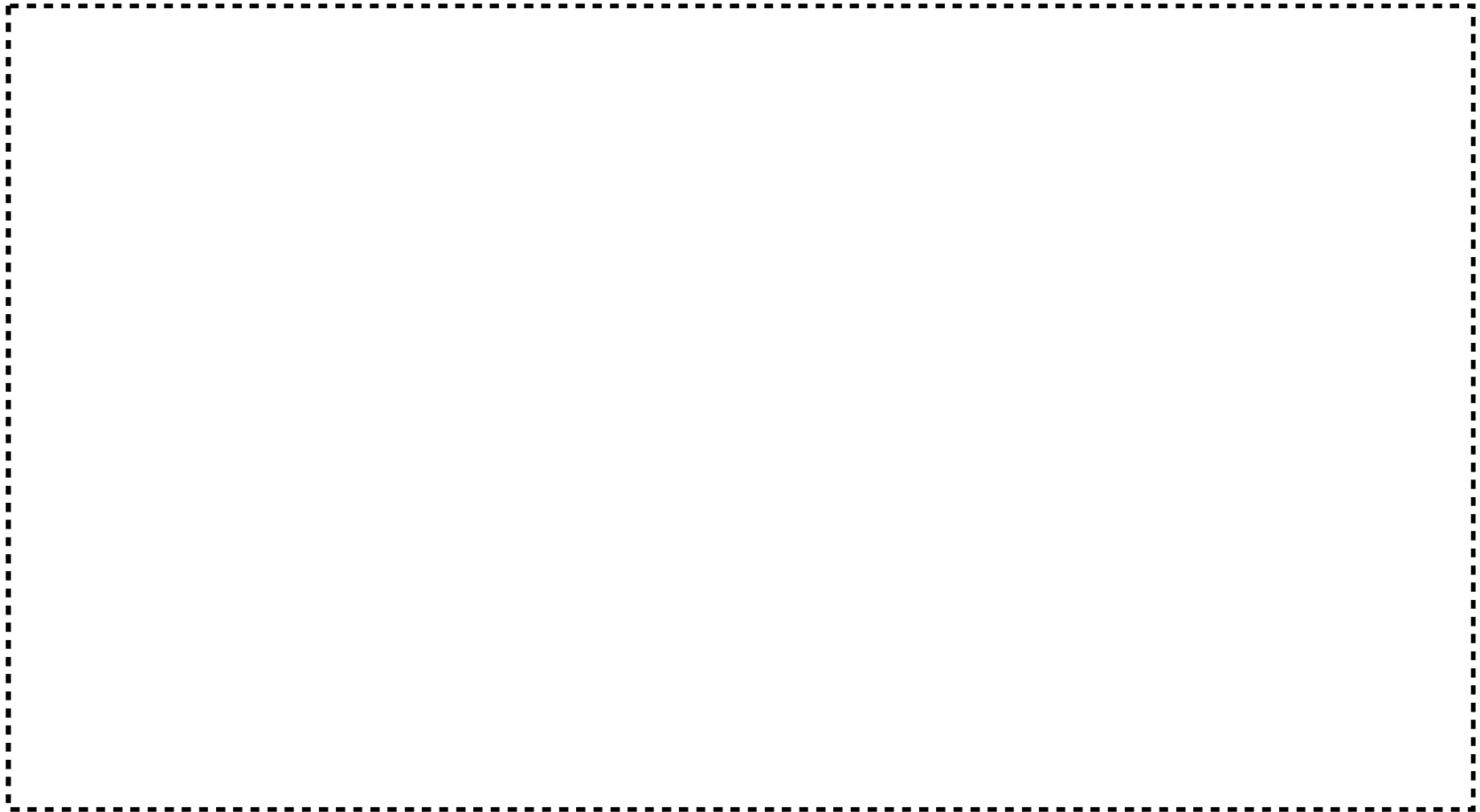
図ト-W1建-25(6) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1廃棄物貯蔵棟 断面図 A通り、B通り)



図ト-W1建-25(7) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第1廃棄物貯蔵棟 断面図 C通り、D通り)

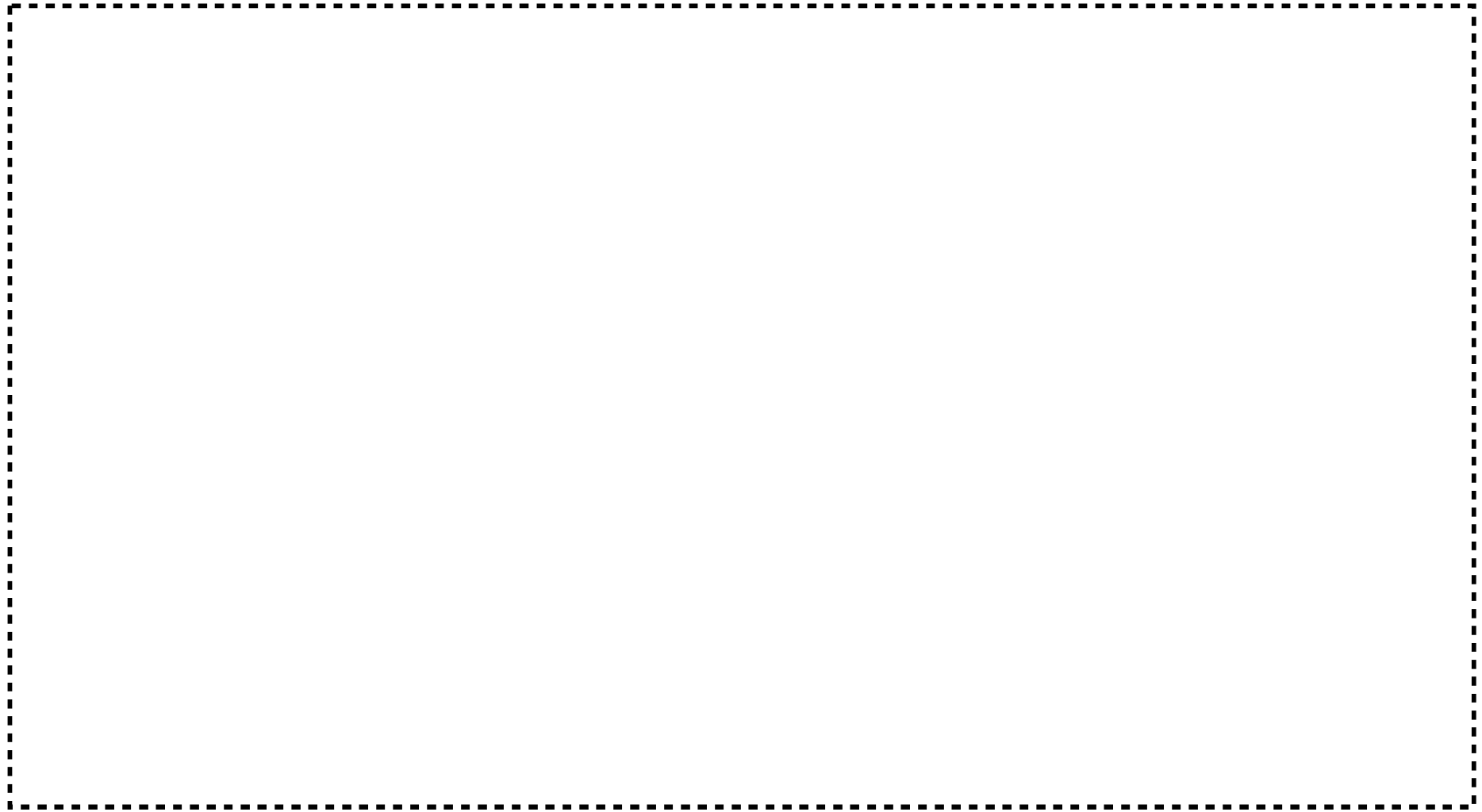


図ト-W 1 建-2 6 防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置

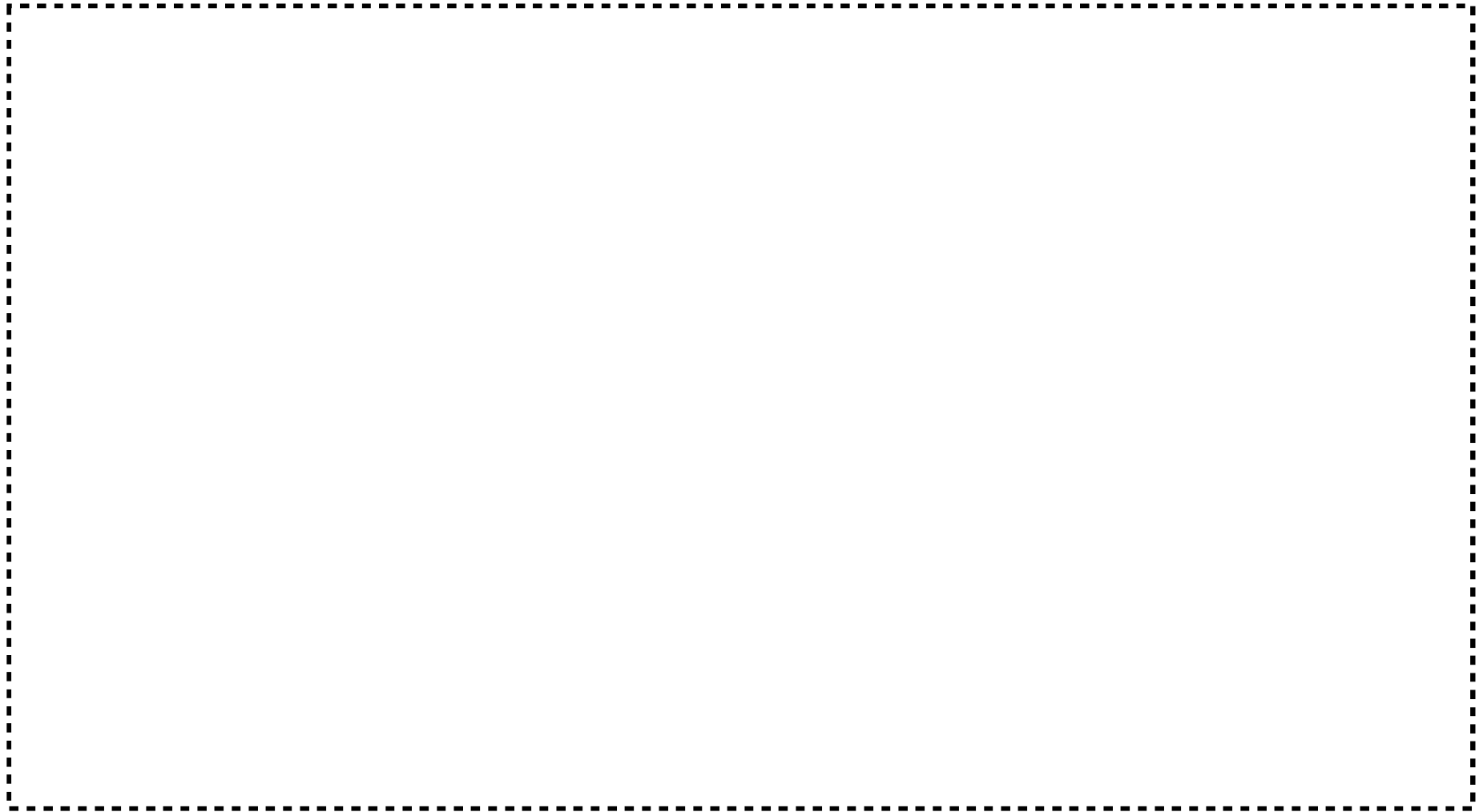


図ト-W1 建-27 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置





図ト-W1 建-28 敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置



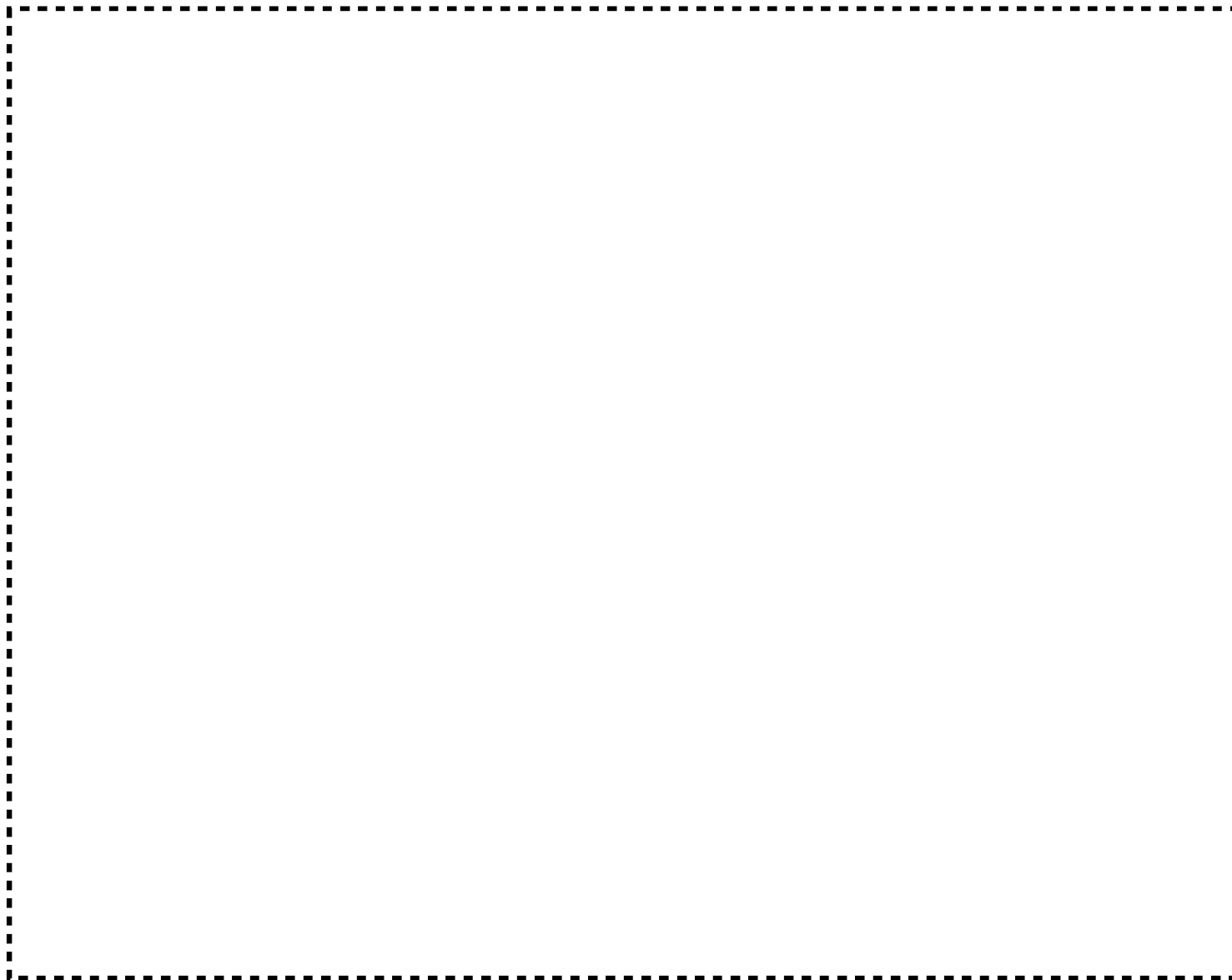
図ト-W1建-29 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置



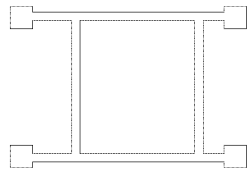
図ト-W1建-30 加工施設と町道の位置関係



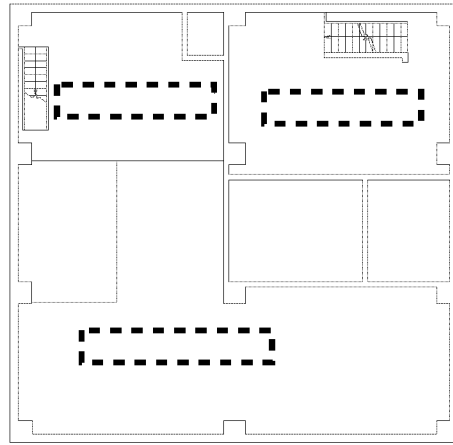
図卜-W 1 建- 3 1 第 1 廃棄物貯蔵棟 管理区域図



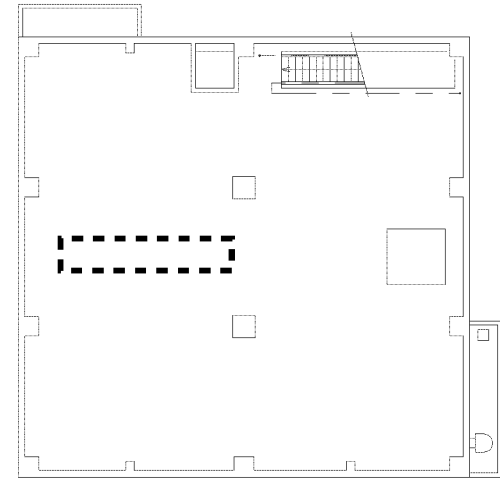
図ト-W1建-32 第1廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画



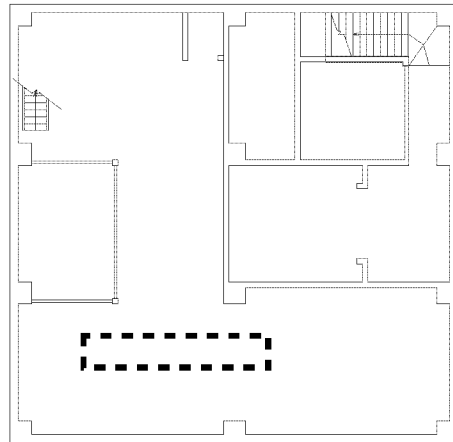
地下貯槽ピット 平面図



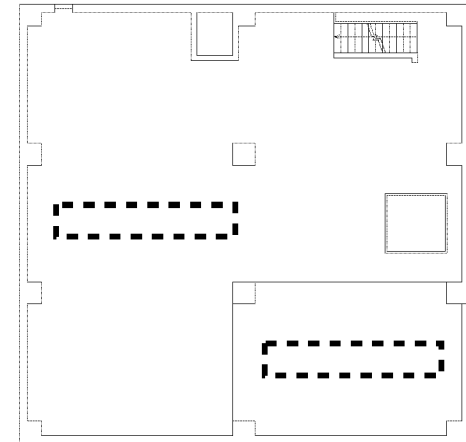
焼却設備 焼却炉 架台上の設備  
及び中 2F 平面図



3F 平面図



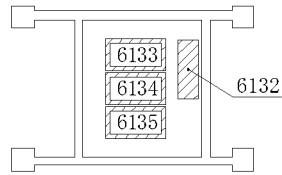
1F 平面図



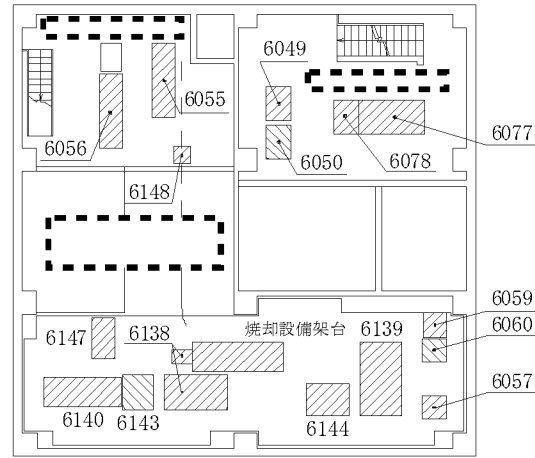
2F 平面図

図ト-W1設-1 第1廃棄物貯蔵棟の主要な部屋配置

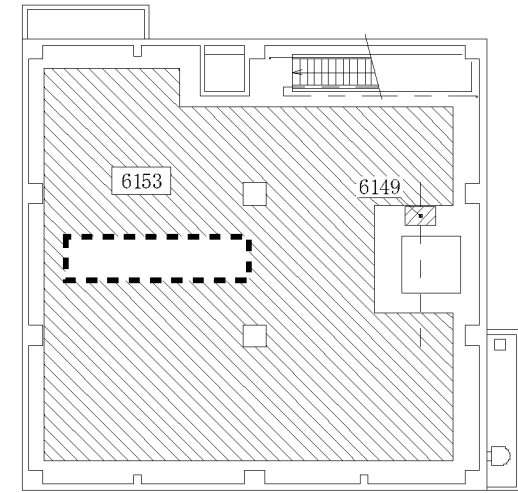
: 本申請に係る設備・機器



地下貯槽ピット 平面図

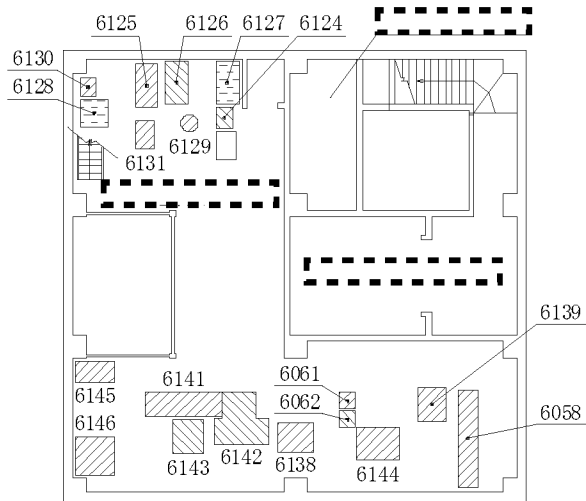


焼却設備 焼却炉 架台上の設備  
及び中 2F 平面図

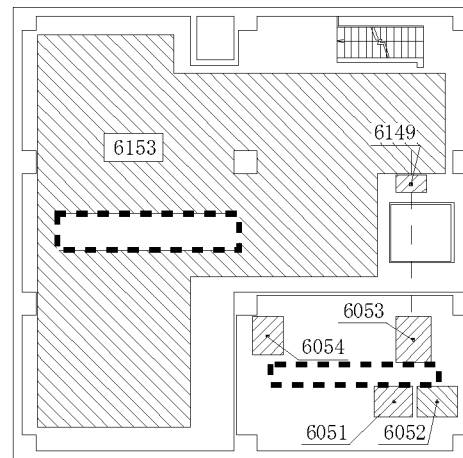


3F 平面図

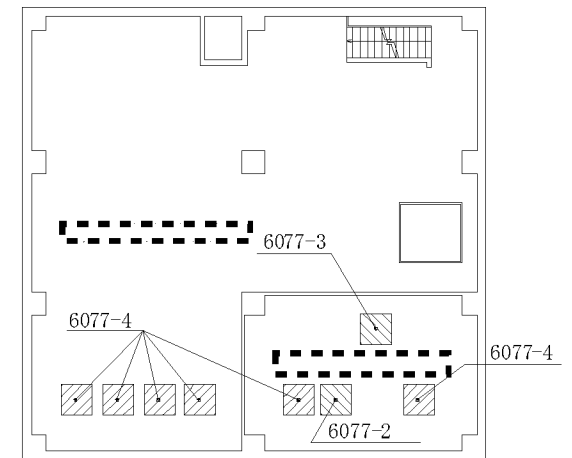
1341



1F 平面図



2F 平面図




2F 平面図 (給気フィルタのみ)

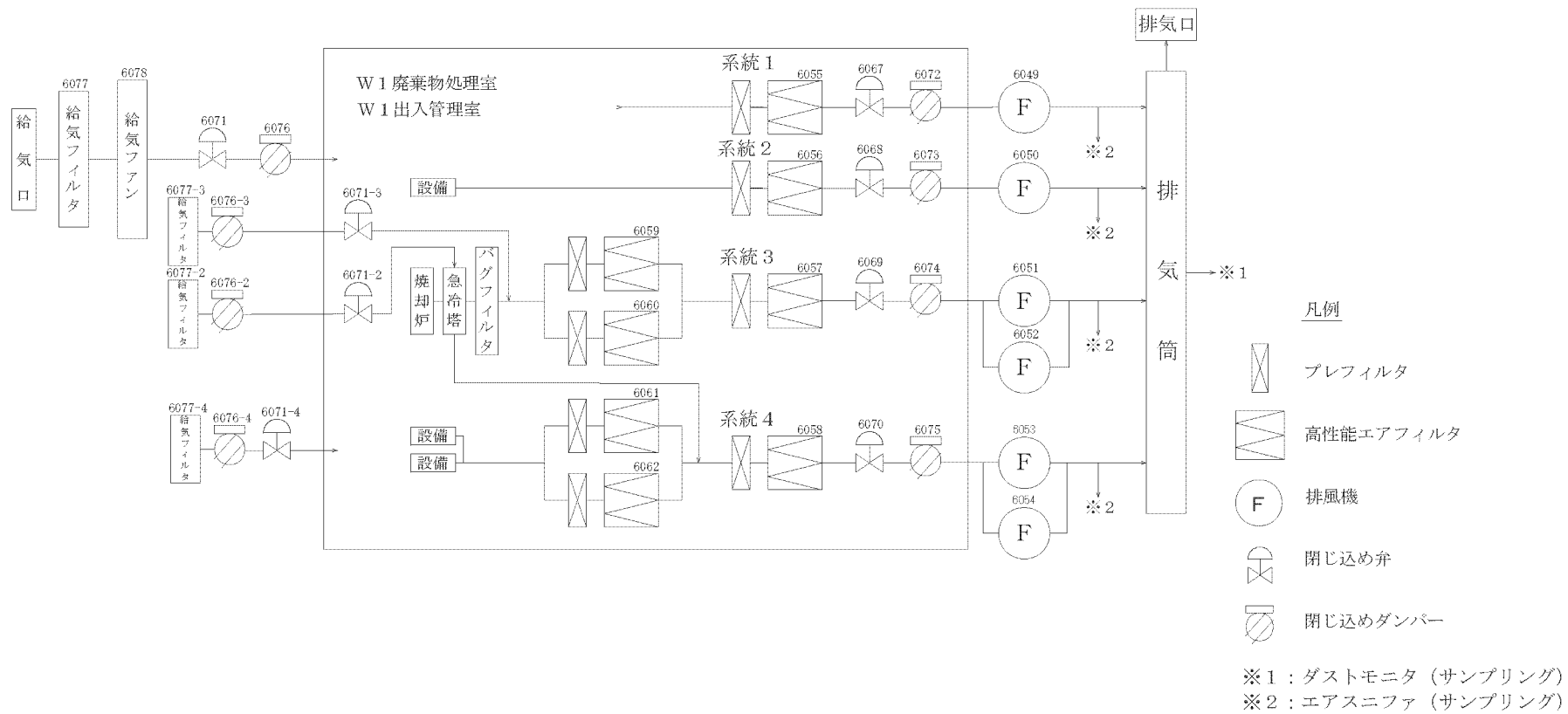
図ト-W 1 設-1-1 (1) 本申請で適合性を確認する第1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1 階及び焼却設備 焼却炉 架台上の設備及び中 2 階及び 2 階及び 3 階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	6061	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	6129	W1 廃液処理設備 ろ過機
6050	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	6062	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	6130	W1 廃液処理設備 圧搾脱水機
6051	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	6077	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	6131	W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
6052	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	6077-2	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	6132	W1 廃液処理設備 受水槽
6053	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	6077-3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	6133	W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1
6054	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	6077-4	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	6134	W1 廃液処理設備 貯留槽 No.2
6055	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	6078	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	6135	W1 廃液処理設備 貯留槽 No.3
6056	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	6124	W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	6138	焼却設備 焼却炉
6057	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	6125	W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	6139	焼却設備 バグフィルタ
6058	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	6126	W1 廃液処理設備 タンク No.1	6140	焼却設備 投入プッシャ
6059	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	6127	W1 廃液処理設備 タンク No.2	6141	焼却設備 前処理フード
6060	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	6128	W1 廃液処理設備 タンク No.3	6142	焼却設備 フィルタ処理フード

図ト-W1設-1-1(2) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(1/2)



番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6143	焼却設備 投入リフタ	6146	湿式除染機 水洗除染タンク	6149	ホイストクレーン 1トンチェンブロック
6144	焼却設備 急冷塔	6147	乾式除染機	6153	保管廃棄設備  廃棄物保管区域
6145	湿式除染機 湿式除染部	6148	ホイストクレーン 2トンチェンブロック		

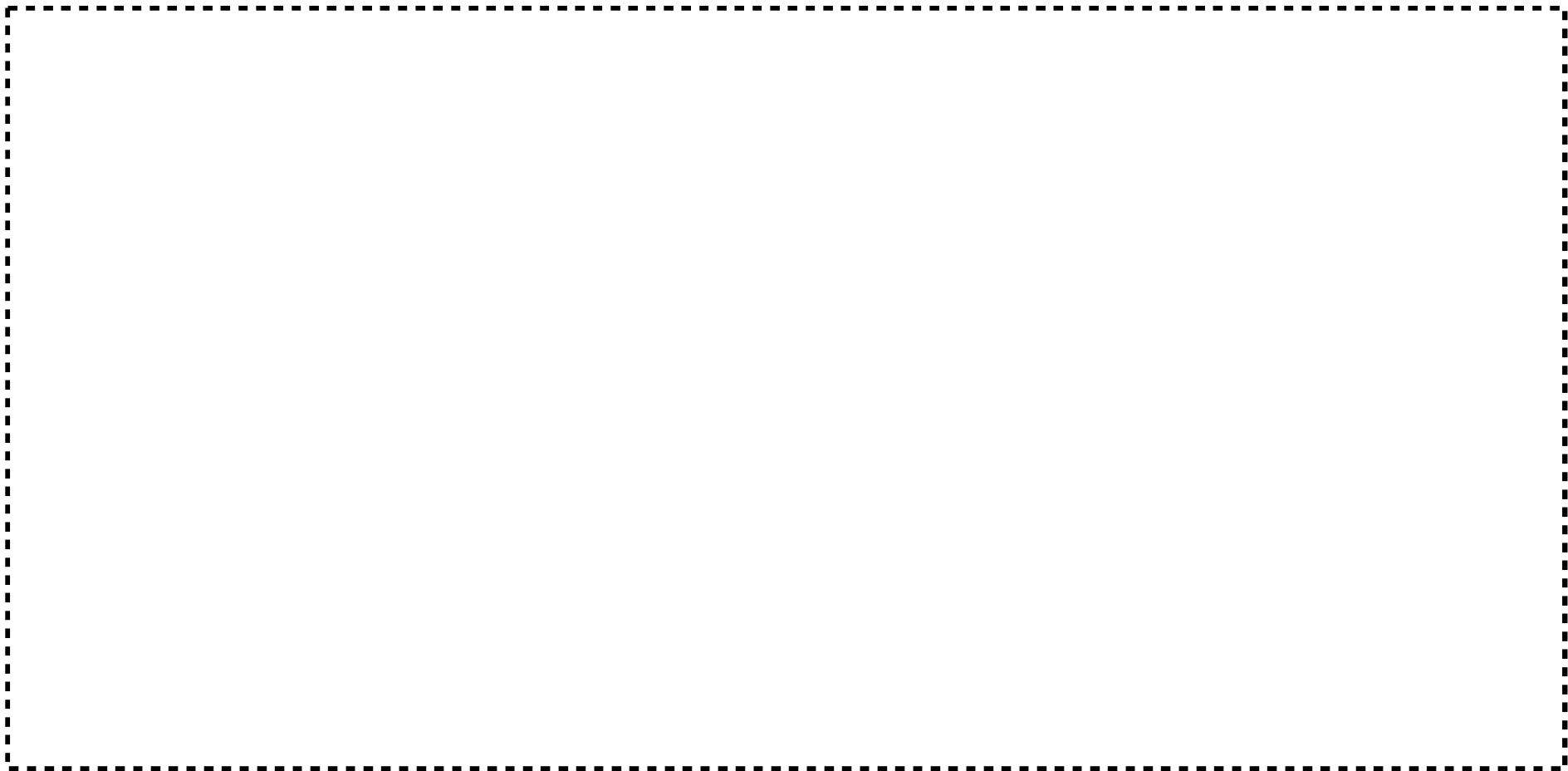


図ト-W1 設-1-2 第1 廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図 (気体廃棄設備 No.2)



【凡例】	——	: 既設部		: 閉じ込めダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
	——	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込め弁	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
	.....	: 撤去部		: フィルタユニット (設備排気用)	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図ト-W 1 設-2-1 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統 1 (部屋排気系統)) (1 / 2)



【凡例】	— : 既設部	—○— : 閉じ込めダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
	— : 新設・移設・更新・改造部	—⊥— : 閉じ込め弁	2類 : 耐震重要度分類第2類
	..... : 撤去部	—☒— : フィルタユニット (設備排気用)	3類 : 耐震重要度分類第3類

図ト-W 1 設-2-1 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統1 (部屋排気系統)) (2 / 2)



【凡例】

—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

—○— : 閉じ込めダンパー

—X— : 閉じ込め弁

—[ ]— : フィルタユニット（設備排気用）

1類：耐震重要度分類第1類

2類：耐震重要度分類第2類

3類：耐震重要度分類第3類

図ト-W 1 設-2-1 (2) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統2 (局所排気系統)) (1 / 2)



【凡例】

—— : 既設部

—○— : 閉じ込めダンパー

1類 : 耐震重要度分類第1類

—— : 新設・移設・更新・改造部

—⊥— : 閉じ込め弁

2類 : 耐震重要度分類第2類

..... : 撤去部

—≡— : フィルタユニット (設備排気用)

3類 : 耐震重要度分類第3類

図ト-W1 設-2-1 (2) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統2 (局所排気系統)) (2 / 2)



【凡例】

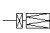
—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

—○— : 閉じ込めダンパー

—◇— : 閉じ込め弁

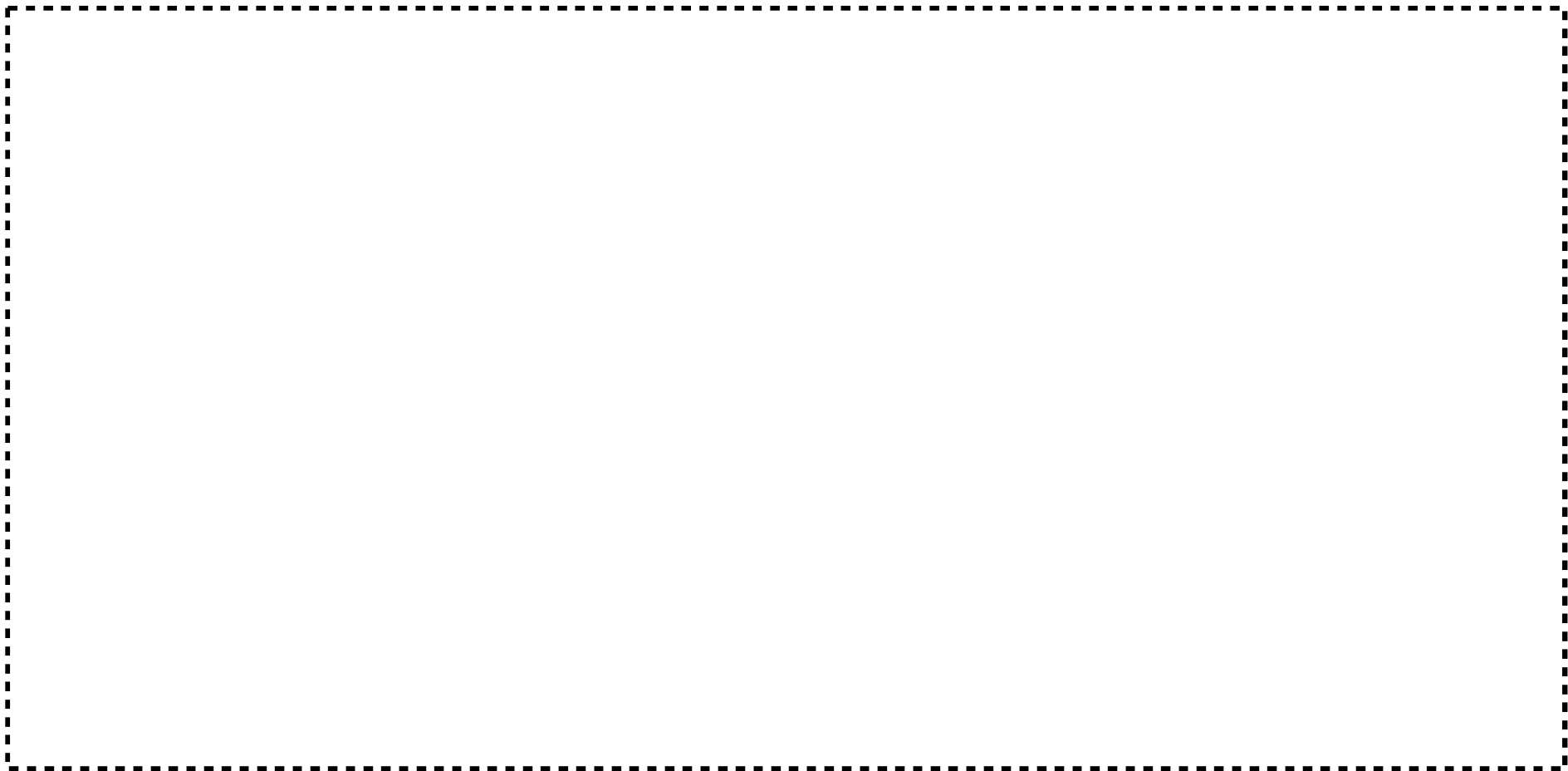
—— : フィルタユニット (設備排気用)

1 類 : 耐震重要度分類第1 類

2 類 : 耐震重要度分類第2 類

3 類 : 耐震重要度分類第3 類

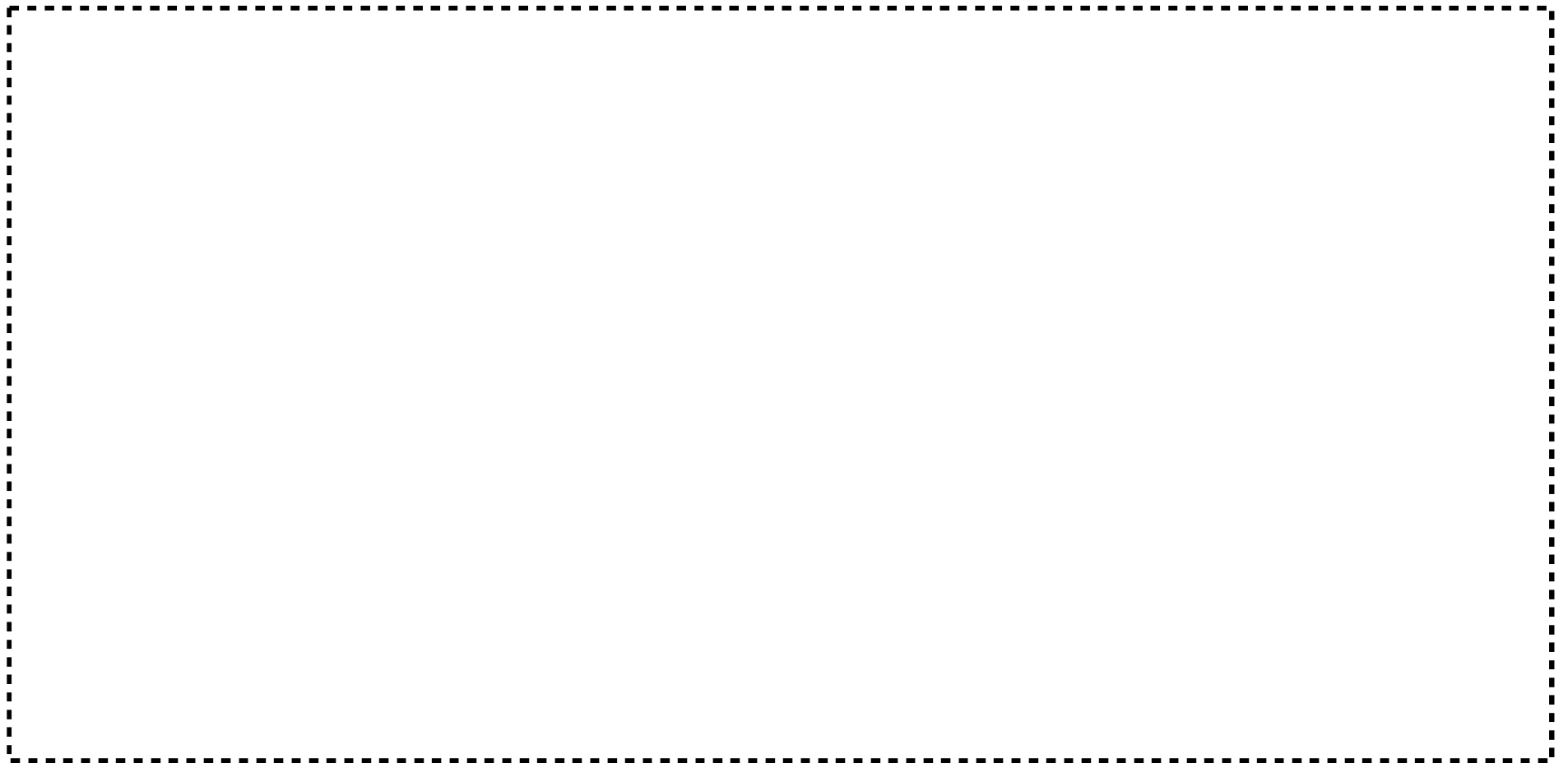
図ト-W 1 設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統3 (局所排気系統)) (1 / 2)

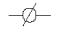




【凡例】	—— : 既設部	—∅— : 閉じ込めダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
	—— : 新設・移設・更新・改造部	—X— : 閉じ込め弁	2類 : 耐震重要度分類第2類
	..... : 撤去部	—[ ]— : フィルタユニット (設備排気用)	3類 : 耐震重要度分類第3類

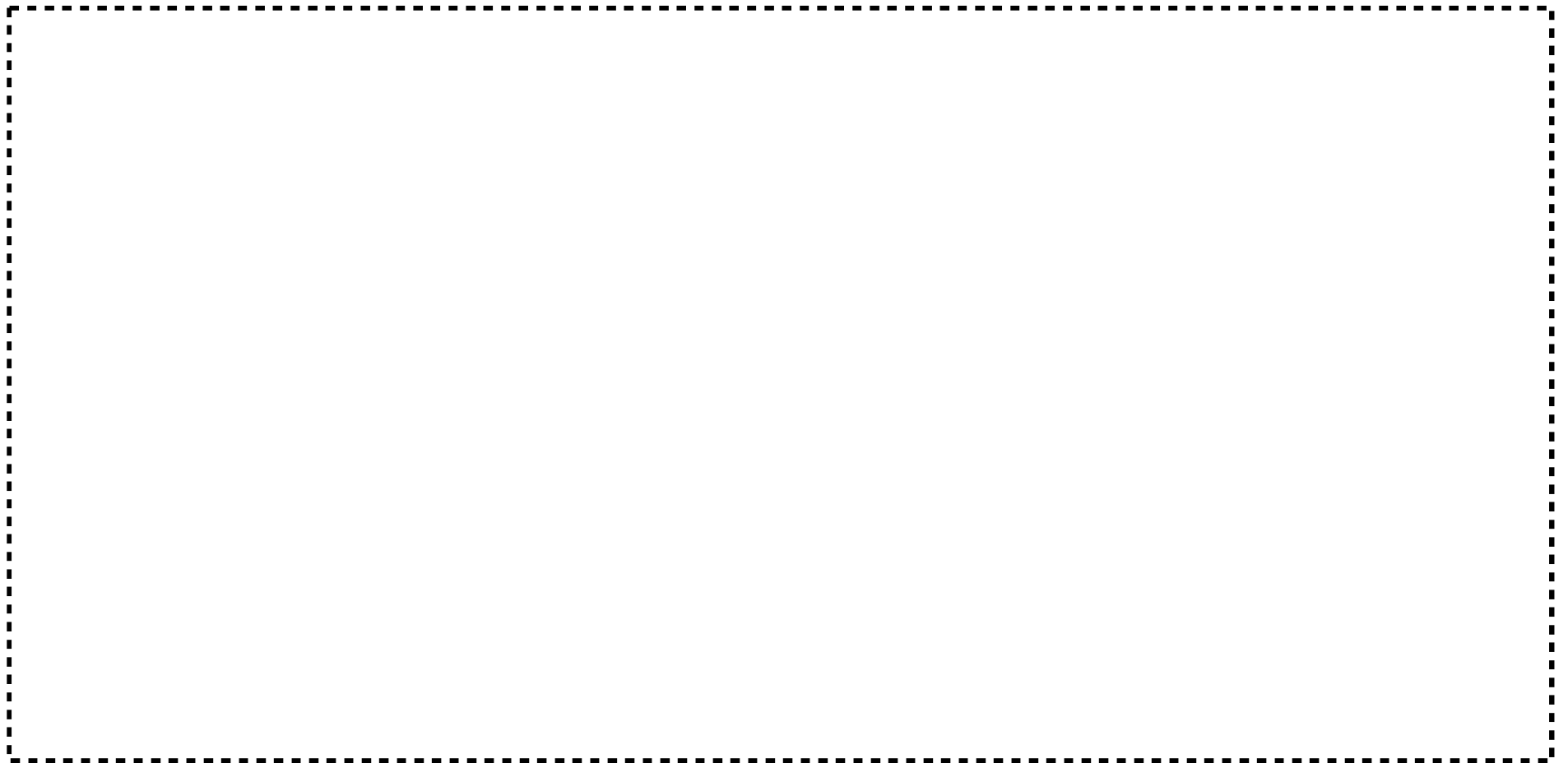
図ト-W 1 設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統3 (局所排気系統)) (2 / 2)





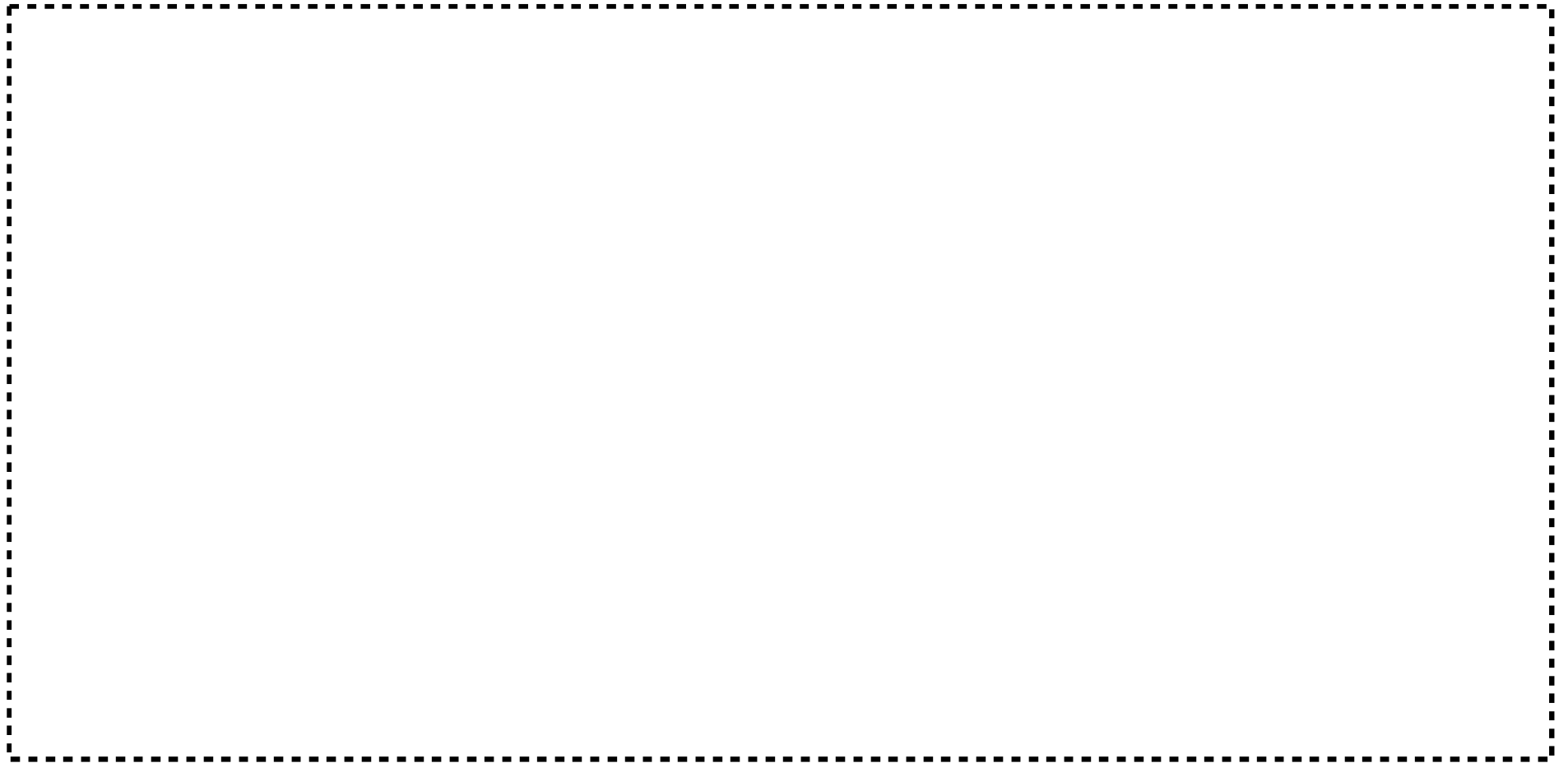
【凡例】			
—	: 既設部	—  — : 閉じ込めダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
—	: 新設・移設・更新・改造部	—  — : 閉じ込め弁	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部	—  — : フィルタユニット (設備排気用)	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図ト-W 1 設-2-1 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統 4 (局所排気系統)) (1 / 3)



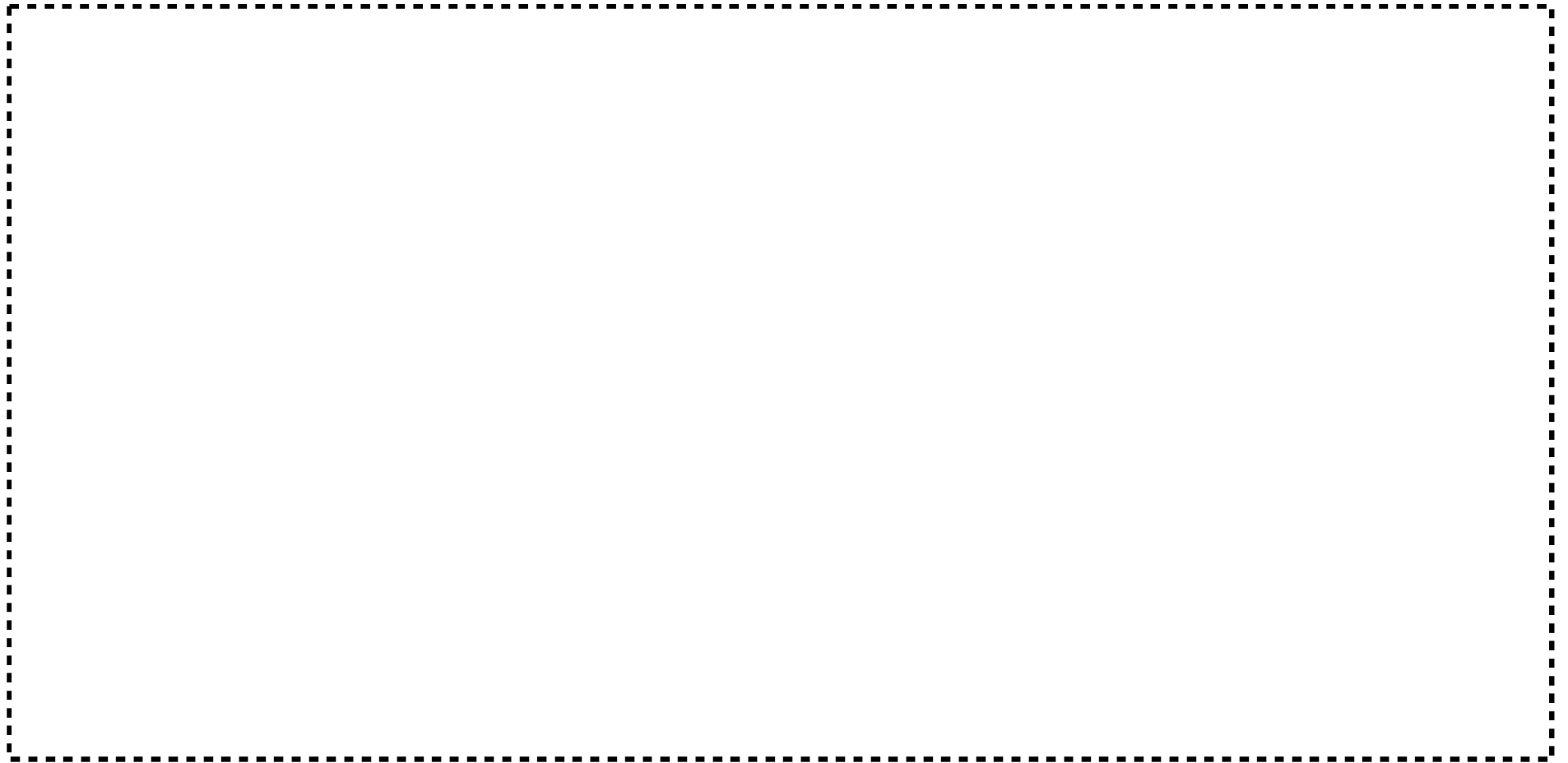
【凡例】	—— : 既設部	—○— : 閉じ込めダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
	—— : 新設・移設・更新・改造部	—X— : 閉じ込め弁	2類 : 耐震重要度分類第2類
	..... : 撤去部	—[ ]— : フィルタユニット (設備排気用)	3類 : 耐震重要度分類第3類

図ト-W 1 設-2-1 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統4 (局所排気系統)) (2/3)



【凡例】	—— : 既設部	—○— : 閉じ込めダンパー	1類 : 耐震重要度分類第1類
	—— : 新設・移設・更新・改造部	—✕— : 閉じ込め弁	2類 : 耐震重要度分類第2類
	..... : 撤去部	—≡— : フィルタユニット (設備排気用)	3類 : 耐震重要度分類第3類

図ト-W 1 設-2-1 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統4 (局所排気系統)) (3/3)



## 【凡例】

—— : 既設部

—○— : 閉じ込めダンパー

1類 : 耐震重要度分類第1類

—— : 新設・移設・更新・改造部

—|— : 閉じ込め弁

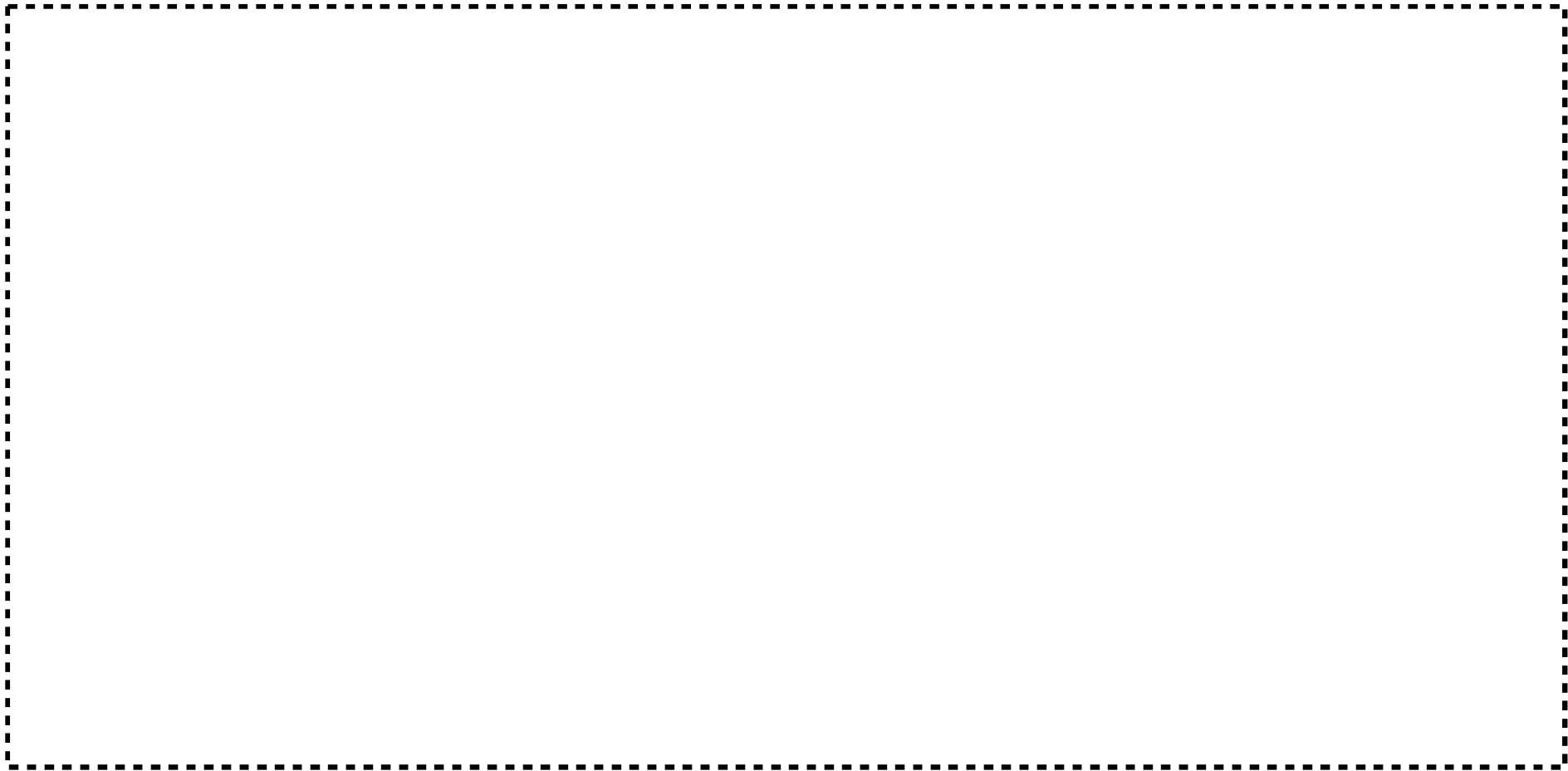
2類 : 耐震重要度分類第2類

..... : 撤去部

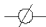


—■— : フィルタユニット (設備排気用)

3類 : 耐震重要度分類第3類

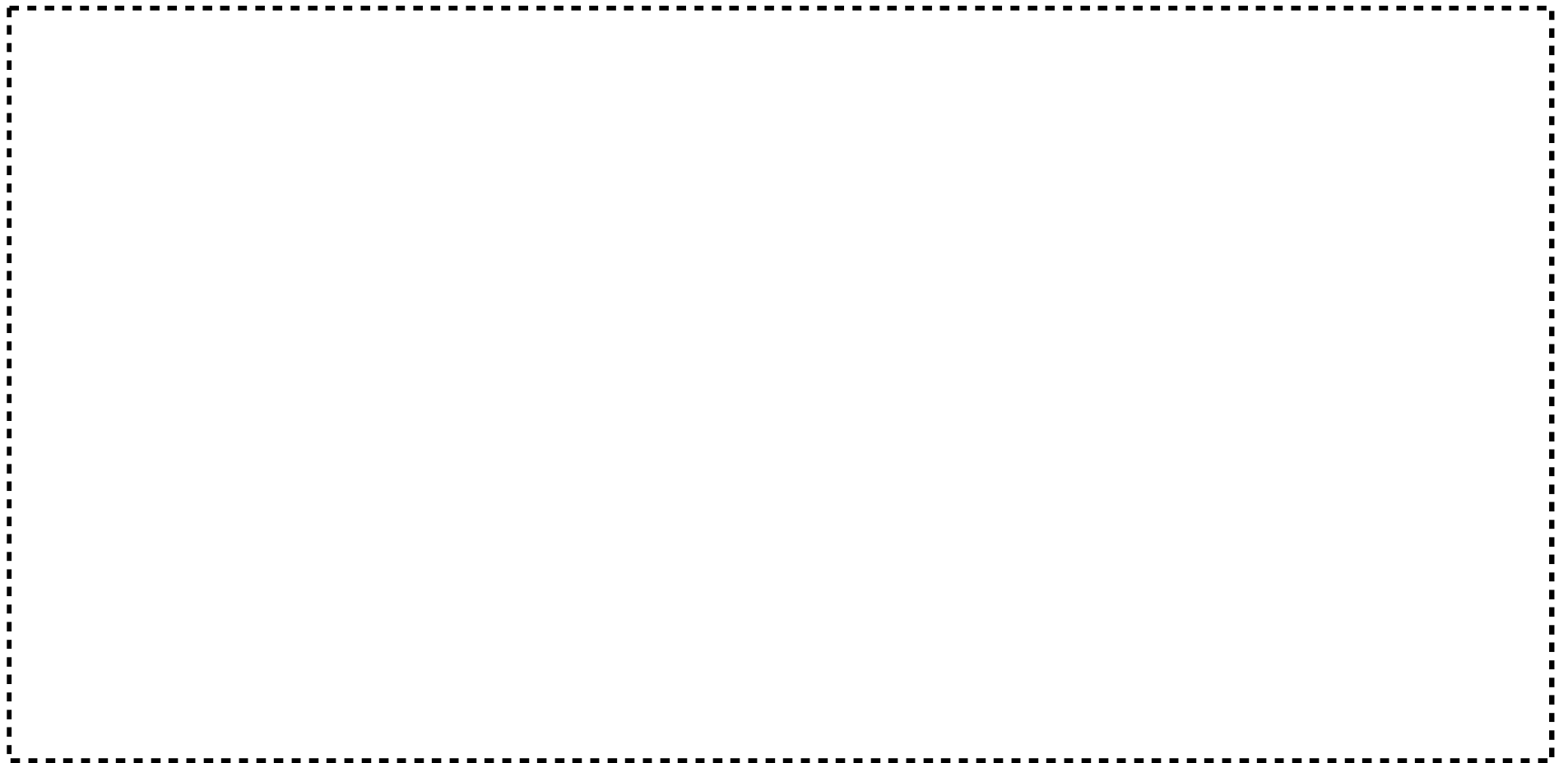
図ト-W 1 設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)) (1 / 2)



【凡例】

——	: 既設部		: 閉じ込めダンパー	1 類 : 耐震重要度分類第 1 類
——	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込め弁	2 類 : 耐震重要度分類第 2 類
.....	: 撤去部		: フィルタユニット (設備排気用)	3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図ト-W 1 設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統)) (2 / 2)



【凡例】	——	: 既設部		: 閉じ込めダンパー	1類: 耐震重要度分類第1類
	——	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込め弁	2類: 耐震重要度分類第2類
	.....	: 撤去部		: フィルタユニット (設備排気用)	3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W 1 設-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
 (系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)) (1 / 2)



## 【凡例】


—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

—○— : 閉じ込めダンパー

—◇— : 閉じ込め弁

—— : フィルタユニット（設備排気用）

1 類 : 耐震重要度分類第 1 類

2 類 : 耐震重要度分類第 2 類

3 類 : 耐震重要度分類第 3 類

図ト-W 1 設-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図  
(系統 4 (急冷塔給気)、系統 3 (フィルタ冷却給気)、系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気)) (2 / 2)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6049}	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	{6060}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	{6071}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁
{6050}	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	{6061}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	{6071-2}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁
{6051}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	{6062}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	{6071-3}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁
{6052}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	{6063}	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) ダクト	{6071-4}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁
{6053}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	{6064}	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) ダクト	{6072}	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
{6054}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	{6065}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) ダクト	{6073}	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6055}	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	{6066}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) ダクト	{6074}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6056}	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	{6067}	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6075}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6057}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	{6068}	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6076}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー
{6058}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	{6069}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6076-2}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー
{6059}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	{6070}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6076-3}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー

図ト-W 1 設-2-1 (7) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)



管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6076-4}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	{6077-3}	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	{6079}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト
{6077}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	{6077-4}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ		
{6077-2}	気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	{6078}	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン		

(系統 2 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{6124}	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	—	—
{6131}	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	—	—
{6145}	湿式除染機 湿式除染部	—	—
{6146}	湿式除染機 水洗除染タンク	—	—

(系統 3 (局所排気系統))

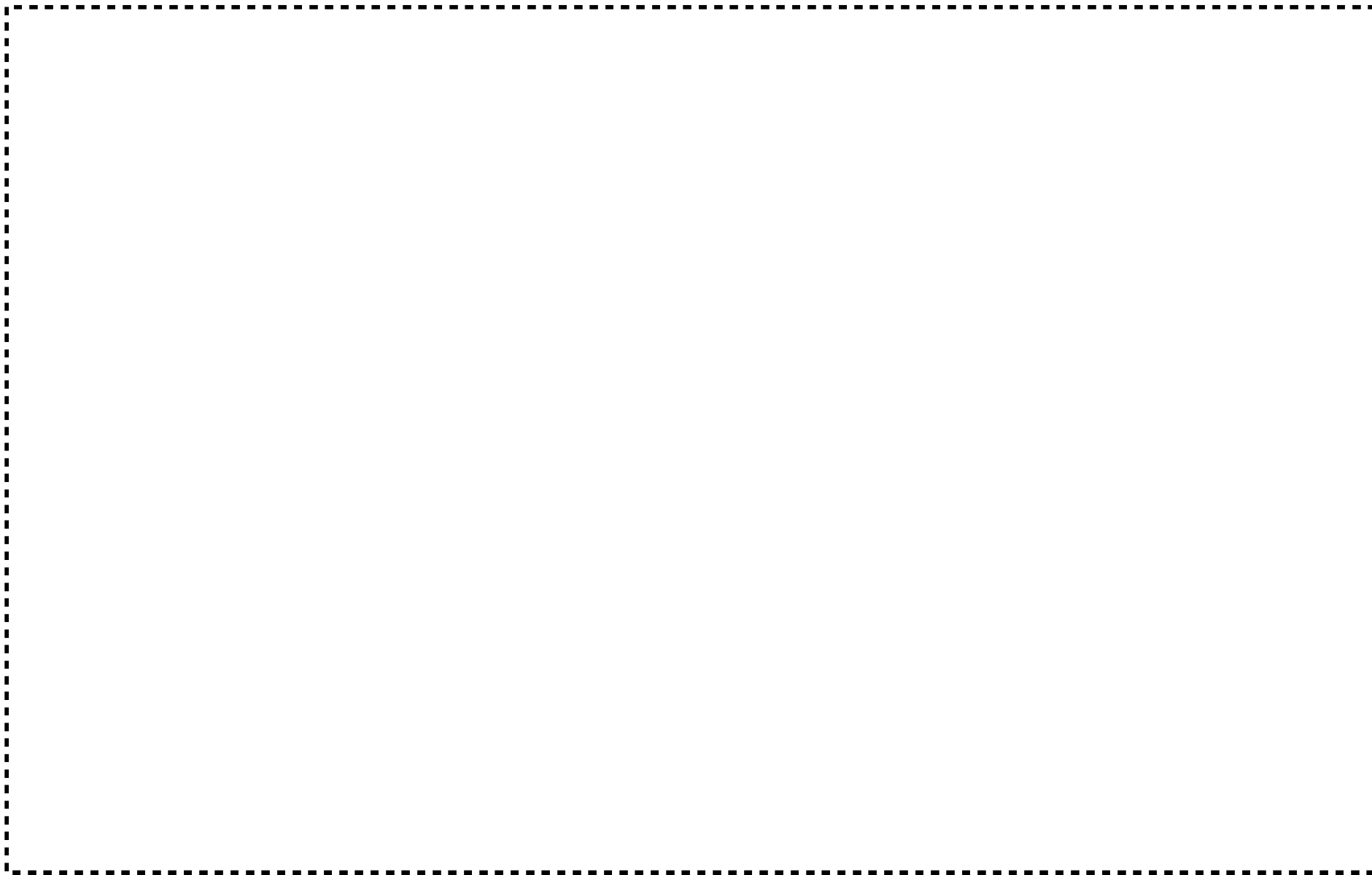
管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	○	—

(系統 4 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{6141}	焼却設備 前処理フード	○	—
{6142}	焼却設備 フィルタ処理フード	○	—
{6143}	焼却設備 投入リフト	○	—
{6144}	焼却設備 急冷塔	—	—
{6147}	乾式除染機	○	—
####	切断設備 高速切断機	○	—

図ト-W 1 設-2-1 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

1361

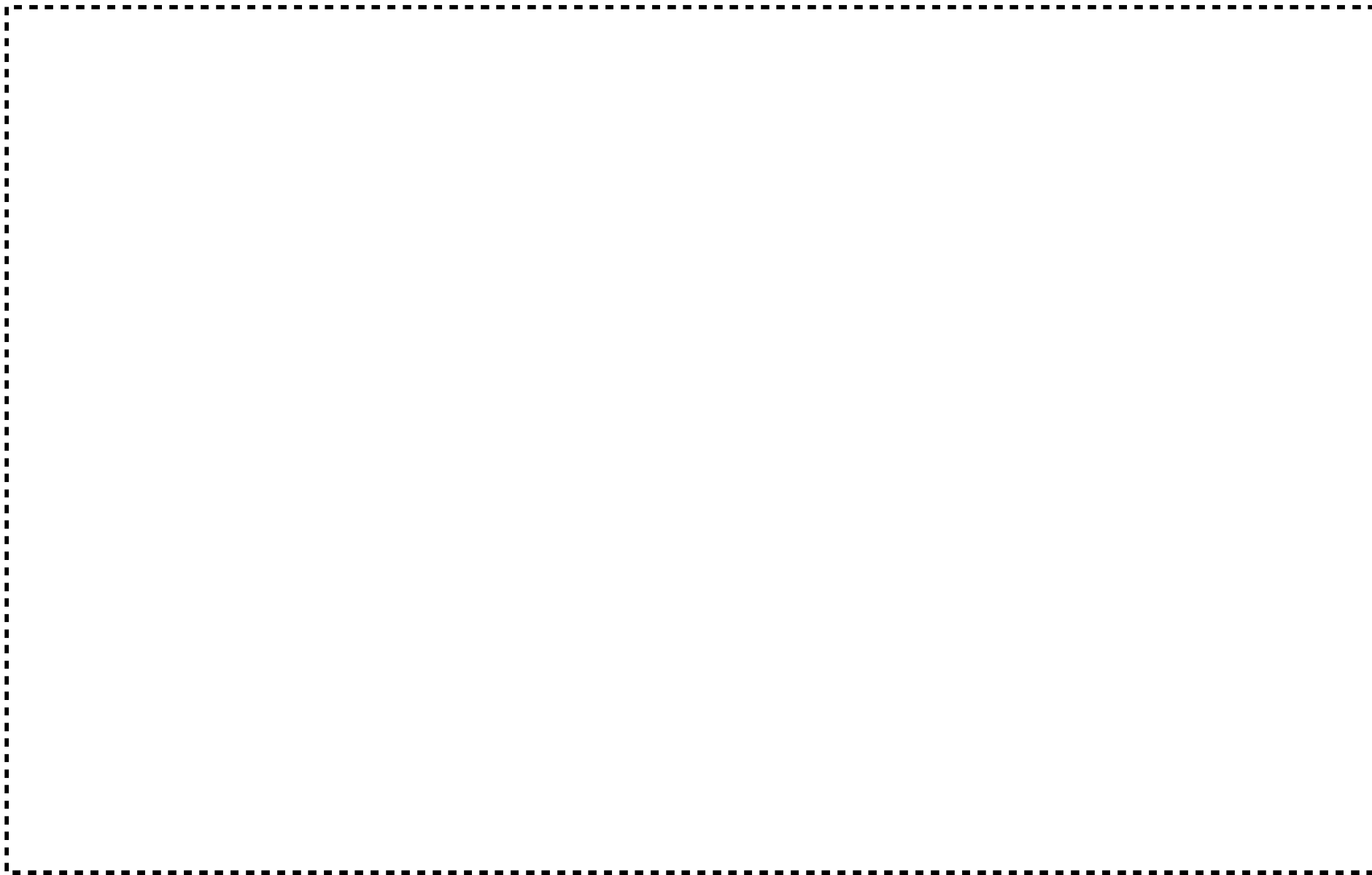


図ト-W 1 設-2-2 (1) 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1362

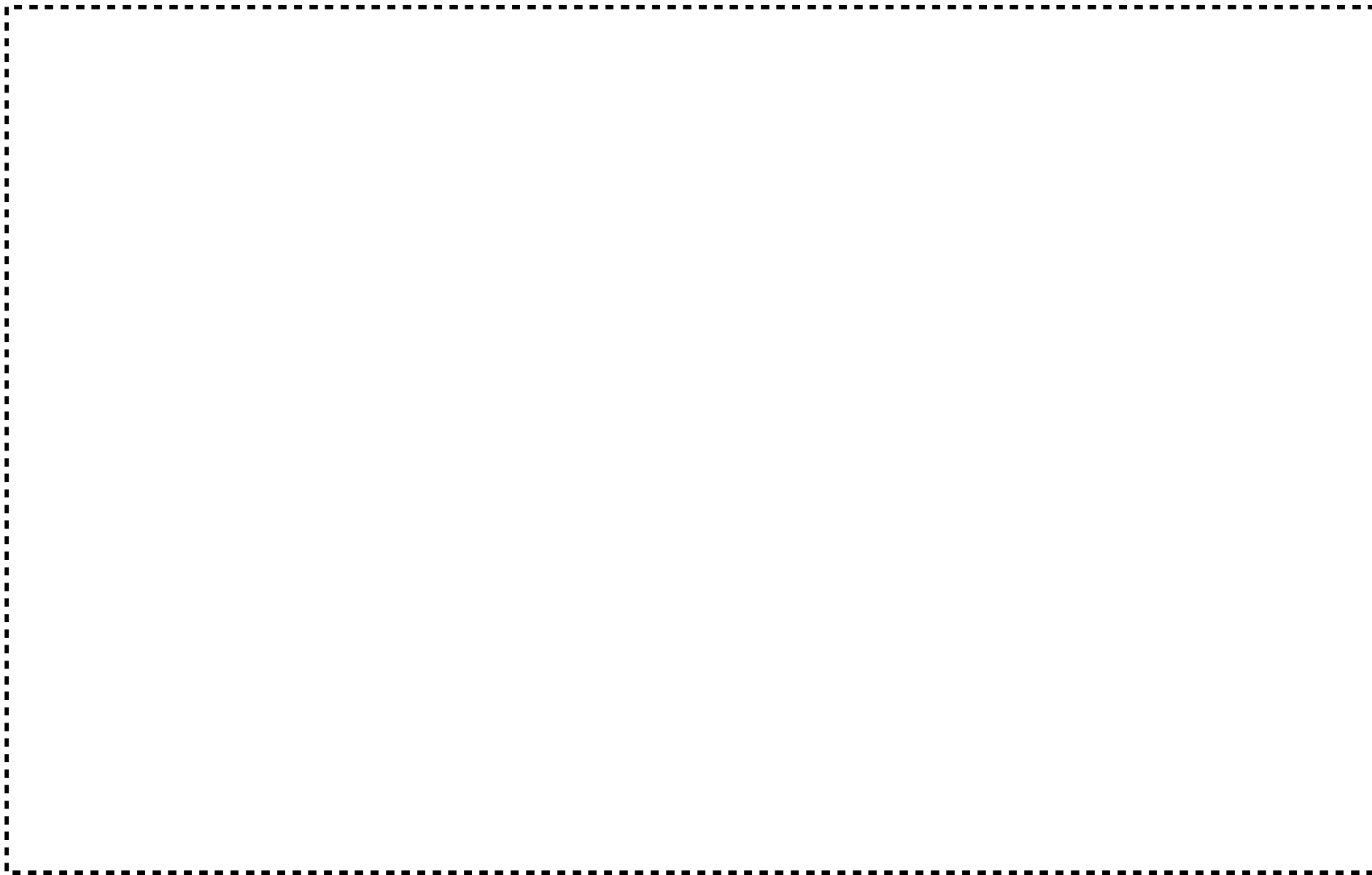


図ト-W 1 設-2-2 (2) 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

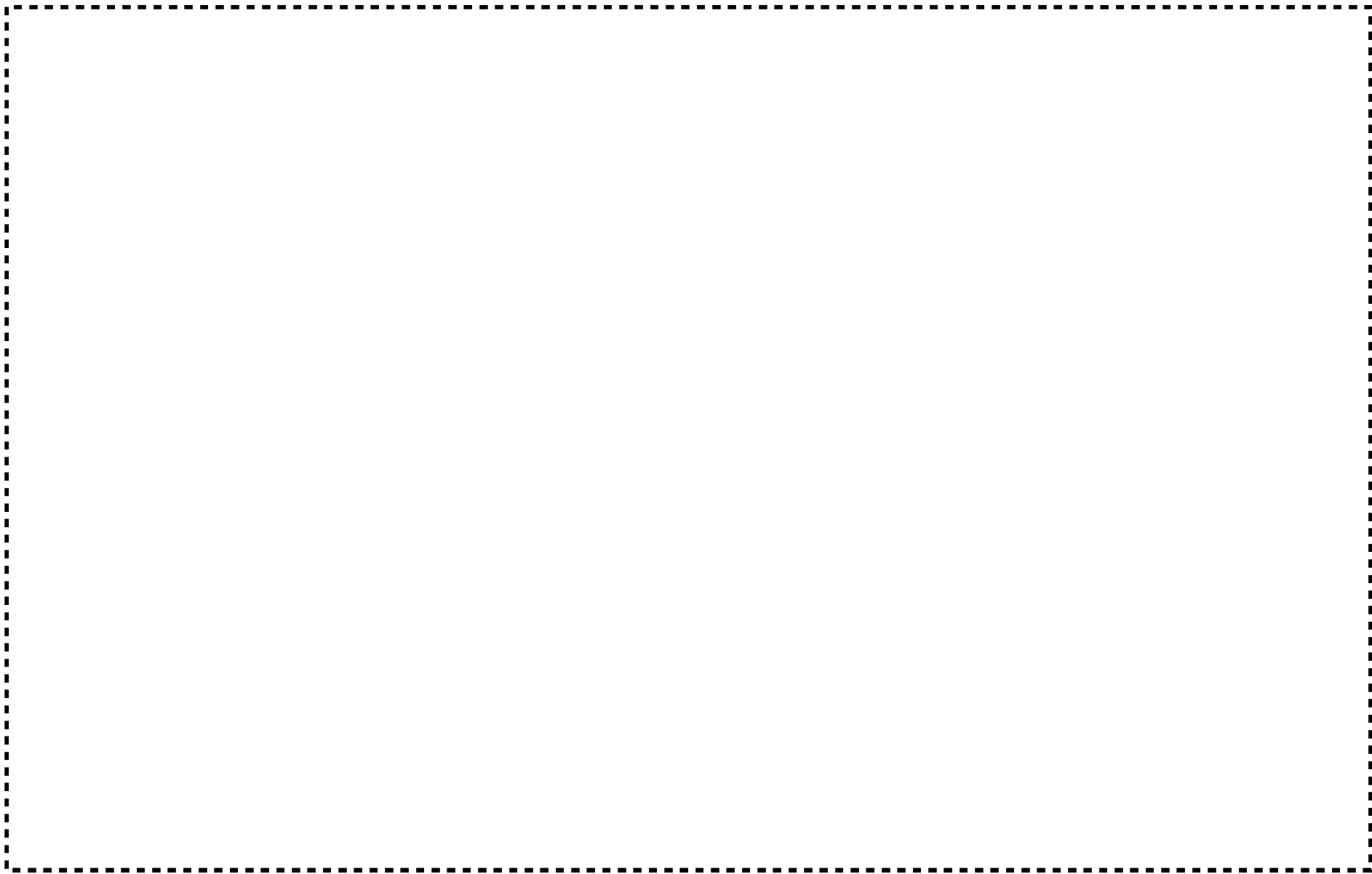
1363



図ト-W 1 設-2-2 (3) 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



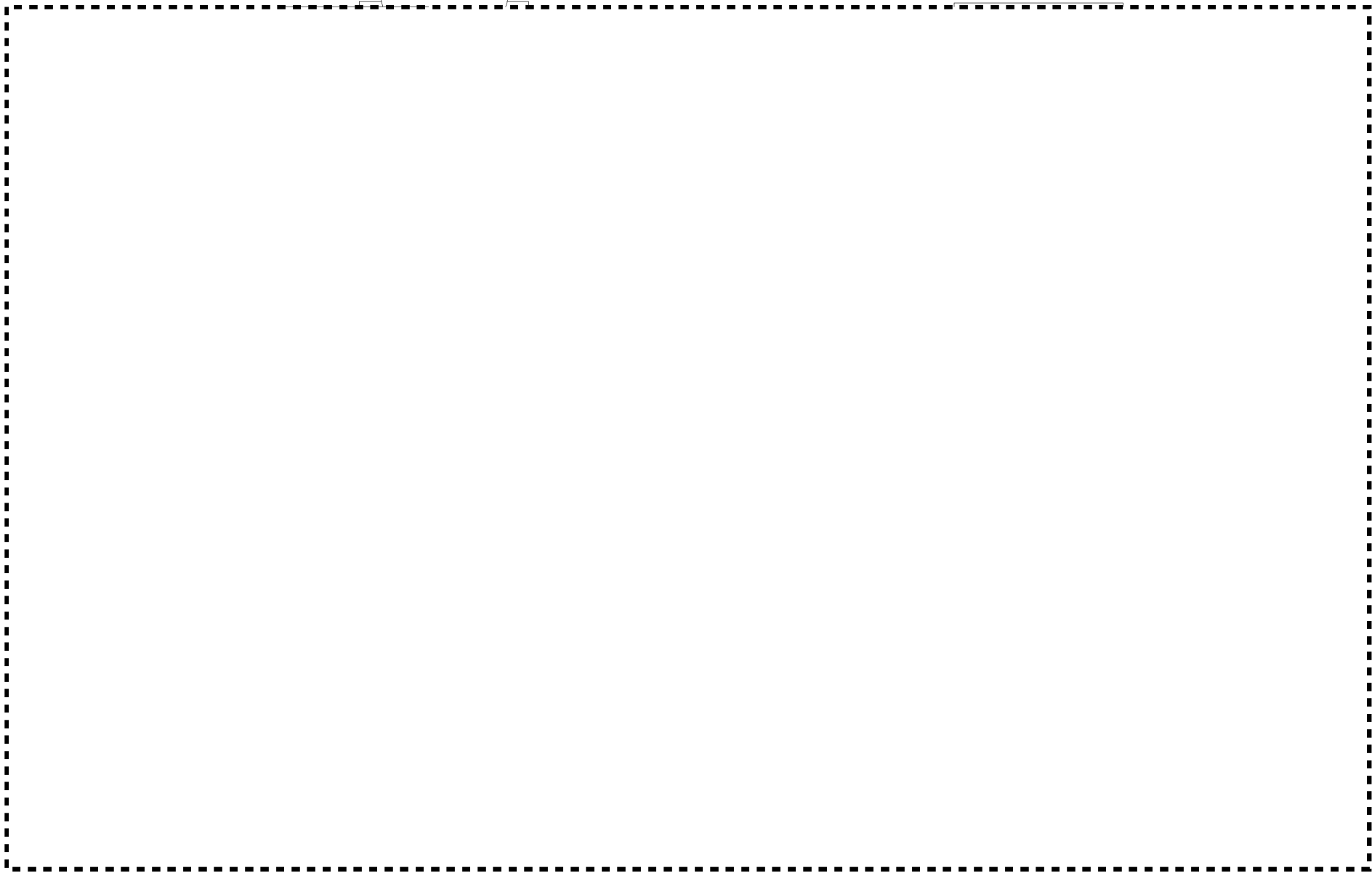
図ト-W 1 設-2-2 (4) 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



1365

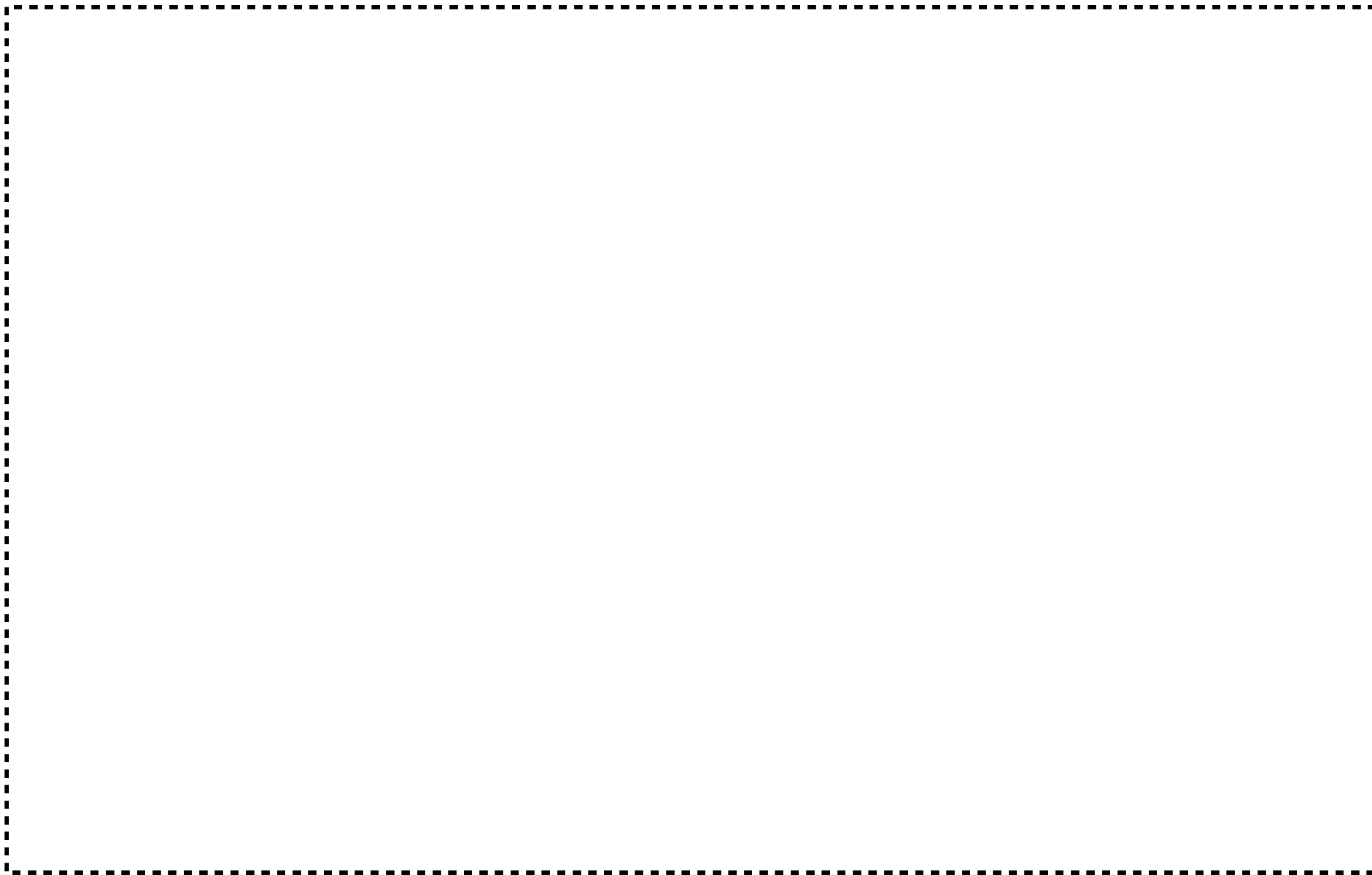


図ト-W 1 設-2-2 (5) 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1366

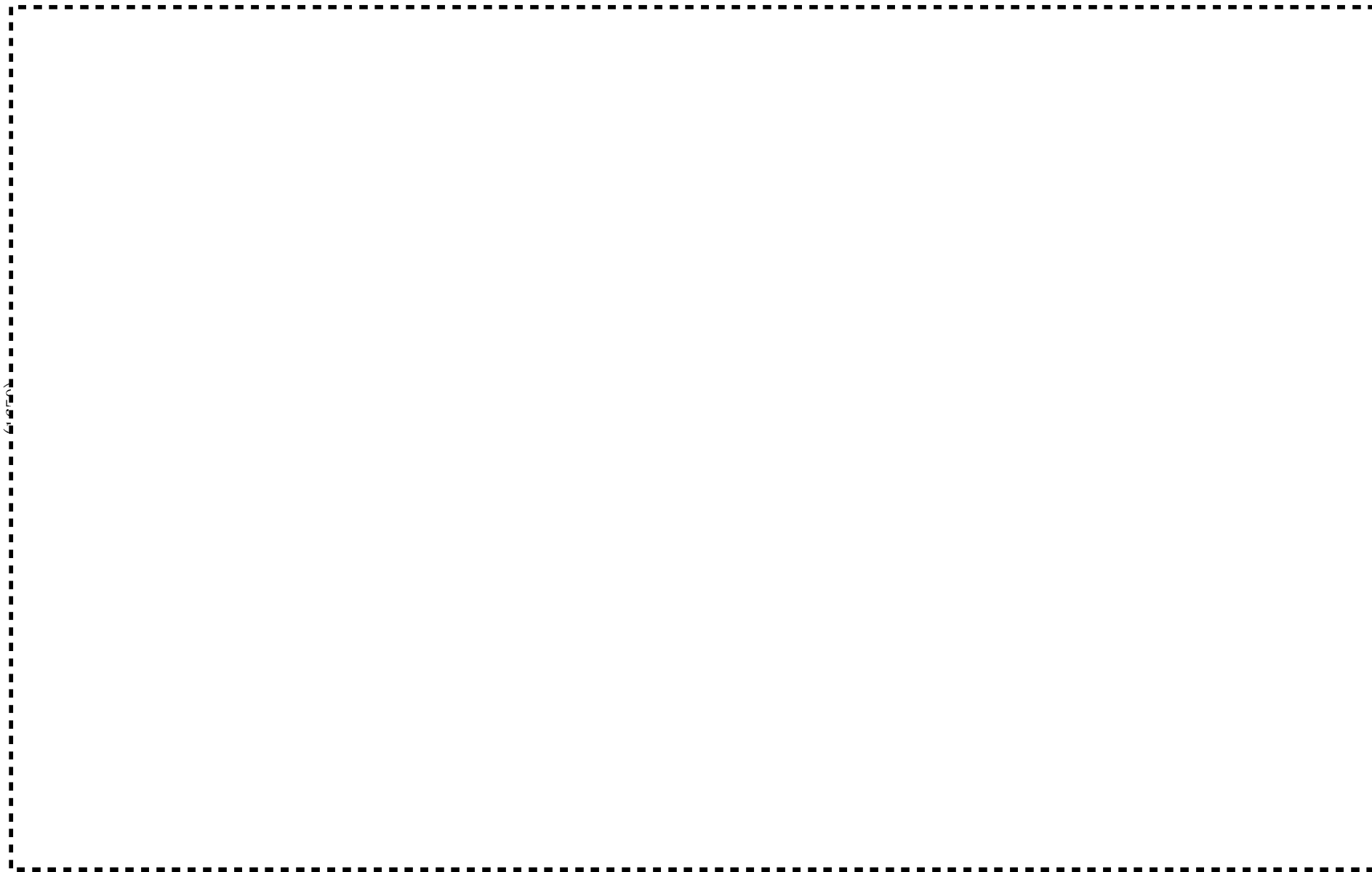


図ト-W1設-2-2(6) 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



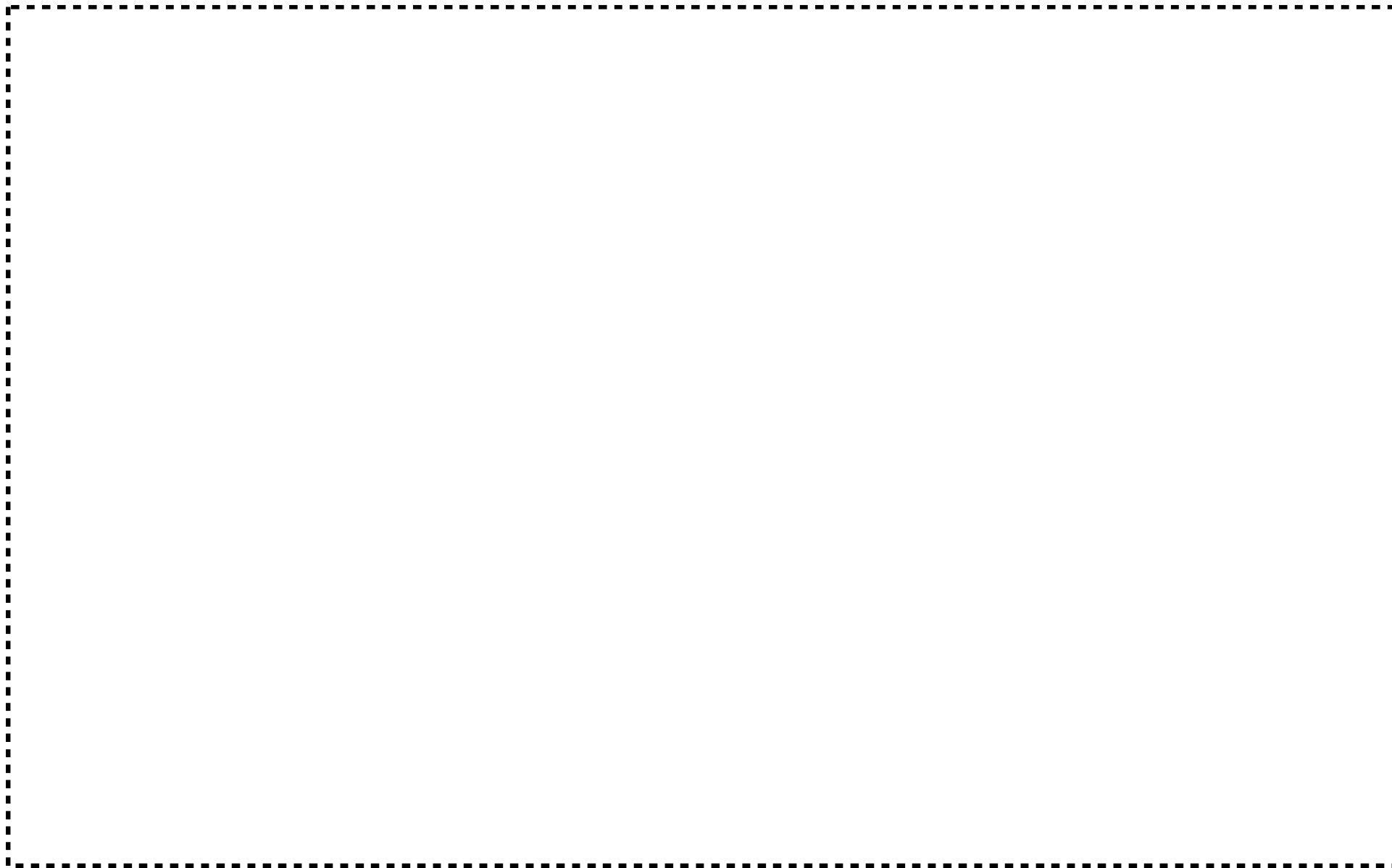


図ト-W1 設-2-2 (7) 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1368

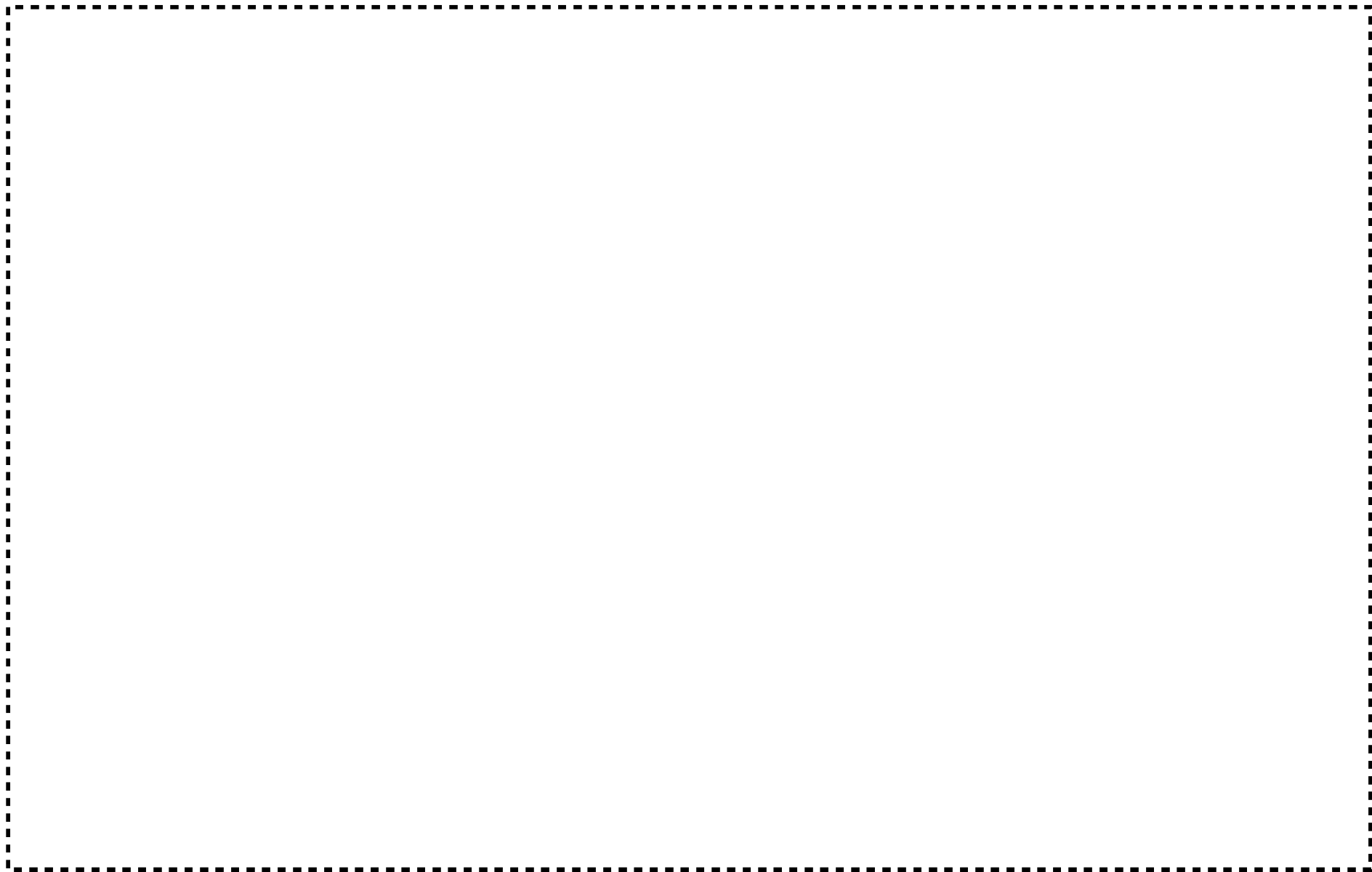


図ト-W1 設-2-2 (8) 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1369

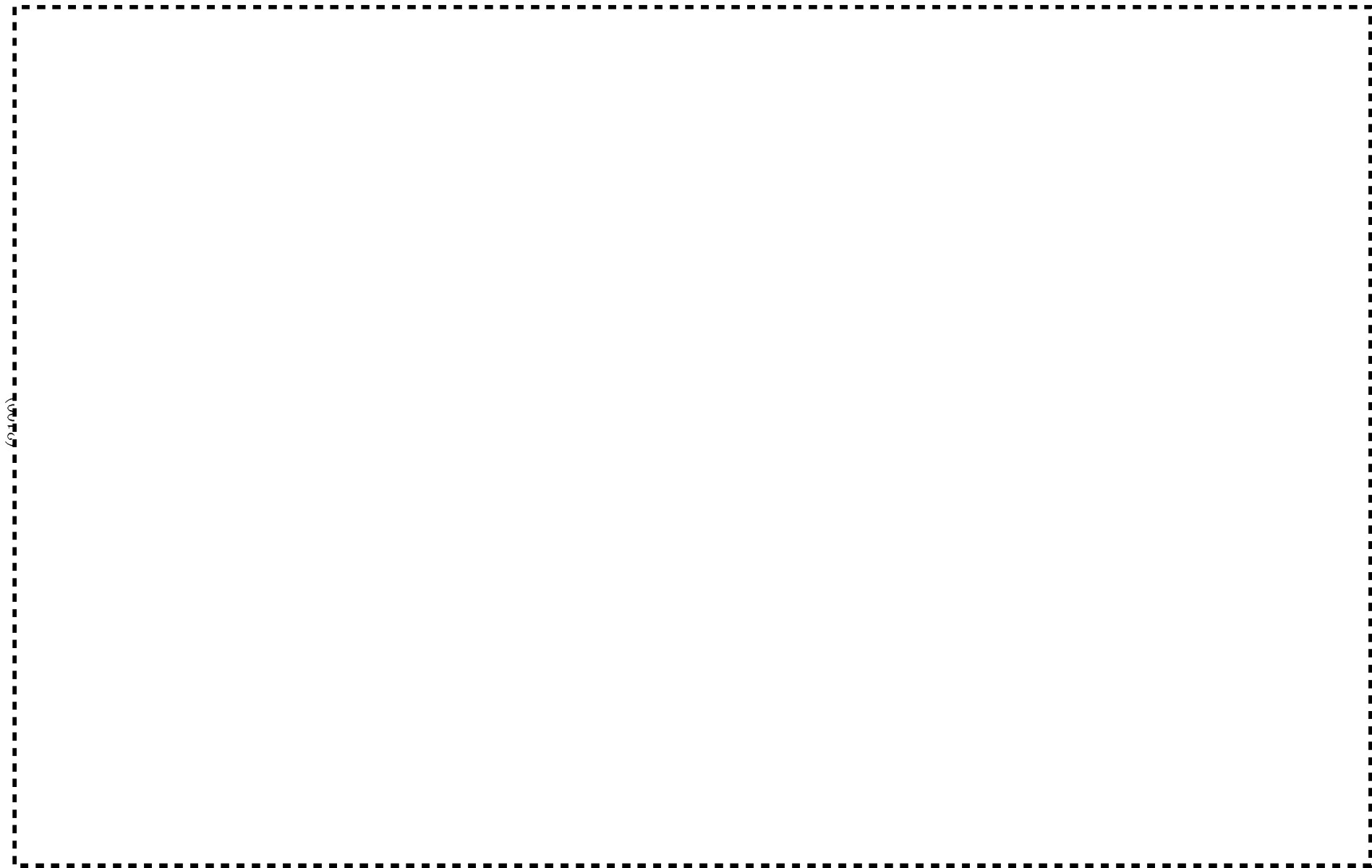


図ト-W1 設-2-2 (9) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1370

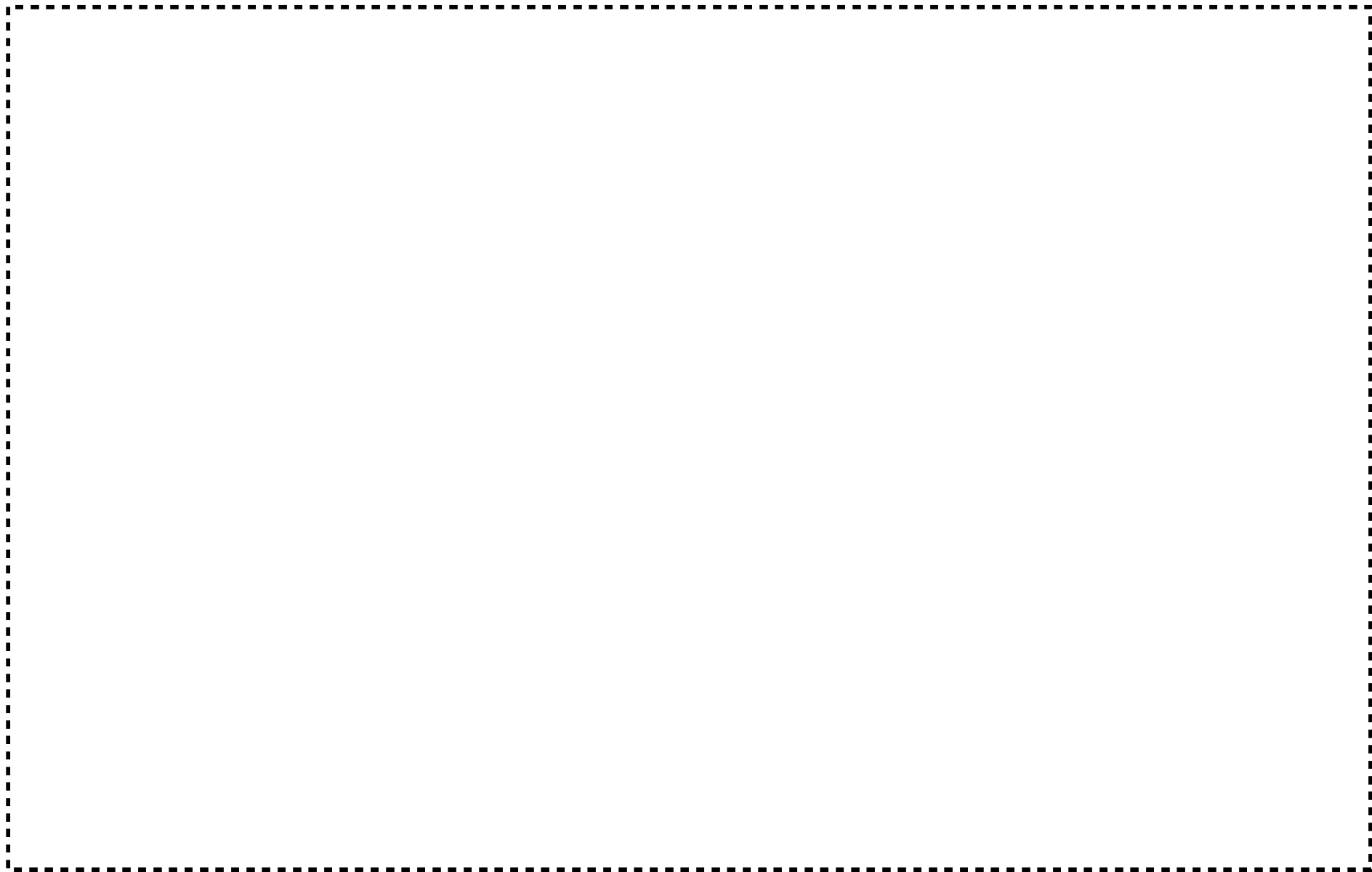


図ト-W 1 設-2-2 (10) 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1371

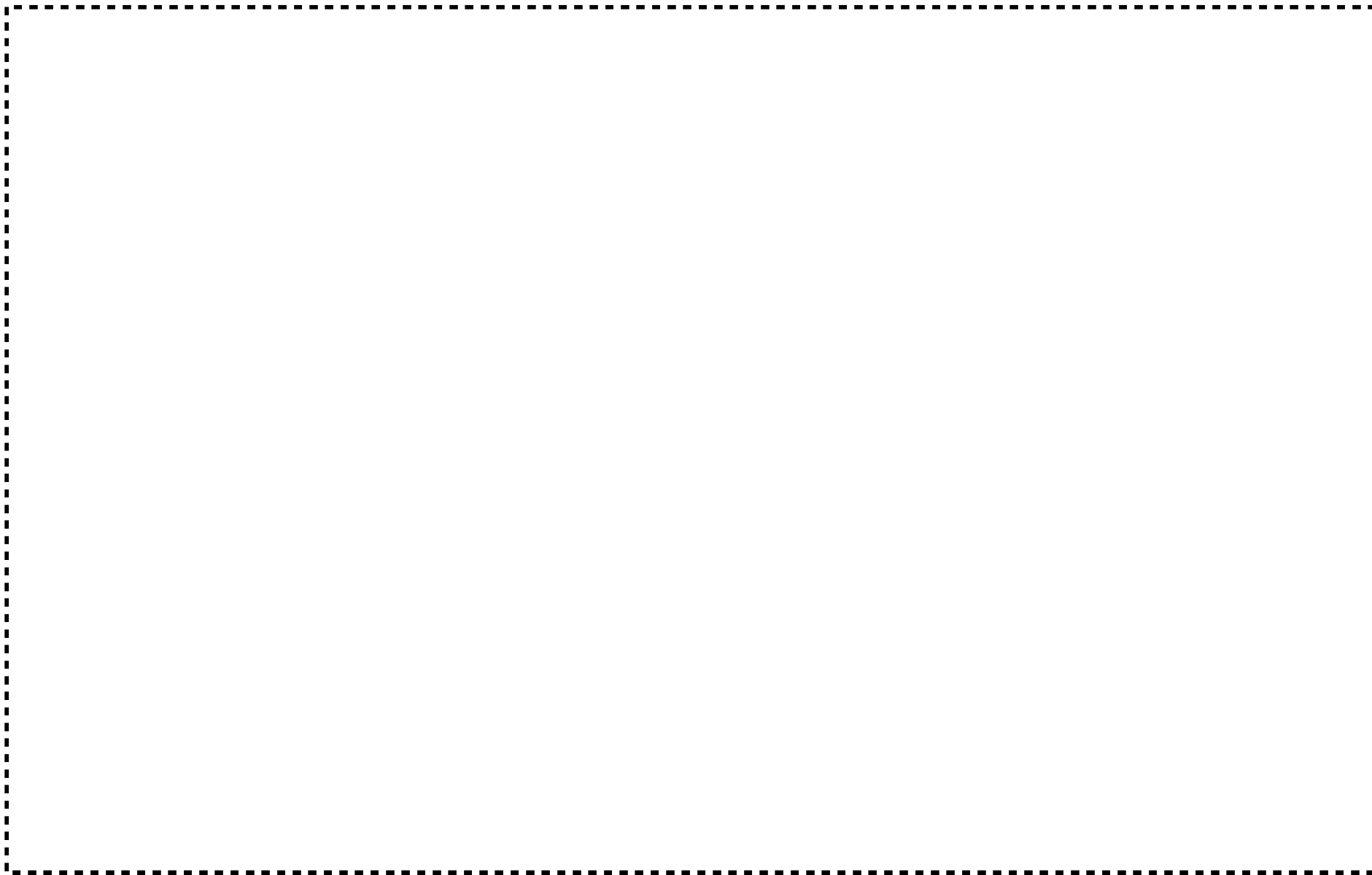


図ト-W 1 設-2-2 (1 1) 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1372

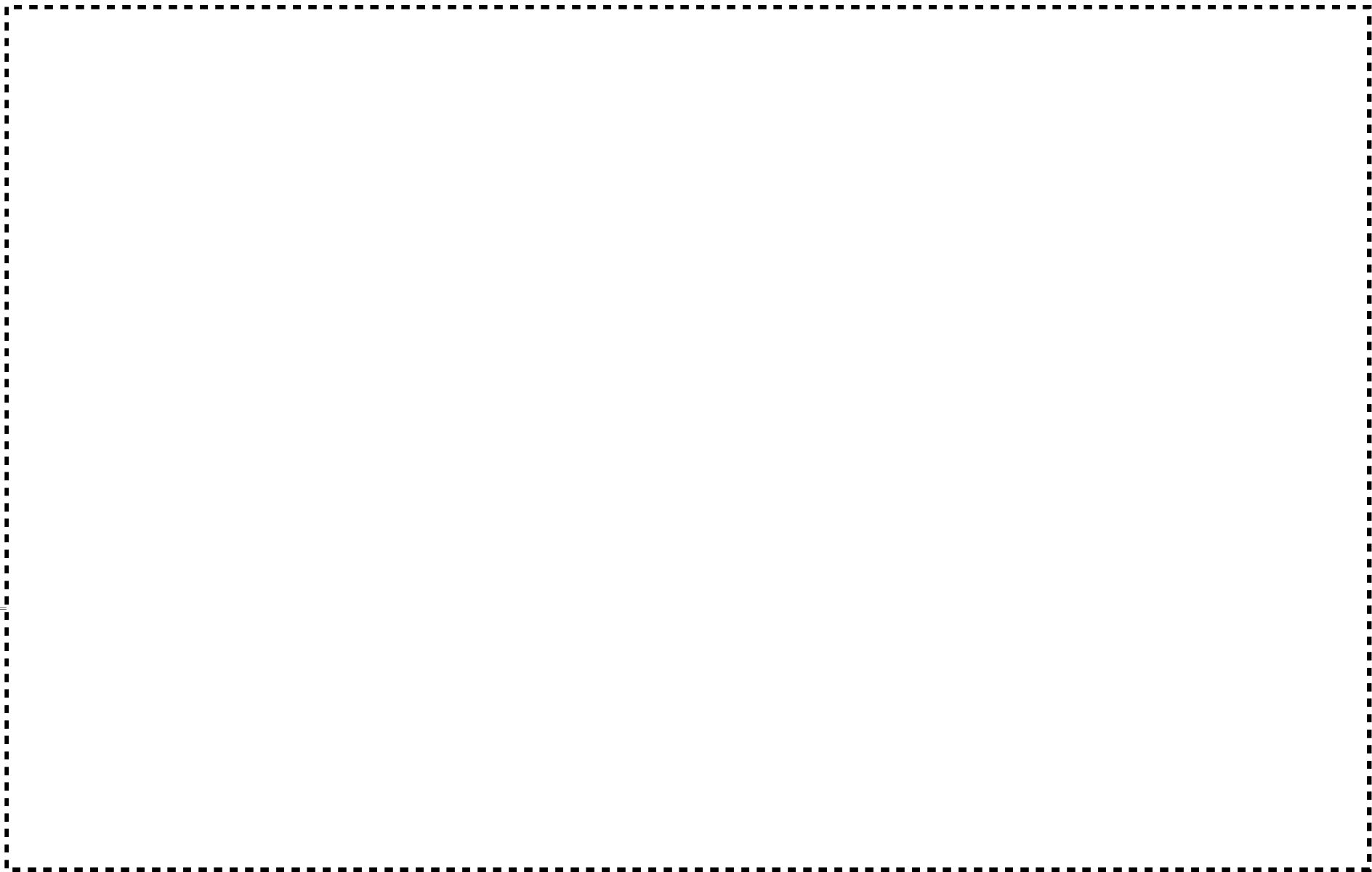


図ト-W 1 設-2-2 (1 2) 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

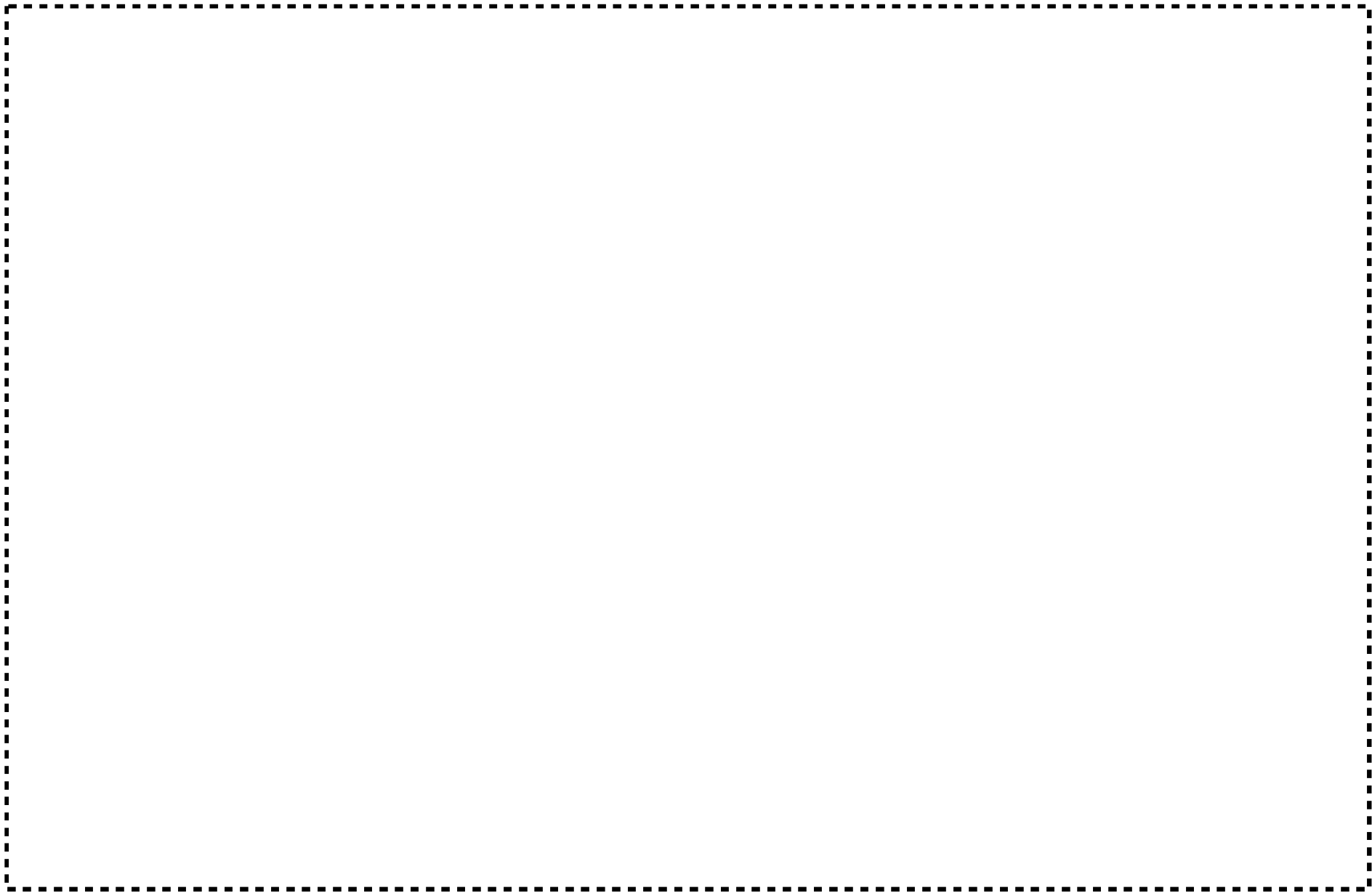
1373



図ト-W 1 設-2-2 (1 3) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



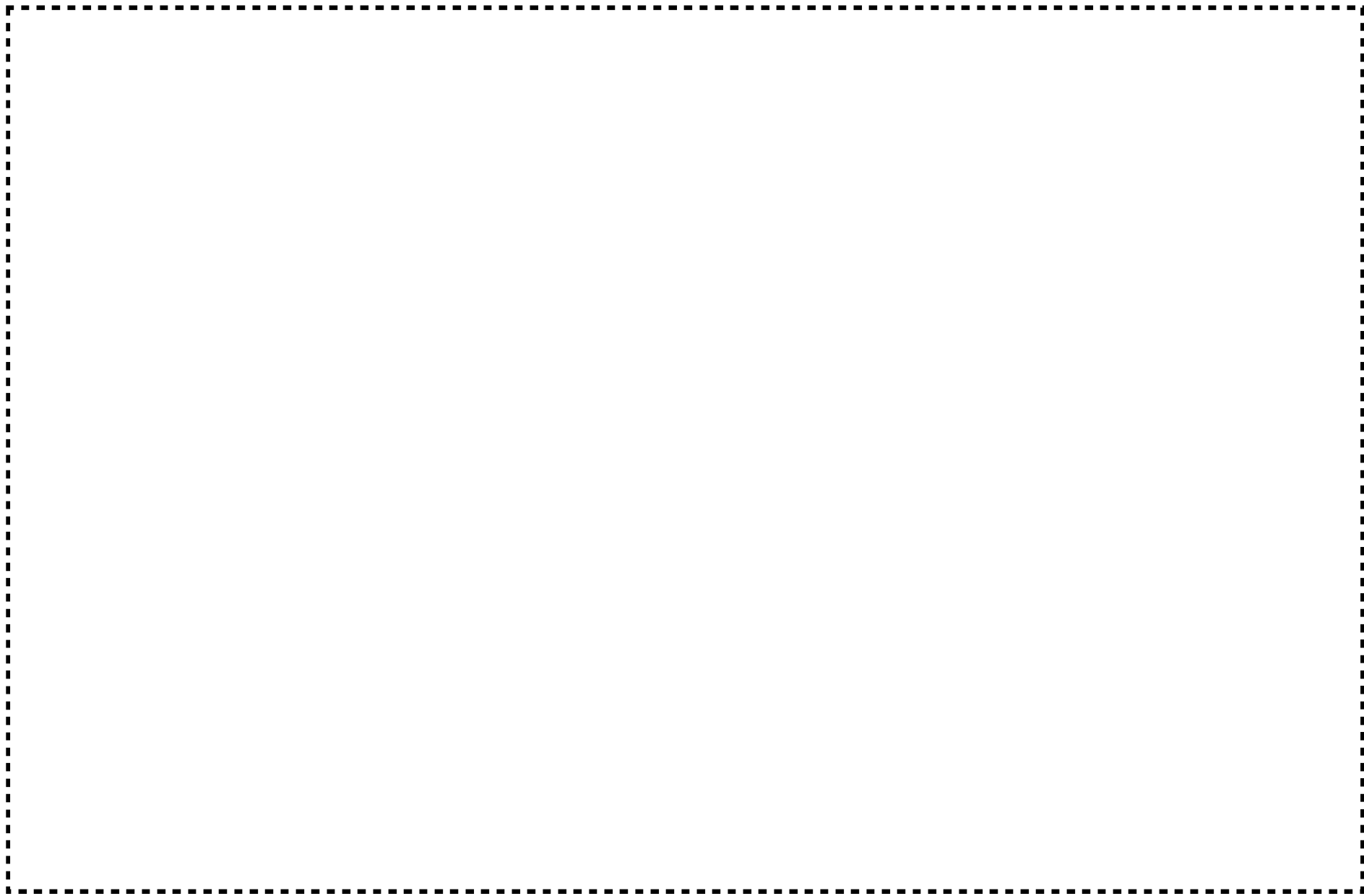
図ト-W1 設-2-2 (14) 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



1375



図ト-W1設-2-2(15) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

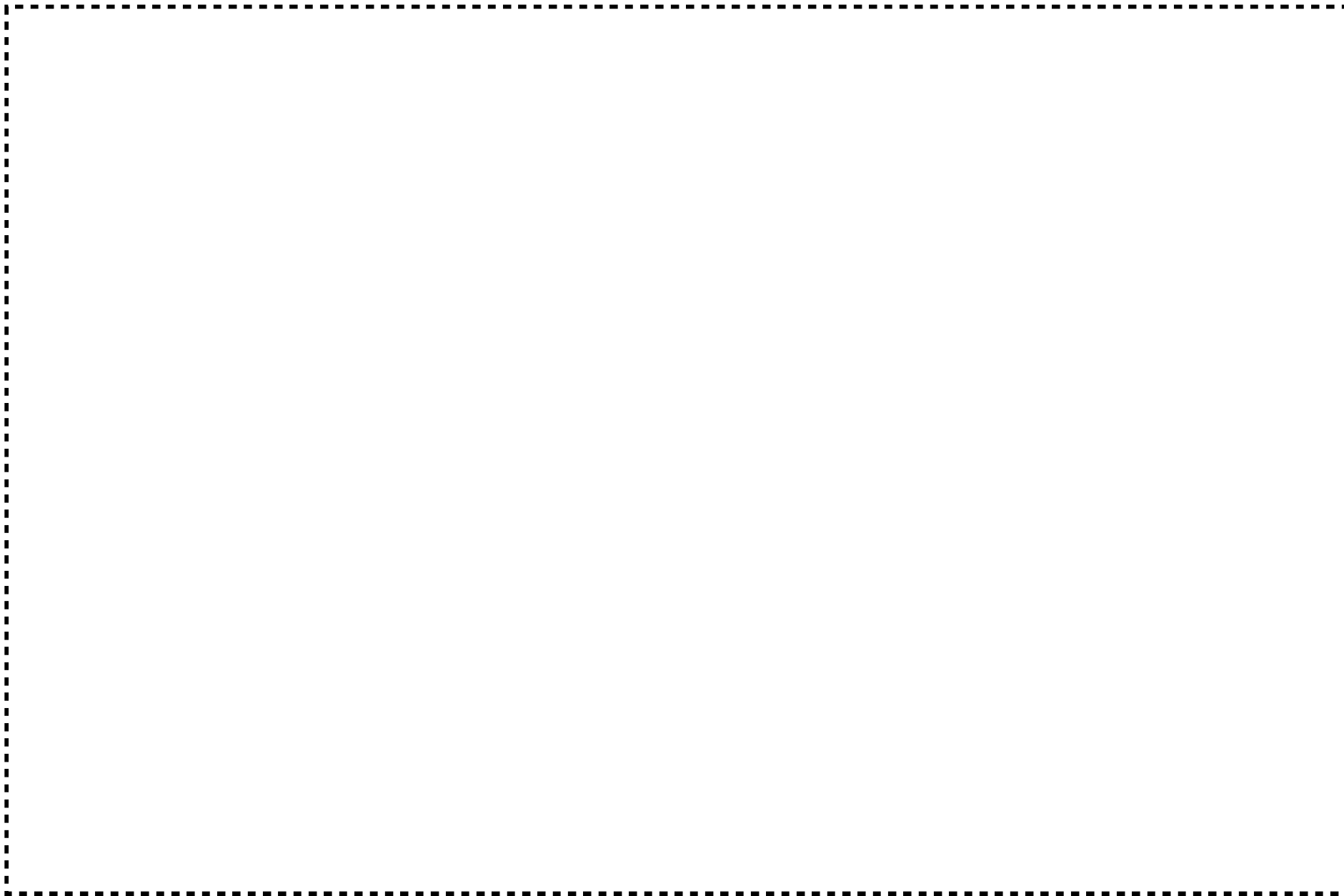
(単位 mm)

1376

図ト-W1 設-2-2 (16) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ (1/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

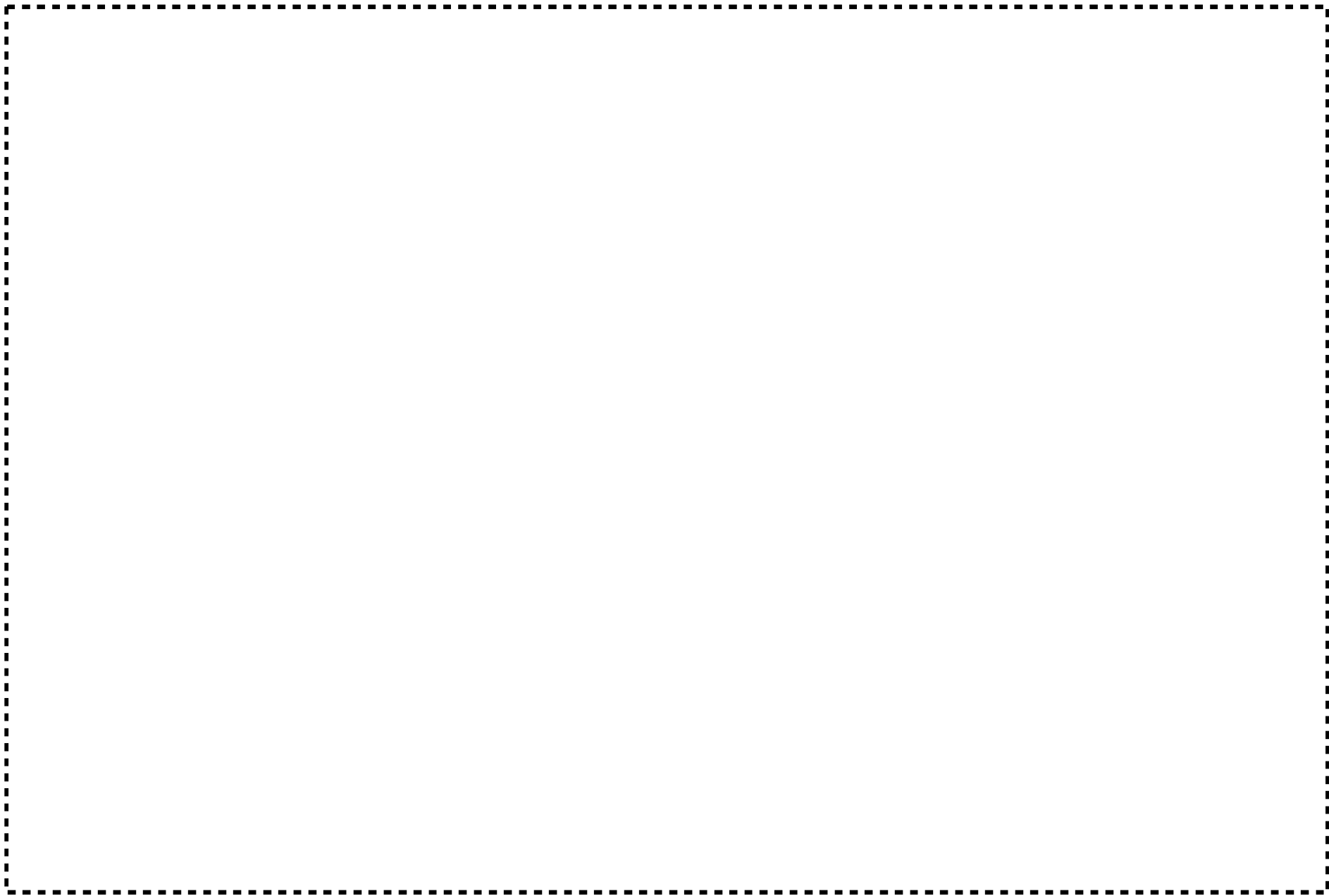
(単位 mm)



図ト-W1設-2-2 (16) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ (2/3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

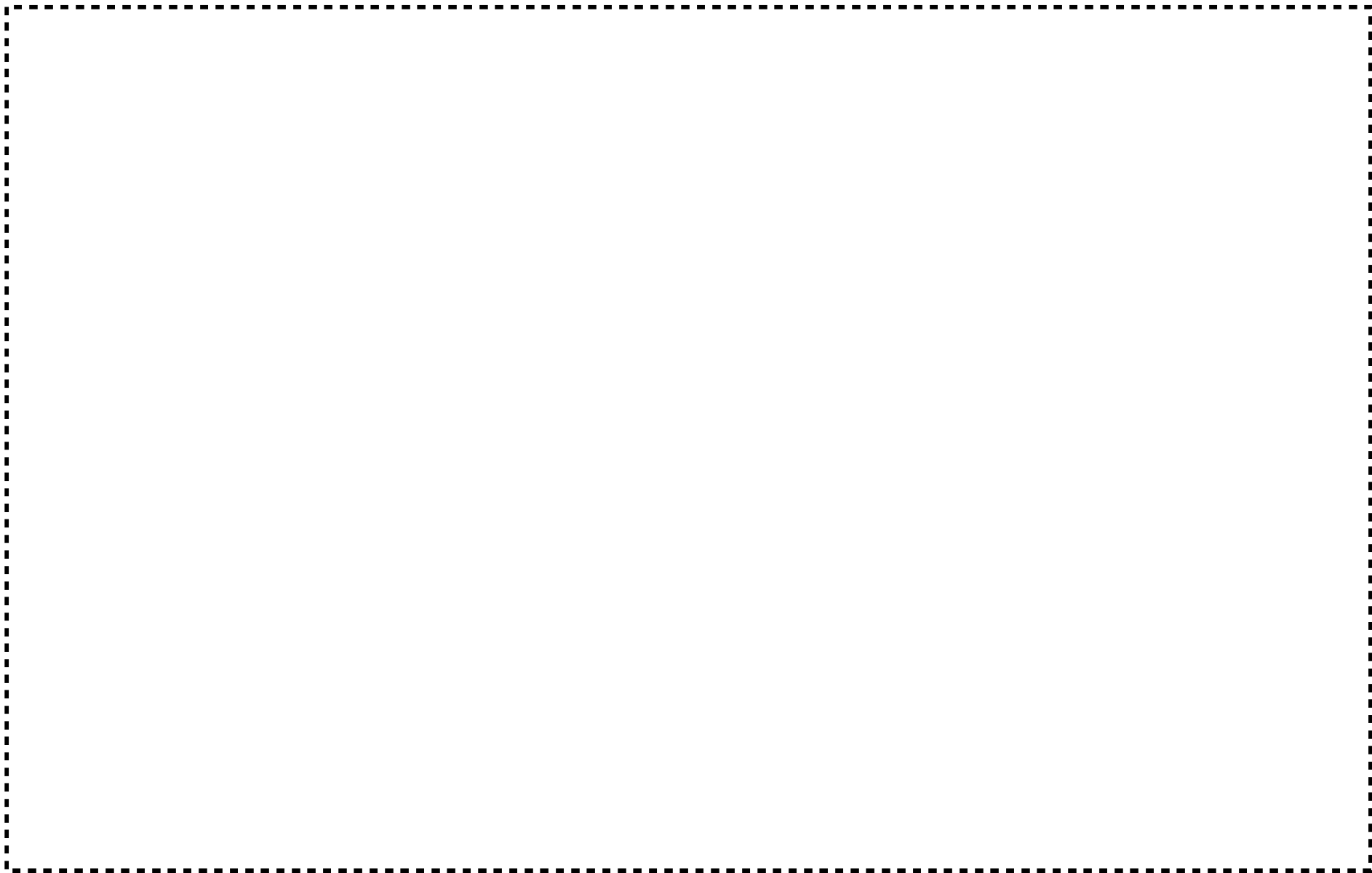
(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (16) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ (3/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

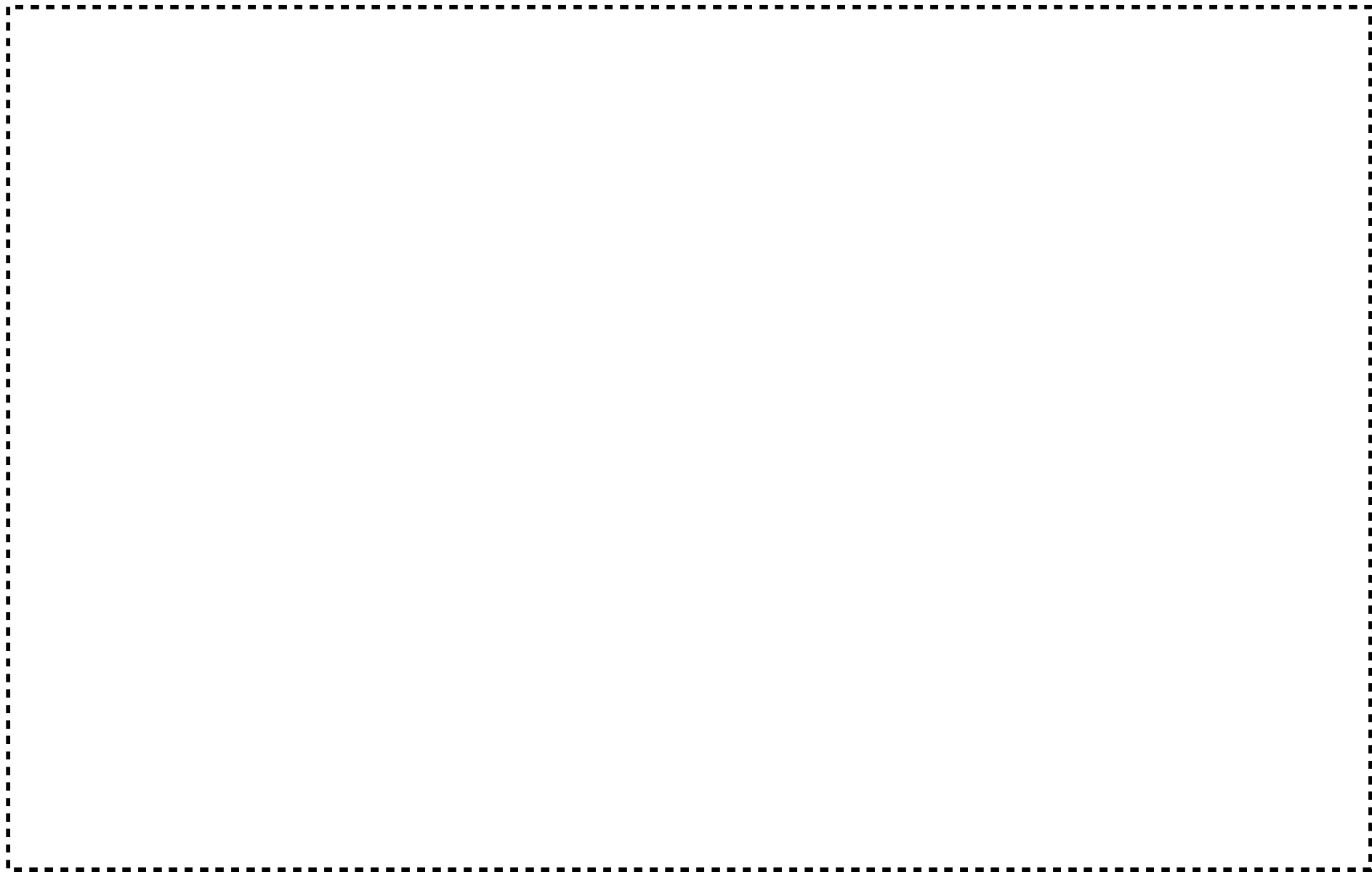


図ト-W1 設-2-2 (17) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1380

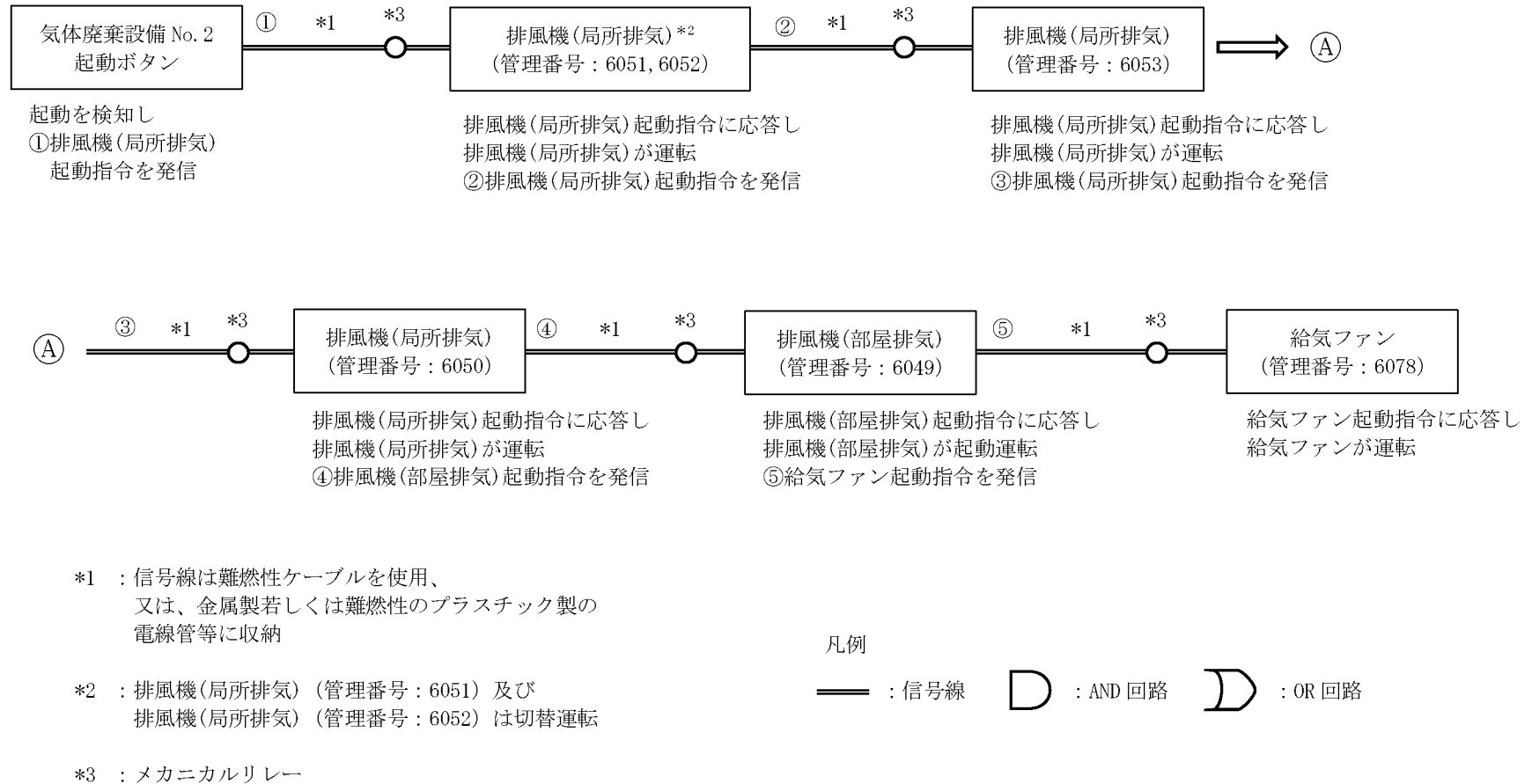


図ト-W 1 設- 2 - 3 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 差圧計及び監視配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 起動時



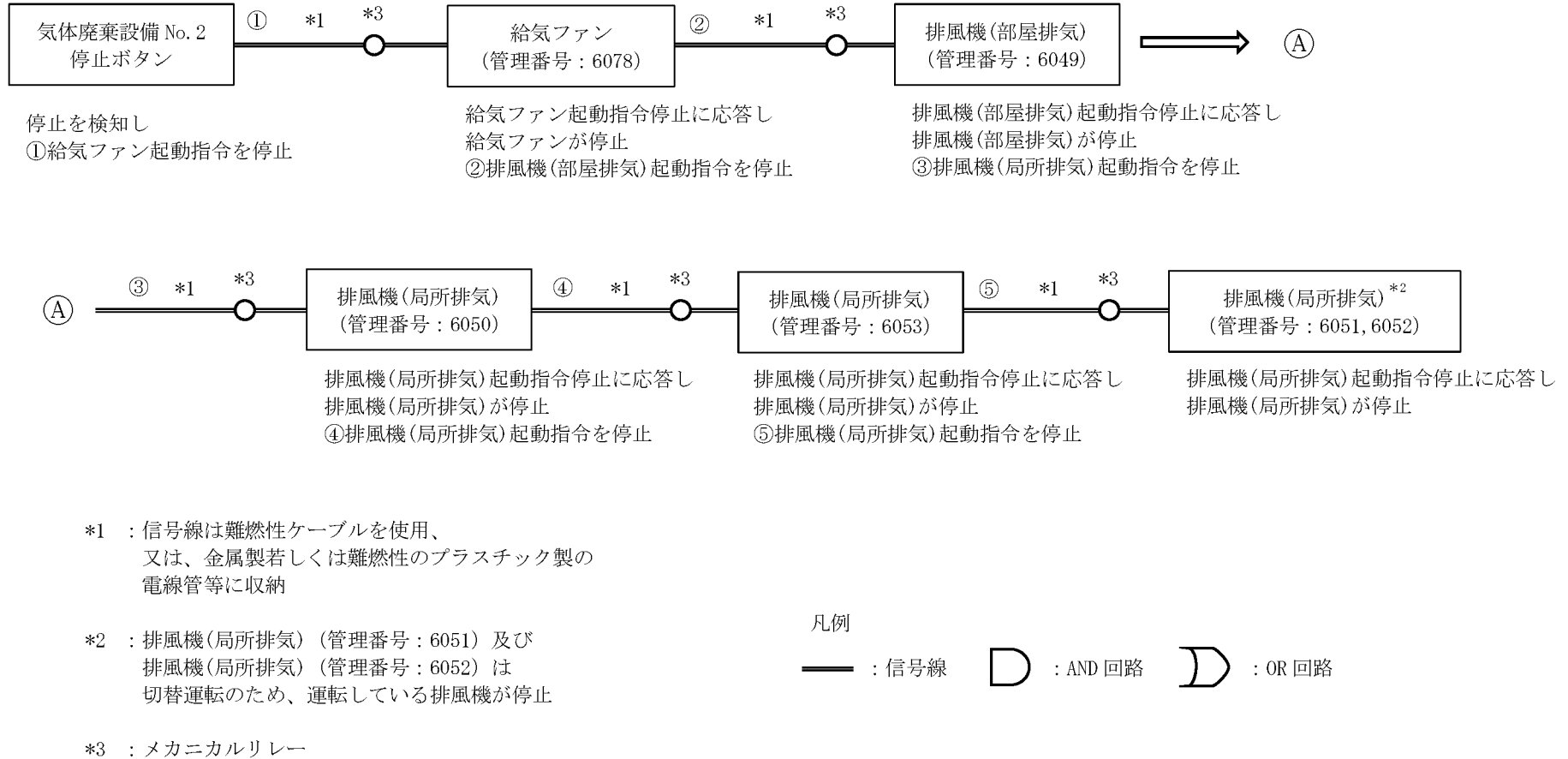
1381

図ト-W1 設-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)  
(1/2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 停止時

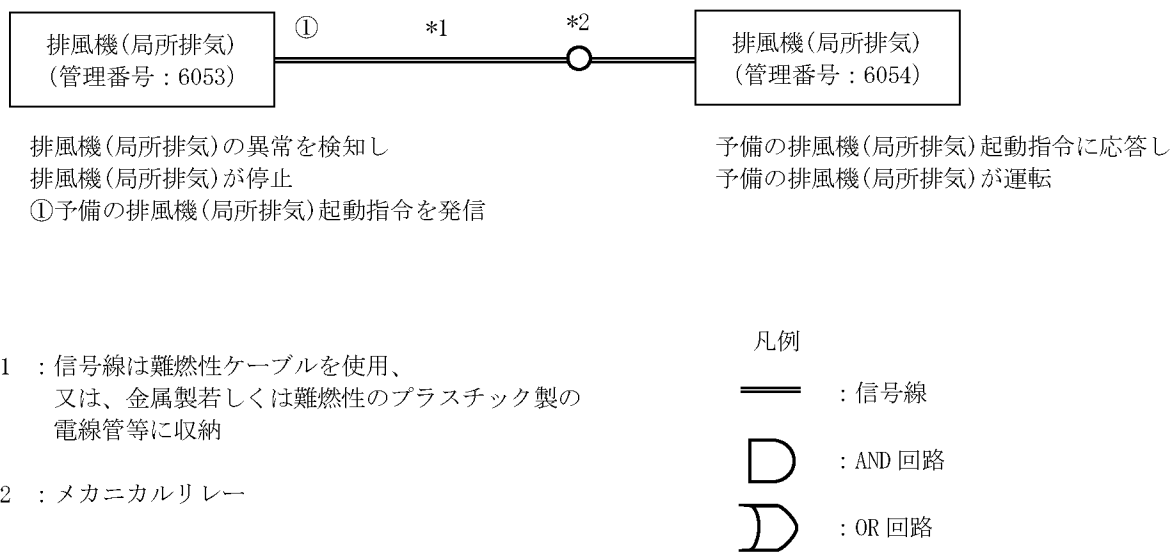


図ト-W1 設-2-4 (1) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)  
(2/2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



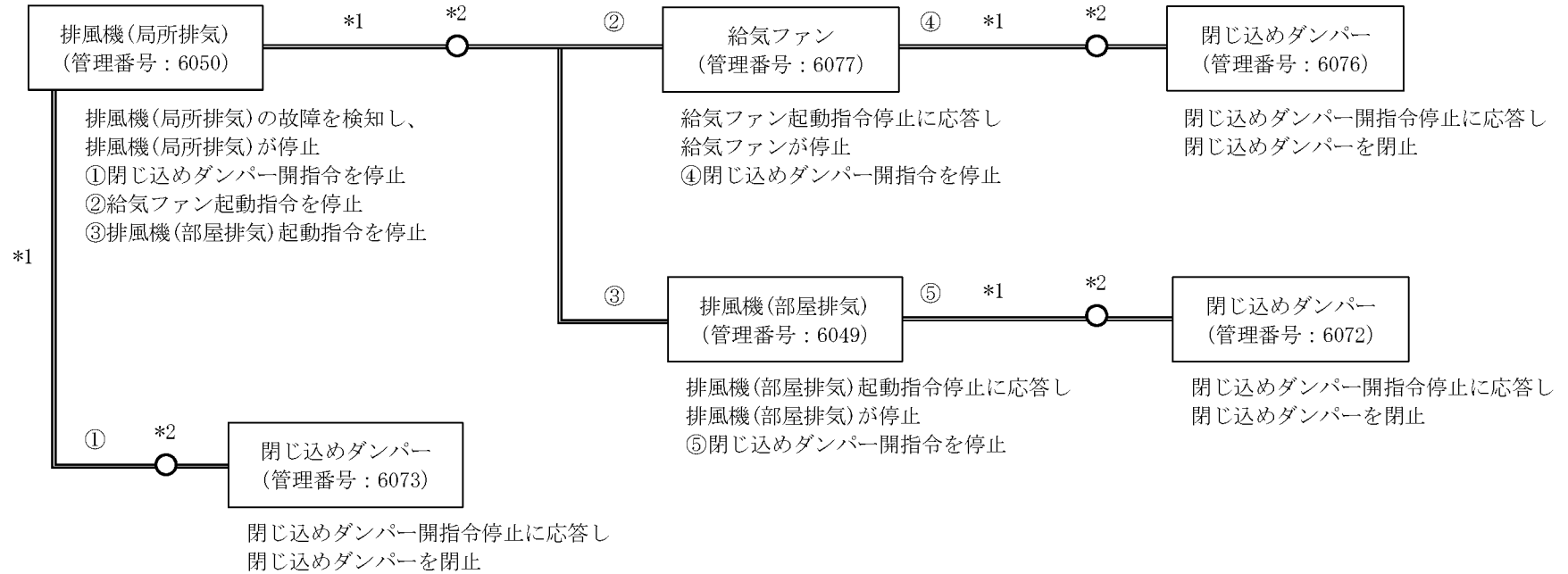


図ト-W 1 設-2-4 (2) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)  
インターロック信号系統図 (故障時の排風機起動機構)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 排風機異常時



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例

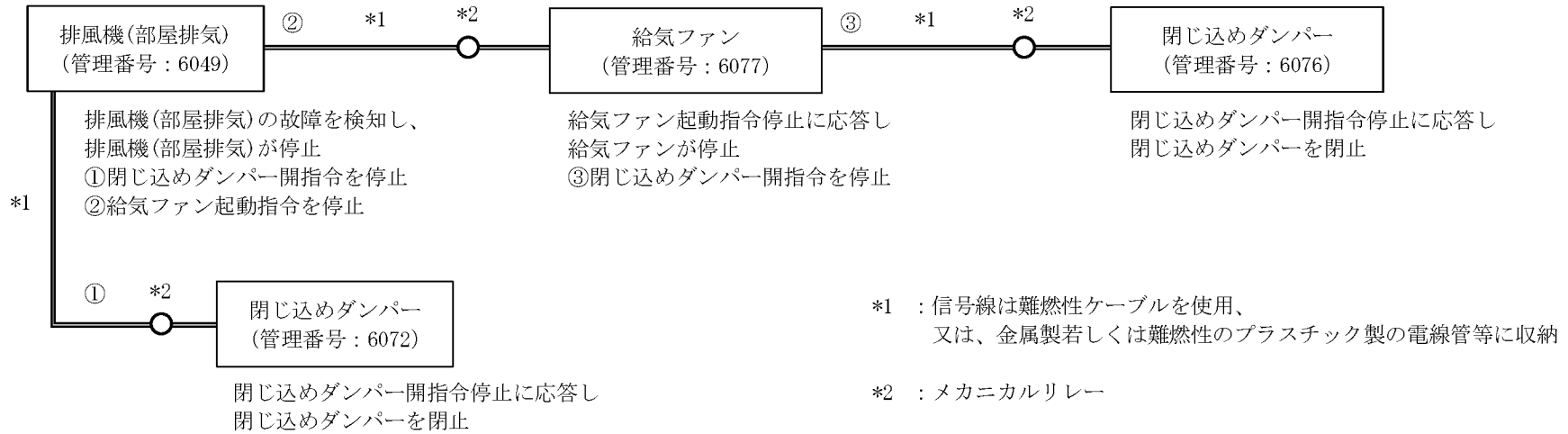
— : 信号線    D : AND 回路    DD : OR 回路

図ト-W 1 設-2-4 (3) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)  
(1 / 3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

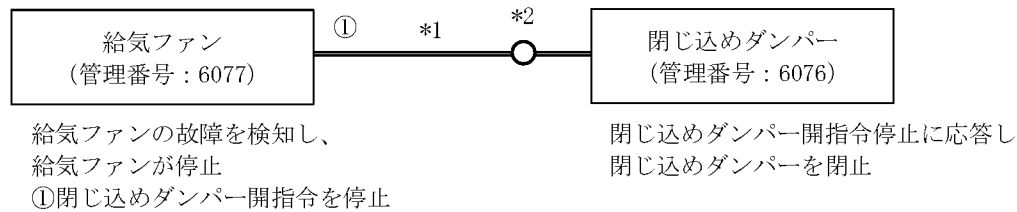
(単位 mm)

気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 排風機異常時



1385

気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン異常時



凡例

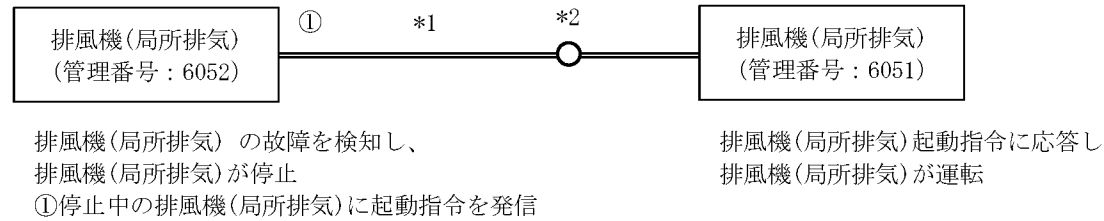
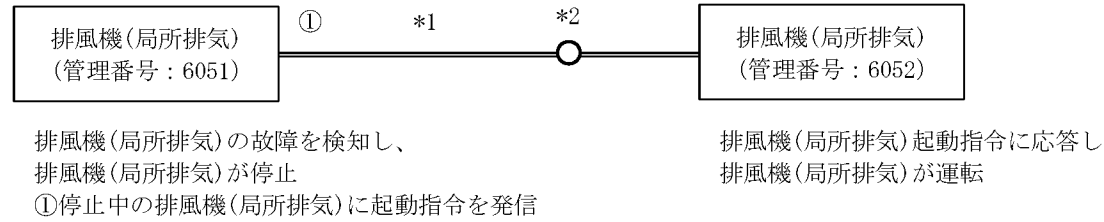
— : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図ト-W 1 設-2-4 (3) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)  
(2 / 3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 排風機異常時



- *1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *2 : メカニカルリレー

凡例

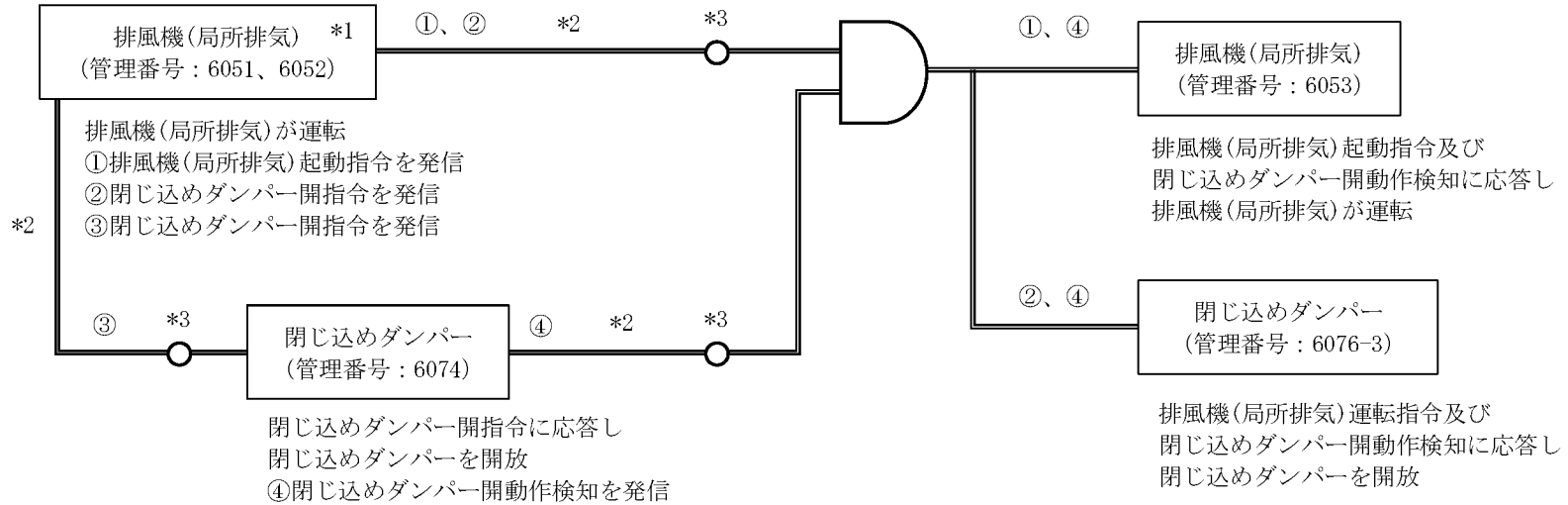
— : 信号線

D : AND 回路

D : OR 回路

図ト-W 1 設-2-4 (3) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)  
(3 / 3)

気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



- *1 : 排風機(局所排気) (管理番号: 6051) 及び  
排風機(局所排気) (管理番号: 6052) は切替運転
- *2 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *3 : メカニカルリレー

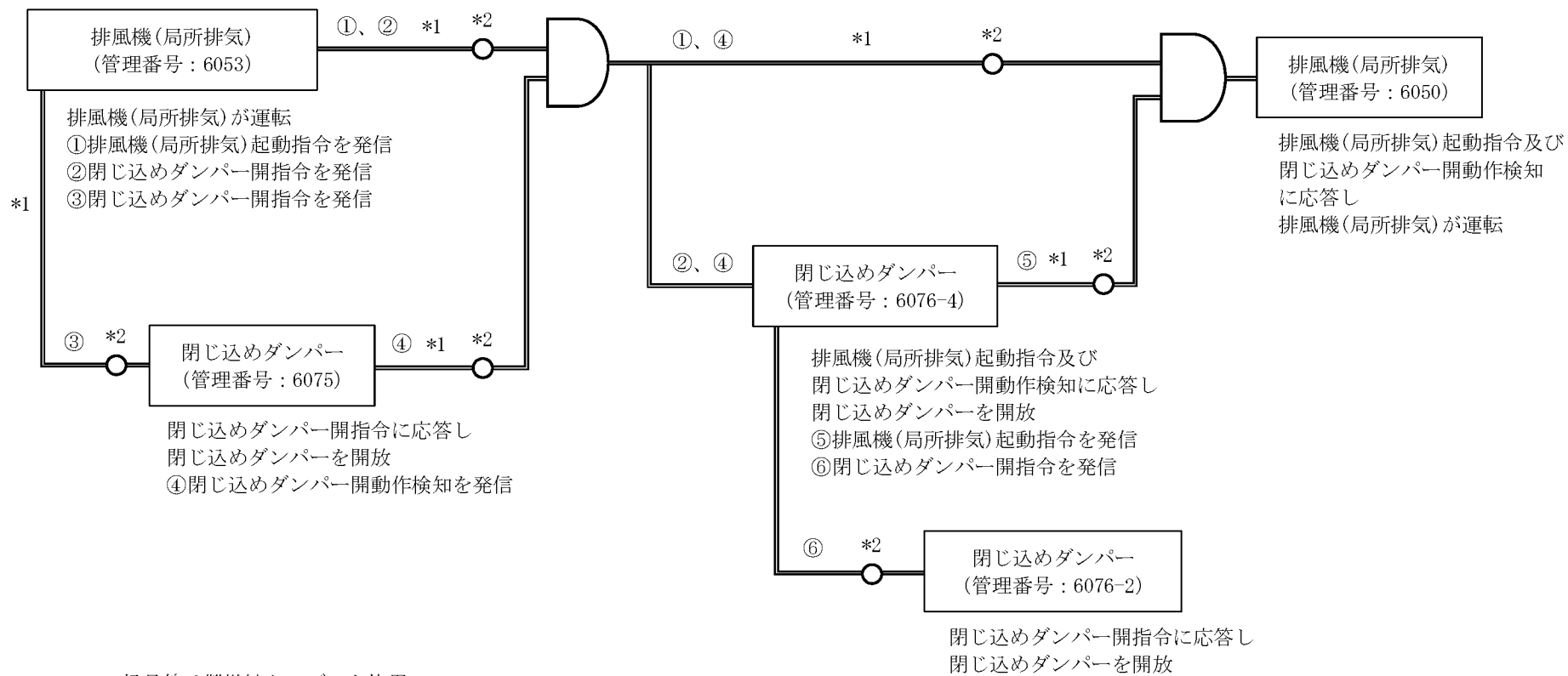
凡例  
 — : 信号線    D : AND回路    D : OR回路

図ト-W 1 設-2-4 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)  
(1/4)

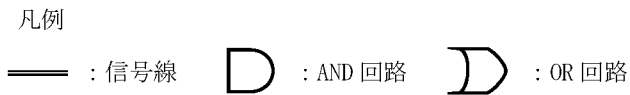
赤色線: 追加・変更部、 青色線: 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



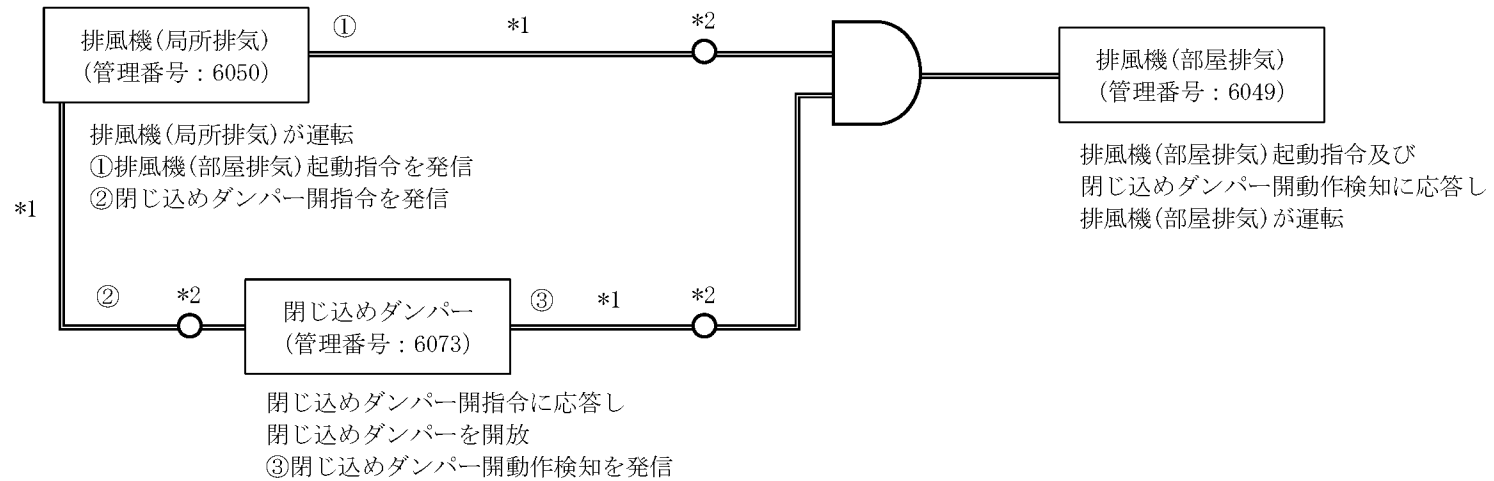
- *1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *2 : メカニカルリレー



図ト-W 1 設-2-4 (4) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (2/4)

1388

気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

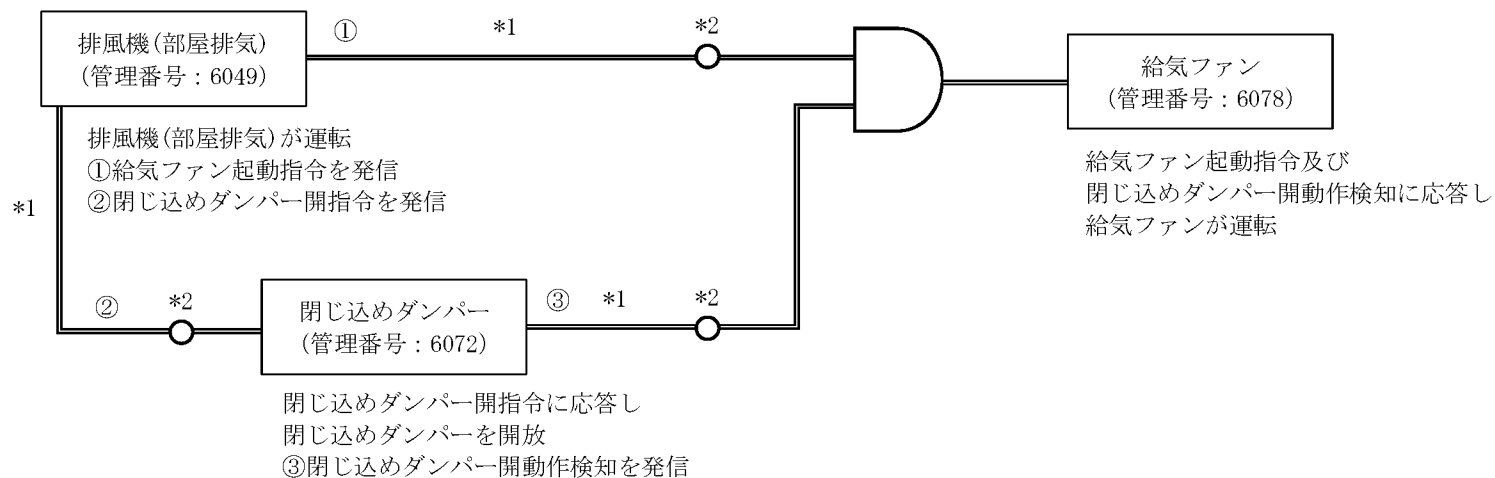
凡例  
 — : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図ト-W 1 設-2-4 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)  
(3 / 4)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



*1 : 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*2 : メカニカルリレー

凡例

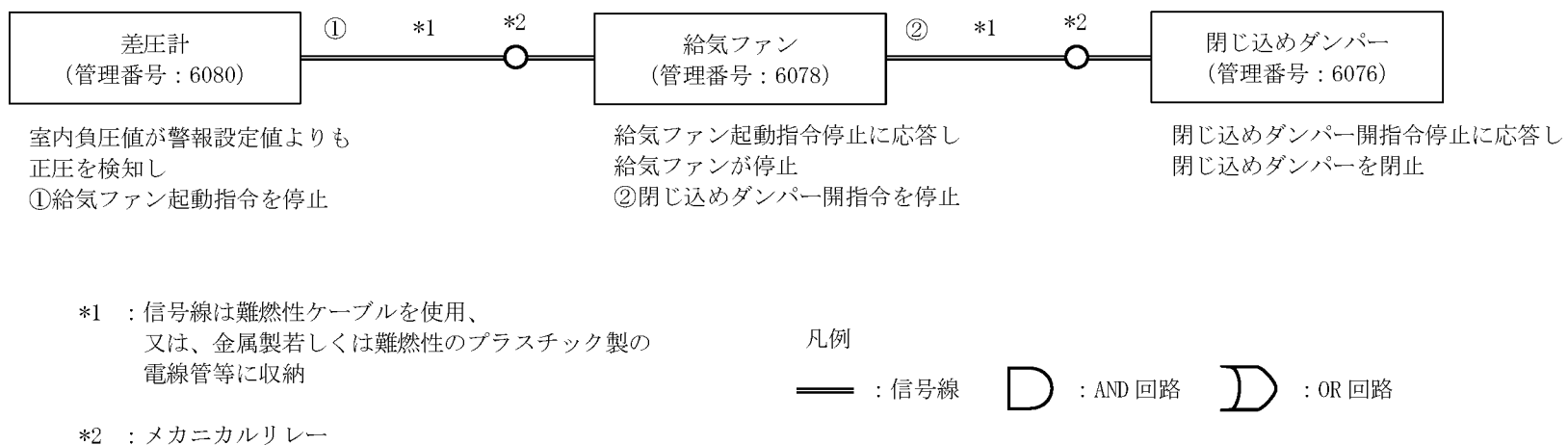
— : 信号線    D : AND 回路    D : OR 回路

図ト-W 1 設-2-4 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)  
(4/4)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



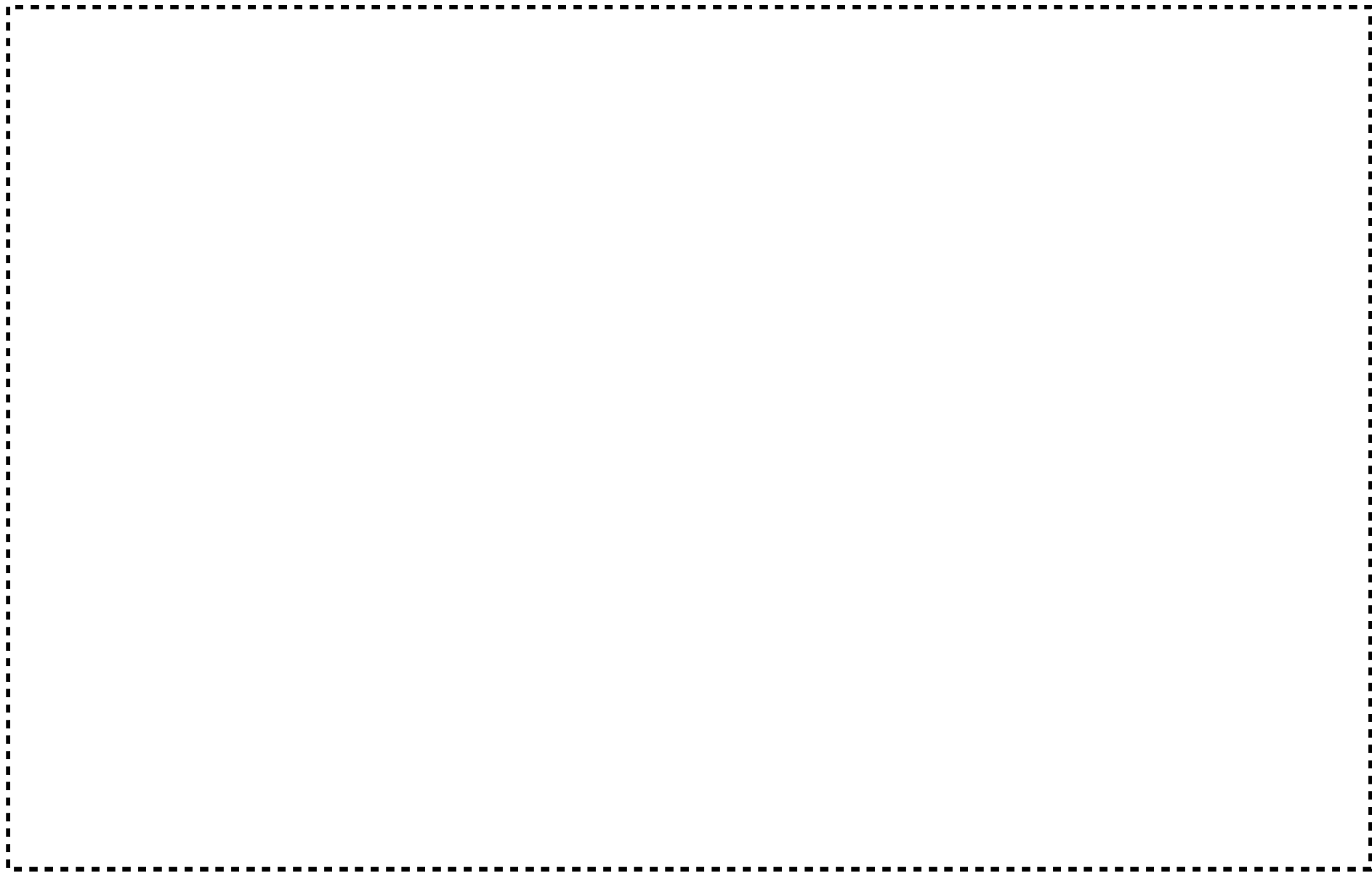


図ト-W 1 設-2-4 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1392

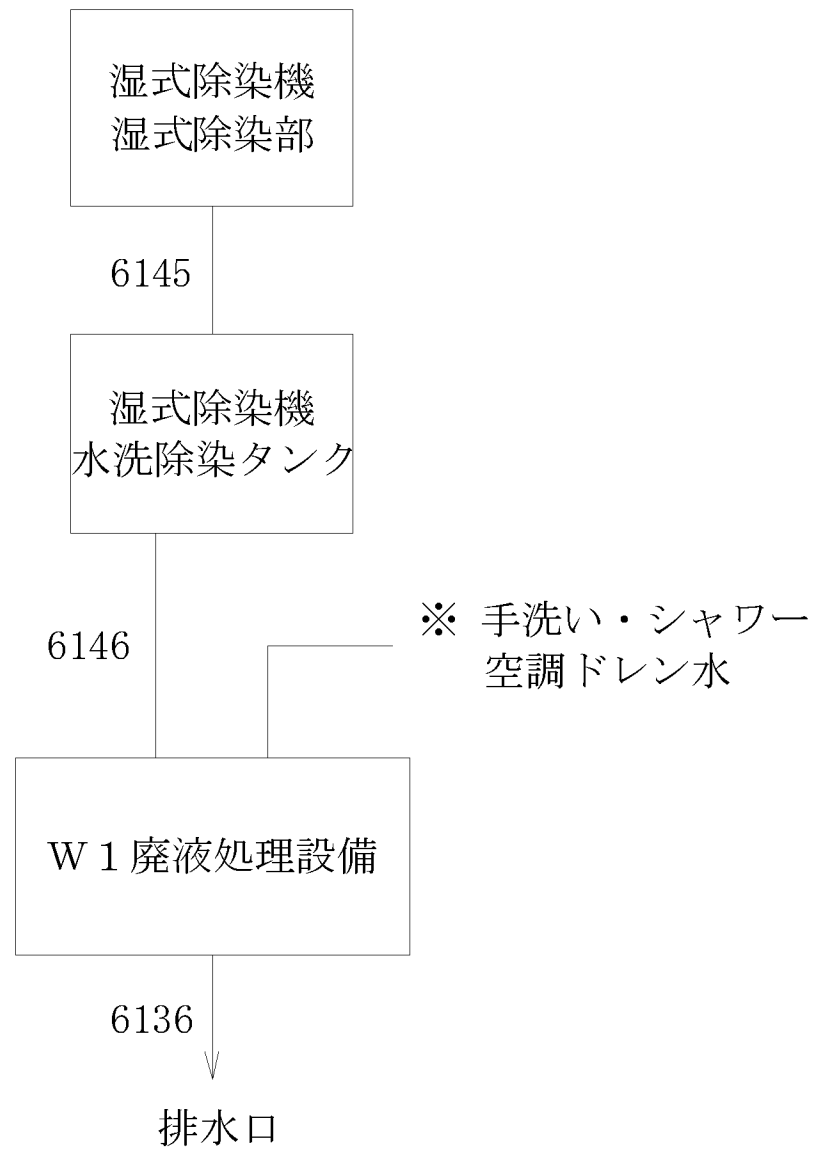


図ト-W 1 設-2-5 気体廃棄設備 No. 2 改造図 (⑤金属製カバーの設置)

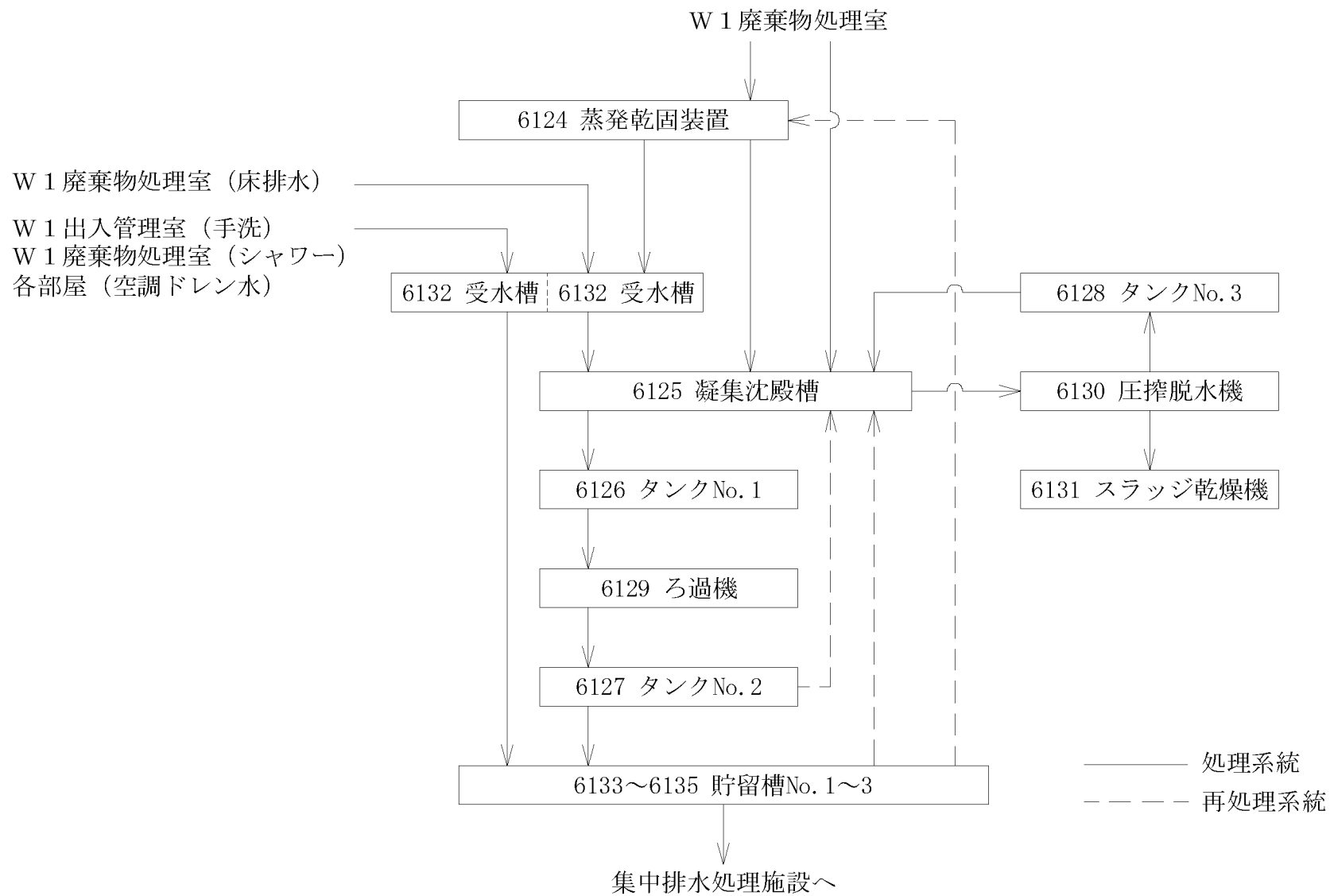
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

管理番号	機器名称
6136	W 1 廃液処理設備 配管
6145	湿式除染機 湿式除染部
6146	湿式除染機 水洗除染タンク

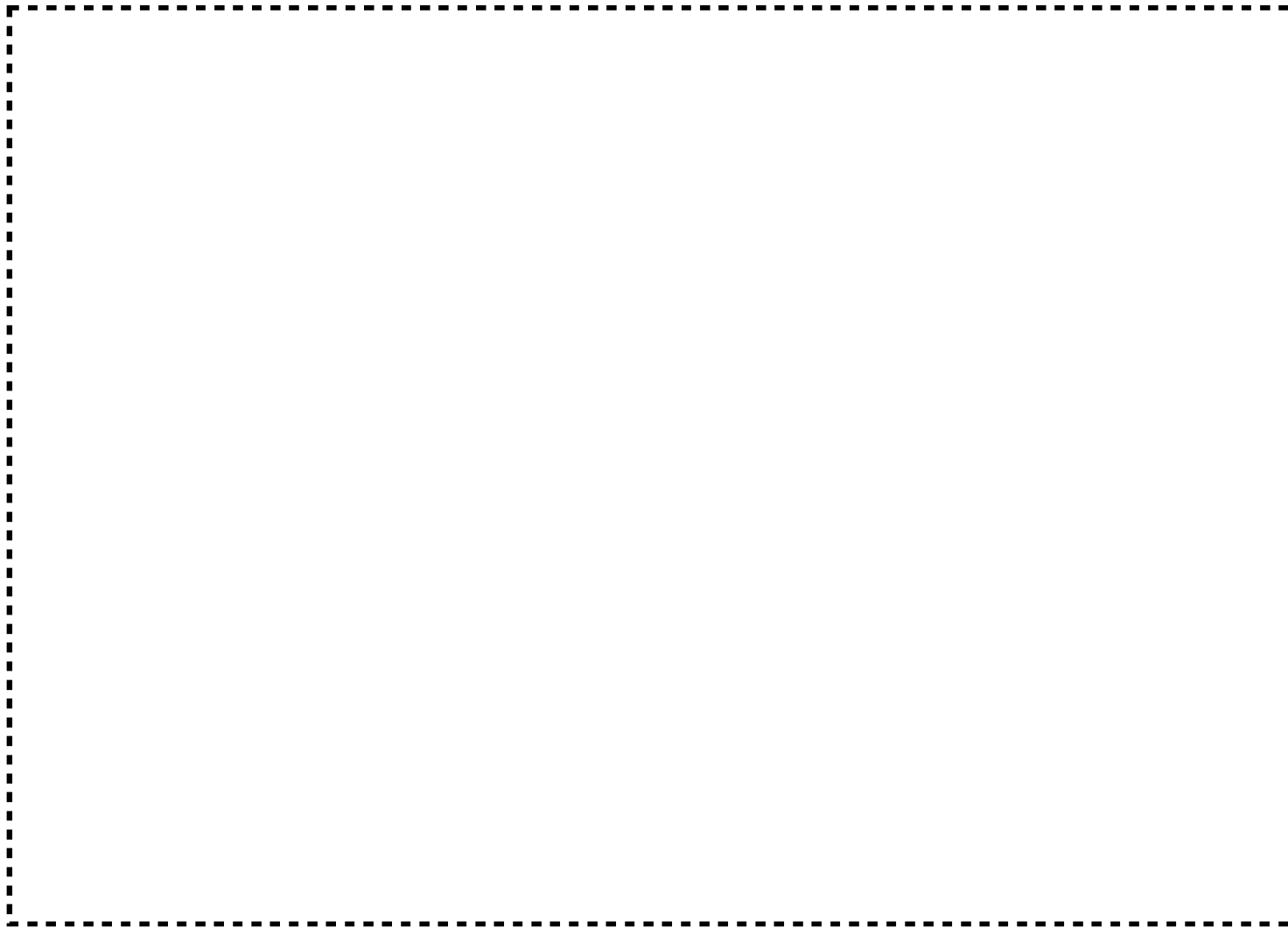


図ト-W 1 設- 3 - 1 ( 1 ) W 1 廃液配管全体系統図



図ト-W 1 設- 3- 1 ( 2) W 1 廃液処理設備 系統図

1395

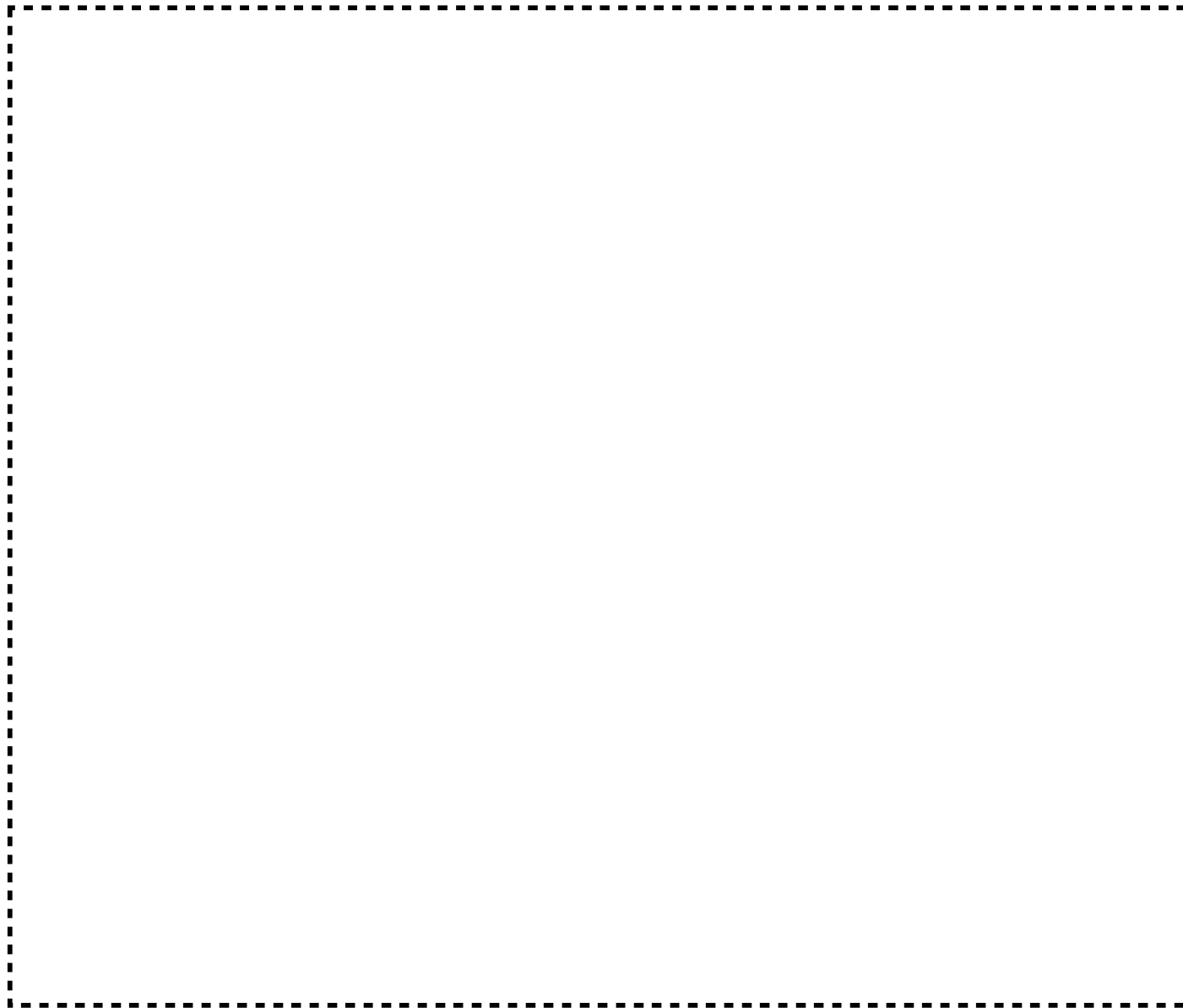


図ト-W1設-3-2(1) W1 廃液処理設備 配置図 (1/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1396

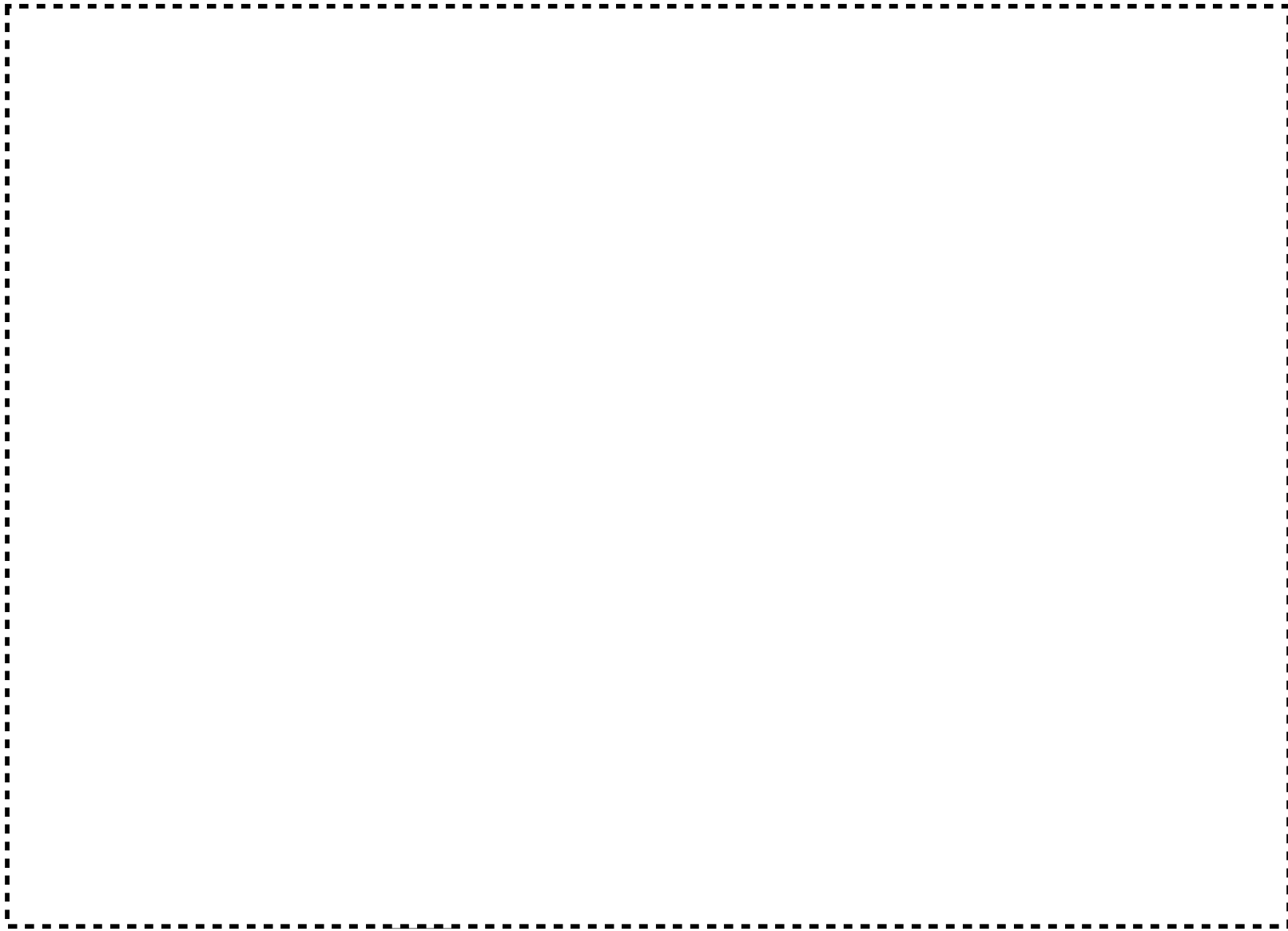


図ト-W1 設-3-2 (2) W1 廃液処理設備 配置図 (2 / 3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1397

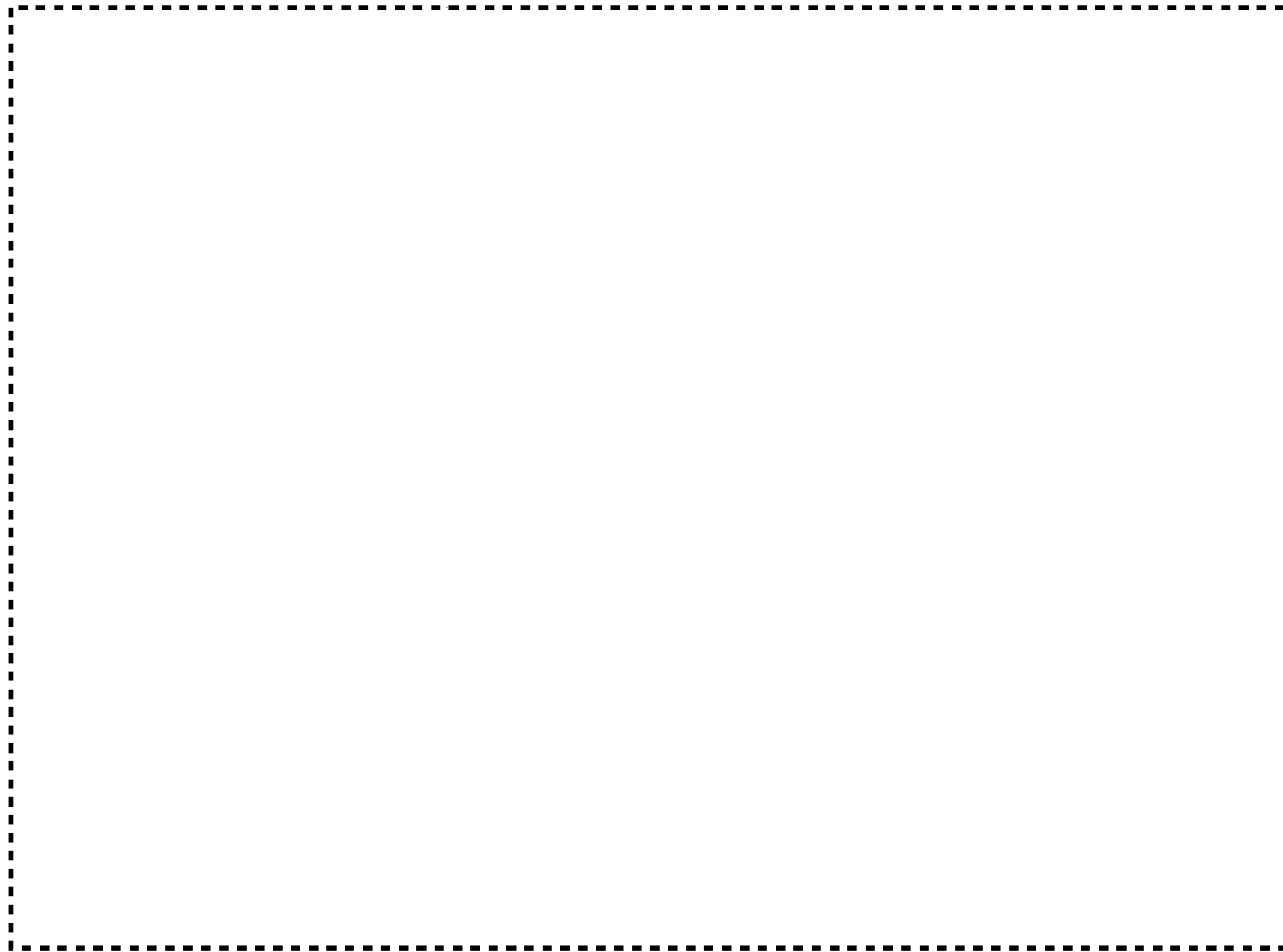


図ト-W1設-3-2(3) W1廃液処理設備 配置図(3/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1398



図ト-W1設-3-3 W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)





図ト-W1設-3-4 W1 廃液処理設備 圧搾脱水機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1400




図トーW1設-3-5 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

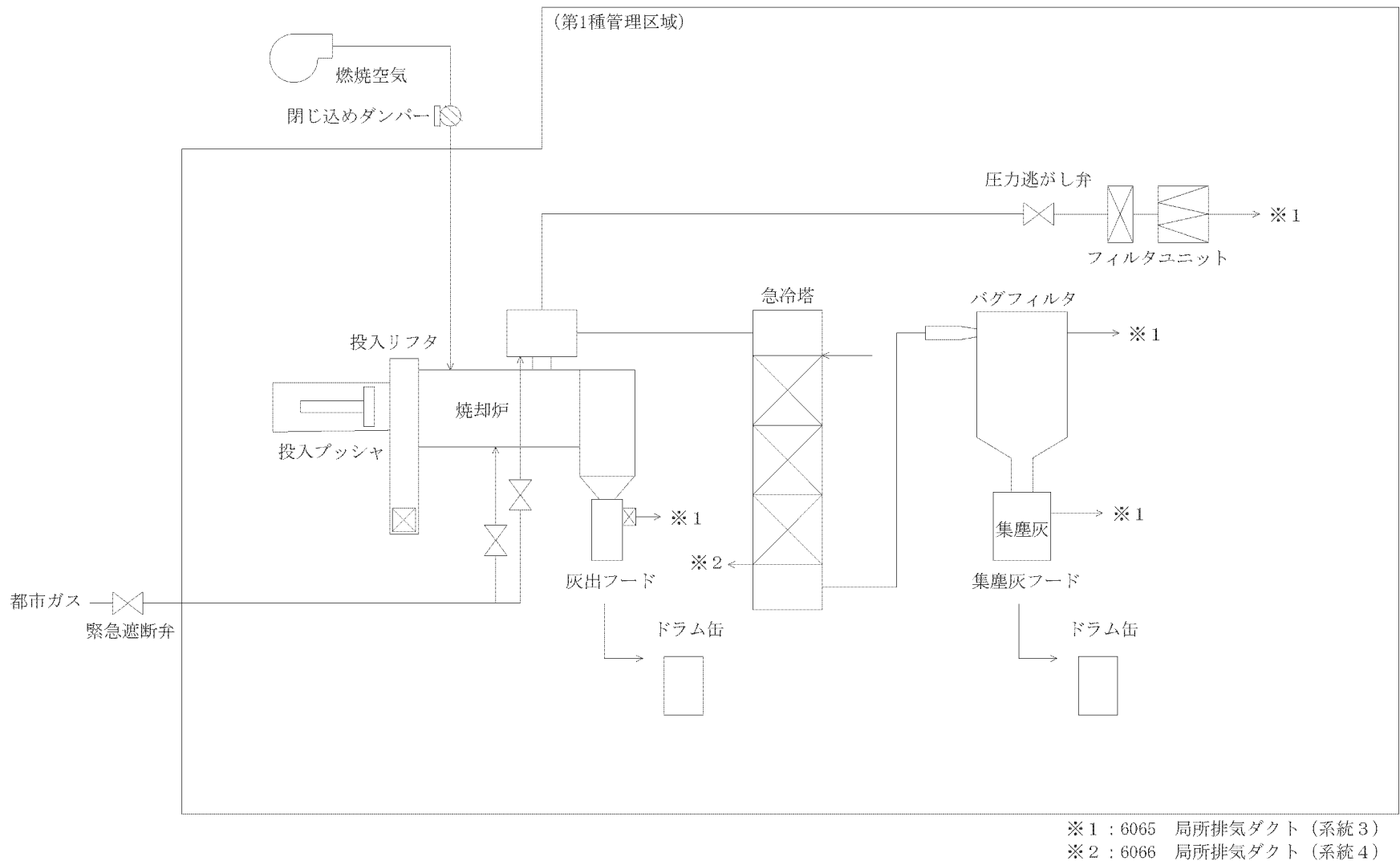
1401



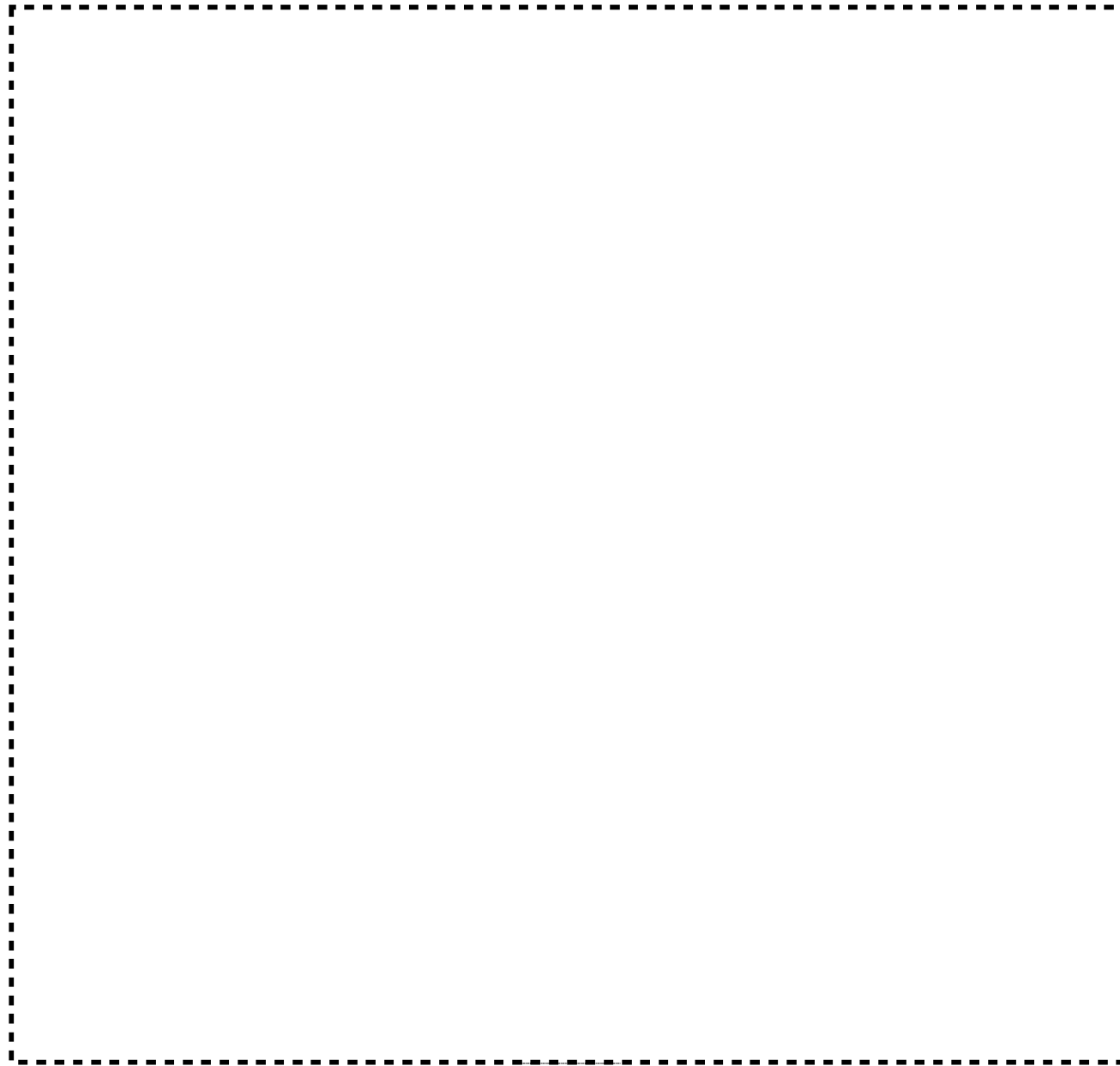
図卜-W 1 設- 4 - 1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-W1設-5(1) 焼却設備 系統図



図ト-W1設-5 (2) 焼却設備 配置図 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1404

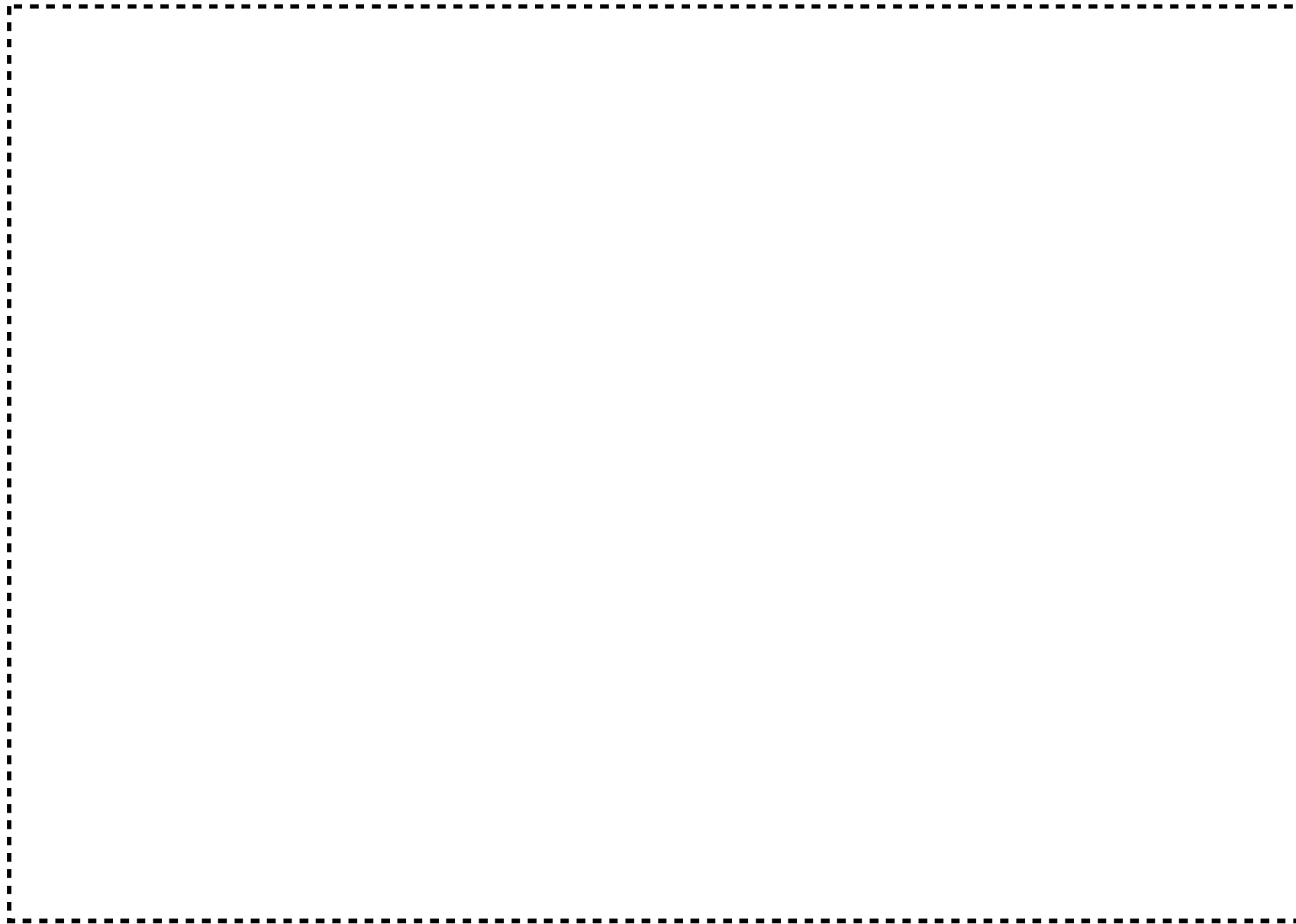


図ト-W1設-5 (3) 焼却設備 配置図 (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

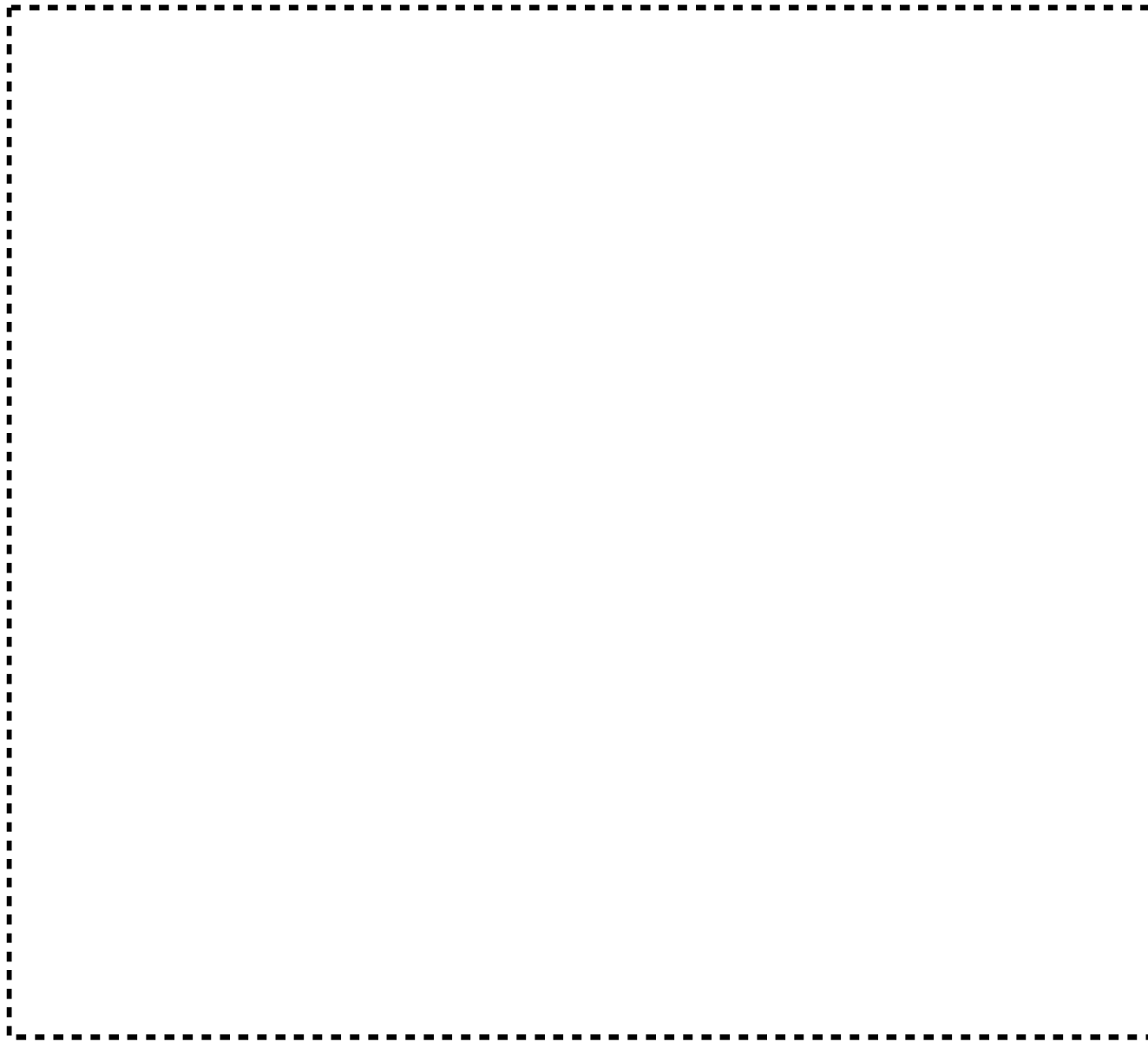
1405



図ト-W1設-5-1-1(1) 焼却設備 焼却炉

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-W 1 設-5-1-1 (2) 焼却設備 焼却炉 (灰出フード)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



1407



図ト-W1設-5-1-1(3) 焼却設備 焼却炉 架台 (1/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図卜-W1設-5-1-1(4) 焼却設備 焼却炉 架台 (2/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-W1設-5-1-1(5) 焼却設備 焼却炉 架台 (3/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

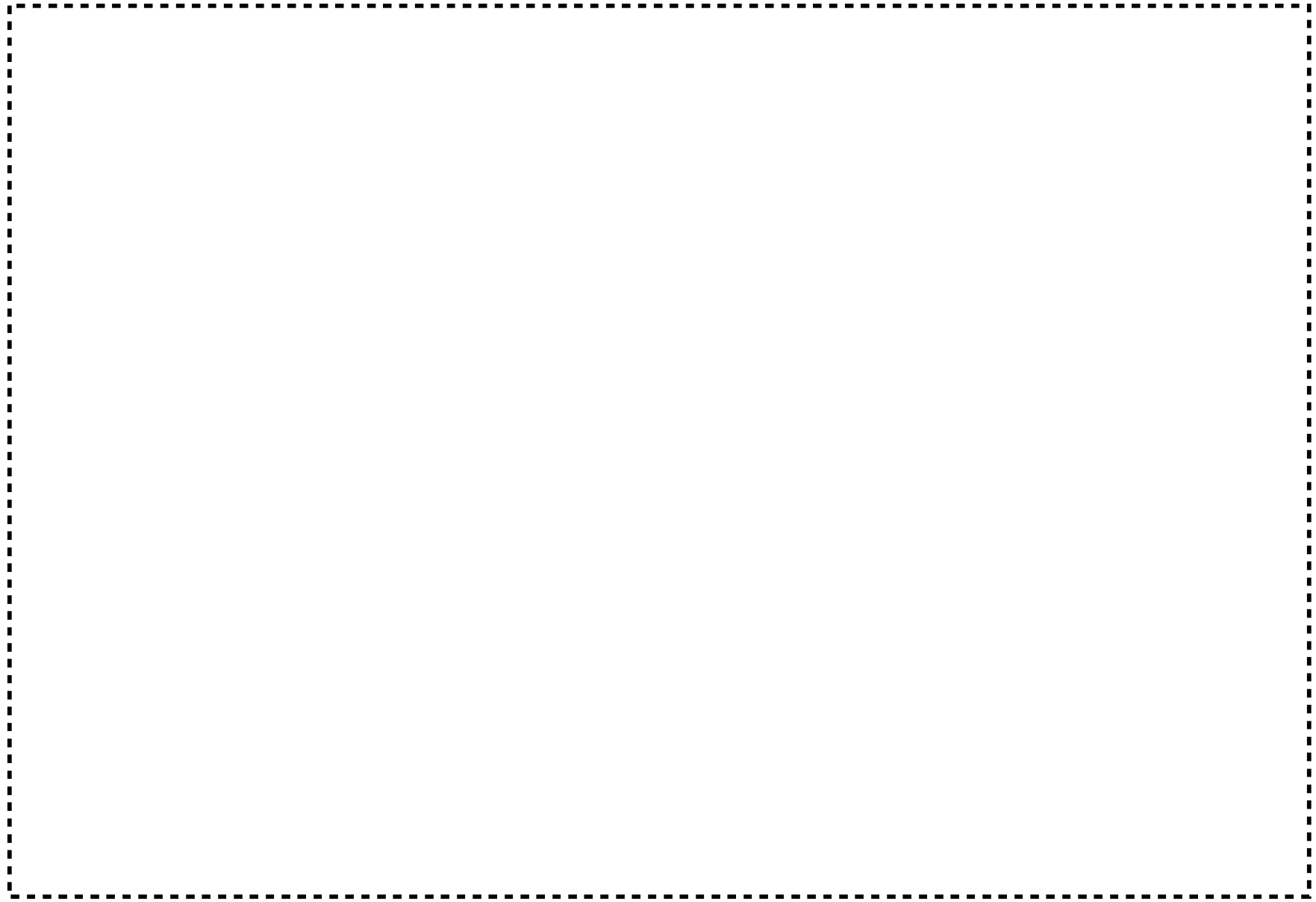
(単位 mm)



図卜-W1設-5-1-1(6) 焼却設備 焼却炉 架台 (4/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



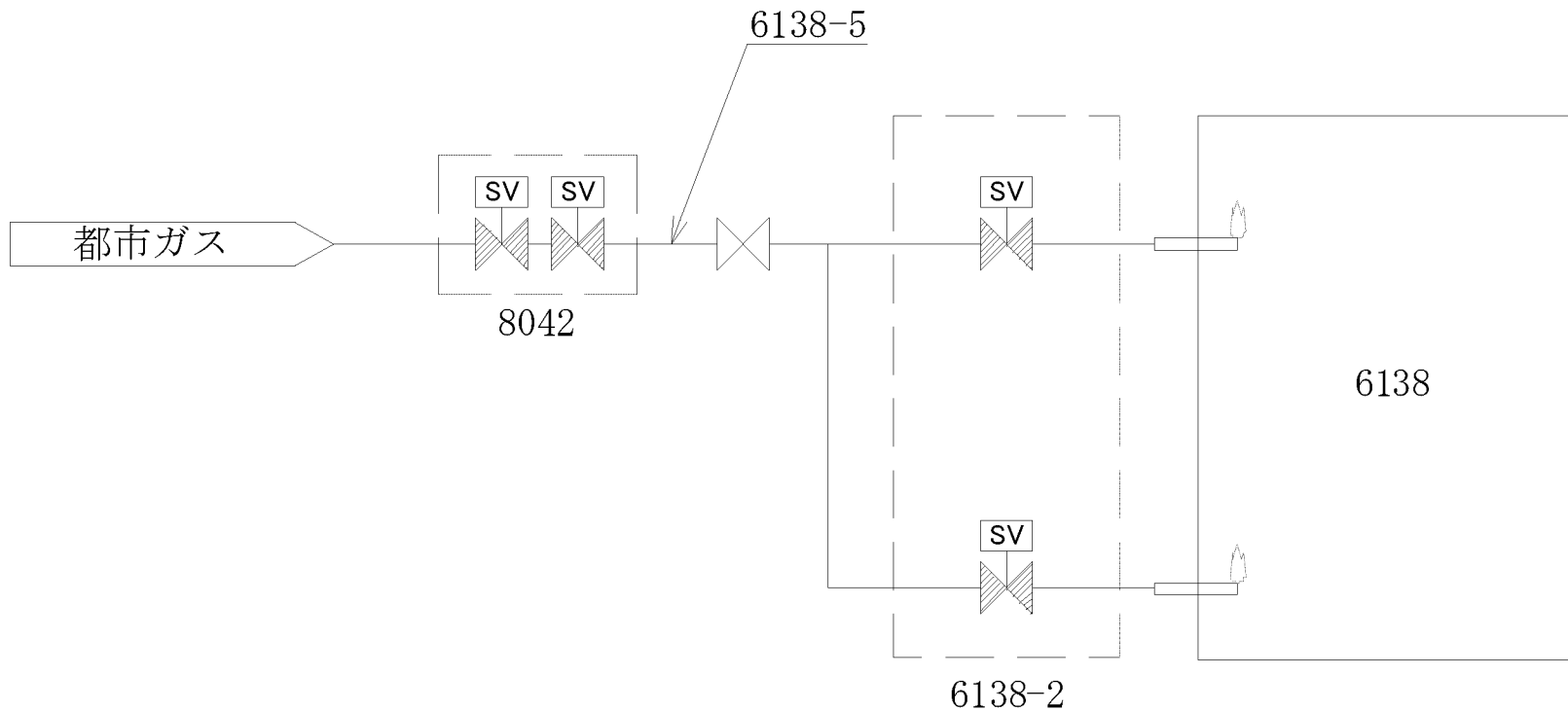
図ト-W1設-5-1-1(7) 焼却設備 焼却炉 架台(5/5)


赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図卜-W 1 設- 5 - 1 - 2 ( 1 ) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 失火検知器、漏水検知器機器配置図




 電磁弁(停電時:閉)


 パイロットバーナ


 手動弁(通常時:開)

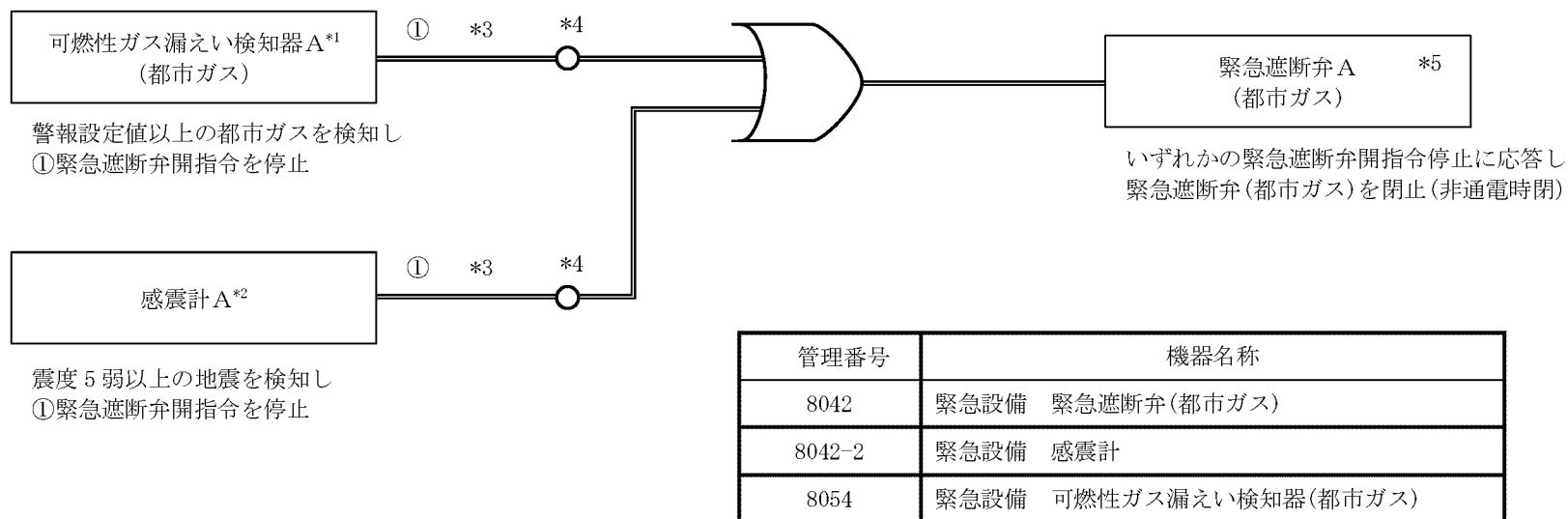
管理番号	機器名称
6138	焼却設備 焼却炉
6138-2	失火検知機構
6138-5	可燃性ガス配管
8042	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)

図ト-W1設-5-1-2(2) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 ガス配管 安全系機器構成概要図



図卜-W1設-5-1-2(3) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図

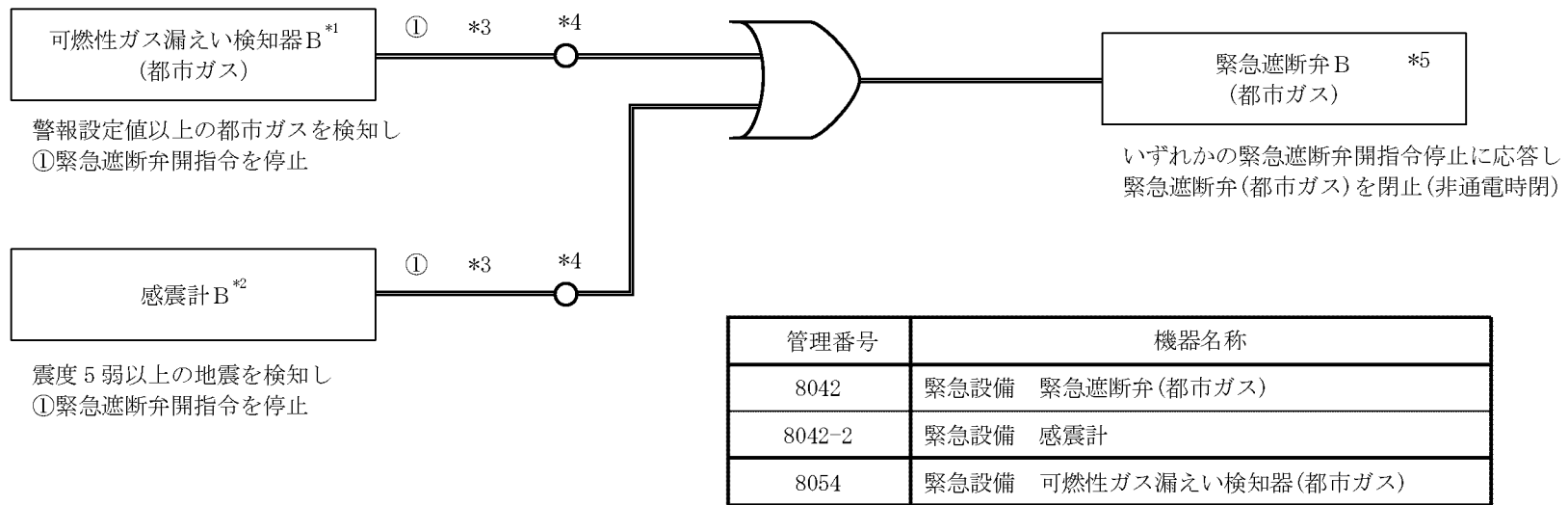




- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
(耐震重要度分類第 2 類)
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
(耐震重要度分類第 1 類)
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁 (都市ガス) が閉止  
: 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : 停電時は緊急遮断弁 (都市ガス) が閉止

- 凡例
- : 信号線
  - D : AND 回路
  - D : OR 回路

図ト-W 1 設-5-1-3 (1) 焼却設備 焼却炉 緊急遮断弁遮断 信号系統図 (1/2)



*1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
(耐震重要度分類第2類)

*2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
(耐震重要度分類第1類)

*3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガス)が閉止  
: 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納

*4 : メカニカルリレー

*5 : 停電時は緊急遮断弁(都市ガス)が閉止

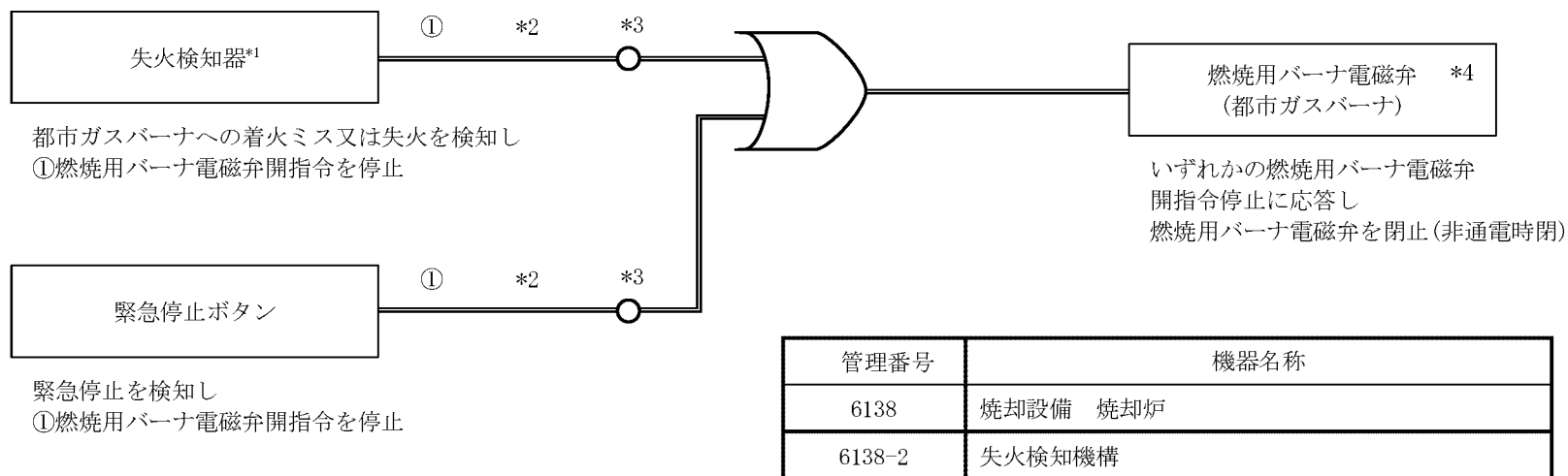
凡例

— : 信号線

D : AND 回路

D : OR 回路

図ト-W1設-5-1-3(2) 焼却設備 焼却炉 緊急遮断弁遮断 信号系統図(2/2)



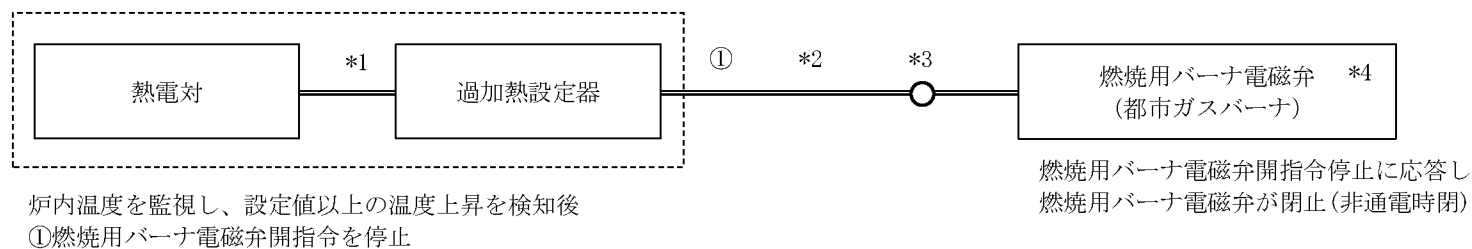
- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
(耐震重要度分類第2類)
- *2 : 信号線断線時は燃烧用バーナ電磁弁が閉止  
: 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : 停電時は燃烧用バーナ電磁弁が閉止

凡例

- : 信号線
- D : AND回路
- D : OR回路

図ト-W1設-5-1-3(3) 焼却設備 焼却炉 失火検知機構 信号系統図

過加熱防止機構



管理番号	機器名称
6138	焼却設備 焼却炉
6138-3	過加熱防止機構

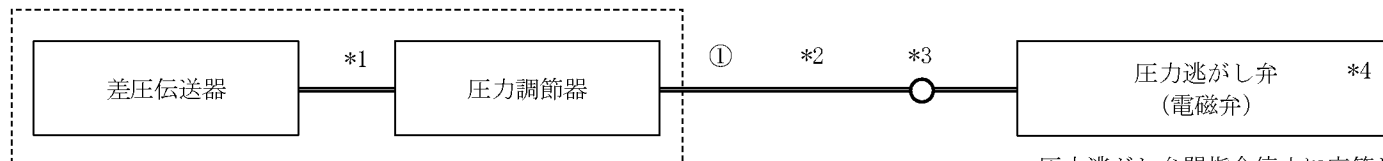
- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
: 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断
- *2 : 信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止  
: 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : 停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

凡例

- : 信号線
- D : AND 回路
- D : OR 回路

図ト-W1 設-5-1-3 (4) 焼却設備 焼却炉 炉体損傷防止 信号系統図

圧力逃がし機構



炉内圧力を監視し、設定値以上の圧力上昇を検知後  
 ⓪圧力逃がし弁閉指令を停止

圧力逃がし弁閉指令停止に応答し  
 圧力逃がし弁が開放(非通電時開)

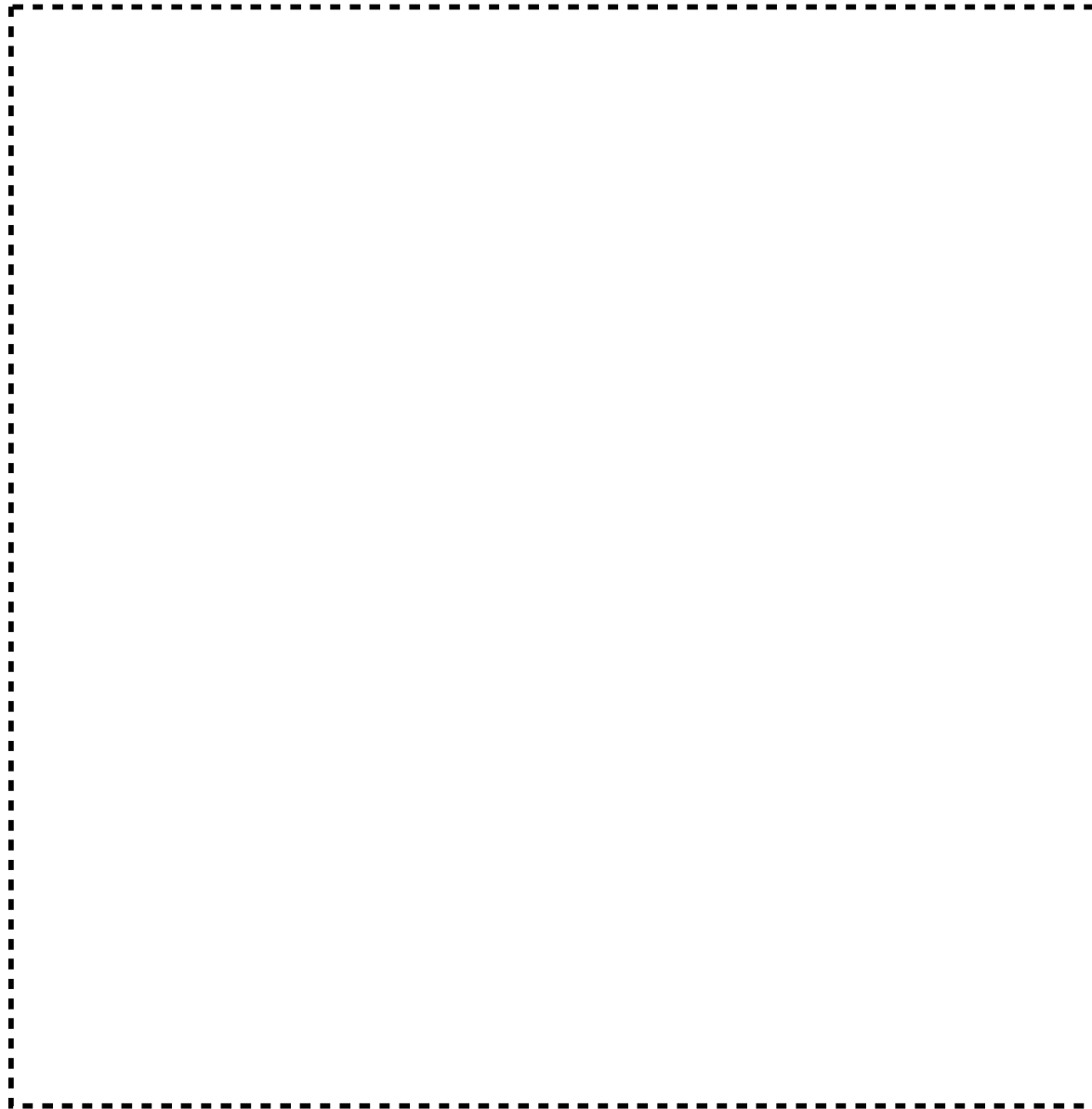
管理番号	機器名称
6138	焼却設備 焼却炉
6138-4	圧力逃がし機構

- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用  
(耐震重要度分類第2類)
- *2 : 信号線断線時は圧力逃がし弁が開放  
: 信号線は難燃性ケーブルを使用、  
又は、金属製若しくは難燃性のプラスチック製の電線管等に収納
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : 停電時は圧力逃がし弁が開放

凡例

- : 信号線
- D : AND 回路
- D : OR 回路

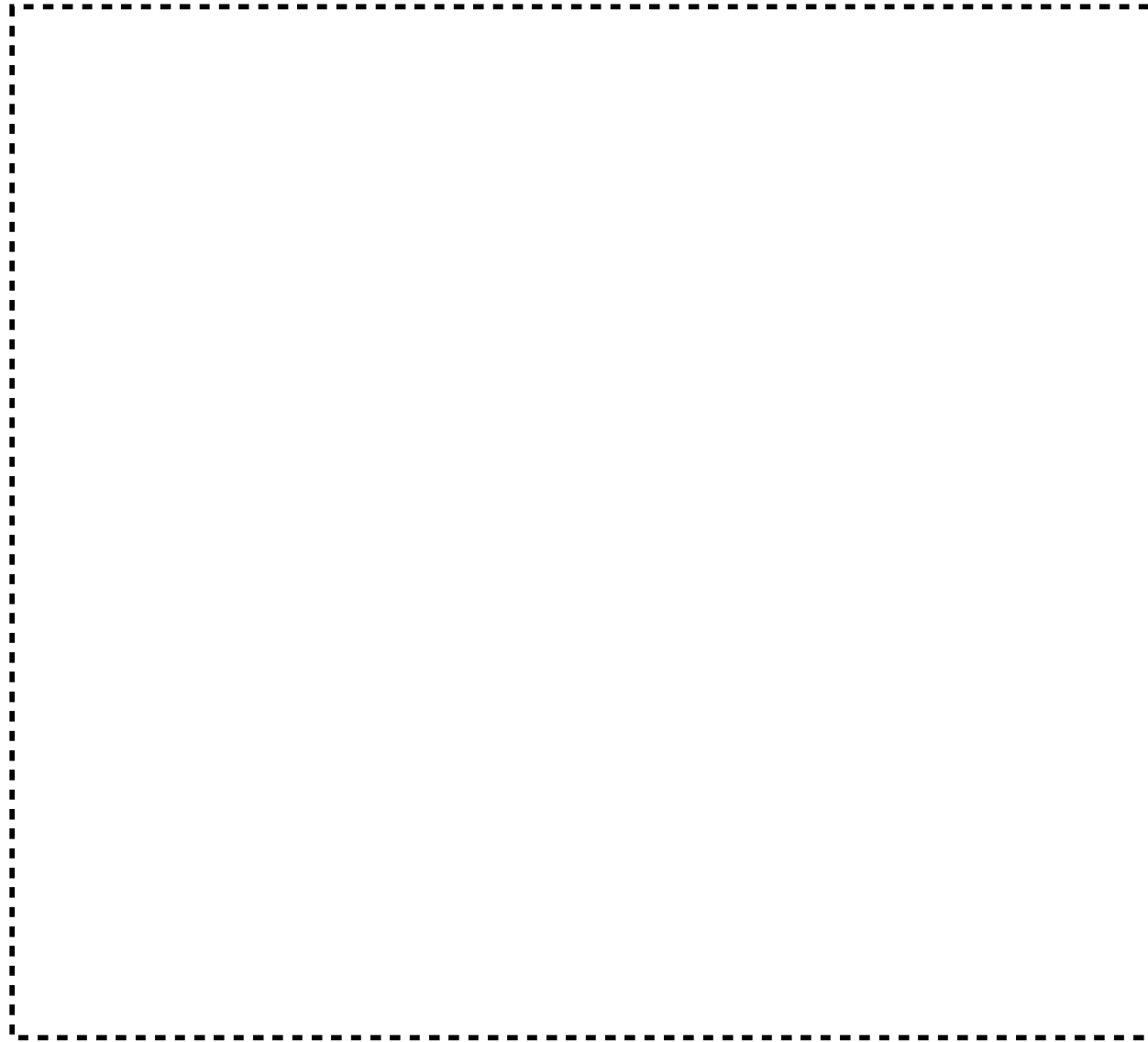
図ト-W1 設-5-1-3 (5) 焼却設備 焼却炉 圧力逃がし機構 信号系統図



図ト-W1設-5-2(1) 焼却設備 バグフィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

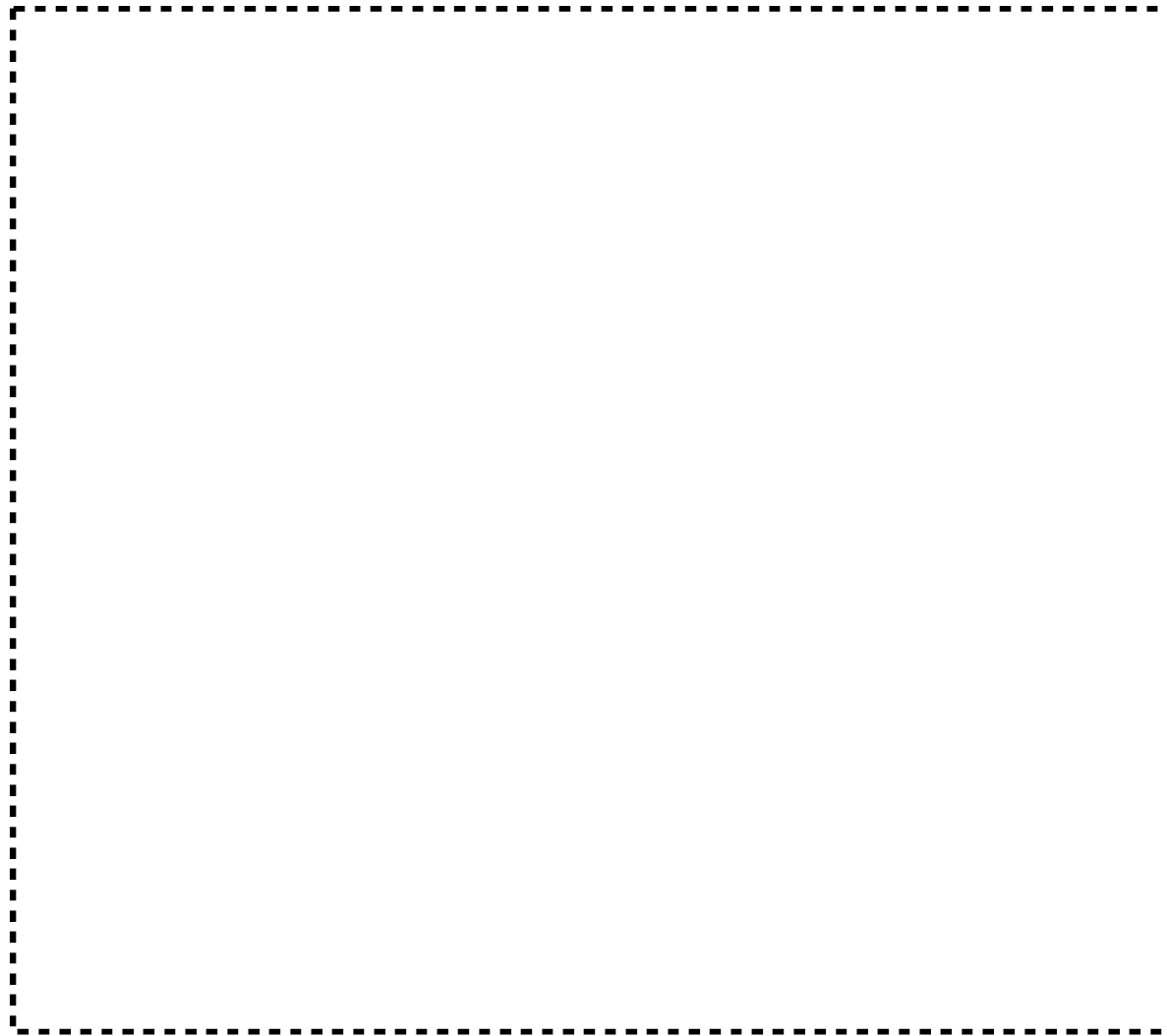
(単位 mm)



図ト-W1設-5-2(2) 焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-W 1 設-5-3 焼却設備 投入プッシャ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

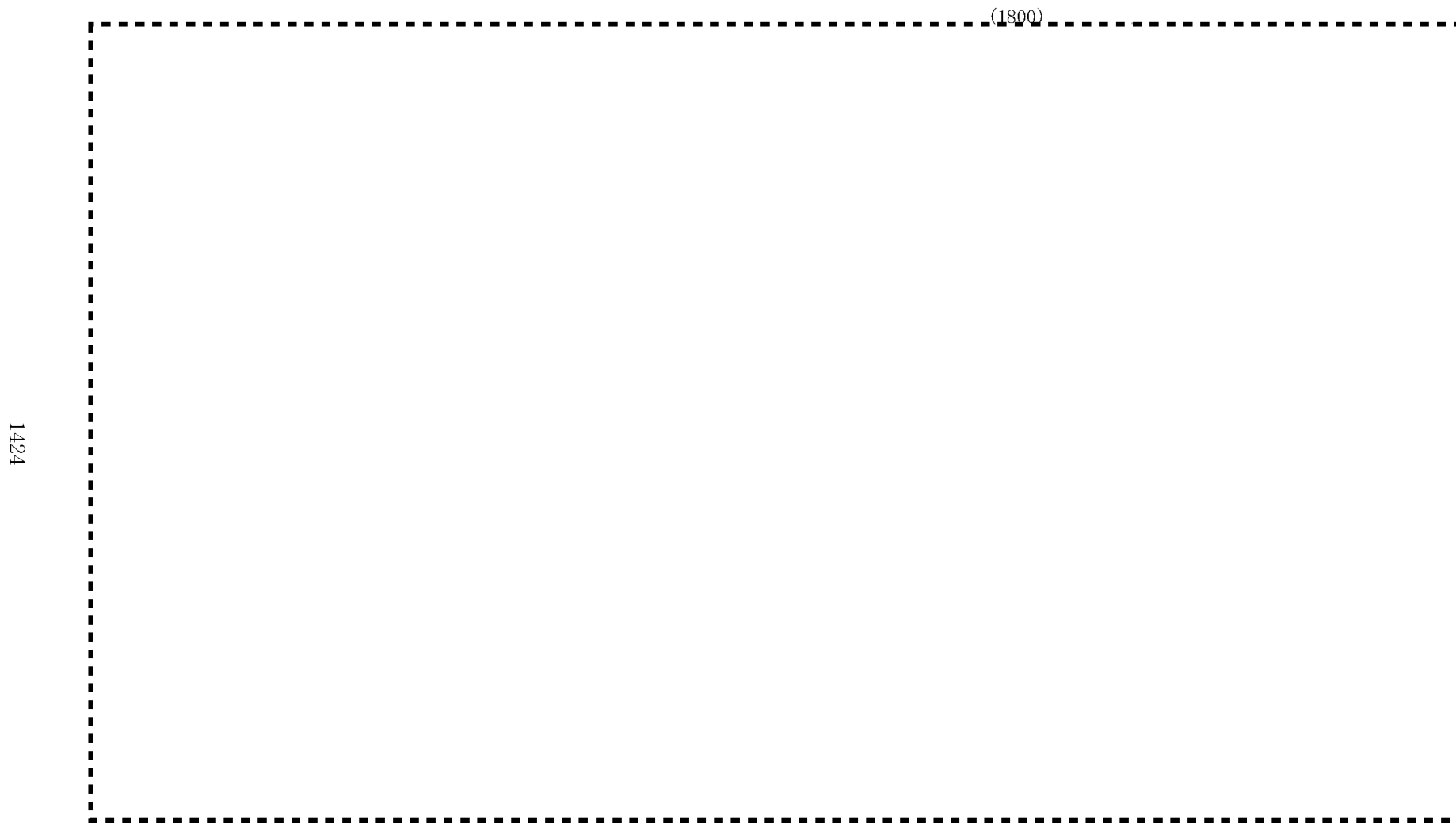




図ト-W 1 設-5-4 焼却設備 前処理フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

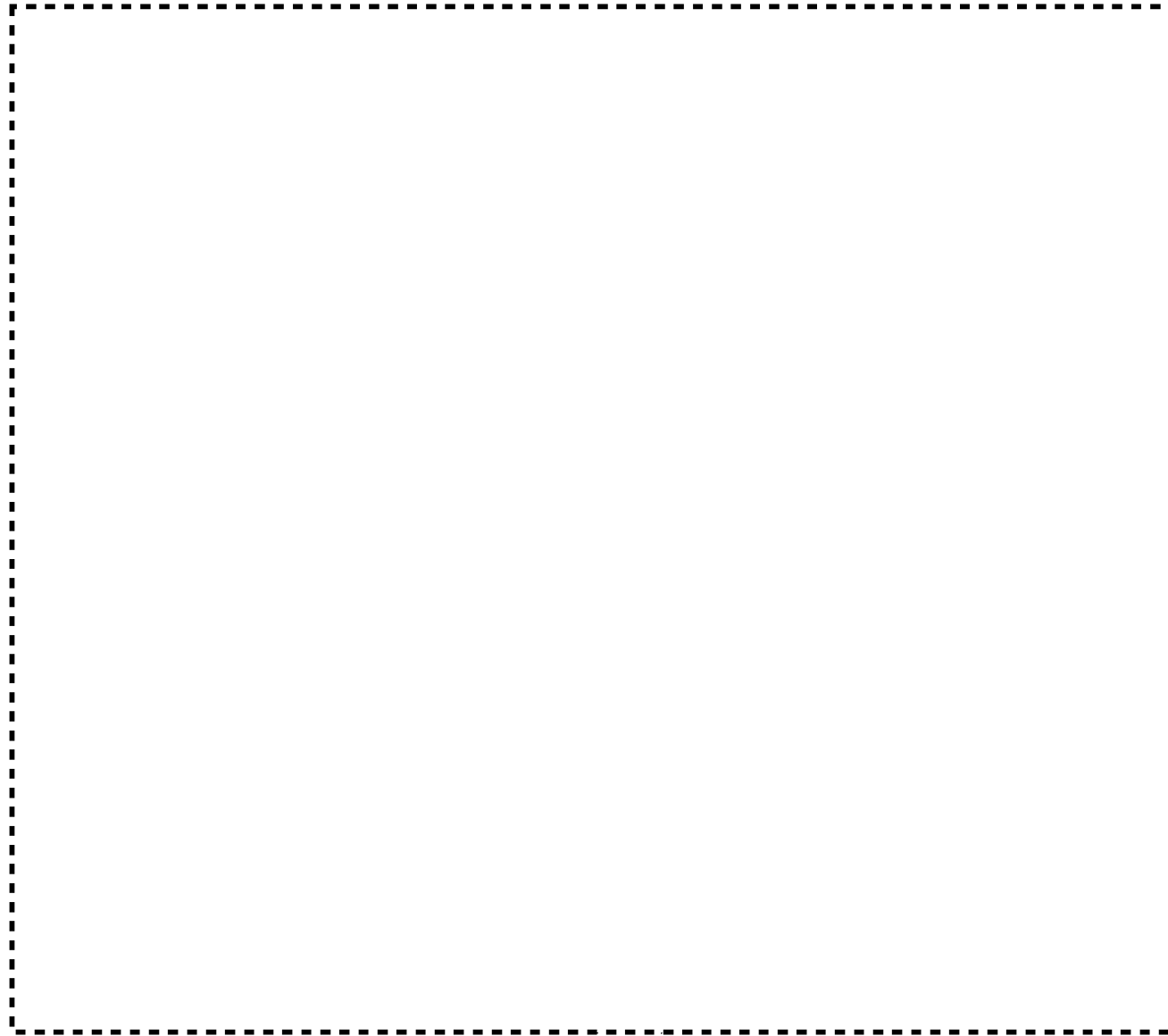
1425



図ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

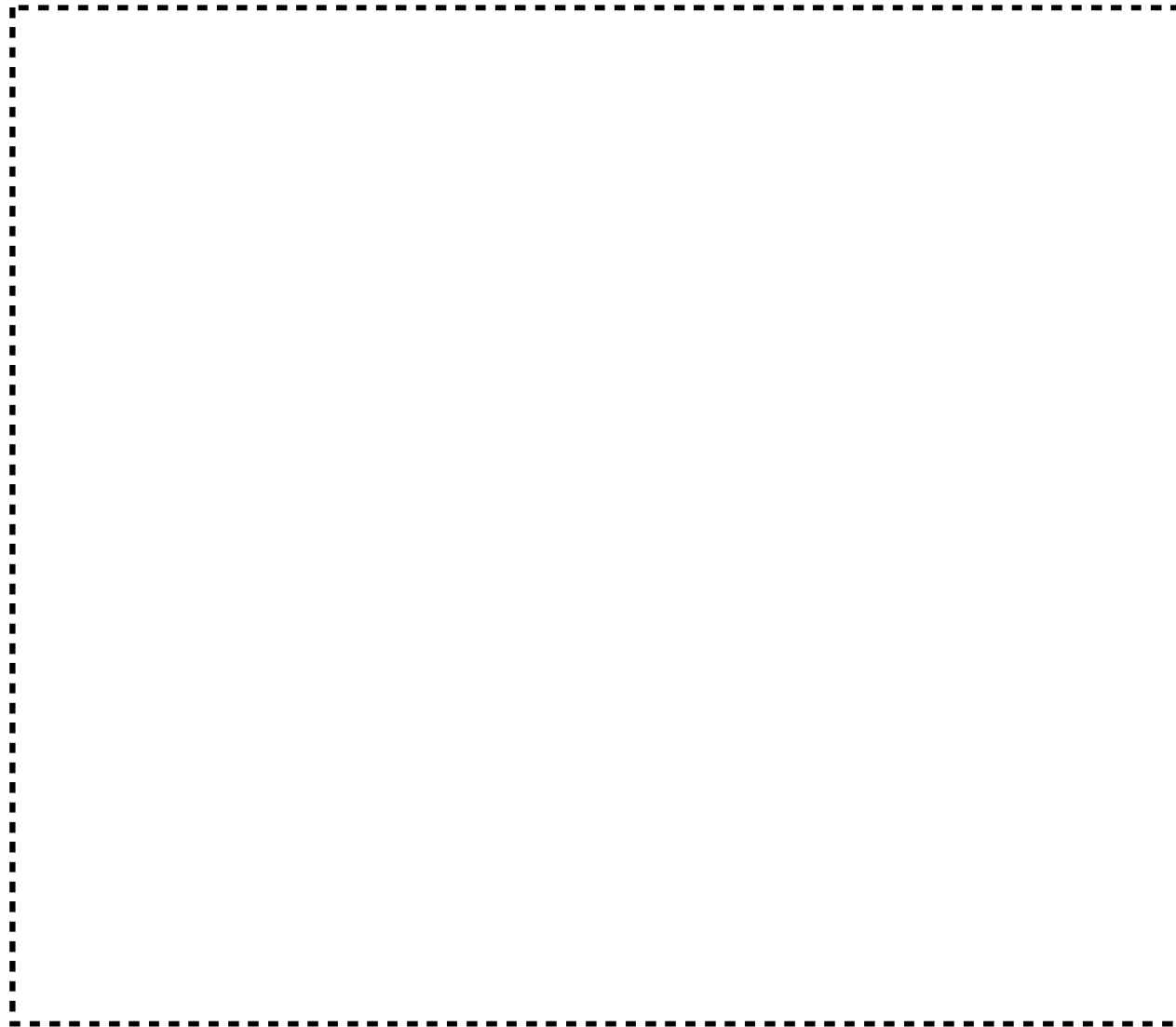
(単位 mm)



図ト-W 1 設- 5 - 7 焼却設備 急冷塔

赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

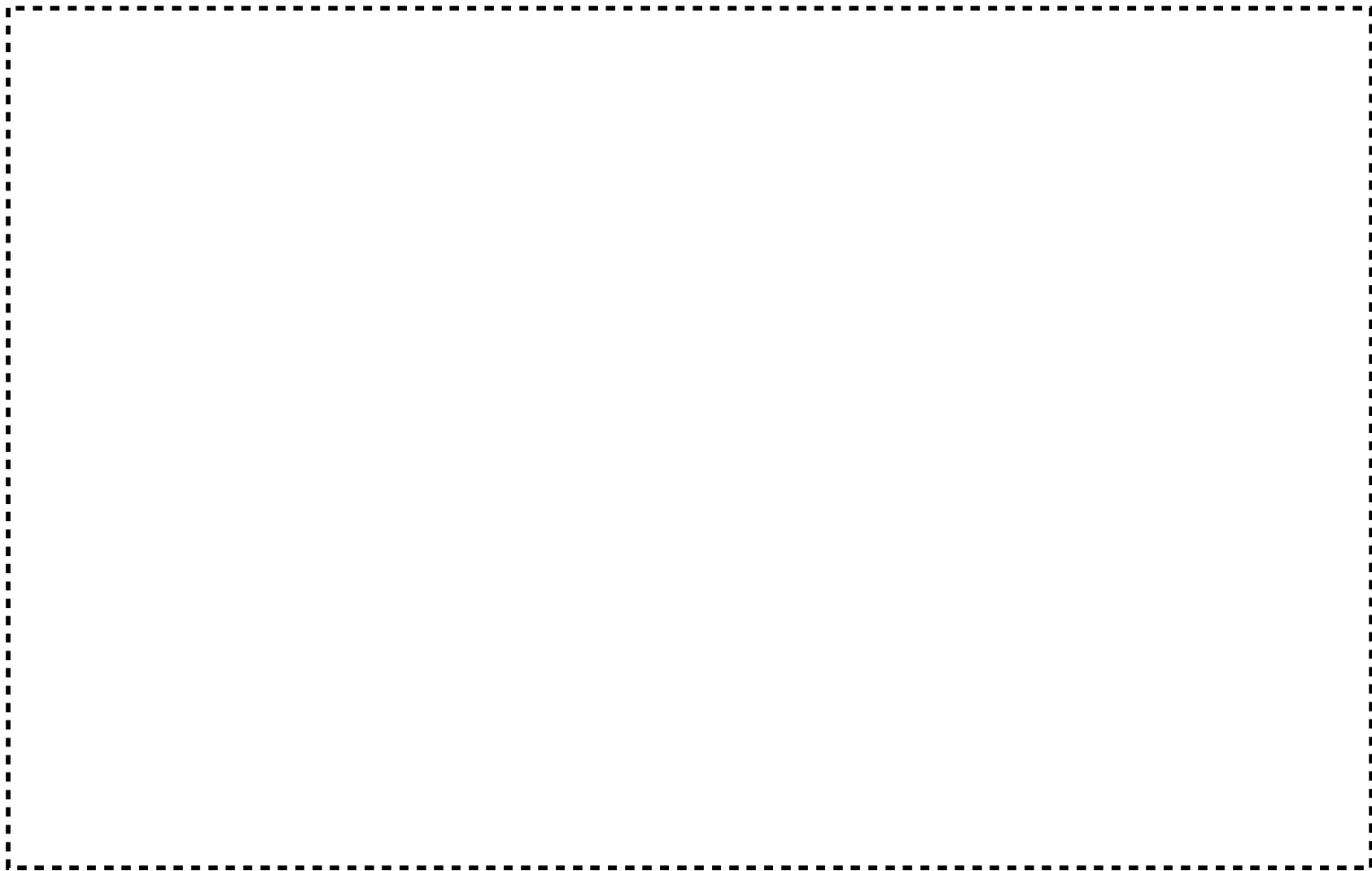
(単位 mm)



図ト-W 1 設-6-1 湿式除染機 湿式除染部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

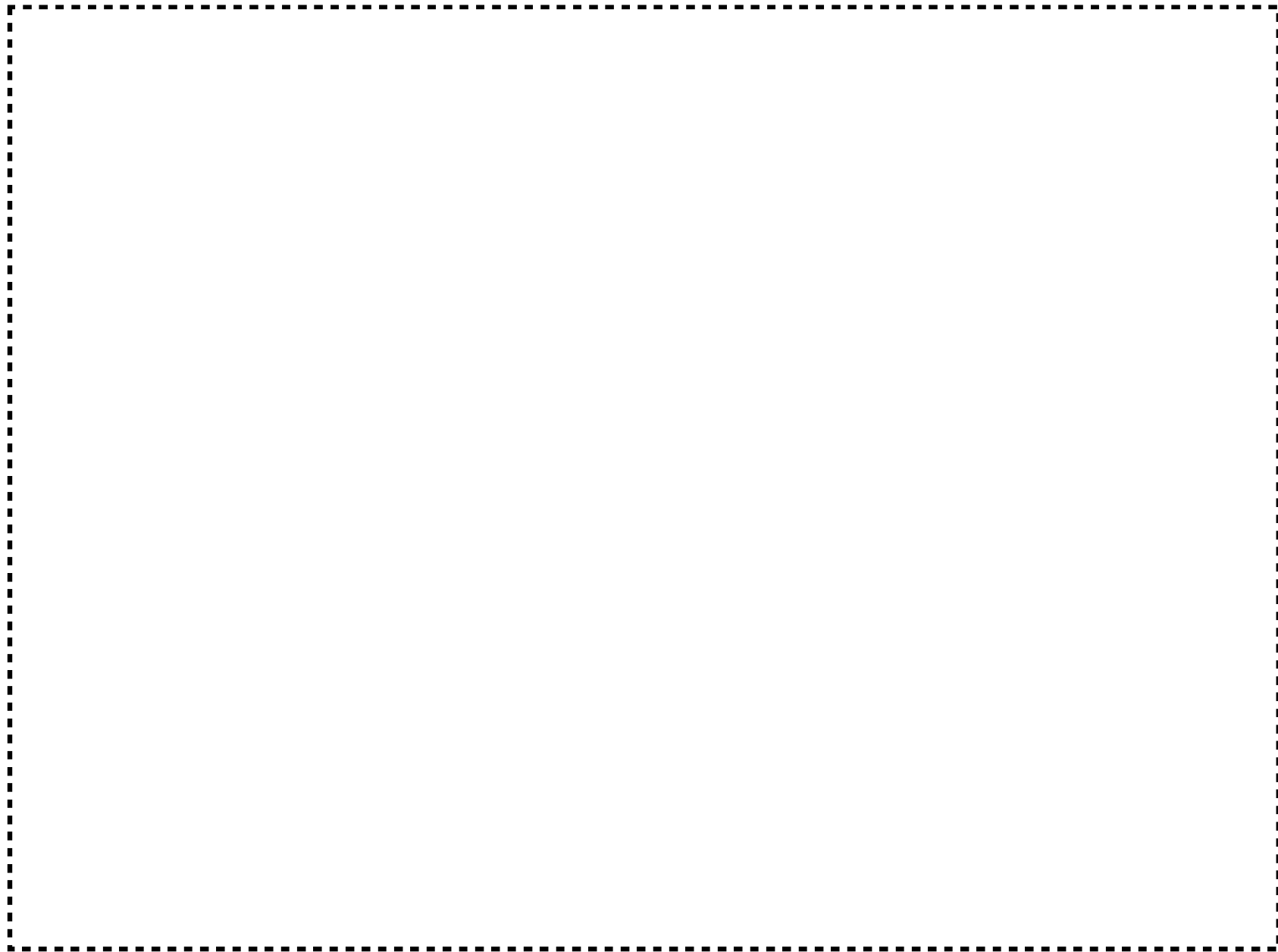
(単位 mm)



図ト-W1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

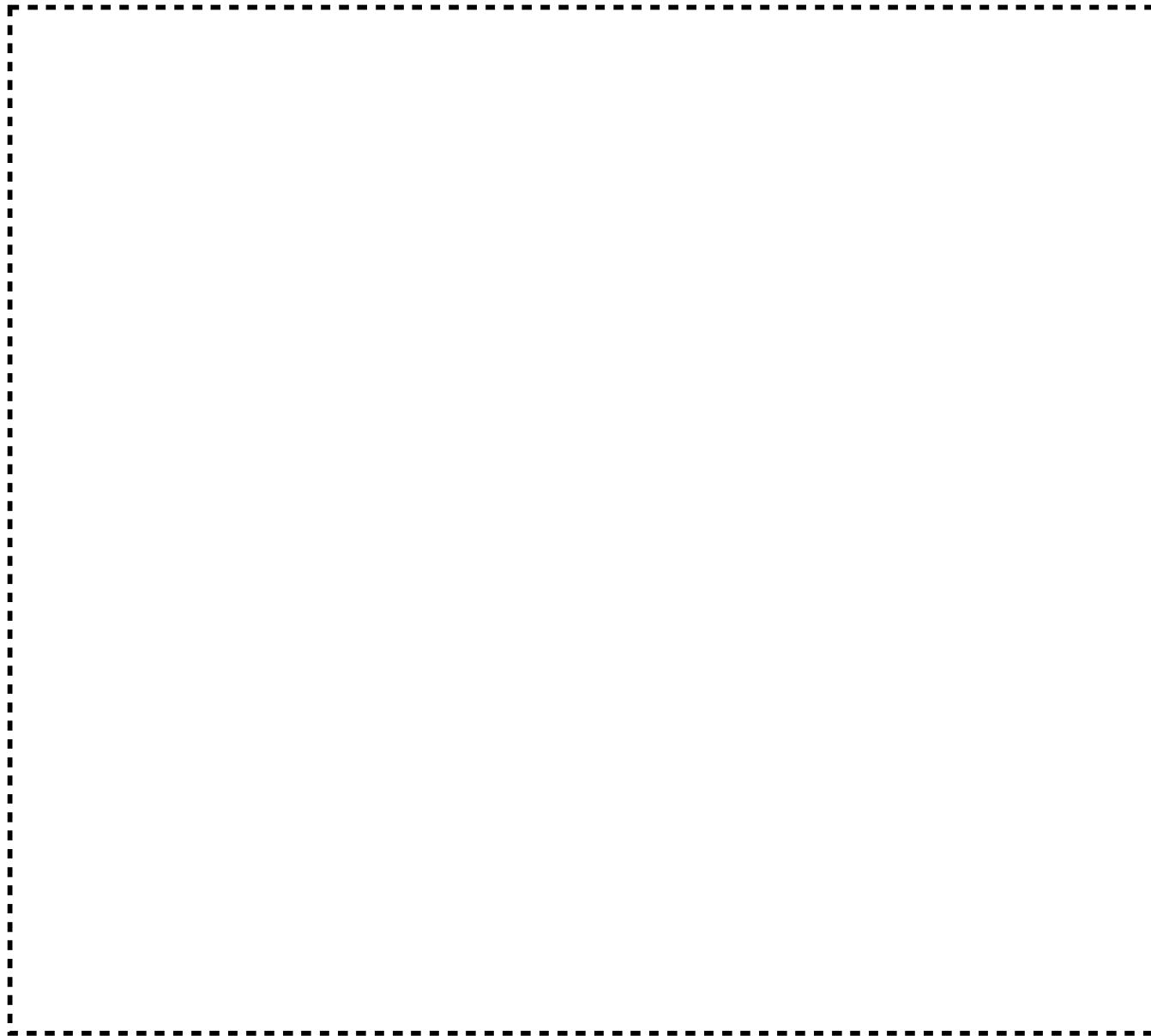


図ト-W1 設-7-1 乾式除染機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

1430



図ト-W1 設-8-1 ホイストクレーン 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

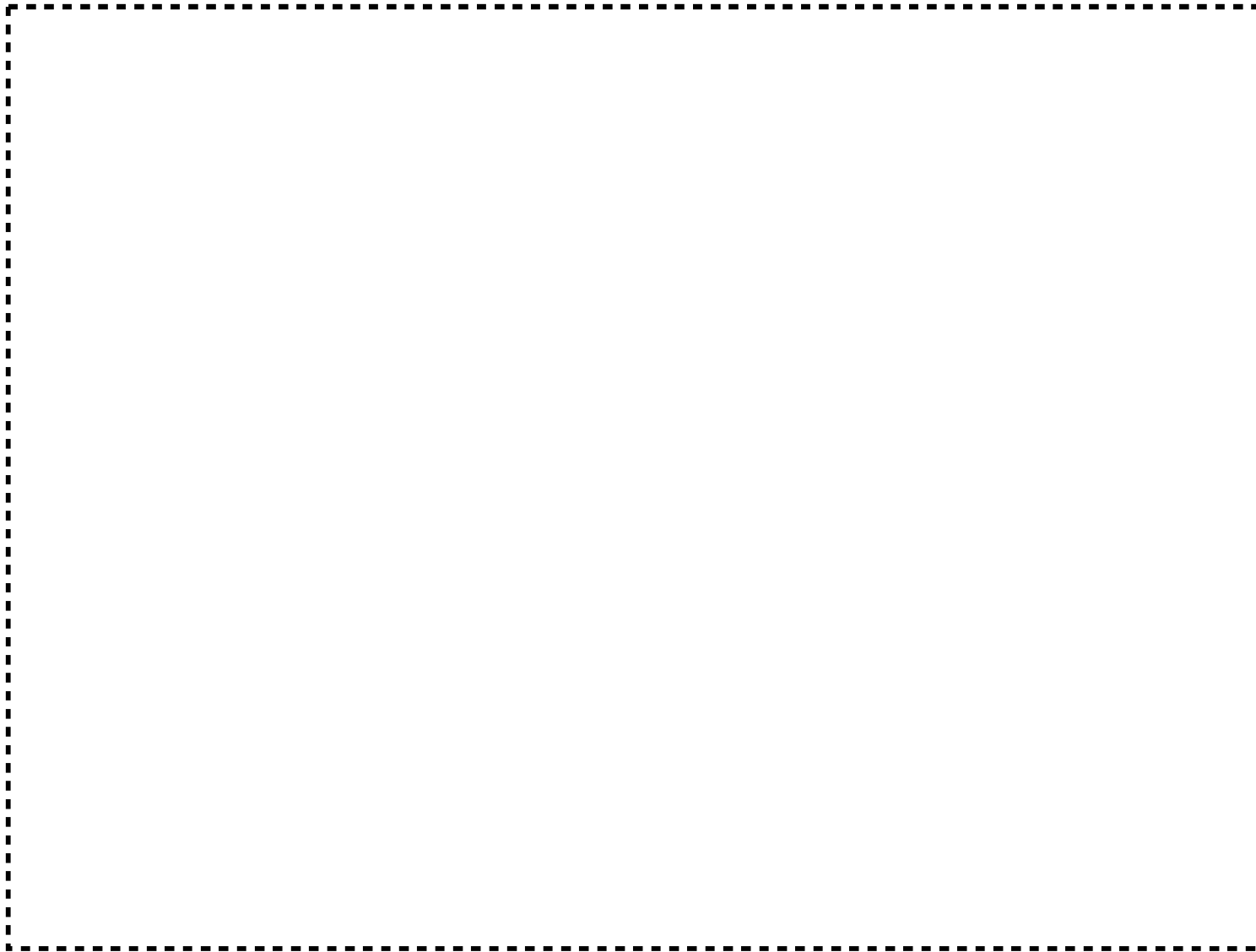




図ト-W1 設-8-2 ホイストクレーン 2トンチェンブロック

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図ト-W1 設-8-3 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

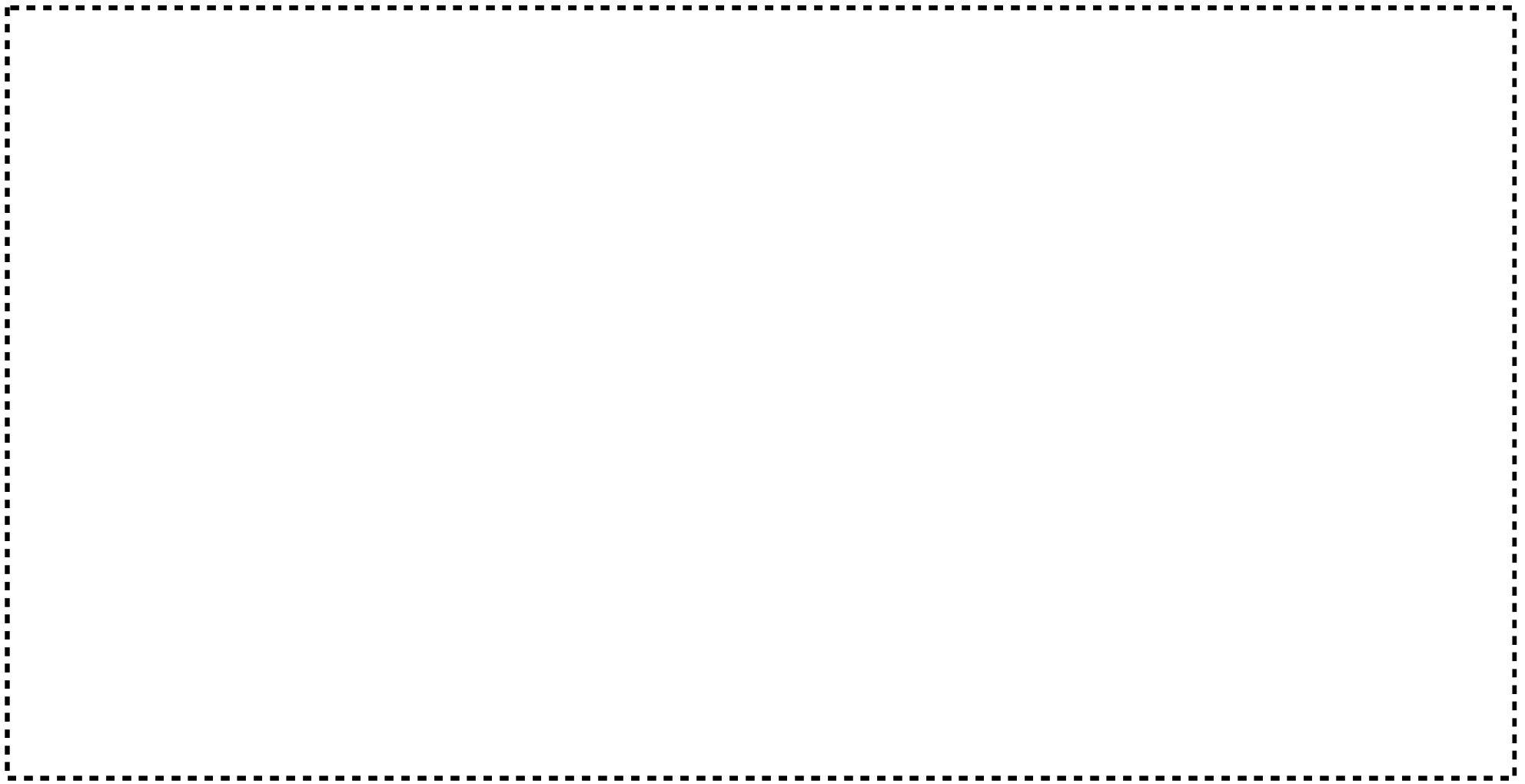
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図卜-W3建-I-1 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁

1434



3階平面図

R階平面図

凡例

—— 外壁

図卜-W3建-I-2 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁

1435



S1-00 : 1階スラブ番号

S2-00 : 2階スラブ番号

図ト-W3建-I-3 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ

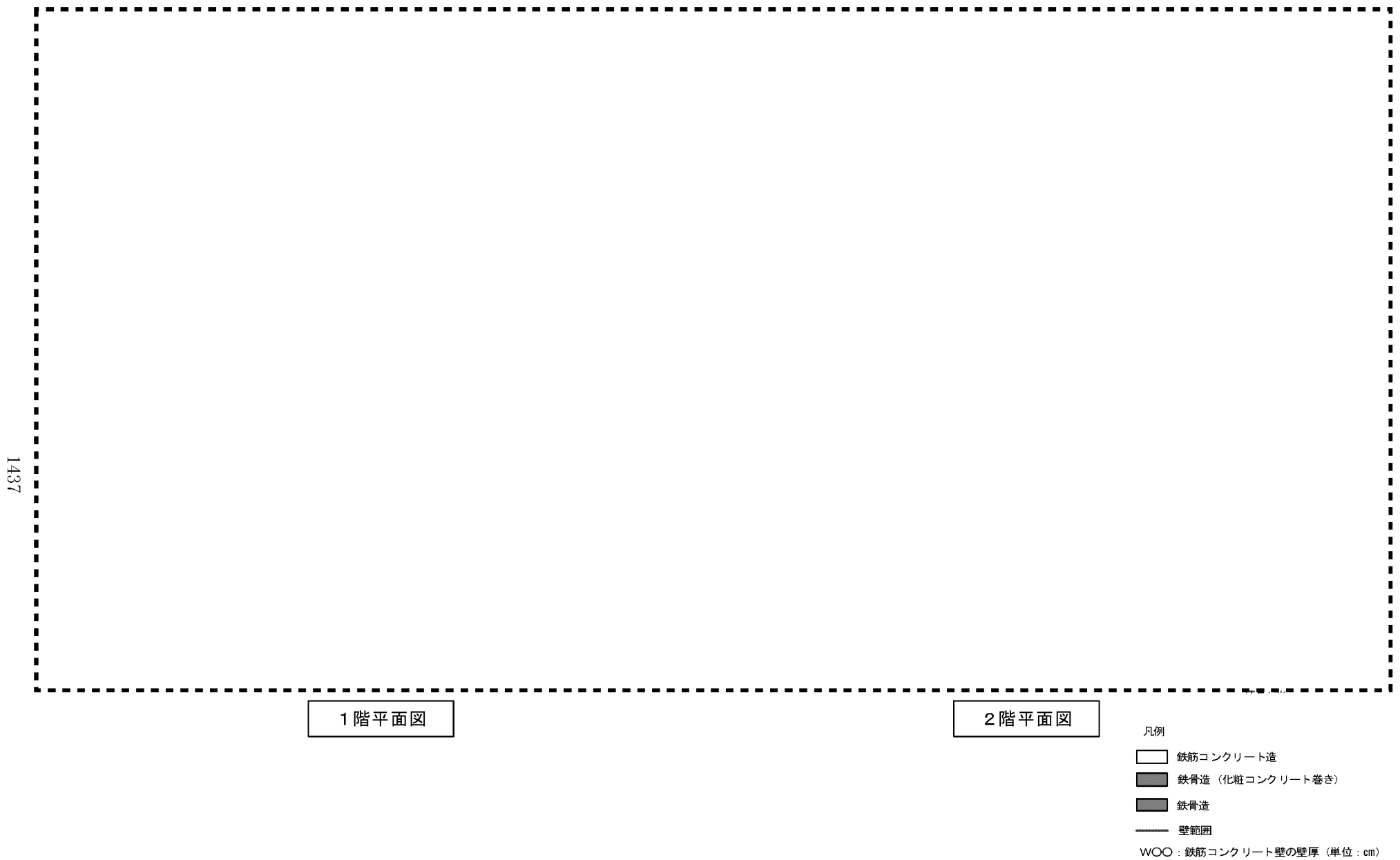
1436



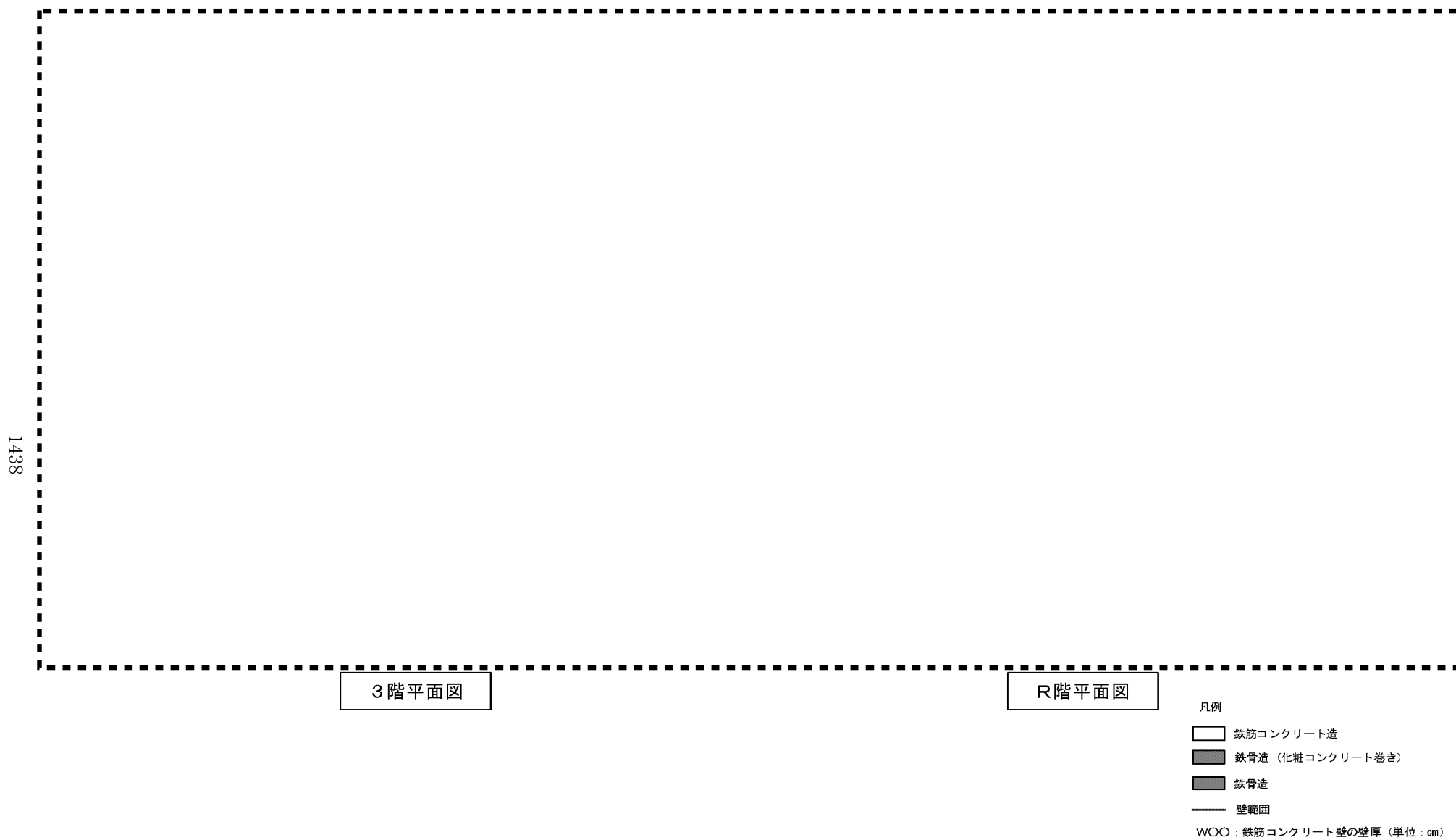
S3-00 : 3階スラブ番号

SR-00 : R階スラブ番号

図ト-W3建-I-4 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ



図ト-W3建-II-1 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階・2階）



図ト-W 3建-II-2 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（3階・R階）





図ト-W3建-1 (1) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(土質柱状図) 安全機能を有する施設の地盤



図ト-W3建-1 (2) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (1階・2階) 地震による損傷の防止



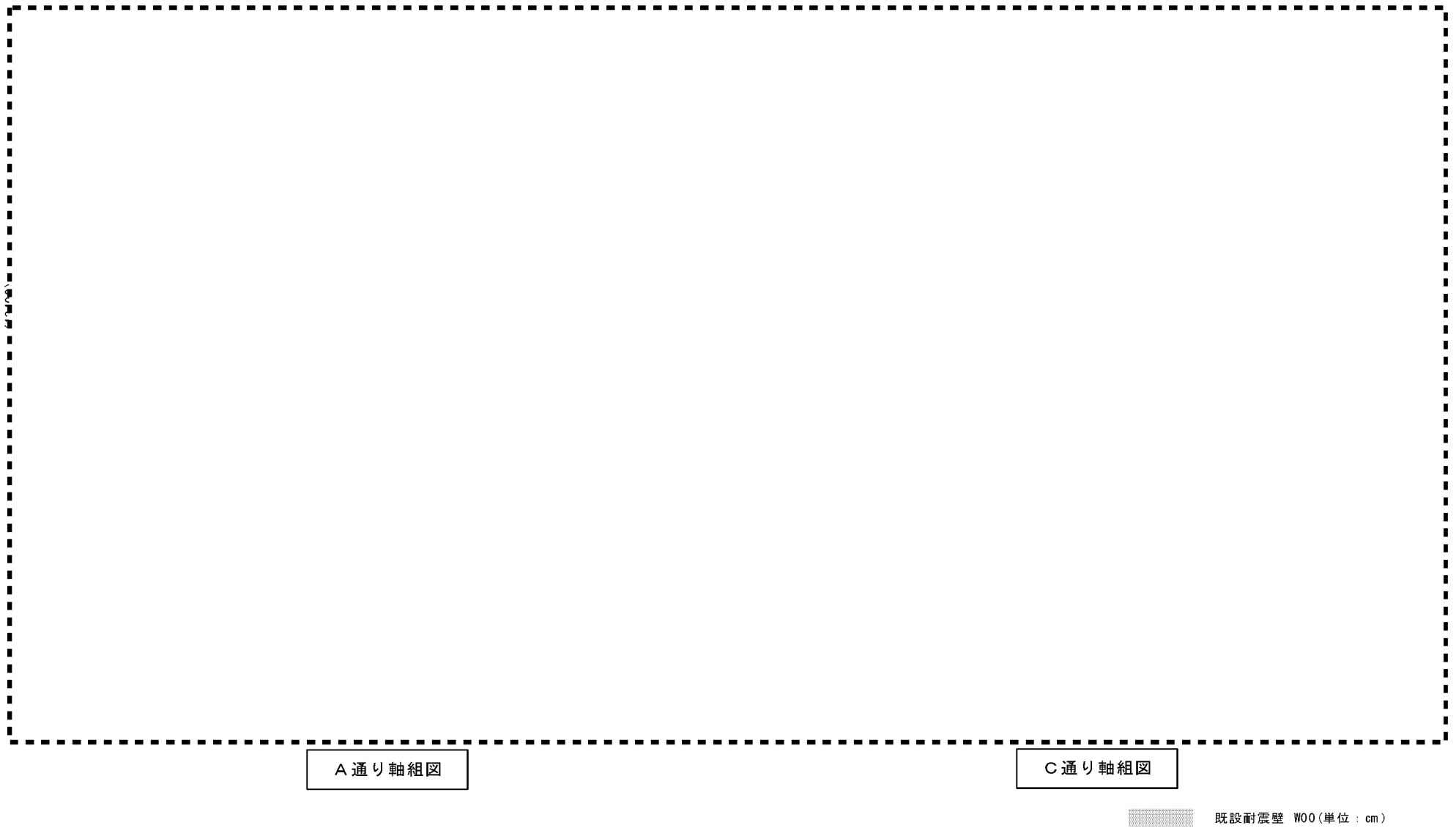
 既設耐震壁 W00 (単位 : cm)

図ト-W3建-1 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (3階・R階) 地震による損傷の防止

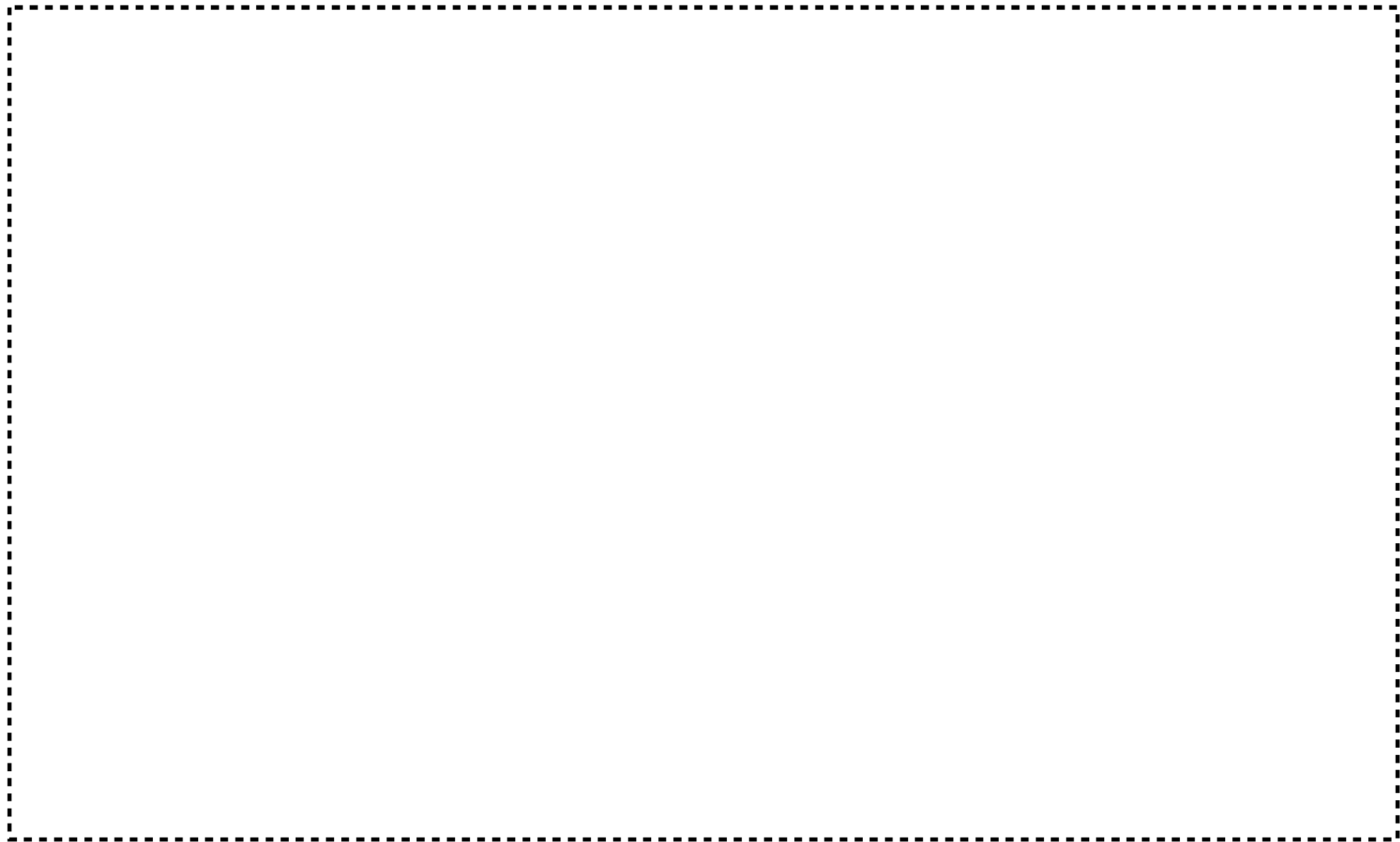


 既設耐震壁 W00 (単位 : cm)

図ト-W3建-1 (4) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (1通り、4通り軸組図) 地震による損傷の防止



図ト-W3建-1 (5) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (A通り、C通り軸組図) 地震による損傷の防止



図ト-W3建-2(1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



1階平面図

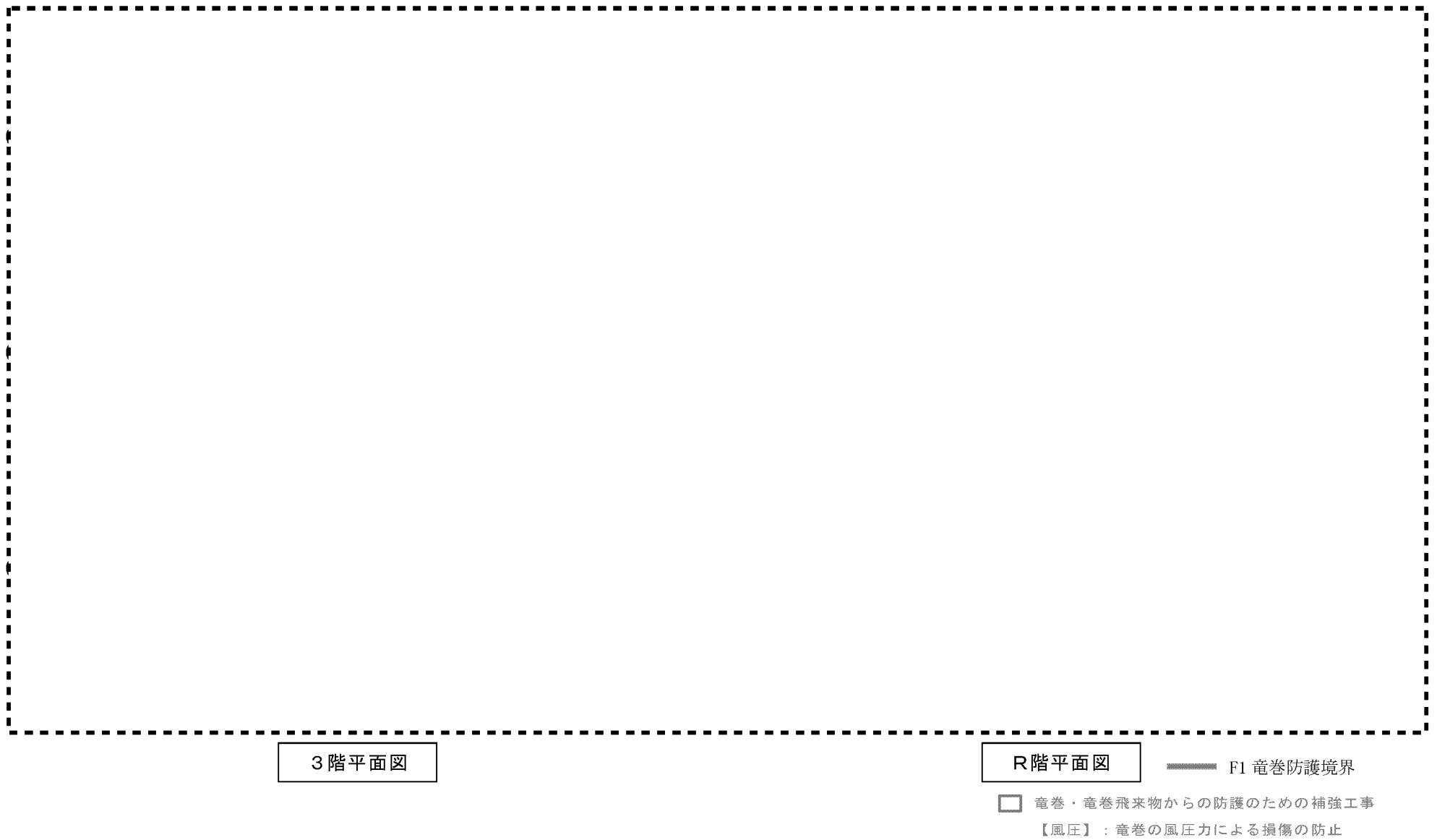
2階平面図

—— F1 竜巻防護境界

第3廃棄物貯蔵棟へのF1竜巻飛来物は鋼製建具91に飛来する。  
 W3防護壁はF1竜巻飛来物から鋼製建具91を防護する。

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

図ト-W3建-2(2) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・2階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止



図ト-W3建-2 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (3階・R階) 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止

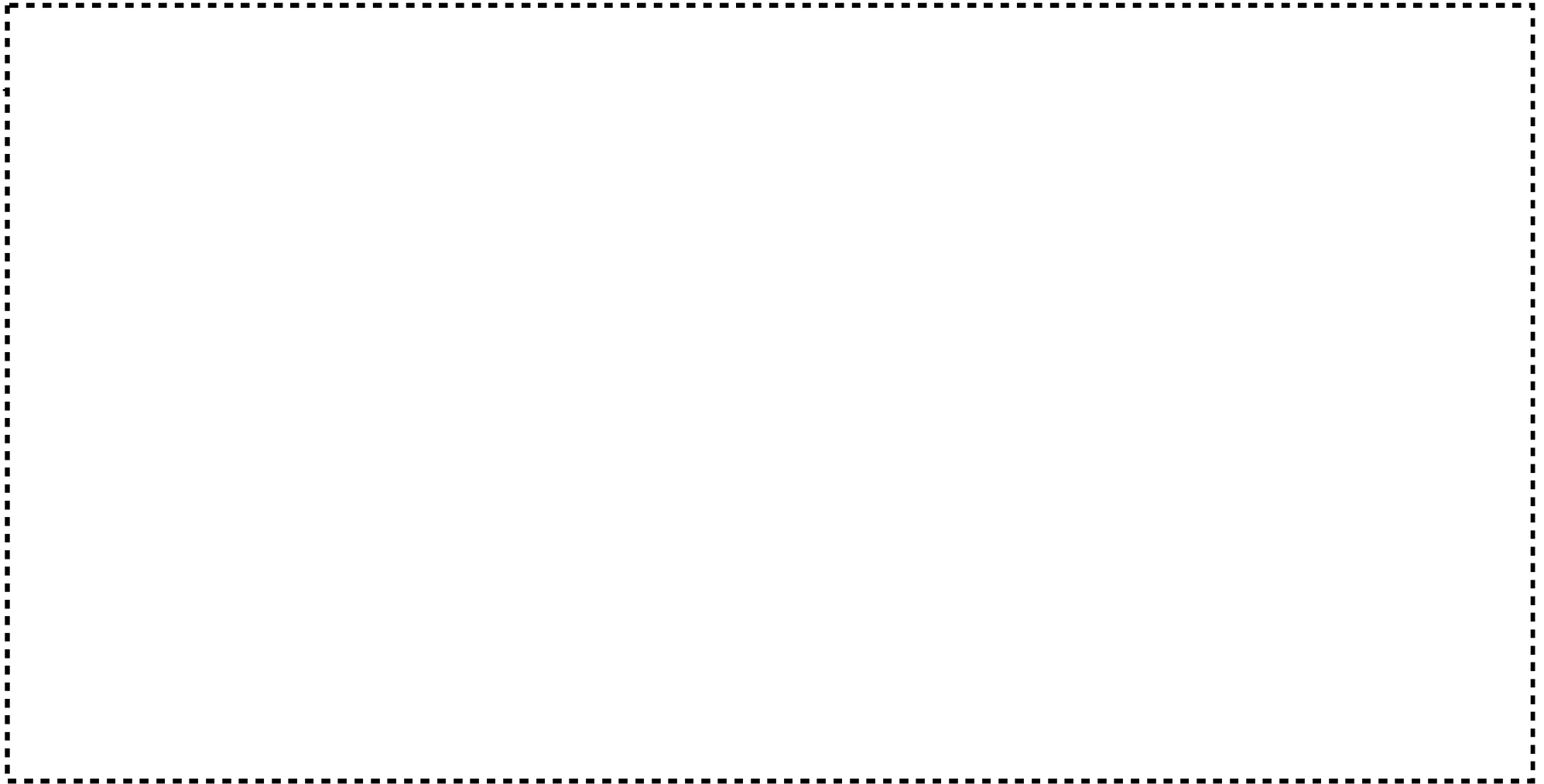




□ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事  
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

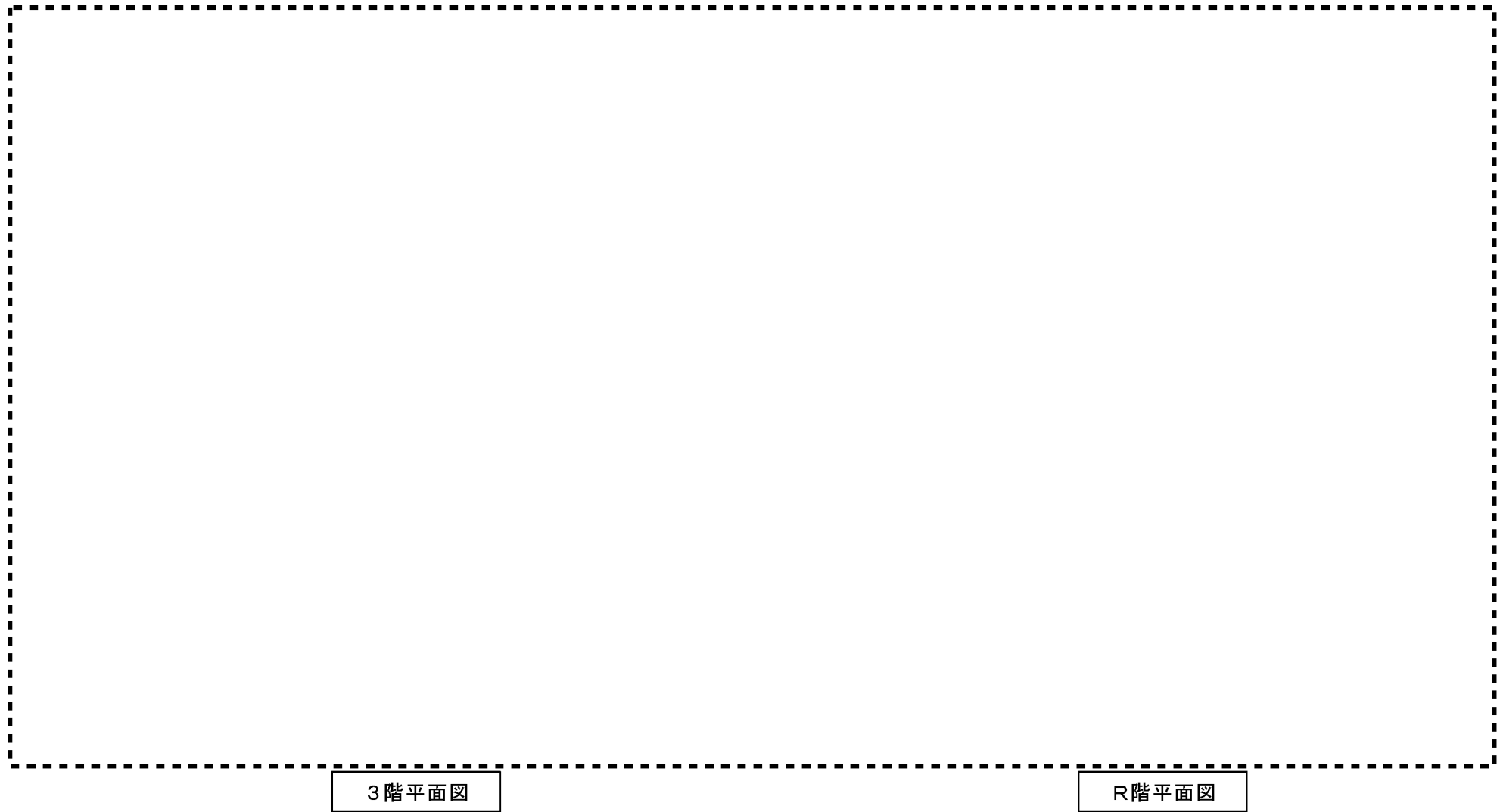
図ト-W3建-2(4) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(南西立面) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止

1448



【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止  
第3廃棄物貯蔵棟へのF1竜巻飛来物は鋼製建具91に飛来する。  
W3防護壁はF1竜巻飛来物から鋼製建具91を防護する。

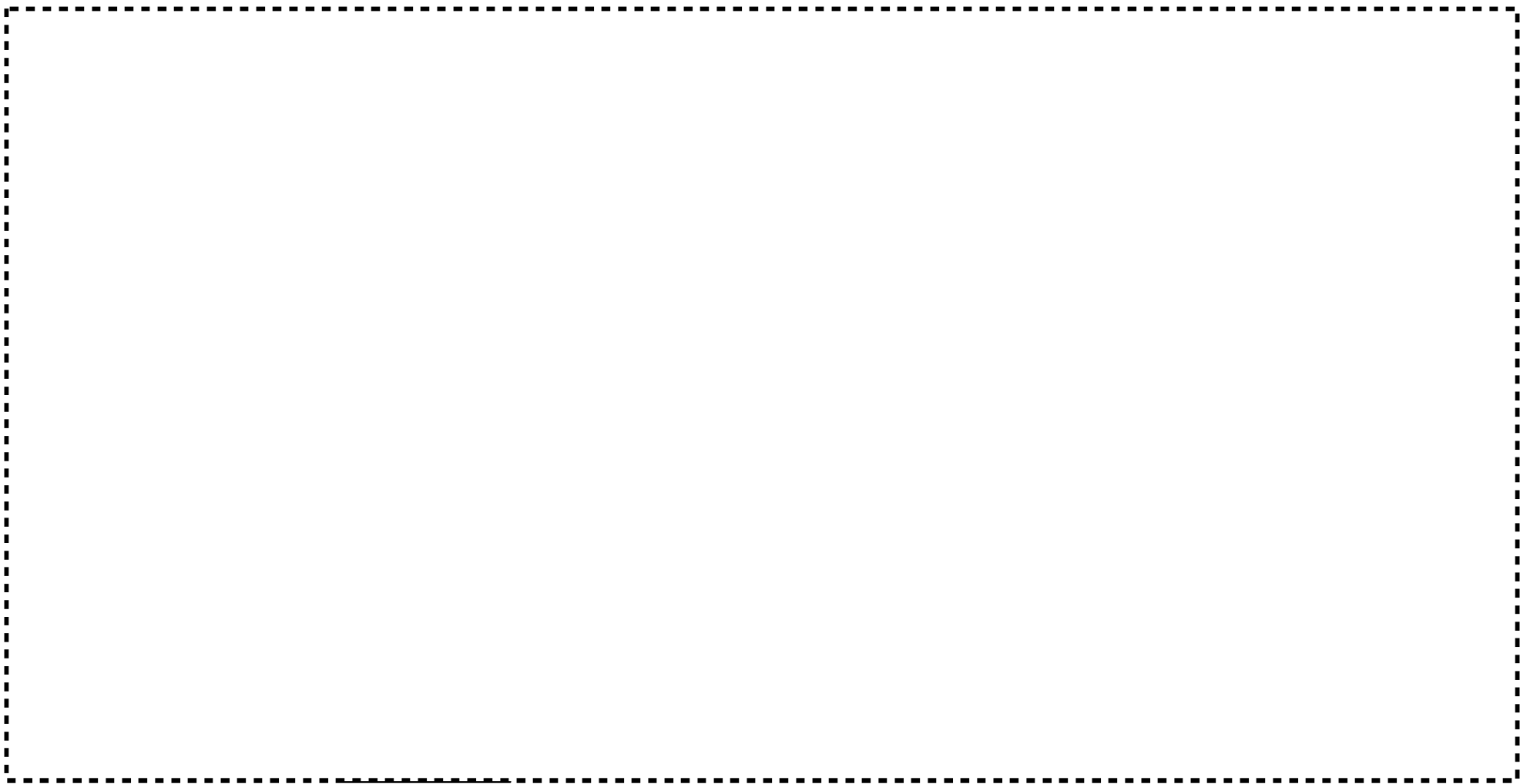
図ト-W3建-2(5) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止



⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ト-W3建-3(1) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止

1450



既設鋼製梯子

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ト-W3建-3(2) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北西立面図) 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止

1451



1階平面図

2階平面図

(単位：mm)



火災区画

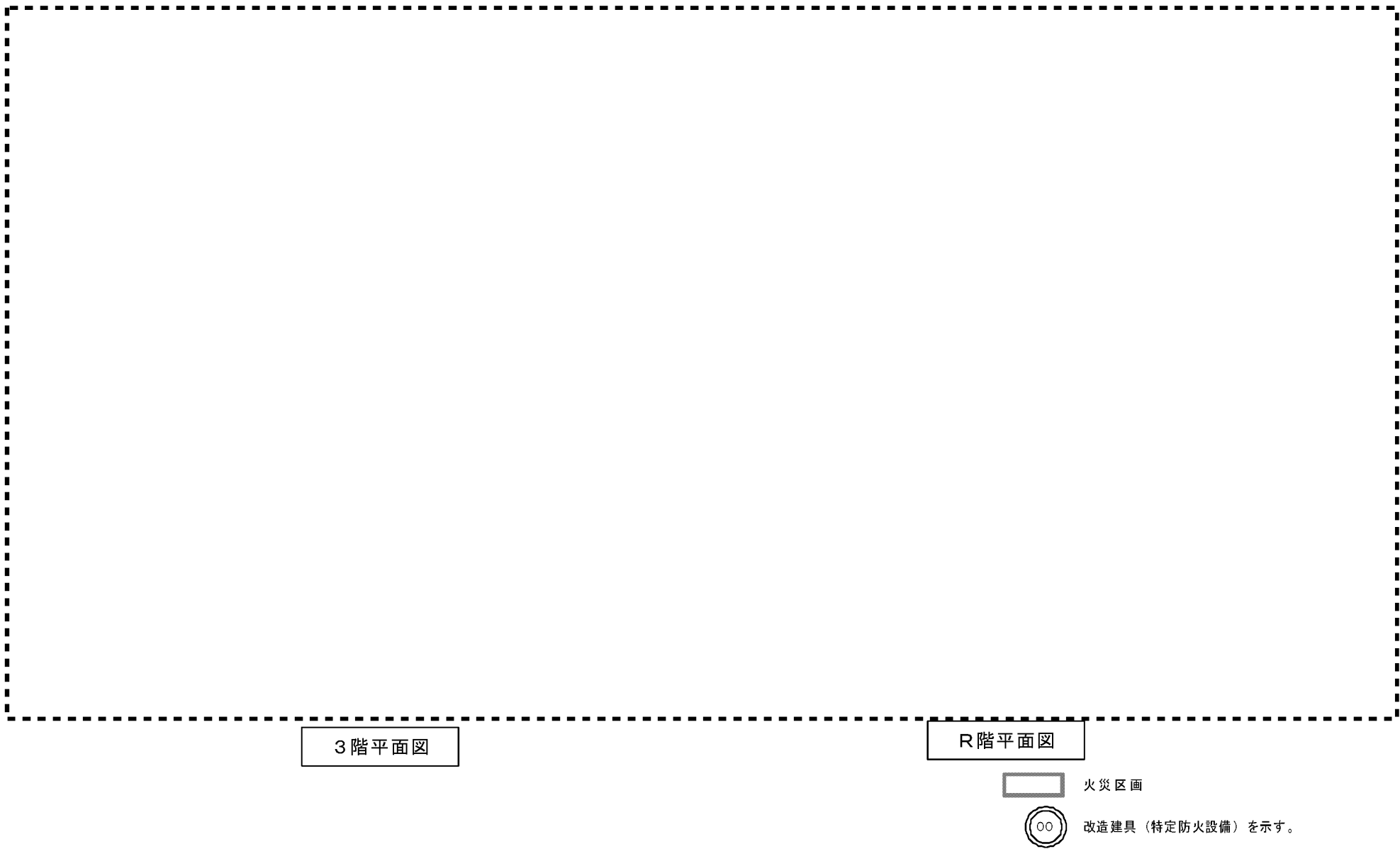


火災区域



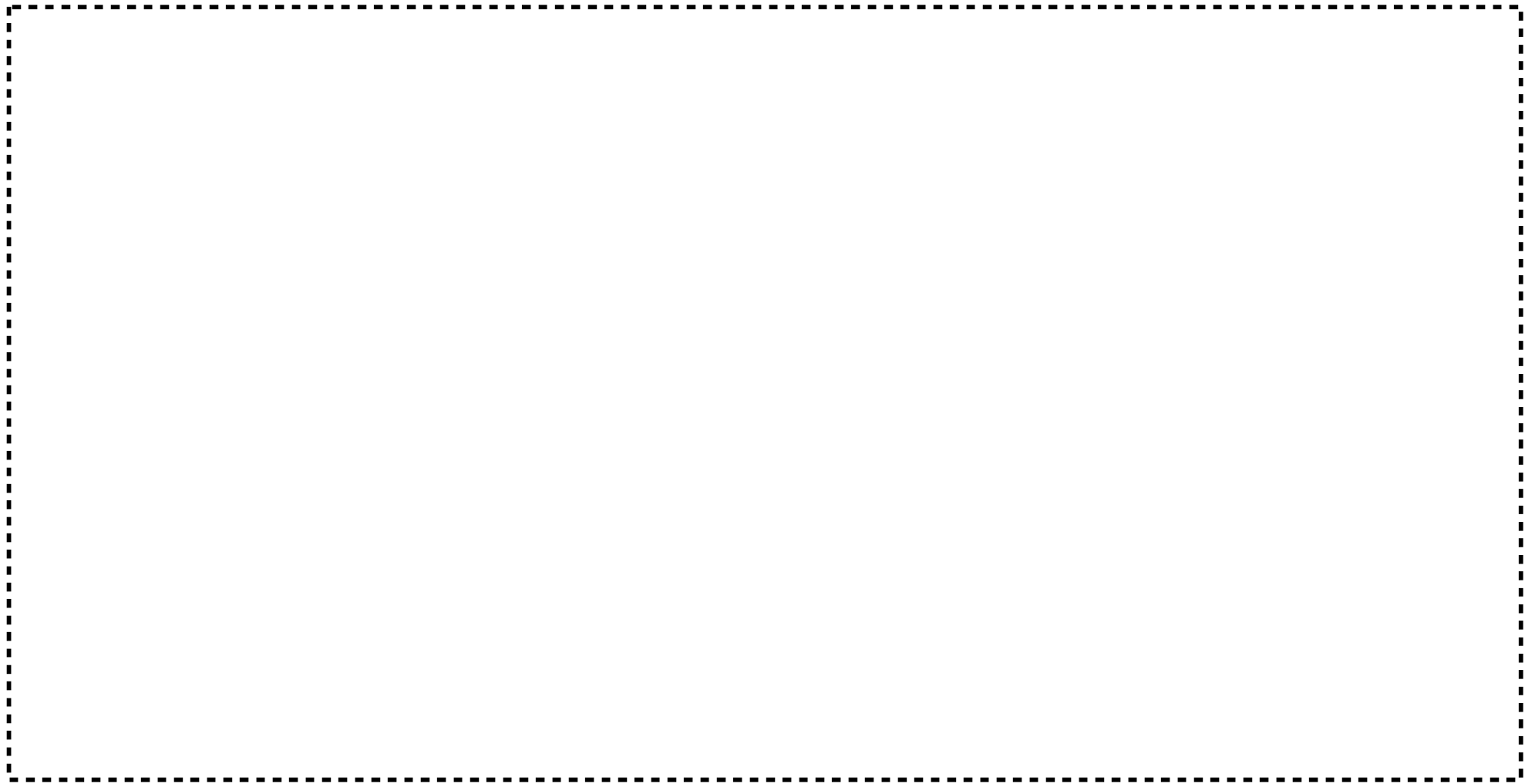
改造建具（特定防火設備）を示す。

図ト-W3建-4(1) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(1階・2階) 火災による損傷の防止



図ト-W3建-4(2) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階) 火災による損傷の防止

1453



南立面図

西立面図



: 改造建具を示す。

図ト-W3建-4(3) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(南西立面) 火災による損傷の防止

1454



北立面図

東立面図



: 改造建具を示す。

図ト-W3建-4(4) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面) 火災による損傷の防止

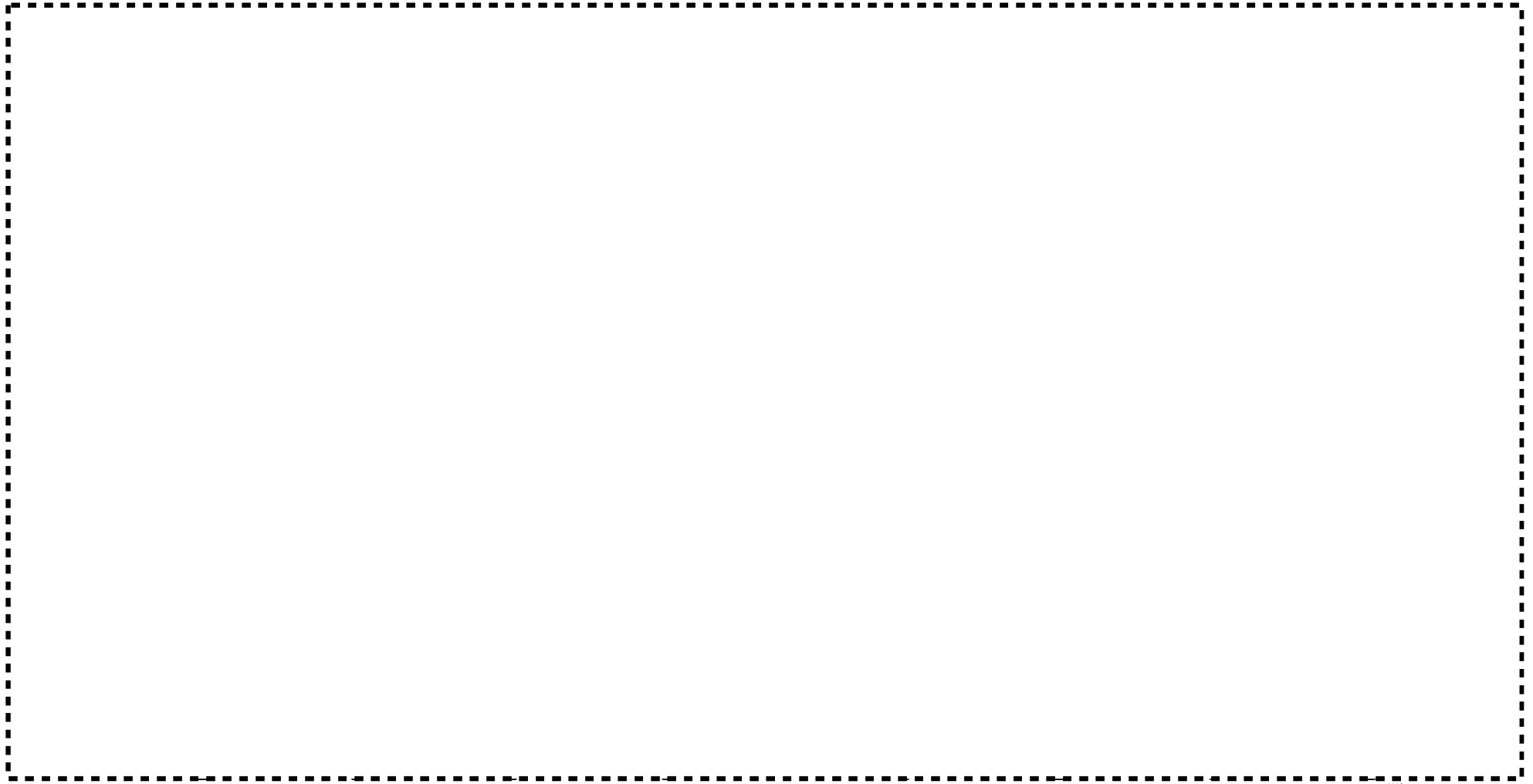


1455



図ト-W3建-4(5) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(断面) 火災による損傷の防止

1456



1階平面図

2階平面図

(単位：mm)

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-5 (1) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図 (1階・2階) 人の不法な侵入の防止

1457



3階平面図

R階平面図

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-5(2) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(3階・R階) 人の不法な侵入の防止

1458



南立面図

西立面図

 : 改造建具を示す。

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。


図ト-W3建-5(3) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(南西立面) 人の不法な侵入の防止

1459



北立面図

東立面図

 : 改造建具を示す。

※外部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-5(4) 第3廃棄物貯蔵棟 工事概要図(北東立面) 人の不法な侵入の防止

1460

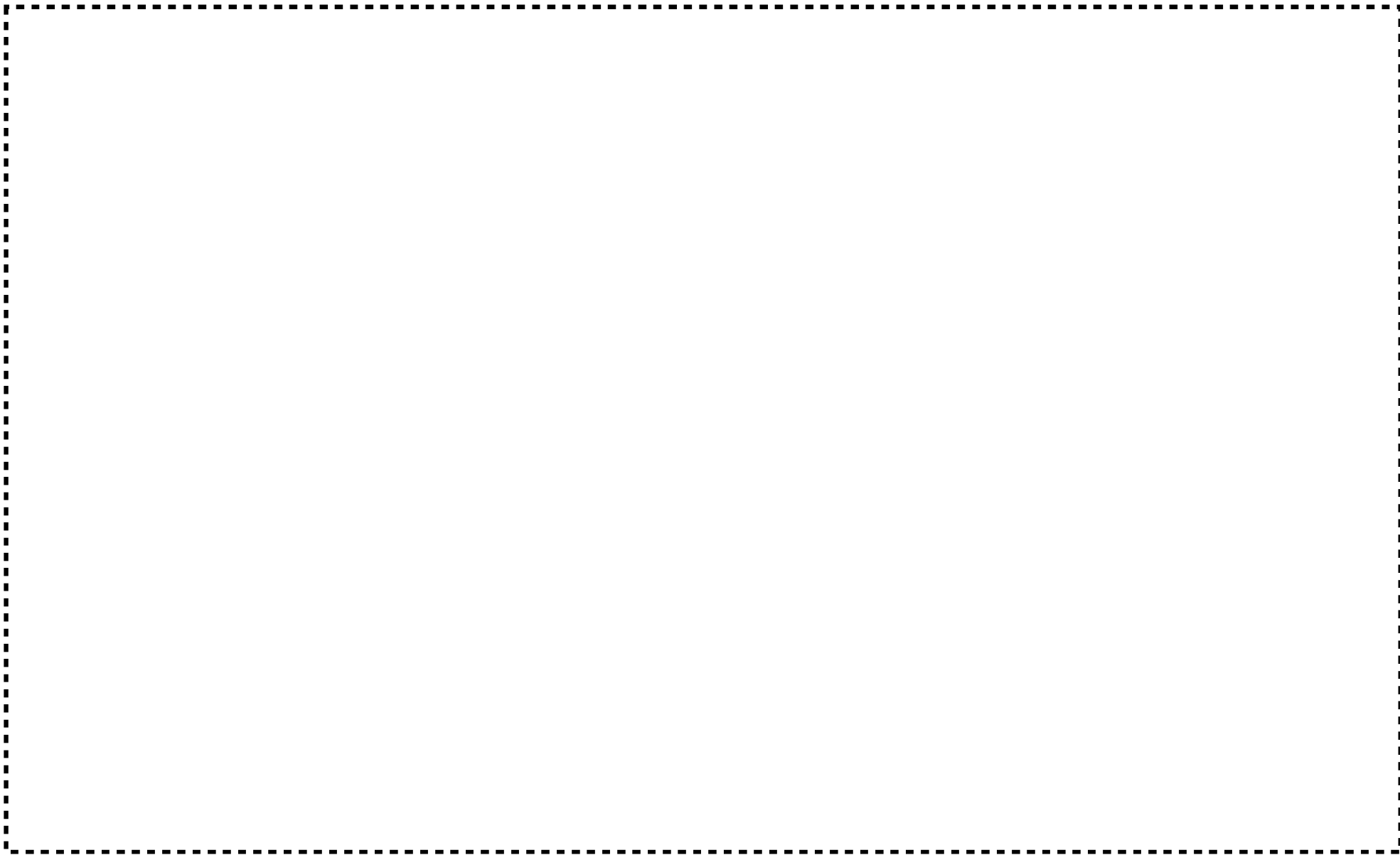


图卜-W3建-6 第3废弃物贮藏棟 杭伏图兼構造区分图

1461



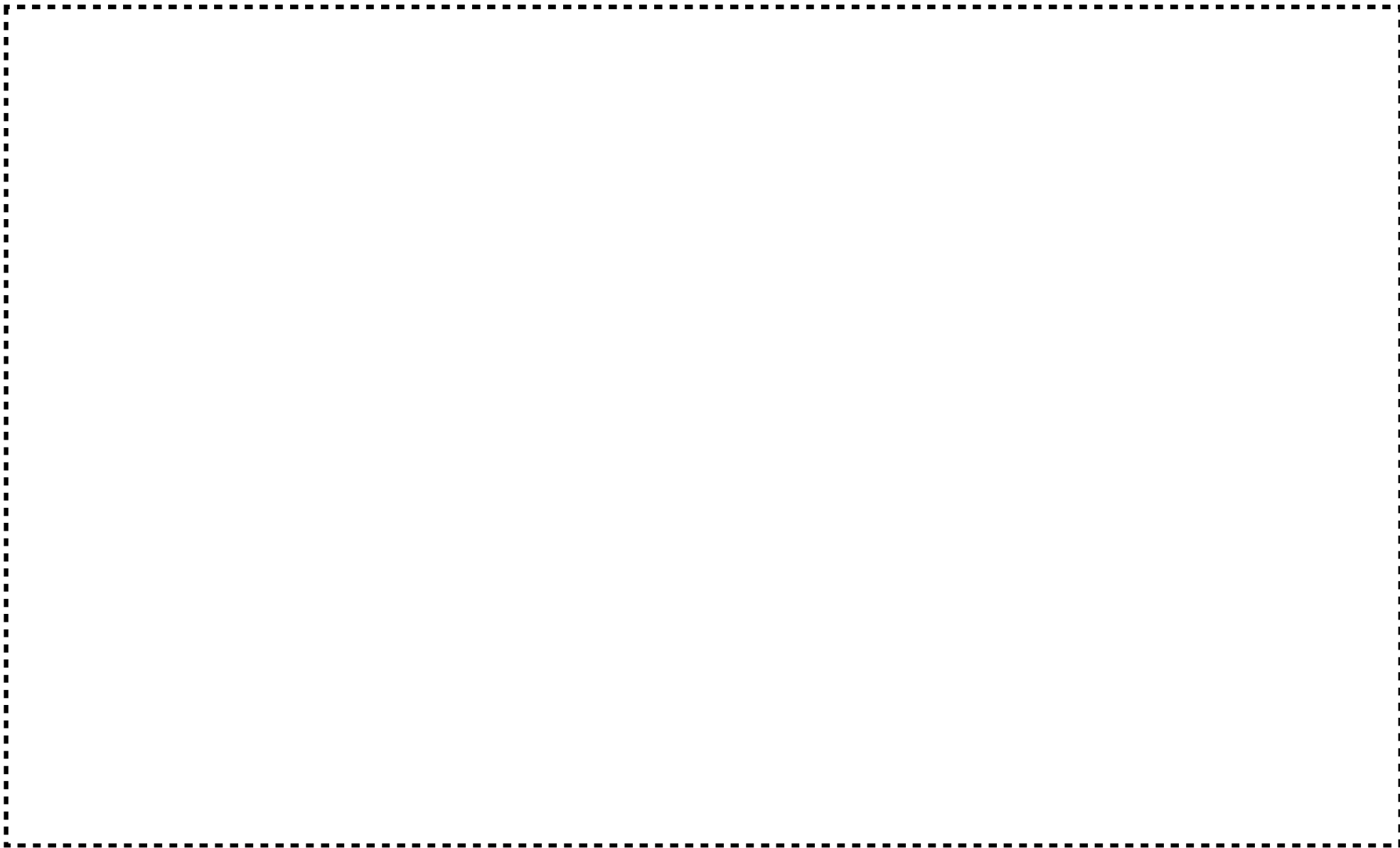
図ト-W3建-7 第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図



図ト-W3建-8 第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図



1463



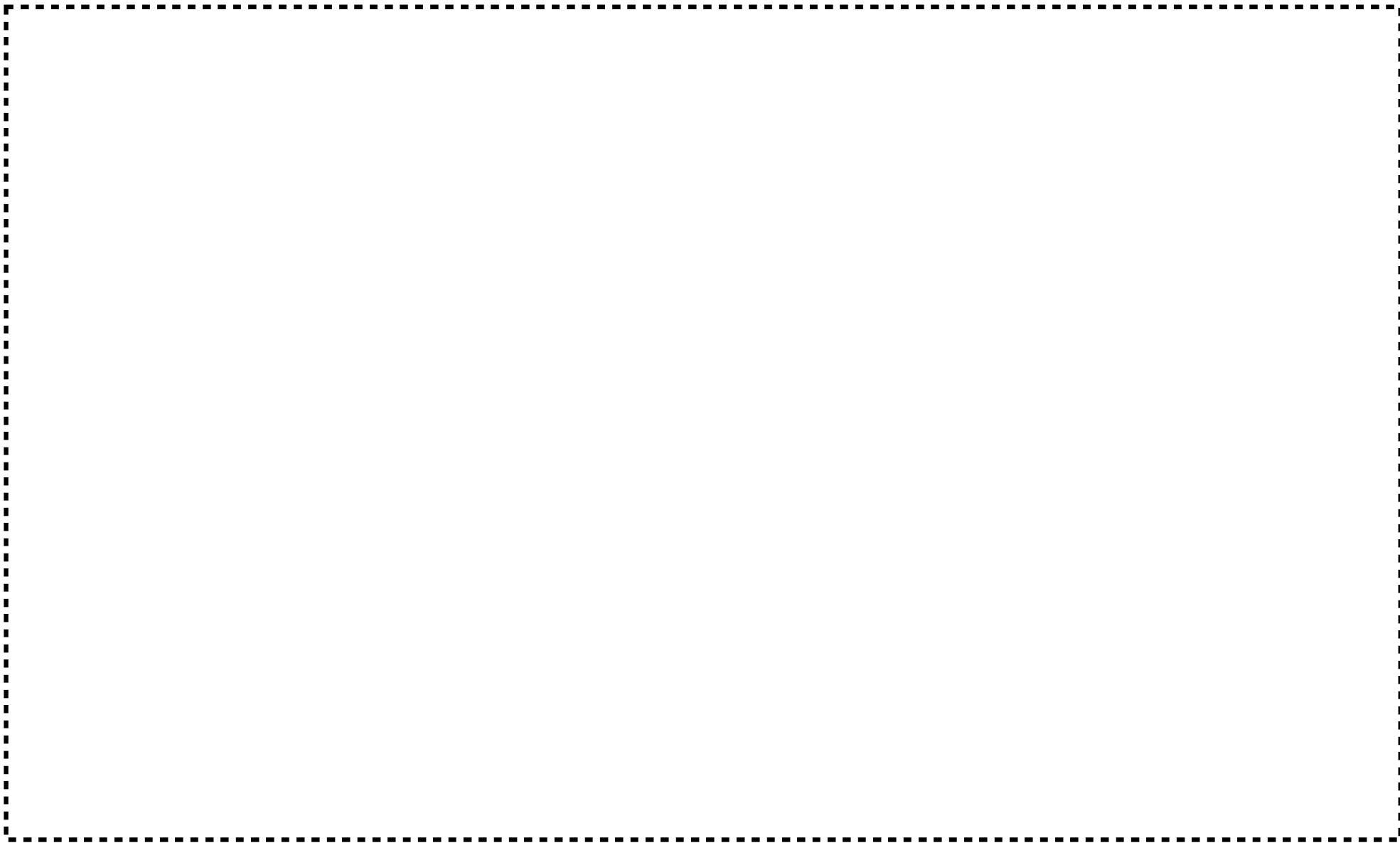
図ト-W3建-9 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り

1464



図卜-W3建-10 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り

1465



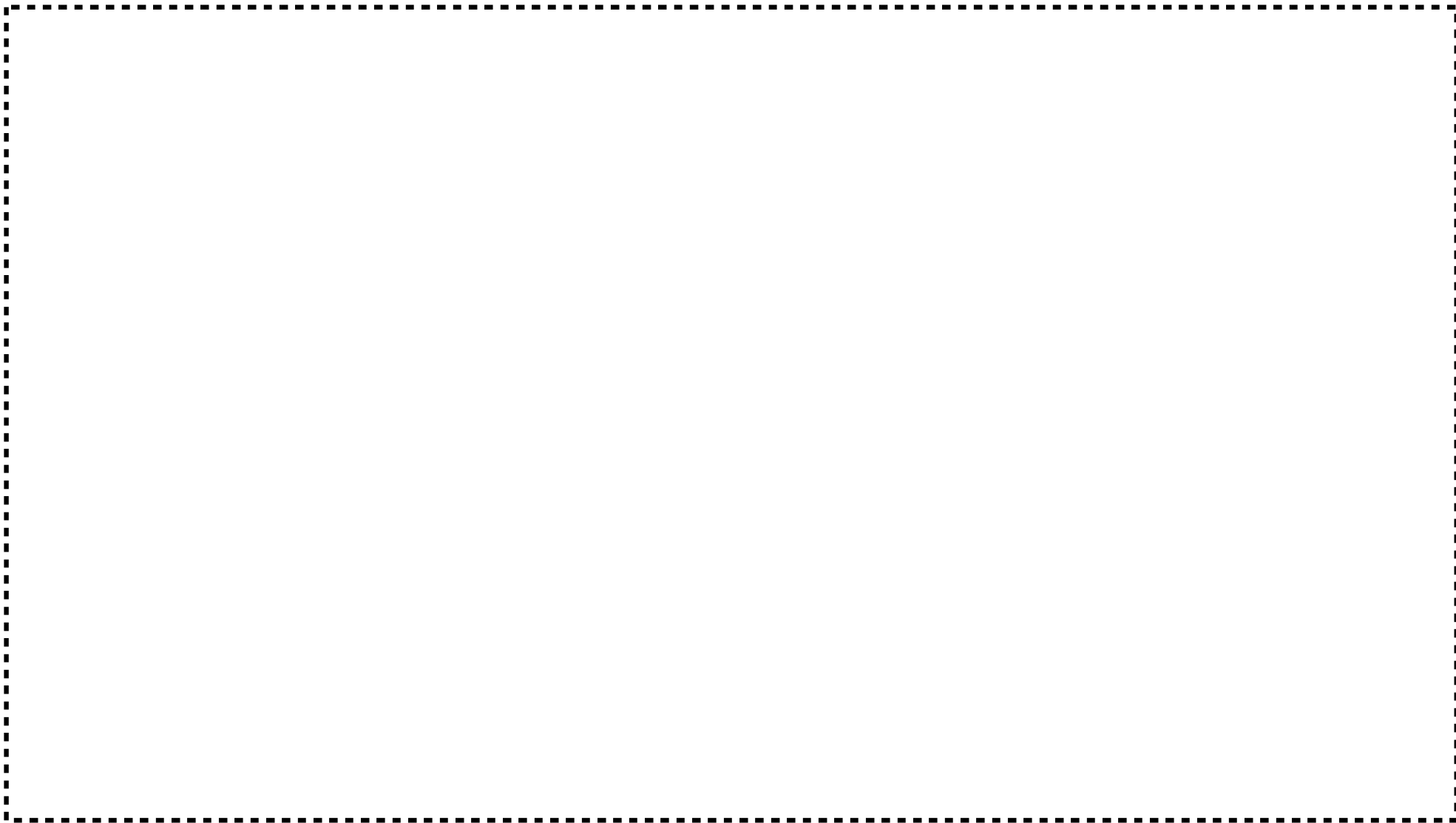
図ト-W3建-11 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り

1466



図卜-W3建-12 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り

1467



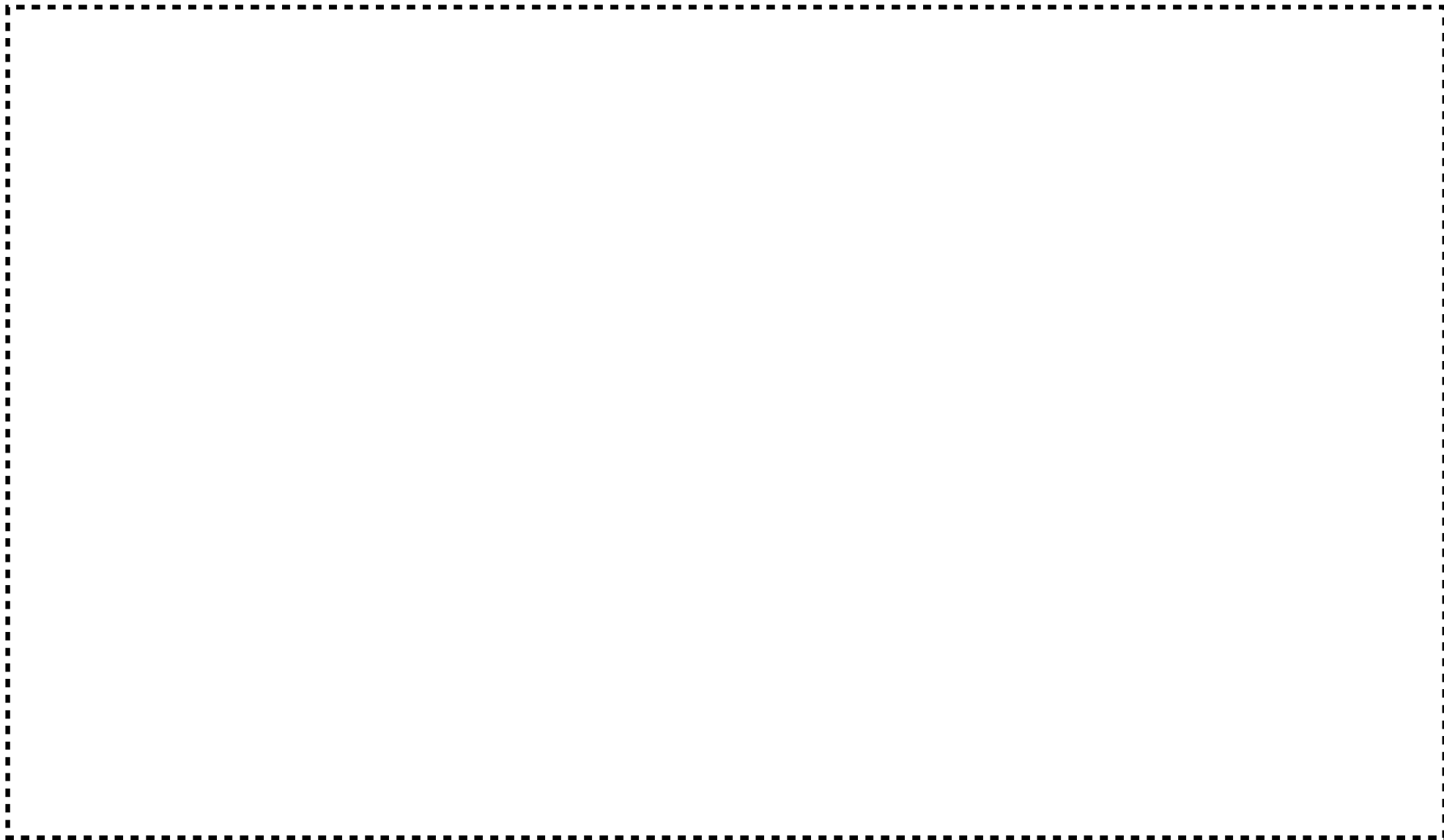
図ト-W3建-13(1) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1

1468



図ト-W3建-13(2) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2

1469



図ト-W3建-13(3) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

1470

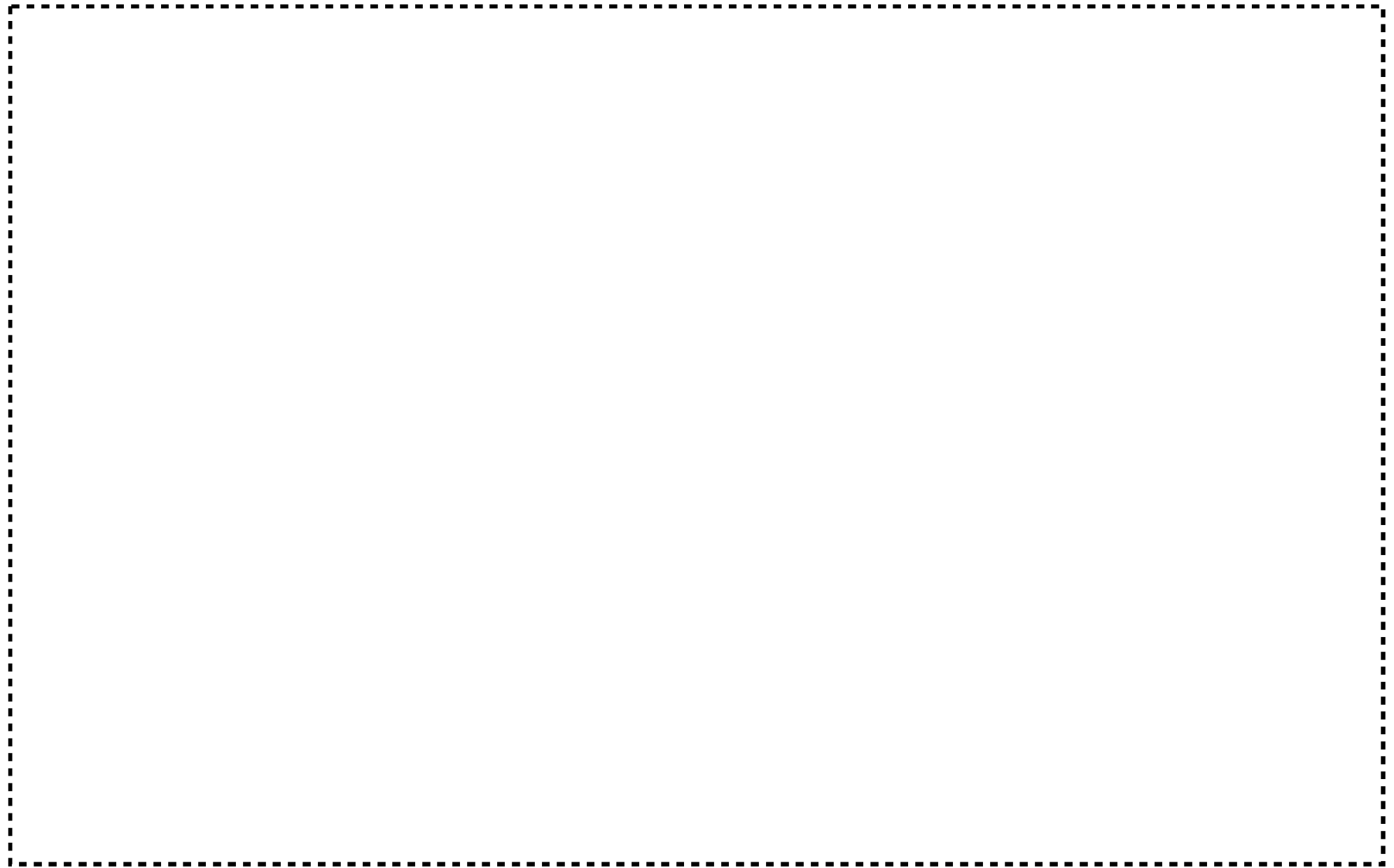
図ト-W3建-13(4) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり



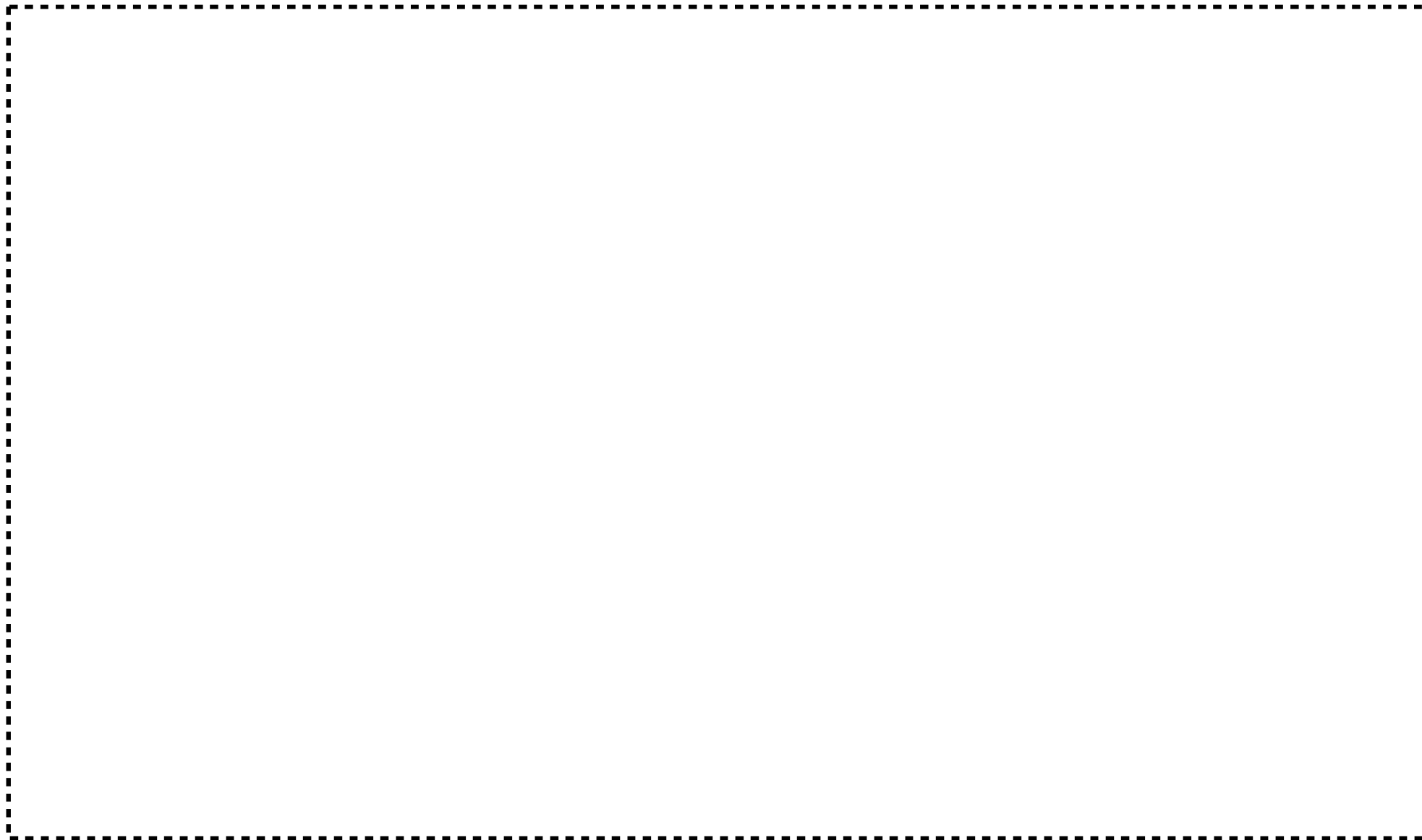
1471



図ト-W3建-13(5) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁



図卜-W3建-14(1) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 土質柱状図



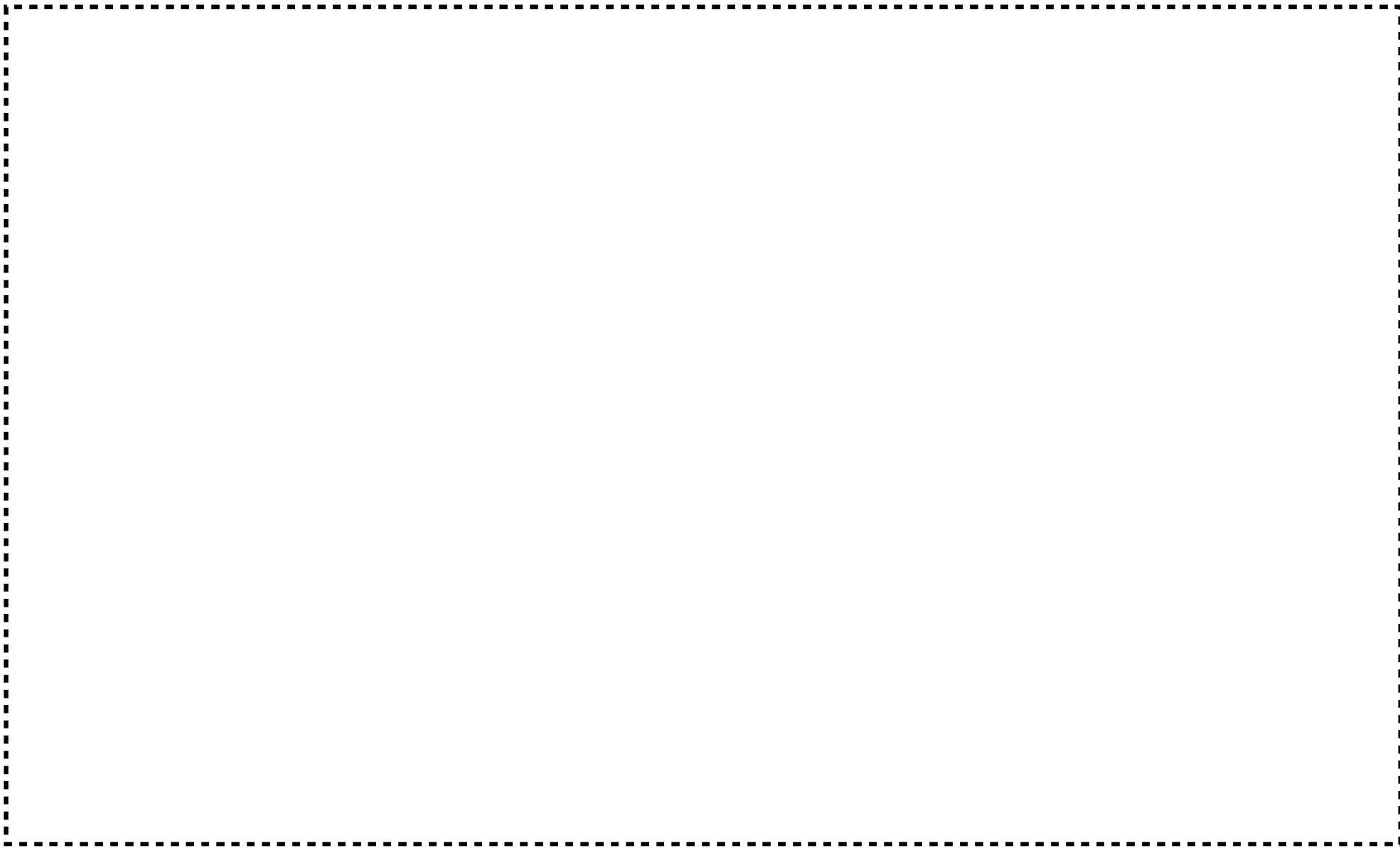
図卜-W3建-14(2) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 詳細図

1474



図卜-W3建-14(3) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 配筋図

1475



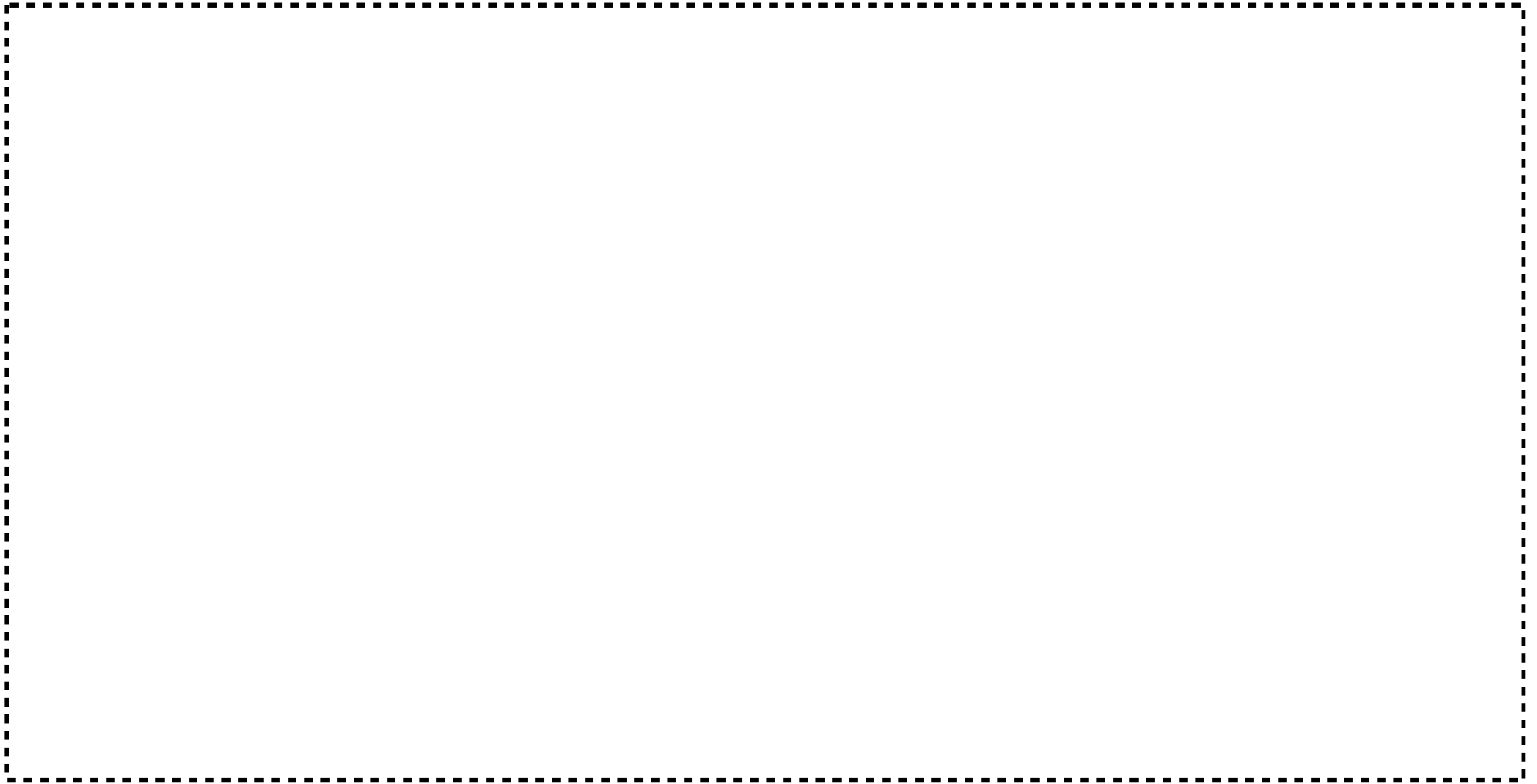
図卜-W3建-15 第3廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図

1476



図ト-W3建-16 第3廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する建具

1477



図卜-W3建-17 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図

1478

図卜-W3建-18 第3廃棄物貯蔵棟 91 改造鋼製建具詳細図 部材表

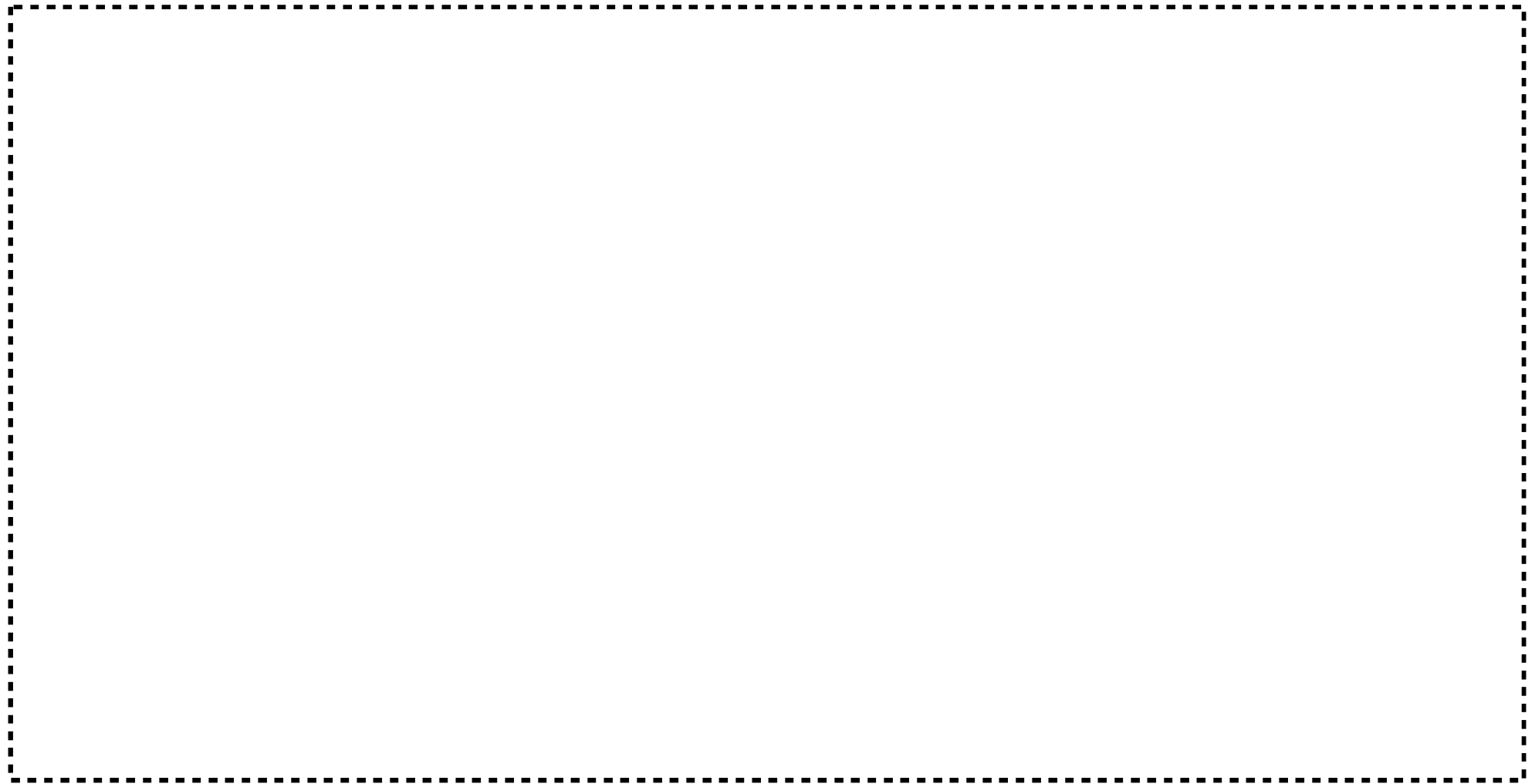


1479



図卜-W3建-19 第3廃棄物貯蔵棟 92、93 改造鋼製建具詳細図 部材表

1480



(単位 : cm)

図ト-W3建-20(1) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟)



1階平面図

2階平面図

(単位: mm)

■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00 : 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

図ト-W3建-20(2) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 平面図 1階、2階)

1482



図ト-W3建-20(3) 直接線の評価で考慮した壁厚等(第3廃棄物貯蔵棟 平面図 3階)

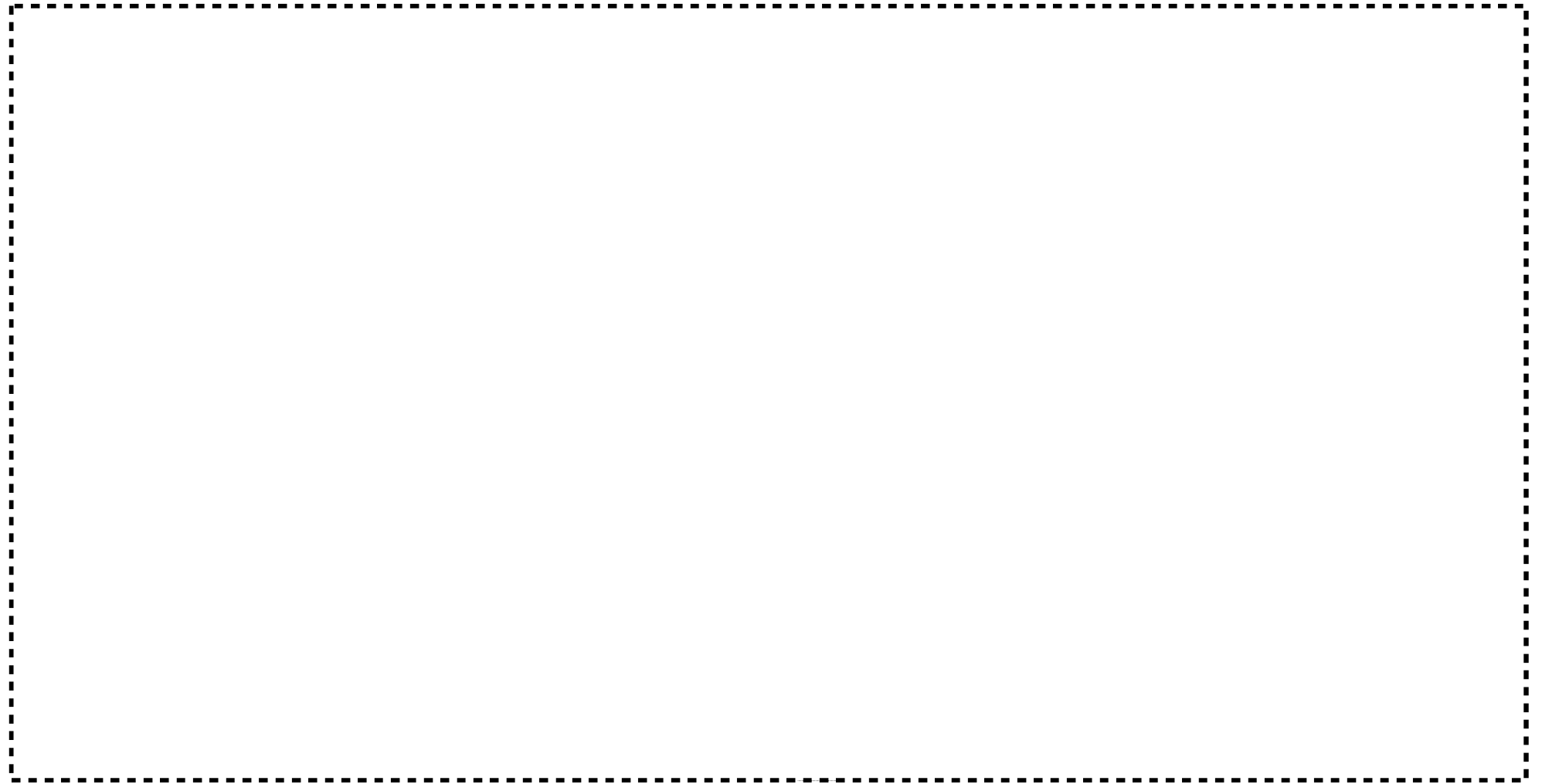
1483



■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00]: 遮蔽能力を有する屋根・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-20(4) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 1通り、2・3通り)

1484



W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00]: 遮蔽能力を有する屋根・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-20(5) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 4通り)

1485



■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00]: 遮蔽能力を有する屋根・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-20(6) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 A通り、B通り)

1486



C通り断面図

■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00]: 遮蔽能力を有する屋根・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-20(7) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第3廃棄物貯蔵棟 断面図 C通り)



1487



图卜-W3建-21 第3 废弃物贮藏棟 管理区域图



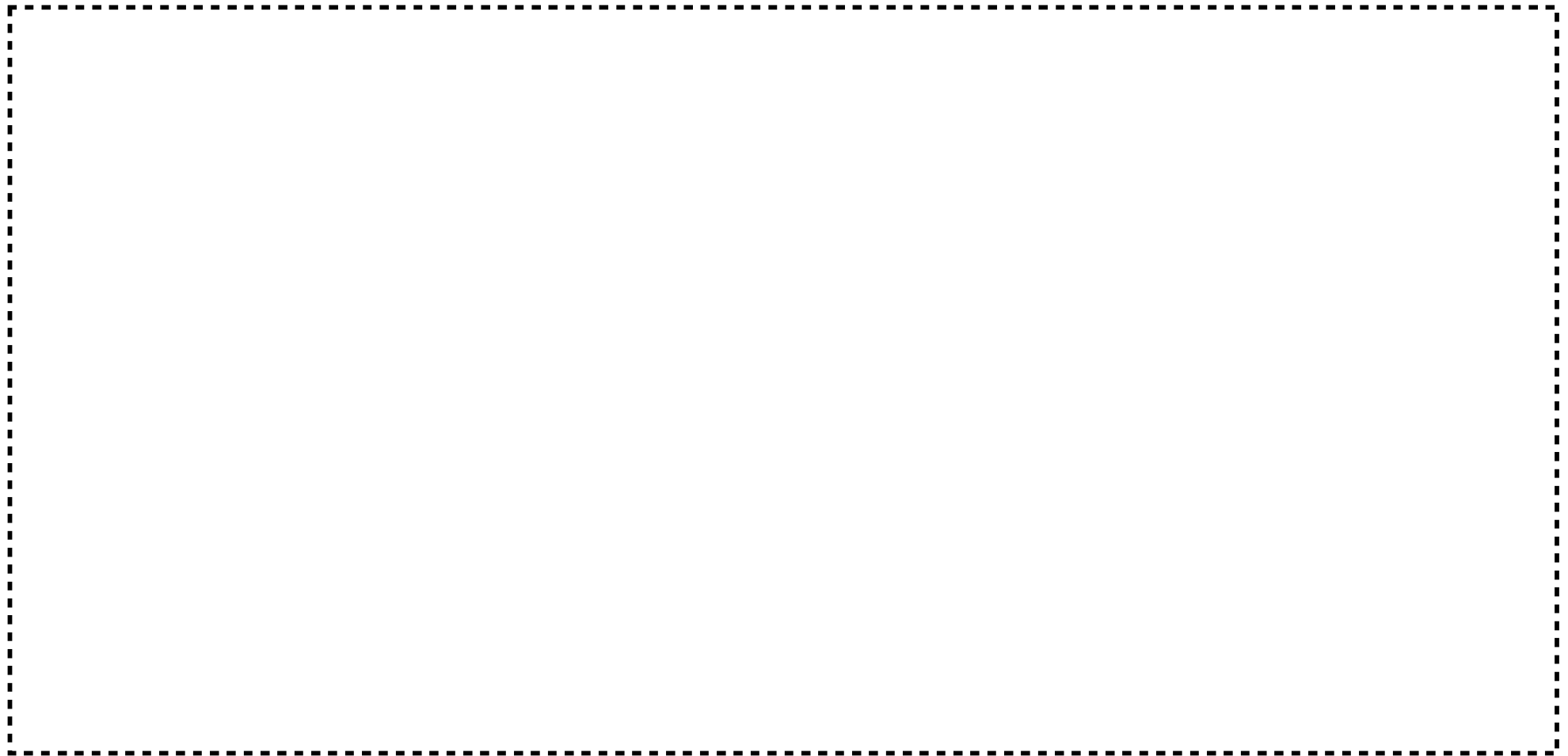
図ト-W3建-22 第3廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画

1489

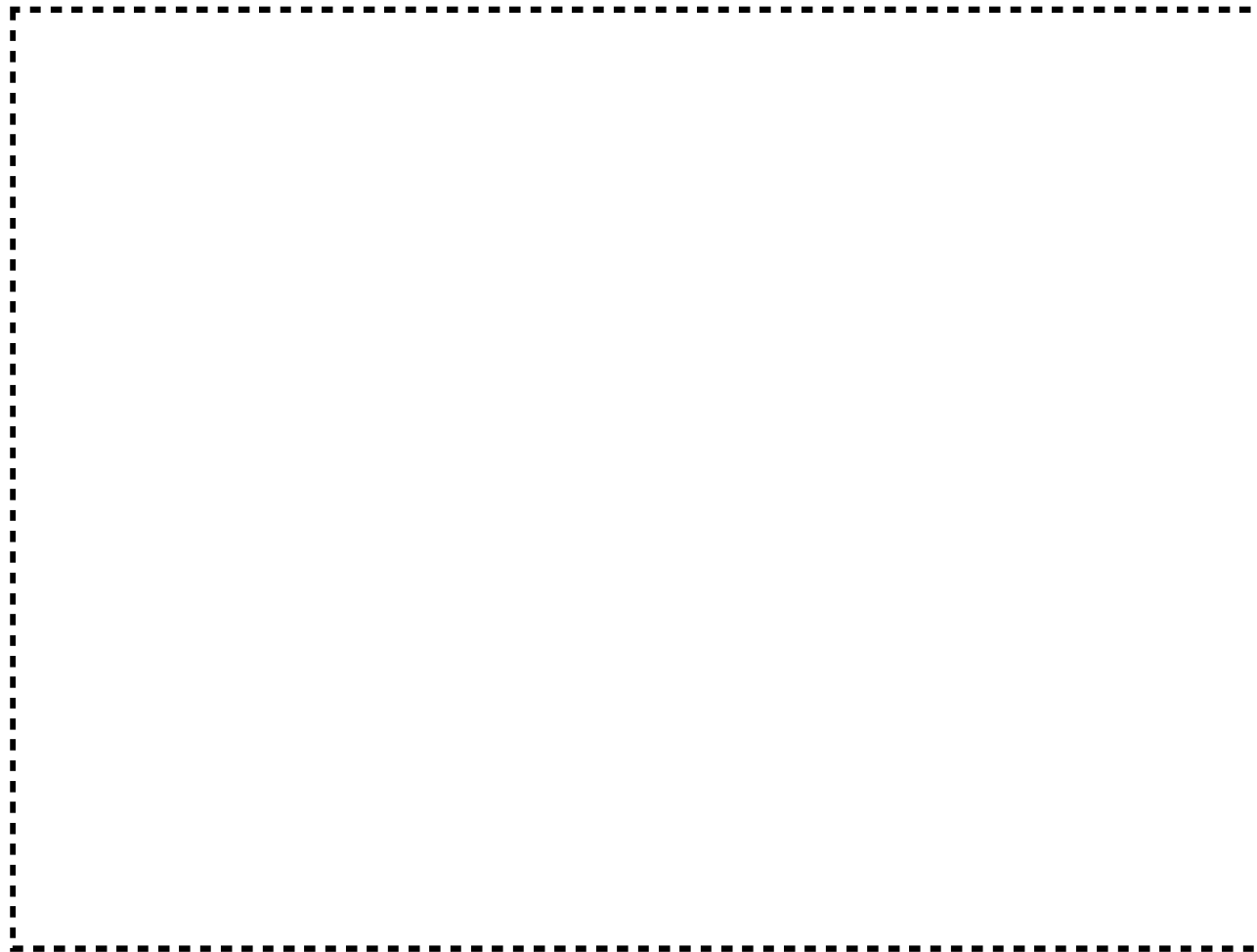


図ト-W3設-1 本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図（1階及び2階及び3階）

1490



図卜-W 3 設- 2 保管廃棄設備  廃棄物保管区域



図ト-W3設-3 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 第1 廃棄物貯蔵棟

- ①外部扉の改造
- ②W 1 防護壁の新設
- ③火災区画等の改造
- ④グレーチング及び扉の改造

### b. 第3 廃棄物貯蔵棟

- ①外部扉の改造
- ②W 3 防護壁の新設

### c. 改造等を実施する設備・機器

表トー1-2の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### d. 変更しない設備・機器

表トー1-2の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### e. 緊急遮断弁の基礎

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃

棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物を十分に保管廃棄できることを確認している。

- 第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- 工事における管理区域内の作業は、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- 工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- 第 1 種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ダストモニタ（サンプリング配管）を停止する場合は、復旧するまで監視対象の給排気設備の系統を停止するか代替措置を講じる。
- 核燃料物質等による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。一時的な管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- 核燃料物質等による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- 工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質等を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質等の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質等を、工事の影響を受けない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- 工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- 工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- 工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- 管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- 核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 第1廃棄物貯蔵棟の工事手順

第1廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トー a - 1 に示し、その詳細を図トー a - 1 - 1 から図トー a - 1 - 4 に示す。

- ①外部扉の改造：図トー a - 1 - 1 に示す手順で、図トー W 1 建 - 2 に示す既存建物の外部扉の改造を行う。
- ②W 1 防護壁の新設：図トー a - 1 - 2 に示す手順で、図トー W 1 建 - 1 6 に示す W 1 防護壁を新設する。
- ③火災区画等の改造：図トー a - 1 - 3 に示す手順で、図トー W 1 建 - 4 に示す既存建物の扉の改造を行う。
- ④グレーチング及び扉の改造：図トー a - 1 - 4 に示す手順で、図トー W 1 建 - 1 7 に示すグレーチングを設置する。また、既設扉を密閉構造扉（エアタイト扉）に改造する。

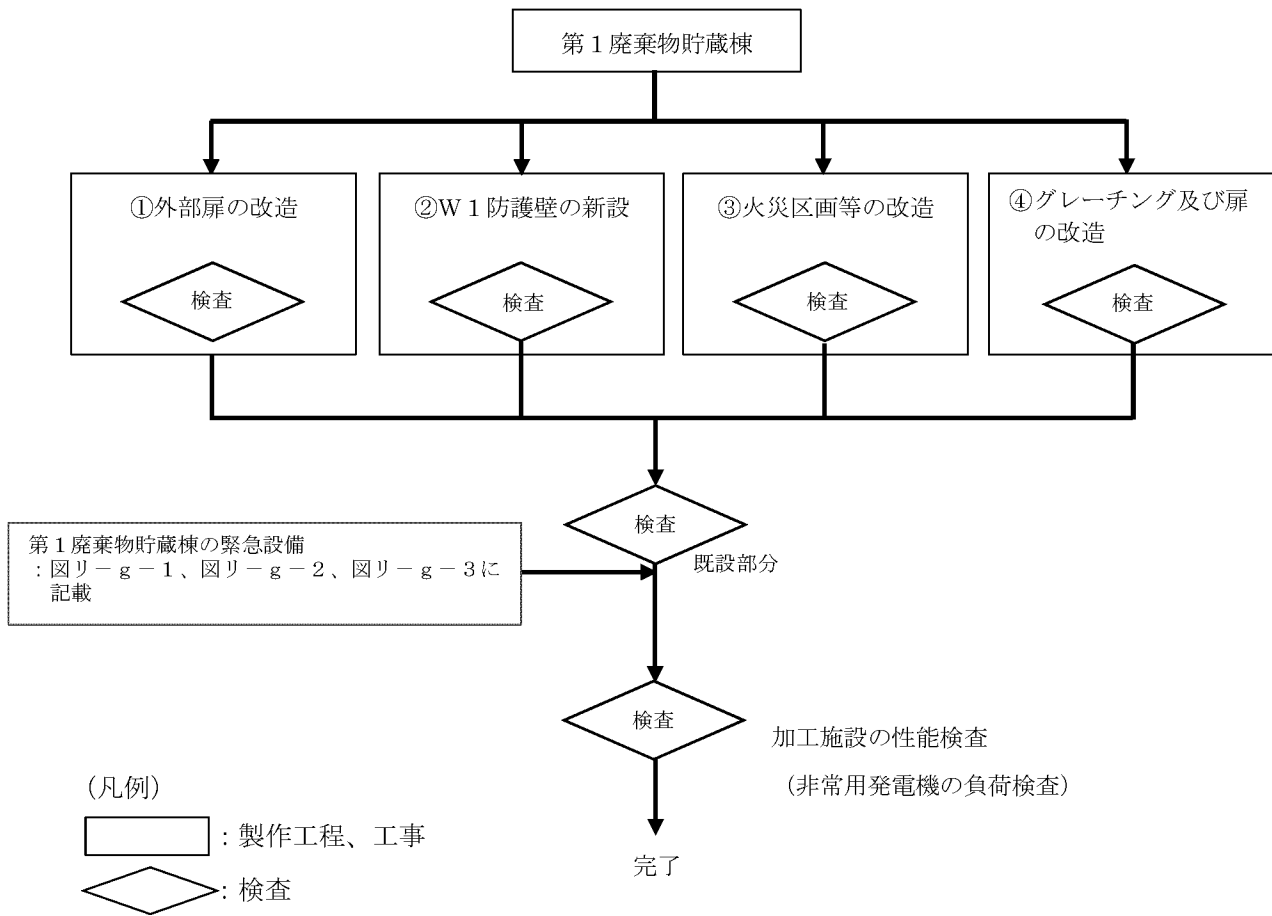
b. 第3廃棄物貯蔵棟の工事手順

第3廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トー b - 1 に示し、その詳細を図トー b - 1 - 1 及び図トー b - 1 - 2 に示す。



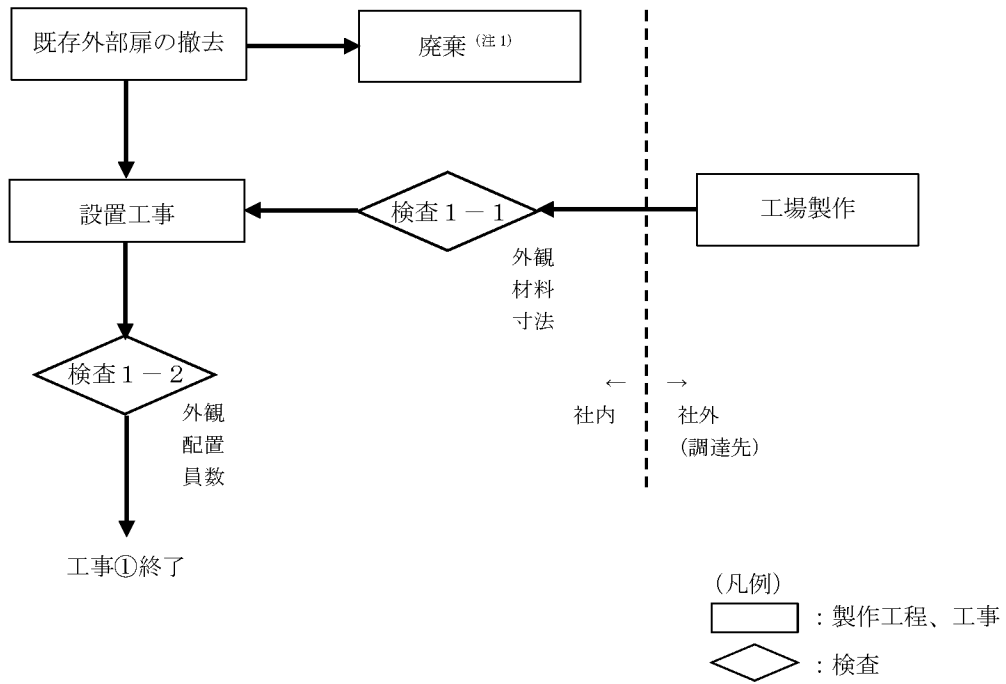
- ①外部扉の改造：図トー b - 1 - 1 に示す手順で、図トー W 3 建 - 2 に示す既存建物の外部扉の改造を行う。
  - ②W 3 防護壁の新設：図トー b - 1 - 2 に示す手順で、図トー W 3 建 - 1 4 に示す W 3 防護壁を新設する。
- c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順
- 図トー c - 1 に示す手順で改造を行う。
- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
  - 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
  - 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
  - 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
  - 5) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。
- d. 変更しない設備・機器の工事手順
- 図トー d - 1 に示す手順で検査を行う。
- 1) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。
- e. 緊急遮断弁の基礎
- 図トー e - 1 に示す手順で検査を行う。
- 1) 緊急遮断弁の基礎について 6 項に示す検査を実施する。

a. 第1 廃棄物貯蔵棟



図トー a - 1 全体工事フロー

①外部扉の改造 (注2)

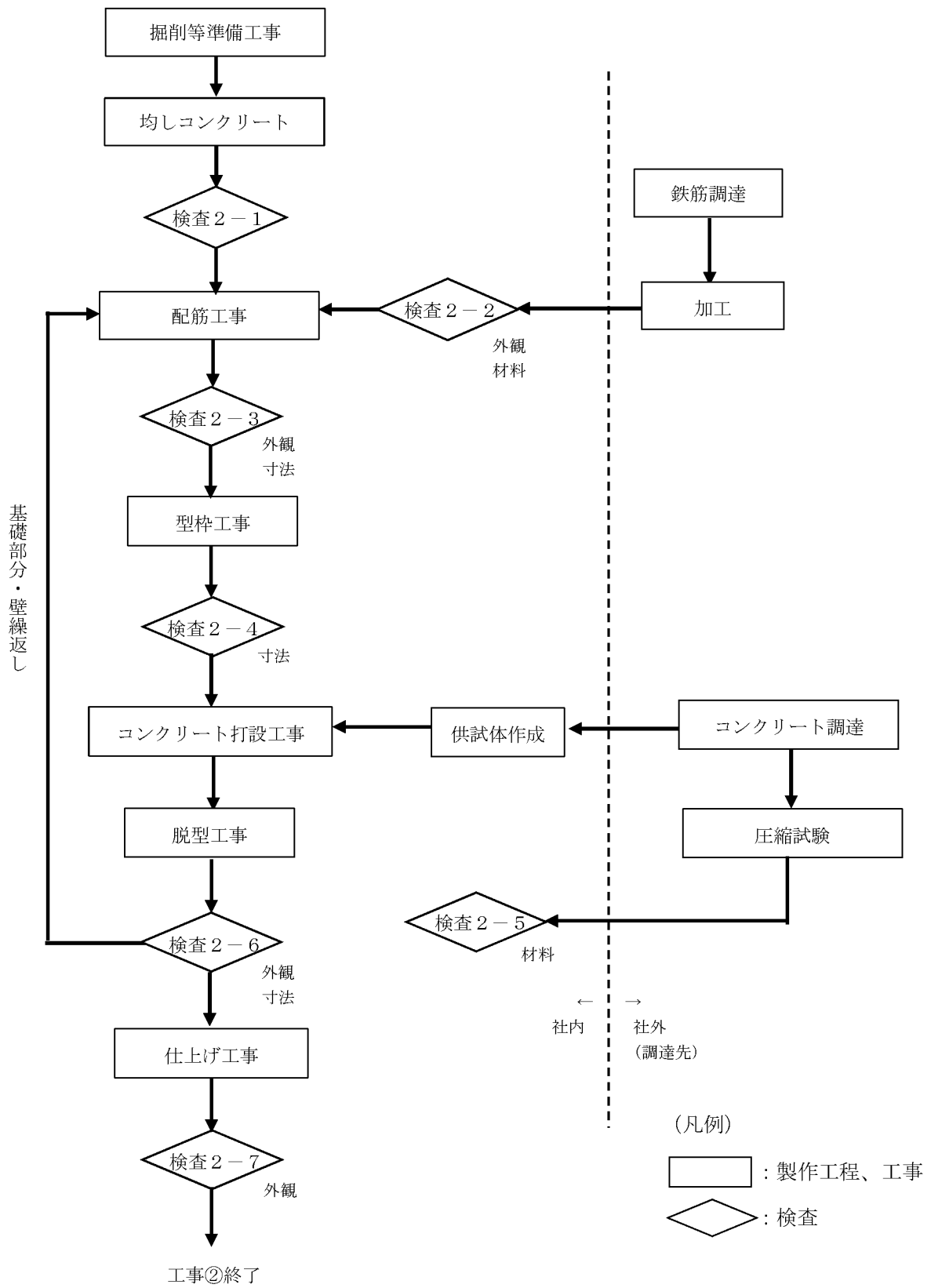


注1 : 第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2 : 扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

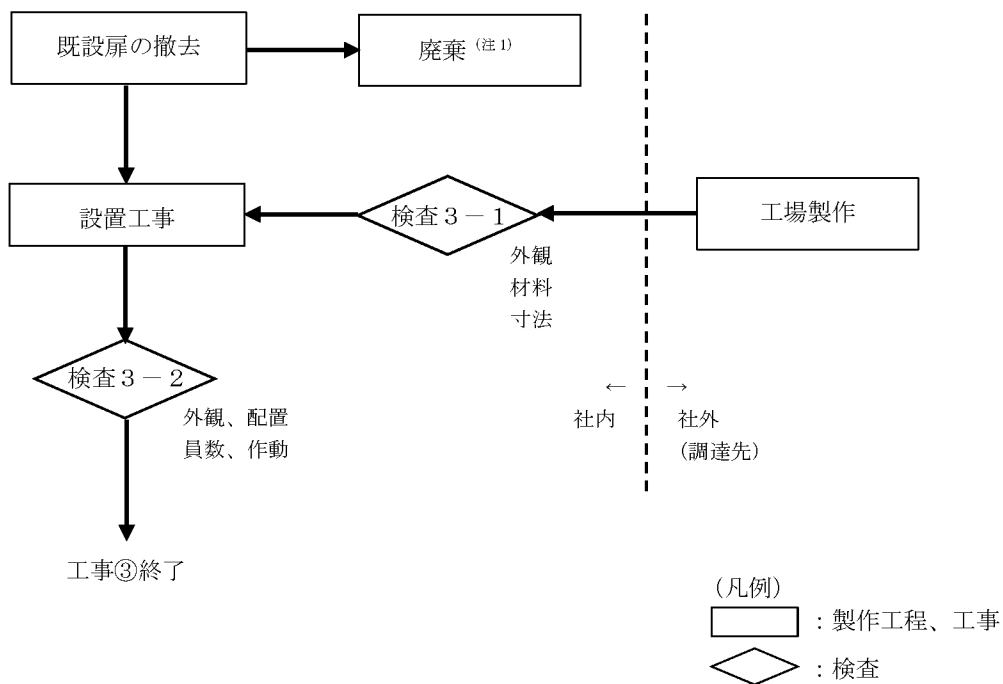
図ト-a-1-1 個別工事フロー

②W1 防護壁の新設



図ト-a-1-2 個別工事フロー

③火災区画防火戸等の改造

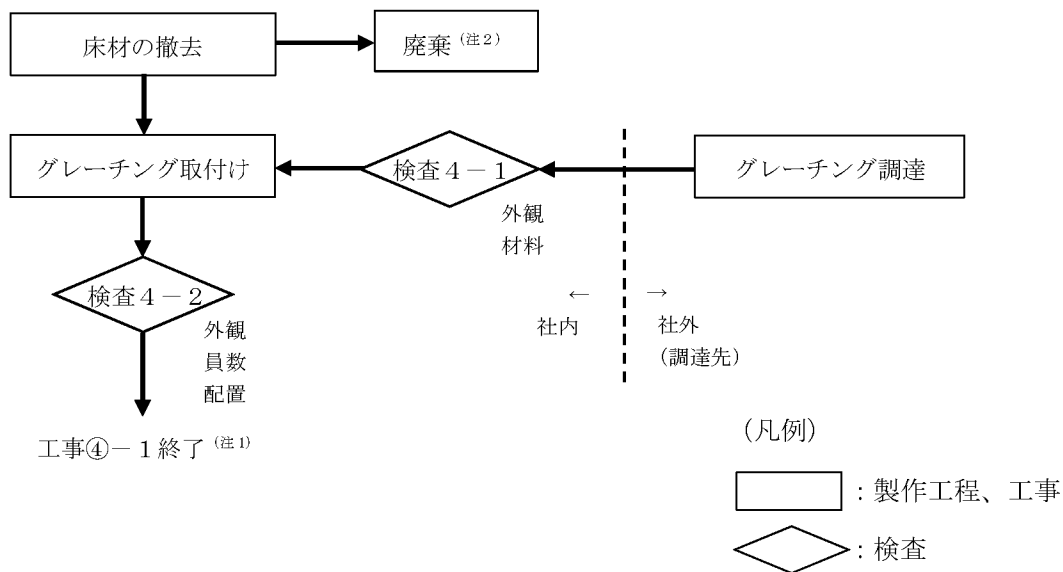


注1 : 第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

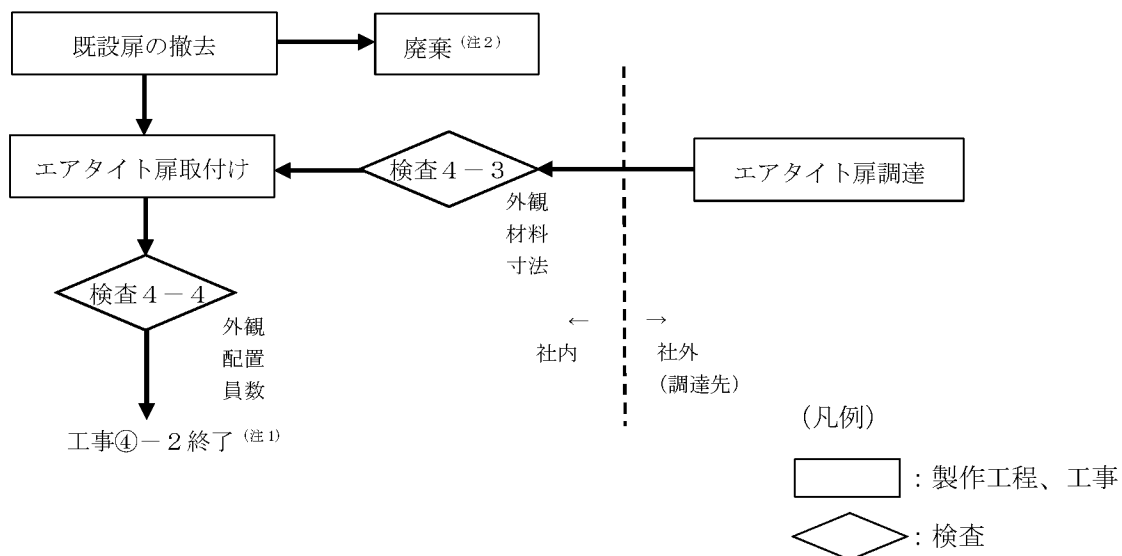
図ト-a-1-3 個別工事フロー

④ グレーチング及び扉の改造

④-1 グレーチングの設置



④-2 扉の改造

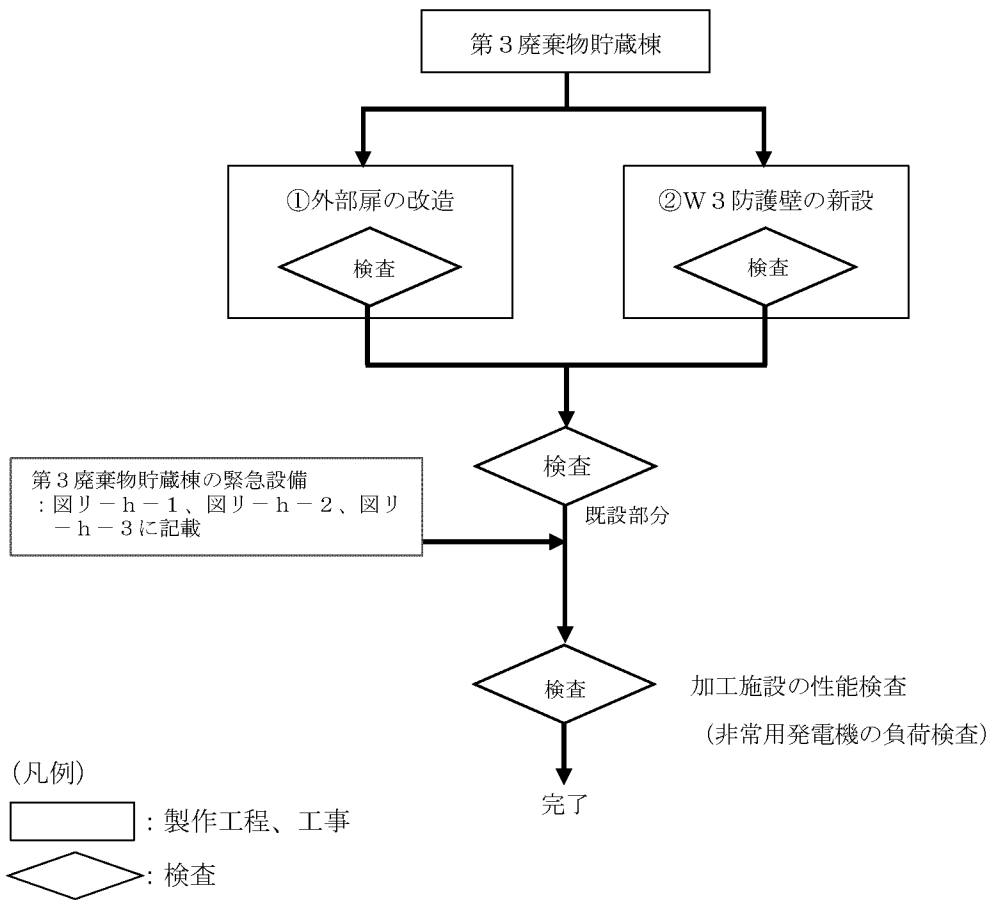


注1：工事④は工事④-1、工事④-2の2つの工事からなり、工事④-1、工事④-2の全ての工事の終了をもって、工事④の終了とする。

注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

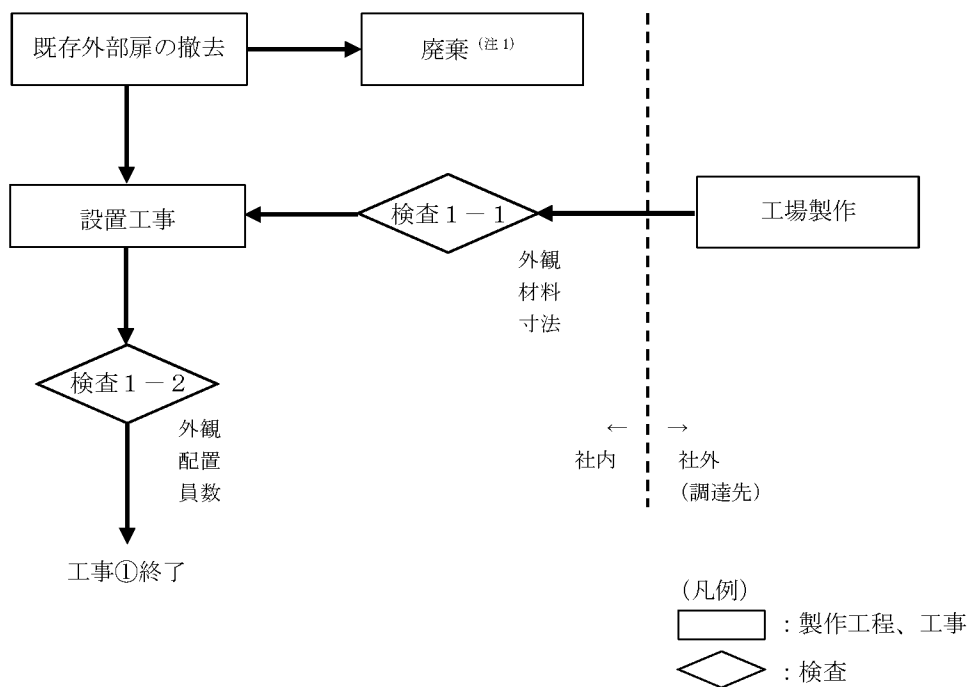
図ト-a-1-4 個別工事フロー

b. 第3 廃棄物貯蔵棟



図トー b - 1 全体工事フロー

①外部扉の改造

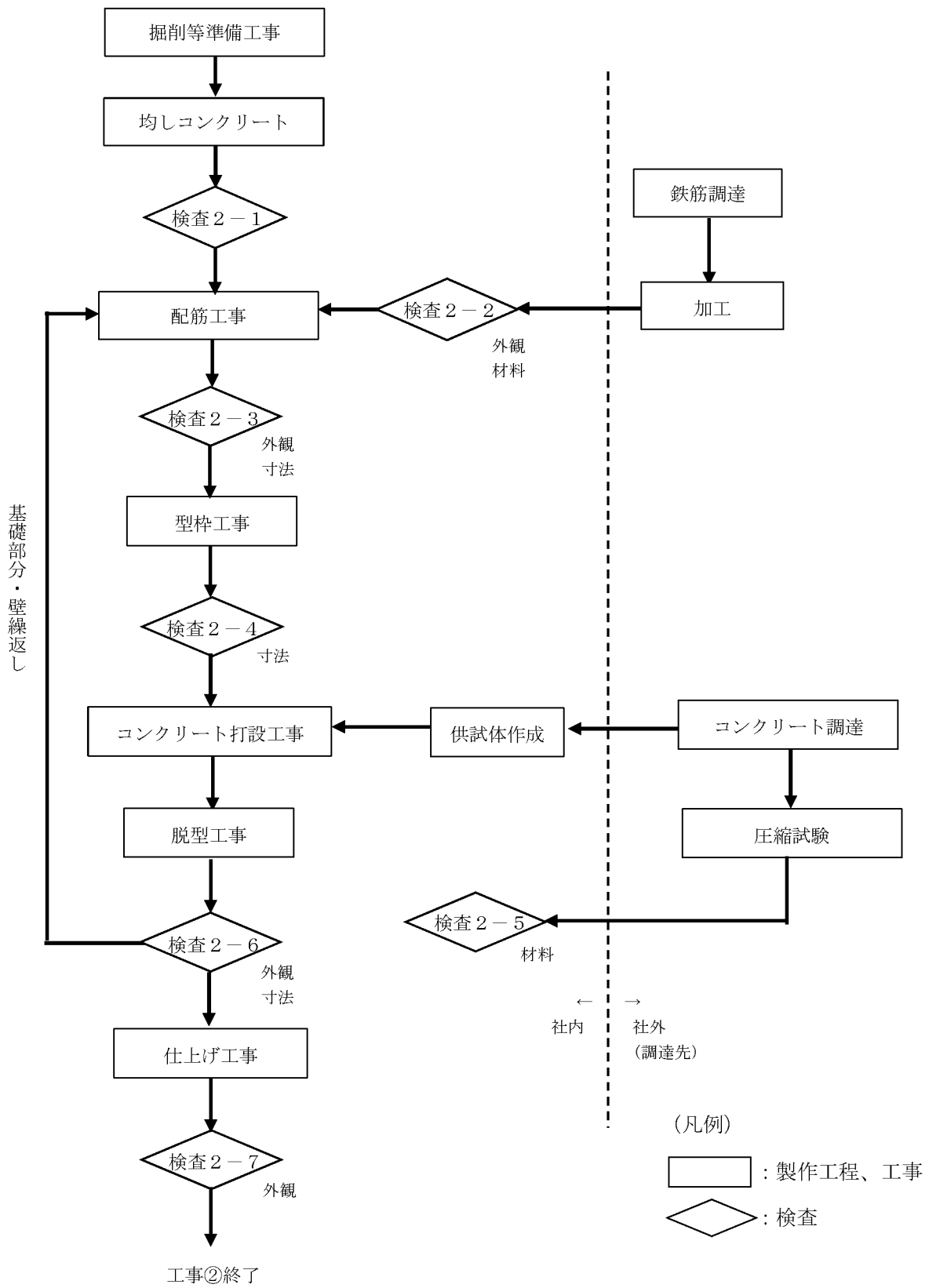


注1 : 第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図トー b - 1 - 1 個別工事フロー

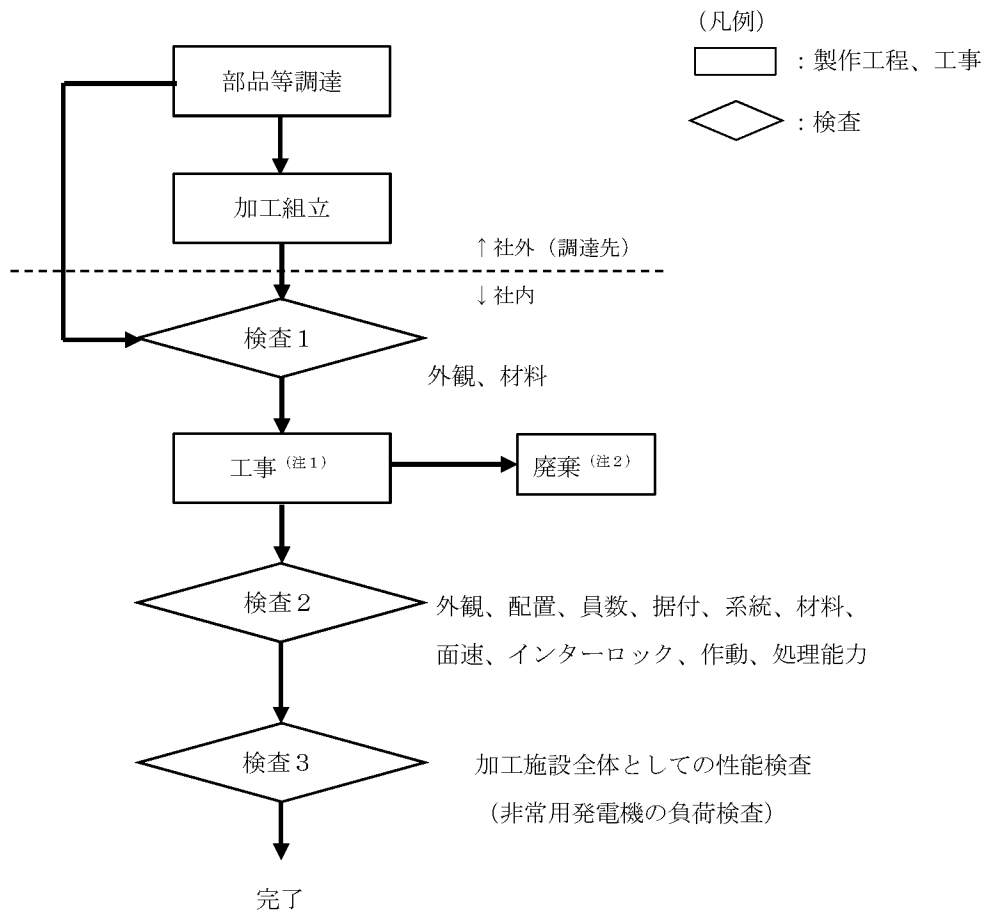


②W3 防護壁の新設



図トー b - 1 - 2 個別工事フロー

c. 改造等を実施する設備・機器

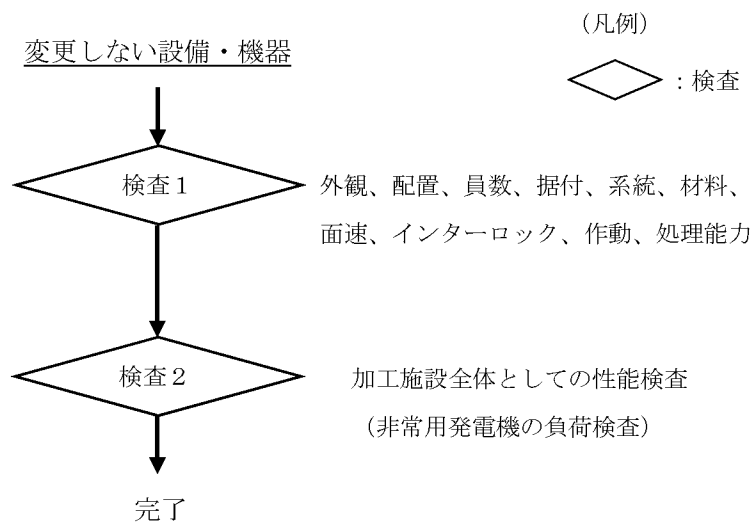


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

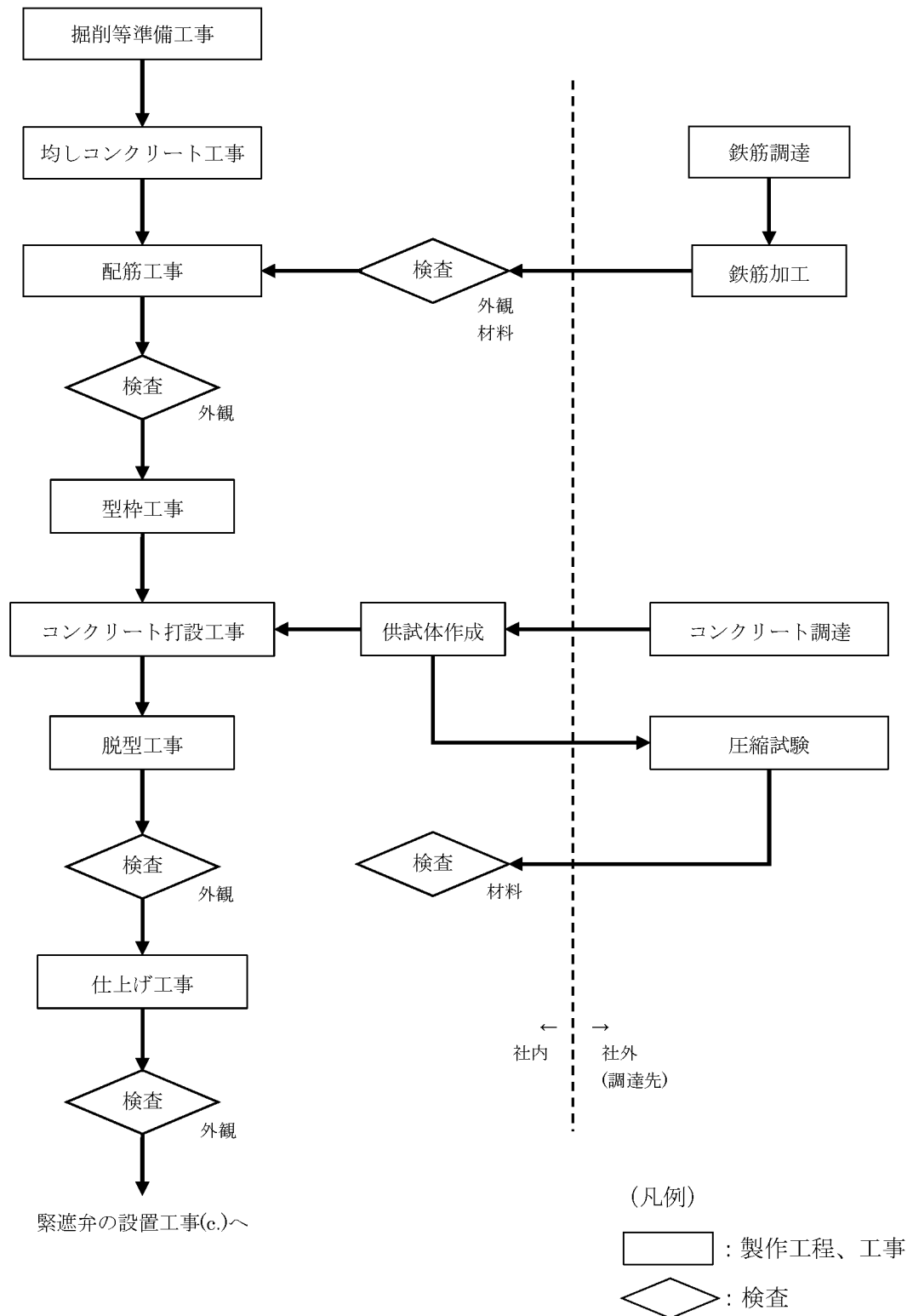
図ト-c-1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図ト-d-1 工事フロー

e. 緊急遮断弁の基礎



図ト-e-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の機器・設備を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。また、第1廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備[■] 廃棄物保管区域及び第3廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備[■] 廃棄物保管区域は、放射性固体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性固体廃棄物の保管廃棄）を今後も継続するため、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟の付帯設備及び第3廃棄物貯蔵棟の付帯設備は、本申請において継続使用する。

また、気体廃棄設備No.1及び気体廃棄設備No.2^(注1)は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、建物内又は特定の設備内の負圧を維持することによりウランを限定された区域に閉じ込めるための安全機能を有する。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2廃液処理設備貯留設備及びW1廃液処理設備は、洗濯水や第1種管理区域内の工事で発生する廃液等を貯留する設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

なお、工事を伴う設備は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

(注1) 表トー1-3及び表トー1-4に示す構成設備・機器全てを含む

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第トー1表に、検査の方法を第トー2表～第トー5表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第トー6表に、検査の方法を第トー7表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー3表に示す。

第トー1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査					第2号検査
				外観	配置	員数	材料	寸法	作動
放射性廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟	第1 廃棄物貯蔵棟	改造	○	○	○	○	○	○
放射性廃棄物の 廃棄施設	第3 廃棄物貯蔵棟	第3 廃棄物貯蔵棟	改造	○	○	○	○	○	○

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造 (図ト-a-1 全体工事フロー、図ト-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)が別表ト-W1建-1-1及び図ト-W1建-21~図ト-W1建-24のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W1建-21~図ト-W1建-24のとおりであること。
	検査1-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W1建-18のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W1建-19のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

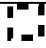
(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。



第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法（2/4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾ ⁽³⁾		判定基準 ⁽²⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ②W1防護壁の新設 (図ト-a-1全体工事フロー、図ト-a-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表ト-W1建-1-2のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-W1建-1-6のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ト-W1建-1-6のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が  N/mm ² 以上であること。
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	コンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
寸法		基礎スラブの厚みを、測長又は関係書類等により確認する。	基礎スラブの厚みが図ト-W1建-1-6のとおりであること。	
検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ工事後の躯体部分の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/4)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ③火災区画等の改造 (図ト-a-1 全体工事フロー、図ト-a-1-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	防火戸の外観を目視により確認する。	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	火災区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が鋼製の骨組みに両面に厚さが $\geq 1.5$ mm以上の鋼板 $\geq 1.5$ を張ったものであること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図ト-W1建-19のとおりであること。
	検査3-2	外観	設置後の防火戸の外観を目視により確認する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図ト-2W1建-18のとおりであること。
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図ト-W1建-19のとおりであること。
		作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。  
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
 (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第トー2表 建物・構築物に係る検査の方法（4／4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ④グレーチング及び扉の改造 (図トーa-1 全体工事フロー、図トーa-1-4 個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	グレーチングの材質、形状、開口率を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表トーW1建-1-4及び図トーW1建-17のとおりであること。また、開口率が60%以上のグレーチングであること。
	検査4-2	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図トーW1建-5のとおりであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表トーW1建-1-4のとおりであること。
	検査4-3	外観	対象扉がエアタイト仕様であることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト仕様であること。
		材料	エアタイト扉の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の材質が別表トーW1建-1-4のとおりであること。
		寸法	エアタイト扉の形状及び寸法を目視、測長及び関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の形状及び寸法が図トーW1建-17、図トーW1建-19のとおりであること。
	検査4-4	外観	エアタイト扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	エアタイト扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の配置が図トーW1建-5のとおりであること。
		員数	エアタイト扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の員数が別表トーW1建-1-4のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（1/2）（a. 第1廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
建物	配置		建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ト-1-1-1のとおりであること。
	員数		建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
	配置		第1廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-26、図ト-W1建-28に示す危険距離以上であること。
	配置		第1廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-27、図ト-W1建-29に示す危険限界距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上であること。
杭	鉄筋コンクリート		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート杭）であること。
			寸法	鉄筋コンクリート杭の径を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋コンクリート杭の径が $\phi$ であること。
			配置	支持層に杭が到達していること（N値30以上を確認した層で杭を支持しているか）を関係書類等により確認する。	杭がN値30以上の洪積層（粘土層）である支持層に到達していること。
基礎	鉄筋コンクリート		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
構面（柱・はり・壁で構成される面）			配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト-W1建-7～図ト-W1建-14のとおりであること。
柱	鉄筋コンクリート	鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-15(2)のとおりであること。
		コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq$ N/mm ² 以上であること。
			寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図ト-W1建-15(2)のとおりであること。
はり	鉄骨		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
				鉄骨の材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ト-2-1-4及び図ト-W1建-15(3)、図ト-W1建-15(4)のとおりであること。
			配置	はりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	はりの配置が図ト-W1建-8～図ト-W1建-10のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-15(3)及び図ト-W1建-15(4)のとおりであること。
			コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。
		寸法		はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ト-W1建-15(3)及び図ト-W1建-15(4)のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（2/2）（a. 第1廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m ³ 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-15（5）のとおりであること。
	壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。		壁の厚さが図ト-W1建-II-1及び図ト-W1建-II-2のとおりであること。	
	けい酸カルシウム板壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、けい酸カルシウム板）であること。
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m ³ 以上であること。
	寸法	床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W1建-I-3及び図ト-W1建-I-4のとおりであること。	
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート（鉄筋入り））であること。
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m ³ 以上であること。
	寸法	屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト-W1建-I-5のとおりであること。	
開口部	扉/シャッター	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
階間貫通部（溢水）		外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、不燃材料（防水機能付）でシールされていること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-5のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

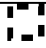
(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第トー4表 建物・構築物に係る検査の方法（1／2）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造 （図トーbー1全体工事フロー、図トーbー1ー1、図トーbー1ー1個別工事フロー参照）	検査1ー1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置（骨組）を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置（骨組）が別表トーW3建ー1ー1及び図トーW3建ー18、図トーW3建ー19のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図トーW3建ー18、図トーW3建ー19のとおりであること。
	検査1ー2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図トーW3建ー15のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図トーW3建ー16のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。  
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
 (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽³⁾		判定基準 ⁽²⁾
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ②W3防護壁の新設 (図ト-b-1全体工事フロー、図ト-b-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表ト-W3建-1-2のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-W3建-14のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ト-W3建-14のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が  N/mm ² 以上であること。
検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	コンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	寸法	基礎スラブの厚みを、測長又は関係書類等により確認する。	基礎スラブの厚みが図ト-W3建-14のとおりであること。	
検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法（1/2）（b. 第3廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
建物	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ト-1-1-1のとおりであること。	
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。	
	配置	第3廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-26、図ト-W1建-28に示す危険距離以上であること。	
	配置	第3廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-27、図ト-W1建-29に示す危険限界距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上であること。	
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート杭）であること。	
		寸法	鉄筋コンクリート杭の径を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋コンクリート杭の径が $\phi$ であること。	
		配置	支持層に杭が到達していること（N値30以上を確認した層で杭を支持しているか）を関係書類等により確認する。	杭がN値30以上の洪積層（砂層）である支持層に到達していること。	
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
構面（柱・はり・壁で構成される面）	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。		構面が図ト-W3建-6～図ト-W3建-12のとおりであること。	
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。	
			鉄骨の材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ト-W3建-1-3及び図ト-W3建-13(3)のとおりであること。	
	鉄筋コンクリート	鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-13(3)のとおりであること。
		コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq$ N/mm ² 以上であること。
			寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図ト-W3建-13(3)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。	
			鉄骨の材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ト-W3建-1-3及び図ト-W3建-13(4)のとおりであること。	
		配置	はりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	はりの配置が図ト-W3建-7～図ト-W3建-8のとおりであること。	
	鉄筋コンクリート	鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-13(4)のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。



第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法（2/2）（b. 第3廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
はり	鉄筋コンクリート	コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。	
			寸法	はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ト-W3建-I-3(4)のとおりであること。	
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m ³ 以上であること。	
			寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-I-3(5)のとおりであること。 壁の厚さが図ト-W3建-II-1及び図ト-W3建-II-2のとおりであること。	
			材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m ³ 以上であること。	
		寸法	床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W3建-I-3及び図ト-W3建-I-4のとおりであること。		
			材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート（鉄筋入り））であること。	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm ² 以上であること。 コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m ³ 以上であること。	
			寸法	屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト-W3建-I-4のとおりであること。	
			材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。	
		梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。		

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (1/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	排風機 (301-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	排風機 (302-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	排風機 (305-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③
	第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-401)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-402)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-405)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④	
	系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④	
	系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワン スルー運転切替用)	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサ イクル運転切替用)	変更なし	①⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
	系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
	系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	給気ユニット (201AC)	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	①	—	—	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査			
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
	—	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V	差圧計	改造	①⑤⑦	①	①	④	—	④	—	①	①	③
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	①	①	②③
		気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③
	第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-403)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
		気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-406)	更新	①②④	①	①	①②③	①	①	—	—	—	④
	系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	変更なし	①④	①	①	④	①	①	—	—	—	④
	系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
	系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	①	—	—
	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	変更なし	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
		気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (3/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		—	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI	差圧計	変更なし	①⑤⑦	①	①	④	①	④	—	①	①	③
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	排風機 (304-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	①	①	②③
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-404)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
		系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	①	—	—
		給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		—	気体廃棄設備 No.1 系統IV	差圧計	変更なし	①⑤⑦	①	①	④	①	④	—	①	①	③
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	排風機 (307-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	排風機 (308-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-407)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
			気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-408)	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
		系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	改造	①②④	①	①	④	①	①	—	—	—	④

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (4/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
		系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワン スルー運転切替用)	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサ イクル運転切替用)	変更なし	①⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
	系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—	
			閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—	
			閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統)	給気ユニット (204AC)	変更なし	①⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	①	—	①	—	—	
	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統)	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—	
			閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—	
			閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—	
	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII	差圧計	変更なし	①⑤⑦	①	①	④	①	④	—	①	①	③
	—	—	緊急設備	防火ダンパー	改造	①②	①	①	④	①	④	—	—	—	—
	—	—	緊急設備	遮水板	新設	— ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
			凝集沈殿槽 No.2	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
			凝集沈殿槽 No.3	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
			凝集沈殿槽 No.4	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (5/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査			
						外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No.3	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No.4	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.1	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.2	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.1	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.2	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.3	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.4	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第1廃液処理設備	配管	変更なし	①③	—	—	—	①	③	—	—	—	—
				第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—
		分析廃液処理設備	ろ過水貯槽		改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
		分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機		変更なし	①⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
		分析廃液処理設備	配管		改造	①③	—	—	—	①	③	—	—	—	—
		第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			開発室廃液処理設備	配管	変更なし	①③	—	—	—	①	③	—	—	—	—
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第2廃液処理設備	集水槽 No.2	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第2廃液処理設備	凝集槽	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No.1	改造	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—
			第2廃液処理設備	タンク No.1	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No.2	改造	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (6/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
						外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No.2	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
			第2廃液処理設備	加圧脱水機	改造	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—	—
			第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—	—
			第2廃液処理設備	ろ過装置 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—	—
			第2廃液処理設備	ろ過装置 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—	—
			第2廃液処理設備	受水槽 No.1	改造	①③⑤⑦	①	①	⑤	—	③	—	—	①	—	—
			第2廃液処理設備	配管	改造	①③	—	—	—	①	③	—	—	—	—	—
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.1	改造	①③⑤⑦	①	①	⑤	—	③	—	—	①	—	—
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.2	改造	①③⑤⑦	①	①	⑤	—	③	—	—	①	—	—
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.3	改造	①③⑤⑦	①	①	⑤	—	③	—	—	①	—	—
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.4	改造	①③⑤⑦	①	①	⑤	—	③	—	—	①	—	—
	第2廃液処理設備貯留設備	配管	変更なし	①③	—	—	—	①	③	—	—	—	—	—		
	第1廃棄物 貯蔵棟	W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	No.1 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	①	①	②③	
				気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	No.2 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③
		W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.3 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③	
				気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.4 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	No.5 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③	
				No.6 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①②	①	—	①	①	②③	
		W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	No.1 フィルタユニット	変更なし	①④	①	①	①	①	①	①	—	—	—	④
				気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	No.2 フィルタユニット	変更なし	①④	①	①	①	①	①	①	—	—	—
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)				No.3 フィルタユニット	変更なし	①④	①	①	①	①	①	①	—	—	—	④
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.4 フィルタユニット			変更なし	①④	①	①	①	①	①	①	—	—	—	④	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（7/9）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統）	No.5フィルタユニット	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
			気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統）	No.6フィルタユニット	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
			気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統）	No.7フィルタユニット	変更なし	①④	①	①	①	①	①	—	—	—	④
			気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統）	No.8フィルタユニット	改造	①④	①	①	①②③	①	①	—	—	—	④
		系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 （部屋排気系統）	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 （部屋排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 （部屋排気系統）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 （局所排気系統）	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	①	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統2 （局所排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統2 （局所排気系統）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 （局所排気系統）	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統3 （局所排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統3 （局所排気系統）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3（フィルタ冷却給気）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
		系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 （局所排気系統）	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統4 （局所排気系統）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統4 （局所排気系統）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4（急冷塔給気）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—		



第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（8/9）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物 貯蔵棟	給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（給気 系統）	給気ファン	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	①	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（給気 系統）	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（給気 系統）	ダクト ⁽⁶⁾	改造	①	①	—	④⑥	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（給気 系統）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（自然 給気）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（自然 給気）	閉じ込めダンパー	改造	①⑤⑦	①	①	④ ⁽⁷⁾	①	④	—	①	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4（自然 給気）	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—
			—	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4	差圧計	新設	①⑤⑦	①	①	④	①	④	—	①	①
	—	緊急設備	遮水板	新設	— ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—	
		W 1 廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
		W 1 廃液処理設備	タンク No.1	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
		W 1 廃液処理設備	タンク No.2	変更なし	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
		W 1 廃液処理設備	タンク No.3	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—	
		W 1 廃液処理設備	ろ過機	変更なし	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—	
W 1 廃液処理設備		圧搾脱水機	改造	①③⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—		
W 1 廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	①⑦	①	①	④	—	③	—	—	—	—			

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (9/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	系統	材料	面速	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	受水槽	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 1	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 2	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 3	改造	①③⑤⑦	①	①	④	—	③	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	配管	変更なし	①③	—	—	—	①	③	—	—	—	—
			保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—	—	—
	W1廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造	①②④ ⑤⑦⑨ ⑩⑪⑫	①	①②	①②③ ④⑥	③	①②③ ⑤⑥	—	①	①	—	
		焼却設備	バグフィルタ	改造	①②⑦	①	①②	①③	③	①②	—	—	—	—	
		焼却設備	投入プッシャ	変更なし	①⑦	①	①	①	—	①	①	—	—	—	
		焼却設備	前処理フード	改造	①②⑦	①	①②	①③	—	①②	①	—	—	—	
		焼却設備	フィルタ処理フード	改造	①②⑦	①	①②	①③	—	①②	①	—	—	—	
		焼却設備	投入リフタ	改造	①②⑦	①	①②	①③	—	①②	①	—	—	—	
		焼却設備	急冷塔	改造	①②⑦	①	①②	①③	—	①②	—	—	—	—	
		湿式除染機	湿式除染部	変更なし	①⑦	①	①	①	—	①	①	—	—	—	
		湿式除染機	水洗除染タンク	改造	①⑦	①	①	①	—	①	①	—	—	—	
		乾式除染機	—	変更なし	①⑦	①	①	①	—	①	①	—	—	—	
		ホイストクレーン	2トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	—	①	—	—	—	—	
		第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	—	①	—	—	—	—
	第3廃棄物 貯蔵棟	保管廃棄設備	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	①⑦	①	①	—	—	—	—	—	—	①
			ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	—	①	—	—	—	—

*: インターロック

第トー7表 設備・機器に係る検査の方法 (1 / 3)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。
		②変更・追加・撤去した部位の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。 (溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③通水して漏えいが無いことを目視により確認する。(既設)(改造)	③設備から水の漏えいが無いこと。
		④所定の安全機能部位が設置されていることを目視で確認する。(既設)(改造)	④設備・機器が申請内容のとおり取り付けられていること。
		⑤警報設備の検出端又はインターロック検出端、作動端が設置されていることを目視により確認する。(既設)(改造)	⑤警報設備の検出端又はインターロックの検出端、作動端が設置されていること。
		⑥気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)の第2-1作業支援室内のダクト端部にある仮設の閉止板が撤去され、本設の閉止板が設置されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	⑥本設の閉止板が設置されていること。
		⑦配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑦配線用遮断器を設けていること。
		⑧漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑧漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑨鉄筋の外観を目視により確認する。	⑨鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと
		⑩鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	⑩鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑪コンクリートの形状、寸法及び配置を目視、測長又は関係書類等により確認する。	⑪コンクリートの形状、寸法及び配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑫仕上げ後の基礎の外観を目視又は関係書類等により確認する。	⑫仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の添付図に示すとおりであること。	
員数	①員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①員数が各設備の仕様表の員数の項に示すとおりであること。	
	②変更・追加する主要な部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

第トー 7 表 設備・機器に係る検査の方法 (2 / 3)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		③変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	③変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		④据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④建物又は架台にボルト等で固定していること。
		⑤移動防止用の部材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤建物に移動防止用の部材で支持していること。
		⑥ダクト・配管の支持間隔を測定により確認する。(既設)(改造)	⑥支持間隔が許容支持間隔以下であること。
	系統	①系統を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①系統が申請書の系統図に示すとおりであること。
		②設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。(既設)(改造)	②非常用電源系統に接続していること。
		③設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
材料検査	材料	①設備・機器の主要な構造材を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器の主要な構造材が各設備の仕様表の別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
		③主要な構造材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③主要な構造材が不燃性又は難燃性であること。
		④使用機器及び材料を目視又は関係書類等により確認する(既設)(改造)	④使用機器及び材料が仕様表別表のとおりであること。
		⑤鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	⑤鉄筋の材質及び呼び径が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
		⑥基礎のコンクリートの圧縮強度を関係書類により確認する。	⑥基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。

第トー 7 表 設備・機器に係る検査の方法 (3 / 3)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①開口部の面速が 0.5m/s 以上であること。
	インターロック	①信号系統図通りに動作することを目視により確認する。(既設)(改造)	①信号系統図通りに動作すること。
	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
	処理能力	①廃棄物保管区域に配置できる 200 L ドラム缶本数を関係書類等により確認する。	①保管廃棄能力が各設備の仕様表の廃棄施設の項に示すとおりであること。
		②排気能力を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②排気能力が申請内容のとおりであること。
		③第 1 種管理区域の圧力を目視により確認する。(既設)(改造)	③負圧であること。
		④高性能エアフィルタの捕集記録を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④要求された捕集効率以上であること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。なお本申請において工事を実施し新たに設置、又は更新される部分については「(改造)」に分類する。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。
- (5) 検査第 7 表にて検査を実施する。
- (6) 支持構造物を含む。
- (7) ダクトとの接続で支持されているものについては、ダクトとの接続部を対象とする。

子. 放射線管理施設

## 目 次

### 千．放射線管理施設

- 1．変更の概要
- 2．準拠する主な法令、規格及び基準
- 3．設計条件及び仕様
- 4．添付図一覧表
- 5．工事の方法
- 6．試験及び検査の方法

#### チ. 放射線管理施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。



## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表チー1-1に、変更内容を表チー1-2に示す。

ここで、表チー1-1以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 原子力災害対策特別措置法及び関連法令
- (13) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チー設-2-1～表チー設-9-1に、関係図面を図チー設-1～図チー設-8-3に示す。

ここで、表チー設-2-1～表チー設-9-1において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表チー 1-1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び  
既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2 出入管理室、第 2-2 燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニ タ	{7001} ハンドフットクロスモニ タ —	出入管理用設備 ハンドフットク ロスモニタ
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	ハンドフットクロスモニ タ	{7003} ハンドフットクロスモニ タ —	出入管理用設備 ハンドフットク ロスモニタ
第2加工棟 第2 粉末受入室、第 2-1 混合室、第2 -1 ペレット室、第 2-1 ペレット検査 室、第2 ペレット保 管室、第2 廃棄物処 理室、第2 出入管理 室、第2-1 燃料棒 加工室、第2 放射線 管理室、第2 分析室、 第2 フィルタ室、第 2 洗濯室、第2 開発 室、第2-2 貯蔵室、 第2-2 混合室、第 2-2 ペレット室、 第2-2 燃料棒加工 室、第2-1 作業支 援室	エアスニファ	{7004} エアスニファ (管理区域内) —	放射線監視・測定 用設備 エアスニファ
第2加工棟 第2 排風機室	エアスニファ	{7022} エアスニファ (排気口) —	放射線監視・測定 用設備 エアスニファ
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室、W 1 廃棄物処理室	エアスニファ	{7005} エアスニファ (管理区域内) —	放射線監視・測定 用設備 エアスニファ
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	エアスニファ	{7023} エアスニファ (排気口) —	放射線監視・測定 用設備 エアスニファ
第2加工棟 第2 フィルタ室	ダストモニタ	{7006} ダストモニタ (換気用モニタ) —	ダストモニタ ダストモニタ
第2加工棟 第2 フィルタ室	ダストモニタ	{7024} ダストモニタ (排気用モニタ) —	ダストモニタ ダストモニタ
第2加工棟 第2 放射線管理室	放射線監視盤	{7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ) —	ダストモニタ 放射線監視盤
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ダストモニタ	{7025} ダストモニタ (排気用モニタ) —	ダストモニタ —
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤	{7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ) —	ダストモニタ 放射線監視盤

表チー 1 - 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び  
既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1貯蔵室、第 2ペレット保管室、 第2-1混合室、第 2-1ペレット室、 第2-1燃料棒加工 室、第2-2混合室、 第2-2ペレット 室、第2-2燃料棒 加工室、第2分析室、 第2開発室、第2- 2貯蔵室、第2燃料 棒保管室、第2-1 組立室、第2集合体 保管室、第2-1燃 料棒検査室、第2輸 送容器保管室、第2 梱包室	ガンマ線エリアモニタ	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤	{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	γ線エリアモニタ 放射線監視盤 （γ線エリアモ ニタ）
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	{7014} 流し —	—
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	{7015} 物品搬出モニタ —	—
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウ ンタ	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	低バックグラウン ドカウンタ
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ	{7017} サーベイメータ —	サーベイメータ
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計（TLD）	{7018} 熱蛍光線量計（TLD） —	—
第2加工棟	放射線測定装置	{7019} 放射線測定装置 —	γ線測定装置
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	{7020} 個人線量計 —	—
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	{7021} 呼吸保護具	放射線防護用設備 放射線防護具
屋外	可搬式ダストサンプラ	{7030} 可搬式ダストサンプラ —	ダストサンプラ

表チー 1 - 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び  
既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名
屋外	気象観測装置	{7033} 気象観測装置 —	—
以下、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器
屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No. 1 —	—
屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No. 2 —	—
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤（モニタリングポスト） —	—

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表チー１－２ 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2出入管理室、第 2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ —	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	ハンドフットクロスモニタ —	1式	変更なし
第2加工棟 第2粉末受入室、第 2-1混合室、第2 -1ペレット室、第 2-1ペレット検査 室、第2ペレット保 管室、第2廃棄物処 理室、第2出入管理 室、第2-1燃料棒 加工室、第2放射線 管理室、第2分析 室、第2フィルタ 室、第2洗濯室、第 2開発室、第2-2 貯蔵室、第2-2混 合室、第2-2ペレ ット室、第2-2燃 料棒加工室、第2- 1作業支援室	エアスニファ (管理区域内) —	1式	改造 一部移設
第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ (排気口) —	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W 1廃棄物処理室	エアスニファ (管理区域内) —	1式	改造 一部移設
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニファ (排気口) —	1式	変更なし
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ (換気用モニタ) —	1式	改造 サンプリング配管の耐震 補強
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ (排気用モニタ) —	1式	改造 サンプリング配管の耐震 補強
第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤 (ダストモニタ) —	1式	変更なし
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ダストモニタ (排気用モニタ) —	1式	改造 サンプリング配管の耐震 補強
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	放射線監視盤 (ダストモニタ) —	1式	変更なし



表チー１－２ 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2-1貯蔵室、 第2ペレット保管 室、第2-1混合 室、第2-1ペレ ット室、第2-1 燃料棒加工室、第 2-2混合室、第 2-2ペレット 室、第2-2燃料 棒加工室、第2分 析室、第2開発 室、第2-2貯蔵 室、第2燃料棒保 管室、第2-1組 立室、第2集合体 保管室、第2-1 燃料棒検査室、第 2輸送容器保管 室、第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	1式	変更なし
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し —	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ —	1式	変更なし
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ —	1式	変更なし
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ —	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計（TLD） —	1式	変更なし
第2加工棟	放射線測定装置 —	1式	変更なし
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計 —	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具 —	1式	変更なし
屋外	可搬式ダストサンプラ —	1式	変更なし
屋外	気象観測装置 —	1式	変更なし
以下、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の 条項について適合性を確認するとしているもの			
第1加工棟 第1-1輸送物保管 室 第1-1輸送物搬出 入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	2台	移設 ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設

表チー1ー2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
屋外	モニタリングポスト No. 1 —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
屋外	モニタリングポスト No. 2 —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

表チー設－２－１ ハンドフットクロスモニタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称 機器名	{7001} ハンドフットクロスモニタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室、第 2－2 燃料棒加工室	
員数	1 式 (4 台)	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出下限 (  Bq/cm ² 以下)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
放射線管理施設	[19.1-F1] 第 1 種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認する。	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	





表チー設-2-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする ⁽¹⁾ 。  [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする ⁽¹⁾ 。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-1 1に示す。
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チー設-1、図リ-他-1 1

(1)第2 出入管理室に設置する3 台のハンドフットクロスモニタのうち1 台にバッテリーを内蔵し、非常用電源設備に接続する。



表チー設ー3ー1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称 機器名	{7003} ハンドフットクロスモニタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室	
員数	1 式 (1 台)	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出下限 (  Bq/cm ² 以下)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。 [11. 3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
放射線管理施設	[19. 1-F1] 第 1 種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認する。	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	

表チー設ー3ー1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

添付図	図チー設ー1
-----	--------

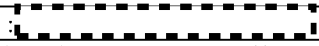

表チー設－4－1 エアスニファ（管理区域内） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7004} エアスニファ（管理区域内） —	
変更内容	改造（一部移設）	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 粉末受入室、第 2－1 混合室、第 2－1 ペレット室、第 2－1 ペレット検査室、第 2 ペレット保管室、第 2 廃棄物処理室、第 2 出入管理室、第 2－1 燃料棒加工室、第 2 放射線管理室、第 2 分析室、第 2 フィルタ室、第 2 洗濯室、第 2 開発室、第 2－2 貯蔵室、第 2－2 混合室、第 2－2 ペレット室、第 2－2 燃料棒加工室、第 2－1 作業支援室	
員数	1 式（50 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	ポンプ（{7022} エアスニファ（排気口）のポンプと共通、第 2 フィルタ室に設置）
	その他の性能	吸気量（1 検出端当たり  L/分以上）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体、ポンプは不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	

表チー設－４－１ エアスニファ（管理区域内） 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チー設－４－１	



表チー設-4-2 エアスニファ（排気口） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7022} エアスニファ（排気口） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 排風機室	
員数	1 式（8 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	ポンプ（{7004} エアスニファ（管理区域内）のポンプと共通、第 2 フィルタ室に設置）
	その他の性能	吸気量（1 検出端当たり  L/分以上）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体、ポンプは不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵する。	
廃棄施設	—	

表チー設－４－２ エアスニファ（排気口） 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト－２P設－２－１－１、図チー設－４－１

表チー設-5-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7005} エアスニファ (管理区域内) —	
変更内容	改造 (一部移設)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室、W 1 廃棄物処理室	
員数	1 式 (9 台)	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ ({7023} エアスニファ (排気口) のポンプと共通、W 1 廃棄物処理室に設置)
	その他の性能	吸気量 (1 検出端当たり  L/分以上)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵する。	
廃棄施設	—	



表チー設－5－1 エアスニファ（管理区域内） 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図チー設－5－1	





表チー設-5-2 エアスニファ（排気口） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7023} エアスニファ（排気口） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排風機室	
員数	1 式（4 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	ポンプ（{7005} エアスニファ（管理区域内）のポンプと共通、W 1 廃棄物処理室に設置）
	その他の性能	吸気量（1 検出端当たり  L/分以上）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵する。	
廃棄施設	—	

表チー設－5－2 エアスニファ（排気口） 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト－W1設－2－1、図チー設－5－1

表チー設ー6ー1 ダストモニタ（換気用モニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	ダストモニタ
設備・機器名称 機器名		{7006} ダストモニタ（換気用モニタ） —
変更内容		改造（サンプリング配管の耐震補強）
設置場所		第 2 加工棟 第 2 フィルタ室
員数		1 式（2 台）
一般仕様	型式	移動ろ過式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	サンプリング配管
	その他の性能	測定範囲（  cpm）、最高検出感度（  Bq/cm³ 以下）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。  ○サンプリング配管 [6.1F-1] 耐震重要度分類第 2 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体及びサンプリング配管は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F1] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—

表チー設-6-1 ダストモニタ（換気用モニタ） 仕様




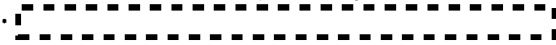
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度に至るまでに異常を検知し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図チ-設-1、図チ-設-6-1、図チ-設-6-2、図リ-他-11	

表チー設-6-1（別表1） ダストモニタ（換気用モニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		
その他		

*  以上の強度を有する材料

表チー設ー6ー2 ダストモニタ（排気用モニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	ダストモニタ
設備・機器名称 機器名		{7024} ダストモニタ（排気用モニタ） —
変更内容		改造（サンプリング配管の耐震補強）
設置場所		第 2 加工棟 第 2 フィルタ室
員数		1 式（1 台）
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	サンプリング配管
	その他の性能	測定範囲（  cpm）、最高検出感度（  Bq/cm ³ 以下）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1F-1] 耐震重要度分類第 2 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体及びサンプリング配管は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F1] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—

表チー設-6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様



技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇を検知し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図チ-設-1、図チ-設-6-1、図チ-設-6-3、図リ-他-11	

表チー設-6-2 (別表1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		
その他		

*  以上の強度を有する材料

表チー設ー6ー3 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7011} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 放射線管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F1] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—




表チー設－6－3 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様




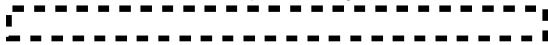
技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18. 1-F1]                      {7006}ダストモニタ（換気用モニタ）により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度に至るまでに異常を検知し、また、{7024}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し濃度の著しい上昇を検知し、警報を発する。</p> <p>[18. 1-F2]                      加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。</p>
	放射線管理施設	<p>[19. 1-F1]                      {7006}ダストモニタ（換気用モニタ）により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、また、{7024}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する。</p>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F1]                      停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24. 2-F2]                      {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。                      電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ－他－1 1 に示す。</p>
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チー設－1、図チー設－6－1、図チー設－6－4、図リ－他－1 1

表チー設－6－3（別表1） 放射線監視盤（ダストモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		
その他		

*以上の強度を有する材料

表チー設ー7ー1 ダストモニタ（排気用モニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	ダストモニタ
設備・機器名称 機器名	{7025} ダストモニタ（排気用モニタ） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	サンプリング配管
	その他の性能	測定範囲（  cpm）、最高検出感度（  Bq/cm ³ 以下）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1F-1] 耐震重要度分類第 2 類における許容支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇を検知し、{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発する。	

表チー設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

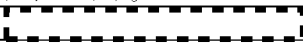

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、{7013}放射線監視盤 (ダストモニタ) により表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11に示す。
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-1-2、図ト-W1設-2-1、図チ-設-1、図チ-設-7-1、図チ-設-7-2、図リ-他-11

表チー設-7-1 (別表1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		
その他		

*  以上の強度を有する材料

表チー設一7ー2 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7013} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	[18.1-F1] {7025}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇を検知し、警報を発する。	
	[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。	

表チー設－7－2 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様



技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] {7025}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ－他－1 1 に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チー設－1、図チー設－7－1、図チー設－7－3、図リ－他－1 1	

表チー設－7－2（別表1） 放射線監視盤（ダストモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		
その他		

*  以上の強度を有する材料



表チー設ー8ー1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 貯蔵室、第 2 ペレット保管室、第 2-1 混合室、第 2-1 ペレット室、第 2-1 燃料棒加工室、第 2-2 混合室、第 2-2 ペレット室、第 2-2 燃料棒加工室、第 2 分析室、第 2 開発室、第 2-2 貯蔵室、第 2 燃料棒保管室、第 2-1 組立室、第 2 集合体保管室、第 2-1 燃料棒検査室、第 2 輸送容器保管室、第 2 梱包室	
員数	1 式 (17 台)	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲  μSv/h
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F1] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル (制御盤と機器を接続する信号線、制御線) を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リー他ー11 (1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表チー設－８－１ ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ－他－１１に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チー設－８－１、図チー設－８－２、図リ－他－１１	

表チー設ー8ー2 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製としている。  [11.3-F1] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	




表チー設－８－２ 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] {7008}～{7010}ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率(500 μSv/h)に至るまでに異常を検知し、警報を発する。 ({7010}ガンマ線エリアモニタ 検出器は後半申請にて申請する。)
		[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] {7008}～{7010}ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リー他－１１に示す。
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チー設－１、図チー設－８－１、図チー設－８－３、図リー他－１１

表チー設－８－２（別表１） 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		
その他		

*  以上の強度を有する材料

表チー設－9－1 放射線管理施設（その他） 仕様表

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に基づく仕様	添付図
{7014} 流し —	変更なし	1式 (3台)	放射線管理施設 [19.1-F1] 第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う。	図チー設－1
{7015} 物品搬出モニタ —	変更なし	1式 (4台)	放射線管理施設 [19.1-F1] 第1種管理区域からの搬出物品の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認する。	図チー設－1
{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	変更なし	1式 (4台)	放射線管理施設 [19.1-F1] 空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定するため放射線を計測する。	図チー設－1
{7017} サーベイメータ —	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量率を計測する又は空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定するため放射線を計測する。	—
{7018} 熱蛍光線量計 (TLD) —	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測する。	—
{7019} 放射線測定装置 —	変更なし	1式 (1台)	放射線管理施設 [19.1-F1] 試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するため、放射線を計測する。	図チー設－1
{7020} 個人線量計 —	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 個人被ばく線量を測定する。	—
{7021} 呼吸保護具 —	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 放射性物質の体内摂取を防止する。	—
{7030} 可搬式ダストサンプラ —	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵する。	—
{7033} 気象観測装置 —	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 気象状況を監視及び測定する。  非常用電源設備 [24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	図チー設－1 図リー他－1 1

一般産業用工業品の設備・機器である表チー設－１０－１に示す機器について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。



表チー設－１０－１ 放射線管理施設 一般産業用工業品

設備・機器名称 機器名	一般産業用工業品
{7001} ハンドフットクロスモニタ —	本体、バッテリー（本体に含む。）
{7003} ハンドフットクロスモニタ —	本体
{7004} エアシニファ（管理区域内） —	本体、ポンプ
{7022} エアシニファ（排気口） —	本体、ポンプ
{7005} エアシニファ（管理区域内） —	本体、ポンプ
{7023} エアシニファ（排気口） —	本体、ポンプ
{7006} ダストモニタ（換気用モニタ） —	検出器（本体に含む。）、ポンプ（本体に含む。）
{7024} ダストモニタ（排気用モニタ） —	検出器（本体に含む。）、ポンプ（本体に含む。）
{7011} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	計測部（本体に含む。）、記録計（本体に含む。）、警報装置（本体に含む。）、バッテリー（本体に含む。）
{7025} ダストモニタ（排気用モニタ） —	検出器（本体に含む。）、ポンプ（本体に含む。）
{7013} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	計測部（本体に含む。）、記録計（本体に含む。）、警報装置（本体に含む。）、バッテリー（本体に含む。）
{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	本体、バッテリー（本体に含む。）
{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	記録計（本体に含む。）、警報装置（本体に含む。）、バッテリー（本体に含む。）

表チー設ー10ー1 放射線管理施設 一般産業用工業品

設備・機器名称 機器名	一般産業用工業品
{7014} 流し —	本体
{7015} 物品搬出モニタ —	本体
{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	本体
{7017} サーベイメータ —	本体
{7018} 熱蛍光線量計 (TLD) —	本体、読取装置
{7019} 放射線測定装置 —	本体
{7020} 個人線量計 —	本体
{7021} 呼吸保護具 —	本体
{7030} 可搬式ダストサンプラ —	本体
{7033} 気象観測装置 —	本体、計測部（本体に含む。）、記録計（本体に含む。）、風向・風速計、温度計、湿度計、雨量計、放射収支計、気圧計


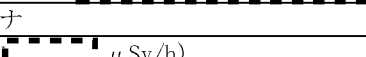

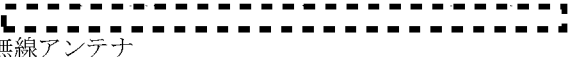

追第3次 表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	移設 (第 1 加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器 2 台のうち第 1-1 輸送物保管室に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第 1 加工棟の壁への固定を行う。(第 1-1 輸送物搬出入室に設置している他の 1 台については、変更はない。)) ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	
設置場所	第 1 加工棟 第 1-1 輸送物保管室、第 1-1 輸送物搬出入室	
員数	2 台 (各設置場所に 1 台ずつ)	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	検出器本体：ABS 樹脂 アンカーボルト：鋼
	寸法 (単位：mm)	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲 (  μ Sv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とし、第 1 加工棟の壁に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする。 アンカーボルトの材料を別表チ-2-1-1 に示す。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

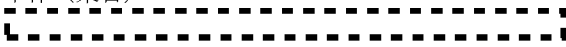
追第3次 表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18. 1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、 <u>{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する。</u>
	放射線管理施設	[19. 1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、 <u>{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する。</u>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24. 2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリーを内蔵する。  [24. 2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、 <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能とする。</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チ-2-1-1、図チ-2-1-2、図リ-4-1-6

追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7026} モニタリングポスト No. 1 —	
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (基礎) 
	その他の構成機器	無線アンテナ
	その他の性能	測定範囲 (  μSv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台)  ○無線アンテナ 
技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—

追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様


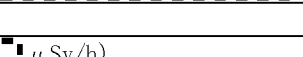

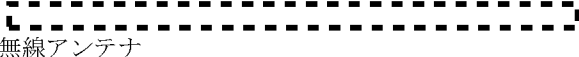

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-F3] F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体(架台) </p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温(凍結)) —</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。</p> <p>[11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>



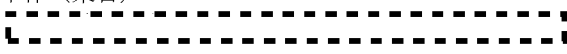
追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 $\mu$ Sv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( $\square\square\square\square$ $\mu$ Sv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。</u>
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。	
添付図	図チー1、図チー2-1、図リー2-1-7、図リー2-1-14	

追第4次 表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027} モニタリングポスト No.2 —	
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (基礎) 
	その他の構成機器	無線アンテナ
	その他の性能	測定範囲 (  $\mu\text{Sv/h}$ )
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台)  ○無線アンテナ 
技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—

追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

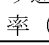
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-F3]                  (竜巻)                  F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。                  ○本体(架台)                    (落雷)                  —                  (極低温(凍結))                  —                  (火山活動(降下火砕物))                  —                  (積雪)                  —                  (生物学的事象)                  —                  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))                  —                  (電磁的障害)                  —                  (交通事故(自動車))                  —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1]                  設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。                  [11.3-F2]                  分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。                  [14.2-F1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>



追第4次 表チー4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

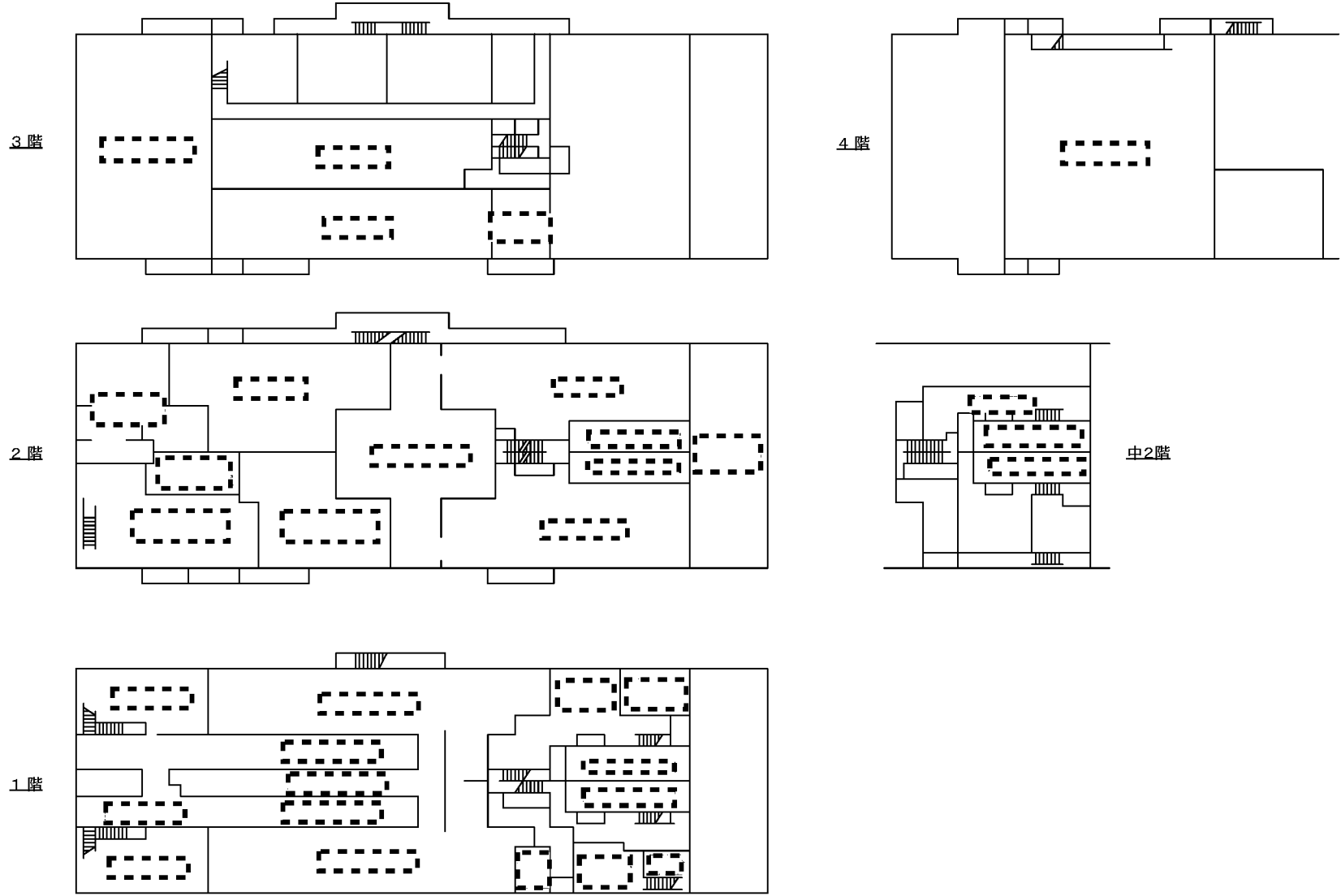
許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027-2} 放射線監視盤（モニタリングポスト） —	
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。）	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	受信器（第 2 加工棟の外壁に設置）
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床又は壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とし、第 2 加工棟の床又は壁に固定する。 強度部材を本表（別表 1）及び（別表 2）に示す。 ○本体（架台）  ○受信器
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) — (落雷) — (極低温（凍結）) — (火山活動（降下火砕物）) — (積雪) — (生物学的事象) — (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) — (電磁的障害) — (交通事故（自動車）) —
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	—	

追第4次 表チー4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] {7026}モニタリングポスト No.1、{7027}モニタリングポスト No.2により周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量（5 μSv/h）を検知し、警報を発する。  [18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。 <u>{7037}警報集中表示盤の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>
	放射線管理施設	[19.1-F3] {7026}モニタリングポスト No.1、{7027}モニタリングポスト No.2により通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率（  μSv/h）を計測し、表示する。
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。	
添付図	図チー1、図チー3-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14	

#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図チー設ー1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図チー設ー1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チー設ー1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階)
図チー設ー1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)
図チー設ー1 (5)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チー設ー1 (6)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (中2階)
図チー設ー1 (7)	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図チー設ー4-1 (1)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階
図チー設ー4-1 (2)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階
図チー設ー5-1	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図
図チー設ー6-1	第2加工棟 ダストモニタ 系統図
図チー設ー6-2	第2加工棟 ダストモニタ (換気用モニタ)
図チー設ー6-3	第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設ー6-4	第2加工棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設ー7-1	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図
図チー設ー7-2	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設ー7-3	第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設ー8-1	ガンマ線エリアモニタ 系統図
図チー設ー8-2	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図
図チー設ー8-3	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)



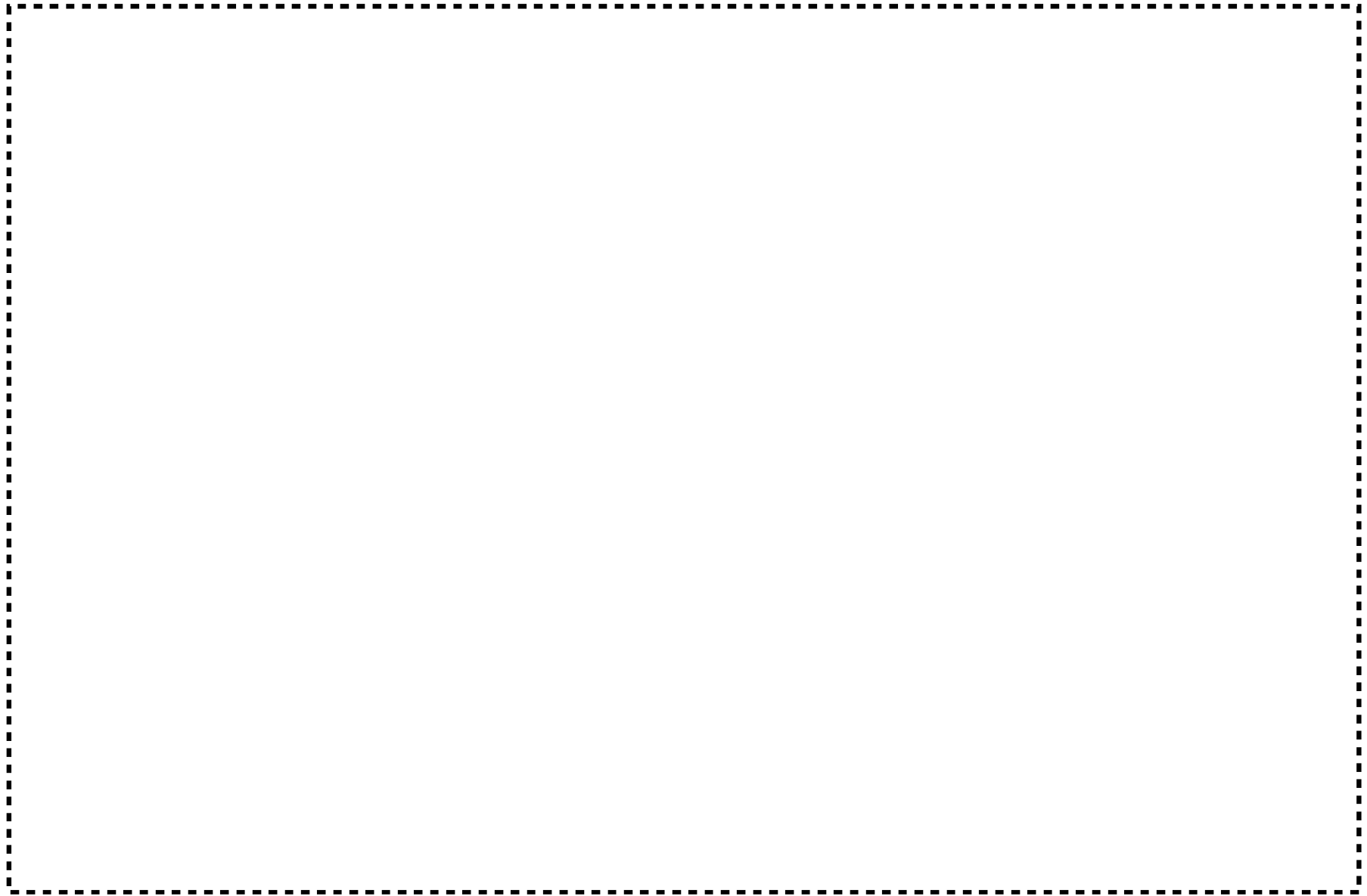
図チー設ー1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置



1583

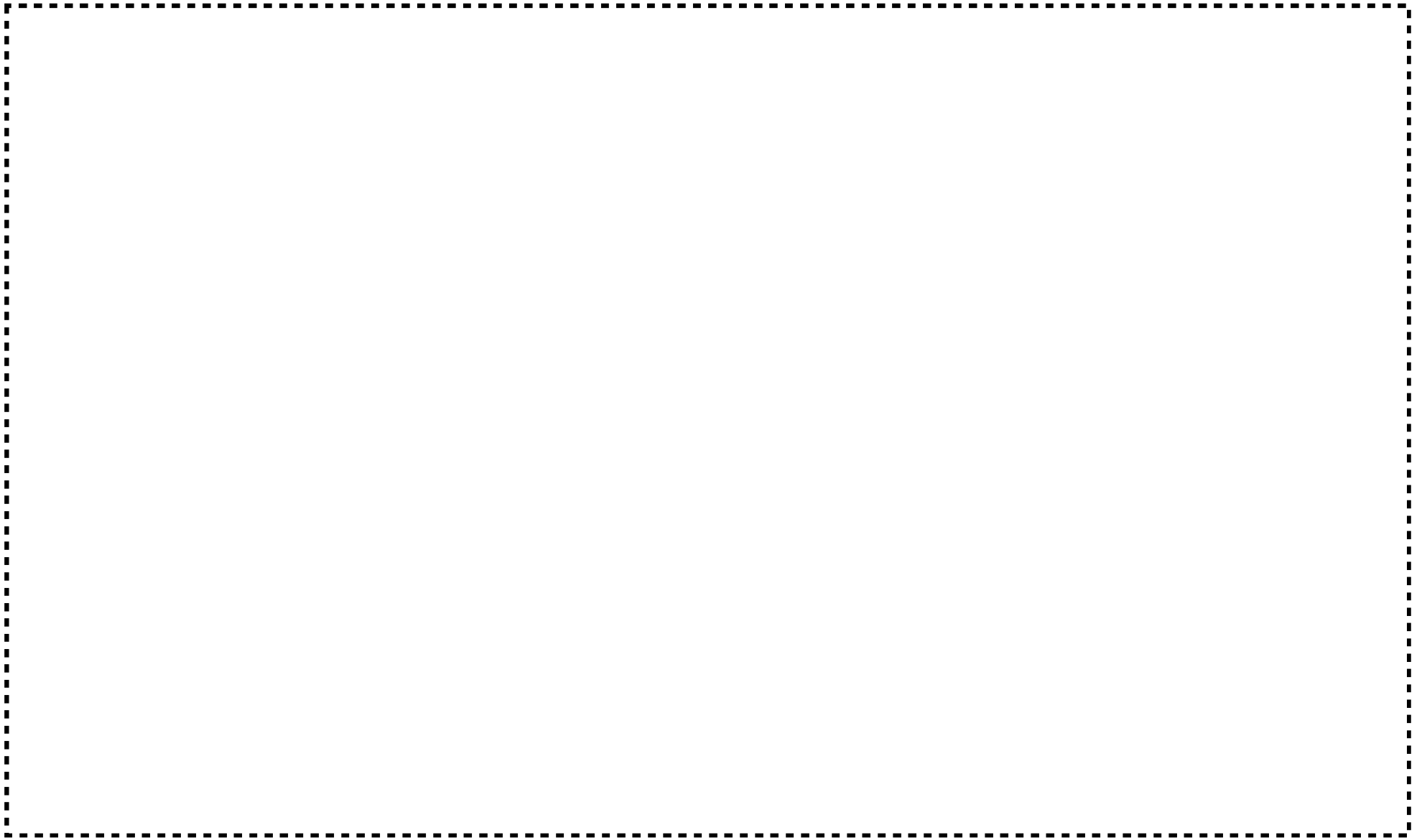


図チー設一（2） 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（1階）



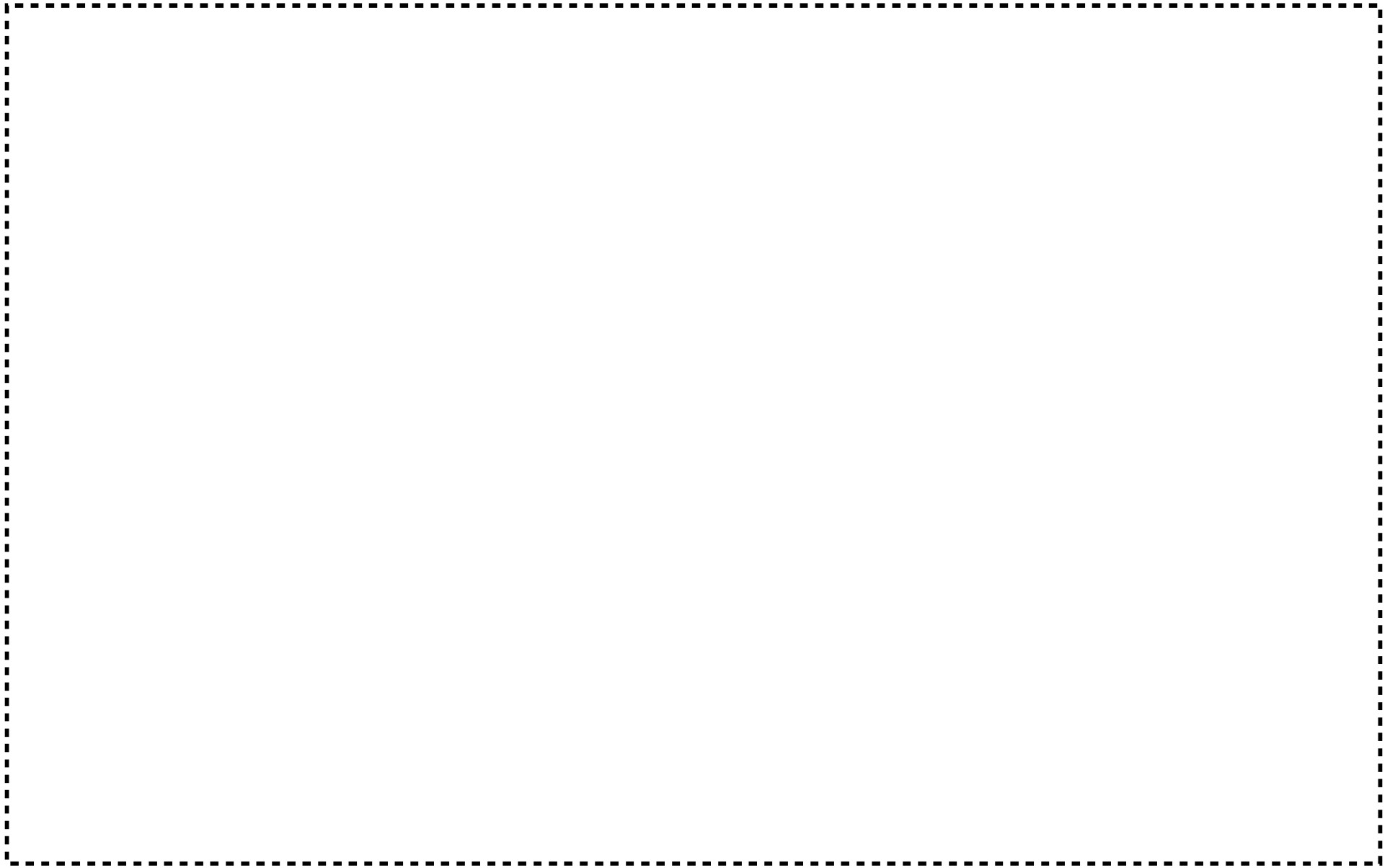
図チ一設一 1 (3) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2 階)

1585



図チー設一 1 (4) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)

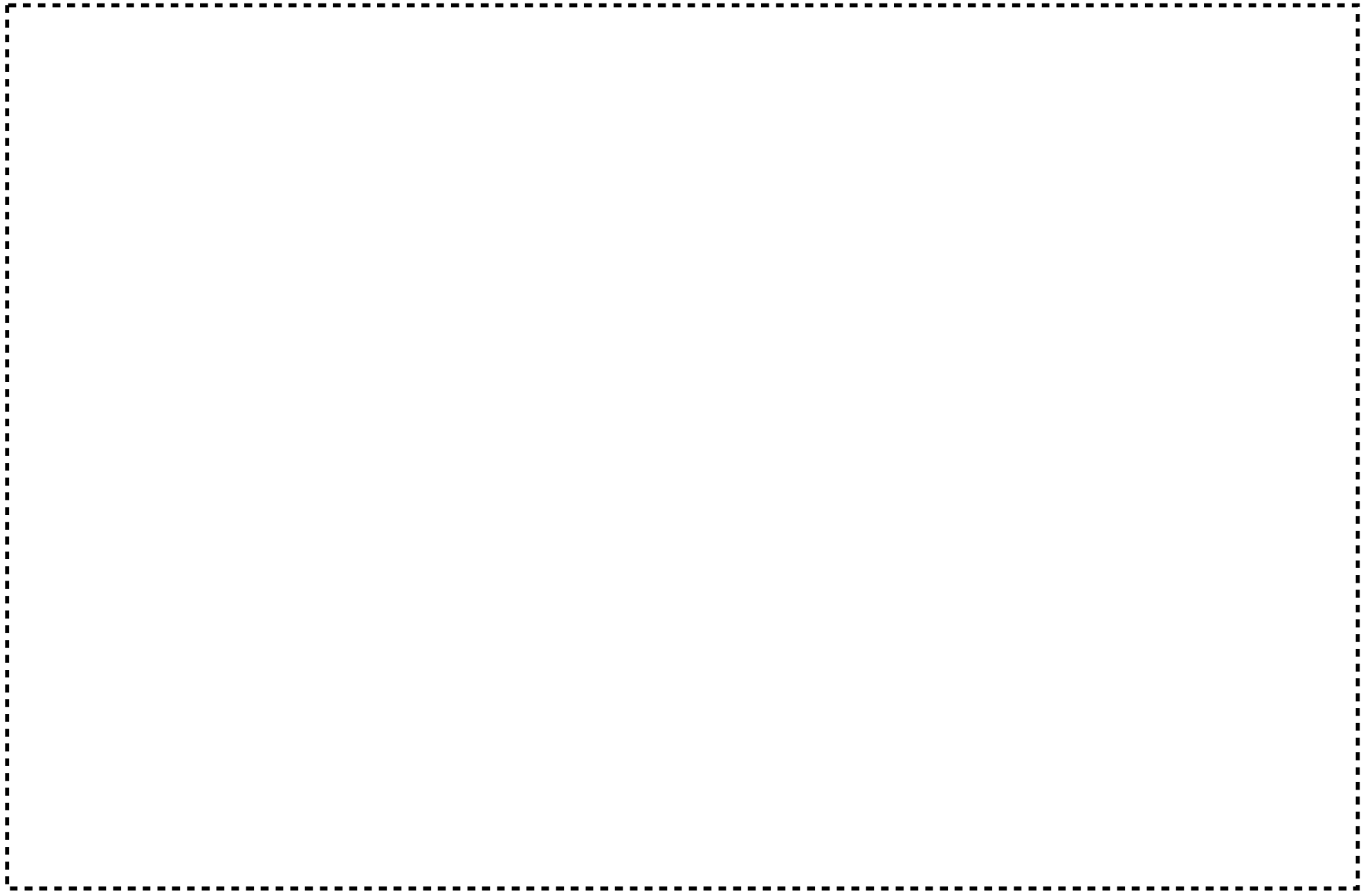
1586



図チー設一 1 (5) 本申請で適合性を確認する第1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1 階)

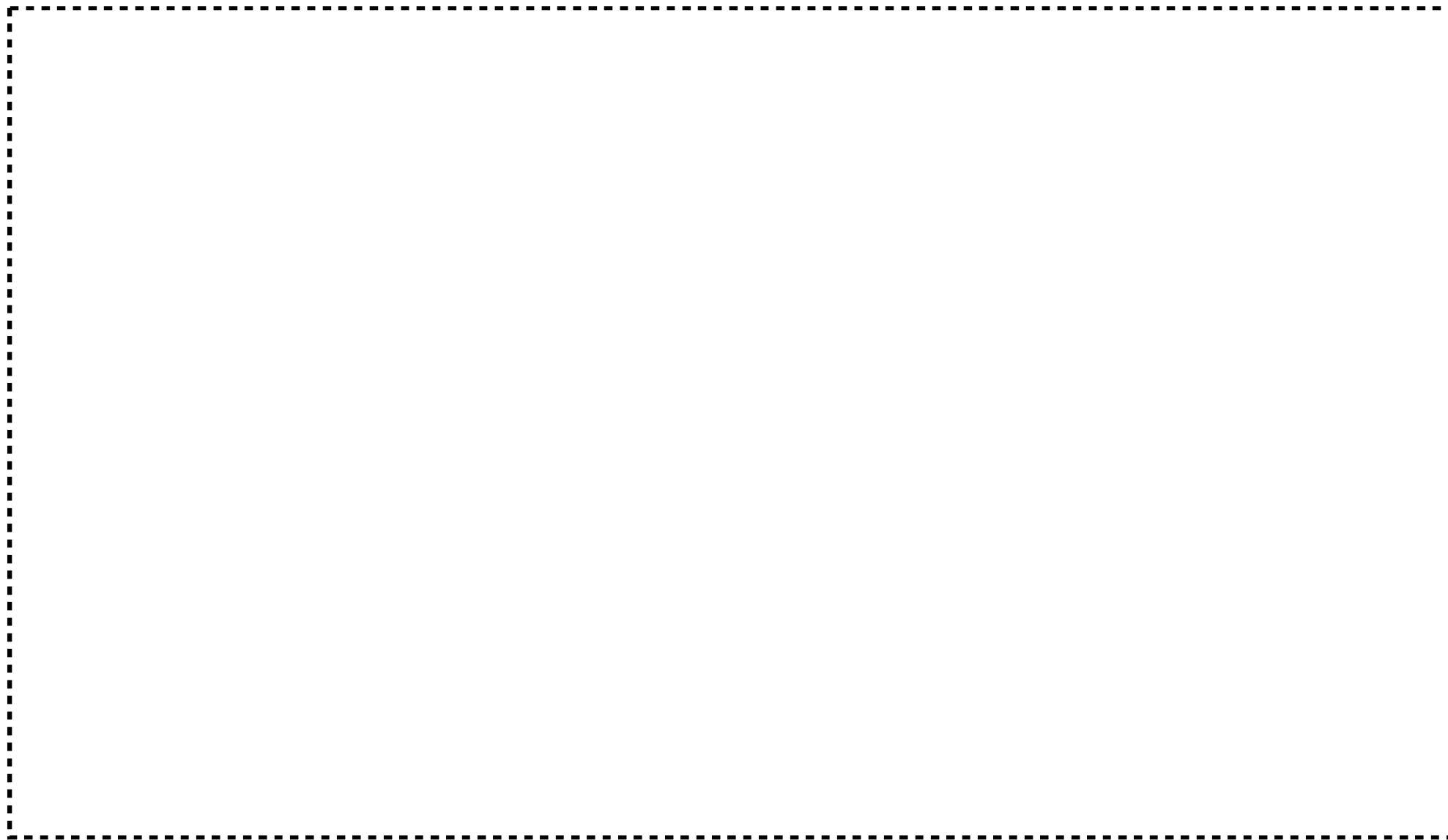


図チー設一 1 (6) 本申請で適合性を確認する第 1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (中 2 階)



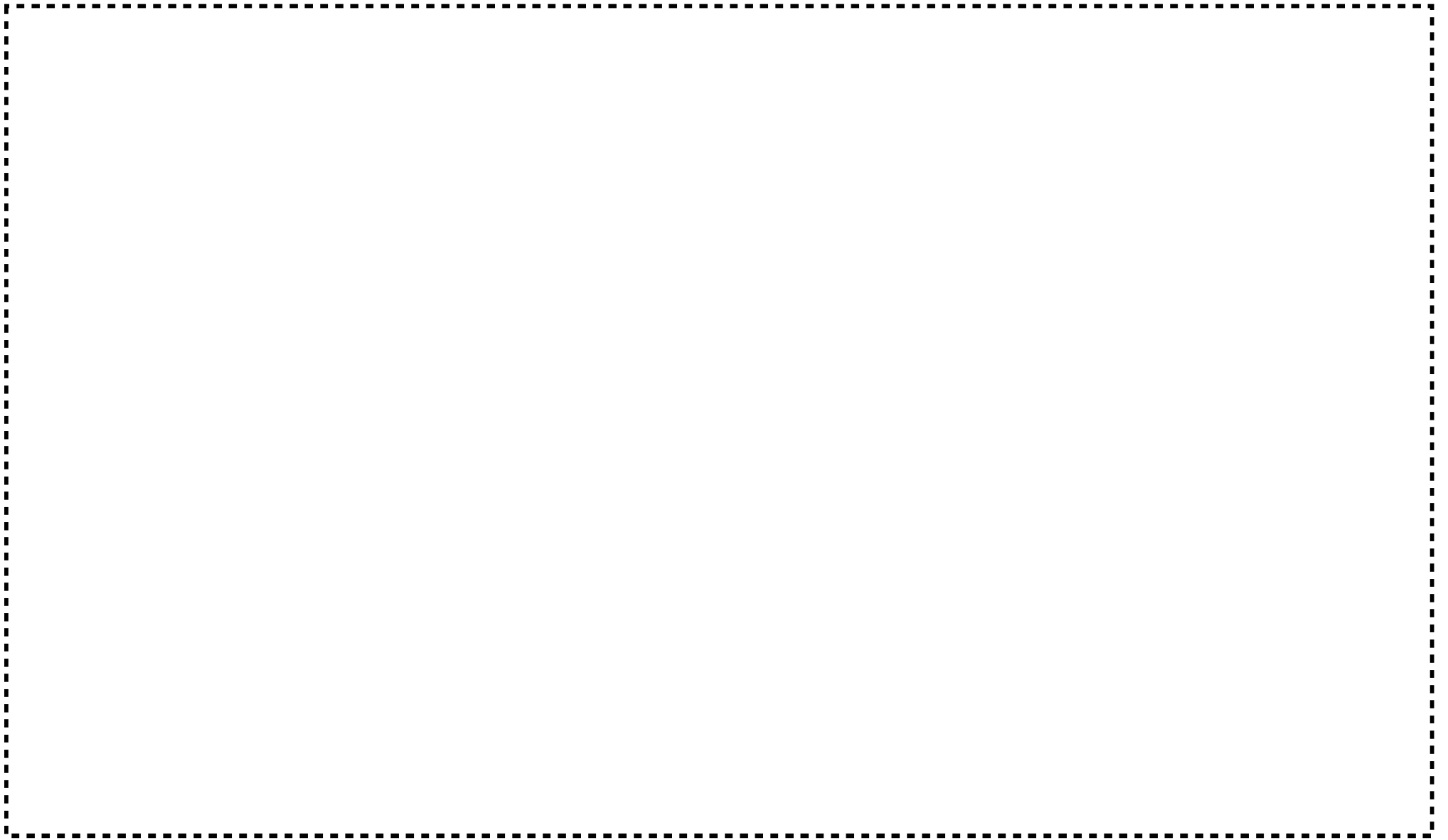
図チー設ー1 (7) 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図

1589



図チー設ー4ー1（1） 第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階

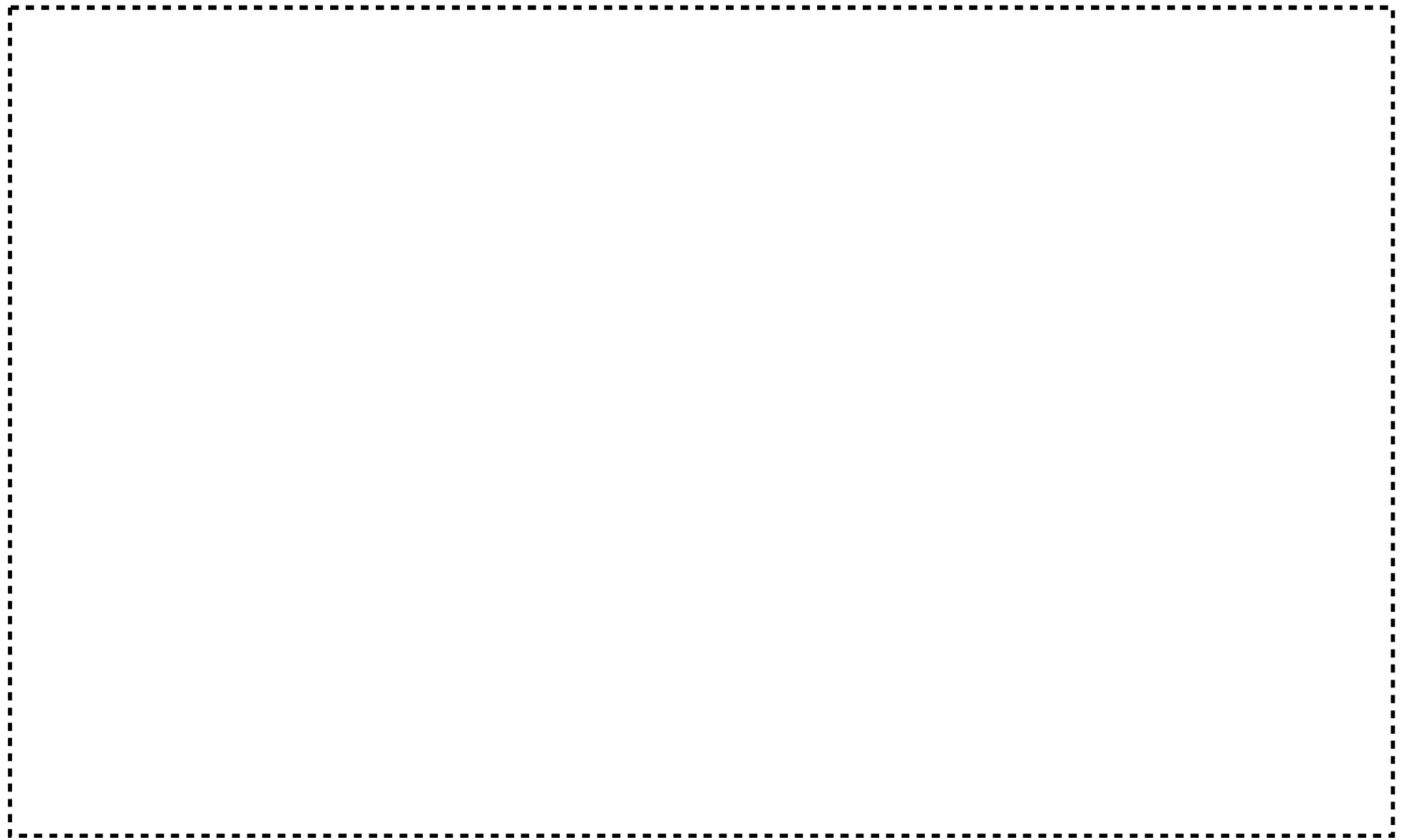
1590



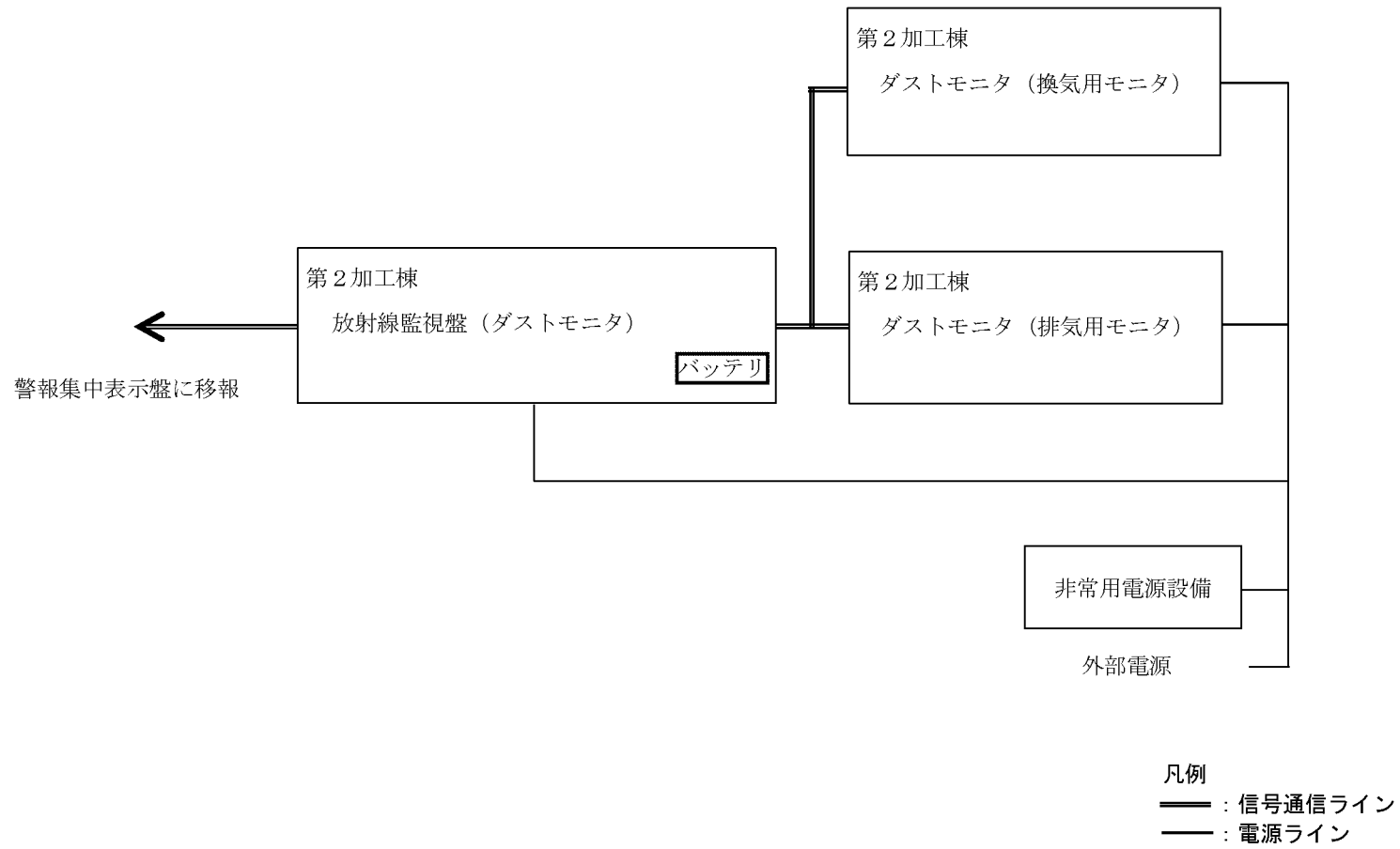
図チー設ー4ー1 (2) 第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階



1591

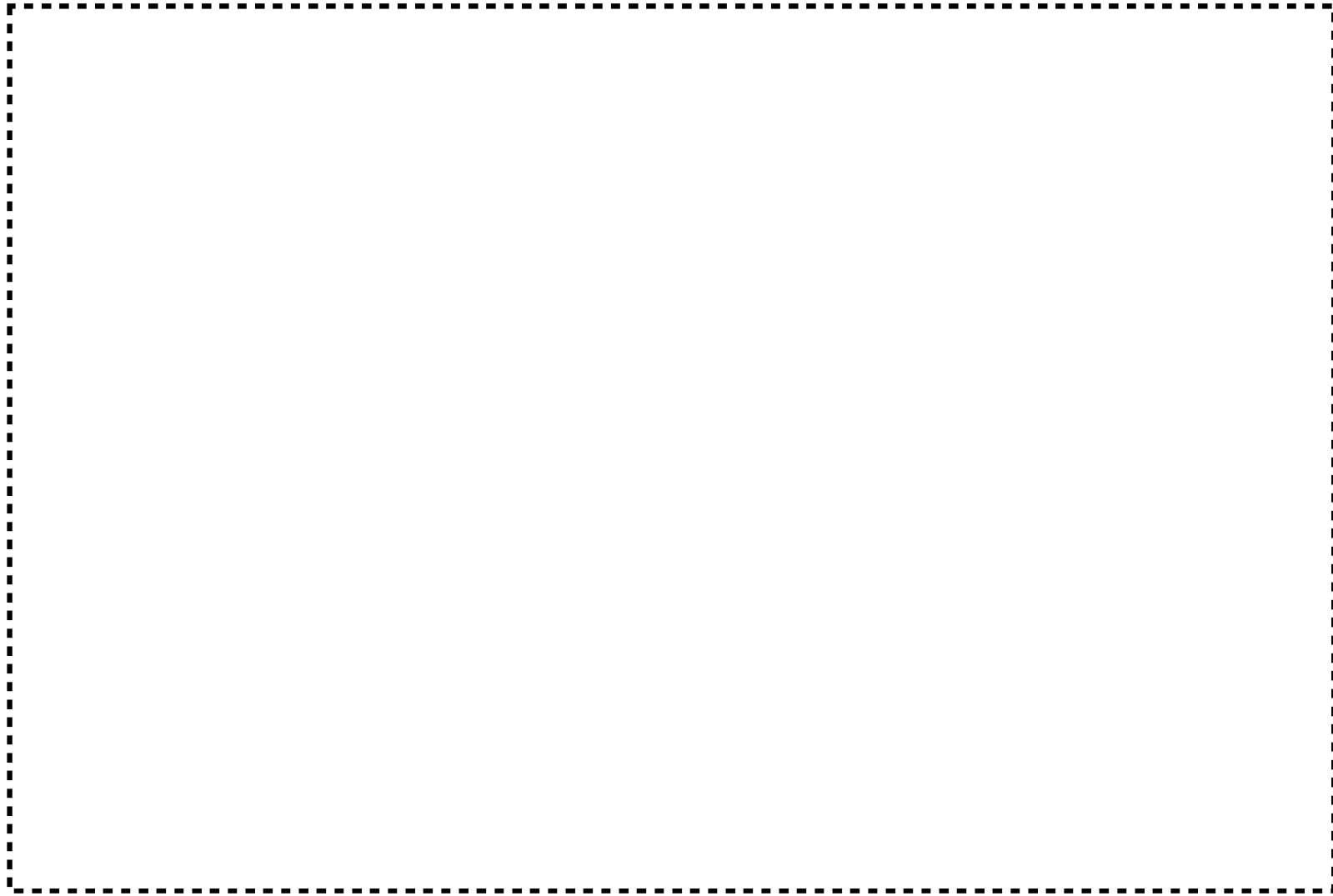


図チー設－5－1 第1 廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図



図チー設一6-1 第2加工棟 ダストモニタ 系統図

1593

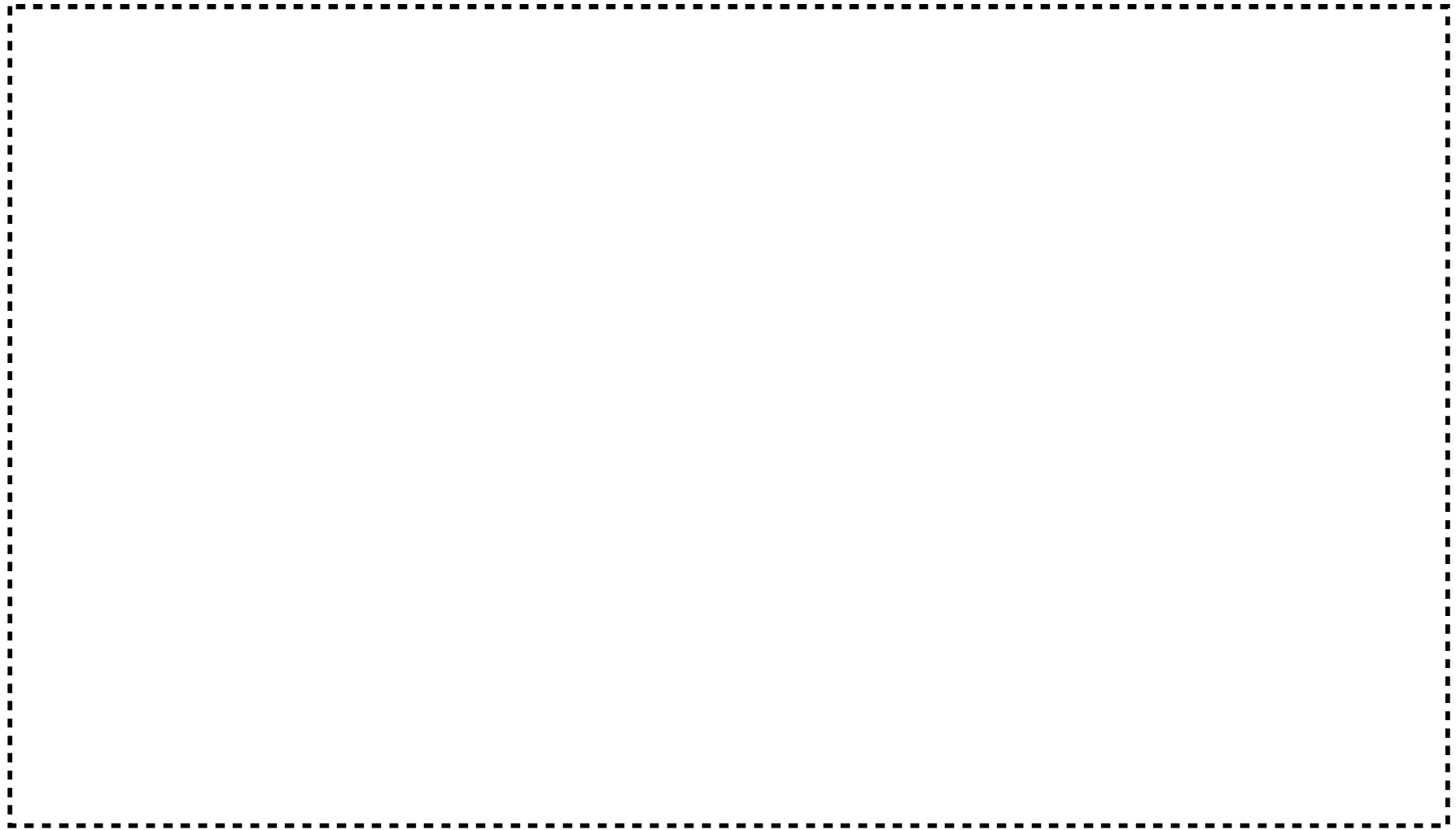


図チー設ー6ー2 第2加工棟 ダストモニタ（換気用モニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

（単位 mm）

1594

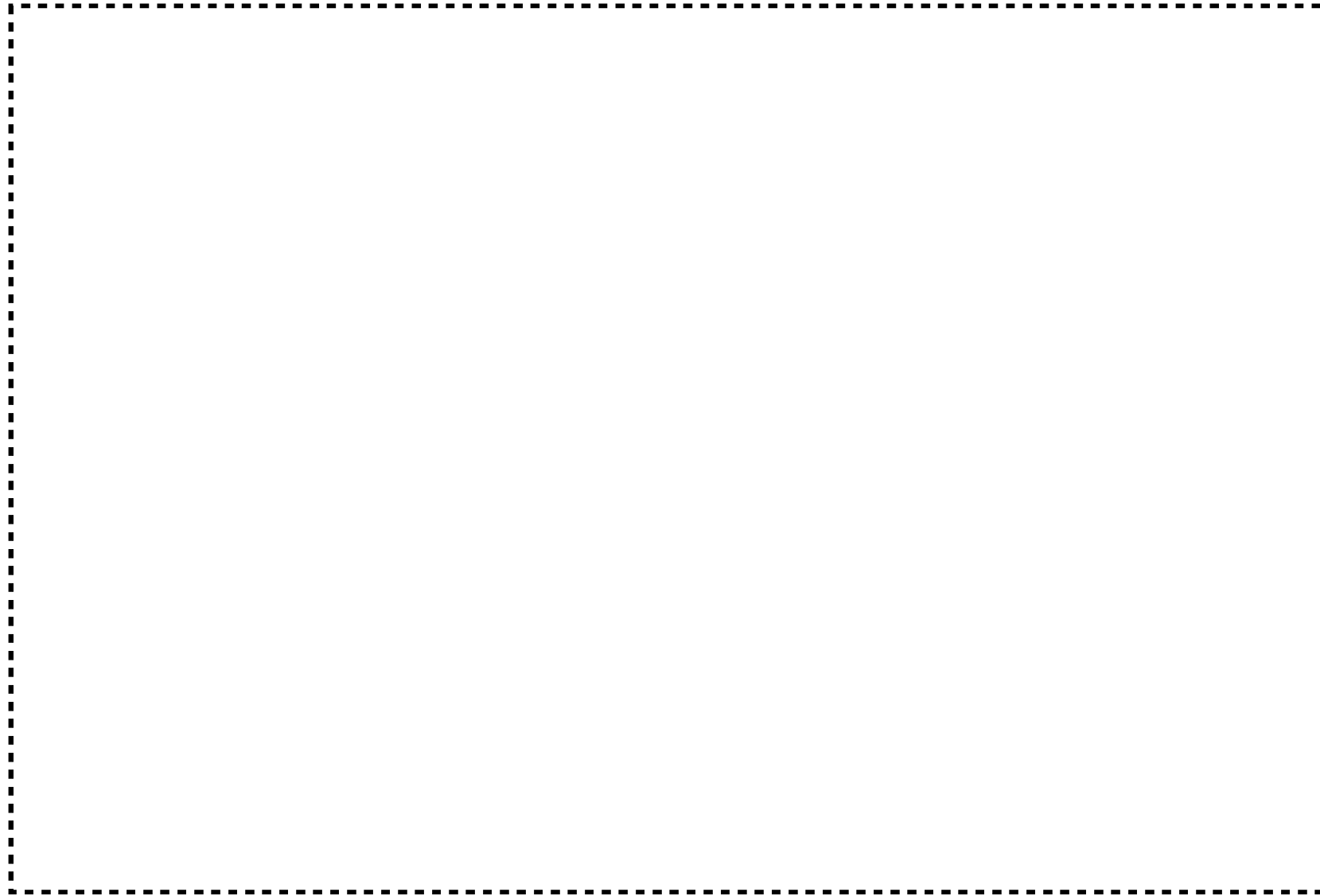


図チー設ー6ー3 第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)

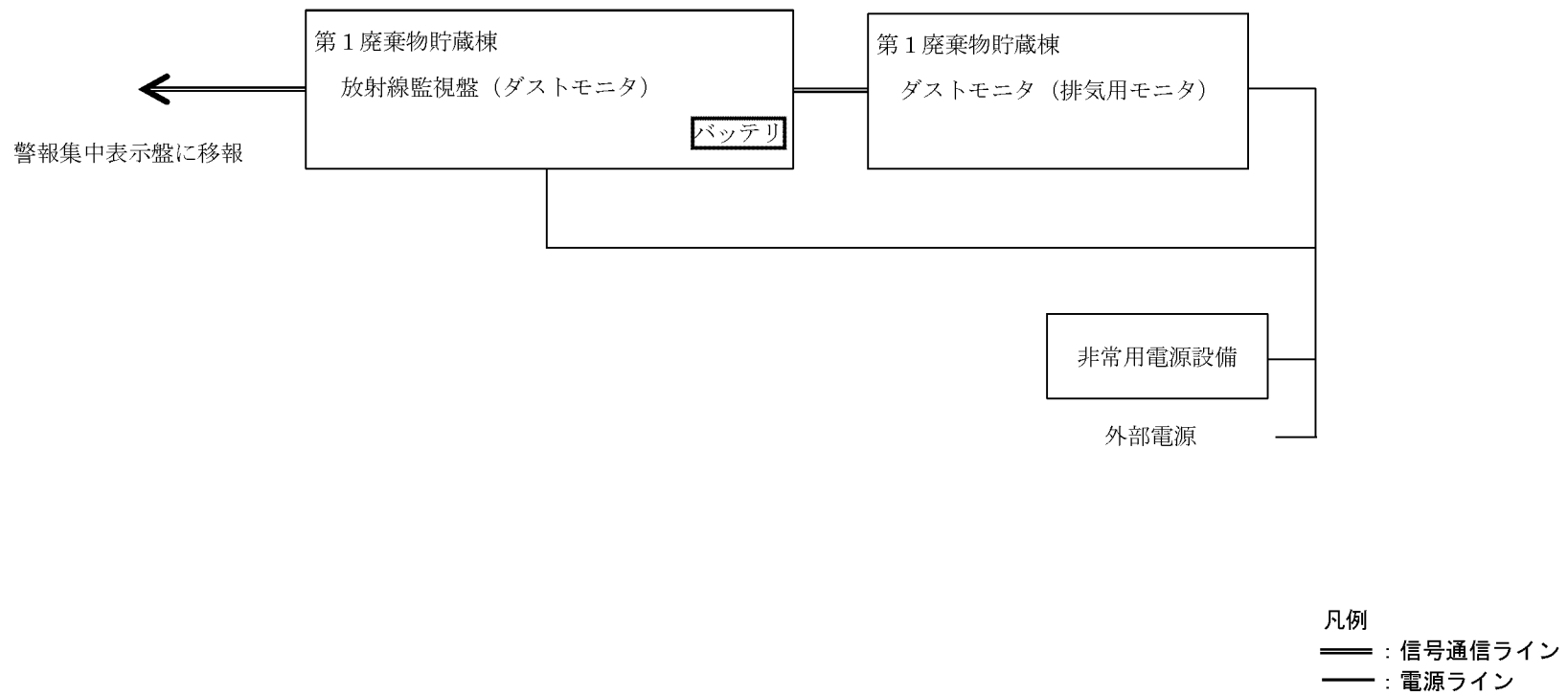
1595



図チー設ー6ー4 第2加工棟 放射線監視盤（ダストモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



図チー設一七ー一 第1 廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図

1597



図チー設ー7ー2 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ（排気用モニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

（単位 mm）

1598

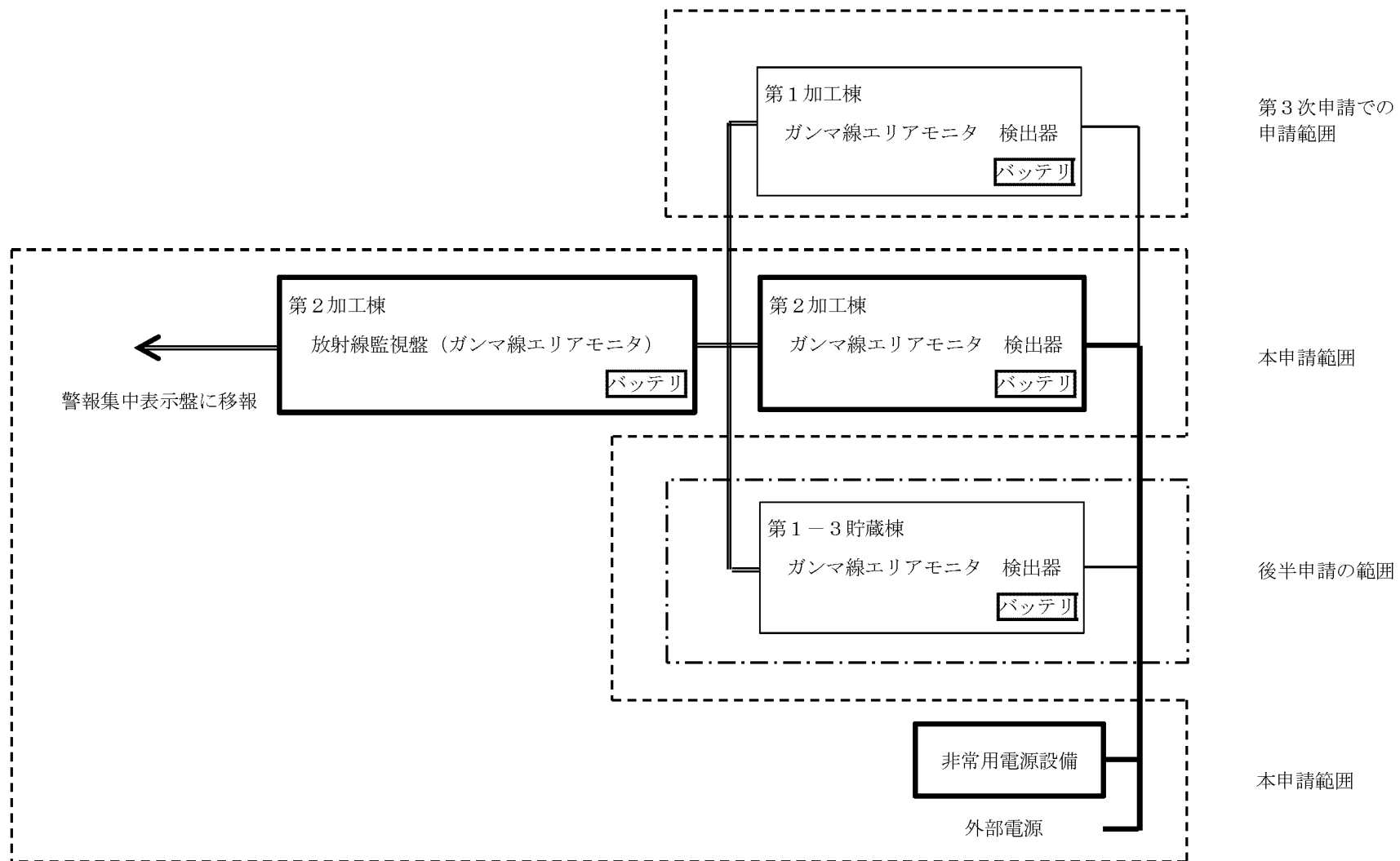


図チー設ー7ー3 第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤（ダストモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

（単位 mm）





凡例  
—— : 信号通信ライン  
—— : 電源ライン

図チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 系統図

1600



図チー設ー8ー2 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図



図チー設－8－3 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

（単位 mm）

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 改造等を実施する設備・機器

表チー１－２の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### b. 変更しない設備・機器

表チー１－２の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第１種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第１種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第１種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物を十分に保管廃棄できることを確認している。
- ・第２種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業は、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・第１種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負

圧及び換気機能を維持する。

- ・ダストモニタ（サンプリング配管）を停止する場合は、復旧するまで監視対象の給排気設備の系統を停止するか代替措置を講じる。
- ・核燃料物質等による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。一時的な管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質等による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質等を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質等の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質等を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

## (2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

### a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図チー a-1 に示す手順で改造を行う。

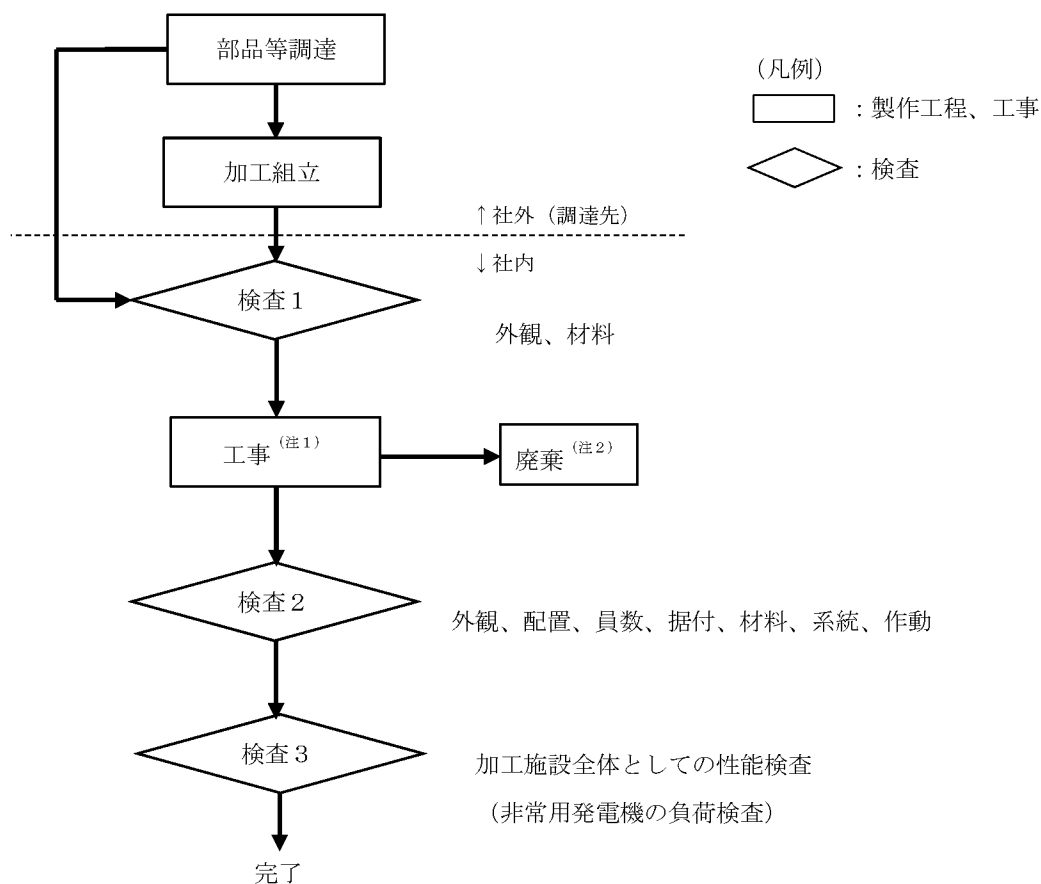
- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

### b. 変更しない設備・機器の工事手順

図チー b-1 に示す手順で検査を行う。

- 1) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

a. 改造等を実施する設備・機器

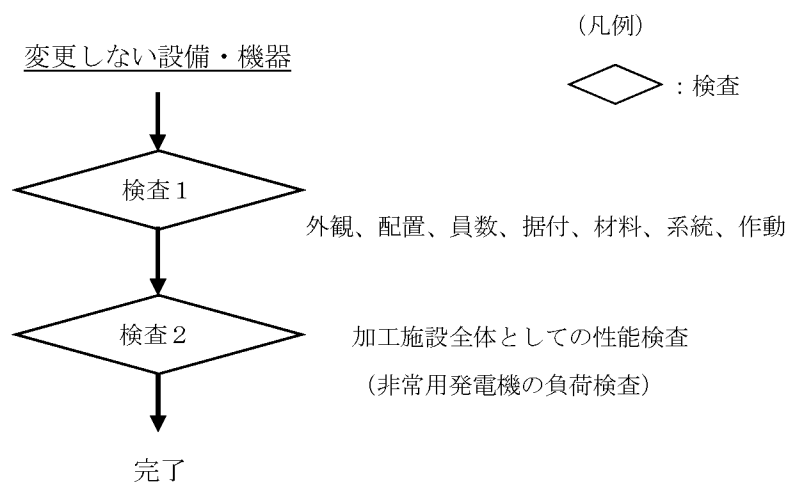


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図チー a - 1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図チー b - 1 工事フロー



(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第チー1表に、検査の方法を第チー2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー3表に示す。

第チー1表(1/2) 設備・機器に係る検査の項目

施設区分	配置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査
					設備配置検査				材料検査	系統検査	作動検査
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	作動
放射線管理施設	第2加工棟	ハンドフットクロスモニター	—	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	①	④
	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニター	—	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第2加工棟	エアスニファ(管理区域内)	—	改造	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第2加工棟	エアスニファ(排気口)	—	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(管理区域内)	—	改造	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(排気口)	—	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第2加工棟	ダストモニター(換気用モニター)	—	改造	①-1 ①-2 ②	①	①	① ③	①	①	①-1
	第2加工棟	ダストモニター(排気用モニター)	—	改造	①-1 ①-2 ②	①	①	① ③	①	①	②-1
	第2加工棟	放射線監視盤(ダストモニター)	—	変更なし	①-1 ①-2 ②	①	①	①	①	①	①-2 ②-2 ④
	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニター(排気用モニター)	—	改造	①-1 ①-2 ②	①	①	① ③	①	①	②-1
	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤(ダストモニター)	—	変更なし	①-1 ①-2 ②	①	①	①	①	①	②-2 ④
	第2加工棟	ガンマ線エリアモニター	検出器	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	①	③-1 ④
	第2加工棟	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニター)	—	変更なし	①-1 ①-2 ②	①	①	①	①	①	③-2 ④

第チー1表(2/2) 設備・機器に係る検査の項目

施設 区分	配置場所	設備・機器名称	機器名	変更 内容	第1号検査						第2号検査
					設備配置検査				材料 検査	系統 検査	作動検査
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	作動
放射線管 理施設	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーバイメータ	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計(TLD)	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第2加工棟	放射線測定装置	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	屋外	可搬式ダストサン プラ	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—
	屋外	気象観測装置	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—

丸数字は、第チー2表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

第チー 2 表 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①-1、①-2 外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②配線用遮断器を設けていること。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の配置図のとおりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表の員数の項のとおりであること。
	据付	①アンカーボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①アンカーボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②建物の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定していること。
③配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)		③配管の支持間隔が許容支持間隔以下であること。	
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表のとおりであること。
系統検査	系統	①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。
作動検査	作動	①-1 ダストモニタ(換気用モニタ)の検出部に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設)(改造)	①-1 警報設定値 ⁽⁴⁾ 以上の計数率を検出したとき、放射線監視盤(ダストモニタ)の警報装置が作動すること。
		①-2 放射線監視盤(ダストモニタ)に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設)(改造)	①-2 模擬信号により警報設定値 ⁽⁴⁾ 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤(ダストモニタ)の警報装置が作動すること。
		②-1 ダストモニタ(排気用モニタ)の検出部に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設)(改造)	②-1 警報設定値 ⁽⁵⁾ 以上の計数率を検出したとき、放射線監視盤(ダストモニタ)の警報装置が作動すること。
		②-2 放射線監視盤(ダストモニタ)に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設)(改造)	②-2 模擬信号により警報設定値 ⁽⁵⁾ 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤(ダストモニタ)の警報装置が作動すること。
		③-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設)(改造)	③-1 警報設定値 ⁽⁶⁾ 以上の線量を検出したとき、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の警報装置が作動すること。
		③-2 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設)(改造)	③-2 模擬信号により警報設定値 ⁽⁶⁾ 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の警報装置が作動すること。
		④電源を遮断し、作動状況を確認する。(既設)(改造)	④電源遮断後、40秒以上バッテリーにより作動していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 警報設定値は、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第1項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えない範囲で空気中の放射性物質濃度の異常を検知できる計数率(cpm)以下に設定する。
- (5) 警報設定値は、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第四号に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を踏まえ、保安規定に定める濃度限度の管理目標値を超えない範囲で空気中の放射性物質の濃度の異常を検知できる計数率(cpm)以下に設定する。
- (6) 警報設定値は 500  $\mu$ Sv/h 以下の範囲で設定する。

リ．その他の加工施設

## 目 次

### リ．その他の加工施設

- 1．変更の概要
- 2．準拠する主な法令、規格及び基準
- 3．設計条件及び仕様
- 4．添付図一覧表
- 5．工事の方法
- 6．試験及び検査の方法

## リ. その他の加工施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。



## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表リ-1-1に、変更内容を表リ-1-2に示す。

ここで、表リ-1-1以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格 (JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表リ-建-1～表リ-建-3、表リ-設-2-1～表リ-設-5-3、表リ-他-1～表リ-他-3に、関係図面を図リ-1-1-1、図リ-建-I-1～図リ-建-2-3、図リ-2、図リ-設-1～図リ-設-4-9、図リ-他-1～図リ-他-15に示す。

ここで、表リ-建-1～表リ-建-3、表リ-設-2-1～表リ-設-5-3、表リ-他-1～表リ-他-3において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1] : 技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表リ-1-1(1) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾  
及び既設工認との対応(建物・構築物)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物名称 機器名	既設工認における建物・構築物名称 機器名
発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	{1007} 発電機・ポンプ棟 —	発電機・ポンプ棟 —
第1-3貯蔵棟 北側 屋外	遮蔽壁 No. 2	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	遮蔽壁 No. 2 —
第1-3貯蔵棟 北側 屋外	遮蔽壁 No. 3	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	遮蔽壁 No. 3 —
以下、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請～第4次申請)において、全部又は一部の条項について 適合性を確認しているもの			
第1加工棟 第1-1輸送物保管 室	遮蔽壁 No. 1	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	遮蔽壁 No. 1 —
第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵 室、第4-8廃棄物 貯蔵室、第4-9廃 棄物貯蔵室	遮蔽壁 No. 4	{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	遮蔽壁 No. 4 —
第1加工棟 北側屋外	防護壁 No. 1	{1012} 防護壁	—
第1加工棟 北側屋外	防護壁 No. 2	防護壁 防護壁 No. 1	—

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表リ-1-1 (2) (1/2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応¹及び既設工認との対応 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	非常電源設備 非常用発電機
屋外	非常用電源設備	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	非常電源設備 No. 2 非常用発電機 No. 2
屋外	非常用電源設備	{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機	—
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱 フード設備	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No. 1	分析設備 試料取扱ボックス
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱 フード設備	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	分析設備 グローブボックス No. 2
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱 フード設備	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	分析設備 小型天秤用フード
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフト チャンバ	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	分析設備 実験用ドラフト
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフト チャンバ	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	分析設備 実験用ドラフト
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフト チャンバ	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	分析設備 実験用ドラフト
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末 取扱フード設備	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料開発設備 スクラップ処理装置
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末 取扱フード設備	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	粉末調整用フード —
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末 取扱フード設備	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	試験検査設備 試料調整用フード
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末 取扱フード設備	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	試料調整用フード No. 2 —
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末 取扱フード設備	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	粉末取扱フード 実験設備
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレ ス	{8024} 燃料開発設備 プレス	プレス 実験設備
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱 炉	{8025} 燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機 構 (窒素配管含む)	{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス 配管含む) —	—

表リ-1-1 (2) (2/2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3} 空気混入防止機構 —	—
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5} 過加熱防止機構 —	—
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6} 圧力逃がし機構 —	—
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8025-7} 可燃性ガス配管 —	—
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型 雰囲気可変炉	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	小型雰囲気可変炉 —
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機 構 (窒素ガス配管含 む)	{8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス 配管含む) —	—
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3} 空気混入防止機構 —	—
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4} 過加熱防止機構 —	—
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5} 圧力逃がし機構 —	—
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6} 可燃性ガス配管 —	—
第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No. 12	分析設備 計量設備架台 No. 12
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No. 13	試験検査設備 計量設備架台 No. 13
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No. 14	試験検査設備 計量設備架台 No. 14

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表リ-1-1 (3) (1/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第1 廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—
第1 廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))	—
第1 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	自動火災報知設備 検出器
第1 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	自動火災報知設備 火災受信器盤
第1 廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2} 消火設備 消火器	—
第1 廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031} 緊急設備 避難通路	—
第1 廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032} 緊急設備 非常用照明	—
第1 廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	—
第3 廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	非常通報設備 放送用スピーカー
第3 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	自動火災警報設備 感知器
第3 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	自動火災警報設備 火災受信器盤
第3 廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3} 消火設備 消火器	—
第3 廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033} 緊急設備 避難通路	—
第3 廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036} 緊急設備 非常用照明	—
第3 廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	—
発電機・ポンプ棟	所内通信連絡設備	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—

表リ-1-1 (3) (2/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	—
発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7} 消火設備 消火器	—
発電機・ポンプ棟	避難通路	{8035-2} 緊急設備 避難通路	—
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	—
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	—
第2加工棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備	{8011} 消火設備 自動式の消火設備	—
第2加工棟	消火栓	{8012} 消火設備 屋内消火栓	消火設備 消火栓
屋外	消火栓	{8012-2} 消火設備 屋外消火栓	消火設備 消火栓
屋外	消火栓	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	—
第2加工棟	漏水検知器	{8052} 緊急設備 漏水検知器	—
第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056} 緊急設備 漏水検知器	—
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—
屋外	緊急遮断弁(水素ガス)	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	—
屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)	—
屋外	緊急遮断弁(都市ガス)	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)	—

表リ-1-1 (3) (3/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
屋外	—	{8042-2} 緊急設備 感震計	—
発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置 緊急遮断弁(冷却水) 上水送水用緊急遮断弁	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	—
第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—
第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	—
第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	—
屋外	非常用照明、誘導灯	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	—
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	—
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線機)	—
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—
屋外	所内通信連絡設備	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—
事務棟、保安棟、屋外	所外通信連絡設備	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	—
第2加工棟	遮水板	{8065} 緊急設備 遮水板	—

表リ-1-1 (3) (4/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第1 廃棄物貯蔵棟	遮水板	{8065-2} 緊急設備 遮水板	—
第1 廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W1 防護壁)	—
第1 廃棄物貯蔵棟	堰、密閉構造扉	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—
第3 廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3 防護壁)	—
第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	{7037} 警報集中表示盤 —	非常用通報設備 警報集中表示盤
第2 加工棟	防火ダンパー	{8045} 緊急設備 防火ダンパー	—
第2 加工棟	防護板	{8062} 緊急設備 防護板	—
第2 加工棟	防水カバー	{8058} 緊急設備 防水カバー	—
第2 加工棟 第2 分析室	分析設備	{8066} 分析設備 —	分析設備 —
第2 加工棟	計量設備	{8068} 計量設備 上皿電子天秤	計量設備 上皿電子天秤
第1 加工棟	計量設備 放射線測定装置	{8068-2} 放射線測定装置 —	—
第2 加工棟 第2 開発室	燃料開発設備	{8069} 燃料開発設備 —	燃料開発設備 —
第2 加工棟 第2 開発室	試験検査設備	{8070} 試験検査設備 —	試験検査設備 —
—	運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	{8071} 運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック) —	搬送設備 —
—	高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等)	{8072} 高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等) —	—
—	ガス供給施設	{8073} ガス供給施設 —	ガス供給施設 —



表リ-1-1 (3) (5/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
—	危険物貯蔵施設(油、薬品等)	{8074} 危険物貯蔵施設(油、薬品等) —	—
—	受電施設	{8075} 受電施設 —	受電施設 —
—	空調施設	{8076} 空調施設 —	空調施設 —
—	給水及び循環水設備	{8077} 給水及び循環水設備 —	冷却水施設 —
—	緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材)	{8078} 緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材) —	—
—	緊急対策本部	{8079} 緊急対策本部 —	—
以下、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請～第4次申請)において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038} 緊急設備 非常用照明	—
第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038-2} 緊急設備 誘導灯	—
第1加工棟	避難通路	{8035} 緊急設備 避難通路	—
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	火災警報設備 自動火災報知設備
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	非常用通報設備 警報集中表示盤
第1加工棟	消火器	{8010-5} 消火設備 消火器	防火設備 No. 1

表リ-1-1 (3) (6/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044} 緊急設備 コンクリート閉止部	—
第1加工棟	大型外扉	{8063} 緊急設備 大型外扉	—
第1加工棟	外扉	{8064} 緊急設備 外扉	—
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—
第2加工棟	自動火災報知設備	{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	火災警報設備 検知器
第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	火災警報設備 火災受信器盤
第2加工棟	消火器	{8010} 消火設備 消火器	消火設備 消火器
第2加工棟	避難通路	{8027} 緊急設備 避難通路	—
第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029} 緊急設備 非常用照明	非常灯及び誘導灯
第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-4} 緊急設備 誘導灯	非常灯及び誘導灯
第2加工棟	防護壁又は防護柵	{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵	—
第2加工棟	防護壁	{8049} 緊急設備 防護壁	—
第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部	—

表リ-1-1 (3) (7/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟	堰、密閉構造扉 (溢水防護区域境界の扉の開口部)	{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—
第2廃棄物貯蔵棟	非常用通報設備 火災警報設備	{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	—
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-8} 消火設備 消火器	防火設備 (No. 1)
第2廃棄物貯蔵棟	非常用設備 非常灯	{8038-3} 緊急設備 非常用照明	—
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—
第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	—
第5廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-4} 消火設備 消火器	—
第5廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8034} 緊急設備 避難通路	—
第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037} 緊急設備 非常用照明	—
第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037-2} 緊急設備 誘導灯	—
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8080} 試験開発設備 粉末混合試験装置	試験開発設備 粉末混合試験装置
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8081} 試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	試験開発設備 粉末粉碎篩分装置
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8082} 試験開発設備 小型粉末混合試験装置	試験開発設備 小型粉末混合試験装置
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083} 試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083-2} 試験開発設備 試験設備フード	試験開発設備 試験設備フード

表リ-1-1 (3) (8/8) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083-3} 試験開発設備 試験設備ベース	試験開発設備 試験設備ベース

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表リ-1-2 (1) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	建物・構築物名称 機器名	員数	変更内容
発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟 —	1	改造 ①エキスパンションジョイントの設置 ②外部扉の改造
第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	1基	変更なし
第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	1基	変更なし
以下、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	1基	変更なし
第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、 第4-8廃棄物貯蔵室、 第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	1基	変更なし
第1加工棟 北側屋外	防護壁 防護壁 No. 1	1基	新設

表リ-1-2 (2) (1/2) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	1 台	改造 耐震補強を行う。
屋外	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	1 台	変更なし
屋外	非常用電源設備 A 非常用発電機	1 台	変更なし
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 1	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 2	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 3	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	1 台	改造 老朽化対策のため、設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	1 台	改造 老朽化対策のため、設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	1 台	改造 老朽化対策のため、設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1 台	改造 耐震補強を行う。 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 使用予定のない設備の一部を撤去し、移設する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	1 台	改造 耐震補強を行う。 火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 プレス	1 台	改造 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。

表リ-1-2 (2) (2/2) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	1台	改造 耐震補強を行う。 火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	1式	改造 火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	1式	改造 プロパンガスを燃焼させるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変更する。そのため、失火検知機構を廃止する。
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	1式	改造 火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	1台	改造 可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。 火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	1式	改造 火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	1式	改造 火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 計量設備架台 No.12	1台	撤去
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 計量設備架台 No.13	1台	撤去
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 計量設備架台 No.14	1台	撤去

表リ-1-2 (3) (1/5) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1 廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	1 式	改造 全数取替え
第1 廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	1 式	改造 一部移設、残り再据付け
第1 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	1 式	改造 再据付け
第1 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	1 式	改造 再据付け
第1 廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	1 式	改造 一部移設
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	1 式	新設
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	1 式	改造 全数取替え
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	1 式	改造 一部移設、残り再据付け
第3 廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	1 式	改造 全数取替え
第3 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	1 式	改造 再据付け
第3 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	1 式	改造 再据付け
第3 廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	1 式	変更なし
第3 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	1 式	新設
第3 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	1 式	改造 全数取替え
第3 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	1 式	改造 再据付け
発電機・ポンプ棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	1 式	改造 取替え
発電機・ポンプ棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	1 式	改造 再据付け
発電機・ポンプ棟	消火設備 消火器	1 式	改造 一部移設
発電機・ポンプ棟	緊急設備 避難通路	1 式	新設
発電機・ポンプ棟	緊急設備 非常用照明	1 式	改造 全数取替え
発電機・ポンプ棟	緊急設備 誘導灯	1 式	新設
第2 加工棟	消火設備 自動式の消火設備（※）	1 式	新設
第2 加工棟	消火設備 屋内消火栓（※）	1 式	改造 増設、取替え、再据付け、
屋外	消火設備 屋外消火栓（※）	1 式	改造 移設、取替え、再据付け、
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	2 台	変更なし
第2 加工棟	緊急設備 漏水検知器（※）	1 式	改造 再据付け



表リ-1-2 (3) (2/5) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 漏水検知器 (※)	1 式	改造 再据付け
屋外	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) (※)	1 式	改造
屋外	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) (※)	1 式	改造
屋外	緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) (※)	1 式	改造
屋外	緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス) (※)	1 式	改造
屋外	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (※)	1 式	改造
屋外	緊急設備 感震計 (※)	1 式	改造
発電機・ポンプ棟	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (※)	1 式	改造
第2 加工棟 第2-2 ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) (※)	1 式	改造 交換、新設
第2 加工棟 第2 開発室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) (※)	1 式	改造 交換、新設
第2 加工棟 第2-2 ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガ ス) (※)	1 式	改造 交換、新設
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) (※)	1 式	改造 交換、新設
屋外	緊急設備 可搬型照明	1 式	変更なし
事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	1 式	改造 再据付け
事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)	1 式	変更なし
事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	1 式	変更なし
事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	1 式	改造 再据付け
屋外	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピー カ))	1 式	改造 新設、残り変更なし
事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備 所外通信連絡設備	1 式	変更なし
第2 加工棟	緊急設備 遮水板 (※)	1 式	新設
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 遮水板 (※)	1 式	新設
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁)	1 基	新設
第1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	1 式	改造
第3 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)	1 基	新設

表リ-1-2 (3) (3/5) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤 —	1式	変更なし
第2加工棟	緊急設備 防火ダンパー (※)	1式	改造 更新、一部撤去
第2加工棟	緊急設備 防護板 (※)	1式	新設
第2加工棟	緊急設備 防水カバー (※)	1式	新設
第2加工棟	分析設備 (※) —	1式	変更なし
第2加工棟	計量設備 上皿電子天秤 (※)	1式	改造 一部撤去、追加
第1加工棟	放射線測定装置 (※) —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 (※) —	1式	変更なし
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備 (※) —	1式	変更なし
—	運搬設備 (フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック) —	1式	変更なし
—	高圧ガス貯蔵施設 (アンモニア、プロパンガス等) —	1式	変更なし
—	ガス供給施設 —	1式	変更なし
—	危険物貯蔵施設 (油、薬品等) —	1式	変更なし
—	受電施設 —	1式	変更なし
—	空調施設 —	1式	変更なし
—	給水及び循環水設備 —	1式	変更なし
—	緊急設備 (放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材) —	1式	変更なし
—	緊急対策本部 —	1式	変更なし
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の条項について適合性を確認しているもの			
第1加工棟	緊急設備 非常用照明	1式	改造 (全数取替え)
第1加工棟	緊急設備 誘導灯	1式	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)
第1加工棟	緊急設備 避難通路	1式	新設
第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	1式	改造 (全数取替え)
第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	1式	改造 (再据付け)

表リ-1-2 (3) (4/5) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容


設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	1 式	改造 (一部取替え・追加、 残り再据付け)
第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	1 式	改造 (一部取替え・型式 変更、残り再据付け)
第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	1 式	改造 (再据付け)
第1加工棟	消火設備 消火器	1 式	増設 (1 本撤去、3 本増設)
第1加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	1 式	改造
第1加工棟	緊急設備 大型外扉	1 式	改造
第1加工棟	緊急設備 外扉	1 式	改造
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピー カ))	1 式	改造 全数取替え
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))	1 式	改造 再据付け
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	1 式	改造 一部取替え、一部移設、 残り再据付け
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	1 式	変更なし
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	1 式	改造 一部取替え・型式変更、 追加、残り再据付け
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	1 式	改造 再据付け
第2加工棟	消火設備 消火器	1 式	増設 一部移設、追加
第2加工棟	緊急設備 避難通路	1 式	新設
第2加工棟	緊急設備 非常用照明	1 式	改造 全数取替え
第2加工棟	緊急設備 誘導灯	1 式	改造 一部取替え、追加、残り 再据付け
第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	1 式	新設
第2加工棟	緊急設備 防護壁	1 式	新設
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	1 式	改造
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	1 式	改造
第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	1 式	撤去
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	1 式	撤去
第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	1 式	撤去
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピー カ))	1 式	新設

表リ-1-2 (3) (5/5) その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機 （PHS アンテナ））	1 式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	1 式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	1 式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	1 式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	1 式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	1 式	新設
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 粉末混合試験装置	1 台	撤去
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	1 台	撤去
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 小型粉末混合試験装置	1 台	撤去
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	1 台	撤去
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 試験設備フード	1 台	撤去
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備 試験設備ベース	1 台	撤去

※：5. 工事の方法の c、d にて示す。

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	発電機・ポンプ棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 消火栓 避難通路 非常用照明 誘導灯 送水ポンプ自動停止装置	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1007} 発電機・ポンプ棟 —	(付属設備) {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-7} 消火設備 消火器 {8012} 消火設備 屋内消火栓 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓 {8035-2} 緊急設備 避難通路 {8038-5} 緊急設備 非常用照明 {8038-6} 緊急設備 誘導灯 {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	
	建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、発電機・ポンプ棟に以下の改造を行う。 また、発電機・ポンプ棟の各部位の仕様を別表リー建－1－4に、各部位の位置を図リー建－I－1～図リー建－I－4に、改造工事完了後の発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図リー建－II－1及び図リー建－II－2に示す。  ①エキスパンションジョイントの設置 (仕様を別表リー建－1－1に示す。 発電機棟とポンプ棟が地震により相互に波及的影響を及ぼさない構造とするため、南面の壁にエキスパンションジョイントを設置する。  ②外部扉の改造 ⁽¹⁾ (仕様を別表リー建－1－2に示す。 F1 竜巻による損傷の防止対策として、外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様に F1 竜巻対策扉とする。  (付帯設備) 改造 他の付属する設備については、表リー他－1、表リー他－2に示す。		
設置場所	発電機・ポンプ棟 (発電機・ポンプ棟の位置を図リー建－1－1－1に示す。)		
員数	(建物) 1 (付帯設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造、平屋建て (付帯設備の型式は、技術基準欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表リー建－1－1～別表リー建－1－4	
	寸法 (単位: mm)	(建物)  建築面積: 約 110 m ² (発電機棟: 約 74 m ² 、ポンプ棟: 約 37 m ² ) 延べ床面積: 約 99 m ² (発電機棟: 約 62 m ² 、ポンプ棟: 約 37 m ² )	
	その他の構成機器	ポンプ棟: 地下水槽 (消防用水槽)、消火栓ポンプ、 機器冷却水槽、機器送水ポンプ、上水ポンプ	
	その他の性能	—	

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>[5.1-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟（本体）の基礎構造は直接基礎（発電機棟：布基礎、ポンプ棟：べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、N値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○地盤支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N値 10 以上の洪積層（砂質土層）に直接基礎で支持させる。</li> </ul> <p>&lt;発電機棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎形式 直接基礎（布基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-2 m N値 30</li> <li>・基礎伏図 図リ一建一 1 - 5</li> </ul> <p>&lt;ポンプ棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎形式 直接基礎（べた基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-5 m N値 50</li> <li>・基礎伏図 図リ一建一 1 - 5</li> </ul> <p>発電機・ポンプ棟の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 1 - 1（1）に示す。</p> <p>発電機棟は土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p><b>【土間コンクリート】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層）</li> </ul> <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</li> <li>・{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</li> <li>・{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓を構成する消火栓ポンプ</li> <li>・{8035-2} 緊急設備 避難通路</li> <li>・{8038-5} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8038-6} 緊急設備 誘導灯</li> <li>・{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置</li> </ul>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟の耐震重要度分類は、発電機棟を第 2 類、ポンプ棟を第 3 類とする。</p> <p>発電機・ポンプ棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>発電機棟とポンプ棟は南面の壁にエキスパンションジョイントを設けて、地上部分の地震力が相互に影響しないよう構造的に分離する。</p> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽²⁾</p> <p>○二次設計</p> <p>建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、発電機・ポンプ棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。⁽³⁾</p>

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、発電機・ポンプ棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</li> <li>・ {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</li> <li>・ {8012} 消火設備 屋内消火栓、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓を構成する消火栓ポンプ</li> <li>・ {8038-5} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・ {8038-6} 緊急設備 誘導灯</li> <li>・ {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置</li> </ul>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-B2]</p> <p>発電機・ポンプ棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。</p> <p>発電機・ポンプ棟の外壁、屋根は F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物の貫通防止厚さを有する。</p> <p>F1 竜巻防護境界の扉は、F1 竜巻対策扉とする。</p> <p>○F1 竜巻対策扉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 配置を図リ一建一 1 - 2 に示す。</li> <li>・ 構造、寸法 仕様を図リ一建一 1 - 1 6 ~ 図リ一建一 1 - 1 9 に示す。</li> <li>・ 材料 主な材料を別表リ一建一 1 - 2 に示す。</li> </ul> <p>(落雷)</p> <p style="text-align: center;">—⁽⁴⁾</p> <p>(極低温 (凍結))</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(火山活動 (降下火砕物))</p> <p>[8.1-B3]</p> <p>屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪)</p> <p>[8.1-B4]</p> <p>屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象)</p> <p style="text-align: center;">—⁽⁵⁾</p> <p>(航空機落下)</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発))</p> <p style="text-align: center;">—</p>

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(電磁的障害)</p> <p>[8.2-F2]</p> <p>送水ポンプ自動停止装置のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等による機能喪失を防止する。アナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。</p> <p>インターロック回路の制御盤及び電線管は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>(交通事故 (自動車))</p> <p>—</p>
	地震による損傷の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]</p> <p>発電機・ポンプ棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-7} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるよう配置する⁽⁶⁾。</p> <p>{8010-7} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第 2 項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことのできる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 ({8010-7} 消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ABC 粉末消火器 10 型 : 4 本</li> </ul> <p>( {8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む )</p> <p>消火設備 消火器の配置を図リ一他一 3 に示す。</p> <p>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。</p> <p>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの仕様及び配置を表リ一他一 2 に示す。</p> <p>発電機・ポンプ棟には、第 2 加工棟を消火するための {8012} 消火設備 屋内消火栓、第 1 加工棟を消火するための {8012-2} 消火設備 屋外消火栓を構成する消火栓ポンプ及び消防用水槽を設置する。</p> <p>消火栓ポンプ及び消防用水槽は、消防法施行令第十一条 (屋内消火栓) 及び十九条 (屋外消火栓) の設置基準に基づき設置する。</p> <p>○設備の員数 (消火設備 消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用水槽 : 1 基 (約 25 m³ 屋内/屋外兼用)</li> <li>・ 消火栓ポンプ : 1 台 (屋内/屋外兼用、非常用電源設備に接続)</li> </ul> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の仕様及び配置を表リ一他一 1 に示す。</p>



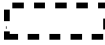
表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F2]                  早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置する。                  発電機・ポンプ棟の警戒区域は、建物全体を一つとして設定する。</p> <p>○設備の員数({8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))                  ・熱感知器(スポット型): 8台</p> <p>なお、感知器は第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続する。                  火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、警戒区域の配置を図リ一他一3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ一他一2(4)に示す。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1]                  ○火災の発生防止                  発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。                  発電機・ポンプ棟に使用する材料を別表リ一建一1-3に示す。</p> <p>[11.3-B2]                  ○火災の影響緩和                  発電機・ポンプ棟は延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画を設けないことから、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。                  火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>火災区画の仕様                  ○火災区DG/P                  ・対象部材                  区画境界壁、特定防火設備(防火戸)                  区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)                  特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)):1時間</p> <p>発電機・ポンプ棟の火災区画を図リ一建一1-21に示す。</p> <p>電気設備間の接続にケーブルを使用する場合、使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2]                  {8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。                  {8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ一他一3に、配線用遮断器の結線図を図リ一他一11(6)に示す。</p>

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F4]                  発電機・ポンプ棟には、第2加工棟の設備を冷却する循環冷却水の水槽及び送水ポンプ、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟に上水を送水するポンプを設置する。                  地震時に{8042-2}緊急設備 感震計の信号を{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置に送ることにより第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟への送水を自動停止させることで、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。{8042-2}緊急設備 感震計は第2加工棟に設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水ポンプ（第2加工棟 冷却水用）</li> <li>・送水ポンプ（第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟 上水用）</li> <li>・{8042-2}緊急設備 感震計</li> </ul>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]                  発電機・ポンプ棟には、容易に識別できる{8035-2}緊急設備 避難通路を設置する。{8035-2}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるように誘導する。{8035-2}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8038-5}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二百六条に基づき防火対象物には{8038-6}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8038-5}緊急設備 非常用照明：3台</li> <li>・{8038-6}緊急設備 誘導灯：3台</li> </ul> <p>{8035-2}緊急設備 避難通路、{8038-5}緊急設備 非常用照明及び{8038-6}緊急設備 誘導灯の配置図を、図リ一他一3に示す。</p> <p>[13.1-F2]                  加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。                  {8038-4}緊急設備 可搬型照明の配置を、図リ一他一9に示す。</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-B1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-B1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
<p>材料及び構造</p>		<p>—</p>
<p>搬送設備</p>		<p>—</p>
<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>		<p>—</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1]                  早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設け、第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）にて、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>[18.1-F2]                  加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）が警報を発した場合、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。</p> <p>[18.1-F1][18.2-F1]                  地震が発生した際、{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて自動的に送水ポンプを停止する{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測震度：震度5弱以上</li> <li>・送水ポンプ（第2加工棟 冷却水用）</li> <li>・送水ポンプ（第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟 上水用）</li> <li>・{8042-2}緊急設備 感震計</li> </ul>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>
	<p>遮蔽</p>	<p>[22.1-B1]                  貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。                  周辺監視区域境界の位置を図リー建－1－1－1に示す。</p> <p>○発電機・ポンプ棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚さ 図リー建－1－20</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量 以上</li> </ul> <p>[22.2-B1]                  壁により外部放射線を低減する。</p>
	<p>換気設備</p>	<p>—</p>
	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F1]                  {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても警戒可能とする。</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の消防ポンプは、消防法施行令第十一条及び第十九条に基づき非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも放水可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リー他－1 1（6）に示す。</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25. 1-F1]</p> <p>発電機・ポンプ棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を設置し、第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。</p> <p>第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））及び第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の事業所内への放送が可能とする。</p> <p>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置する。</p> <p>PHS アンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる⁽⁷⁾。</p> <p>{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の配置を図リー他－3に示す。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-15}所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））：1台</li> </ul> <p>通信連絡設備の系統図を図リー他－1 2（1）、図リー他－1 2（2）に示す。</p> <p>[25. 2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> <p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の配置を、図リー他－1 0（2）に示す。</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

その他許可で求める仕様	<p>[99-B1]</p> <p>積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。</p> <p>屋根へのアクセスルートを、図リー建－1－3に示す。</p>
添付図	<p>図リー－1－1－1～図リー建－1－2 1、図リー他－3、図リー他－5、図リー他－7、図リー他－9、図リー他－1 0 (2)、図リー他－1 1 (6)、図リー他－1 2 (1)、図リー他－1 2 (2)、図リー他－1 2 (4)</p>

- (1) 発電機・ポンプ棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.25 (発電機棟)、1.0 (ポンプ棟) を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数  $C_0$  を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数  $D_s$  と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数  $F_{es}$  を乗じて求める必要保有水平耐力  $Q_{un}$  に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (5) 発電機・ポンプ棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。発電機・ポンプ棟は気体廃棄設備がないため、発電機・ポンプ棟の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (6) 粉末消火器の必要能力単位 3 となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は 12 となる。
- (7) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、近隣の第 1 廃棄物貯蔵棟に設置する。

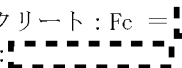
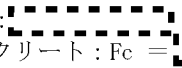
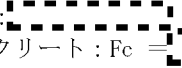
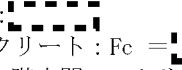
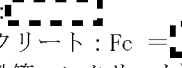
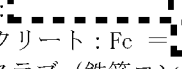
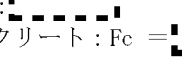
別表リ-建-1-1 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（発電機棟とポンプ棟の構造的離隔）

改造項目	部位	材料	対応図
エキスパンションジョイントの設置(発電機棟とポンプ棟の構造的離隔)	発電機棟とポンプ棟間の外壁		図リ-建-1-1 図リ-建-1-11 (工事概要図及び設置詳細図)

別表リ-建-1-2 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	位置	断面(単位:mm) 使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	鋼製の外部扉-発電機室 扉番号:95		14	図リ-建-1-13 図リ-建-1-14 図リ-建-1-15 図リ-建-1-16 (配置図、建具表、姿図、部材表)
	鋼製の外部扉-コンプレッサ室 扉番号:96		12	図リ-建-1-13 図リ-建-1-14 図リ-建-1-15 図リ-建-1-17 (配置図、建具表、姿図、部材表)
	鋼製扉-発電機棟西側外壁 扉番号:98		4	図リ-建-1-12 図リ-建-1-13
			2	図リ-建-1-14 図リ-建-1-15
	1		図リ-建-1-19 (開口補強要領、配置図、建具表、姿図、部材表)	
鋼製の外部扉-ポンプ室 扉番号:97	2	図リ-建-1-13 図リ-建-1-14		
	10	図リ-建-1-15 図リ-建-1-18 (配置図、建具表、姿図、部材表)		

別表リ-建-1-3 発電機・ポンプ棟（既設） 材料一覧

<p>建 物</p>	<p>基 礎：発電機棟-直接基礎（布基礎）                  ポンプ棟-直接基礎（べた基礎）                  地上部：鉄筋コンクリート造                  床：鉄筋コンクリート造、土間コンクリート                  壁：鉄筋コンクリート造                  屋 根：鉄筋コンクリート造</p>
<p>主要な構 造材等 （既設材 料）</p>	<p>①基礎・基礎ばり                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$                  鉄筋：                  ②柱、大ばり（鉄筋コンクリート造部分）                  鉄筋：                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$                  ③小ばり（鉄筋コンクリート部分）                  鉄筋：                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$                  ④床（鉄筋コンクリート床スラブ）                  鉄筋：                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$                  ⑤床（1階土間コンクリート部分）                  鉄筋：                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$                  ⑥壁（鉄筋コンクリート）                  鉄筋：                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$                  ⑦屋根スラブ（鉄筋コンクリート）                  鉄筋：                  コンクリート：$F_c = \text{■} \text{ N/mm}^2$</p>
<p>主要な構 造材の寸 法</p>	<p>① 基礎・基礎ばり： 図リ-建-1-5、図リ-建-1-10（1）                  ② 柱、大ばり（鉄筋コンクリート造部分）： 図リ-建-1-10（2）、図リ-建-1-10（3）                  ③ 小ばり（鉄筋コンクリート造部分）： 図リ-建-1-10（3）                  ④ 床（鉄筋コンクリート床スラブ）： 図リ-建-1-10（5）                  ⑤ 床（1階土間コンクリート部分）： 図リ-建-1-10（5）                  ⑥ 壁（鉄筋コンクリート）： 図リ-建-1-10（4）                  ⑦ 屋根スラブ（鉄筋コンクリート）： 図リ-建-1-6、図リ-建-1-10（5）</p>

別表リー建-1-4 (1/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-II-1	工事なし
				扉(扉:95)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-13 図リー建-1-14 図リー建-1-16	改造
		外壁1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1	工事なし
				扉(扉:96)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-13 図リー建-1-14 図リー建-1-17	改造
		外壁1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1	工事なし
				扉(扉:97)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-13 図リー建-1-14 図リー建-1-18	改造
		外壁1-4	ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1	工事なし
		外壁1-5	ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1	工事なし
		外壁1-6	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1 図リー建-1-11	改造
		外壁1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1	工事なし
		外壁1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-1	工事なし
外壁1-9	発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-1	工事なし			
		扉(扉:98)	鉄(特定防火設備)	図リー建-1-13 図リー建-1-14 図リー建-1-19	改造			
外壁1-10	コンプレッサ室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-1	工事なし			
外壁1-11	ポンプ室と屋外 (4通り/A-B通り間) 図リー建-I-1 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-1	工事なし			
R階	外壁・外部扉	外壁R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-2	工事なし	
		外壁R-2	発電機棟屋上 (3通り/A-B ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-2	工事なし	



別表リー建-1-4 (2/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様


階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容		
R階	外壁・外部扉	外壁 R-3	発電機棟屋上 (3通り/A-A ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-4	ポンプ棟屋上 (4通り/A-A ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-5	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2 図リー建-1-11	改造		
		外壁 R-6	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-7	発電機棟屋上 (B通り/2.3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-8	発電機棟屋上 (A ⁽¹⁾ 通り/2.3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4.5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-10	ポンプ棟屋上 (A ⁽¹⁾ 通り/4-4.5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		外壁 R-11	ポンプ棟屋上 (A ⁽¹⁾ 通り/4-4.5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-I-2 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-II-2	工事なし		
		1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図リー建-I-1 参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-1	工事なし
				内壁 1-2	図リー建-I-1 参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-II-1	工事なし
1階	床	S1-1	図リー建-I-3 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図リー建-I-3	工事なし			
		S1-2	図リー建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-I-3	工事なし			
		S1-3	図リー建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-I-3	工事なし			
		S1-4	図リー建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-I-3	工事なし			
		S1-5	図リー建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-I-3	工事なし			
		S1-6	図リー建-I-3 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-I-3	工事なし			

別表リー建-1-4 (3/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

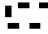

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	床	S1-7	図リー建-1-3 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-1-3	工事なし
		S1-8	図リー建-1-3 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-3	工事なし
		S1-9	図リー建-1-3 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-3	工事なし
R階	床	SR-1	図リー建-1-4 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-4	工事なし
	屋根	SR-2	図リー建-1-4 参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-4	工事なし
		SR-3	図リー建-1-4 参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-4	工事なし
		SR-4	図リー建-1-4 参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-4	工事なし

- (1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_b は a 通りと b 通りの間) を示す。  
 (2) 安全機能のない部位のため、「-」とする。

表リ一建一 2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 2
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟 北側屋外	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ一建一 2 - 1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の基礎構造は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 を十分に支持することができる地盤に設ける。  ○地盤支持 ・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂層) に直接基礎で支持させる。 ・基礎構造 直接基礎  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 2 - 1 に示す。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の耐震重要度分類は第 1 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ⁽¹⁾ 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の構造を別表リ一建一 2 - 1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8. 1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 は、F1 竜巻による風荷重が作用しても損傷しないとともに、F1 竜巻に対して遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 自体が建物に損傷を与える飛来物とならない。  (落雷) —  (極低温 (凍結)) —  (降下火砕物) —  (積雪) —  (生物学的事象) —	

表リ一建一 2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) — (外部火災) — (電磁的障害) — (交通事故) — ⁽²⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）とする。 使用する材料を別表リ一建一 2 - 2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22. 1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ  以上（図リ一建一 2 - 3） ・コンクリートの気乾単位容積質量  以上  [22. 2-B1] 壁により外部放射線を低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一建一 2 - 1 ~ 図リ一建一 2 - 3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 と一般道路との位置関係を図ト-W1 建-30 に示す。


別表リ-建-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リ-建-2-2 図リ-建-2-3
壁	鉄筋コンクリート		

別表リ-建-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

表リ一建一 3 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 3
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟 北側屋外	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ一建一 3 - 1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の基礎構造は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 を十分に支持することができる地盤に設ける。  ○地盤支持 ・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂層) に直接基礎で支持させる。 ・基礎構造 直接基礎  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 2 - 1 に示す。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の耐震重要度分類は第 1 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法とう適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ⁽¹⁾ 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の構造を別表リ一建一 3 - 1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
		(竜巻) [8. 1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、F1 竜巻による風荷重が作用しても損傷しないとともに、F1 竜巻に対して遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 自体が建物に損傷を与える飛来物とならない。  (落雷) —  (極低温 (凍結)) —  (降下火砕物) —  (積雪) —  (生物学的事象) —

表リ一建-3 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) — (外部火災) — (電磁的障害) — (交通事故) — ⁽²⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）とする。 使用する材料を別表リ一建-3-2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一建-2-1に示す。  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の遮蔽機能 ・壁厚さ ■■■■以上（図リ一建-2-3） ・コンクリートの気乾単位容積質量■■■■以上  [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一建-2-1～図リ一建-2-3	

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 と一般道路との位置関係を図ト-W1 建-30 に示す。

別表リ-建-3-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の構造




項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リ-建-2-2 図リ-建-2-3
壁	鉄筋コンクリート		

別表リ-建-3-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 材料一覧


部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート



追第3次 表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様

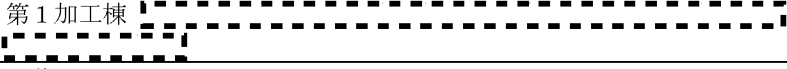
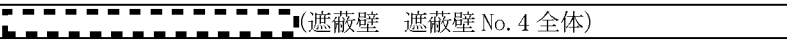

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 遮蔽壁 No.1
建物・構築物名称	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎</li> <li>・地盤の許容応力度 </li> </ul> 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける。
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない。 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の構造を別表リ-2-1-1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— ⁽¹⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する。 使用する材料を別表リ-2-1-2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。	

追第3次 表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様 (続き)


技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする。(図へ-2-1-53)  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)    [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する。
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-1-1～図リ-2-1-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

追第3次 表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様

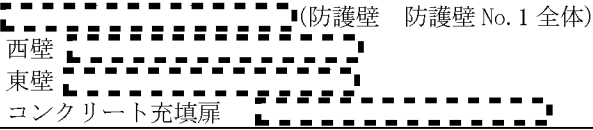
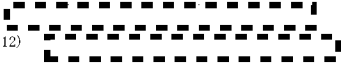
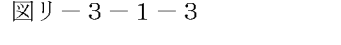
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 4
建物・構築物名称		{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4
建物・構築物の区分		本体
変更内容		変更なし
設置場所		第 1 加工棟 
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-2-2に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる</li> <li>・ 基礎構造 直接基礎</li> <li>・ 地盤の許容応力度 </li> </ul> 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の構造を別表リ-2-2-1に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— ⁽¹⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する。 使用する材料を別表リ-2-2-2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。	

追第3次 表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22. 1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値) 
		[22. 2-B1] 壁により外部放射線を低減する。
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-2-1~図リ-2-2-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。





追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	防護壁 No.1 防護壁 No.2
建物・構築物名称	{1012} 防護壁 防護壁 No.1 ⁽¹⁾	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	新設 (竜巻対策のために第 1 加工棟北側に新設する。)(別表リ-3-1-1 に示す構造とする。)	
設置場所	第 1 加工棟 北側屋外	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型、コンクリート充填扉付き
	主要な構造物材	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リ-3-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群 (泉南累層) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層及び砂層) に杭基礎で支持させる</li> <li>・杭材料 </li> <li>・杭先端深さ⁽¹²⁾ </li> <li>・杭配置 図リ-3-1-3</li> </ul> <p>防護壁 防護壁 No.1 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1]</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない。</p> <p>○構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。</p>
	津波による損傷の防止	— ⁽²⁾
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-B2]</p> <p>(竜巻)</p> <p>防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物 (プレハブ) による損傷が生じない。</p>

追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図リ-3-1-1に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図リ-3-1-2から図リ-3-1-8に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表リ-3-1-1に示す。</li> </ul> <p>(落雷) —⁽³⁾</p> <p>(極低温 (凍結)) —⁽⁴⁾</p> <p>(降下火砕物) —⁽⁵⁾</p> <p>(積雪) —⁽⁶⁾</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁷⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁸⁾</p> <p>(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。⁽⁹⁾</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹¹⁾</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1] 防護壁 防護壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する。 使用する材料を別表リ-3-1-2に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)


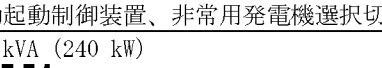

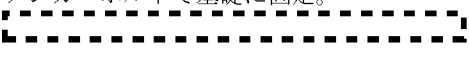

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽		[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びブスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする。(図へ-2-1-53)  ○防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値) ・壁厚さ:  以上 ・壁長さ  ・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての  床面からの高さ) ・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量:  以上
		[22.2-B1] 壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-B4] 防護壁 防護壁 No.1はF3風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する。	
添付図	図リ-3-1-1~図リ-3-1-6	

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No.1、防護壁 No.2は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらを併せて防護壁 防護壁 No.1として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No.1は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁 No.1は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、火山活動(降下火砕物)の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。
- (7) 防護壁 防護壁 No.1は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。

- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$ （回／施設・年）を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No. 1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図へー 2 - 1 - 5 5 に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。



表リー設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	発電機・ポンプ棟 発電機室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (重油タンク) 
	その他の構成機器	重油タンク、自動起動制御装置、非常用発電機選択切替器
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1]</p> <p>非常用発電機の基礎構造は建物とは独立した直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂質土層) に直接基礎で支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎 (べた基礎)</li> <li>・支持層深さ 約 GL-1.85 m N 値 30</li> <li>・基礎図 図リー設-2-1</li> </ul> <p>非常用発電機 重油タンクは安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟の土間コンクリートに設置し、発電機・ポンプ棟の壁面に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類を第 2 類とする。</p> <p>○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。</p> <p>○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで基礎に固定。 </p> <p>○重油タンク 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定。 </p> <p>非常用電源設備 No. 1 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-1 に示す。</p>
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	—	

表リ一設一2一1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  負荷設備の系統図及び配線用遮断器結線図を図リ一他一11に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一2、図リ一設一2一1、図リ一他一11	

(1) 重油タンクの耐震補強工事

表リ一設一2一1 (別表1) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (重油タンク) はり (重油タンク) ベース (非常用発電機)	鋼 (SS400) 鋼 (SS400) 鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト (非常用発電機) アンカーボルト (重油タンク) 非常用発電機本体 重油タンク部	鋼 (SS400*) 鋼 (SS400*) 金属製 金属製

*SS400以上の強度を有する材料


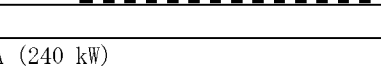

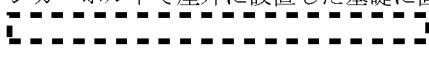
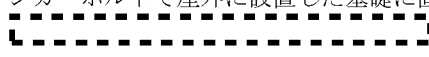
表リ一設一2一1 (別表2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機  
重油タンク 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既存トラスの撤去	トラス (SS400)	
はりの追加	はり (SS400 ^{*1} )	
	接合ボルト (JIS B 1051)	
	アンカーボルト (SS400 ^{*1} )	
アンカーボルトナットの撤去 ^{*2}	アンカーボルトナット	

*1SS400以上の強度を有する材料

*2アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。

表リー設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 約 (本体)  (重油タンク) 
	その他の構成機器	重油タンク
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 非常用発電機及び重油タンクの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンクの基礎は個別に設ける。  ・ 支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・ 基礎構造 直接基礎 (べた基礎) ・ 支持層深さ 約 GL-0.3 m ・ 基礎図 図リー設-2-2
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定。   ○重油タンク 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定。   非常用電源設備 No.2 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-2 に示す。
津波による損傷の防止	—	

表リ一設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、F1 竜巻に対して本体（架台）が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温（凍結）) [8.1-F2] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機で使用する冷却水には、不凍液を混合する。また、屋外設置の非常用発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。</p> <p>(火山活動（降下火砕物）) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故（自動車）) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表リー設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様


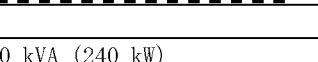



技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	<p>[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>負荷設備の系統図及び配線用遮断器結線図を図リー他-11に示す。</p>	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー-2、図リー設-2-2、図リー他-11	

表リー設-2-2 (別表1) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱(重油タンク)	鋼(SS400)
	はり(重油タンク)	鋼(SS400)
	ベース(非常用発電機)	鋼(SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト(非常用発電機)	鋼(SS400*)
	アンカーボルト(重油タンク)	鋼(SS400*)
	非常用発電機本体	金属製
	重油タンク部	金属製

*SS400以上の強度を有する材料

表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 本体  (重油タンク) 
	その他の構成機器	重油タンク
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 非常用発電機及び重油タンクの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンクの基礎は個別に設ける。  ・ 支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・ 基礎構造 直接基礎 (べた基礎) ・ 支持層深さ 約 GL-0.3 m
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定。   ○重油タンク 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定。 
津波による損傷の防止	—	

表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備Aは、F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備A 非常用発電機で使用する冷却水には、不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—



表リー設-2-3 非常用電源設備 A 非常用発電機 仕様


技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。  負荷設備の系統図及び配線用遮断器結線図を図リー他-11に示す。	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー-2、図リー設-2-3、図リー他-11	

表リー設-3-1 (別表1) 非常用電源設備 A 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (重油タンク)	鋼 (SS400)
	はり (重油タンク)	鋼 (SS400)
	ベース (非常用発電機)	鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト (非常用発電機)	鋼 (SS400*)
	アンカーボルト (重油タンク)	鋼 (SS400*)
	非常用発電機本体	金属製
	重油タンク部	金属製

*SS400 以上の強度を有する材料


表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No.1	
変更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一般仕様	型式	グローブボックス型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(1))を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下(第2分析室に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。 [10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リ一設一3一1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所ので想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一設一3一1


表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No. 2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	
変更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下(第 2 分析室に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 [10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リ一設一3一2 分析設備 粉末取扱フード No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一設一3一2


表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	
変更内容	改造 (火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 分析室に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。  [10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—

表リ一設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一設-3-3	

表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー ⁽¹⁾
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 分析室に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する)</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバ No. 1~No. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。




表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-3-4

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。

表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー ⁽¹⁾
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 分析室に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する)</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上</p> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバ No. 1~No. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。

表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-3-5

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。

表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様





許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー ⁽¹⁾
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 分析室に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する)</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバ No. 1~No. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。</p>

表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F4] スクラバーから発生する廃液は、第2廃液処理設備又は分析廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-3-6	

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。

表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強を行う。</li> <li>・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> </ul>	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	真空排気装置
	その他の性能	最大取扱量:  最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能		[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。
		[10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-4-1	

表リー設-4-1（別表1） 燃料開発設備 スクラップ処理装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 (SUS304)
	はり	ステンレス鋼 (SUS304)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)

*SS400 以上の強度を有する材料




表リー設一４一１（別表２） 燃料開発設備 スクラップ処理装置 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
フードを架台に固定	接合ボルト（SUS304*）	-

*SUS304 以上の強度を有する材料



表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	
変更内容	改造 〔・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕 〔・使用予定のない設備の一部を撤去し、移設する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。  [10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様



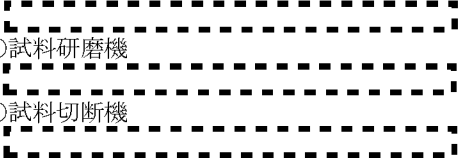
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-4-2

表リー設-4-2（別表1） 燃料開発設備 試料調整用フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 (SUS304)
	はり	ステンレス鋼 (SUS304)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)

*SS400 以上の強度を有する材料

表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1 ・ {8052} 緊急設備 漏水検知器	
変更内容	改造 ・耐震補強を行う。 ・火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	センタレス研磨機、試料研磨機、試料切断機
	その他の性能	最大取扱量: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 ○センタレス研磨機  ○試料研磨機 ○試料切断機
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表リー設－４－３ 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>[10. 1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。</p> <p>[10. 1-F2] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10. 1-F7] 耐腐食性材料を使用する。</p> <p>[10. 1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏水検知器によって漏えいを検知し警報を発する。 ○設備の員数 ・ {8052} 漏水検知器：1 箇所</p> <p>緊急設備 漏水検知器の配置図を図リー他－ 6 に示す。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル (制御盤と機器を接続する信号線、制御線) を、金属箱に收容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表リ一設一4一3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

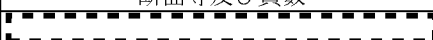
技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 機能の喪失、誤操作その他の要因により当該施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する設備を設置する。  [18.1-F1] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏水検知器によって漏えいを検知し警報を発する。 ○設備の員数 ・ {8052}漏水検知器：1箇所
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一設一4一3、図リ一他一6	

表リ一設一4一3 (別表1) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 材料一覧




部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 (SS400、STKR400)
	はり	鋼 (SS400、STKR400)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)
	試料切断機	金属製
	試料研磨機	金属製
	センタレス研磨機 設備カバー	金属製、ポリカーボネート (難燃性)

*SS400以上の強度を有する材料

表リ一設一4一3 (別表2) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
センタレス研磨機をボルトで固定する	接合ボルト (SUS304)	

表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	
設備・機器名称 機器名		{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	
変更内容		改造 (火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数		1 台	
一般仕様	型式	鋼板箱型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量: 	
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能		[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。
			[10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リ一設一4一4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様




技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一設一4一4

表リ一設一4一4（別表1） 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 (STKR400)
	はり	鋼 (STKR400)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)

*SS400 以上の強度を有する材料

表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	
変更内容	改造 〔・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕 〔・使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。部材変更の仕様を本表 (別表 2) に示す。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 [10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。



表リ一設一4一5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一設一4一5	

表リ一設一4一5（別表1） 燃料開発設備 粉末取扱フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 (SUS304)
	はり	ステンレス鋼 (SUS304)
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)

*SS400 以上の強度を有する材料

表リ一設一4一5（別表2） 燃料開発設備 粉末取扱フード 部材変更の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
柱・はりの撤去	柱	
	はり	
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	
柱の追加	柱 (SUS304)	
はりの追加	はり (SUS304)	




表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 プレス
設備・機器名称 機器名	{8024} 燃料開発設備 プレス {8062} 緊急設備 防護板	
変更内容	改造 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> <li>・火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。</li> </ul> )	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: ██████████
	その他の構成機器	モータ
	その他の性能	最大取扱量: ██████████
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。  [10.1-F2] 通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。



表リ一設一4一6 燃料開発設備 プレス 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。 3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。 油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に厚さ 1.5 mm 以上の金属製の防護板を設置する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一設一4一6

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 加熱炉
設備・機器名称 機器名	{8025} 燃料開発設備 加熱炉 {8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) {8025-3} 空気混入防止機構 {8025-5} 過加熱防止機構 {8025-6} 圧力逃がし機構 {8025-7} 可燃性ガス配管 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) {8042-2} 緊急設備 感震計 {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	
変更内容	改造 ・耐震補強を行う。 ・プロパンガスを燃焼させるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変更する。そのため、失火検知機構を廃止する。 ・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。 ・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。 ・火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室 屋外 第 2 加工棟 3 階屋上外壁面 (緊急遮断弁、可燃性ガス配管) 屋外 第 2 加工棟 北外壁面 (感震計)	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	真空排気装置、循環冷却水、試料台 インターロックに関する機器を (別表 3) に示す。
	その他の性能	最大取扱量:  最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                  耐震重要度分類を第2類とする。                  強度部材を本表(別表1)に示す。                  アンカーボルトで床面に固定。                  ○加熱炉 本体                    アンカーボルトで壁面に固定                  ○窒素ガスポンペ据付固定(安全系:耐震重要度分類第1類)                    窒素ガスポンペは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ポンペ架台は壁にアンカーボルトで固定する。                  ○緊急遮断弁 架台固定(耐震重要度分類第1類)                  ・アンモニア分解ガス用、水素ガス用 各1基                  緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、遮断弁及び配管一体で架台に固定する。                  ○窒素ガス配管(安全系)、可燃性ガス配管                  耐震重要度分類第2類における許容支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、天井にアンカーボルトで固定する。                  ○感震計(第2加工棟設置:耐震重要度分類第1類)                  ・検知部:床にアンカーボルトで固定する。                  ・表示部:壁にアンカーボルトで固定する。                  ○可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)(耐震重要度分類第1類)                  ・検知部:天井にアンカーボルトで固定する。                  ・表示部:壁にアンカーボルトで固定する。                  ・アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。                  ○イグナイター                  設備にボルト又は溶接で固定する。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) —                  (落雷) —                  (極低温(凍結)) —                  (火山活動(降下火砕物)) —                  (積雪) —                  (生物学的事象) —                  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p>

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能喪失を防止する。{8025-5、8042-2、8046-2}のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 {8042-2}感震計は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。  (交通事故 (自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F1] ペレットを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、試料台で取り扱う。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-F3] 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル(制御盤と機器を接続する信号線、制御線)を、金属箱に收容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。  [11.4-F1] 水素(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。  [11.5-F1] 可燃性ガス(アンモニア分解ガス及び水素ガス)を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。  [11.5-F1] 当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 可燃性ガス漏えい検知器は、爆発防止インターロックを構成する機器であるためとする。独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。 なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素75%、窒素25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。 ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p>

表リ一設一4一7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8046-2} 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) : 1 箇所</li> </ul> <p>上記 検知器は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器 第 2 加工棟 配置図を図リ一他一 8 に示す。</p> <p>[11. 5-F1]</p> <p>地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p>緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した 2 系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第 2 開発室用として設置し、{8026} 小型雰囲気可変炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8042-2} 感震計 : 1 箇所</li> <li>・ {8039-2} 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所</li> <li>・ {8040} 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所</li> </ul> <p>上記 感震計、緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>地震検知 感震計、緊急遮断弁、ポンプ停止装置 敷地配置図及び地震検知 緊急遮断弁 (燃料開発設備) 配置図を図リ一他一 7 に示す。</p> <p>[11. 5-F1]</p> <p>屋内のアンモニア分解ガス及び水素ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない。</p> <p>○設備の員数 ({8025-7} 可燃性ガス配管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃性ガス配管 (アンモニア分解ガス) : 1 式</li> <li>・ 可燃性ガス配管 (水素ガス) : 1 式</li> </ul> <p>[11. 7-F1]</p> <p>当該施設の開口部は、上部の排気口とする。開口部からは、アンモニア分解ガス及び水素ガスを排出する。電気式のイグナイターにより、排気されるアンモニア分解ガス及び水素ガスを周囲の空気と完全に燃焼させる空気混入防止機構である。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-3} 空気混入防止機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イグナイター : 1 基</li> </ul> <p>[11. 7-F1]</p> <p>イグナイターで燃焼した排気ガスを安全に排出するため、上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>[11. 7-F1]</p> <p>水素ガス及び水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。</p> <p>アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると警報を発し、窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。</p> <p>導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素ガス系統とは別に、耐震重要度分類第 1 類で装置近傍に据付を実施したガスポンペを安全系としてを設け、一般窒素ガス系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素ガス系統に切替わる。なお、窒素ガスポンペは、{8026} 小型雰囲気可変炉と共用する。</p>
-------------------	--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>○設備の安全機構（{8025-2}自動窒素ガス切替機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 接点付圧力計：1基</li> <li>・水素ガス 接点付圧力計：1基</li> <li>・一般系 窒素ガス系統（一般産業機器扱い）</li> <li>・安全系 窒素ガス系統：1基</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> <li>・水素ガス 装置弁：1基</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.3-F1] 可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-6}圧力逃がし機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バネ式安全弁：1基</li> </ul>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1、18.2-F1] アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると警報を発し、窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-2}自動窒素ガス切替機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 接点付圧力計：1基</li> <li>・水素ガス 接点付圧力計：1基</li> <li>・窒素ガス系統：1式</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> <li>・水素ガス 装置弁：1基</li> <li>・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基</li> </ul>



表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1、18.2-F1]</p> <p>当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、ヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p>インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-5}過加熱防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過加熱防止 設定温度（℃）：■</li> <li>・炉内温度を監視する熱電対：1箇所</li> <li>・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基</li> </ul> <p>[18.2-F1]</p> <p>地震が発生した際、感震計からの信号を受けて自動的に可燃性ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p>インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>感震計の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測震度：震度5弱以上</li> <li>・{8042-2}感震計：1箇所</li> <li>・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）</li> <li>・{8040}緊急遮断弁（水素ガス）</li> </ul> <p>上記 感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026}小型雰囲気可変炉と共用する。</p> <p>[18.1-F1、18.2-F1]</p> <p>可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えいを検知した場合は、警報を発生する。</p> <p>漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p>インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス検知時 可燃性ガス遮断）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8046-2}可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：1箇所</li> <li>・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所</li> <li>・{8040}緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所</li> </ul> <p>上記 検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p>
-------------------	--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18.2-F1]</p> <p>当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素供給弁が開放され、当該施設が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。</p> <p>本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の{8026}小型雰囲気可変炉も遮断する。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止ボタン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急停止ボタン：1基</li> <li>・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基</li> <li>・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所</li> <li>・{8040}緊急遮断弁（水素ガス）</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> <li>・水素ガス 装置弁：1基</li> </ul> <p>[18.2-F1]</p> <p>可燃性ガスを使用する当該施設は、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。</p> <p>○電源遮断時の安全機構(停電時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：非通電時閉</li> <li>・{8040}緊急遮断弁（水素ガス）：非通電時閉</li> <li>・窒素ガス導入弁：非通電時閉</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：非通電時閉</li> <li>・水素ガス 装置弁：非通電時閉</li> </ul>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-4-7、図リー設-4-9、図リー他-7、図リー他-8

表リー設-4-7（別表1-1） 燃料開発設備 加熱炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼（SS400、STKR400）
	はり	鋼（SS400、STKR400）
ウランを取り扱う部位	加熱炉	金属製
その他	アンカーボルト	鋼（SS400*）
	試料台	金属製

*SS400以上の強度を有する材料

表リ-設-4-7 (別表1-2) 燃料開発設備 加熱炉  
自動窒素ガス切替機構 (安全系) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 (SS400) 鋼 (SS400)
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付金具	鋼 (SS400*) 金属製

*SS400 以上の強度を有する材料

表リ-設-4-7 (別表2-1) 燃料開発設備 加熱炉 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
床面支持トラスの追加	トラス (SS400)	
	アンカーボルト (SS400*)	
トラスの追加	トラス (SS400)	

*SS400 以上の強度を有する材料

表リ-設-4-7 (別表2-2) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (安全系)  
新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト (SS400*)	
柱	はり (SS400)	
はり	はり (SS400)	




*SS400 以上の強度を有する材料

表リー設一4-7 (別表3) 燃料開発設備 加熱炉 インターロック機器の構成と改造仕様

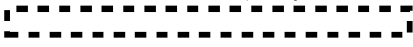
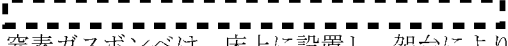
安全機構	構成機器と員数
{8025-2} 自動窒素ガス切替機構	アンモニア分解ガス 接点付圧力計：1基
	水素ガス 接点付圧力計：1基
	窒素ガス導入弁：1基
	安全系 窒素ガス配管系統(耐震重要度分類第1類)：1式
	アンモニア分解ガス 装置弁：1基
	水素ガス 装置弁：1基
	ヒータ電源用 配線用遮断器：2基
{8025-5} 過加熱防止機構	熱電対：1本
	ヒータ電源用 配線用遮断器：1基
地震発生時	{8042-2} 感震計：1箇所 (2系統)
	{8039-2} 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1箇所 (2系統)
	{8040} 緊急遮断弁 (水素ガス)：1箇所 (2系統)
可燃性ガス漏えい検知時	{8046-2} 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)：1箇所 (2系統)
	{8039-2} 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1箇所 (2系統)
可燃性ガス漏えい検知時	{8040} 緊急遮断弁 (水素ガス)：1箇所 (2系統)
緊急停止ボタン	緊急停止ボタン：1基
	ヒータ電源用 配線用遮断器：1基
	{8039-2} 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1箇所 (2系統)
	{8040} 緊急遮断弁 (水素ガス)：1箇所 (2系統)
	窒素ガス導入弁：1基
	アンモニア分解ガス 装置弁：1基
	水素ガス 装置弁：1基

2系統とは、制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所に2台設置する。  
 緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、小型雰囲気可変炉及び極少量の水素ガス等を使用する開発設備 (熱分析装置) と共用する。

表リ一設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
設備・機器名称 機器名	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 {8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) {8026-3} 空気混入防止機構 {8026-4} 過加熱防止機構 {8026-5} 圧力逃がし機構 {8026-6} 可燃性ガス配管 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) {8042-2} 緊急設備 感震計 {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	
変更内容	移設 (可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。) 改造 (火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。) 改造 (火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する) 改造 (火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室 第 2 加工棟 3 階屋上外壁面、パイプスペース (緊急遮断弁、可燃性ガス配管、感震計)	
員数	1 台	
一般仕様	型式	横型管状炉
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  最高使用温度: 
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する)
	安全機能を有する施設の地盤	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 30.5 cm 以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。  [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。

表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                  耐震重要度分類を第2類とする。                  強度部材を本表(別表1)に示す。                  アンカーボルトで床面に固定。                    アンカーボルトで壁面に固定                  ○窒素ガスポンペ据付固定(安全系:耐震重要度分類第1類)                    窒素ガスポンペは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ポンペ架台は壁にアンカーボルトで固定する。                  ○緊急遮断弁 架台固定(耐震重要度分類第1類)                  ・アンモニア分解ガス用 1基                  緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、遮断弁及び配管一体で架台に固定する。                  ○窒素ガス配管(安全系)、可燃性ガス配管                  耐震重要度分類第2類における許容支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、天井にアンカーボルトで固定する。                  ○感震計(第2加工棟設置:耐震重要度分類第1類)                  ・検知部:床にアンカーボルトで固定する。                  ・表示部:壁にアンカーボルトで固定する。                  ○可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)(耐震重要度分類第1類)                  ・検知部:天井にアンカーボルトで固定する。                  ・表示部:壁にアンカーボルトで固定する。                  ・アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。                  ○イグナイター                  設備にボルト又は溶接で固定する。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) —                  (落雷) —                  (極低温(凍結)) —                  (火山活動(降下火砕物)) —                  (積雪) —                  (生物学的事象) —                  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p>

表リ一設一4一8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様


<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(電磁的障害)                  [8.2-F2]                  安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能喪失を防止する。{8026-4、8042-2、8046-2}のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。                  インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。                  {8042-2}感震計は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。                  (交通事故 (自動車))                  —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F1]                  核燃料物質を設備内に閉じ込める。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1]                  設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。                  材料を本表(別表1)に示す。                  [11.3-F2]                  配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。                  [11.3-F3]                  電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル(制御盤と機器を接続する信号線、制御線)を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。                  [11.4-F1]                  水素(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。                  [11.5-F1]                  可燃性ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。                  [11.5-F1]                  当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。                  可燃性ガス漏えい検知器は、爆発防止インターロックを構成する機器であるためとする。独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。                  なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素75%、窒素25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。                  ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p>

表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8046-2}可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：1 箇所</li> </ul> <p>上記 検知器は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器 第2加工棟 配置図を図リー他-8に示す。</p> <p>[11.5-F1]</p> <p>地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。 緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した 2 系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8025}加熱炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8042-2}感震計：1 箇所</li> <li>・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所</li> </ul> <p>上記 感震計、緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>地震検知 感震計、緊急遮断弁、ポンプ停止装置 敷地配置図及び地震検知 緊急遮断弁（燃料開発設備） 配置図を図リー他-7に示す。</p> <p>[11.5-F1]</p> <p>屋内のアンモニア分解ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するアンモニア分解ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない。</p> <p>○設備の員数（{8026-6}可燃性ガス配管）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス配管（アンモニア分解ガス）：1 式</li> </ul> <p>[11.7-F1]</p> <p>当該施設の開口部は、上部の排気口とする。開口部からは、アンモニア分解ガスを排出する。電気式のイグナイターにより、排気されるアンモニア分解ガスを周囲の空気ですべて完全に燃焼させる空気混入防止機構である。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-3}空気混入防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イグナイター：1 基</li> </ul> <p>[11.7-F1]</p> <p>イグナイターで燃焼した排気ガスを安全に排出するため、上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>[11.7-F1]</p> <p>水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室よりも正圧に維持する。</p> <p>アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると警報を発し、窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。</p> <p>導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素系統とは別に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスポンペを安全系としてを設け、一般窒素系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素系統に切替わる。なお、窒素ガスポンペは、{8025}加熱炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-2}自動窒素ガス切替機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1 基</li> <li>・一般系 窒素系統（一般産業機器扱い）</li> <li>・安全系 窒素ガス系統：1 基</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1 基</li> </ul>
-------------------	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



表リ一設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 14.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 3-F1] 可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。 ○設備の安全機構（{8026-5}圧力逃がし機構） ・バネ式安全弁：1基</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	<p>[18. 1-F1、18. 2-F1] アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると警報を発生し、窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。  ○設備の安全機構（{8026-2}自動窒素ガス切替機構） ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基 ・窒素ガス系統：1式 ・窒素ガス導入弁：1基 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基 ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基</p> <p>[18. 1-F1、18. 2-F1] 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、ヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。 ○設備の安全機構（{8026-4}過加熱防止機構） ・過加熱防止 設定温度（℃）： ・炉内温度を監視する熱電対：1箇所 ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基</p>	

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18.2-F1] 地震が発生した際、感震計からの信号を受けて自動的に可燃性ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 感震計の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 ○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断） ・観測震度：震度5弱以上 ・{8042-2}感震計：1箇所 ・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）</p> <p>上記 感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8025}加熱炉と共用する。</p> <p>[18.1-F1、18.2-F1] 可燃性ガス（アンモニア分解ガス）の漏えいを検知した場合は、警報を発する。 漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 ○設備の安全機構（可燃性ガス検知時 可燃性ガス遮断） ・{8046-2}可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：1箇所 ・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所 上記 検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>[18.2-F1] 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素供給弁が開放され、当該施設が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。 本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の{8025}加熱炉も遮断する。 ○設備の安全機構（緊急停止ボタン） ・緊急停止ボタン：1基 ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基 ・{8039-2}緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所 ・窒素ガス導入弁：1基 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</p>
-------------------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表リ一設一4一8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様		<p>[18.2-F1]</p> <p>可燃性ガスを使用する当該施設は、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。</p> <p>○電源遮断時の安全機構(停電時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8039-2} 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 非通電時閉</li> <li>・ 窒素ガス導入弁 : 非通電時開</li> <li>・ アンモニア分解ガス 装置弁 : 非通電時閉</li> </ul>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一設一4一8、図リ一設一4一9、図リ一他一7、図リ一他一8	

表リー設一4一8 (別表1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 (STKR400) 鋼 (SSC400)
ウランを取り扱う部位	炉心管	セラミックス
その他	アンカーボルト	鋼 (SS400*)

*SS400 以上の強度を有する材料


表リー設一4一8 (別表3) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 インターロック機器の構成と改造仕様

安全機構	構成機器と員数
{8026-2} 自動窒素ガス切替機構	
{8026-4} 過加熱防止機構	
地震発生時	
可燃性ガス漏えい検知時	
緊急停止ボタン	

2系統とは、制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所にも2台設置する。


緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、加熱炉及び極少量の水素ガス等を使用する開発設備 (熱分析装置) と共用する。

表リ一設-5-1 分析設備 計量設備架台 No.12 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 分析設備 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No.12	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ一設-1	

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

表リ一設-5-2 試験検査設備 計量設備架台 No.13 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験検査設備 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名		{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No.13
変更内容		撤去
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
添付図		図リ一設-1

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

表リ一設-5-3 試験検査設備 計量設備架台 No.14 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験検査設備 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名		{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No.14
変更内容		撤去
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: ██████████
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
添付図		図リ一設-1

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

表リ一他ー1 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	消火栓
設備・機器名称 機器名	{8012}消火設備 屋内消火栓 {8012-2}消火設備 屋外消火栓	
変更内容	改造(地震による損傷の防止対策及び竜巻風対策として補強及び配管ルート変更を実施する。) 改造(地盤対策として、屋外消火栓を加工施設に支持させる。) 改造(内部溢水源となるため、配管ルートの変更改善を実施する。) 改造(消火活動の円滑化として、屋内消火栓及びホース格納箱の増設を実施する。) 改造(加工施設と加工施設外との境界配管に閉止バルブを設置する。)	
設置場所	屋外、第2加工棟、発電機・ポンプ棟	
員数	1式	
一般仕様	型式	放水式
	主要な構造材	炭素鋼配管、鋼
	寸法(単位:mm)	(敷地内に配管を使用して敷設)
	その他の構成機器	消火栓ポンプ、高置水槽、消防用水槽、消火栓ポンプ起動ボタン 消防用ホース箱、泡消火薬剤
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 消火栓を構成する屋内消火栓、屋外消火栓及び消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置又は液状化のおそれのない地盤に埋設する。  消火栓を構成する消火栓ポンプ及び水源となる水槽は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 消火栓を構成する機器は、耐震重要度分類を第3類とし、加工施設の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定する。  配管は、耐震重要度分類第3類における許容支持間隔以下で支持する。配管本体は、配管サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、柱、はり、屋根、天井、床にアンカーボルトで固定する。 また、地震により加工施設外の消火栓配管が破断した場合でも加工施設の放水機能を維持するために、逆止弁又は閉止可能な弁を設置する。  消火栓を構成する消防用水槽は地下水槽とし、耐震重要度分類第3類である発電機・ポンプ棟(ポンプ棟側)に設け、建物として地震による損傷を防止する。
	津波による損傷の防止	—



表リ一他ー1 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) —</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温) [8.1-F2] 屋外に設置する屋外消火栓及び消火栓配管は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう配管の凍結防止対策として露出部には断熱材で被覆し、それ以外は地中埋設とする。なお、大阪府は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 また、埋設部で構内道路下に埋設する箇所は、車両の荷重を考慮し、上記深さが600mm以上となるように埋設する。</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1] 粉末消火器では消火できない場合のバックアップとして第1加工棟(追第3次 表へー2ー1)には{8012-2}消火設備 屋外消火栓、第2加工棟(追第4次 表へー2ー1)には{8012}消火設備 屋内消火栓を設ける。</p> <p>{8012-2}消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条の設置基準に基づき設置する。 建築物の各部分からその消火栓の各部分からホース接続口までの水平距離が40mの範囲内以下となるように配置する。 ○設備の員数({8012-2}消火設備 屋外消火栓) ・屋外消火栓：全6台 ・屋外消火栓に設置するホース：20mホース2本</p> <p>加工施設に係る屋外消火栓は全6台であり、このうち、第1加工棟全域を包含するために配置する屋外消火栓は4台とする。</p>

表リ一他ー1 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条の設置基準に基づき設置する。</p> <p>防火対象物の階ごとに、その消火栓の各部分からホース接続口までの水平距離が 25 m の範囲内以下となるように配置する。また、当該階の各部分に有効に放水することができるよう延長ホースを配置する。</p> <p>屋上の受電設備(変圧器等)の火災に備えて泡消火剤(油火災用)を設置する。</p> <p>○設備の員数 ({8012} 消火設備 屋内消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓 : 全 13 台 (1 階 : 4 台、中 2 階 : 1 台、2 階 : 3 台、3 階 : 4 台、4 階 : 1 台)</li> <li>・屋内消火栓に設置するホース : 15 m ホース 2 本</li> <li>・延長ホース (15 m) : 3 本 (1 階 : 1 本、2 階 : 1 本、3 階 : 1 本)</li> <li>・泡消火薬剤 : 1 式</li> </ul> <div style="border: 2px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>消火栓の消火栓ポンプ及び水源となる水槽は、消防法施行令第十一条(屋内消火栓)及び十九条(屋外消火栓)の設置基準に基づき設置する。なお、消火栓ポンプ及び水源は、発電機・ポンプ棟(表リ一建ー1)に設置する。</p> <p>○設備の員数 ({8012} 消火設備 屋内消火栓/{8012-2} 消火設備 屋外消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓水槽 : 1 基 (約 25 m³ 屋内/屋外兼用)</li> <li>・消火栓ポンプ : 1 台 (屋内/屋外兼用、非常用電源設備に接続)</li> </ul> <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 1 加工棟は建物外から各室へのアクセスルートを 2 つ以上確保するように屋外消火栓を配置する。{8012} 消火設備 屋内消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 2 加工棟は消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを 2 つ以上確保するように屋内消火栓を配置する。</p> <p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11. 3-F2] 消火栓ポンプには、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>

表リ一他－1 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24. 2-F2] 消火栓ポンプは、消防法施行令第十一条（屋内消火栓）及び第十九条（屋外消火栓）に基づき、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも放水可能とする。 消火栓ポンプを接続する非常用電源設備の系統図を図リ一他－1 1（6）、図リ一他－1 1（8）に示す。
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一他－5（図リ一他－5（9）を除く）、図リ一他－1 1（6）、図リ一他－1 1（8）	
一般産業用工業品	消火栓本体、配管、配線、保温材、消防用ホース、消火栓ポンプ、制御盤、消火栓ポンプ起動ボタン、消防用ホース箱、泡消火薬剤	

表リ-他-2 (1/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準 に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第1 廃棄物貯蔵棟	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	改造	1 式 (11 台)	器具本体 (スピーカ)、配線	通信連絡設備等	図リ-他-1 (1) 図リ-他-1 (2) 図リ-他-1 2 (1)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造	1 式 (4 台)	器具本体 (PHS アンテナ) ⁽⁴⁾ 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	通信連絡設備等	図リ-他-1 (1) 図リ-他-1 (2) 図リ-他-1 2 (2)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	改造	1 式 (熱感知器 (スポット型) : 44 台 煙感知器 (スポット型) : 4 台)	器具本体、配線	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-1 (3) 図リ-他-1 (4)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造	1 式 (1 台)	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-1 (3) 図リ-他-1 1 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8010-2} 消火設備 消火器	改造	1 式 (ABC 粉末消火器 10 型 : 21 本 二酸化炭素消火器 : 1 本)	消火器	火災等による損傷の防止	図リ-他-1 (5) 図リ-他-1 (6)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8031} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	避難通路表示	安全避難通路等	図リ-他-1 (7) 図リ-他-1 (8)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8032} 緊急設備 非常用照明	改造	1 式 (11 台)	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	図リ-他-1 (7) 図リ-他-1 (8) 図リ-他-1 1 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)

表リ-他-2 (2/10) 建物等、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準 に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第1 廃棄物貯蔵棟	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1 式 (20 台)	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	図リ-他-1 (7) 図リ-他-1 (8) 図リ-他-1 1 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ))	改造	1 式 (3 台)	器具本体 (スピー カ)、配線	通信連絡設備等	図リ-他-2 (1) 図リ-他-2 (2) 図リ-他-1 2 (1)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	改造	1 式 (熱感知器 (スポ ット型) : 38 台 煙感知器 (スポ ット型) : 1 台)	器具本体、配線	火災等による損傷 の防止 警報設備等	図リ-他-2 (3) 図リ-他-2 (4) 図リ-他-1 2 (3)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造	1 式 (1 台)	受信機本体、バッテ リ、配線	火災等による損傷 の防止 警報設備等	図リ-他-2 (3) 図リ-他-1 1 (5) 図リ-他-1 2 (3)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8010-3} 消火設備 消火器	変更なし	1 式 (ABC 粉末消火 器 10 型 : 6 本)	消火器	火災等による損傷 の防止	図リ-他-2 (5) 図リ-他-2 (6)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8033} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	避難通路表示	安全避難通路等	図リ-他-2 (7) 図リ-他-2 (8)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8036} 緊急設備 非常用照明	改造	1 式 (7 台)	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	図リ-他-2 (7) 図リ-他-2 (8) 図リ-他-1 1 (5)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1 式 (10 台)	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	図リ-他-2 (7) 図リ-他-2 (8) 図リ-他-1 1 (5)	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)

表リ-他-2 (3/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準 に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾	
発電機・ポンプ棟	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ))	改造	1式 (1台)	器具本体(スピー カ) ⁽⁴⁾ 、配線	通信連絡設備等	図リ-他-3 図リ-他-12(1)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)	
発電機・ポンプ棟	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポ ット型):8台)	器具本体、配線	火災等による損傷 の防止 警報設備等	図リ-他-3 図リ-他-12(4)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)	
発電機・ポンプ棟	{8010-7} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC粉末消火 器10型:4本)	消火器	火災等による損傷 の防止 警報設備等	図リ-他-3	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)	
発電機・ポンプ棟	{8035-2} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	安全避難通路等	図リ-他-3	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)	
発電機・ポンプ棟	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (3台)	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	図リ-他-3 図リ-他-11(6)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)	
発電機・ポンプ棟	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	新設	1式 (3台)	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	図リ-他-3 図リ-他-11(6)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)	
第2加工棟	{8011} 消火設備 自動式の消火設備	新設	1式 (3基)	器具本体(金属製)	火災等による損傷 の防止	図リ-他-4	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)	
第2加工棟	{8012} 消火設備 屋内消火栓	表リ-他-1に記す。						
屋外	{8012-2} 消火設備 屋外消火栓	表リ-他-1に記す。						

表リ-他-2 (4/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準 に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
屋外	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	変更なし	2台	消防ポンプ本体 ⁽⁴⁾ 、 消防用吸管、消防用 ホース、消防用ノズ ル	火災等による 損傷の防止	図リ-他-5 (9)	全施設
第2加工棟	{8052} 緊急設備 漏水検知器	改造	1式	スポット式センサ、 検知帯	溢水による損傷の 防止	図リ-他-6 (1)	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8056} 緊急設備 漏水検知器	改造	1式	スポット式センサ、 検知帯	溢水による損傷の 防止	図リ-他-6 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
屋外	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解 ガス)	改造	1式 (2台)	機器本体(電磁弁)、 配管、配線、リレー	火災等による損傷 の防止	図リ-他-7	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分 解ガス)	改造	1式 (2台)	機器本体(電磁弁)、 配管、配線、リレー	火災等による損傷 の防止	図リ-他-7	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気 可変炉 (表リ-設-4-8)
屋外	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	改造	1式 (2台)	機器本体(電磁弁)、 配管、配線、リレー	火災等による損傷 の防止	図リ-他-7	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7)
屋外	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)	改造	1式 (2台)	機器本体(電磁弁)、 配管、配線、リレー	火災等による損傷 の防止	図リ-他-7	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)	改造	1式 (2台)	機器本体(電磁弁)、 配管、配線、リレー	火災等による損傷 の防止	図リ-他-7	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)

表リー他-2 (5/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準に対する 仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
屋外	{8042-2} 緊急設備 感震計	改造	1式 (2台)	機器本体(感震器、 表示機)、配線、リ レー、バッテリー	火災等による損傷 の防止 溢水による損傷の 防止	図リー他-7	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1) 燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気 可変炉 (表リー設-4-8) 焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1) 発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)
発電機・ポンプ棟	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	改造	1式	器具本体、配線、リ レー	内部溢水による損 傷の防止	図リー他-7	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1) 第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第2加工棟 第2-2ペレット 室	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1式 (4台)	機器本体(検知器、 表示器)、配線、リ レー、バッテリー	火災等による損傷 の防止	図リー他-8	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第2加工棟 第2開発室	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1式 (8台)	機器本体(検知器、 表示器)、配線、リ レー、バッテリー	火災等による損傷 の防止	図リー他-8	燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気 可変炉 (表リー設-4-8)
第2加工棟 第2-2ペレット 室	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	改造	1式 (4台)	機器本体(検知器、 表示器)、配線、リ レー、バッテリー	火災等による損傷 の防止	図リー他-8	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	改造	1式 (6台)	機器本体(検知器、 表示器)、配線、リ レー、バッテリー	火災等による損傷 の防止	図リー他-8	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)



表リー他ー２（６／１０） 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準に対する 仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
屋外	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	変更なし	1式 ( ⁽²⁾ )	器具本体 ⁽⁴⁾ 、ラン プ、バッテリー、乾電 池、ガソリン	安全避難通路等	図リー他ー 9	全施設
事務棟	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交 換機）	改造	1式 (1台)	交換機本体、バッテ リ、配線	通信連絡設備等	図リー他ー 10 (1) 図リー他ー 11 (9) 図リー他ー 12 (2)	全施設
事務棟	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	変更なし	1式 (12台)	器具本体、バッテリー	通信連絡設備等	図リー他ー 10 (1)	全施設
事務棟、保安棟	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電 話機）	変更なし	1式 (事務棟：1台、 保安棟：2台)	器具本体（固定電話 機）、配線	通信連絡設備等	図リー他ー 10 (1) 図リー他ー 12 (2)	全施設
事務棟、保安棟	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携 帯電話機（PHS アンテナ））	改造	1式 (事務棟：1台、 保安棟：1台)	器具本体（PHS アン テナ） ⁽⁴⁾ 、配線、所 内携帯電話機（PHS）	通信連絡設備等	図リー他ー 10 (1) 図リー他ー 12 (2)	全施設
屋外	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設 備（スピーカ））	改造	1式 (11台：第5廃 棄物貯蔵棟、発 電機・ポンプ棟 分を含む)	器具本体（スピー カ） ⁽⁴⁾ 、配線	通信連絡設備等	図リー他ー 10 (1) 図リー他ー 12 (1)	全施設
事務棟、保安棟、 屋外	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	変更なし	1式 ( ⁽¹⁾ )	器具本体、バッテ リ、配線	通信連絡設備等	図リー他ー 10 (2) 図リー他ー 11 (9)	全施設
第2加工棟	{8065} 緊急設備 遮水板	新設	1式 (2箇所)	不燃材	溢水による損傷の 防止	図リー他ー 13 (1)	第2加工棟 (追第4次 表ハー 2-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8065-2} 緊急設備 遮水板	新設	1式	不燃材	溢水による損傷の 防止	図リー他ー 13 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表トー W1 建ー 1)

表リ-他-2 (7/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準に対する 仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第1廃棄物貯蔵棟	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1防 護壁)	新設	1基	—	外部からの衝撃に よる損傷の防止	図ト-W1建-2 (2) 図ト-W1建-16	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	—	溢水による損傷の 防止	図ト-W1建-5 図ト-W1建-17	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防 護壁)	新設	1基	—	外部からの衝撃に よる損傷の防止	図ト-W3建-2 (2) 図ト-W3建-14	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	{7037} 警報集中表示盤 —	変更なし	1式	警報装置、バッテリー	警報設備等、非常用 電源設備	図チ-設-6-1 図チ-設-7-1 図チ-設-8-1 図リ-他-11 (1) 図リ-他-11 (3) 図リ-他-11 (5) 図リ-他-11 (7) 図リ-他-12 (3) 図リ-他-12 (4)	気体廃棄設備 No.1 (表ト-2P設-2-1) 気体廃棄設備 No.2 (表ト-W1設-2-1) 放射線監視盤 (ダストモニ タ) (表チ-設-6-3) 放射線監視盤 (ダストモニ タ) (表チ-設-7-2) 放射線監視盤 (ガンマ線エリ アモニタ) (表チ-設-8-2) 自動火災報知設備 (受信機) (表リ-他-2 (1/10)) (表リ-他-2 (2/10))

表リ-他-2 (8/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準に対する 仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟	{8045} 緊急設備 防火ダンパー	改造	1式 (45台)	機器本体(金属製)、 温度ヒューズ式	火災等による損傷 の防止	図ト-2P設-2-1-1(2) 図ト-2P設-2-1-1(3) 図ト-2P設-2-1-1(4) 図ト-2P設-2-1-1(5) 図ト-2P設-2-2-1(2) 図ト-2P設-2-2-1(3) 図ト-2P設-2-2-1(4) 図ト-2P設-2-3-1(2) 図ト-2P設-2-3-1(3) 図ト-2P設-2-4-1(2) 図ト-2P設-2-4-1(3) 図ト-2P設-2-4-1(4)	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)
第2加工棟	{8062} 緊急設備 防護板	新設	1式	金属板(厚さ 1.5 mm 以上)	火災等による損傷 の防止	図ハ-2P設-7-1 図ハ-2P設-8-2(1) 図リ-設-4-6	プレス No.2-1 (表ハ-2P設-7-1) 焙焼炉 No.2-1 破碎装置 (表ハ-2P設-8-2) 燃料開発設備 プレス (表リ-設-4-6)
第2加工棟	{8058} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (2箇所)	金属板	加工施設内におけ る溢水による損傷 の防止	図ハ-2P設-3-1(1) 図ハ-2P設-5-1(4) 図ハ-2P設-13-1-3	粉末混合機 No.2-1 粉末投入 機 (表ハ-2P設-3-1) 粉末搬送機 No.2-1 粉末搬 送容器昇降リフト (表ハ-2P設-5-1) 連続焼結炉 No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)

表リ-他-2 (9/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準 に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟 第2分析室	{8066} 分析設備 —	変更なし	1式	機器本体	—	図リ-他-15	—
第2加工棟	{8068} 計量設備 上皿電子天秤	改造	1式 (13台)	機器本体	—	図ハ-2P設-8-3 図ハ-2P設-9-2 図ハ-2P設-10-1 図ハ-2P設-17-1 図ハ-2P設-20-1 図ハ-2P設-21-1 図リ-他-14	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フ ード (表ハ-2P設-8-3) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉 (表ハ-2P設-9-2) 計量設備架台 No.4 (表ハ-2P設-10-1) ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレッ ト検査台部 (表ハ-2P設-17-1) 計量設備架台 No.7 (表ハ-2P設-20-1) ペレット検査台 No.1 (表ハ-2P設-21-1) ペレット一時保管台 (追第4次 表ニ-12- 1) 計量設備架台 No.9 (追第4次 表ニ-16- 1) 計量設備架台 No.10 (追第4次 表ニ-17- 1) 粉末缶搬送コンベア No.1 (追第1次 表ヘ-2-5) 粉末缶搬送コンベア No.2 (追第1次 表ヘ-3-5)

表リ-他-2 (10/10) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準 に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第1加工棟 ⁽⁵⁾	{8068-2} 放射線測定装置 —	変更なし	1式 (1台)	機器本体	—	—	—
第2加工棟 第2開発室	{8069} 燃料開発設備 —	変更なし	1式	機器本体	—	図リ-他-15	—
第2加工棟 第2開発室	{8070} 試験検査設備 —	変更なし	1式	機器本体	—	図リ-他-15	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気 可変炉 (表リ-設-4-8)

(1) ファクシミリ:3台 一般回線:1式 携帯電話:1式 衛星携帯電話:4台 IP電話:3台 社内網の利用:1式

(2) 可搬型エンジン駆動照明:2台 ヘッドライト:20個 手動発電ライト:2個 可搬型ライト:10個 懐中電灯:20個 可搬式2800VAガソリン発電機:3台

(3) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。

(4) 屋外に設置する又は屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

(5) 主に廃棄物ドラム缶等に密封された試料のウラン量測定に用いる可搬型の設備・機器であり、第1加工棟において使用するほか、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び屋外に移動させ使用する場合がある。

表リー他ー3 加工施設に関連するその他の主要な設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	技術基準に 対する仕様	添付図
{8071} 運搬設備（フォークリフト、ドラム ポータ、パレットトラック） —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8072} 高圧ガス貯蔵施設（アンモニア、プ ロパンガス等） —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8073} ガス供給施設 —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8074} 危険物貯蔵施設（油、薬品等） —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8075} 受電施設 —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8076} 空調施設 —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8077} 給水及び循環水設備 —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8078} 緊急設備（放射線障害防護用器具、 非常用通信機器、計測器等、消火用 資機材、その他資機材） —	変更なし	1 式	本体	—	—
{8079} 緊急対策本部 —	変更なし	1 式	本体	—	—

汎用の設備・機器（一般産業用工業品）である表リ－他－1、表リ－他－2、表リ－他－3に記載されている設備について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。

追第3次 表リ-4-1 非常用設備

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式(15台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式(47台)	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ⁽¹⁾⁽²⁾	器具本体(スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式(10台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ⁽¹⁾⁽²⁾	器具本体(アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式(1台)	改造(再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ⁽¹⁾⁽²⁾	器具本体(PHSアンテナ)、配線、所内携帯電話機(PHS)	通信連絡設備等	1式(5台)	改造(一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ⁽¹⁾	器具本体、配線	火災等による損傷の防止	1式 熱感知器(スポット型) :27台 煙感知器(スポット型) :35台	改造(一部取替え・型式変更、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ⁽¹⁾	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機:1台(P型受信機)	改造(再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC粉末消火器10型 :20本 ABC粉末消火器20型 :13本 ABC粉末消火器50型 :2本	増設(1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4

(1) 耐震重要度分類第3類とする。

(2) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備(放送設備)と所内通信連絡設備(所内携帯電話機)の2種類になる。



追第4次 表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽²⁾
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) ⁽³⁾ 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ⁽¹⁾	改造 (一部取替え・型式変更、追加、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型): 280台 煙感知器 (スポット型): 90台)	器具本体 ⁽³⁾ 、配線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC 粉末消火器 10型: 102本 ABC 粉末消火器 50型: 17本 BC 粉末消火器 20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1～ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 ⁽³⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (74台)	器具本体 ⁽³⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)